令　和　4　年　度

事　業　報　告　書

令和5年6月

一般社団法人日本私立大学連盟

令和４年度事業報告書
目　　次

Ⅰ．一般報告

１．令和５年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過 …… (1)
１－２　令和５年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容 …… (7)
１－２－１　令和５年度文部科学省概算要求の決定経過 …… (7)
１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容 …… (22)
１－３　令和４年度補正予算の内容 …… (29)
１－３－１　第１号（第１次）の内容 …… (29)
１－３－２　第２号（第２次）の内容 …… (30)
１－４　令和５年度政府予算等の内容と対策活動 …… (32)
１－４－１　令和５年度政府予算の決定経過と対策活動 …… (32)
１－４－２　令和５年度政府予算の内容 …… (36)

２．令和５年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

２－１　私立大学側要望等の決定過程 …… (46)
２－２　文部科学省税制改正要望の内容 …… (47)
２－３　令和５年度私立学校関係税制改正の概要 …… (48)

３．審議会等への対応について

３－１　内閣官房「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議 …… (50)
３－２　文部科学省「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」 …… (50)
３－３　内閣官房「教育未来創造会議ワーキング・グループ」（第２次提言） …… (54)
３－４　文部科学省「中央教育審議会教育振興基本計画部会」 …… (55)

４．就職問題等について

４－１　就職問題等について …… (57)

５．その他

５－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について …… (66)
５－１－１　テーマ別懇談会 …… (68)
５－１－２　産学連携推進分科会 …… (69)
５－１－３　採用・インターンシップ分科会 …… (69)
５－２　ウクライナの学生等の受け入れに関する調査並びに財政支援等要望について …… (70)
５－３　大学設置基準の一部改正への対応について …… (71)

Ⅱ．事業報告

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化
１－１－１　総合政策センター　企画会議 …… (73)
１－１－１－１　事業の企画立案・調整
１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議 …… (74)
１－１－２－１　政策提言の実現に向けた取組
１－１－２－２　政策課題への取組
１－１－３　総合政策センター　プロジェクト …… (75)
１－１－３－１　シンクタンク機能の強化：高等教育の無償化にかかる諸問題への対応
１－１－３－２　シンクタンク機能の強化：オンライン授業の推進に向けた検討
１－２　情報収集・発信の強化
１－２－１　広報・情報委員会 …… (77)
１－２－１－１　社会に向けた情報発信の強化
１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会 …… (79)
１－２－２－１　『大学時報』の発行
１－２－３　広報・情報委員会　情報分科会 …… (81)
１－２－３－１　調査の実施、情報収集
１－２－４　その他 …… (82)
１－２－４－１　インターネットを活用した情報発信

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動
２－１－１　公財政政策委員会 …… (84)
２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応
２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上
３－１－１　教育研究委員会 …… (87)
３－１－１－１　関係機関等への対応
３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会 …… (87)
３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施
３－１－３　教育研究委員会　リカレント教育推進分科会 …… (88)
３－１－３－１　リカレント教育の推進に向けた検討
３－２　学生・就職支援の充実
３－２－１　学生委員会 …… (89)
３－２－１－１　学生支援研究会議の開催
３－２－１－２　「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」のまとめ（集計結果概要）の作成、公表
３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会 …… (92)
３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議
３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会 …… (95)
３－２－３－１　就職にかかわる諸問題への対応
３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会 …… (97)
３－２－４－１　「私立大学学生生活白書2022」の作成、公表

３－３　グローバル教育の推進
３－３－１　国際連携委員会 …… (98)
３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供
３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

４．大学マネジメントに関する事業
４－１　自律的大学経営の確立
４－１－１　経営倫理委員会 …… (101)
４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応
４－１－２　経営委員会 …… (101)
４－１－２－１　私立大学経営の充実・強化に向けた検討
４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会 …… (104)
４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討
４－１－４　経営委員会　人事労務検討分科会 …… (106)
４－１－４－１　私立大学における人事労務政策にかかる検討
４－２　教学・経営マネジメントの確立
４－２－１　理事長会議　幹事会 …… (108)
４－２－１－１　理事長会議の企画・実施
４－２－２　学長会議　幹事会 …… (109)
４－２－２－１　学長会議の企画・実施
４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会 …… (112)
４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施
４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会 …… (114)
４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施
４－２－５　監事会議　幹事会 …… (116)
４－２－５－１　監事会議の企画・実施
４－３　大学経営人材の養成
４－３－１　研修委員会 …… (118)
４－３－１－１　ポストコロナの私大連研修のあり方の検討
４－３－１－２　創発思考プログラムの企画・実施
４－３－１－３　大学職員短期集中研修の企画・実施
４－３－１－４　新任管理職研修の企画・実施
４－３－１－５　オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発
４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会 …… (131)
４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施
４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会 …… (134)
４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施
４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会 …… (136)
４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施
４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会 …… (140)
４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

５．その他目的達成に必要な事業
５－１　緊急・共通課題への対応
５－１－１　理工系分野の教育研究推進プロジェクト …… (143)
５－１－１－１　私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応

Ⅲ．処務の概要

１．顧問及び役員等について
１－１　年度当初の顧問及び役員等 …… (146)
１－２　役員の任期満了に伴う改選 …… (147)
１－３　その後の異動 …… (149)

２．会員の入退会等について
２－１　休会 …… (149)

３．人事関係について
３－１　事業担当理事等 …… (150)
３－１－１　年度当初の事業担当理事等
３－１－２　役員改選に伴う新事業担当理事等
３－２　対外派遣等人事 …… (152)
３－２－１　日本私立大学団体連合会
３－２－２　文部科学省
３－２－３　公益財団法人私立大学退職金財団
３－２－４　日本私立学校振興・共済事業団
３－２－５　一般財団法人私学研修福祉会
３－２－６　アジア太平洋大学交流機構（UMAP）（ユーマップ）
３－２－７　独立行政法人日本学生支援機構
３－２－８　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
３－２－９　独立行政法人大学入試センター
３－２－１０　東京都
３－２－１１　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
３－２－１２　一般社団法人日本経済団体連合会
３－３　私大連事務局への職員派遣協力 …… (157)
３－４　私大連事務局職員 …… (158)

４．令和４年度役員会・総会
４－１　常務理事会 …… (159)
４－２　理事会 …… (164)
４－３　総会 …… (168)

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿（111法人123大学） …… (171)

６．令和４年度各種委員会委員一覧 …… (172)

７．令和４年度事業計画 …… (180)

Ⅳ．社員の異動状況 …… (190)

＜資料編＞ ……………………………………………… (191)
　　１．令和５年度私立大学関係政府予算要求関係
　　２．令和５年度私立学校関係税制改正等要望関係
　　３．審議会等関係
　　４．就職問題等関係
　　５．その他
　※この資料編は、本文中、「資料編　資料（番号)」と記載してあるものです。

＜令和４年度事業報告の附属明細書＞ ……………………………… (327)

Ⅰ．一　般　報　告

１．令和５年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

私大連では、これまで常務理事会、理事会並びに総会において、私立大学関係政府予算に対する私立大学側要求について種々の検討を重ねるとともに、私大連と日本私立大学協会とで構成する日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）をはじめ、日本私立短期大学協会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会で構成する全私学連合（以下、「全私連」という。）、文部科学省及び関係諸機関とも連携・協力し、要求に当たっての基本方針並びに要求内容のとりまとめをはじめ、文部科学省概算要求に向けた私立大学側の要求、さらに政府予算獲得の実現に向けて積極的な対策活動を展開してきた。

令和５年度に向けた私立大学関係政府予算要求に関する私立大学側の基本的考え方、それに基づく具体的要求方針等のとりまとめ及びその実現・実行活動については、令和４年度事業計画における「Ⅱ．公財政活動に関する事業」の「税財政改革にかかる活動」の一環として、公財政政策委員会を設置し、その任務に当たった。

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過

令和元年12月頃から中国湖北省武漢市を中心として発生したとされる新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が引き起こす新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せ、令和２年１月30日には世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されるに至った。令和２年２月下旬には世界７大陸のうち南極大陸を除く全ての大陸で感染者が確認され、３月11日には世界保健機関が「新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックと形容される」と評価した。新型コロナウイルス感染症の流行は、その中心地を、中国から米国・欧州、中南米・アフリカへと移しながら世界規模に拡大し、感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治経済秩序、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及した。

日本では、令和２年１月15日に新型コロナウイルスの最初の感染者が確認された後、３月下旬以降、感染が急速に拡大し、４月６日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認され、４月４日現在の４月１日までの状況として、感染経路が特定できていない感染者が40.6％を占める事態となり、４月10日には新規感染者数が708人にまで達した。

この間、政府では、政府としての新型コロナウイルス感染症に係る対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長として「新型コロナウイルス感染症対策本部」を１月30日に設置し、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定、滞在歴による外国人等の上陸拒否などの措置を講じた。２月25日には、『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において、今後の感染拡大防止策として、「学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等

に要請する」ことを決定し、２月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、文部科学省では、翌28日に文部事務次官名による「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に、３月２日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む）に基づく臨時休業を行うことを要請した。

４月７日には、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から、緊急事態措置を実施すべき期間として４月７日から５月６日までの30日間、緊急事態措置を実施すべき区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、４月16日には、全都道府県が緊急事態措置の対象とされた。その後、１日の新規感染者数は減少し、５月25日には宣言を解除するに至った。

しかし、10月末以降に再び増加傾向に転じた新規感染者報告数は、11月以降にその傾向が強まり、12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられるようになった。これを受け、政府は令和３年１月７日に、令和３年１月８日から令和３年２月７日までの31日間について、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言が発出され、同４都県における緊急事態措置は３月21日まで継続された。

新型コロナウイルス感染症対策本部が令和３年１月７日にその内容を変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「学校等の取扱い」について、１）文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する、２）大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する、３）部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する、４）大学入学共通テスト、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期したうえで、予定どおり実施する、などとされた。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、２月３日に成立、２月13日に施行された。

令和３年度に入ってからは、令和３年４月１日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に係る分析・評価の結果を踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示が、４月23日には、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の４都府県とする公示がなされた。以降、特に令和３年７月からの感染拡大期は、感染力の強いデルタ株への置き換わりにより、これまでに比べ陽性者数が非常に大きなものとなり、緊急事態措置の対象は21都道府県、まん延防止等重点措置の対象は延べ33都道府県に上ったが、８月20日に全国で１日当たり25,975人の新規陽性者を記録した後に、急速に減少し、９月30日に緊急

事態措置並びにまん延防止等重点措置は終了した。

政府は、令和３年11月末以降、感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国を停止するとともに、帰国者には、７日間（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については14日間）の自宅等待機と健康観察を実施し、加えて、オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者には、検疫所の確保する施設での厳格な待機措置を講じた。

しかし、12月下旬以降再び新規陽性者数が増加傾向となり、令和４年１月にはその急速な増加に伴い、療養者数と重症者数も増加傾向が見受けられたことから、１月７日に広島県、山口県及び沖縄県の３県が１月９日から１月31日までまん延防止等重点措置の対象とされたことを皮切りに、対象となる都道府県が増え、３月21日の同措置の終了までの間に36都道府県がその対象となった。

こうした状況を踏まえ、私大連では、令和５年度政府予算に関する私立大学関係の要望のとりまとめに当たって、公財政政策委員会、常務理事会及び理事会において、私立大学関係政府予算要求に関する基本方針並びに要望内容等について検討するとともに、連合会、全私連並びに文部科学省等との連携を図りつつ、文部科学省高等教育局（私学部等担当部局）等との情報交換やその後の政府等の動向を注視しながら、積極的な要望活動を展開した。

第１回公財政政策委員会（４月12日開催）では、わが国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育のあり方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要があるとの基本認識のもと、内閣総理大臣を議長、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣を議長代理、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及びわが国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者を構成員として、令和３年12月３日の閣議決定に基づき設置された教育未来創造会議や、財務省財政制度等審議会における検討経過等について、文部科学省の私学助成課長から説明を受けるとともに、令和３年12月27日開催の第１回教育未来創造会議における「教育や人材育成といった人への投資は成長の源泉である」とする内閣総理大臣によるコメント、教育未来創造会議がとりまとめている「論点整理（案）」において、その基本的考え方の中心に「日本の社会と個人の未来は教育にある」との思いが据えられていることも踏まえ、令和５年度私立大学関係政府予算及び税制改正要望の方向性について協議した。

その結果、要望書（案）は、１）昨年度の要望書同様、「基本的考え方」、「最重点要望項目」及び「重点要望項目」によって構成する、２）「基本的考え方」では、①多様な教育研究を推進する私立大学の持続的な成長、発展なくして実現し得ず、国は、未来創造を担う人材の多くを育成する私立大学を基幹とした高等教育政策を打ち出すべきである、②令和５年度私立大学関係政府予算は、公共財である高等教育に対する公財政支出を通じた“分配・投資”のあり方の大胆な見直しにより、「わが国の持続的成長環境の整備の観点からの『教育条件の維持・向上』、『学生の修学上の経済的負担の軽減』、『経営の健全性の向上』を目的とする私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金による『２分の１補助』の実現」、「私立大学生と国立大学生との間の不当な格差固定化や納税者間の不平等拡大防止の観点に立った13倍に上る不合理な国私間格差の是正」と「最重点要望項目に掲げる私立大学の取り組みに対しての長年の国私間格差を顧慮しない競争を私立大学に強いることとなる国公私共通の競争的資金という形での措置ではなく、私立大学の基盤的経費として位置づけたうえでの支援の実現により、私立大学の教育研究、医療並びに社会貢献活動のさらなる機能強化に資する予算としての編成」を要望する、３）最重点要望項目として、①授業料減免をはじめとする学生への

経済支援に対する支援、②特色ある教育研究に対する支援、③グローバル化と地方創生推進に対する支援、④新型コロナウイルス感染症対策に対する支援を据え、「②特色ある教育研究に対する支援」では、政府関係機関や大学団体と経団連とによる採用と大学教育の未来に関する産学協議会をはじめとする機関における議論の動向を踏まえ、教育内容に関わっての「文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進」、教育手法に関わっての「ICTを活用した教育の推進」とともに、「リカレント教育の推進」や「グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進」に係る支援を掲げることとし、その内容は令和４年度第２回（第645回）理事会（５月10日開催）に報告、了承された。

第２回公財政政策委員会（５月31日開催）では、教育未来創造会議の下に、わが国の未来を担う人材の育成に向けて、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくことを目的として設置されたワーキング・グループからの私大連へのヒアリング依頼を受け、第２回ワーキング・グループ（令和４年２月17日開催）に私大連として提出した意見書、５月10日に教育未来創造会議が「１．未来を支える人材を育む大学等の機能強化」、「２．新たな時代に対応する学びの支援の充実」並びに「３．学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備」に係る具体的方策をとりまとめた『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』の内容、４月27日開催の経済財政諮問会議において、同会議臨時議員である文部科学大臣が説明した『未来を支える「人への投資」と科学技術・イノベーションの充実～成長と分配の好循環に向けて～』、５月16日開催の第６回経済財政諮問会議において協議された『経済財政運営と改革の基本方針2022　骨子案』の内容等を踏まえ、要望書の最終とりまとめに向け協議した。その結果、要望書の第一の柱である「基本的考え方」では、「私立大学の学納金が国立大学の授業料の２倍以上であるにも関わらず、私立大学で学ぶ学生が学部段階では78％、大学院段階では34％を占めている現状は、社会が私立大学の教育研究、医療や社会貢献を通じた諸活動の意義を広く理解し、そのさらなる発展に期待してのものである」としたうえで、「国は、未来創造を担う人材の多くを育成する私立大学を基幹とした教育政策を打ち出すべきである」ことを述べることとした。

第二の柱である「最重点要望項目」は「要望１．授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援」、「要望２．特色ある教育研究に対する支援」、「要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援」並びに「要望４．新型コロナウイルス感染症対策に対する支援」の四本の柱からなる。

「要望１．授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援」では、所得中間層、大学院生並びに新型コロナウイルス感染症等による家計急変家庭の学生に対する支援を要望し、特に所得中間層については、１）令和２年度からの「修学支援新制度」の導入に伴い、各私立大学が実施する授業料減免事業について、国が一定の家計基準（主たる家計支持者の収入金額が、給与所得者については841万円以下、給与所得者以外については355万円以下）を対象として支援する私立大学等経常費補助金が廃止された中、多くの私立大学では、令和元年度以前の入学者に対して実施していた授業料減免事業を、令和２年度以降も令和元年度と同様の基準で実施するなど、学生への経済支援を継続している。また、令和２年度以降の入学者についても、令和元年度と同様の基準で授業料減免を実施していること、２）わが国はOECD各国との比較において、学生一人当たり公財政支出は最低水準であるとともに、高等教育費に係る家計負担額はOECD各国の中で最高水準となっている一方で、従業員１人当たり平均年収（購買力平価ベース）の伸びは極めて低調（平成３〔1991〕年を100としたときの令和２〔2020〕年の数値：日本103、米国147、イギリス144、カナダ138、ドイツ134、フランス130、世界計132）である中にあっても、わが国の大学生の74％（学部学生の78％）を私立大学生が占めるとともに、大学進学率は上昇し続けており、私立大学へのアクセスを経済的な理由をもって閉ざされるよ

うなことがあってはならないこと、３）ひとり親世帯、多子世帯や家計急変家庭などへの配慮により、家庭にいかなる経済的理由があろうとも私立大学への進学を断念することなく、入学後は安心して学びを継続することができるよう、私立大学が「修学支援新制度」の対象となっていない所得中間層に実施した授業料減免事業や特色ある経済的支援事業について、私立大学等経常費補助金をはじめとする国による適切な支援がなされるべきであること、を要望している。

「要望２．特色ある教育研究に対する支援」では、１）文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進、２）ICTを活用した教育の推進、３）リカレント教育の推進、４）デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進に対する支援を掲げ、「１）文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進」に関わっては、「女子は理系に向いていない」といった根拠のないバイアス、初等中等教育における教育体系、雇用環境といった社会システムの壁を乗り越え、数理・データサイエンス・AI教育を通じたリテラシーの涵養、文理の枠を超えたリベラルアーツ教育を含むSTEAM教育を通じた思考力と判断力等の涵養に向け、「総合知」を生かした分野横断教育や文理融合教育の実践、そのための入試改革を進める私立大学における取り組みへの積極的な支援を、「３）リカレント教育の推進」に関わっては、継続的なリカレント教育実施に向けて、大学等が企業や地方公共団体等と必要な人材像を求めるプログラム等について議論する場を設け、大学等が提供できるシーズと産業界のニーズの効率的なマッチングを図るための支援を、そして「４）デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進」に関わっては、今後の地球社会の持続的発展への寄与が期待されるデジタル、グリーン（脱炭素化等）等に代表される成長分野関連の人材育成を目的として、Society 5.0の実現に向けた特色ある教育展開、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成、リテラシーレベルの能力取得、リスキリングを実施するプログラム開発や起業家育成教育等に対する支援、成長分野への学部転換等をはじめとする取り組みに挑戦し続ける私立大学への継続的、かつ、大胆な支援を要望している。

「要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援」では、１）海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣並びに教育環境の国際化の充実、２）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり、に係る支援を要望している。

上記の要望内容に関わって、リカレント教育については、私立大学等経常費補助金によるリカレント教育の推進に対する支援（社会人の組織的受入れ）が、平成30（2018）年度に短期大学分を含めて38億円が措置されて以降、令和元（2019）以降の３年間は各年度３～４億円での推移にとどまっていること、グローバル化については、私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）が、平成30（2018）年度に短期大学分を含めて53億円、令和元（2019）年度に54億円が措置されて以降は減少し続け、令和３（2021）年度は19億円にまで縮減されていることを踏まえた要望内容としている。

「要望４．新型コロナウイルス感染症対策に対する支援」では、昨年度と同様に、１）学生の感染防止対策、２）私立大学病院における医療・福祉系人材育成、に係る支援を要望している。

第三の柱である「重点要望項目」は、「要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」、「要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化」、「要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化」、「要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化」、「要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」、「要望６．スポーツ

の振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化」並びに「要望７．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等」からなる。

特に「要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」では、「（６）若手研究者育成のための支援」において、「若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外からの若手研究者の招へいを実現するための支援の充実が必要不可欠である」旨を新たに記述した。

また、政府関係者、国会関係者への今後の要望活動をはじめとするさまざまな場面での活用、さらには、社会一般からの理解の深化、私立大学に対する公財政支出の必要性に係る世論の喚起を目指し、「要望（案）」に記した内容を中心に、私立大学としての“思い”や国私間格差の実態が明確となる論拠と事例について図表を中心に視覚的に訴える「データ編」については、最新のデータへの更新を適宜、図っていくこととした。

上記の経過を経てとりまとめられた「基本的考え方」、「最重点要望項目」並びに「重点要望項目」からなる『令和５年度私立大学関係政府予算に関する要望（案）』は、６月21日開催の令和４年度第１回（第224回・定時）総会において報告された。

一方、連合会では、６月23日に第１回公財政改革委員会を開催し、私大連がとりまとめた要望書と日本私立大学協会がとりまとめた要望書について協議し、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めることとした。具体的には、「基本的考え方」において、女性の大学進学率向上や男女共同参画社会の実現を支えてきた旨を記述するとともに、「重点要望項目」の「要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」において、「（３）専門職大学等に対する財源の確保」を追加し、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として誕生した「専門職大学」及び「専門職短期大学」が順次完成年度を迎えることとなることを踏まえ、本制度創設に係る学校教育法の一部を改正する法律（平成29年５月31日法律第41号）の法律案に対する「専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。」とする附帯決議に基づき、専門職大学等への財源確保を含めた私学助成の総額増額を強く要望する旨を記述した。

また、連合会としての最終的な要望書のとりまとめの過程では、文部科学省高等教育局の私学助成課、高等教育企画課、大学振興課、学生・留学生課、総合教育政策局地域学習推進課、研究振興局学術企画室等との調整を行った。

その後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私連では、連合会をはじめとする各構成団体の要望内容を受け、私立大学関係の要望をはじめ私立高等専門学校、私立高等学校等、私立小学校及び私立幼稚園関係の政府予算に関する要望、並びに日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）及び私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望を含む『令和５年度私立学校関係政府予算に関する要望』としてとりまとめ、各団体の会長への報告、了承を経て、要望の趣旨や項目を踏まえた『データ編』とともに文部科学大臣及び文部科学省政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（８月３日）された（資料編　資料１－１、１－２）。

私大連並びに連合会では、上記『要望』のとりまとめと相まって、政府予算に関連する要望活動を展開した。

令和４年２月24日のロシア連邦大統領によるウクライナ東部ドンバス地方での「特殊軍事作戦の実

施」の公表により、事実上、ロシア連邦によるウクライナ領へのさらなる侵攻が進んで以降、私大連では、３月３日に「ウクライナ侵攻に関する声明」を公表した。４月下旬には、加盟123大学を対象にウクライナの学生等の受入れについて、加盟大学の状況を調査し、５月13日にその調査結果をとりまとめ、公表するとともに、「ウクライナの学生等の受け入れに関する要望」をとりまとめ、ウクライナの科目等履修生等（特定活動）に対するビザ期間の延長や正規生として受け入れる場合の学生定員外の対象とすることを政府関係機関に要望するとともに、ウクライナの学生等の受入れに対する財政支援を要望した。

８月23日開催の全私連私学振興協議会では、私立大学の厳しい状況と社会貢献の効果を『データ編』にとりまとめたエビデンスに基づき説明したうえで、大学改革に対する支援を求めるとともに、令和４年度から専門職大学が私学助成の対象となっていることを踏まえた私立大学等経常費補助等の拡充を要望した。

私大連並びに連合会では、８月30日の文部科学省による財務省への概算要求の提出後も、『要望』の内容が令和５年度政府予算（案）に反映されるよう、その実現活動を展開した。

１－２　令和５年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容

１－２－１　令和５年度文部科学省概算要求の決定経過

令和３年10月４日の第205回国会（臨時会）において、第100代内閣総理大臣に選出された自由民主党の岸田文雄総裁は、10月８日の所信表明演説において、「新しい資本主義を実現していく車の両輪は、成長戦略と分配戦略である」としたうえで、成長戦略の柱に「科学技術立国の実現」、「地方を活性化し、世界とつながる『デジタル田園都市国家構想』」、「経済安全保障」並びに「人生百年時代の不安解消」の四つの柱を掲げた。

そのうち、「科学技術立国の実現」に関わって、１）学部や修士・博士課程の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進する、２）世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを年度内に設置する、３）デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙など先端科学技術の研究開発に大胆な投資を行う、４）民間企業が行う未来への投資を全力で応援する税制を実現する、とした。

一方の分配戦略の柱には、「働く人への分配機能の強化」、「中間層の拡大と少子化対策」、「看護、介護、保育などの現場で働く人の収入増」並びに「公的分配を担う、財政の単年度主義の弊害是正」の四つの柱とともに、「地方活性化に向けた基盤づくりへの積極的な投資」を掲げた。そのうち「中間層の拡大と少子化対策」では、１）成長の恩恵を受けられていない方々に対して、国による分配機能を強化する、２）大学卒業後の所得に応じて「出世払い」を行う仕組みを含め、教育費や住居費への支援を強化し、子育て世代を支えていく、とした。

政府は「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に新しい資本主義実現本部を設置するとともに、同本部の下に、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための新しい資本主義実現会議を開催することとし、令和３年10月26日から検討を開始した。

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局では、11月８日に当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理した『緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～』をとりまと

め、公表し、１）成長と分配を同時に実現するためには、幼児教育・保育や小中学校から企業内まで、「人」への投資を強化する必要がある、２）リカレント教育やセーフティネットの整備を通じて、やり直しのできる社会、誰一人として取り残さない社会を実現する必要がある、などとした。

そして12月３日には、わが国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育のあり方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要があるとして、教育未来創造会議を設置することを閣議決定した。議長は内閣総理大臣、議長代理は内閣官房長官並びに文部科学大臣兼教育再生担当大臣、構成員は厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及びわが国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者とされ、平成25年１月15日の閣議決定により設置されてきた教育再生実行会議が行った検討等については、教育未来創造会議に引き継ぐこととされた。

12月６日の第207回国会（臨時会）における内閣総理大臣所信表明演説では、成長戦略に関わって、「官と民が共に役割を果たし、協働して、成長のための大胆な投資を行う」としたうえで、１）科学技術によるイノベーションを推進し、経済の付加価値創出力を引き上げる、２）大学改革に積極的に取り組む、３）10兆円の大学ファンドを年度内に創設する、４）イノベーションの担い手たる研究者が、大学運営ではなく、研究に専念できるよう、研究と経営の分離を進める、５）成長をけん引する、科学技術分野の人材育成を強化するため、大学の学部や大学院の再編に取り組む、６）地域の中小企業と連携した大学発ベンチャーの創出にも取り組む、などとした。

また、「人への分配は『コスト』ではなく、未来への『投資』である。官と民が、共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげる」、「付加価値を創出し、経済的豊かさや力強さをもたらす原動力は『人』である」としたうえで、１）人への投資を積極化させるため、３年間で4,000億円規模の施策パッケージを新たに創設する、２）非正規雇用を含め、学び直しや職業訓練を支援し、再就職や、正社員化、ステップアップを強力に進める、３）企業における人材投資の見える化を図るため、非財務情報開示を推進する、とし、分配政策を総動員することによって「分厚い中間層を取り戻していく」とした。

経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である経済財政諮問会議では、令和４年３月３日に「マクロ経済運営（金融政策、物価等に関する集中審議）」並びに「所得向上と人的資本の強化」を議事として開催され、有識者議員４名の連名により提出された資料『所得・人的資本の強化に向けて』では、１）一人ひとりの付加価値生産性を高めるような「人への投資」の拡大、２）ワークライフバランスを重視した、多様な働き方の推進、３）成長の果実を享受できる制度上の工夫を、それぞれの世帯の置かれた状況に合わせてきめ細かく行っていく必要がある、としたうえで、「65歳以上の単身世帯が大きく増加し、そのうち約６割の世帯の可処分所得は200万円以下。就業率は約20％、そのうち非正規比率は８割」という現状を踏まえ、「高齢時代において、年齢にかかわりなく意欲ある多様な活躍を促進するため、現役時代から、リカレント教育を強化すべき」とした。

３月23日開催の経済財政諮問会議に有識者議員４名の連名により提出された資料『経済・財政一体改革のバージョン・アップに向けて』では、「現在の資本主義が抱える課題や中長期的に取り組むべき社会課題に対して、岸田内閣が目指す経済社会の姿を、改めて国民間でしっかり共有し、経済・財政一体で改革に取り組むべき」としたうえで、目指すべき経済社会の姿として、１）グローバルなダ

イナミズムに溢れ新しいフロンティアが次々と生まれる経済社会、２）サステイナブル（持続可能）でレジリエントな経済社会、３）全員参加型の経済社会（分厚い中間層、女性・若者活躍など）を掲げ、「１）」では、「人」の多様性が生み出すダイナミズムを活かすとともに、イノベーション創発の連鎖を促し、生産性を引き上げ、社会課題の解決を通じて、付加価値の高い新たな市場を生み出し、成長のエンジンとする、「３）」では、成長を担う「人」への投資を社会全体で拡大するとともに、労働移動を促進し、賃金・所得を継続的に引き上げることで、次の成長につなげる好循環を実現し、多様で分厚い中間層に支えられた持続可能な経済社会を実現するとともに、さまざまな主体が助け合い、支え合って社会課題を解決する共助社会を実現する、とした。

４月27日開催の経済財政諮問会議に有識者議員４名の連名により提出された資料『人への投資、官民連携で無形・有形の資本価値を高める（教育、科学技術、社会資本、PPP／PFI）』では、「成長と分配の好循環のカギは、国全体として、人的資本や自然や文化も含めた広義の無形資本をしっかりと把握し、それらへの投資を適切な官民連携によって、推進していくことである」、「国全体においても、こうした投資は経常的な経費・コストではなく、資産価値を高め、成長の源泉となり得る」、「財政においても、経常的な政府消費支出とこうした投資を区別し、適切な評価とそれに基づいた投資が重点的にできるようにすべき」、「国民生活や成長の基盤である社会資本が老朽化する中、民間の技術・人材・資金を最大限に活用して整備していく必要がある」とするほか、「教育や科学技術の質の向上に向けては、重点分野を明らかにするとともに、多年度にわたる道筋を明確化させることが重要である」としたうえで、１）少子化の急速な進展の中、DX等の技術革新の活用や大学改革等をテコとして、国全体の人的資本の厚みを広げ、課題解決と経済成長をともに実現すべき、２）大学ファンドによる支援をテコに大学の教育研究やガバナンス・経営の質などを引き上げるべく、基本方針を策定し、競争的な環境の下で支援対象の選定を進めるべき、３）その他の大学についても、デジタル関係等、今後必要とされる分野の学部創設・再編、地域の特性に応じた大学づくりや学び直しの促進に向け、大学設置基準等の見直し、私学補助金改革を進めるべき、４）大学における若手研究者比率は、低下し続けている。若手研究者数の増加に向け、国立大学運営費交付金等のメリハリ付けを強化すべき、５）海外大学との交換留学や単位互換を通じた人材交流、企業や大学などからの海外大学への派遣等を促進し、世界での若者の活躍を支援すべき、などとした。

一方、臨時議員である文部科学大臣からは、「わが国の未来をけん引する大学等の機能強化に向けて」として、教育未来創造会議の議論を踏まえ、未来を支える人材育成に向けた大学・高専等の機能強化や更なる学びの支援の充実、学び直しを促進するための環境整備を進め、学校法人のガバナンスの強化のための法案の提出を目指すとするとともに、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す学びの実現」として、『教育進化のための改革ビジョン』（令和４年２月25日）の着実な実施により、成長を担う「人」への投資を社会全体で拡大する、「科学技術立国の実現に向けて」として、科学技術・イノベーションは成長のエンジンであり、新たな知を創出する資産としての「人」と「環境」への積極的な支援を実施し、知の源泉である大学を最大限活用し、若手研究者の潜在的能力を開花させ、新たな産業、イノベーションを創出するとした。

わが国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議するため、財務大臣の諮問機関として設置されている財政制度等審議会では、４月８日開催の財政制度分科会において、財政総論等並びに文教・科学技術について審議した。

文教・科学技術に関わっては、財務省から、「公財政教育支出」、「義務教育」、「高等教育」、「科学技術」並びに「文化」の五つの観点からの説明があり、「公財政教育支出」に関わっては、日

本は人口全体に占める在学者数の割合がOECD諸国の中で低く、教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、対国民一人当たりGDP比の在学者一人当たり公財政教育支出で見るとOECD諸国平均と遜色ない水準であり、また日本では私費負担が高く、公財政教育支出が小さいとの指摘もあるが、OECD諸国を見ると、公財政教育支出が大きい国は租税負担も大きい傾向にある、とした。

「高等教育」に関連しては、１）国立大学における「共通指標に基づく配分」に関わって、①運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然小さく、引き続きメリハリを強化する必要がある、②配分の評価指標は、多くの大学が達成しており、取組指標の見直し、積極的に若手研究者を採用する大学のインセンティブ強化などの見直しが必要である、とした。２）大学設置基準等の見直しに関わって、①学部再編の促進に向けて、デジタル関係の学部について自然科学関係として大きな額の施設・設備費が必要なのか、②オンライン授業が普及する中で兼任教員を広く認めるべきではないか、③オンライン授業の上限単位数も緩和すべきではないか、といった観点からの検討が必要、とした。３）18歳人口の大学入学者の見込み、学部再編支援のあり方に関わって、18歳人口の減少が見込まれる中、進学率が上昇しても、大学入学者数は減少見込みであり、日本の成長や社会の発展に向けたニーズとのミスマッチを解消するため、学部再編を強力に推進するというのであれば、アメ（「上乗せ」支援）だけではなく、定員未充足の大学など改革に積極的でない大学から、学部再編に取り組む大学に補助金をシフトするなど、大学向け補助金の配分に大胆なメリハリ付けが必要であり、そうでないと定員割れ・経営困難校が増加する恐れがある、とした。４）私学助成のメリハリ強化に関わって、私学助成のメリハリとしては、定員割れ私立大学の交付額の算定方法見直しや不交付の強化、配分基準の客観的指標の見直しや増減率の拡大、単価のメリハリ付け等を検討すべき、とした。５）博士課程支援の現状に関わって、博士課程への支援策（無利子奨学金（返還の免除）、授業料減免、特別研究員、フェローシップ創設事業、挑戦的研究プログラム）は、近年急速に拡大する中、同一学生が複数の支援を受けている例が存在し、それぞれ制度の執行機関が異なることから、支給状況を一元的に把握する体制を構築しつつ、修士課程からの進学者の約７割に生活費相当額の経済的支援を行う、とする政策目標との関係でどのような対応が可能か、検討する必要がある、とした。

また、「デジタル系人材の不足、教員の不足」については、社会人のアンケート結果によると、企業が重要と考える専門分野と大学で学んだ専門分野に乖離があり、総じてIT分野、特に、プログラミング、アプリケーション、情報ネットワーク、データベース等の分野において、大きな乖離（ミスマッチ）が生じている。データサイエンス・AIを担当できる教員の不足について、約４割が、教員がかなり不足していると回答しており、特に小規模大学、私立大学において、かなり不足しているとの回答が比較的多くなっている。「私立大学の入学定員充足率」については、特に私立大学の入学定員充足率は低く、特に小規模大学や一部学部系統の充足率が低くなっている。「諸外国の私立大学の財源構成と韓国の大学構造改革」については、私立大学のウェイトが大きい韓国、アメリカと比べても、日本の私立大学の財政における私学助成等の占める割合に大きな差はなく、韓国では、近年、18歳人口の減少が見込まれることから、評価に基づく財政支援のメリハリとともに、定員管理にまで踏み込んだ改革を行っている。「私立大学の学生数の増加、収支差の改善」については、高等教育の修学支援制度が開始された令和２年度は主に私学、特に定員充足率90％未満の私大の学生数の増加が顕著であり、収支（基本金組入前当年収支差額）も、令和元年度まで横ばいだったが、大幅な改善がみられる。「博士後期課程学生支援の現状」については、令和２年度第３次補正予算以降、博士後期課程学生への支援を抜本的に拡充するとともに、第６期科学技術・イノベーション基本計画では、優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額（年間180万円以上）を受給す

博士後期課程学生を従来の３倍（＝22,500人）に増加させることを目標としており、これは修士課程からの進学者全体の７割への支援に相当すること、等が紹介された。

財政制度等審議会ではその後、５月16日並びに５月25日における財政制度分科会における審議結果に基づき、米国をはじめとする諸外国におけるインフレ率の高まりと利上げへの転換、オミクロン株の世界的な流行やロシアによるウクライナ侵略などを受けての、歴史の転換点における財政運営に関する基本的考え方を『歴史の転換点における財政運営』とする建議としてとりまとめ、公表した。

同建議は、「わが国の債務残高が累増する最大の要因は、社会保障をはじめとする受益（給付）と負担のアンバランスである。こうした事実から目を背けることなく、まず達成すべき2025年度のプライマリーバランス黒字化などの財政健全化目標を堅持し、危機に対応できる余力を持った持続可能な財政構造の確立に向けて、歳出・歳入両面の改革を着実に進めていかなければならない」とする「Ⅰ．総論」のほか、「１．社会保障」、「２．地方財政」、「３．文教・科学技術」、「４．社会資本整備」、「５．グリーン」、「６．産業・中小企業」並びに「７．防衛」からなる「Ⅱ．主要分野において取り組むべき事項」で構成される。

「３．文教・科学技術」の「（２）高等教育」では、教員が授業等に注力できる環境を整備するための教員の働き方改革を通じた教育の質の向上、わが国の経済社会のニーズと高等教育のミスマッチを解消するための規制改革や補助金のメリハリ付け、研究活動の国際性・人材流動性の向上や民間資金の最大限の活用等の、構造的課題の解決に資するような見直しに係る具体的提言の一環として、「①経済社会の変化を踏まえた大学設置基準等の見直し」を掲げ、大学を設置するのに必要な最低基準として、施設・設備の標準設置経費、専任教員数、オンライン授業の上限単位数などが定められている大学設置基準等について、１）現在の施設等の要件が果たしてデジタル時代に即したものになっているのか、２）デジタル関係の学部について自然科学関係として大きな額の施設・設備費が必要なのか、３）オンライン授業が普及する中で基幹的な教員であれば複数の大学で教員数にカウントすることを一定程度認めるべきではないか、４）オンライン授業の上限単位数を緩和すべきではないか、といった観点からの検討が必要である、とした。

また、「②学部再編等を進める場合の支援のあり方」では、１）定員未充足の大学など改革に積極的でない大学から、学部再編等に取り組む大学に補助金をシフトするなど、大学向け補助金の配分に大胆なメリハリづけが必要である、２）私学助成について、現在は定員充足率が50％未満の学部は原則不交付であるところ、一部学部で定員充足率が50％未満であっても大学全体で50％を超えていれば当該学部についても私学助成が支給される例外規定が設けられていることから、学部再編を促すため、学部ごとに不交付を判定する仕組みへの見直しや、不交付となる定員充足率の基準（50％）の引上げ等が必要であるとともに、教育の質を高めるための教育に関する指標の見直しや増減率の拡大、学部ごとの単価のメリハリ付け等を検討すべきである、とした。

さらに「④教育費の負担軽減」では、修学支援新制度が大幅な定員割れ大学に対する支援になってしまうことや、その結果として、これらの大学が国民の税負担によって救済されることはあってはならないとしたうえで、１）対象となる大学等の要件（機関要件）として、３年連続赤字、前年が負債超過、３年連続定員充足率８割未満の全てに該当する場合に対象外とされているが、機関要件を厳格化するなどの見直しは必須である、２）今後、教育費支援の在り方を検討する際には、学費・生活費を親が出すのが当然だと考える保護者の割合が、低所得世帯においても比較的高い日本の国民意識も踏まえつつ、これまでの施策が学生・大学等に与えた効果を検証する必要があり、そのうえで機関要件の厳格化等の見直しを行うとととともに、新たな財源が必要となるのであれば、子供達や若者にさら

に負担を付け回すことを避ける観点からも、制度を持続的に維持するための恒久的な財源確保策もあわせて考えていくべきである、とした。

この間、５月13日の閣議では、文部科学大臣から、５月10日開催の教育未来創造会議において、１）未来を支える人材を育む大学等の機能強化、２）新たな時代に対応する学びの支援の充実、３）学び直しを促進するための環境整備について、今後取り組むべき具体的方策等を『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』としてとりまとめた旨の報告があるとともに、同提言の実現に向け、関係閣僚の理解と格段の協力の依頼がなされた。

５月16日開催の「マクロ経済運営（金融政策、物価等に関する集中審議）」と「経済財政運営と改革の基本方針（骨子案）について」を議事とした経済財政諮問会議では、有識者議員４名の連名により提出された資料『今後の経済財政運営について』について協議するとともに、財務大臣から「財政制度等審議会の建議の方向」について説明を受けた。

有識者議員による『今後の経済財政運営について』では、「短期・中期の経済財政運営」に関わって、「今後、エネルギー確保や平和維持のコストが拡大していく可能性が高い中にあって、マクロ経済運営においては、機動的な財政政策、大胆な金融政策のもと、適切な実行を図るとともに、構造変化をけん引しつつ、成長と分配の好循環を拡大していく必要がある」としたうえで、人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するために不可欠な官民投資を抜本拡大し、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を今こそ早急に構築すべき、とした。また「来年度予算等に向けて～予見可能性の向上、中期の道筋に向けたPDCAの充実～」について、「機動的な財政政策を実現するとともに、官民連携を強化する観点からは、財政の単年度主義の弊害を是正し、民間投資を引き出すための財政の有効活用が不可欠」としたうえで、１）年度を跨いだ柔軟な執行の中で無駄を排除すべき、２）成長の源泉が、モノからコト（脱炭素や持続可能性といった社会課題の解決）、有形資産から無形資産（人材・研究開発等）、にシフトしており、GDP統計における無形資産の捕捉強化、各政策分野でのKPIにおけるwell-being指標の取込みを進めるべき、とした。

経済財政諮問会議ではその後、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に向けて」を議事とする５月31日開催の同会議において「経済財政運営と改革の基本方針2022（仮称）原案』を協議した。

一方、令和３年10月に、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるために新たに設置された新しい資本主義実現会議では、５月31日開催の同会議において、令和３年10月以降の協議内容や与党における検討を踏まえとりまとめた『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（案）』について協議した。

６月７日開催の経済財政諮問会議は、新しい資本主義実現会議との合同により開催され、内閣総理大臣から経済財政諮問会議議長（内閣総理大臣）に対し、「当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。」とする諮問がなされるとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～』並びに『経済財政運営と改革の基本方針2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～』について協議した。

『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～』は、「はじめに」、「Ⅰ．資本主義のバージョンアップに向けて」、「Ⅱ．新しい資本主義を実現する上での考え方」、「Ⅲ．新しい資本主義に向けた計画的な重点投資」、「Ⅳ．社会的課題を解決する経済社会システムの構築」、「Ⅴ．経済社会の多極集中化」、「Ⅵ．個別分野の取組」並びに「Ⅶ．新しい資本主義実現に向けた枠組み」からなる。

「Ⅰ．資本主義のバージョンアップに向けて」では、「1980年代から2000年代にかけて、市場や競争に任せればうまくいくという『新自由主義』と呼ばれる考え方が台頭し、グローバル化が進展することで経済は活力を取り戻し、世界経済が大きく成長した。新自由主義は、成長の原動力の役割を果たしたと言える。一方で、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、人口集中による都市問題の顕在化、市場の失敗等による多くの弊害も生んだ」としたうえで、「新しい資本主義においては、市場だけでは解決できない、いわゆる外部性の大きい社会的課題について、『市場も国家も』、すなわち新たな官民連携によって、その解決を目指していく」とした。

「Ⅲ．新しい資本主義に向けた計画的な重点投資」では、「１．人への投資と分配」、「２．科学技術・イノベーションへの重点的投資」、「３．スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」並びに「４．GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資」を掲げ、「２．科学技術・イノベーションへの重点的投資」では、「大学教育改革」に関連して、１）世界と伍する研究大学を作るため、研究力に加え、研究と経営の分離、若手研究者の登用等、優良なガバナンスを導入する大学に対し、10兆円規模の大学ファンドで支援し、この際、大学改革の中心となる高い経営能力を持った人材の下で、研究力強化につながる取り組みに対して重点的に資金が配分される制度とする、２）官民のイノベーション人材育成を強化するため、大学の学部再編や文系理系の枠を超えた人材育成の取り組みを加速するため、産業界からの人材需要等も考慮して、進学者のニーズに対応できるよう、大学に対する規制を大胆に見直すとともに、学部再編に要する初期投資や再編後の当面の運営経費に対する継続的な支援を行うことで、大学の学部再編を促進する、３）理系女子の活躍促進に向けて、女子学生枠の確保に積極的に取り組む大学等への支援を強化するとともに、女性の在籍・登用状況等の情報開示を促進する、４）高校段階でも、文理横断教育を推進する、とした。

一方の『経済財政運営と改革の基本方針2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～』は、「第１章　我が国を取り巻く環境変化と日本経済」、「第２章　新しい資本主義に向けた改革」、「第３章　内外の環境変化への対応」、「第４章　中長期の経済財政運営」並びに「第５章　当面の経済財政運営と令和５年度予算編成に向けた考え方」からなる。

「第１章　我が国を取り巻く環境変化と日本経済」では、１）当面の難局を乗り越えるためのマクロ経済運営の方針を示すとともに、成長と分配をともに高める「人への投資」を始め、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野についての官民連携投資の基本方針を示す、２）あわせて、新しい資本主義が目指す民間の力を活用した社会課題解決に向けた取り組みや多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会をつくり地域を活性化する改革の方向性を示す、３）世界に開かれた貿易・投資立国であることをこれからも維持しつつ、厳しさを増す東アジア情勢や権威主義的国家の台頭など国際環境の変化に応じた戦略的な外交・安全保障や同志国との連携強化、経済安全保障等についての方向性を示す、４）強靱で持続可能な経済社会に向けた防災・減災、国土強靱化の推進や東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた基本的な方針を示していく、としたうえで、「これらの政策遂行の基盤となる強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた経済・財政一体改革の取組方針を示し、短期と中長期の整合性を確保した経済財政運営の方針と令和５年度予算編成の考え方を提示する」とした。

「第２章　新しい資本主義に向けた改革」は「１．新しい資本主義に向けた重点投資分野」と「２．社会課題の解決に向けた取組」からなり、「１．」では、「（１）人への投資と分配」、「（２）科学技術・イノベーションへの投資」、「（３）スタートアップ（新規創業）への投資」、「（４）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」並びに「（５）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」を掲げ、「（１）」では、１）デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面するわが国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である、２）自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である、３）「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える、とした。

そのうえで、「人的資本投資」について、１）成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの３年間に4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する、２）社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備すべく、学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取り組みを進める、とした。また、「多様な働き方の推進」に関わって、専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る、とし、「質の高い教育の実現」については、１）人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する、２）教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、①新たな時代に対応する学びの支援の充実を図るため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する、②減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受入れ可能性を十分に考慮したうえで、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う、③官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める、３）未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図るため、①デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用をはじめ、必要な仕組みの構築等を進め、その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である５割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後５～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取り組みを推進する、②あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学び

への転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する、③若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する、とした。

また、「２．社会課題の解決に向けた取組」では、「（１）民間による社会的価値の創造」、「（２）包摂社会の実現」、「（３）多極化・地域活性化の推進」並びに「（４）経済安全保障の徹底」を掲げ、「（２）包摂社会の実現」では「女性活躍」に関連して、ジェンダーバイアス解消のための総合的な理解の醸成と支援を図り、女子中高生のIT分野を始めとした理工系の学びや分野選択を促進するなどにより、理工系分野の女性教員及び女子学生の割合を向上する取り組みを加速する、「（３）多極化・地域活性化の推進」では「デジタル田園都市国家構想」に関連して、デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成する取り組みを進める、とした。

「第４章　中長期の経済財政運営」では、「５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進」において、１）教育・研究・ガバナンスの一体的改革を推進し、国立大学法人運営費交付金について、客観・共通指標による成果に基づく配分の検証・見直しを不断に進めながら、私学助成等を含めた大学への財政支援の配分のメリハリを強化し、若手研究者の増加等につなげる、２）学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性あるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する、３）国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み等による戦略的な整備・活用の推進、情報インフラの活用を含む研究DXの推進、各種研究開発事業における国際共同研究の推進等により、研究の質及び生産性の向上を目指す、とした。

「第５章　当面の経済財政運営と令和５年度予算編成に向けた考え方」では、「２．令和５年度予算編成に向けた考え方」として、１）景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく、２）令和５年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する（ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない）、３）新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」並びに「DXへの投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進する、４）政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、事業の性質に応じた基金の活用、年度を跨いだ予算執行が可能となる柔軟かつ適切な対応等により、単年度主義の弊害是正に取り組むとともに、歳出について、その中身をより結果につながる効果的なものとするよう、コロナ禍での累次の補正予算の使い道や成果を見える化するとともに、EBPMやPDCAの取り組みを推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する、とした。

上記の『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～』並びに『経済財政運営と改革の基本方針2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～』は、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、１）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、２）デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、３）デジタル人材の育成・確保、４）誰一人取り残されないための取組、の四つの柱に基づく取り組みを進めるための『デジタル田園都市国家構想基本方針』、「人」への投資を促進するとともに、新たな成長産業を創出し、力強い成長を生み出すことを目的として、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制の在り方の

改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む）を推進する『規制改革実施計画』とともに６月７日に閣議決定された。

政府では、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が司令塔となって毎年策定する『科学技術イノベーション総合戦略』に基づき、施策の重点化等を着実に実行してきた。令和元年度からは、平成28年１月に閣議決定された第５期科学技術基本計画の策定以降、１）世界で想像を超えたイノベーションが進展し、ゲーム構造が一変し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないとの問題意識のもと、第５期科学技術基本計画（Plan）・科学技術イノベーション総合戦略2017（Do）の取組の評価（Check）、今後とるべき取組（Action）の提示、２）硬直的な経済社会構造から脱却、わが国の強みを活かしつつ、Society 5.0の実現に向けて「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会の創造、３）「世界水準の目標」、「論理的道筋」、「時間軸」を示し、基礎研究から社会実装・国際展開までを「一気通貫」で実行するための「政策の統合」、４）イノベーション関連の司令塔機能強化を図る観点から「統合イノベーション戦略推進会議」の設置による横断的かつ実質的な調整・推進機能の構築が必要であるとの認識のもと、政策の統合により、知・制度・財政の基盤三本柱を改革・強化しつつ、わが国の制度・慣習を柔軟に「全体最適化」すること、「世界で最もイノベーションに適した国」を実現し、各国が直面する課題の解決モデルをわが国が世界に先駆けて提示することを基本的な考え方とする『統合イノベーション戦略』を策定してきた。

一方、科学技術基本法が制定された平成７年以降、AIやIoT、生命科学など、近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分なものとなり、人間や社会への深い洞察に基づく科学技術・イノベーションの総合的な振興が必要となっているとの情勢変化に鑑み、第201回国会（令和２年１月20日～令和２年６月17日）にて、科学技術基本法を25年ぶりに本格的に改正するための法律が成立、公布された。

改正科学技術基本法（科学技術・イノベーション基本法）では、現代の複雑化する諸課題に対峙していくためには、人文・社会科学（科学技術・イノベーション基本法では「人文科学」とされているが同じ意味である）が積極的に役割を果たすことが重要になってくること等から、人文・社会科学のみに係る科学技術を振興対象に追加するとともに、「イノベーションの創出」について、イノベーション創出に至る具体的な手段として、従来の新商品または新役務の開発などの企業活動を念頭に置いたものに加え、科学的な発見または発明といった創造的活動についても規定し、「イノベーションの創出」が多様な主体が関与し得る幅広い概念であることを明確化するなど、これまで「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に規定されていた定義を見直したうえで、科学技術・イノベーション基本法に新たな概念として導入するなどとされた。

その後政府は、1995（平成７）年に議員立法により制定された「科学技術基本法」に基づき策定する５ヵ年計画である科学技術基本計画について、2021（令和３）年度から2025（令和７）年度を計画期間とする第６期の基本計画を25年ぶりに実質的に改正し、「科学技術・イノベーション基本法」へと名称を変更した改正基本法の下で策定される初の計画となる「科学技術・イノベーション計画」を令和３年３月26日に閣議決定した。

第６期科学技術・イノベーション計画では、「我が国が目指すべきSociety 5.0の未来社会」を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた「『総合知による社会変革』と『知・人への投資』の好循環」という科学技術・イノベーション政策の方向性を示すとともに、その達成のため、次の５年間で約30兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて

約120兆円の研究開発投資を行っていくことを明記した。

令和４年度の総合科学技術・イノベーション会議では、令和４年６月２日に内閣総理大臣から「中長期的な政策の方向性を示す科学技術・イノベーション基本計画と連動させつつ、科学技術・イノベーション政策の実行すべき取り組み等を示す『統合イノベーション戦略2022』の策定のための調査審議に係る『諮問第30号「統合イノベーション戦略2022について」』を受け、『統合イノベーション戦略2022』のとりまとめに向けた調査審議を開始した。

第６期科学技術・イノベーション基本計画の実行計画として位置付けられる２年目の年次戦略である『統合イノベーション戦略2022』は、第６期基本計画の策定からほとんど間を置くことなく策定することとなった『統合イノベーション戦略2021』とは異なり、直近の国内外における情勢変化はもとより、指標の推移をはじめとする第６期基本計画の初年度の進捗状況も踏まえ、政策を機動的に見直し、実行することが求められることから、統合戦略の年次戦略としての役割をより際立たせるとともに、策定プロセスを含め、第６期基本計画期間中の効果的・効率的な政策推進モデルの確立につなげることを視野に入れ、引き続き、恒常的に科学技術・イノベーション政策の質の向上を図っていくことを基本的考え方として、「成長」と「分配」の好循環に向けて、大学改革やSTEAM教育の推進、AI・量子等の先端科学技術の戦略的な推進、スタートアップの徹底支援等、今後１年間に重点的に取り組むべき科学技術・イノベーション政策や、スタートアップ等の研究開発とその事業化を一貫して支援するため、SBIR（Small Business Innovation Research）制度に係るスタートアップ等に支出可能な補助金の支出目標額を定める方針や、制度の運用を改善する指針の改訂がとりまとめられ、６月３日に閣議決定された。

『統合イノベーション戦略2022』では、今後一年間に重点的に取り組むべき科学技術・イノベーション政策を、１）知の基盤と人材育成の強化、２）イノベーション・エコシステムの形成、３）先端科学技術の戦略的な推進、の三本の柱に整理し、「１）」では、10兆円規模の大学ファンドの創設を契機とした大学改革や博士学生支援、地域大学振興、STEAM教育を更に推進し、イノベーションと価値創造の源泉となる知を持続的に創出する、とした。

「第１章　総論（新しい資本主義における「成長」と「分配」の好循環を支える科学技術・イノベーション）」では、注目すべき動向を振り返りながら、３本の柱に即した重点施策を抽出し、「第２章　Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」では、第６期科学技術・イノベーション基本計画の目次構成に沿って整理した施策の実施状況・現状分析や今後の取組方針のほか、具体的な年次施策を列挙している。

「第２章　Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」の「１．国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革」では、「わが国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする」との「大目標」の下、「（２）地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」の「目標」として、「地球規模課題が深刻化する中で、わが国の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルを牽引するとともに、循環経済への移行を進めることで、気候変動をはじめとする環境問題の克服に貢献し、SDGsを踏まえた持続可能性が確保される」ことを設定し、「主要な数値目標」として、１）わが国の温室効果ガス排出量：実質ゼロ（2050年）、２）資源生産性：約49万円／トン（2025年度）、３）循環型社会ビジネスの市場規模：2000年度の約２倍（2025年度）を掲げている。「（４）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成」の「目標」では、「大学や研究開発法人、事業会

社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される」ことを設定し、「主要な数値目標」として、１）実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数：1,200人（2025年度）、２）大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約７割増加（2025年度）、等を掲げている。

「２．知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」では、「多様性や卓越性を持った『知』を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す」との「大目標」の下、「（１）多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築」の「目標」として、１）優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政などさまざまな分野において活躍できる展望が描ける環境の中、経済的な心配をすることなく、自らの人生を賭けるに値するとして、誇りを持ち博士後期課程に進学し、挑戦に踏み出す、２）基礎研究・学術研究から多様で卓越した研究成果の創出と蓄積が進むとともに、これを可能とする研究者に対する切れ目ない支援を実現する、３）ダイバーシティが確保された環境の下、個々の研究者が、腰を据えて研究に取り組む時間が確保され、自らの専門分野に閉じこもることなく、多様な主体と活発な知的交流を図り、海外研さん・海外経験の機会も通じて、刺激を受けることにより、創発的な研究が進み、より卓越性の高い研究成果が創出される、４）人文・社会科学の厚みのある研究が進み、多様な知が創出されるとともに、国内外や地域の抱える複雑化する諸問題の解決に向けて、自然科学の知と融合した「総合知」を創出・活用することが定着する、を設定した。

また、それらの「主要な数値目標」として、１）生活費相当額程度を受給する博士後期課程学生：優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の３倍に増加（修士課程からの進学者数の約７割に相当）、また、将来的に、希望する優秀な博士後期課程学生全てが生活費相当額を受給、２）産業界による理工系博士号取得者の採用者数：年当たりの採用者数について、2025年度までに約1,000人増加（2018年実績値は、理工系博士号取得者4,570人中1,151人）、３）40歳未満の大学本務教員の数：わが国の研究力強化の観点から、基本計画期間中に１割増加し、将来的に、大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が３割以上になることを目指す、４）研究大学（卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を機能強化の中核とする「重点支援③」の国立大学）における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合：基本計画期間中に、2019年における割合の１割増以上、５）大学における女性研究者の新規採用割合：2025年度までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%、６）大学教員のうち、教授等（学長、副学長、教授）に占める女性割合：早期に20%、2025年度までに23%（2021年度時点、18.2%）、７）大学等教員の職務に占める学内事務等の割合：2025年度までに半減（2017年度時点、18%）を掲げている。

また、「（３）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張」では、「目標」として「多様で個性的な大学群が、個人の自己実現を後押しし、人々の人生や生活を豊かにするとともに、卓越した研究力を含めた知識基盤が、新たな社会変革を牽引する」ことを設定し、「主要な数値目標」として、１）大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約７割増加、２）国立大学法人の寄附金収入増加率：2021年度から2025年度までに、年平均５%の増加を掲げている。

「３．一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」では、「日本全体をSociety 5.0へと転換するため、多様な幸せを追求し、課題に立ち向かう人材を育成す

る」との「大目標」の下、１）社会の多様な主体の参画の下、好奇心に基づいた学びにより、探究力が強化される、２）個人が「やりたいこと」を見出し、それに向かって能力・資質を絶えず磨いていく、との「目標」を設定し、「主要な数値目標」として、１）小中学校段階における算数・数学・理科が「楽しい」と思う児童・生徒の割合につき、2025年度までに、国際的に遜色のない水準を視野にその割合の増を目指す、２）2022年度までに、大学・専門学校等でのリカレント教育の社会人受講者数を100万人とする、としている。

「５．知と価値の創出のための資金循環の活性化」では、１）諸外国がポストコロナ時代を見据えて大規模な研究開発投資を計画する中、わが国として、諸外国とのし烈な国家間競争を勝ち抜くため、大胆な規模の政府研究開発投資を確保する、２）民間の研究開発投資の誘発に努める、との「目標」を設定し、「主要な数値目標」として、１）2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円、２）2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果やわが国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）、を掲げている。

７月29日の閣議では、６月７日開催の経済財政諮問会議における協議内容に基づきとりまとめられた『令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針』について、内閣総理大臣から、１）先般閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2022』、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』等を踏まえ、わが国が直面する内外の重要課題への取り組みを本格化し、「新しい資本主義」の実現に向けた施策を具体化していく、２）人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX・DXへの重点投資を官民連携の下で推進し、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底するとともに、こども政策の充実を図り、全世代型社会保障を構築していくことを重要視し、これらを通じて、社会課題の解決を経済成長のエンジンに転換し、持続可能な経済・社会づくりを進める、３）ロシアによるウクライナ侵略のほか、インド太平洋地域においても、安全保障環境は一層厳しさを増す中で、日本の安全保障を確保し国民の生命と暮らしを守り抜くため、新たな国家安全保障戦略を策定し、防衛力を抜本的に強化する、４）今後、年末にかけて編成する令和５年度予算については、これらの重要かつ困難な課題に応えつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進めるものとしていく必要がある、５）各大臣におかれては、既存の予算、制度をゼロベースで見直していただき、こうした方針に沿った概算要求となるようにお願いする、との説明があった。

その後、財務大臣から、１）令和５年度予算においては、『経済財政運営と改革の基本方針2022』及び『同2021』に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するが、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならず、総理の指示を踏まえ、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していく必要がある、２）閣僚各位は、既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味するとともに、「重要政策推進枠」の仕組みを活用していただきたい、３）新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、この仕組みや事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行っていただきたい、４）予算編成過程を通じて、「新経済・財政再生計画」に盛り込まれた制度改革をしっかりと具体化していただきたい、５）概算要求提出期限は８月末日とする、６）財政投融資については、民業補完性、償還確実性等を確保しつつ、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、新しい資本主義の実現に資する投資など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求としていただきたい、７）税制改正要望についても、８月末日までの提出とする、８）厳しい財政事情

に鑑み、租税特別措置については、適切な効果検証が求められていることを踏まえ、例年以上に必要性や有効性等を見極めたうえで、ゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただきたい、との発言があった。

また、独立行政法人制度並びに政策評価制度を所管する総務大臣からは、１）独立行政法人については、国の行政の実施機能を担う機関として、政策課題の解決に最大限資するものである必要があることから、法人の専門性やノウハウを生かすとともに、効率的な組織・業務運営によるリソースの有効活用や、地方公共団体・民間企業等の関係機関との連携などを図っていくことが重要であり、独立行政法人の業務追加等の要求に当たっては、先ほど述べた観点に立って内容を検討いただきたい、２）政策評価の結果を適切に反映していただきたい、３）変化の激しい時代に的確に対応していくためには、政策の実施段階でその効果を適時的確に把握し、柔軟な軌道修正が可能となるような政策立案時の取り組みが重要であり、それに沿った形で政策評価制度を見直すとともに、EBPMの実践が進むよう各省の支援を充実していく、４）『経済財政運営と改革の基本方針2022』等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務づけられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないよう留意願いたい、５）概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項について、関係の大臣に対して文書により要請することとしているが、①新型コロナウイルス感染症への対応の推進に係る必要な措置、②原油価格・物価高騰等への対応の推進に係る必要な措置、③防災・減災対策、国土強靱化及び東日本大震災等からの復旧・復興に係る必要な措置などについて、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の協力をお願いしたい、６）地方税に関する令和５年度税制改正要望についても、令和４年８月末日までの提出をお願いしたい、７）地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただきたい、との発言があった。

さらに、国家公安委員会委員長、国土強靱化担当、領土問題担当、国家公務員制度担当並びに内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）から１）機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、適切に対応いただきたい、２）要求に当たり、業務の見直しや行政需要の変化等を踏まえて組織の自己改革を進めるとともに、内閣の重要政策に係る取り組みを推進する体制の整備に重点化を図るようお願いしたい、との発言があるとともに、デジタル大臣、行政改革担当、内閣府特命担当大臣（規制改革）から１）行政事業レビューの取り組みによる事業の点検結果について、令和５年度概算要求に的確に反映していただきたい、２）各府省庁が行った概算要求の内容については、行政改革推進会議において有効性などの観点から検証することとしており、閣僚各位のご協力をお願いしたい、３）『経済財政運営と改革の基本方針2022』において、EBPMの手法の実践に向け、行政事業レビューシートを予算編成プロセスでのプラットフォームとしての活用等を進める旨記載されているとおり、各府省庁においても、予算編成プロセスでの財政当局への説明などに際し、行政事業レビューシートを積極的に活用いただきたい、との発言があった。

以上の内容を経て、『令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』は閣議了解された。

『令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』では、「１．要求・要望につい

て」において、１）一般歳出のうち、年金・医療等に係る経費、義務的経費並びに東日本大震災からの復興対策に係る経費を除く経費（以下、「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下、「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する、２）令和５年度予算においては、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資及びデジタルトランスフォーメーション（DX）への投資予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底し新しい資本主義実現の基礎的条件である国家の安全保障の確保等のため、『経済財政運営と改革の基本方針2022』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置することとし、年金・医療等に係る経費ないしその他の経費とは別途、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が規定する額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる、３）「重要政策推進枠」においては、各府省庁は、歳出改革の反映に取り組み、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする、とされた。

また、「３．予算編成過程における検討事項」では、１）各省大臣の要求・要望について、施策の安定性・継続性にも留意しつつ、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）の推進に向けて、国民各層の意識や行動の変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた民間活力の最大活用などの経済・財政一体改革の取り組みを抜本強化する、２）当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取り組みを進める、３）新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策（人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション〔GX〕への投資及びデジタルトランスフォーメーション〔DX〕への投資並びにエネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底や為替変動への適切な対応を含む）については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、『経済財政運営と改革の基本方針2022』で示された「令和５年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえ措置する、４）「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取り組みに当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する、５）『経済財政運営と改革の基本方針2022』で示された「本年末に改定する『国家安全保障戦略』及び『防衛計画の大綱』を踏まえて策定される新たな『中期防衛力整備計画』の初年度に当たる令和５年度予算については、同計画に係る議論を経て結論を得る必要があることから予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する、６）「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成８年12月３日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成10年法律第35号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の令和５年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する、７）「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」（平成18年５月30日閣議決定）及び「平成22年５月28日に日米安全保障協議委員会において

承認された事項に関する当面の政府の取組について」（平成22年５月28日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の令和５年度における取扱いについては、防衛関係費のさらなる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる、８）消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実及び『新しい経済政策パッケージ』（平成29年12月８日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」をいう）については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討する、９）『経済財政運営と改革の基本方針2022』の第２章「２．（２）包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する、10）『経済財政運営と改革の基本方針2022』の第２章「１．（４）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する、とされた。

１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容

文部科学省概算要求は、前項「１－２－１」による経過等を踏まえ、自由民主党の文部科学部会等を経て決定され、８月30日に財務省に提出された。

文部科学省の要求・要望額は、総額５兆8,949億円（対前年度予算比6,130億円、11.6％増）となっている。このうち文教関係予算は４兆3,589億円（同3,525億円、8.1％増）＋事項要求（個別政策の予算要求額を明示せず、項目だけ記載）、スポーツ関係予算は463億円（同108億円、30.4％増）、文化芸術関係予算は1,350億円（同274億円、25.5％増）＋事項要求、科学技術予算は１兆1,818億円（同2,043億円、20.9％増）＋事項要求となっている（資料編　資料１－３）。

『令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』において、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資及びデジタルトランスフォーメーション（DX）への投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底し新しい資本主義実現の基礎的条件である国家の安全保障の確保等のため、『経済財政運営と改革の基本方針2022』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』等を踏まえた重要な政策について予算措置するための「重要政策推進枠」については、文部科学省全体で9,026億円が要求され、そのうち私立大学に関連の深いものとしては、私立大学等経常費補助金を92億円、私立大学等研究推進費補助金を111億円、私立大学等研究設備整備等を33億円要求するほか、成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業を14億円、地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業を３億円、大学等の海外留学支援制度を86億円、成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業を７億円、価値創生に向けたネットワーク型人文・社会科学系大学院構築支援事業を７億円、地域活性化人材育成事業を６億円、成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設を100億円要求するなどしている。

文教関係予算は「１．個別最適な学びと協働的な学びの実現」、「２．新しい時代の学びを支える学校施設の整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことが

できる機会の保障」の四つの柱からなる。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として位置づけられた私学助成関係予算の要求総額（私立大学等の改革の推進等～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～）は、対前年度予算比307億円増の4,401億円＋事項要求であり、そのうち「私立大学等経常費補助」は対前年度予算比46億円増の3,021億円が要求された。

このうち「一般補助」は2,786億円（対前年度予算比20億円増）、「特別補助」は235億円（同26億円増）が要求され、一般補助において、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することが目指されている。特別補助においては、「Society 5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することが目指され、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを生かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援するための「私立大学等改革総合支援事業」が115億円（同３億円増）、基礎研究を中心とする研究力強化等や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化を支援する「研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援」が131億円（同11億円増）、AI戦略等を踏まえ、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」が８億円（同１億円増）要求されたほか、デジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的、時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取り組みを支援する「大学教育のDXによる質的転換支援」が５億円（皆増）のほか、教育研究活動の拡充・展開に協働して取り組む大学等を支援するために２億円（同１億円増）が要求された。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、「２．新しい時代の学びを支える学校施設の整備」の一環として位置づけられた「私立学校施設・設備の整備の推進」について、「耐震化等の促進」が、耐震改築（建替え）事業として84億円（同61億円増）、耐震補強事業として61億円（同43億円増）、その他耐震対策事業として17億円（同14億円増）の計162億円（同117億円増）要求され、令和４年度までとなっている耐震改築への補助制度を２年延長するほか、国土強靭化関係予算（加速分・深化分）は事項要求とされた。また、感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校施設環境改善整備」が72億円（同64億円増）、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援する「私立大学等教育研究装置・設備」が79億円（同46億円増）要求され、「私立高等学校等ICT教育設備」の17億円（同４億円増）とあわせた「教育・研究装置等の整備」は167億円（同113億円増）要求された。また、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）は600億円（うち財政融資資金279億円）要求された。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化」を目指して、基金を含め継続的支援策を創設する「大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設」が新たに100億円（皆増）要求された。

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関わっては、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の「（１）Society 5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」を目指して、地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした

教育プログラムを構築・実施することで、複数年度にわたる事業の成果を元に学部等の再編を目指す取り組みを支援する「地域活性化人材育成事業～SPARK～」が18億円（同３億円増）、人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学を支援する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」が５億円（同同額）要求された。

「（２）革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」を目指してでは、国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターをけん引する卓越した博士人材の育成を進める「卓越大学院プログラム」が43億円（同７億円減）、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が３億円（同１億円減）要求されたほか、ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の大学院における高度人材養成モデルの構築を支援する「価値創生に向けたネットワーク型人文・社会科学系大学院構築支援事業」が新たに７億円（皆増）、成長分野における大学院が実施するリカレント教育プログラムの機能高度化や、リカレント教育に係る大学院組織内の改革を進めながら行う企業等との連携による一気通貫したオーダーメード型学位プログラムの構築を支援する「成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業」が新たに７億円（皆増）要求された。また、リカレント教育や実務家教員育成に関する産学共同教育の場やプログラムを提供するとともに、持続的に社会の要請に応えられる産学共同人材育成システムを構築する「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」が１億円（同１億円減）、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、若者の地元定着と地域活性化を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」が２億円（同同額）、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換を図る「先導的大学改革推進委託事業」が0.6億円（同同額）、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法等の調査研究を行う「大学入学者選抜改革推進委託事業（CBT、高大接続のための観点別学習状況の活用、不正行為防止対策に関する調査・分析）」が0.6億円（同0.1億円増）要求された。

「（３）大学教育のグローバル展開力の強化」を目指してでは、世界トップレベルの大学との交流・連携の実現・加速や多様な価値観が集まるキャンパスを実現するための人事・教務システム改革など体質改善を進め、徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援するとともに国内外への戦略的な情報発信を展開する「スーパーグローバル大学創成支援事業」が30億円（同同額）、わが国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取り組みを支援する「大学の世界展開力強化事業」が18億円（同７億円増）要求された。

「（４）先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」を目指してでは、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応する教育プログラムの開発・実践拠点への支援を行う「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」が新たに10億円（皆増）、大学・大学病院におけるより効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための基盤強化及び新たな体制を構築する優れた取り組みを支援することで、医師の働き方改革に貢献する「質の高い臨床教育・研究の確保事業」が新たに23億円（皆増）要求されたほか、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、

ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」が８億円（同同額）、医療機関や民間企業・団体等の協力を得ながら、保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材を養成する「保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト」や医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材を育成する「医療データ人材育成拠点形成事業」を内容とする「先進的医療イノベーション人材養成事業」が２億円（同１億円減）、薬学教育プログラムの開発や薬学教育コンテンツの作成等の支援を行う「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援」や、優れた高度専門医療人（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）を養成するための教育体制の充実を図る「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」が２億円（同１億円増）、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.8億円（同0.3億円増）要求された。

上記の国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進以外では、「（３）大学教育のグローバル展開力の強化」に関わって、１）学位取得を目指し、海外の大学院、学部に留学する日本人学生を支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）する、２）大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ短期留学する日本人学生及びわが国の高等教育機関で受け入れる短期留学生を支援（協定派遣型・受入型）する、３）渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る、ための「大学等の海外留学支援制度（国費による支援）」が86億円（同16億円増）要求されるとともに、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る「日本留学海外拠点連携推進事業」、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する「留学生受入れ促進プログラム（予約枠）」、「外国人留学生奨学金制度」や「ビジネス日本語」、「キャリア教育（日本企業論等）」や「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取り組みを支援するとともに、諸外国からわが国への留学生増加を図る「留学生就職促進プログラム」等を内容とする「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ」が260億円（同２億円減）要求された。

「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援」を目指して「大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進」が２億円（同同額）要求された。

また、「リカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充」を目指す「大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充」では、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学等において社会のニーズにあったプログラムを提供し、円滑な就職・転職を支援する「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」が新たに14億円（皆増）、社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成」が１億円（同0.3億円増）、女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援を行う「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」が0.2億円（同同額）要求されるなど、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関連した「成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業」、「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」や「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」とあわせ、総額123億円（同27億円増）要求された。また、「リカレント教育推進のための学習基盤の整備」では、自治体や大学コン

ソーシアムへの支援を通じたニーズ調査や、コンテンツの集約、広報周知等を通じて継続的にリカレント教育を実施する環境を構築する「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」が新たに３億円（皆増）、リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施する「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」が0.8億円（皆増）、「マナパス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等を促進する「社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業」が0.4億円（同0.2億円増）要求されるなど、総額４億円（同3.6億円増）要求された。また、大学に対する支援を通じて、企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築する「大学等における価値創造人材育成拠点の形成」が１億円（同0.3億円増）要求された。

さらに、「各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築」を目指して、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）するとともに、同事業と一体的な無利子奨学金事業についても、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施とともに、学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設等に向けた奨学金業務システムの改修を実施する「高等教育の修学支援の確実な実施」は、こども家庭庁計上分も含めて事項要求（前年度予算6,211億円）とされた。

科学技術予算は、「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の四つの柱からなる。

「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」では、「わが国の研究力の総合的・抜本的な強化」と「戦略的トップダウン型を含めた国際共同研究・頭脳循環」を目指して、「わが国の研究力の総合的・抜本的な強化」では、わが国全体の研究力発展をけん引する研究大学群の形成に向け、大学ファンドによる世界に伍する研究大学の実現と地域中核・特色ある研究大学の抜本的な強化を図るとともに、世界水準の優れた研究拠点の形成、大学の枠を超えた学際研究領域の形成・開拓を支援する「抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」が3,576億円（同446億円増）要求された。

その内訳は、研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提に、大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」が新たに56億円（皆増）要求されたほか、人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援するとともに、アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援を強化する「科学研究費助成事業（科研費）」が2,512億円（同135億円増）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進し、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるなどするための「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が455億円（同27億円増）、若手を中心とした多様な研究者による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を、研究に専念できる研究環境を確保し、研究の進捗等に応じた柔軟な追加支援による研究加速を図る「創発的研究支援事業」が168億円（同167.4億円増、令和元、２、３年度補正予算等にて計688億円の基金を造成）、民間投資を誘発しつつ、戦略的

創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用するため、今まで以上に斬新なアイデアを絶え間なく取り入れ、実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発を推進する「未来社会創造事業」が94億円（同３億円増）、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する「ムーンショット型研究開発制度」が30億円（同同額。平成30年度、令和３年度補正予算にて計1,480億円の基金を造成）、大学等への集中的な支援により研究システム改革などの取り組みを促進し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点の充実・強化を図るとともに、複数機関の強固な組織連携により新しい学術領域を創出するWPI 2.0及び段階的に拠点形成を推進するWPI COREを創設する「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」が92億円（同31億円増）、全国の研究者の参画が可能な共同利用・共同研究機能を持つ国公私立大学等の研究組織をハブとし、アカデミア先導型の学際研究領域の形成・開拓を実施するとともに、わが国として、新分野を生み出し続ける機能を強化し、全国的な次世代の人材育成にも貢献する「共同利用・共同研究システム形成事業（学際領域展開ハブ形成プログラムの新設）～全国の国公私立大学のポテンシャルを引き出す共同研究システムの構築（総合知による社会変革）～」が27億円（同24億円増）要求されたほか、「ハイパーカミオカンデ計画」を含めた学術研究の大型プロジェクトを着実に推進するとともに、研究・教育のDXを支える「SINET」の高度化など最先端の学術研究基盤を整備する「世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進」として国立大学法人運営費交付金等に507億円（同170億円増）要求された。

新たに56億円が要求された「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」では、知財、スタートアップ、大型研究プロジェクトの企画・立案等を担う専門人材（URA等）の配置や活動、研究設備・機器の共用のための体制構築や活動、国際水準の研究環境の実現に向けた取り組みを支援し、特に効果的な取り組みが見込まれる公私立大学に対しては、地域の中核・特色ある研究大学の機能強化を図るため、地域の社会経済の発展に寄与するオープンイノベーション施設やスタートアップ創出のためのインキュベーション施設等の整備を支援することとしている。

博士後期課程学生を含む若手研究者への経済的支援の強化、キャリア構築支援・研究環境確保・能力開発等の一体的な推進、次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成機会の拡大に向けた初等中等教育段階における先進的な理数系教育実施等への支援を強化、多様な視点や優れた発想を取り入れた科学技術・イノベーションの活性化に向けた女性研究者の活躍促進に向けた取り組みの充実等を重点的に推進する「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」は306億円（同44億円増）が要求された。

その内訳は、「若手研究者等の育成・活躍促進」に関わっては、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額、研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（大学フェローシップ創設事業）」が49億円（同15億円増）、わが国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、研究者としての能力を向上できるよう支援し、令和５年度から特別研究員（DC）へのさらなる支援の充実を図る「特別研究員制度」が185億円（同23億円増）、若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が３億円（同同額）、「次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成」に関わっては、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をSSHに指定

し、令和５年度からは指定校と域内の学校や大学、企業等との連携が円滑になるよう、コーディネーターの配置等を支援する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業」が24億円（同１億円増）、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が相互に競い、研鑽する場を支援し、令和５年度は数学及び物理の国際科学オリンピックが日本で開催予定の「国際科学技術コンテスト」が10億円（同３億円増）、理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援する「大学等による次世代の科学技術人材育成支援」が８億円（同１億円増）要求された。

一方の「戦略的トップダウン型を含めた国際共同研究・頭脳循環」に関わっては、政府主導で設定する先端分野において、高い科学技術水準を有する欧米等先進国内のトップ研究者との国際共同研究の実施を支援し、共同研究を通じ、研究界の国際トップサークルへの日本の研究者の参入を促進するとともに、両国の優秀な若手研究者の獲得及びコネクションの強化も図ることで国際頭脳循環を推進する「先端国際共同研究推進事業」が、医療分野における先端国際共同研究推進事業に係る経費とあわせ新たに40億円（皆増）要求された。

「２．Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」では、「世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出」を目指して、令和２年７月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進するとともに、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する「大学発新産業創出プログラム（START）」が54億円（同34億円増）、大学の可能性を最大限引き出す産学官共創拠点を抜本的に拡充するとともに、出口官庁等への成果展開の加速や大学発スタートアップ創出のための体制構築についての先導的取り組みを追加的に支援する「共創の場形成支援～知と人材が集積するイノベーション・エコシステム～」が163億円（同25億円増）要求された。

「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」では、「AI、量子技術、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等の国家戦略を踏まえた重点分野の研究開発の戦略的に推進」を目指して、大学等のトップレベル研究者がオールジャパンで統合的な研究開発を行う【チーム型】と幅広い領域でのチャレンジングな提案を募る【探索型】で研究開発を強力に加速する「革新的GX技術創出事業（GteX）」が新たに60億円（皆増）要求されるとともに、再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究の推進、若手研究者の育成促進と裾野の拡大、異分野・他機関との連携と人材育成機能を包括したチーム型研究の推進、リバーストランスレーショナルリサーチの実施、中核拠点をハブとした連携・相乗効果の創出、開発早期から出口を見据えた研究開発と戦略的伴走支援の充実、疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明や創薬研究の推進を行う「再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム」が新たに121億円（皆増。令和４年度は再生医療実現拠点ネットワークプログラム〔91億円〕で実施）要求した。また、「経済安全保障のための先端的な重要技術の育成支援を行うプロジェクトの強化」を目指して、経済安全保障の強化推進の観点から、わが国が確保すべき先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを支援する「経済安全保障重要技術育成プログラム」が内閣府における関係省庁分も含めての事項要求（令和３年度補正予算により経済安全保障重要技術育成基金に1,250億円を措置）とされた。

また、内閣府における「デジタル田園都市国家構想の実現による新たな地方創生の推進」関連概算要求に関連しては、従来の地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、新

たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、構想の実現に向け分野横断的に支援することとされ、重要政策推進枠の300億円を含め1,200億円（同200億円増）要求された。また、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを各地で進め、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金」が、重要政策推進枠の0.2億円を含めて22億円（同同額）、地方大学・地域産業創生交付金におけるデジタル技術等を活用した地域の取り組みについて、専門性を有する外部の有識者や調査機関による調査・評価・伴走支援体制等を整備し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取り組みを支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が重要政策推進枠の0.05億円を含めて１億円（同0.05億円増）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する地方公共団体へのコンサルティングの実施や研修会の開催により、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が0.2億円（同同額）、地方公共団体が高等学校等と連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化を、デジタル技術等を活用しながら進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取り組みを支援する「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」が重要政策推進枠の0.2億円を含めて1.5億円（同0.09億円減）要求された。

１－３　令和４年度補正予算の内容

１－３－１　第１号（第１次）の内容

政府は、１）ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移していること、２）わが国では、多くの原材料や穀物等を輸入で賄っているため、価格高騰が、マインドの悪化や実質購買力低下を通じて、民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性が生じていること、３）食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料といった国民生活や経済活動に不可欠な物資の安定供給が滞り、サプライチェーンの問題が続くおそれがあること、４）原子力を含めあらゆる電源の最大限の活用を進めていかなければ、国民生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給の確保に影響が出るおそれがあること、５）最近の円安の進行による輸入物価の上昇が家計や輸入企業等に与える影響にも注意が必要であること、６）ウクライナ情勢をめぐる先行きの不確実性は高く、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねないこと、などを踏まえ、今後の原油価格や物価高騰等によって、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響を受ける業種の中小・小規模事業者等に対する支援など、まずは、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、「原油価格高騰対策」、「エネルギー・原材料・食料等安定供給対策」、「新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等」並びに「コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」の４点を柱とする『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』を策定し、令和４年４月26日開催の原油価格・物価高騰等に関する

関係閣僚会議において決定した。

５月17日には『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とする令和４年度補正予算（第１号）案を閣議決定し、同案は５月25日に国会に提出され、５月31日に政府案通り成立した。

その内容は、一般会計における歳出の追加事項は、１）「原油価格高騰対策」として１兆1,739億円、２）「今後への備え」として１兆5,200億円（予備費として4,000億円、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として１兆1,200億円）であり、これらの総合緊急対策に対応する追加額は合計２兆6,939億円となっている。このほか、国債整理基金特別会計へ繰入を70億円増額することとし、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は２兆7,009億円となっている。歳入については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」による公債の増発により、公債金２兆7,009億円を増額し、その結果、公債依存度は35.9％（当初予算34.3％）となっている。また、特別会計予算においては、以上の一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

１－３－２　第２号（第２次）の内容

政府は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつ、緩やかに持ち直している一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、また、世界的な景気後退懸念も高まっているとの認識のもと、足元の物価高や世界経済の下振れリスクを乗り越え、社会課題の解決と持続的な成長の実現により日本経済を再生するための『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』を10月28日に閣議決定した。

同総合経済対策では、１）物価高騰・賃上げへの取り組み、２）円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、３）「新しい資本主義」の加速、４）国民の安全・安心の確保（防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など）の四本の柱を進めていくとともに、今後への備えとして、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」を増額するとともに、新たに「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」を創設するとした。

11月８日には、同『総合経済対策』によって、まずは足元の物価高への対応と日本経済の再生に全力で取り組み、持続的な経済成長の実現を図るとともに、引き続き、責任ある経済財政運営を進めていくことが重要であるとの認識のもと、令和４年度補正予算（第２号）案を11月８日に閣議決定し、11月21日に国会に提出し、同案は12月２日に政府案通り成立した（資料編　資料１－４）。

その内容は、一般会計では、『総合経済対策』の第一の柱である「物価高騰・賃上げへの取り組み」に係る経費として約７兆8,200億円、第二の柱である「円安を活かした地域の『稼ぐ力』の回復・強化」に係る経費として約３兆4,900億円、第三の柱である「『新しい資本主義』の加速」に係る経費として約５兆5,000億円、第四の柱である「国民の安全・安心の確保（防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など）」に係る経費として約７兆5,500億円、さらに「今後への備え」として「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に３兆

7,400億円、新たに創設する「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」に１兆円を計上し、歳出における総額は約28兆9,200億円となった。

歳入においては、租税等の収入について、最近までの収入実績や雇用・賃金の動向等を勘案して約３兆1,200億円、税外収入について約6,700億円の増収を見込むほか、前年度剰余金約２兆2,700億円を計上し、なお不足する歳入について、公債を約22兆8,500億円発行することとした。

上記の結果、令和４年度一般会計第二次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に対して歳入歳出ともに約28兆9,200億円増加し、約139兆2,200億円となった。

また、財政投融資計画については、『総合経済対策』を踏まえ、物価高騰・賃上げへの取り組みや、「新しい資本主義」の重点分野への投資等を推進するため、約１兆200億円を追加した。

文部科学省関連では、『総合経済対策』の第三の柱である「『新しい資本主義』の加速」に関連して、１）「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動、２）科学技術・イノベーション、３）スタートアップの起業加速、４）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の４項目を掲げたほか、「コロナ禍からの需要回復、地域活性化」、「防災・減災、国土強靭化の推進など国民の安全・安心の確保」を掲げた。

「『新しい資本主義』の加速」に関連しての「１）『人への投資』の抜本強化と成長分野への労働移動」では、大学・大学院等に対して、成長分野における即戦力人材輩出に向けたプログラム開発・実施・横展開を支援するとともに、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向け、産官学金の対話の場の構築や、コーディネーターの配置等に必要な経費を措置するための「リカレント教育の推進」を目指して、デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発実施、重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー・リスキル双方）、各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施、リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援やプログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取り組みを内容とする「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」が17億円、大学コンソーシアムや自治体等において、地域に分散している人材ニーズの調査・把握、教育コンテンツの集約、それらのマッチング、広報・周知等を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備できるよう、産官学金の対話の場（リカレント教育プラットフォーム）の構築や、コーディネーターの配置等に必要な経費を措置し、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化を図るための「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」が３億円計上されるなど、あわせて21億円が計上された。また、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に躊躇なく踏み切れるよう、複数年度にわたる継続的・機動的な財政支援を行うため、初期投資や当面の運営経費等を支援する基金を新たに創設するための「大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設（基金創設）」が3,002億円計上された。さらに、円安により海外留学支援制度への応募時に見込んでいた資金計画に大幅な影響が生じている日本人学生の留学継続のための経費を特例的に措置する「海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための支援」が４億円、日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」において、優秀な外国人の日本の大学への誘引、受入から高度人材としての定着まで、全国の大学が「共同利用できる教育コンテンツ」の整備を加速化し、外国人留学生呼込みのハブとなる基盤を構築する「外国人留学生呼込みのハブとなる基盤の構築」が３億円計上されるなどした。

「２）科学技術・イノベーション」では、地域の中核・特色ある研究大学に対し、研究活動の国際展開や社会実装等に必要な環境整備を継続的に支援する枠組みを設けることで、これらの大学と大学

ファンド支援対象大学の相乗的・相補的な連携を実現し、わが国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群を形成する基金を新たに創設するための「地域中核・特色ある研究大学の振興（基金創設）」が2,000億円、2050年カーボンニュートラル実現等に向け、わが国のアカデミアが高いポテンシャルを有する水素、蓄電池、バイオものづくり等について、企業等における社会実装と連携した基盤研究開発を複数年度にわたって支援する枠組みを設ける基金を新たに創設するための「革新的GX技術創出事業（基金創設）」が496億円、自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける若手を中心とした研究者を対象に、最長10年間の安定した研究資金と、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する基金を積み増すための「創発的研究支援事業の強化（基金積み増し）」が553億円計上されたほか、イノベーション創出につながる研究等を進めていくために必要な教育研究基盤設備や最先端研究設備の整備等を支援する「大学等における教育研究基盤の強化等」が322億円（私立学校13億円、国立大学等239億円、国立高専（含む練習船）70億円）計上され、私立大学については、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備（構内LANを含む）の整備を支援するとされた。

「３）スタートアップの起業加速」では、大学発スタートアップの創出に向け、国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を複数年にわたって支援する枠組みを設けるとともに、アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等に拡大する基金を新たに創設するための「国際展開する大学発スタートアップの創出（基金創設）」が1,500億円計上されるなどした。

また、「防災・減災、国土強靱化の推進など国民の安全・安心の確保」に関連しては、児童・生徒・学生等の安全・安心の確保、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上、学校施設やスポーツ施設等における老朽化対策、脱炭素化、耐震対策、イノベーション拠点の整備等を推進するほか、国立劇場再整備等を進めるための「学校施設等の整備」が2,579億円（私立学校：94億円、公立学校・社会体育施設：1,204億円、国立大学・高専等：582億円、認定こども園：86億円、国立劇場再整備：500億円、独立行政法人等：113億円）計上され、私立学校については、私立学校施設の耐震化や地域の避難所として必要となる防災機能強化等の整備、新型コロナウイルス感染症対策を含む児童生徒等の生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的整備を支援するとされた。また、令和４年発生の福島県沖を震源とする地震や令和４年８月１日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により被害を受けた学校施設・設備等の災害復旧を迅速に進めるための「学校施設の災害復旧等」が213億円（私立学校：59億円、公立学校・社会教育施設：70億円、国立大学・高専等：69億円、文化財：11億円、等）計上され、施設や教育研究活動の復旧に対する支援とともに、家計支持者が被災等した学生の修学機会を確保すべく、授業料の減免等を実施した私立大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率２/３）することとされた（資料編　資料１－５）。

１－４　令年５年度政府予算等の内容と対策活動

１－４－１　令和５年度政府予算の決定経過と対策活動

連合会では、10月５日に私立大学が抱える諸課題と今後の私立大学振興方策等について、文教関係国会議員との協議・懇談の場として開催する私立大学の振興に関する協議会を開催するとともに、11月９日には鈴木俊一財務大臣を表敬訪問するなど、11月から12月中旬にかけて国会議員への精力的な要望活動を展開した。

この間、10月27日には、自由民主党学校耐震化・施設整備等促進議員連盟が私立学校施設について、「耐震対策や防災機能強化など国土強靭化に資する整備、感染症に対応した空調換気設備の新設更新やトイレ等の整備等の実施のため、公立学校と同水準の支援を目指しつつ、恒常的に必要な予算額を十分に確保するとともに、耐震改築への補助制度を延長すること」などを要望した『令和５年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望』に基づき、同連盟議員とともに鈴木財務大臣への要望活動を展開した（資料編　資料１－６）。また、11月７日には自由民主党の予算・税制等に関する政策懇談会において、私立大学関係政府概算要求の満額実現並びに教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに適用期限の延長を中心とする税制改正要望の実現や、ポストコロナを見据えた教育等への支援やDX教育等に対応するための施設・設備への支援の拡充を要望した。

政府では、11月22日に「令和５年度予算編成の基本方針（原案）」並びに「経済・財政一体改革（地方行財政、社会資本整備、文教・科学技術）」等を議事として、経済財政諮問会議が開催された。同会議では、「経済・財政一体改革（地方行財政、社会資本整備、文教・科学技術）」に関わって、永岡臨時議員（文部科学大臣）から「高等教育における人材育成機能の強化」、「科学技術立国の実現に向けて」並びに「GIGAスクール構想の更なる推進と教育の質向上のための体制整備」の三つの視点からなる資料「未来を担う人材の育成と科学技術・イノベーションの促進～新しい資本主義の加速に向けて～」の説明があり、「高等教育における人材育成機能の強化」について、１）大学・高専の学部再編等に対する基金による継続的な支援など、成長分野の人材育成をはじめとした大学等の機能強化、２）学び直し（リカレント教育）を促進するための環境の整備と学びの支援の充実、３）留学生交流の推進によるグローバル人材育成の強化と高等教育の国際化を推進、に係る政策の方向性の説明があった。

11月29日開催の財務省財政制度等審議会財政制度等分科会では、令和５年度予算の編成及び今後の財政運営に関する基本的考え方を『令和５年度予算の編成等に関する建議』としてとりまとめた。同建議では、「令和５年度（2023年度）予算は、我が国財政の長年抱えている問題と世界的な環境変化で新たに生じた課題のいずれをも真正面から受け止め、解決していく決意を示したものとしなければならない。そのことが、『財政に対する市場の信認』を維持し、『将来世代への責任』を果たしていくために不可欠であることを、強く認識すべきである」としたうえで、総論として「財政に対する市場の信認」、「インフレ・物価高騰等と財政」、「日本経済の成長力と財政」、「PDCAの取組」並びに「将来世代への責任」の５点を掲げた。その内、「インフレ・物価高騰等と財政」では、１）コロナ対策については、今まさに例外から脱却し、平時への移行を図るべき、２）物価高対策は、低所得者等にターゲットを絞り、メリハリの効いたものとすることが望ましく、例外措置が長く続かないような設計とし、いたずらに延長されないようにしていくべき、とした。また、「将来世代への責任」では、１）防衛力強化、少子化対策・こども政策、GX投資などは、日本の将来を左右する大事な課題であり、真に効果のある支出を積み上げていくべきであり、その上で、これらの施策の充実のために、安易に国債発行に依存せず、安定的な財源を確保していくべき、２）債務残高対GDP比を将来に向けて安定的に引き下げていくための重要な条件を整えるべく、まずは、2025年度のプライマリーバランス黒字化目標の確実な達成に向けて取り組むことが必要、とした。

また、上記の総論に対する各論として、「社会保障～ウィズコロナへの移行と全世代型への制度改革」、「地方財政」、「防衛」、「文教・科学技術」、「社会資本整備」、「農林水産」、「GX（エネルギー・環境）」、「中小企業」、「外交関係」並びに「デジタル」の10点を掲げ、「文教・科学技術」については、１）少子化が進展し、教員・研究者のなり手も減少する中、量的拡大ではなく、

教育・研究の質の向上につながる予算にすることが必要、２）高等教育について、事業のアウトカム等を分析し、制度改善等に活かすべきであり、国大運交金・私学助成配分の大胆なメリハリ付けが必要、３）科学技術について、産学連携等による民間資金導入拡大、研究活動国際化や人材流動性向上等に取り組むべき、とした。とりわけ、「高等教育」に関わっては、「今後も入学者数の減少が予測される中、国立大学も含め、国の制度や支援の在り方については、量の拡大を追求するのではなく、学生の能力向上を実現できているか等の質の観点を重視していく方向に見直しを進めていく必要がある」とし、そのうえで、「教育の質の更なる向上」、「メリハリ付けの強化」、「成長分野の転換」並びに「教育費の負担軽減」に言及した。

「教育の質の更なる向上」については、１）予算が措置された対象、期間だけの局所的な改善にとどまることのないよう、事業の成果を適切に分析し、制度等の改善につなげるべき、２）構造的な改善につながることが期待できない事業については、予算措置は控えるべきである、とされた。

「メリハリ付けの強化」については、私学助成について、「近年、定員割れの度合いに応じた減額措置が導入されてきたものの、令和３年度（2021年度）においても、一般補助、特別補助ともに、学生一人当たり補助額にメリハリが効いているとはいえない状態にある」としたうえで、１）私立大学の教育の質を向上させていくためにも、学部ごとの不交付判定の例外の見直しや、複数回、定員充足率が一定水準を下回った場合の減額の深掘り、特別補助の要件・配分方法の見直し等により、メリハリを強化していくべき、２）執行スケジュールの前倒しによって、インセンティブ機能を改善することも検討すべきである、とされた。

「成長分野への展開」については、本年の文教施策の大きな動きであるデジタル、グリーンなどの成長分野への大学等の再編促進の継続的支援策の導入について、１）近年の高等教育行政は、大学が社会的なニーズを踏まえつつ自主的・主体的に機能強化を行うことを期待して進められてきたなか、学部転換を直接的に支援する今回の措置は特殊なものととらえるべきである、２）今回の支援を効果的なものとするためにも、大学が中長期的な観点から責任を持って経営判断を行う、という基本構造は維持する必要がある、３）理工系の学部を増やした結果、その質の低下を招いたのでは本末転倒であり、定員抑制の観点を踏まえた運用とし、大学による学生のニーズ把握や理系教員確保の状況等をしっかり確認するとともに、卒業後の人材供給先でもある企業や地域との連携などを求める、４）文理融合教育などの関係する施策との連携を十分に図ること等により、教育の質をしっかりと確保することで、理工系の人材育成による効果を最大化し、限られた予算を最大限に活用する工夫が求められる、とした。

「教育費の負担軽減」については、１）奨学金制度のあり方を考える際には、給付型奨学金については高等教育を受けていない者も含めた国民全体の負担となること、貸与型奨学金については（無利子の場合等の国民負担に加えて）本人の返済負担となることを踏まえて検討する必要がある、２）対象の拡大については、財源確保の必要性や再分配の観点も踏まえた検討が必要である、とした。

12月１日開催の経済財政諮問会議では、内閣総理大臣からの諮問を受けて「令和５年度予算編成の基本方針（案）」について協議がなされるとともに、「経済・財政一体改革における重点課題（社会保障）」並びに「成長と分配の好循環」について協議がなされた。

「成長と分配の好循環」に関わって、有識者議員４名の連名により提出された資料『成長と分配の好循環形成に向けて』では、「成長と分配の両面から双方向で効果を及ぼしあい、また、バランスの取れた形で経済が拡大していくようマクロ経済を運営していくことが重要である」としたうえで、１）現在のコスト上昇に対する企業における価格転嫁と来年の春季労使交渉に向けた賃上げが不可欠

である、２）人への投資、研究開発投資を含む国内投資を加速する、３）成長分野での雇用創出や労働移動、正規化等を通じた労働市場の強化を通じて、新陳代謝を生み出しながら好循環を拡大する必要がある、４）こうした取り組みを通じて、日本経済の供給サイドを抜本的に強化するとともに、分厚い中間層の形成と格差是正を実現していくべき、とされた。また、とくに「分厚い中間層の形成」に関わって、１）子育て支援の拡充、働き方改革、スキルアップ・能力開発等を通じた労働市場の強化を通じて、所得向上と格差是正を進めるべき、２）今後加速する労働人口の大幅な減少を見据え、税制を含めた応能負担の強化、共助の仕組みによる民間を含めた多様な分配、全世代型社会保障による給付の見直しを通じて、バランスのとれた世代内・世代間の再分配機能強化を図るべき、とされた。

政府は、経済財政諮問会議における協議を受け、12月２日に『令和５年度予算編成の基本方針』を閣議決定した。

『令和５年度予算編成の基本方針』では、10月28日に閣議決定した『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』を速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行うとしたうえで、足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取り組みを成長のエンジンへと転換し、わが国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、１）民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスキリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める、２）科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を、年内にとりまとめられるスタートアップ育成５か年計画やGX促進に向けた今後10年間のロードマップ等に基づき促進することについて、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する、３）「こども家庭庁」を創設し、出産育児一時金の大幅増額を始めとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めていく、４）機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を５年以内に抜本的に強化すべく、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、年末に改定される新たな「国家安全保障戦略」等に基づいて計画的に整備を進める、５）ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る、６）東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組み、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取り組みと併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進する、７）政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む、などとされた。

一方、政府与党である自由民主党並びに公明党では12月16日に、「１．物価高騰を克服し、力強い成長軌道を創る」、「２．人にやさしい、安心して暮らせる社会を実現する」、「３．教育・人材力の強化と文化芸術・スポーツの振興を図る」、「４．活力ある地方を創造する」、「５．農林水産業を成長産業化し、食料安全保障を確立する」、「６．徹底した災害対策で、国民の命と暮らしを守る」並びに「７．毅然とした外交・安全保障で国民と国益を守る」の七つの柱によって構成される『令和５年度予算編成大綱』をとりまとめた。そのうち「２．人にやさしい、安心して暮らせる社会を実現する」では、「成長と分配の好循環に向けた“人への投資”の推進」を掲げ、「新しい資本主義の実現に向け、『人への投資』の抜本的強化を図り、デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進め、あわせて、労働者のリ・スキリングへの支援を強化するため、

施策パッケージを５年で１兆円に拡充するとともに、構造的な賃金引き上げ・男女間賃金格差の是正に取り組む」とした。「３．教育・人材力の強化と文化芸術・スポーツの振興を図る」では、「学力と人間力、創造力を備えた人材の育成」を掲げ、１）教育は国家の礎であり人格の完成を目指し、学力と人間力、創造力を備えた人材の育成を図る、２）岸田総理が掲げる「人への投資」は国家社会の形成者を育成するとともにこどもの健やかな成長を保障するものであり、今後はOECD諸国と同等の教育予算の拡充を目指していく、３）社会の要請に応える抜本改革に取り組む国公私立大学支援を通じた高度専門人材の育成、高等専門学校の高度化・国際化、専修学校の質向上、教育研究環境のDX化、留学生交流、リ・スキリング教育、リカレント教育を推進する、４）給付型奨学金等を含めた教育費負担軽減、学校施設の教育環境向上と老朽化対策の一体的整備や脱炭素化、防災機能強化等を推進する、とした。また、「４．活力ある地方を創造する」では、「地方創生とデジタル田園都市国家構想」を掲げ、「地方大学・地域産業創生交付金等により 、地方大学の魅力化やデジタル技術も活用した産業創生・雇用創出に取り組む地方公共団体を支援する」とした。

その後、政府では、12月23日に「令和５年度一般会計歳入歳出概算について」を「令和５年度税制改正の大綱について」とともに閣議決定した。

上記の経緯を経てとりまとめられた令和５年度政府予算案は令和５年１月23日に国会に提出され、３月28日に政府案通り成立した。

１－４－２　令和５年度政府予算の内容

令和４年度第２次補正予算と一体的に、歴史の転換期を前に、わが国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算として編成された令和５年度政府予算は、１）新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、本年４月に新たに設置されるこども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援の強化、GXの実現に向けた「成長志向型カーボンプライシング」による民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取り組みへの支援など、現下の重要課題に正面から向き合い、一定の道筋を付ける、２）新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を４兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費を１兆円措置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰、世界的な景気後退懸念など、予期せぬ状況変化に引き続き万全の備えを講じる、３）『経済財政運営と改革の基本方針2022』等に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成するとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うことを通じて、これまでの歳出改革の取り組みを実質的に継続させるべく編成された。

文教・科学技術予算のポイントとしては、その「基本的な考え方」として、「義務教育」に関連しては、１）小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進等とともに、教員業務支援員の活用等により教員が授業等に注力できる環境の整備、２）スクールカウンセラー等の配置や不登校特例校の設置支援など、いじめ・不登校等対策の促進、３）文部科学省CBTシステム（MEXCBT）を希望する全国の児童生徒等がオンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとしての提供とともに、記述式自動採点の実装などの機能開発・拡充による１人１台端末の普段使いの促進、４）学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築と、地域の多様な関係者の参画による地域の特色を活かした教育活動を支援するためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制

度）と地域学校協働活動の一体的な推進、の４点が据えられている。

「高等教育」に関連しては、１）令和２年度からの「高等教育の無償化」の引き続きの着実な実施、２）国立大学法人運営費交付金について、学内組織の見直しや学内資源の再配分等を伴う教育研究組織の改革に対する支援の拡充と、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」によるメリハリ付けとも合わせての改革のインセンティブの強化、３）令和５年度予算から新たに開始する「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」等に加えて令和４年度第２次補正予算も活用した高度専門人材の育成の推進、の３点が据えられている。

「研究力の向上と研究開発の戦略的推進」に関連しては、１）研究力向上に向けて、若手研究者支援や基礎研究強化の戦略的な実施とともに、研究者の国際性の積極的評価等、研究活動の国際化を促す政策誘導の強化、２）量子・AI等の重要先端技術の研究開発を担う国立研究開発法人の研究機能強化や次世代半導体の拠点形成事業等の戦略的な推進を、「宇宙・航空分野等を始めとした大型プロジェクトの推進」に関連しては、１）宇宙・航空分野におけるＨ３ロケットの研究開発やアルテミス計画等の推進、２）官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設（NanoTerasu）の推進が据えられている。

令和５年度一般会計予算の規模は、令和４年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して６兆7,848億円（6.3％）増の114兆3,812億円となっている。うち一般会計歳出から国債費並びに地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は、令和３年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して５兆3,571億円（8.0％）増の72兆7,317億円となっている（資料編　資料１－７）。

文部科学関係予算は、一般会計として５兆2,941億円（対前年度予算比123億円〔0.2％〕増）、エネルギー対策特別会計として1,086億円（同同額）が計上された。また、財政投融資計画については、日本学生支援機構関連が対前年度予算比32億円増の5,881億円（ほか財投機関債1,200億円）、日本私立学校振興・共済事業団関連が対前年度予算比51億円増の272億円、大学改革支援・学位授与機構関連が対前年度予算比247億円増の758億円（ほか財投機関債50億円）、科学技術振興機構関連が対前年度予算比皆減（４兆8,889億円）となり計上されなかった（ほか財投機関債200億円）。

５兆2,818億円が計上された文部科学省予算（一般会計）の構成は、義務教育費国庫負担金が１兆5,216億円（構成比28.7％）と最も大きく、次いで国立大学法人運営費交付金が１兆784億円（同20.4％）、科学技術予算が9,780億円（同18.5％）、次いで私学助成関係予算が4,086億円（同7.7％）となった。

文部科学関係予算は、文教関係予算（４兆146億円〔対前年度予算比82億円増〕）、スポーツ関係予算（359億円〔同４億円増〕）、文化芸術関係予算（1,077億円〔同１億円増〕）並びに科学技術予算（9,780億円〔同５億円増、エネルギー対策特別会計への繰入額1,079億円を含む〕）によって構成される（資料編　資料１－８）。

文教関係予算は、「１．個別最適な学びと協働的な学びの実現」、「２．新しい時代の学びを支える学校施設の整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」の４点からなる。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として位置づけられた私学助成関係予算は、「基盤的経費の充実や客観的指標に基づくメリハリある配分による改革の徹底、高専の高度化・国際化の推進」の一環として位置づけられた「私立大学等の改革の推進等」として、子ども・子育て支援新制度以降分も含めると4,095億円（同１億円）計上された。

そのうち「私立大学等経常費補助」は2,976億円（同１億円増）計上され、大学等の運営に不可欠

な教育研究に係る経常的経費を支援する「一般補助」は2,771億円（同５億円増）、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する「特別補助」は205億円（同４億円減）計上され、一般補助の割合は93.1％（同0.1％増）となった。また、一般補助では、令和４年度予算同様、教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとされた。特別補助では、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援する「私立大学等改革総合支援事業」が112億円（同同額）、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得するための取り組みの展開を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実」が７億円（同同額）、基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化等を支援する「研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化」が117億円（同２億円減）、複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共用と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会へのさらなる貢献に取り組む大学等のグループを支援する「教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の支援」が１億円（同同額）計上されたほか、進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取り組みを支援する「大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援」が新たに２億円（皆増）計上された。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、「２．新しい時代の学びを支える学校施設の整備」の一環として位置づけられた「私立学校施設等整備」について、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援する「耐震化等の促進」が、耐震改築（建替え）事業として21億円（同２億円減）、耐震補強事業として15億円（同３億円減）、その他耐震対策事業として４億円（同１億円増）の計40億円（同５億円減）計上され、令和４年度までとなっている耐震改築への補助制度を２年延長するほか、耐震化を一層促進するため、新たに耐震診断に限った経費を３年以内に耐震化に着手すること等を条件に支援することとされた。また、安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の支援を目的として、感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校施設環境改善整備」が７億円（同１億円減）、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援する「私立大学等教育研究装置・設備」が30億円（同３億円減）計上され、「私立高等学校等ICT教育設備」の14億円（同１億円増）とあわせた「教育・研究装置等の整備」は50億円（同４億円減）計上された。また、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）は５億円（同２億円減）計上された。

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関わっては、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として、「Society 5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」を目指して、大学間連携によって文系学部でも自然科学の素養を身につけられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図るべく、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進することで、地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出、大学での学びの地域社会のフィールドへの展開を目指す取り組みを支援する「地域活性化人材育成事業～SPARC～」が９億円（同６億円減）、人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・

データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学を支援する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Ｘプログラム～」が５億円（同同額）計上された。

「革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」では、国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、企業等からの外部資金をはじめとする学内外資金を活用しつつ、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターをけん引する卓越した博士人材の育成を進める「卓越大学院プログラム」が43億円（同７億円減）、Society 5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が３億円（同１億円減）計上されたほか、ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人文社会学系URA雇用等）や教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）を支援する「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」が新たに２億円（皆増）、実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な実務家教員の質・量の充実を図るため、大学等における実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行うための「持続的な産学共同人材育成システム構築事業～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～」が１億円（同１億円減）、事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築し、指標に基づき出口（就職先）が一体となった教育プログラムを実施する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」が２億円（同同額）、今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究、政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方式に関する調査研究等、その他、実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応を継続的に行い、その成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取り組みを支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図るための「先導的大学改革推進委託事業」が0.6億円（同同額）、大学入試のあり方に関する検討会議の提言等を踏まえ、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法等の調査研究を行うことで、大学入学者選抜改革を推進する「大学入学者選抜改革推進委託事業」が0.6億円（同0.1億円増）計上された。

「大学教育のグローバル展開力の強化」では、世界トップレベルの大学との交流・連携の実現、加速するための新たな取り組みや、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援するとともに、国内外への戦略的な情報発信を展開する「スーパーグローバル大学創成支援事業」が26億円（同４億円減）、地域ごとの高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援するとともに、これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受け入れを促進する「大学の世界展開力強化事業」が13.5億円

（同３億円増）計上され、同事業では、アメリカを軸に、STEAM教育やGX、DX等の成長分野を推奨しつつ、COIL/VE等、質の伴ったオンライン教育手法も活用した最先端の国際教育交流を構築し、バランスのとれた双方向型の５万人規模の学生交流を行うプログラムを支援する「米国等との大学間交流形成支援」として、新たに5.5億円（皆増）計上された。

「先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」では、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成の支援を行う「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」が新たに９億円（皆増）、大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のため、令和４年度第２次補正予算で措置した医学部等教育・働き方改革支援事業を活用した環境整備を行うとともに、新たな体制を構築する優れた取り組みを支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、診療参加型臨床実習の推進と医師の働き方改革に貢献する「質の高い臨床教育・研究の確保事業」が新たに1.2億円（皆増）計上されたほか、コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」が６億円（同２億円減）計上された。わが国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成することを目的とする「先進的医療イノベーション人材養成事業」では、医療系学部を有する大学を中心に、保健医療分野における重点６領域について、民間企業・研究機関・工学系大学等と連携してAI技術の開発・導入を推進する医療人材を養成するとともに、医療・介護現場における各種データを活用した機械学習や企業等におけるAI技術の課題解決への応用を学ぶなど、保健医療分野でのAI実装に向けた新たな教育拠点を構築する「保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト」が１億円（同１億円減）計上されたほか、大学病院を有する大学を中心に複数の大学が連携し、それぞれの強みや特色を活かして、医療データの利活用を推進できるトップレベルの人材を育成する拠点を形成する取り組みを支援する「医療データ人材育成拠点形成事業」が１億円（同同額）計上された。さらに、医療の高度化等に対応するため、優れた高度専門医療人（医師、歯科医師、看護師、薬剤師等）を養成するための教育体制の充実を目的とする「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」として、地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成のために、薬学教育プログラム等の構築・実施の支援を行う「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援」が新たに0.3億円（皆増）、基礎医学を志す医師の減少に歯止めをかけるとともに、わが国の基礎医学研究における国際競争力を強化するため、基礎医学分野において社会的要請の高い法医学分野等における優れた基礎研究医を重点的に養成する「基礎研究医養成活性化プログラム」が0.4億円（同同額）計上された。さらに、わが国の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人養成のあり方について検討するための調査・研究を実施し、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.5億円（同同額）計上された。

上記の国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進以外では、「大学教育のグローバル展開力の強化」に関わって、「１）大学等の留学生交流の支援等」として、学位取得を目指した海外の大学院、学部に留学する日本人学生の支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）、大学間交流協定等に基づいた海外の高等教育機関へ１年以内の留学をする日本人学生やわが国の高等教育機関で１年以内

受け入れる留学生の支援（協定派遣型・受入型）や渡航費等初期経費も含めた支援等による留学の負担軽減等を目的として78億円（同８億円増）計上された。また、「２）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ」では、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る「日本留学海外拠点連携推進事業」が４億円（同0.5億円減）、国費外国人留学生制度、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する「留学生受入れ促進プログラム（予約枠）」を含む留学生受入れ促進プログラムや高度外国人材育成課程履修支援制度を内容とする「外国人留学生奨学金制度」が223億円（同１億円減）、中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるに当たり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等を支援する「外国政府派遣留学生の予備教育等」が1.1億円（同同額）、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルであるビジネス日本語、キャリア教育（日本企業論等）や中長期インターンシップを一体として学ぶ環境を創設する取り組みを支援し、外国人留学生のわが国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国からわが国への留学生増加を図る「留学生就職促進プログラム」が0.9億円（同0.2億円増）計上され、全体で255億円（同７億円減）計上され、「大学等の留学生交流の充実」全体では332億円（同１億円減）計上された。

「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援」を目指して「大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進」が２億円（同同額）計上され、そのうちの「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」は0.3億円（0.1億円減）計上された。

また、「リカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充」を目指しての「大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充」として、社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成」が0.8億円（同0.1億円減）、女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援を行う「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」が0.2億円（同同額）、「リカレント教育推進のための学習基盤の整備」として、「マナパス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等を促進する「社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業」が0.4億円（同0.2億円増）計上されるなど、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関連した「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」や「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」、令和４年度第２次補正予算による「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」、「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」や「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」とあわせると、総額91億円（同５億円減）計上された。

さらに、「各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築」を目指して、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し、活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）するとともに、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する「高等教育の修学支援の確実な実施」は、こども家庭庁計上分も含めて6,314億円（同103億円増）計上された。

科学技術予算は、「１．わが国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の四つの柱からなる。

「１．わが国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」では、「わが国の研究力の総合的・抜本的な強化」と「国際共同研究・国際頭脳循環の推進」が目指されており、「わが国の研究力の総合的・抜本的な強化」では、研究者が自らの研究に打ち込めるよう、研究者のキャリアや成果に応じた切れ目のない研究費の支援を充実させ、優れた研究チームによる国際共同研究や、社会経済の変革を先導する非連続なイノベーションを積極的に生み出す研究開発を強力かつ継続的に推進し、わが国全体の研究力発展をけん引する研究大学群の形成に向け、大学ファンドによる世界に伍する研究大学の実現と地域中核・特色ある研究大学の抜本的な強化を図るとともに、世界水準の優れた研究拠点の形成、大学の枠を超えた学際研究領域の形成・開拓を支援する「抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」が3,124億円（同６億円減）計上された。

その内訳は、人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援し、令和４年度に創設された「国際先導研究」の拡充により、海外との強いネットワークを有するトップレベル研究者の国際共同研究を強力に推進するとともに、世界と戦える優秀な若手研究者育成を図るとともに、「特別研究員奨励費」の抜本的見直しにより、アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援を強化する「科学研究費助成事業（科研費）」が2,377億円（同同額）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進し、令和５年度は、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるとともに、新興・融合領域の開発強化、さらに、創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援制度の構築に取り組む「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が437億円（同９億円増）、若手を中心とした多様な研究者による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を、研究に専念できる研究環境を確保しつつ、最長10年間にわたり長期的に支援し、基金の利点を生かした機動的な資金配分を実現するとともに、所属機関からの支援を促す仕組み等により、研究時間の確保に最大限努めるとともに、研究の進捗等に応じた柔軟な追加支援による研究加速を図る「創発的研究支援事業」が2.7億円（同1.7億円増）、脱炭素やデジタル社会の実現等の経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定したうえで、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用するため、今まで以上に斬新なアイデアを絶え間なく取り入れ、実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発を推進する「未来社会創造事業」が92億円（同１億円増）、未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、多くの人々を魅了するような斬新かつ挑戦的な目標を掲げ、国内外からトップ研究者の英知を結集し、関係府省庁が一体となって集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する「ムーンショット型研究開発制度」が30億円（同同額）、研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提に、大学間での連携も図りつつ、大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援するとともに、研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張、戦略的なメリハリづけによる経営リソースを最大限活用する文化の定着の実現に向けて伴奏支援を行う「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」が新たに２億円（皆

増）、大学等への集中的な支援により研究システム改革などの取り組みを促進し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る国際研究拠点の充実・強化を図り、段階的に拠点形成を推進する支援方式「WPI CORE」を新たに創設する「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」が71億円（同10億円増）、共同利用・共同研究機能を持つ大学共同利用機関や国公私立大学等の研究組織をハブとして、全国の研究者が参画可能な分野を超えた共同研究ネットワークを構築し、アカデミア先導型の学際研究領域を形成・開拓し、大学・分野を超えた連携の強化・拡大により、効果的な研究リソースの活用を進め、より多くの大学・研究者の研究活動を支え、全国の研究力を底上げする「共同利用・共同研究システム形成事業（学際領域展開ハブ形成プログラムの新設）～全国の国公私立大学のポテンシャルを引き出す共同研究システムの構築（総合知による社会変革）～」が７億円（同４億円増）計上されたほか、最先端の大型研究装置・学術研究基盤等により人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術フロンティアを先導するとともに、国内外の優れた研究者を結集し、国際的な研究拠点の形成及び国内外の研究機関に対し研究活動の共通基盤を提供することを目的に、「ハイパーカミオカンデ計画」、「ヒューマングライコームプロジェクト」等の学術研究の大型プロジェクトを推進する「世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進」が国立大学法人運営費交付金等に340億円（同３億円増）計上された。そのうち、令和４年度第２次補正予算において2,000億円、令和５年度予算において新たに２億円が計上された「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」は、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」と「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」からなり、令和５年度予算で計上された２億円は、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」のもと、強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公私立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築したうえで、全学としてリソースを投下する取り組み（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）を対象として、必要な設備等の整備とあわせ、研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取り組みを一体的に支援することとしている。

科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るため、博士後期課程学生を含む若手研究者への経済的支援の強化、キャリア構築支援・研究環境確保・能力開発等の一体的な推進、次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成機会の拡大に向けた初等中等教育段階における先進的な理数系教育実施等への支援の強化、多様な視点や優れた発想を取り入れた科学技術・イノベーションの活性化に向けた女性研究者の活躍促進に向けた取り組みの充実等を重点的に推進する「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」は267億円（同５億円増）計上された。

その内訳は、「若手研究者等の育成・活躍促進」に関わっては、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額、研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（大学フェローシップ創設事業）」が36億円（同２億円増）、わが国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、研究者としての能力を向上できるよう支援する「特別研究員制度」が162億円（同１億円増）、若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が３億円（同同額）、「次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成」に関わっては、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をSSHに指定し、令和５年度からは指定校と域内の学校や大学、企業等との

連携が円滑になるよう、コーディネーターの配置等を支援する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業」が24億円（同１億円増）、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が相互に競い、研鑽する場を支援すべく、令和５年度は数学及び物理の国際科学オリンピックが日本で開催予定の「国際科学技術コンテスト」が10億円（同３億円増）、理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援する「大学等による次世代の科学技術人材育成支援」が７億円（同同額）計上された。

「２．Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」では、「世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けたイノベーションの創出」を目指して、令和２年７月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進するとともに、起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等につながる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する「大学発新産業創出プログラム（START）」が20億円（同0.1億円減）、大学の可能性を最大限引き出す産学官共創拠点を抜本的に拡充する「共創の場形成支援～知と人材が集積するイノベーション・エコシステム～」が138億円（同同額）計上された。また、全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育について、基礎的な者から実践的なものまで継続的に実施状況とその効果を調査し、収集した効果的なアントレプレナーシップ教育の事例や実施方法を全国の大学に展開することで、スタートアップ・エコシステム拠点都市や地方大学等における着実なアントレプレナーシップの醸成を促進する「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」が0.9億円（同同額）計上された。

「３．重点分野の研究開発の戦略的な推進」では、「量子・AI等の重要先端技術の研究開発の推進」と「再生・細胞医療・遺伝子治療等の研究開発の推進」が目指され、「再生・細胞医療・遺伝子治療等の研究開発の推進」では、再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究の推進、リバーストランスレーショナルリサーチの実施、中核拠点をハブとした連携・相乗効果の創出、開発早期から出口を見据えた研究開発と戦略的伴走支援の充実、疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明や創薬研究の推進を行う「再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム」が新たに92億円（皆増。令和４年度は再生医療実現拠点ネットワークプログラム〔91億円〕で実施）計上された。

また、内閣府における「デジタル田園都市国家構想の実現による新たな地方創生の推進」関連予算に関連しては、従来の地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）に基づき、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取り組みを加速化・深化する観点から、新たに創設した「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取り組みや拠点施設の整備などを支援するための予算として1,000億円（同同額）計上された。また、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを各地で進め、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金」が、20億円（同２億円減）、地方大学・地域産業創生交付金におけるデジタル技術等を活用した地域の取り組みについて、専門性を有する外部の有識者や調査機関による調

査・評価・伴走支援体制等を整備し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取り組みを支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が１億円（同0.01億円減）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する地方公共団体へのコンサルティングの実施や研修会の開催により、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が0.2億円（同同額）、地方公共団体と高等学校等が連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化をデジタル技術等を活用しながら進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取り組みを支援する「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」が1.5億円（同0.1億円減）計上された。

２．令和５年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

私大連では、これまでの税制改正要望内容や政府・与党の税制に関する審議過程において、税務当局から出された意見等を踏まえ、この数年にわたり実現に至っていない要望項目を中心に、その内容、現状及び問題点などを整理するとともに、既存の仕組みを有効に活用しながら新規要望内容を組み立て、連合会並びに全私連等の関係団体と連携を図りつつ、その要望実現に向け活動を展開した。

令和５年度に向けた私立学校関係税制改正要望に関する基本方針並びに要望内容等のとりまとめに当たっては、公財政政策委員会のもとで協議のうえ、常務理事会及び理事会において協議を重ね、その任務に当たった。

２－１　私立大学側要望等の決定過程

令和３年12月24日に閣議決定された「令和４年度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した７項目のうち、１）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】、２）博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】、３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】、４）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止【所得税等】の４項目について認められた。

特に全私連からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒または学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業の借用証書等に係る印紙税の非課税措置について、適用期限を３年延長する（令和７年３月31日まで）とされた（「東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、令和３年度改正において、適用期限を５年延長（令和８年３月31日まで）するとされている）。

私大連では、２回の公財政政策委員会（４月12日、５月31日開催）、令和４年度第１回（第224回・定時）総会（６月21日開催）における協議を経て、学校法人の公共性・公益性に基づく法人税をはじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント教育の推進、寄附文化の醸成、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望することとし、特に、適用期限を迎える非課税措置の恒久化をはじめ、寄附金控除に係る控除率の引き上げや手続きの簡素化等の制度改善について重点的に要望することとした。

要望の柱は「１．教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」、「２．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」、「３．学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充」、「４．大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充」の４点を掲げることとした。

「１．」では、「“コロナ禍”を経て、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。“新たな日常”を確立する必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立である。その一翼を担うのが大学におけ

るリカレント教育や生涯教育の推進である。国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会の一助となる『学び続ける社会』の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である」としたうえで、１）教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化、２）リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設、３）教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充の３点を掲げることとした。

特に非課税措置の適用期限が令和４年度末となっている「１）」については、国会議員を含めた政府関係者等の間で、同制度が「相続税を回避するための生前贈与なのではないか」、「高所得者層の優遇措置となっているのではないか」や「格差の固定化を助長するのではないか」といった声に代表されるように、制度の継続の必要性を疑問視する声が強く出されていることを踏まえ、当該要望個所において、教育資金贈与信託の実績や同制度がもたらしている効果を記述するとともに、「非課税措置の令和５年度以降の延長はもとより、非課税上限額の引き上げ、贈与後の財産の運用による損失及び贈与後の財産から学校法人・公益法人等への寄附についての非課税措置、23歳以上の学校外における教育訓練の非課税対象の拡大などとともに、同特例措置の適用期限の廃止を要望する」とした。

また、「２）」では、「令和４年度税制改正において、令和５年度末を適用期限として実施された積極的な賃上げに加えて人的投資（教育訓練費の増加）を行った場合を要件として、税額控除率を上乗せする賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃など、制度のさらなる拡充を要望する」とした。

一方、連合会においては、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めるとともに、文部科学省との協議内容をもとに協議し、その方向性を確認し、令和２年度税制改正において、非課税措置の適用期限が令和５年３月末日まで延長された退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、特別法人税自体の撤廃を要望すべく、「５．退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃」を加えるなど、令和５年度私立学校関係税制改正要望の方向性を確認した。

上記の経過を経てとりまとめられた「要望の趣旨」、「要望項目」からなる「令和５年度私立大学関係税制改正に関する要望」は、連合会としての要望としてとりまとめられた後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私連において、連合会でとりまとめた内容に基づき「令和５度私立学校関係税制改正に関する要望」としてとりまとめられ、各団体の会長への報告、了承を経て、私立大学関係政府予算に関する要望とともに文部科学大臣及び文部科学省の政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（８月３日）された（資料編　資料２－１）。

２－２　文部科学省税制改正要望の内容

文部科学省では、関係団体等による要望を受け、同省の所管事項に関する税制改正要望について、「令和５年度文部科学省税制改正要望事項」としてとりまとめ、８月30日に財務省に提出した。

要望事項は、１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】、２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（経済産業省、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省及び復興庁との共同要望）【法人税等】、３）日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所

要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】、４）博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税、都市計画税、不動産取得税及び事業所税】、５）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】、６）高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【所得税等】、７）出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】、８）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省及び金融庁との共同要望）【法人税等】、９）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【固定資産税等】、10）福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省との共同要望）【法人税等】の10項目で構成されている。

２－３　令和５年度私立学校関係税制改正の概要

政府与党である自由民主党並びに公明党では、12月16日に『令和５年度税制改正大綱』をとりまとめた。

『令和５年度税制改正大綱』では、１）家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う、２）経営者の大胆な挑戦を可能とし、働き手に新たな活躍の場を提供する新たな産業の創出・育成を推進するため、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するとともに、企業に対して経営資源を活用した学校教育への積極的な関与も促すことにより、果敢にリスクテイクを行う人材や企業の成長を先導する人材、新たな領域へと主体的に踏み出す人材への投資を強化する、３）経済再生に向けた取り組みの礎たる、社会に対する国民の信頼を高める意味においても、より公平で中立的な税制の実現に向け、個人所得課税において、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する、４）国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税を導入するとともに、資産課税においても、数年来、税制調査会で検討を重ねてきた「資産移転の時期の選択により中立的な税制」の構築に具体的な道筋を付ける、５）引き続き、さらなる税負担の公平性の確保、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、経済のグローバル化・デジタル化等への対応といった観点から中長期的な税制の検討を進める、６）経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく、といったことを前提として、「１．成長と分配の好循環の実現」、「２．経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応」、「３．地域における活力と安全・安心な暮らしの創造」、「４．経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し」、「５．円滑・適正な納税のための環境整備」、「６．防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の６点を基本的な考え方に据えた。

「１．成長と分配の好循環の実現」では、「（４）企業による先導的人材投資」として、企業の成長を先導する人材を創出するための取り組みを後押しすべく、「大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とする、とした。また、「４．経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し」では、「（２）資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」として、「資産の

再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある」としたうえで、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある」として、「節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を３年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する」とした。

一方の政府では、政府与党における『令和５年度税制改正大綱』のとりまとめを受け、１）家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う、２）スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる、３）より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う、４）自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す、５）租税特別措置について、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定するための税制改正を行うとともに、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を行う、ことを主な内容とする「令和５年度税制改正の大綱」をとりまとめ、12月23日に閣議決定した。

「令和５年度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した10項目のうち、全私連からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充」については、受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする、契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（≒小規模宅地特例等の適用後の遺産総額）が５億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算する、こととされたうえで、適用期限の３年延長等が認められる一方で、上限額の拡充、運用損失の非課税措置及び対象となる教育費の範囲の拡充等は認められなかった。また、「２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長」については、研究開発型スタートアップの範囲の拡大、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合の優遇措置の創設及び時限措置の３年延長等が認められた。「３）日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置」は認められた。「４）博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等」については、公益社団法人及び公益財団法人等が設置する博物館に係る非課税措置の存続及び博物館に係る事業所税の非課税措置の拡充は認められたが、博物館に係る非課税措置の拡充は認められなかった。「５）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充」については、適用期限の２年延長は認められたが、特例措置の恒久化は認められなかった。「６）高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」は認められた。「７）出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置」は認められた。「８）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長」については、適用期限の３年延長は認められたが、特別法人税の撤廃は認められなかった。「９）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置」、「10）福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置」は認められた（資料編　資料２－２）。

３．審議会等への対応について

３－１　内閣官房「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議

平成30年に公布された「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に関しては、附則の第五条において「政府は、令和６年３月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と示されている。それに基づき、本年度、内閣官房のデジタル田園都市国家構想実現会議事務局において本法律を検証する「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議（以下「有識者会議」）が設置された。連合会からは、曄道佳明副会長（上智大学、学長）が参画し、計３回の検討が重ねられた。

私大連では、この議論に先駆け、常務理事会において本法律が制定する際に反対運動を展開した経緯があり、本年度は本法見直しの時期となるため、規制の早期撤廃を求める意見を改めて表明するとともに実現活動を展開していくことを決定した。

第１回の有識者会議では、曄道副会長に代わり私大連の西原廉太常務理事（立教大学、大学総長）が出席し、本措置が学生の多様な就学の機会の制約となっており学びの機会を奪うことになっていること、同時に新たな学問分野を提供し難い環境がわが国の発展を大きく損なうものとして早期撤廃を求める旨の私大連の考えが述べられた。併せて、本措置の効果を検証し公表すべきであること、また、仮に効果があったとしても、社会ニーズの高い学問分野の定員増を認める例外措置を講ずるべきであることなどを主張した（資料編　資料３－１）。

またこの間、私大連では、田中愛治会長及び役員らで、文部科学大臣をはじめデジタル田園都市国家構想担当大臣、政府与党の要人等に対し積極的に陳情活動を行った。

有識者会議では、当初、特例措置となっている“専門職大学”の取り扱いを主に検討することとしていたが、地方創生とともに国の重要政策課題である“デジタル人材の育成”が急務となっているため、その育成が最も期待できる23区の大学の定員規制が論点となった。最終的に、２月16日の有識会議において、デジタル人材の育成に限って、23区定員増の抑制が緩和される方向性が示され、①産業からニーズの高い高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の収容定員の増であること、②収容定員増は、一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増であること、③学生が東京圏（一都三県）外の地方企業等におけるインターンシップや研修等に一定期間参加するなど地方における就職促進策を組み込んだプログラムであることなどを要件としてとりまとめられた（資料編　資料３－２）。

これらの見直しは、政省令で改正することとして、令和７年度からの施行に向けて準備が進められている。

３－２　文部科学省「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」

わが国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育のあり方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育

と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要があるとの基本認識のもと、内閣総理大臣を議長、内閣官房長官並びに文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣を議長代理、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び我が国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者を構成員として、内閣官房に設置された教育未来創造会議では、高等教育の発展と少子化の進行、デジタル人材の不足、グリーン人材の不足、高等学校段階の理系離れ、諸外国に比べて低い理工系への入学者、諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者、世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者の割合、諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発並びに進まないリカレント教育といった諸課題に政府として取り組むための具体的方策を平成４年５月10日に『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』としてとりまとめた。

『第一次提言』では、具体的取組として、令和２年度に導入した高等教育の修学支援新制度について、１）大学の経営困難から学生を保護する視点から、計画的な規模の縮小や撤退等も含めた経営指導の徹底や、修学支援新制度の対象を定員充足率が収容定員の８割以上の大学とするなどの機関要件の厳格化を図るとともに、在学する学生の円滑な転学や学籍管理の継承等についても必要な仕組みを整備する、２）制度の検証を行い、機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象となっていない中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善を行う、３）現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、また現在返還中の者も含めて利用できる減額返還制度を、ライフイベント等も踏まえ返還者の判断で柔軟に返還できるよう見直すとともに、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度を、高等教育の修学支援新制度の対象とはなっていない大学院段階において導入することにより、大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設する、とした。

一方、６月７日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2022』では、その「第２章　新しい資本主義に向けた改革　１．新しい資本主義に向けた重点投資分野　（１）人への投資と分配」の「質の高い教育の実現」として、１）新たな時代に対応する学びの支援の充実を図るため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する、２）減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う、３）官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める、といった課題について「必要な取組を速やかに進める」とした。

上記の提言内容等を受け文部科学省では、高等教育の修学支援新制度の今後の在り方について検討を行うため、８月18日に高等教育局長決定により「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」（以下『検討会議』という。）を設置して、１）中間所得層への支援強化のあり方、２）学生の学びの充実に向けた機関要件の活用、３）学生を保護する視点からの機関要件の厳格化等について検討を進めることとした。

検討会議では、「検討会議における検討に際して、より実態に即した議論を進めるべく、関係団体の意見を伺いたい」として、私大連をはじめとする関係団体に「１．学生を保護する視点からの機関

要件の厳格化」に関わって、「１．１）経営上問題がないことを示すために『定員充足率が収容定員の８割以上』を単独で必須の要件とすることについてどう考えるか（何割以上が適当か）」、「１．２）定員充足率以外でどのような厳格化（要件）が考えられるか」、「２．学生の学びの充実に向けた機関要件の活用」に関わって、「２．３）『入試科目の見直し、入学後の文理横断型教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等』の機関要件化についてどう考えるか」、「２．４）『学生の学びの充実』につながる機関要件の活用に関し、どのような要件、どのような活用方法が考えられるか」、「３．中間所得層への支援強化」について、「３．５）支援対象を中間層に拡大することについてどう考えるか」、「３．６）『多子世帯』の支援のあり方についてどう考えるか（子ども３人以上の世帯は一律支援対象とする、子どもの数に応じて年収要件を緩和する等）」、「３．７）支援対象となる『理工系及び農学系』をどのように特定すべきか」、「４．高等教育の修学支援新制度開始による成果・効果」並びに「５．その他高等教育の修学支援新制度に関すること」についての意見提出依頼があった。

これに対し私大連では、会長並びに副会長のもとで私大連としての意見書をとりまとめ、検討会議に提出した。

意見書では、上記「１．１）」について、「継続的（３年間）に定員の８割を切って」いることが、大学経営困難の指標の一つとされていることもあり、今後、18歳人口が激減する社会情勢を踏まえれば、経営上問題がないことを示すために、『収容定員８割未満』のみを機関要件の対象外とすることは妥当と考えられる。ただし、その際「収容定員８割未満」を、単年度で捉えるのではなく、複数年（３年間）の状況を踏まえ、その常態化を見る必要がある、「１．２）」については、各認証評価機関は特徴を活かしつつ、評価の水準をある程度揃える必要があるとともに、学生保護の観点から進学希望者の適切な進路選択支援となる情報項目を定め分かりやすく発信することを要件として検討すべきである、「２．３）」並びに「２．４）」については、STEAM教育の強化や文理横断による総合知創出を推進するに当たり、今後、入試時期と科目等の見直しの検討は必然であるとともに、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等をいかに実行していくべきか、その計画と具体策を策定することが重要であり、そのためには、国は確実な支援による大学の体制づくりとともに社会的理解の醸成が不可欠であることから、現段階で、本制度の機関要件として取り入れるのは時期尚早なのではないか、「３．５）」並びに「３．６）」については、世帯収入別の高校卒業後の進路希望や子供の数別の高校卒業後の進路希望の実態を踏まえると、進路希望率「650万円未満」の世帯収入層にとって、「国立大学」は大学進学先の受け皿となり得ておらず、「多子世帯か否か」は、国立大学には影響が小さいが、私立大学には影響が大きいことから、１）高等教育修学支援新制度の見直しの論点は、私立大学や短大・専門学校等への門戸を所得中間層や多子世帯に対していかにして拡げるか、私立大学への門戸の拡大に際しては「理工系」及び「農学系」への門戸をいかにして拡げるか、に収れんされるのではないか、２）国立大学と私立大学との間に学納金に大きな差がある（とくに理工科系学部等の文科系学部以外においてその差が大きい）現状を踏まえると、「平均授業料」に私立大学で修学する際の授業料以外の施設、実験実習に係る費用も含めるとともに、減免上限額については「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」に定める標準設置経費の違いを加味したうえでの“修学費用負担”を減らす（国立大学との差を縮小させる）ための方策が不可欠である、３）支援対象の所得中間層や多子世帯への拡大は不可欠であり、本来的には所得や子どもの数を要件としないすべての大学進学希望者を制度の対象とすべきである、「３．７）」については、学問分野の多様化や複合化の進展とそれに伴う学問分野の新たな教育体系

の構築の必要性、総合知の創出・活用を目指した文理横断・文理融合教育、ダブル・メジャー、メジャー・マイナー等による学修の幅を広げる教育の推進、さらには主体的な学修を可能とする学修者本位の教育の実現が求められる今、国として学生個人に対する修学支援の内容を理工系、農学系といった分類によって行うことにどれほどの意義があるのかはより精緻な検討が必要である、「４．」については、多くの私立大学では、令和元年度以前の入学者に対して実施していた授業料減免事業を、令和２年度以降も令和元年度と同様の基準で実施するなど、学生への経済支援を継続しており、令和２年度以降の入学者についても、令和元年度と同様の基準で授業料減免を実施しているが、それらに係る国からの支援は皆無であることから、「所得中間層」、「多子世帯」が大学への進学を断念することがないよう、「支援が必要な者」のきめ細かな設定が不可欠である、「５．」については、連合会では、「教育支出の公私負担割合」と「学生一人当たり公財政支出」の両面に係る国私間格差の是正、及び私立大学学生の家計負担比率の低減を目的とする「高等教育機会均等拠出金制度の創設」と「基盤的経費（私立大学等経常費補助金等）の大幅な拡充」の実現に向けた具体案を、平成29年12月に『「人づくり」を支える高等教育財源のあり方ー学生修学支援の新たなスキーム「高等教育機会均等拠出金制度」の創設に向けてー』を提言しており、その内容は、『骨太の方針2022』に示された「在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れの可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する」という考えに則するものであり、参考としていただきたい、とした。

検討会議ではその後、上記の私大連からの意見、日本私立大学協会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立短期大学協会等の関係団体や全国知事会からの意見を踏まえ検討を進め、「中間層拡大」について、支援対象の範囲を多子世帯、理工農系の学生（私立）、理工農系の学生（国公立）の順に優先する、支援対象とすべき「多子世帯」を「大学等に在籍する学生の世帯に、学生本人含め『扶養される子供』が３人以上いること」とする、理工農系の特定方法として、１）学部または学科を単位とする、２）学位の分野が理学、工学、農学の学部・学科を対象（学校基本調査の分類を活用）とする、３）学校基本調査の分類では判断できない、学際分野については、設置認可の際の審査情報も活用し、学位の分野に理学、工学、農学が含まれていれば対象とする、との案をとりまとめた。また、「機関要件の厳格化」について、現行の経営要件を改正し、「直近３年度全ての収容定員充足率が８割未満」を独立させ、１）大学・短大・高専については、「直近３年度全ての収容定員充足率が８割未満」は対象外としたうえで、直近の収容定員充足率が５割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が９割を超える場合は、確認取消を猶予する、専門学校については、「直近３年度全ての収容定員充足率が５割未満」は対象外としたうえで、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予する、との案をとりまとめるとともに、上記の案を含めたさらなる検討を行うため、「機関要件」厳格化の内容（案）、学生の学びの充実に向けた実効性ある方策（案）と「機関要件」厳格化の導入時期等について、関係団体からのヒアリングを実施したいとして、私大連にヒアリング依頼があった。

検討会議からのヒアリング依頼を受け私大連では、会長並びに副会長のもとで私大連としての意見書をとりまとめ、検討会議に提出するとともに、11月14日開催の第４回検討会議において村田副会長からその内容を説明した。

意見書では、「機関要件厳格化の内容」について、１）見直し案である「直近３年度全ての収容定員充足率が８割未満」を対象外とすることは、「収容定員充足率」が、私立大学の成長や継続性を判

断する際の一つの目安となり得ること、さらにその常態化を踏まえているため、指標として妥当と考える、２）収入においては学生からの納付金が、支出においては人件費が過半を占める私立大学にあっては、収容定員充足率を改善することのみを目的に単に定員を縮小することが、直ちに「大学の経営困難から学生を保護する」とは言い切れない点に注意すべきであり、見直し案において、「収容定員充足率」という外形的要素とともに教育の質保証の観点により「進学・就職率」を定量的指標として加えることは理解できる、「学生の学びの充実に向けた実効性ある方策（教育未来創造会議第一次提言）」については、今回の見直し案のように、直ちにそれを要件とするのではなく、「入試科目の見直し」、「入学後の文理横断型の教育」、「複線的・多面的な学び」や「全学的なデータサイエンス教育」等の総合知を育成するための取り組みを実施している場合に、その内容を機関要件の確認申請書に記載するという案は妥当であると考える、「機関要件厳格化の導入時期」については、現在対象となっていない中間所得層に係る支援に関する必要な改善を行う時期と同じタイミングで導入することが望ましい、とした。また、「その他」として、制度改正の趣旨について、高等教育機関関係者はもちろん、進学希望者とその保護者からの理解をいかに得るかが重要であり、その広報や周知のあり方、方法論についての検討と実践が強く望まれること、家庭にいかなる経済的理由があろうとも私立大学への進学を断念することなく、入学後は安心して学びを継続することができるよう、修学支援新制度や私立大学等経常費補助制度を通じた国による適切な支援がなされるべきである、とした。

検討会議ではその後、12月14日に『高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）』をとりまとめ、公表した。

３－３　内閣官房「教育未来創造会議ワーキング・グループ」（第２次提言）

政府の「教育未来創造会議」では、第１次提言に続き、第２次提言のテーマを「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資について」と定め、議論に入った。①コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画、②卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備、③教育の国際化の促進を論点に議論が重ねられた。

その過程において、本ワーキング・グループからヒアリング依頼があり、私大連では、国際連携委員会の岩切正一郎担当理事（国際基督教大学、大学長）が対応し（10月27日）、３つの論点について、次の通りそれぞれ考えを申し述べた。

まず、「①コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画」については、留学や国際交流への学生の希望は多くあり、コロナ前の状態に早急に戻すことが求められる。そのためには、コロナ禍で進んだオンライン教育を活用し、一層質の高い新たな国際教育・交流を具体化していくことが必要である。「留学生の受入れ」については、正規留学生の確保が重要であるという観点から、大学での英語学位プログラムの設置、学期をできるだけ欧米のアカデミックカレンダーに合わせるなどシームレスな国際間の移動が可能になるよう対応する必要がある。また「派遣留学計画」については、円安の影響等経済的な理由で留学を諦める学生が増えており、このままの状況が続くと、留学が経済的に恵まれた一部の学生に限られていた時代に逆戻りする懸念があるため、奨学金のさらなる充実が不可欠である。

更に「単位の実質化」について言及した。現行制度では、教育の質を確保するために事前登録した一定数の学内単位取得しか認めないことを優先しており、オンライン留学をしたいという意欲のある学生の学習機会を制限してしまうため緩和すべきである。また今後は、文部科学省がSGUの取組みにおいて構築したオンライン国際教育プラットフォーム「Japan Virtual Campus（JV-Campus)」などを

単位化することにより、オンラインを活用した国際教育を促進することを明確に打ち出すことが必要である。「②卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備」については、言語面のサポートや生活面の幅広い支援が必要であることや、日本の大学等を卒業した後、継続して日本で就職活動を行う外国人留学生が一定数存在する。これを拡大するためにも、就職活動に対する大学・経済界双方による一層の支援強化や環境整備が求められるとした。「③教育の国際化の促進」については、オンラインを活用することによる国際化の取組を適切に評価することによって、渡航を伴う留学とともにオンラインを国際化推進の両輪として確立していくことが重要であり、そのためには海外に居住する教員が外国語で講義することを積極的に評価・推進し、学生がオンラインで海外の大学の講義を受講したことや、海外の学生と交流したことを適正に評価し、それを各大学の国際化の度合いを測る指標に反映されるべきであるとした。

併せて、留学や国際化に限らず、単位制度を厳格に運用するあまり、意欲や能力の高い学生の学習を妨げている面があると主張した。例えば「単位の実質化」を担保するための上限単位数の厳格な設定は、一単位あたりに必要とされる学習時間を確実に確保するという理念として理解できる一方で、個々の能力や意欲の違い、昨今の教育手法の多様化、ICT等の技術の発達を考えると、単純に時間で質を確保することに限界がきており、意欲と能力の高い学生は、本属大学で履修をしながら、海外大学のオンライン授業を履修するなどでより高い学習効果が得られる可能性がある。そのような学習方法に従来の「単位の実質化」の考え方は相反する面があると申し述べた。（資料編　資料３－３）。

教育未来創造会議は、令和５年５月を目途に取りまとめを行い、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に反映することとしている。

３－４　文部科学省「中央教育審議会教育振興基本計画部会」

文部科学省は、次期（令和５年度～令和９年度）教育振興基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定に向けて、「教育振興基本計画部会」を設置している。

同部会は、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の２つをコンセプトに掲げ、５つの基本方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を設定し、16の教育政策の目標が盛り込まれた基本計画案をとりまとめた。その後、同部会は、教育関係団体に対して、同基本計画案に関する意見照会及びヒアリングの要請を行った。

私大連では教育研究委員会並びに総合政策センター政策研究部門会議において、同部会で更なる論議を重ね、具体的な記述を追加する必要があると考える点を中心に意見書をとりまとめ、提出した。

意見書は、①大学教育の質保証への懸念に対する具体的事例や考えの提示、②大学・大学院教育において「総合知」のみならず「専門知」の充実の必要性、③リカレントとリスキリングに係る概念整理と社会人教育のあり方にかかる施策の提示、④私立大学に対する公財政支出の低位性改善のための施策及び評価指標の設定、⑤理工系分野での女性活躍推進に向けた考えの提示などを内容としており、令和５年１月20日開催の同部会ヒアリングにおいて、教育研究委員会の前田裕担当理事（関西大学、大学長）から報告を行った（資料編　資料３－４）。

その後、同部会は審議を重ねて基本計画案を整理し、「次期教育振興基本計画について（答申）」が令和５年３月８日の中央教育審議会の第134回総会においてとりまとめられた。（資料編　資料３－５）。

４．就職問題等について

４－１　就職問題等について

2022年度（令和４年度）
就職・採用活動をめぐる動き

2022年

【政府（文部科学省等）における動き】

・３月28日　就問懇　「申合せ」発出

2023年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮、インターンシップの適切な実施、卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いへの配慮などを求めた。

・３月28日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」を発出。「就職・採用活動日程の遵守」、「インターンシップの取扱い」、「学事日程等への配慮」等を要請した。

・５月20日　文部科学省　就問懇（第１回）開催

・６月13日　文部科学省　令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動等について（周知）を発出

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」を改正した。これにより、令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動では、令和５年度以降に実施される一定の基準に準拠するインターンシップで得られた学生情報については、採用活動開始後に活用可能となる。

【経団連と大学における動き】

・４月18日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第６回）開催

「産学協議会2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』」について協議し、同日付で公表した。

・６月22日　産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の推進」を公表

「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の推進」に関する動画（大野英男就職問題懇談会座長、十倉雅和経団連会長）の配信をスタートした。

・８月31日　産学協議会【リーフレット】産学で変えるこれからのインターンシップ－学生のキャリア形成支援活動の推進－を発行

・９月15日　産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動－新たなインターンシップを核とした４類型の推進に向けて－」メッセージ及び解説動画〔第２弾〕のオンデマンド配信開始

・10月11日　採用・インターンシップ分科会（第１回）開催

・11月10日　「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」第１回テーマ別懇談会開催

【政府（文部科学省等）における動き】

・10月26日　文部科学省　就問懇（第２回）開催

内閣府で実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」、文部科学省で実施した「令和４年度就職・採用活動に関する調査（企業等）」及び「令和４年度就職・採用活動に関する調査（大学等）」の調査結果【速報版】が共有された。

2023年

・１月11日　文部科学省　就問懇（第３回）開催

公益社団法人全国求人情報協会との意見交換を行った。主に、「就活ルール等の遵守への協力について」、「学生へのキャリア形成支援活動（タイプ１～４）をユーザーが認識できる仕組みの対応について」意見交換を行った。

・２月13日　文部科学省　就問懇（第４回）開催

・４月10日　就問懇　「申合せ」発出

2024年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、採用選考活動の土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯の活用、学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為の抑制、インターンシップを実施する場合、広報活動や採用選考活動と異なるものであることの明確化、「インターンシップ」と称する場合、就業体験要件や指導要件等、一定の要件を満たしているかの確認、卒業・修了後３年以内の既卒者に対する新規卒業・修了予定者の採用枠への応募が可能となるような募集条件の設定、採用選考に当たり、成績証明等の活用と学修成果や学業への取組状況の適切な評価などを求めた。

・４月10日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

【経団連と大学における動き】

・12月12日　採用・インターンシップ分科会（第２回）開催

・12月27日　産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の実践」のよくある質問（FAQ）の公表

2023年

・２月10日　「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」第２回テーマ別懇談会開催

・３月１日　産学協議会【学生用リーフレット】何が変わるの？これからのインターンシップ－自分のキャリアを考えるために今できること－を発行

・３月20日　産学協議会「産学協議会基準準拠マーク」のデータ配布開始

令和５年度より最低限遵守すべきと考える５つの要件を満たしたタイプ３のインターンシップを実施する場合に、実施主体である企業・大学は、募集要項等に「産学協議会基準準拠マーク」を記載することが可能となることを踏まえ、「産学協議会基準準拠マーク」使用規約の公表とあわせて準拠マークのデータ配布を開始した。

・３月29日　採用・インターンシップ分科会（第３回）開催

令和５年１月～２月にかけて、経団連で実施した「質の高いインターンシップに関する意向調査」の結果報告と「採用と大学教育の未来に関する産学協議会2022年度報告書」に掲載予定の採用・インターンシップ分科会における検討経過の内容について検討した。

（１）2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動のあり方について

大学等卒業予定者の就職活動のあり方については、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される就職問題懇談会（以下、「就問懇」という。）にて検討・協議を行い、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で組織される就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議やその他経済団体（経団連、商工会議所、経済同友会等）と連携を図りながら検討を進めている。

2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動については、令和４年３月28日付で就問懇から大学、短期大学、高等専門学校に向けて「申合せ」が発出された。あわせて、企業に対して３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の①現行スケジュールの遵守を求めるとともに、②学生の学業等への配慮（採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うこと等）、③多様な選考機会の提供（日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学者や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取組を各企業の必要に応じて行うこと等）、④雇用機会均等、職業選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底、⑤インターンシップの適切な実施（広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明示すること、実質的に就業体験を伴わないプログラムを「ワンデーインターンシップ」などと称して情報発信することがないようにすること、学生の学業を妨げることがないようインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること等）、⑥採用選考活動における学業成果等の評価（採用選考において、卒業・修了前年度までの学修成果を表す書類（例えば成績証明書や履修履歴）を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること）、⑦学生の健康状態への配慮（学生が新型コロナウイルス感染症による発熱や、濃厚接触者となった場合などやむを得ない理由により、企業説明会はもとより、面接・試験に出席できない場合には、そのことがその後の採用選考に影響を与えることがないよう配慮すること等）、⑧卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いについて要請した。

また、同日（３月28日）には４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された。主な内容としては、「就職・採用活動日程の遵守」として、広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降、採用選考活動開始は卒業・修了年度の６月１日以降、正式な内定日は卒業・修了年度の10月１日以降とすることを遵守すること、「学事日程等への配慮」として、面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯等を活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること、学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選考活動の日時を設定すること、「インターンシップの取扱い」として、広報活動または採用選考活動の開始日より前に行うインターンシップ等については、募集対象を卒業・修了年度に入る直前の学年に在籍する学生に限定しないこととし、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること、広報活動または採用選考活動の開始日以後に、2023（令和５）年度卒業・修了予定者を含むインターンシップを実施する場合には、広報活動または採用選考活動の趣旨を含むことも差し支えないが、その場合は、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること、就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称したり、情報発信することがないようにすること、「卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い」として、若者雇用促進法に基づく指針も踏まえ、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること、「オンライン

の活用」として、オンラインによる企業説明会や面接・試験を実施する場合には、その旨を積極的に情報発信すること、遠隔地の学生に対して、オンラインによる企業説明会や面接・試験等を積極的に実施すること、「日本人海外留学者や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供」として、日本人海外留学者に対して、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。また、そうした取組を自社の採用ホームページに掲載するなど、多様な通信手段を活用して積極的に周知すること、「セクシュアルハラスメント等の防止の徹底」として、採用選考活動やOB・OG訪問対応時等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメント等を行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行うなど、セクシュアルハラスメント等の防止のための対応を徹底すること、「成績証明等の一層の活用」として、採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学修成果や学業への取組状況を適切に評価することなどを要請した。

（２）令和４年度就職・採用活動の動向

５月20日に開催された令和４年度第１回就問懇において、令和４年度の就職・採用活動の実態を把握するために、文部科学省が主体となり、大学等向けと企業向けにそれぞれ「令和４年度就職・採用活動に関する調査」を実施することを決定し、調査項目など実施概要については、後日メールにて審議することとした。次に、採用と大学教育の未来に関する産学協議会でとりまとめた「2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』」にて示されたインターンシップの推進に当たっての基本的考え方について意見交換を行い、「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み」を新たに４類型に分類すること等の周知に当たっては、就職情報会社等へ協力要請の働きかけを行うことなどが挙げられた。続いて、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の要請を踏まえ、これまでの政府のインターンシップに関する合意である「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」の改正案について意見交換を行い、タイプ１を含んで「インターンシップ等」と記載することへの懸念や対象者については、今後、短期大学と高等専門学校の卒業生も含めるよう更新する予定などが示された。

10月26日に開催された令和４年度第２回就問懇において、「令和４年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）」及び「令和４年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）」が共有された。

「令和４年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）【速報版】」では、「採用活動状況」の設問については、採用活動を実施した企業の割合は、企業全体で90.3%、大企業で97.8%、中小企業で85.4%となり、採用予定者数の増減については、企業全体で「増やした」が30%、「変わらない」が63%、「減らした」が７%だった。「採用選考活動開始時期」の設問については、卒業年度の６月以降に開始とする企業が最も多く44%（昨年度比9.8ポイント増）だった。また、採用選考活動を６月より前にした理由としては、他社より早く学生に接触したいという理由が最も高かった。「内々定を出し始めた時期」の設問については、６月以降に内々定を出し始める企業が最も多く56.4%（前年度比7.2ポイント増）だった。「来年度以降のインターンシップの計画」の設問については、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」の周知状況については、大企業では77%が「周知があった」と回答し、中小企業では44%が「周知があった」と回答した。また、タイプ３のインターンシップの実施予定については、中小企業においては、113社中55社が「実施する予定はない」と回答した。

「令和４年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）【速報版】」では、就問懇の「申合せ」の内容の周知状況については、48.4％の大学等が「申合せ」の周知を実施（昨年度比3.3ポイント増）し、周知方法としては、「大学等のホームページに掲載する」が最も多かった。周知しなかった理由としては、既に就問懇や政府などから企業へ周知されているので、それで足りると考えている大学等の割合が高かった。「企業が採用選考活動を開始した時期（大学等の認識）」としては、「卒業前年度の３月」とする回答の割合が高かった。「学生が内々定を得た時期（大学等の認識）」としては、「卒業年度の６月以降」とする回答の割合が高かった。

また、内閣府が学生を対象に実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」の調査結果【速報版】についても報告があった。「就職・採用活動時期に関する認識」として、令和４年度の就職活動時期が、前年度と同じ時期（広報活動３月、採用選考活動６月）に設定されたことについては、約５割の学生が「昨年の就職活動の情報を参考にすることができた」、「予定をたてやすく準備・行動ができた」、「夏の暑い時期に就職活動を行わなくて済んだ」という点に特にメリットを感じていた。一方で、約４割の学生は「就職活動が比較的短時間で済んだ」に対し「そう思わない」と回答した。

就活ルール（広報活動３月、採用選考活動６月）については、「ルールは必要」とする人は約７割で、特に「正式内定は10月１日」に対して、「ルールは必要であり、現在の開始時期がよい」との回答の割合が最も高かった。

「企業説明会やセミナーへの参加時期」については、企業説明会等への参加時期（ピーク）は、前年度と比べ、「９月以前に参加した」とする回答割合が上昇し、早期化は進行している傾向がうかがえた。

「採用面接の実施時期」としては、最初に採用面接を受けた時期は、前年度と比べ、９月以前に参加したとする回答割合がやや上昇し、３月の割合は低下し、累計で見ると、４月までに約９割の学生が最初の面接を受けたことがわかった。

「内々定を受けた時期」としては、概ね前年度と同様だが趨勢的に12月から３月までが高まっていて、累計では６月までに約９割が最初に内々定を受けていることがわかった。

「就職活動に要する期間、学修時間の確保」については、2022年度の就職活動に要する期間は、「９ヶ月間程度以上」の割合が約４割と最も高く、年々その割合は高まってきており、長期化の傾向がうかがえた。

「インターンシップへの参加状況」としては、インターンシップに参加した学生が約７割で、約６割の学生が「複数回参加」と回答した。参加したインターンシップのうち最長の日数として、「１日」又は「半日」と回答した割合は約４割だった。インターンシップ等が採用のための実質的な選考を含んでいた割合は、前年の32.0％から46.4％へと目立って増加した。

「ジョブ型採用」については、ジョブ型採用の就職活動を経験した学生のうち、大学４年生は57.5％が、大学院２年生では70.3％が「ジョブ型採用で内々定をもらった」と回答した。ジョブ型採用で内々定をもらった企業が「外資系企業」である割合は、「文系」10.8％、「理系」7.4％だった。

「企業による学業等や留学経験者への配慮」については、多くの企業又はある程度の企業で、説明会や面接等の日程に関して、授業や試験等の妨げにならないよう配慮がなされていたと感じた学生の割合は約７割だった。

令和５年１月11日に開催された第３回就問懇では、公益社団法人全国求人情報協会（以下、「全求協」という。）との懇談会を行った。全求協から、協会の概要の説明と2024年卒の採用選考における

各社（マイナビ、ディスコ、リクルート）の学生への採用情報提供のスケジュールや学生へのキャリア形成支援活動（タイプ１～４）をユーザーが認識できる仕組みの対応時期等の説明があった後、就問懇の委員との意見交換を行い、就問懇の委員からは、企業へのエントリーの受付開始日については後期のテスト期間を考慮して、２月中旬以降にしてほしいという要請や2025年卒の企業のインターシップ情報公開日を早める可能性の有無について確認があった。全求協から、各社とも2025年卒のインターンシップサイトは、４月１日からオープンする予定であるとの説明があった。

令和５年２月13日に開催された第４回就問懇では、「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」の内容について協議を行った。「申合せ」については、最終的な調整・確認を経て令和５年４月10日付で、大学、短期大学、高等専門学校に向けて発出された。また、同日付で経済団体等に対し、４府省連名で「2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された（資料編　資料４－１）。

（３）令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動等について

令和４年４月18日付で経団連の産学協議会が公表した「2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』」における新たなインターンシップのあり方についての検討結果を受けて、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省の連名による「インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（案）」（「三省合意」の改正案）が提示され、この改正案に対して、文部科学省から私大連に意見提出の要請があった。これを受けて、私大連加盟大学のキャリア・就職支援関係部署宛てに意見聴取を行い、提出された意見を基に、私大連の学生委員会キャリア・就職支援分科会においてとりまとめを行い、令和４年６月１日付で文部科学省に提出した。

その後、令和４年６月13日付で文部科学省から各国公私立大学就職支援主管課宛てに「令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動等について（周知）」が送付され、これまでの政府のインターンシップに関する合意である三省合意の改正についての案内があった（「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」）。具体的には、この改正に伴い、令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動では、令和５年度以降に実施される一定の基準を満たすインターンシップで得られた学生情報については、採用活動開始後に活用可能となること、各大学において、対象となる学生に加え、各機関に対し求人の申込みのある企業やキャリア教育等で連携している経済団体などと情報共有することと、学生がインターンシップや就職活動に臨むうえで、学生の理解を深める取組について、遺漏なく対応することの要請があった。

（４）経団連における検討経過

経団連における令和４年度の就職・採用活動に関わる活動については、令和４年４月18日付で経団連の産学協議会が公表した「2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』」で示された「『学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）』の実践に向けたロードマップ」に基づき、各種の取組や検討が進められている。

６月22日には、産学協議会から「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の推進」に関する動画の配信が始まった。動画の内容としては、大学側として、就問懇の大野英男座長（東北大学、総長）、経団連側からは、経団連の十倉雅和会長（住友化学株式会社代表取締役会長）が、それぞれの立場から学生のキャリア形成支援活動（４類型）の推進に向けたメッセージを送った。

８月31日には、産学協議会からリーフレット「産学で変えるこれからのインターンシップ－学生のキャリア形成支援活動の推進－」が発行され、Society 5.0で活躍する人材を示したうえで、学生のキャリア形成のために必要なインターンシップのあり方と、新たに構築した学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）について図表を用いながら説明した。あわせて、企業・大学等・学生に対して、学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）の理解と関係者への周知、実践について要請した。

９月15日には、産学協議会から「産学協働による学生のキャリア形成支援活動－新たなインターンシップを核とした４類型の推進に向けて－」のメッセージ及び解説動画〔第２弾〕のオンデマンド配信が開始され、「１．産学合意とりまとめ当時の採用・インターンシップ分科会長によるメッセージ」では、産学合意とりまとめ当時の採用・インターンシップ分科会長として、私大連の田中愛治会長（早稲田大学、総長）及び株式会社日立製作所の山本夏樹前人財統括本部人事勤労本部長からそれぞれ動画でメッセージが配信され、「２．新たなインターンシップをはじめとした４類型の概要説明」では、産学合意とりまとめ当時の採用・インターンシップ分科会の佐藤和委員（慶應義塾大学就職部長）のメッセージ及び産学協議会事務局による解説動画が配信された。

10月11日に開催された採用・インターンシップ分科会（第１回）では、産学協議会の令和４年度活動方針及び活動計画の説明と令和５年卒学生向け採用選考活動の実施に関する振り返りとして、経団連側の委員からコメントがあった。その後、産学協働による学生のキャリア形成支援（４類型）の周知活動（リーフレット「産学で変えるこれからのインターンシップ－学生のキャリア形成支援活動の推進－」の発行、「産学協働による学生のキャリア形成支援活動－新たなインターンシップを核とした４類型の推進に向けて－」メッセージ及び解説動画〔第２弾〕のオンデマンド配信等）についての報告があり、今後の周知活動・方法について意見交換を行った。

12月12日に開催された採用・インターンシップ分科会（第２回）では、最初に、産学協議会で設定した「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）」のうち「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ（仮称）」（タイプ４【Ｂ】）のパイロット版実施に向けた検討を行い、協議の結果、本プログラムへの理解があり、協力いただける企業において令和５年度からパイロット版を実施することとした。具体的な実施例としては、（１）学部生・院生問わず募集しているプログラムのうち、修士課程学生のみが応募できる業務や職種を設定する「修士限定プログラム」や（２）学部生・院生問わず募集しているプログラムのうち、体験する業務や職種別に、修士課程学生限定の応募枠を設定（＝参加人数のうち、一定数を修士課程学生に割り当て）する「修士枠の設定」などを前提に準備を進めることとした。

続いて、「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）」の周知活動に関連して、株式会社リクルート就職みらい研究所の栗田貴祥所長から「長期インターンシップ事例紹介」に関する説明と、株式会社ベネッセｉ-キャリアの原野司郎代表取締役社長から「キャリアゲートウェイ2022実施報告」に関する説明を受け、その後、分科会委員との意見交換を行った。また、「よくあるご質問（FAQ）－産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の実践－」の内容について意見交換し、内容及び公表することについて了承した。

12月27日には、産学協議会から「よくあるご質問（FAQ）－産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の実践－」が発行され、産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の実践に当たってのFAQとそれに対する解説が示された。その中で、「職場体験を伴う学部１・２年生を対象としたプログラムを従来、『インターンシップ』と呼んできましたが、2023年度以降は、当該

プログラムでは『インターンシップ』という名称は使用できなくなるということでしょうか。」という質問に対しては、「はい、使用すべきではないと考えます。産学協議会における検討において、特に大学側から、『学生にとって、就業体験活動の主たる目的が、学部１・２年生の場合は“その仕事・業務について知ること”である一方、学部３年生以降は“その仕事・業務・職種に対する学生自らの能力を見極めること”であり、外形的には同じ就業体験活動であっても、その目的は対象年次によって異なる』という指摘が多く出された。そうした指摘を踏まえ、『タイプ３』のインターンシップは、あくまで学部３年生以降に実施するプログラムに限定することとした。低学年次の学生（学部１・２年生）を対象とした就業体験を伴うプログラムについては、『タイプ１』ないしは『タイプ２』のプログラムとして運営いただきますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。」との解説が示されている。

令和５年３月には、産学協議会からリーフレット「【学生用】何が変わるの？これからのインターンシップ－自分のキャリアを考えるために今できること－」が発行された。令和４年８月31日に産学協議会から発行されたリーフレット「産学で変えるこれからのインターンシップ－学生のキャリア形成支援活動の推進－」について、学生の視点から整理し直したもので、令和５年度からインターンシップを含む新たに整理された「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）」の考え方が導入されることと、あわせて「インターシップに参加した経験は、採用選考に必須ではなく、経験がなくても採用選考にエントリーが可能であること」などが示された。

令和５年３月20日には、産学協議会から「産学協議会基準準拠マーク」のデータ配布が開始された。令和５年度から、産学協議会が公表した「2021年度報告書『産学協働による自律的なキャリア形成の推進』」で示された「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組み（４類型）」において最低限遵守すべきと考える５つの基準に準拠したタイプ３のインターンシップを実施する場合に、実施主体である企業・大学は、募集要項等に「産学協議会基準準拠マーク」を表示することが可能となり、「産学協議会基準準拠マーク」使用規約の公表とあわせて準拠マークのデータ配布が開始された。

令和５年３月29日に開催された採用・インターンシップ分科会（第３回）では、最初に、令和５年１月10日～２月３日に経団連全会員企業（1,521社）を対象に実施した「質の高いインターンシップに関する意向調査」の調査結果の報告があった。調査結果の概要としては、2022年度において、「インターンシップを実施した」企業は82%（225社）となり、「実施していない」企業は18%（48社）だった。インターンシップ実施企業において、「200名以上」の学生を受け入れた企業が最多で40%（88社）、次いで多かったのが「10～49名」で21%（46社）だった。従業員規模別に実施状況をみると、従業員数が多くなるほど実施割合が高いことがわかった。製造業・非製造業別にみると、いずれも82%（製造業103社、非製造業社122社）だった。

2022年度に実施したインターンシッププログラムの概要については、224社から429件の個別事例が寄せられ、対象年次としては、学部３年366件と修士１年348件が多かった。また、学部１～２年を対象とするプログラムも一定数存在した。実施日数は、「２～４日」が最多199件で、「５日～２週間未満」133件、「２週間以上」64件となった。受け入れた学生数は、「10～49名」が最多で141件、「１～９名」109件、「200名以上」70件となった。

産学協議会が新たなインターンシップの定義を定めたことについては、「内容も知っている」企業が83%（228社）、「定めたことは知っているが、内容は知らない」企業は12%（33社）、「知らない」が５%（13社）だった。「産学協議会基準準拠マーク」については、「内容も知っている」企業が53%（144社）。「見たことはあるが、内容は知らない」企業は23%（63社）、「知らない」企業

は25％（67社）だった。

タイプ３に該当するプログラムの実施予定については、従業員規模別に見ると、従業員数が多いほど、実施の意向が高くなる傾向があり、従業員規模5,000人以上では「実施予定がない」と答えた企業は２％（２社）にとどまるが、300人未満では60％（12社）に上った。2023年度実施予定のタイプ３のインターンシップについては、１社最大３件まで個別事例を記入いただいたところ、149社から205件の個別事例が寄せられ、汎用的能力活用型（５日～２週間）が140件（71％）、専門活用型２週間以上が57件（29％）だった。実施予定時期は、学部３年の夏休み148件・修士１年の夏休み136件が最も多く、次いで、学部３年の冬休み72件・修士１年の冬休み68件が続いた。タイプ３のインターンシップを実施する予定がない理由として、「業務の特性」および「職場の理解や人手不足等」により、５つの要件を満たすことが難しいことを挙げる企業がともに24件で最多となった。

５つの要件のうち、満たすことが難しいものは「（ｃ）実施期間要件」が29件で最多となり、次いで、「（ａ）就業体験要件」が26件、「（ｂ）指導要件」が13件だった。「ジョブ型研究インターンシップに関心がある」、「一度説明を聞いてみたい」企業の合計は、71％（181社）だった。インターンシップ以外のキャリア形成支援活動（タイプ１・タイプ２）について、「これまでも実施しており、来年度以降も実施する予定」の企業は71％（194社）、「これまで実施していないが、2023年度以降、実施を検討する意向」の企業が12％（32社）と、83％（226社）の企業が今後実施する意向となった。

続いて、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2022年度報告書」に掲載予定の【Ⅱ．採用・インターンシップ】（案）の内容について意見交換を行った。今後、この意見交換の内容を踏まえ、必要に応じて更新したうえで2022年度報告書としてとりまとめることを了承した。

５．その他

５－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について

経団連では、平成30（2018）年12月に公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」において、2021年度以降入社対象の「採用選考の指針」を策定しないことを決定する一方で、経済社会の課題や技術革新の状況、求める人材像やインターンシップの今後のあるべき姿などについて、大学側に継続的に発信し、大学と対話の仕組みを構築することが必要であるとして、経団連と国公私立大学のトップで構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）の設置を提起し、平成31年１月31日開催の第１回産学協議会では、「Society 5.0人材育成分科会」、「今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会」並びに「地域活性化人材育成分科会」の三つの分科会を立ち上げた。

その後、産学協議会では、Society 5.0時代の人材に求められる能力やそれらの人材を育成するために必要な大学教育、企業の採用や処遇のあり方などについて、現状の課題、今後の改革の方向性、産学が協働して取り組むアクションについて多くの認識を共有し、平成31年４月22日に『中間とりまとめと共同宣言』をとりまとめ、公表するとともに、その内容を令和元年５月15日開催の政府における第27回未来投資会議において、同会議議員の中西宏明経団連会長並びに連合会代議員・就職問題員会委員長として産学協議会に参画している土屋恵一郎私大連常務理事・学生委員会担当理事（明治大学、大学長）から報告・説明した。

その後、産学協議会では、採用日程のあり方だけではなく、学生・大学・企業の多様性を前提に、Society 5.0において新たな領域に挑戦し社会に付加価値をもたらすことのできる人材を、産学がいかに協働して育成し、それをどう実現していくかについて、約１年をかけた四つのタスクフォース、三つの分科会における協議成果を踏まえ、未来志向で議論した成果を、令和２年３月31日に『Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』としてとりまとめ、公表し、同日に内閣府特命担当大臣（一億総活躍担当）に、４月23日に文部科学大臣に手交するとともに、経団連の中西会長が経済財政諮問会議、未来投資会議において報告書の内容に言及するなどした。

令和２年度の産学協議会では、『Society 5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』における「産学協議会の10のアクションプラン」のフォローアップ事項として、大学と企業が共同で取り組むべき項目について、引き続き検討するとともに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が大学教育や企業の採用選考活動、インターンシップに与えた大きな影響を踏まえ、「ウィズ・コロナ」への短期的な対応として、令和３年度入社対象者の採用選考活動やインターンシップ、大学教育の変容についての議論を重ねることとし、Society 5.0人材の育成に資する産学協働の取り組みに関連して、新型コロナウイルスの感染拡大により新たに生じた１）対面とリモートによるハイブリッド型教育、２）共同研究・PBL型教育（「組織対組織」連携）、３）リカレント教育（「組織対組織」連携）並びに４）新たなインターンシップの四つの課題と改善策について重点的に議論し、その検討の状況と今後の方向性を令和３年４月19日に『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』とする2020（令和２）年度報告書としてとりまとめ、公表した。

報告書は、「第Ⅰ章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方」、「第Ⅱ章『組織対組織』による産学連携の推進」、「第Ⅲ章 Society 5.0の採用・インターンシップの実現に向けて」並びに「第Ⅳ章 『10のアクションプラン』のフォローアップ状況（2021年度アクションプランの提

示）」からなり、「１）対面とリモートによるハイブリッド型教育」に関わっては、DX／ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方を展望しつつ、ハイブリッド型教育の推進に求められる対応について、「急ぎ対応を要するもの」と「中期的な対応の検討が求められるもの」に整理されている。「２）共同研究・PBL型教育（「組織対組織」連携）」に関わっては、産学双方のニーズ・シーズのブラックボックス化の解消のため、マッチングを直接的（産学官の対応）・間接的（学内・社内の対応）に促進する方策を検討し、「３）リカレント教育（「組織対組織」連携）」に関わっては、リカレント教育に対する産学間の意識合わせを徹底し、協議会が検討対象とするリカレント教育の範囲を特定するとともに、産学連携によるリカレント教育推進に向けた課題を整理した。また、「４）新たなインターンシップ」に関わっては、中長期的な視点に立って日本の新たなインターンシップの定義・要件を検討し、産学で共通認識を得るとともに、「目的」と「内容」に従って、学生のキャリア形成を支援する活動を四つのタイプに類型化した。

令和３年度の産学連携推進分科会では、「ニューノーマルを踏まえた（ハイブリッド型教育をベースとした）新たな大学教育の実現」に向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における大学設置基準等に係る審議内容も踏まえ、「教育効果の最大化（大学）／生産性向上（企業）のための工夫」、「評価のあり方」並びに「教育環境整備における工夫」の３点を、「産学協働によるリカレント教育の推進」に向けては、１）Society 5.0人材の育成に資するリカレント・プログラムの共同開発、評価・認定制度に向けた「共同開発や評価・認定制度の対象とするプログラムの骨格の検討」、２）リカレント・プログラムに関する情報発信・広報体制の強化に向けた「受講希望者（企業・個人）がリカレント・プログラムを選択しやすい情報提供のあり方の整理」の２点を、「地方大学を核とした産学連携・産学官連携の推進」に向けては、地方の大学や地域経済団体による地域の事例収集を通じた「地方大学の魅力発信（シーズのPR強化）への支援策」と「官の効果的介在を可能にするための工夫・必要な措置」の２点を、今後の検討の切り口と検討を進めた。

一方の採用・インターンシップ分科会では、「産学連携による新たなインターンシップの実現」に向けて、「インターンシップの狙い・内容・評価の見える化の推進（企業による情報発信の強化）」と「インターンシップによる学び（参加を通じて学生が得た知見）についての大学教育へのフィードバック」の２点を切り口として検討を進めることとするとともに、連合会が提案している「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」について、修士２年からの就職活動を前提としてジョブ型採用につながるインターンシップの実施時期を検討した場合の実現可能性や課題等に係る検討を進めた。

その後、産学協議会では、産学連携推進分科会における「産学協働によるリカレント教育の推進」に関わり、１）大学側のシーズと企業側のニーズを踏まえたプログラムの共同開発等、２）受講希望者（企業・個人）がリカレント・プログラムを選択しやすい情報提供のあり方を切り口とした検討成果、「地方大学を核とした産学連携・産学官連携の推進」に関わり、１）地方大学の魅力発信（シーズのPR強化）と産学連携強化への支援策、２）官の効果的介在を可能にするための工夫・必要な措置を切り口とした検討成果、そして採用・インターンシップ分科会における「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組みに関する具体的検討」に関わり、四つに類型化したそれぞれの取り組みについて、特に新たな定義に基づく「インターンシップ」の内容や、他の類型・採用選考活動との違いの明確化を切り口とした検討成果を、令和４年４月18日開催の産学協議会幹事会を経て、『2021年度報告書 産学協働による自律的なキャリア形成の推進』としてとりまとめ、公表した。

令和４年度に入ってからは、７月１日に産学協議会幹事会を開催し、産学協働による学生のキャリ

ア形成支援に係る４類型の周知活動方針と令和４年度における検討事項について協議した。

その結果、令和４年度は、１）採用・インターンシップ分科会並びに産学連携推進分科会（企業・大学の実務家レベル）において、令和３年度からの継続検討事項である「学生のキャリア形成支援４類型の周知活動およびフォローアップ」、「『高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ』（仮称）のパイロット実施に向けた検討」並びに「産学協働によるリカレント教育の具体的な推進（政策・制度改正に対する意見・要望等の検討等）」の３点に係る検討を進める、２）年度内に２回程度、産学協議会委員によるテーマ別懇談会を開催し、大所高所から、産学間の対話・意見交換を行う、こととした。

また、産学協議会委員によるテーマ別懇談会では、政府が閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2022　新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～』や『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』等で指摘された課題を深掘りし、取り組みを推進する観点から、「グローバル人材育成の一層の推進」、「文理融合を前提としつつ、理系分野に進学・従事する人材の拡充」、「社会に一層評価され、かつ若者・社会人にとってより魅力ある大学院教育の実現（企業における博士人材の活用推進を含む）」並びに「産業界による教育に対する投資の促進」の４点を懇談テーマとして設定し、議論の結果、具体的な課題が示された際には、分科会において具体策を検討していくこととした。

５－１－１　テーマ別懇談会

第１回テーマ別懇談会は、11月10日に第１回が開催され、１）文理融合を前提としつつ、理系分野に進学・従事する人材の拡充、２）社会に一層評価され、かつ若者・社会人にとって、より魅力ある大学院教育の実現（企業における博士人材の活用推進を含む）をテーマに協議した。「１）」については、わが国の国際競争力強化等の観点から、産・学・官がそれぞれ、あるいは連携・協働して取り組むべき課題・施策は何かについて、初等中等教育における課題・施策（STEAM教育の推進等）、高大接続における課題・施策、大学における課題・施策（学部・学科・研究科の編成の見直し、学部・学科・研究科を超えた学内連携・学外との連携〔学際的な研究・教育〕の推進等）、企業における課題・施策、理系分野で学ぶ女子学生や活躍する女性社会の拡大という視点から協議した。また、「２）」については、大学院教育に対する企業側の理解の深化を図りつつ、博士人材や修士課程修了者の活躍を推進するためには、どのような施策が必要かについて、大学院教育における課題・施策（大学院教育の拡充〔内容面、学修環境・制度面等〕、学修成果の見える化〔学位に対する評価〕等）、企業における課題・施策（採用・処遇・人材育成等）、政府における課題・施策等の視点から協議した。

令和５年２月10日開催の第２回テーマ別懇談会では、１）グローバル人材育成の一層の推進、２）教育に対する産業界の取り組み（投資を含む）の促進をテーマに協議した。「１）」については、わが国の国際競争力強化等の観点に立ったグローバル人材の育成に当たって、大学における課題、企業における課題並びに産学が協働して取り組むことが効果的な課題について協議した。「２）」については、教育に対する企業側の理解の深化を図りつつ、産業界の取り組みを促進するために必要な施策の観点から、大学側が産業界に協力を求めたいと特に期待するもの、企業として、大学等と連携・協働しながら、継続・強化あるいは新たに着手したい教育・人材育成の取り組みや、そのための環境整備として、大学や政府に求める施策・取り組みについて協議した。

５－１－２　産学連携推進分科会

10月31日開催の第１回産学連携推進分科会では、産学連携によるリカレント教育の重要性について、産学の理解が確実に向上する一方で、大学等におけるリカレント教育の具体的なイメージや今後の展開に関する産学の意識合わせが依然不十分であるとの基本認識のもと、分科会としての今後の検討プロセスとして、関係者へのヒアリング、事例に関するアンケートの実施、大学等が実施するリカレント教育の特徴や政策・制度改正に関する検討を進めていくこととし、大学が取り組むリカレント教育のあり方・可能性について二つの機関からのヒアリングを実施した後、企業側のニーズを踏まえ、かつ、大学の強みを生かした（大学らしさが反映された）リカレント教育プログラムが備える要素として、どのようなものが考えられるかについて協議した。

令和５年１月27日開催の第２回産学連携分科会では、大学側委員から、自大学における大学等が実施するリカレント教育プログラムについて、「大学の強み」と考える注目ポイントやとくに企業人に受講を進めたい事例等の紹介があった後、大学が「大学の強みを生かしたリカレントプログラム」を実施する際の１）プログラムの運営資金・受講費用面、２）プログラムの内容面、３）受講成果の評価面について協議した。

３月24日開催の第３回産学連携推進分科会では、令和４年11月末から12月下旬にかけて、産学連携推進分科会及び採用・インターンシップ分科会の参加大学を対象に実施した「大学等が実施するリカレント教育プログラムに関するアンケート」の結果に基づき、その考察や「大学の強みを生かしたプログラム」の類型化を行うとともに、今後のリカレント教育推進のための資金・費用面や実施形態・運営面、内容面及び受講成果の評価面に係る課題等をとりまとめた『2022年度報告書【リカレント教育部分】（素案）』について協議した。とくに今後の課題については、大学側と企業側の両者、大学側と企業側のそれぞれが行うべきこと、政府や自治体に対応を求めるべきことについてとりまとめ、産学協議会としての報告書のとりまとめに反映させることとした。

５－１－３　採用・インターンシップ分科会

産学協議会が公表した『2021年度報告書　産学協働による自律的なキャリア形成の推進』（４月18日）を受け、採用・インターンシップ分科会では、「①学生のキャリア形成支援４類型の周知活動およびフォローアップ」、「②『高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ』（仮称）のパイロット実施に向けた検討」を進めることになった。

分科会の開催に先立ち、産学で合意した新しいインターンシップの考えを含むキャリア形成支援活動の４類型の解説動画を産学協議会のwebサイトにおいて配信開始した（６月22日）。その後、大学や企業が周知活動に活用するため、４類型について解説したリーフレット「産学で変えるこれからのインターンシップ―学生のキャリア形成支援の活動の推進―」を公表（８月31日）したほか、大学や企業が４類型のキャリア形成支援の実施に向けた準備に着手できるよう、企業と大学に向けメッセージ及び４類型の解説動画を配信した（９月15日）。

第１回分科会（10月11日開催）では、2023年卒の学生向けの採用選考活動に関して振り返るとともに、大学側及び企業側の４類型の周知活動の状況を確認した。また、令和３年度に「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討ＷＧがその実施要項案をとりまとめた「修士課程学生

向けインターンシップ」の実施に向け、主に「対象職種」「実施時期」「マッチング」方法等について意見交換を行った。

第２回分科会（12月12日開催）では、引き続き「修士課程学生向けインターンシップ」の早期パイロット実施に向け、検討を進めた。また、産学協議会でとりまとめたキャリア形成支援活動の４類型の周知活動の状況やグッドプラクティスの事例等を確認した。

第３回分科会（令和５年３月29日開催）では、産学協議会がとりきめた４類型によるキャリア形成支援活動が2023年度から実施されることを踏まえ、経団連が企業を対象に実施した意向調査結果の報告があった。アンケート結果からは、いまだ就業体験を実施しないインターンシッププログラムが相当数存在することが確認されたが、一方で産学協議会がとりきめた質の高いインターンシップである「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」（タイプ３）について、2023年度に実施予定（検討中を含む）企業は６割近くに上った。一方で、「ジョブ型研究インターンシップ」（タイプ４）については、大半の企業が「ジョブ型研究インターンシップ推進協議会」に参加していない、もしくは知らないということが示された。

そのほか、12月には大学、企業担当者向け周知活動の一環として４類型の実践に当たってのFAQとその解説を示した「よくあるご質問（FAQ）―産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の実践―」を、３月には学生向け周知活動の一環としてリーフレット「何が変わるの？これからのインターンシップ―自分のキャリアを考えるために今できること―」を作成・公表し、大学等を通じて周知に努めている。

今後は、分科会として、キャリア形成支援活動の４類型の周知活動の普及・定着に向け、好事例の公表などを含む周知・推進活動を実施するとともに、就職・採用日程ルールについても必要に応じて産学協議会において意見交換を行う予定としている。（分科会の検討経過の詳細は、「Ⅰ．一般報告４－１　就職問題等について（４）経団連における検討経過」を参照）

５－２　ウクライナの学生等の受け入れに関する調査並びに財政支援等要望について

ウクライナの人々に対する人道支援の一環として、文部科学省からの学生等の積極的受入要請通知を受け、加盟校の受入状況の把握と加盟校間の情報共有が喫緊の課題であることを常務理事会において確認した。そのため、調査「日本私立大学連盟 国際連携委員会 ウクライナの学生等の受入状況調査」（実施時期：令和４年４月21日～４月28日）を実施することで、加盟校の受け入れ態勢等の現状把握を行った。

調査結果を整理したうえで参考資料とし、大学の取組に対する国の支援等の要望を、令和４年５月13日に文部科学省に行った（ウクライナの学生等の受け入れに関する財政支援等への要望）。要望３点は以下である。

（１）受け入れに対する財政支援

（２）科目等履修生等（特定活動）に対するビザ期間の延長措置

（３）正規生として受け入れる場合は、学生定員外の対象とする

調査結果は、会員代表者並びに国際関係部署、プレスリリースにてマスコミ向けに発信（大学名を明示しない形で公表）することで、受入状況の加盟校間の情報共有と、社会に向けて情報発信を行った。

５－３　大学設置基準の一部改正への対応について

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会により、これまで行ってきた大学教育の質保証に係る検討の総括として、令和４年３月18日に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」が公表された。公表後には、この審議まとめの内容を実行に移すため、主に大学分科会で大学設置基準の一部改正が検討され、５月17日に「大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案」が示されたが、改正の対象は専任教員の定義や単位計算の方法にまで及ぶものであった。

この検討と並行して私大連では、令和３年度に総合政策センター政策研究部門会議がとりまとめた政策提言「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～」の実現に向け、田中会長が中心となって文部科学大臣、内閣府行政改革担当大臣等をはじめとする関係者に対し要望活動を行ってきた（資料編　資料５－１）。この度の大学設置基準改正の議論を提言実現の契機と捉え、特に設置基準により大学の教育展開や自由度が規制されていると考えられる五つの課題（１）遠隔授業の方法により修得する単位数の上限、（２）単位の実質化、（３）校舎等施設、校地面積、校舎の面積等、（４）定員管理、（５）専任教員・職員の定義、役割について、担当者間での懇談や役員会での意見交換を通じて、複数回にわたり文部科学省等関係機関に私大連の主張を訴えた。

これらの活動が功を奏し、７月８日にパブリック・コメントとして文部科学省から公表された改正案では、先導的な取組を行う大学への特例制度というかたちではあるものの、私大連が提言していた規制緩和の多くが盛り込まれる結果となり、私立大学のさらなる教育改革推進の契機となることが期待された。一方で、大学によっては組織改編や教員数の見直し等、改正内容への大規模な対応が求められる可能性もあり、この度の改正が大学に与える影響は、平成３年７月のいわゆる大学設置基準の大綱化以来の多大なものとなることが想定された。

この状況を踏まえ、私大連では、加盟大学が設置基準の一部改正に対して抱える疑問や懸念事項をいち早く解消し、改正への対応の要否に係る検討と必要に応じた迅速な対応がとれるよう、７月27日に「大学設置基準の一部改正に関する説明会」を文部科学省の解説資料公表に先駆けてオンライン開催し、文部科学省高等教育局大学振興課の一色潤貴課長補佐による改正概要の説明と質疑応答を実施した。また説明会終了後には、参加者から事前に寄せられた質問への回答集を文部科学省から提供してもらい、私大連webサイトへの掲載を通じて加盟大学へ還元している。なお、説明会参加者は、私大連では最大規模となる119大学1,448人であった。この参加者数からも、この度の大学設置基準の改正が各大学にとっていかに大きなものであるかが窺える。

その後、９月７日に開催された大学分科会での答申を経て、改正大学設置基準が９月30日に公布、10月１日に施行された。改正内容のうち、各大学に直接的な影響があると想定されるものは主に次の７点である。

１点目は「基幹教員」で、従前は「専ら当該大学における教育研究に従事する」者が「一の大学に限り、専任教員となる」とされていたが、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」に加え「当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。）」または「当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員」の要件を満たす者が基幹教員として定義された。これにより、一定の割合まで、教員が複数の大学、学部等で基幹教員となることが可能となった。２点目は「各授業科目の授業期間」で、従前は原則として「十週又は十五週にわたる期間を単位として行う」とされていたが、大学の判断により柔軟な設定が可能となった。３点目は「単位の計算方法」で、従前は授業方法に応じた単位数計算の

基準が定められていたが、１単位当たり45時間の学修を必要とすることを維持しつつも「おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で」大学が定めることが可能となった。４点目は「単位の授与」で、従前は「試験の上単位を与える」と規定されていたが、「大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」ことが可能となった。５点目は「卒業の要件」で、従前は「大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得する」必要があったが、修得単位数以外の要件については、学校教育法上の修業年限である４年を維持しつつも大学が定めることが可能となった。６点目は「校地、校舎等の施設及び設備」で、従前は設置することが原則必須であった運動場等が必要に応じ設ける施設として一般化された一方、研究室については基幹教員に加え授業を担当しない専任の教員にも必ず備えることとされた。７点目は「特例制度」で、文部科学省への申請及び認定を経ることで、大学設置基準に規定された基準によらない教育課程等の編成が可能となった。

このように大きな改正が行われたが、経過措置及び激変緩和措置が併せて定められたことにより、現に設置されている大学等への「基幹教員」「校舎」「研究室」に関する規定の適用については期限の定めなく従前の例によることができること、令和５年度に向けた設置認可申請等については従前の例によることができること、令和６年度に向けた設置認可申請等については大学等による適用基準が選択可能であることとされ、大きな混乱を招く事態は避けられている。私大連では、webサイト上に大学設置基準改正に係るトピック記事を作成し、施行後も情報の発信と共有に取り組んでいる。今後も各大学における改正への対応や特例制度に係る取組等を各事業において注視し、加盟大学間の情報共有を行う予定としている。また、私立大学がオンライン授業をより積極的かつ戦略的に活用することができるよう、遠隔授業により修得可能な単位数上限の撤廃をはじめ、先の提言に掲げる各要望事項を改めて文部科学省等に訴えていくことの必要性等について、この度の改正による課題等を検証のうえ、検討を進めている。

Ⅱ. 事 業 報 告

※（２）事業の経過 １）開催時期、開催回数、場所にある「ハイブリッド開催」は、対面とオンラインを併用した開催を表す。（：以下は対面の会場）

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化

１－１－１　総合政策センター　企画会議

１－１－１－１　事業の企画立案・調整

（１）任務

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年10月18日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

第２回：令和４年12月６日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

第１回会議では、令和４年度上半期における事業の進捗状況を確認するとともに、令和５年度事業の策定方針について協議した。その結果、「令和４年度事業策定の方針」を継続し、①国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化、②会員法人へのきめ細かな対応の推進に重点的に取り組むことを基本的な考えとする「令和５年度事業策定の方針」をとりまとめた。また、「令和５年度私大連事業等の対応方針と予算編成方針」について協議し、令和５年度においては、各事業の特性を踏まえつつ、効果的な事業遂行のため、対面とオンラインを活用して事業を実施することとした。

令和５年度事業計画（案）については、「令和５年度事業策定の方針」（第651回理事会［令和４年11月22日開催］承認）に基づき、各事業組織から提出された令和５年度事業申請書より検討し、①私立学校法改正に係る検討・情報発信、②理工系分野の教育研究の充実に係る検討、③文理横断教育の実現に係る検討を令和５年度の新たな課題として掲げた。また、任務終了に伴い、①理工系分野の教育研究推進プロジェクトを廃止するほか、②大学職員短期集中研修は、所期の目的を達成したことから実施を中止することとなった。

上記の方針に基づきとりまとめられた令和５年度事業計画（案）は、理事会等における意見を踏まえ、最終的に事業支出予算案とともに、第11回理事会及び第226回春季総会において了承された。

１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議

１－１－２―１　政策提言の実現に向けた取組

（１）任務

政策提言『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』を踏まえ、継続的に新たな大学教育の環境整備に向けた検討を行う。また、オンライン事業の推進に関するプロジェクトとの連携を図り助言等を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

令和４年度は不開催

２）経過概要

本会議が令和３年度に刊行した政策提言『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』において、オンライン授業の方法により修得する単位数の上限（60単位）の撤廃をはじめとする大学設置基準の緩和を提言し、役員を中心にさまざまな実現活動を実施してきた。その結果、令和４年10月に改正された大学設置基準において、特例制度によるオンライン授業の規制緩和、単位制度運用の柔軟化が図られるなど、私大連が提言した事項の一部が実現することとなった。このことに伴い、今般の大学設置基準の改正における課題等について、内閣府等関係機関と事務局が情報交換を行い、私立大学がオンライン授業をより積極的、戦略的に活用することができるよう、特例制度ではなく単位上限の撤廃等を改めて要望活動を実施する必要があるか、またその時期はいつが効果的か等について検討を行った。

（３）成果の概要

令和４年度はなし

１－１－２―２　政策課題への取組

（１）任務

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

（２）事業の経過

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画（令和５年度～令和９年度）案についてヒアリングの依頼があった。そのため、本会議及び教育研究委員会の各委員から意見を聴取の上、私大連としての意見書をとりまとめ、令和５年１月 20 日に開催された教育振興基本計画部会委員懇談会において前田裕教育研究委員会担当理事が私大連を代表して意見を開陳した。

（詳細は、「Ⅰ.一般報告　３－４　文部科学省『中央教育審議会教育振興基本計画部会』」を参照）

１－１－３　総合政策センター　プロジェクト

１－１－３－１　シンクタンク機能の強化：高等教育の無償化にかかる諸問題への対応

（１）任務

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、令和３年度に加盟大学を対象に実施したアンケート調査の結果をはじめとするさまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。 「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめる。また検討過程においては、適時、進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月17日（オンライン開催）

２）経過概要

本プロジェクトでは、高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題に係る調査の方向性、調査項目についての検討を令和２年度３月から開始し、令和３年10月には、修学支援新制度の発足は、加盟大学の学生への経済支援政策にどのような影響を与えたのか、どのような経済状況の学生が、どのような系統・分野の学部や学科で学び、どのような経済支援を受けているのか、を明らかにする観点から、１）授業料減免事業等に対する私立大学等経常費補助金（特別補助）の廃止と修学支援新制度の発足が加盟大学における学生への経済支援に与えた影響、２）日本学生支援機構による奨学金事業等の政府による学生への経済支援制度の全体像の変化、３）修学支援新制度にかかる学生への周知方法、の三つの柱に基づく加盟大学を対象としたアンケート調査を実施した。

その後、回答のあった116大学からのアンケートの集計結果に基づき、１）大学独自のニードベースの授業料減免について、加盟大学の経費や対象学生数等にどのような変化があったのか、２）経常費補助金はどのように変化したのか、３）加盟大学はどのように対応したのか（令和元年度まで支援対象だった中間所得層への加盟大学における経済支援にどのような変化があったのか）について、「『学生への経済支援実施アンケート調査結果』（速報）」をとりまとめ、令和４年３月22日開催の第223回総会に報告した。

令和４年度第１回プロジェクト（５月17日開催）では、５月10日に教育未来創造会議がとりまとめた『我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）』の内容を踏まえ、今後の分析に際しての前提条件となる「加盟大学の規模、種別や地域にかかる区分け」や「学生の学問系統・分野にかかる区分け」について協議した。

その後、１）法人、大学の規模（収容定員、財政規模〔教育活動収入計、奨学費〕）、２）大学の種別（文科系・理工系・医歯系・薬系・その他系、複数学部設置・単一学部設置）、３）大学の地域、４）学部の種別の四つの観点からによる違いについて、「『学生への経済支援実態アンケート調査結果』に基づく分析結果（中間報告）」としてとりまとめ、令和４年11月22日開催の第224回総会に報告した。

（3）成果の概要

「『学生への経済支援実態アンケート調査結果』に基づく分析結果（中間報告）」

１－１－３－２　シンクタンク機能の強化：オンライン授業の推進に向けた検討

（1）任務

オンライン授業における課題について調査研究し、オンライン授業を活用した新たな大学教育像を提示すべく、令和４年度は教授法や学修方法、評価方法等における課題について整理、研究し、モデルケースを提示する。また、文部科学省をはじめ国の動向を注視し、必要に応じ意見等を提案する。

（2）事業の経過

1）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年８月18日（オンライン開催）
第２回：令和４年９月20日（オンライン開催）
第３回：令和４年12月16日（オンライン開催）
第４回：令和５年１月13日（オンライン開催）
第５回：令和５年２月21日（オンライン開催）

2）経過概要

本プロジェクトは、コロナ禍で導入が進んだオンライン授業における教授法や評価方法をはじめとする諸課題について検討し、対面とオンラインを効果的に組み合わせたポストコロナ時代の新たな大学教育像を提示することを目的として設置された。

第１回プロジェクトでは、委員校におけるオンライン教育の実践状況とオンライン教育における諸課題（教授法や学修方法等）について意見交換を行い、オンライン授業の現状に対する共有を図った。

第２回プロジェクトでは、第１回で共有した認識に基づき論点整理を行い、提言の構成案として、１）オンライン教育の現状と課題、２）オンラインを活用した学びの可能性、３）オンライン授業の推進に必要な事項、を整理し、その構成案をベースに協議を進めていくこととした。また、オンライン授業の実施状況や先進事例を把握すべく、①加盟大学へのアンケート調査、②ゲストスピーカーによる事例紹介・意見交換、を実施することとした。

第３回・第４回プロジェクトでは、それぞれゲストスピーカーを招いた。別所正博氏（東洋大学、情報連携学部教授）からは、コロナ禍以前からリモートと対面のハイブリット講義が実施されていた情報連携学部のオンラインを活用した教育の実践事例について、鈴木克明氏（熊本大学大学院、社会文化科学研究科教授）からは、学生の自立性を醸成するポストコロナ時代のオンライン授業のあり方について、それぞれ事例発表があり、意見交換を行った。また、加盟大学におけるオンライン教育の実践状況や今後の方向性について把握すべく、アンケートを令和４年 12 月 21 日付で実施した。

報告書のとりまとめにあたっては、構成案に基づき原稿執筆の分担を決定し、各委員が執筆した原稿案及びアンケートの集計結果を踏まえ、意見交換を重ねて、第５回プロジェクトにおいて

「ポストコロナ時代のオンラインを活用した教育のあり方（中間報告）」をとりまとめた。本とりまとめは、令和４年度第 12 回常務理事会（令和５年３月７日開催）及び令和４年度第３回（第 226 回・春季）総会（令和５年３月 28 日開催）において協議・報告し、その内容について了承を得て、令和５年３月 30 日付で私大連ウェブサイトに公開した。

（３）成果の概要

「ポストコロナ時代のオンラインを活用した教育のあり方（中間報告）」　令和５年３月

１－２　情報収集・発信の強化

１－２－１　広報・情報委員会

１－２－１－１　社会に向けた情報発信の強化

（１）任務

私大連の活動及び私立大学について社会からの理解を得るため、積極的かつ効果的な情報発信方策の検討及び広報展開を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月７日（オンライン開催）

第２回：令和４年７月15日（オンライン開催）

第３回：令和４年９月２日（オンライン開催）

第４回：令和５年３月１日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

第１回委員会では、当連盟の情報発信の現状（発信ツールの種類、各種ツールによる閲覧・ユーザ登録状況等）を確認・共有し、情報発信の課題について協議した。また、私立大学に対する社会からの正しい理解の獲得を目的とする私大連フォーラムは、令和４年度も引き続き開催することを決定した。令和４年度は、「学生の成長の見える化」、「私立大学の特色・魅力ある多種多様な取り組みの発信」をコンセプトとする企画とし、第２回・第３回委員会での協議を経て、地域連携・社会連携をテーマに、初めての試みとして学生が講演者として登壇する学生参加型プログラムによりオンデマンド配信することを決定し、令和５年１月25日にYouTubeにて公開した。

社会に向けた積極的な情報発信については、当連盟の情報発信の現状と課題を踏まえ、「社会に向けた情報発信方策」をとりまとめ、４つの目標とそれを達成するためのアクションプランを設定した。令和４年度から令和５年度までの２年間で目標の達成に取り組む（目標①：私大連webサイト閲覧数増加、目標②：既存の情報発信ツールの活用促進、目標③：マスメディアにおける私大連をとりあげる回数の増大、目標④：加盟校及び私立大学に関する情報の連盟内外への発信）。

また、令和４年11月８日に報道関係者と当連盟役員（会長・副会長・常務理事）による記者懇談会を開催した。記者懇談会では、学生委員会がとりまとめた『新型コロナウイルス禍の影響に関

する学生アンケート報告書（概要版）』及び私立大学を巡る諸課題に関する意見交換を通じて、私立大学を取り巻く状況及び教育改革への理解を求めた。

第４回委員会では、私大連フォーラムの総括を行った。今後の課題として、私大連フォーラムはどの層を対象とした企画にするのか。さらにその対象に応じた広報展開の必要性を確認した。また、私大連の情報発信の主要ツールの一つであるwebサイト及び私立大学１・２・３に係る委託業者の継続について審議し、共に委託先業者を継続することを決定した。なお、webサイトは令和８年度のリニューアルまでの間、私立大学１・２・３は当該サイトの閉鎖時まで、現在の委託業者との契約を継続することとした。

（３）成果の概要

１）記者懇談会

開　催　日：令和４年11月８日（火）

場　　所：アルカディア市ヶ谷　３階「富士」

参 加 者 数：報道関係者20人、私大連関係者15人（会長、副会長、常務理事）

プログラム：

①開会挨拶・趣旨説明　　田　中　愛　治　会長（早稲田大学総長）

②資料確認

③報告・説明

『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）』

学生委員会小委員会座長　　下　楠　昌　哉　氏

（同志社大学学生支援センター所長、文学部教授）

④私立大学に関する諸課題

２）私大連フォーラム 2022（オンデマンド配信）

公　開　日：令和５年１月25日（水）

開 催 形 式：オンデマンド配信（私大連公式YouTubeチャンネル）

テ　ー　マ：地域・社会連携活動×大学の学び～連携活動の社会的意義と学生のキャリア形成～

プログラム：

○オープニング・特別講演

オープニング（ナビゲーター）：外　川　智　恵　氏　　大正大学表現学部教授

特別講演「これからの社会で求められる人材像」

高　橋　俊　介　氏　慶應義塾大学SFC研究所上席所員

○講演

「大学における社会連携教育プログラムの意義について」

井　上　文　人　氏　早稲田大学常任理事、日本私立大学連盟参与

○事例発表

「京丹後移住促進プロジェクト～新たな地方移住の仕組みづくり～」

泉　川　大　樹 氏　同志社大学嘱託講師、日本アイ・ビー・エム株式会社

IBMコンサルティング事業本部マネージングコンサルタント

「KARDIANOIA模擬入管」
水　島　志　織　氏　西南学院大学　国際文化学部国際文化学科３年生
「食べるSDGs～食品ロスの削減 学内パン店との挑戦～」
石　川　朱　莉　氏　東北学院大学　文学部総合人文学科４年生

○パネル・ディスカッション
＜パネリスト＞
［同志社大学］
田　中　な　な　氏　商学部商学科商学総合コース４年生
泉　川　大　樹　氏　嘱託講師、日本アイ・ビー・エム株式会社
IBMコンサルティング事業本部マネージングコンサルタント
［西南学院大学］
水　島　志　織　氏　国際文化学部国際文化学科３年生
根　岸　陽　太　氏　法学部国際関係法学科准教授
［東北学院大学］
石　川　朱　莉　氏　文学部総合人文学科４年生
日　野　直　樹　氏　学生部学生課課長補佐
［コーディネーター］
外　川　智　恵　氏　大正大学表現学部教授

１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会

１－２－２－１　『大学時報』の発行

（１）任務

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として、『大学時報』を企画・編集・刊行する。また、私大連webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて、既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所
第１回：令和４年５月25日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第２回：令和４年７月27日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第３回：令和４年９月21日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第４回：令和４年11月１日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第５回：令和５年１月26日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第６回：令和５年３月16日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

私大連唯一の定期刊行物である『大学時報』では、加盟校のニーズに即した情報や加盟校の広報誌として、大学の教育研究、管理運営、学生に関する諸問題を取り上げ、「意見形成の場」「諸情報を提供する場」「研究成果を表現する場」として、広い視野に立ち、私立大学の発展に寄与する立場で編集を行っている。企画を具体化するに当たっては、加盟校のポテンシャルと機関誌としての性格を可能な限り考慮している。奇数月20日に年６回の刊行を行うこととしており、内容の構成、テーマや執筆者の選定等に当たっては、会議において、加盟校の多様性に配慮した企画案のとりまとめを行っている。

『大学時報』は、第344号（2012年５月発行）以降、デジタル版（PDFファイル）の公開と併せて、より多くの方に有効利用していただけるよう、バックナンバーのデジタルアーカイブ化を開始し、『大学時報』webサイトにおいて随時公開してきた。令和４年度においては、私大連が著作権を有さない第１号から第211号の目次等の掲載を完了し、最新号に至る全ての号を網羅したアーカイブ化を完了した。

以上の結果、令和４年度は６回の刊行を行った。

（３）成果の概要

１）『大学時報』第404号（令和４年５月20日）5,430部発行
座談会：海外交流の新しい形－コロナ禍の先にあるもの－
特　集：大学等における「STEAM教育」の取り組み
小特集：グローカルな視点からの組織的研究－取り組みと展望－

２）『大学時報』第405号（令和４年７月20日）5,620部発行
座談会：大学におけるダイバーシティ推進の取り組み
特　集：大学のサイバーセキュリティの現状
小特集：大学におけるIRの活用事例

３）『大学時報』第406号（令和４年９月20日）5,380部発行
座談会：大学における修学支援－修学支援新制度の成果と課題－
特　集：大学におけるVRの可能性
小特集：東京2020オリンピック・パラリンピックと大学

４）『大学時報』第407号（令和４年11月20日）5,640部発行
座談会：“普段通り”をどう実行するか
特　集：キャンパス移転で目指す新たな大学教育
小特集：いま、平和を考える

５）『大学時報』第408号（令和５年１月20日）5,390部発行
座談会：コロナ禍の学生生活－課外活動を切り口として－
特　集：“コロナ世代”の友だちづくり
小特集：コロナ禍に対応したホームカミングデー

６）『大学時報』第409号（令和５年３月20日）5,430部発行
座談会：「サークル」の“今”と“これから”
特　集：低学年次からのキャリア教育
小特集：国際的な大学教育の展開と国際寮

１－２－３　広報・情報委員会　情報分科会

１－２－３－１　調査の実施、情報収集

（１）任務

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）
②学生・教職員数等調査（継続）
③学生納付金等調査（継続：連合会への協力）
④教職員待遇状況調査（継続）
⑤University Facts調査（継続）

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所
第１回：令和５年３月16日（私大連会議室）

２）経過概要

当分科会が実施する調査については、社会の変化や会員法人のニーズに対応した情報の収集・提供方法等について、必要に応じて検討、見直しを図ることとしている。令和４年度は事業計画に基づき上記①～⑤の調査を継続した。

令和３年度情報分科会で決定したとおり「⑤University Facts調査」の集計結果を取りまとめた「University Facts 2022」は、私大連データライブラリへ公開するとともに、冊子については希望した法人へ最大２冊を送付した。なお、令和５年度より「②学生・教職員数等調査」、「③学生納付金等調査」及び「⑤University Facts調査」の集計結果は私大連データライブラリへの公開のみとし、CD‐ROMや冊子の作成を行わないことを、第１回情報分科会で決定した。

（３）成果の概要

１）令和３年度「学生納付金等調査（令和４年度入学生）」
実施年月：令和４年３月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：報告書刊行（CD‐ROM）（令和４年６月）
私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和４年６月）

２）令和３年度「教職員待遇状況調査」
実施年月：令和４年３月
集計結果：報告書Ⅰ刊行（令和４年６月）、報告書Ⅱ刊行（令和４年９月）

３）令和４年度「教職員待遇状況調査」（本棒改定状況調査【先行調査】）
実施年月：令和４年８月
集計結果：報告書刊行（令和４年10月）

４）「University Facts 2022」
実施年月：令和４年６月
集計結果：報告書刊行（令和４年10月）
私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和４年10月）

５）令和４年度「財務状況調査」（令和３年度決算）
実施年月：令和４年12月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和５年３月）

６）令和４年度「学生・教職員数等調査」
実施年月：令和４年12月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：報告書刊行（CD－ROM）（令和５年３月）
私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和５年２月）

１－２－４　その他

１－２－４－１　インターネットを活用した情報発信

私大連webサイト等を通じて、実施調査結果及び各事業組織による検討成果等を会員法人に提供するため、事務局が中心となって推進することとしている。令和４年４月から令和５年３月までのインターネットを活用した情報発信は以下の通りである。

（１）成果の概要
１）私大連 webサイトを活用した情報提供
新規掲載情報数：74件（会員向け情報）
データライブラリ登録者数：3,422人

２）「私立大学１・２・３」を活用した情報提供
新規掲載情報数：308件

３）メールマガジンの配信

発行回数：24回（第２・４週木曜日）

登録者数：3,402人

４）Facebook を活用した情報提供

新規掲載情報数：106件

私大連ページフォロー数：825人

５）私大連公式 YouTube チャンネル

新規掲載動画本数：７本

私大連チャンネル登録者数：196人

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動

２－１－１　公財政政策委員会

２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応

（１）任務

令和５年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する私学側要求方針と内容等について、大学教育のDX化をはじめリカレント教育や文理横断の教育政策など、国の動向に注視し、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年４月12日（オンライン開催）

第２回：令和４年５月31日（オンライン開催）

第３回：令和５年３月24日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

２）経過概要

第１回委員会では、文部科学省高等教育局私学部私学助成課の八田和嗣課長による教育未来創造会議の検討経過等についての報告を受けた後、意見交換を行い、令和５年度私立大学関係政府予算及び税制改正への要望内容やとりまとめ方針について協議を行った。

第２回委員会では、教育未来創造会議第一次提言、経済財政運営と改革の基本方針2022骨子案等における私立大学関係の記載等を確認した後、政府予算及び税制改正要望の具体的な内容について協議を行った。

その結果、政府予算要望書（案）については、その構成、並びに「基本的考え方」、「最重点要望項目」及び「重点要望項目」の内容を決定し、特に「最重点要望項目」では、「②特色ある教育研究に対する支援」の中に「文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進」、「ICTを活用した教育の推進」とともに、「リカレント教育の推進」や「グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進」に係る支援について記載することとした。

また、税制改正要望書（案）については、昨年度の要望の柱を踏襲しつつ、特に、教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充及び恒久化を要望するとともに、賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃などを要望することとした。

委員会における協議経過及び結果は、第645回理事会（令和４年５月10日）並びに第224回定時総会（６月21日）に報告され、了承された。

両要望書は、連合会が作成する要望書へ反映された後、要望活動の際に予算要望及び税制改正要望のエビデンスを示すための付随資料としてとりまとめられた「データ編」とともに、最終的に

全私連においてとりまとめられた各構成団体の要望とあわせて文部科学省に提出された（令和４年８月３日）。

第３回委員会では、「令和５年度私立大学関係政府予算要望」及び「令和５年度私立大学関係税制改正要望」の結果、並びに「国の補助金等に関する説明会」の開催状況について確認するとともに、令和６年度の要望に向けた方針やその実現活動について協議した。

（３）成果の概要

タイトル：令和５年度私立学校関係政府予算に関する要望（全私連）
令和５年度私立大学関係政府予算に関する要望（データ編）（連合会）
令和５年度私立学校関係税制改正に関する要望（全私連）

報 告 先：第649回理事会（令和４年９月13日）

内　　容：資料編（資料１－１、資料１－２、資料２－１）参照

２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

（１）任務

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和５年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

（２）事業の経過

１）経過概要

「国の補助金等に関する説明会」は令和元年度まで対面形式で、令和２年度及び３年度は私大連webサイト（加盟大学専用ページ内〔要ログイン〕）を通じたオンデマンド形式で実施してきた。今年度は、いわゆる新型コロナウイルス感染者数の高まりが見られたことから、第１回、第２回ともオンデマンド配信にて実施した。

第１回説明会では、令和４年９月16日から10月31日に掛けて、例年実施している「私学助成」、「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等」、「科学技術・学術の推進」及び「留学生交流の充実」に加え、教育未来創造会議等で議論されている「リカレント教育の推進」、並びに理工系への学部転換を推進する「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策」の６点に係る概算要求等について、文部科学省関係者による説明動画をオンデマンド配信した。

第２回説明会は、令和５年１月31日から３月７日に掛けて、第１回と同じ６点に係る政府予算案について、文部科学省関係者による説明動画をオンデマンド配信した。

（３）成果の概要

１）令和４年度第１回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）

収 録 日：令和４年９月９日（金）、12日（月）及び13日（火）

収録会場：AP虎ノ門（９日）及びオンライン撮影（12日及び13日）

配信期間：令和４年９月16日（金）～10月31日（月）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

１．私学助成に関する概算要求について

八　田　和　嗣　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について

山　下　恭　徳　氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）

３．科学技術・学術の推進に関する概算要求について

北　山　浩　士　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）

４．留学生交流の充実に関する概算要求について

下　岡　有希子　氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長）

５．リカレント教育の推進に関する概算要求について

西　　明　夫　氏（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室長）

６．「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策」について

塩　田　剛　志　氏（文部科学省高等教育局専門教育課長）

２）令和４年度第２回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）

収 録 日：令和５年１月10日（火）、16日（月）及び17日（火）

収録会場：オンライン撮影（10日）、AP虎ノ門（16日及び17日）

配信期間：令和５年１月31日（火）～３月７日（火）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

１．私学助成について

八　田　和　嗣　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等について

山　下　恭　徳　氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課長）

３．科学技術・学術の推進等について

北　山　浩　士　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官）

４．留学生交流の充実について

下　岡　有希子　氏（文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長）

５．リカレント教育の推進について

西　　明　夫　氏（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室長）

６．成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援について

塩　田　剛　志　氏（文部科学省高等教育局専門教育課長）

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上

３－１－１　教育研究委員会

３－１－１－１　関係機関等への対応

（１）任務

大学入学者選抜改革及び教学マネジメントの確立、大学教育改革にかかる関係諸機関の審議動向を注視し、適時、私立大学の意見を具申する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

令和４年度は不開催

２）経過概要

次期教育振興基本計画にかかる議論への対応として、意見開陳した（対応経過は、「Ⅰ．一般報告　３－４　文部科学省『中央教育審議会教育振興基本計画部会』」を参照）。

（３）成果の概要

令和４年度はなし

３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施

（１）任務

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、主として新任専任教員を対象にＦＤ推進ワークショップを開催する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月６日（オンライン開催）

第２回：令和４年11月１日（オンライン開催）

第３回：令和５年３月７日（オンライン開催）

２）経過概要

令和４年度は、昨年度のオンライン型開催を継続しつつ、募集対象をこれまでの新任専任教員に加え、遠隔授業の授業運営に対する改善に意欲のある非新任の専任教員も対象とした。また、定

員を上回る申込のあった昨年度の実施状況を踏まえ、開催回数及び募集定員を２回（定員 70 人）から３回（定員 105 人）に増やした結果、38 大学 96 人から申込みがあった。

第１回運営委員会では、ワークショップ当日の運営及び役割分担の確認を行い、昨年度実施した模擬授業の録画及び参加者全員の模擬授業の様子を収録した DVD の配付は行わないこと、オンライン上での参加者同士の交流を深める工夫として、「全体発表」を２部構成とし、前半を従来通りの全体振り返り、後半はプログラム全体を通じた参加者間及び参加者と委員間における質疑応答時間とするプログラムに変更することとした。

第２回運営委員会では、ワークショップの総括とともに、次年度の開催方法について検討を行った。多様な参加者と協働的に学ぶ場を提供するねらいから、次年度も引き続き新任のみならず非新任の専任教員も対象者とし、開催形式についてもオンライン開催を継続することを決定した。

第３回運営委員会では、ワークショップのプログラム詳細について検討を行い、プログラム構成及び内容を確定した。新たな施策として、１）模擬授業における参加者の客観的な視点からの振り返りを促すため、オンラインでの授業実践の観点をまとめたセルフチェックリストを作成し、参加者には事前課題の作成依頼時に配付すること。２）委員による模擬授業のモデルケース動画を制作し、参加者が任意で視聴できる環境を整備することを決定し、次年度に向けて更なる内容の充実を図ることとした。

（３）成果の概要

令和４年度ＦＤ推進ワークショップ

開　催　日：令和４年８月５日（Ａ日程）、９日（Ｂ日程）、10 日（Ｃ日程）

開 催 形 式：Zoom によるオンライン開催

参　加　者：38 大学 96 人

プログラム：オリエンテーション、グループ討議、模擬授業及びグループ内振り返り、全体発表

３－１－３　教育研究委員会　リカレント教育推進分科会

３－１－３－１　リカレント教育の推進に向けた検討

（１）任務

Society5.0 時代に求められる高度専門人材の育成に向け、主として大学院教育におけるリカレント教育の推進方策について提言する。令和４年度は、とくに現行のリカレント教育の課題や企業のニーズ等の調査研究、今後リカレント教育を推進する上で必要となる制度（受講方法や評価方法等）について検討する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月１日（オンライン開催）

第２回：令和４年７月29日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

第３回：令和４年９月26日（オンライン開催）

第４回：令和４年11月24日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回分科会では、各委員の所属大学における大学院でのリカレント教育の実施状況と課題について意見交換を行い、認識の共有を図った。その結果、大学院を取り巻く状況は、系統、課程、地域、規模等によって大きく異なることが想定されること、提言のとりまとめにはそうした現状を踏まえた内容とすべきことを確認し、まずは大学院設置の加盟大学を対象とした調査（「リカレント教育（大学院）の実施に関する調査」、令和４年８月 31 日～令和４年 10 月 11 日）を実施し、現状を把握した。

また、リカレント教育に対する産業界のニーズを把握すべく、第２回分科会では大久保幸夫氏（株式会社職業能力研究所代表取締役、リクルートワークス研究所アドバイザー）、第３回分科会では原裕貴氏（産学連携推進分科会長（経団連側）／富士通株式会社 執行役員 EVP 富士通研究所長）、第４回分科会では常森賢行氏（株式会社UFJ銀行執行役員、人事部長）、森将行氏（執行役員 人事部長 兼　株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 人事部長）、太田洋子氏（野村證券株式会社　金融工学研究センター長兼クオンツ・ソリューション・リサーチ部長）を招聘し、それぞれ講演と意見交換を行った。

意見交換及び調査結果による協議を踏まえ、大学院のリカレント教育を推進するために必要な支援や施策、推進方策について、令和５年度内に分科会の考えをとりまとめる。

（３）成果の概要

１）調査

調 査 名：「リカレント教育（大学院）の実施に関する調査」

実施時期：令和４年８月31日～令和４年10月11日

３－２　学生・就職支援の充実

３－２－１　学生委員会

学生委員会は、「教育研究に関する事業」のもとに設定された「学生・就職支援の充実」にかかる分野の検討を担うことを目的に設置されている。

その具体的任務は、①学生支援研究会議の実施、②奨学金等調査の実施・学部機関との協議（奨学金等分科会）、③就職にかかわる諸問題への対応（キャリア・就職支援分科会）、④『私立大学学生生活白書2022』の作成・公表（学生生活実態調査分科会）、である。②③④の任務遂行に当たっては、委員会の下に分科会を設置し対応している。そのほか、令和３年度からの継続事業として委員会の下に小委員会を設置して、「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」の結果に基づき、同調査のまとめ（集計結果概要）の作成等に対応した。

なお、コロナ禍の影響で令和２・３年度とオンラインで実施していた学生支援研究会議だが、令和４年度は３年ぶりに集合形式で開催した。ただし、諸状況を勘案し、従来の１泊２日ではなく、１日間のプログラムで実施した。

３－２－１－１　学生支援研究会議の開催

（１）任務

加盟大学における学生支援に係る諸方策に資するため、加盟大学の教職員を対象に諸活動の情報を共有する学生支援研究会議を開催する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月16日（オンライン開催）

第２回：令和４年８月25日（オンライン開催）

第３回：令和４年10月28日（オンライン開催）

第４回：令和５年３月13日（オンライン開催）

２）経過概要

今年度「学生支援研究会議」の開催日程及び会場については、令和３年度第３回委員会後のメール審議にて確定し、同年第４回委員会にて開催テーマ案を審議しており、今年度第１回委員会では、開催テーマの確定及びプログラム等の詳細について協議した。その結果、開催テーマは最終的に「withコロナにおける学生支援の在り方」とし、集合開催で実施することとした。午前中に各種分科会報告のほか、学生委員会小委員会が実施したアンケート調査結果の報告を実施し、午後は四つの討議課題に基づき編成したグループに分かれて討議、最後にグループ討議結果の全体共有を行うことを決定した。さらに、参加者決定方針の確認、参加者事前課題及びグループ討議概要の作成様式を確定した。その後、６月３日付で募集を開始し、参加者の決定はメール審議により行い、７月29日付で参加申込者宛てにメールで通知した。

第２回委員会では、学生支援研究会議の運営について、プログラムの詳細及びグループ討議運営等の最終確認を行った。その後、開催までに参加決定者６人から欠席連絡があり、学生支援研究会議当日は、41 大学 67 人での開催となった。

第３回委員会では、学生支援研究会議の振り返りと、次年度の開催に向けて「開催形式及び開催日程」、「開催候補地」、「プログラムの大枠」の３点について確認した。

第４回委員会では、次年度の開催テーマを決定し、討議課題についての意見交換を行った。討議課題は、意見交換の内容を踏まえ、今年度中に委員長と事務局で案を作成し、次年度第１回委員会で最終確定することとした。

なお、今年度学生支援研究会議のグループ討議結果については、令和４年 11 月９日に私大連 Web サイトの会員専用ページに掲載している。

（３）成果の概要

１）令和４年度学生支援研究会議

開 催 日：令和４年９月９日（金）

開催形式：集合開催

会　　場：都市センターホテル

テ ー マ：withコロナにおける学生支援の在り方

参加者数：41大学67人

プログラム：

開会・オリエンテーション

池　谷　知　明（学生委員会委員長　早稲田大学　学生部長・社会科学総合学術院教授）

学生委員会各分科会報告

①キャリア・就職支援分科会

佐　藤　　和（キャリア・就職支援分科会長　慶應義塾大学　就職部長・商学部教授）

※佐藤分科会長は本務校公務により当日スケジュールが合わなかったため、あらかじめ録画したビデオ映像を会場で流して報告。

②奨学金等分科会

鳥　居　伸　好（奨学金等分科会長、中央大学副学長（学生総合支援担当）・学生部長・経済学部教授）

③学生生活実態調査分科会

北　條　英　勝（学生生活実態調査分科会長、武蔵野大学副学長・人間科学部教授）

「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）」報告

下　楠　昌　哉（学生委員会小委員会座長、同志社大学学生支援センター所長・文学部教授）

グループ討議（グループ討議課題別）

グループは、参加申込時に参加者が選択した以下の四つの「グループ討議課題」に基づき編成し、グループ討議では、参加者に事前提出を課しているレジュメをあらかじめ共有したうえで情報交換、意見交換等を行った。

①キャリア形成・就職活動支援の視点から

②経済支援の視点から

③学生相談の視点から

④多様な学生支援と課外活動支援の視点から

全体共有

各グループからグループ討議の概要を報告し、四つのグループ討議課題にかかわらず全体で情報を共有した。なお、各グループからの報告内容は後日、レポート（Ａ４判１頁以内）にとりまとめ、私大連webサイト会員専用ページに掲載した。

総括

３－２－１－２　「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」のまとめ（集計結果概要）の作成、公表

（１）任務

令和３年度に実施した「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート」の結果に基づき、同調査のまとめ（概要版）を作成し、新型コロナウイルス感染拡大が学生生活に与えた影響や私立大学の現状や課題をとりまとめる。また、私立大学の理解を求めるため、記者懇談会等を開催し広く公表する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月８日（オンライン開催）

第２回：令和４年７月13日（オンライン開催）

２）経過概要

本事業においては、令和３年度に学生委員会に小委員会を設置して、新型コロナウイルス禍が学生に与えた影響を調査するための「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート」を令和３年12月から令和４年１月にかけて実施し、令和４年３月にとりまとめた『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート集計報告書』のデータを基に分析を行い、同アンケートのまとめとして『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）』の作成を行い、令和４年９月に公表した。

概要版の作成に当たっては、上記アンケートの集計、概要版の作成・印刷・発送を委託している株式会社進研アドの担当者と本小委員会との間で２回にわたる会合を開催し、概要版の構成や内容について検討した。その結果、各アンケート項目の結果から読み取れる傾向や特徴について、グラフ等を活用しながら「サマリー」、「フォーカス」として取り上げるとともに、記述式の回答である「学生の声」とあわせて紹介することとした。また、学生が国や大学に対する希望や要望を自由記述式で回答した内容については、テキストマイニング手法で分析して示し、私大連で定期的に実施している「第16回学生生活実態調査」の調査結果なども紹介しながら、新型コロナウイルス禍前との学生の経済面、生活面、精神面の変化についての分析を試みた。

また、私立大学において新型コロナウイルス禍が学生に与えた影響とその現状を広く公表することで、私立大学に対する社会の理解を求めていくことを目的として、令和４年11月８日に「記者懇談会」を開催し、小委員会座長の下楠昌哉氏（同志社大学学生支援センター所長、文学部教授）から本概要版の報告を行ったあと、当連盟役員とマスコミ各社の記者との間で意見交換を行った。

（３）成果の概要

１）報告書

タイトル：『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）』

発行年月：令和４年９月

３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会

３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議

（１）任務

加盟大学における奨学金並びに経済支援に係る諸方策の検討に資するため、「令和４年度奨学金等調査」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、外部機関（学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取組を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月13日（オンライン開催）

第２回：令和４年７月22日（ホテルグランドヒル市ヶ谷）

第３回：令和５年３月９日（オンライン開催）

※上記のほか、必要に応じて、分科会委員との間でメール審議、メール承認を行っている。

２）経過概要

第１回分科会では、令和４年度事業計画に基づいて、当分科会の事業実施の方向性や具体的な計画について検討を行った。また、令和２年４月より修学支援新制度がスタートしてから１年を迎えた際の「令和３年度奨学金等調査」において、新制度に関する統計調査並びに記述調査を新たに設けたため、例年よりも調査実施時期が後ろ倒しになり、調査集計・報告書のとりまとめも後ろ倒しとなったことの報告を行った。

調査結果は、「令和３年度奨学金等分科会報告書」として令和４年６月に冊子にとりまとめ、加盟大学へ送付を行い、詳細なデータについては、私大連webサイトのデータライブラリにて公開を行った。

第２回分科会において、「令和４年度奨学金等調査」の実施について検討を行った。奨学金等調査は、私大連独自の調査であり、業務遂行の円滑な実施と効率化が必要であり、調査票の更新・改修、実施した調査データと連動させた集計など、高度かつ専門的な業務が求められることから、本年度の調査実施における業者委託について相見積もりを行うこととした。５社の相見積もりの結果に基づき、９月９日～９月14日の間でメール審議を行ったところ、「集計ミスや工程管理ミスによる集計の遅延を起こさない業者に委託することが第一であり、さらに回答する加盟大学の職員の方の負担や、とりまとめを行う分科会委員の方の負担が軽減されることが望ましい」といった理由により、全会一致で「株式会社進研アド」に委託することとなった。

「令和４年度奨学金等調査（令和３年度実績）」については、11月７日から11月30日の期間で実施し、すべての加盟大学より調査回答が得られた。調査データのとりまとめ並びにクロス集計や調査結果サマリーの作成、『令和４年度奨学金等調査報告書』の印刷用版下の作成については、株式会社進研アドに業務委託を行っている。

第３回分科会では、「令和４年度奨学金等調査（令和３年度実績）」の集計作業の状況についての情報共有を行い、今後のスケジュールとして令和５年５月上旬を目途に、集計結果をとりまとめ、報告書を発送する予定であることを確認した。また、「令和５年度奨学金等調査（令和４年度実績）」の実施に向けて意見交換を行い、調査内容については、令和４年度を踏襲する方向で実施し、調査回収・集計業務については、引き続き「株式会社進研アド」に委託することとした。

外部機関との協議については、支援機構と第１回懇談会を７月22日に開催した。懇談内容の概要をとりまとめて、私大連webサイトの加盟大学専用ページにて公開を行った。

また、第２回懇談会を対面開催で調整を行ったが、支援機構よりオンラインでの開催かつ日程の指定があり、メール審議を行った結果、各大学の奨学金事務業務が多忙な時期であることから、文書でのやり取りとすることとした。令和５年１月20日付で「日本学生支援機構への私大連加盟大学からの要望事項について」をとりまとめて支援機構へ提出しているが、３月末時点で回答は得られていない。また第３回分科会では、令和５年度の支援機構との懇談会実施に向けて、意見交換を

行い、高等教育修学支援新制度の見直しの時期であることから、積極的に懇談の場を持つこととした。

（３）成果の概要

１）令和３年度奨学金等分科会報告書

タイトル：令和３年度奨学金等分科会報告書

発行年月：令和４年６月

２）令和４年度第１回学生支援機構との懇談会

開 催 日：令和４年７月22日（金）

場　　所：ホテルグランドヒル市ヶ谷

懇談内容：

①開会（両団体代表あいさつ）

池谷　知明　氏（学生委員会委員長、早稲田大学学生部長・社会科学総合学術院教授）

掛川　千之　氏（日本学生支援機構奨学事業戦略部部長）

②日本学生支援機構からの懇談事項

テーマ１：大学における新制度の周知方法、申請傾向等について

テーマ２：適格認定における斟酌の事由について

③日本私立大学連盟からの要望事項に関する日本学生支援機構からの回答

テーマ１：高等教育の修学支援新制度について

テーマ２：奨学事業の充実改善に係る提案について

テーマ３：大学現場の負担軽減に関する提案について

テーマ４：その他

④閉会（両団体代表あいさつ）

蒲原　耕平　氏（日本学生支援機構貸与・給付部部長）

池谷　知明　氏（学生委員会委員長、早稲田大学学生部長・社会科学総合学術院教授）

司会進行：矢古宇　克昌　氏（奨学金等分科会委員、早稲田大学学生部事務副部長・奨学課長）

参 加 者：私大連側13人（学生委員会委員長、奨学金等分科会委員、連盟事務局）

支援機構側13人（担当部署部課長ほか）

３）令和４年度第２回支援機構との懇談事項

①日本学生支援機構への私大連加盟大学からの要望事項について（文書）

テーマ１：第１回懇談会（７月22日開催）における要望に関しての進捗確認について

テーマ２：返還免除内定制度について

テーマ３：通学形態に関する改善提案について

テーマ４：スカラネット・パーソナルに関する改善提案について

テーマ５：システム改修について

テーマ６：その他について

３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会

３－２－３－１　就職にかかわる諸問題への対応

（１）任務

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、インターンシップのあり方について、国や経済団体等の動きを注視し、必要に応じ連合会や就職問題懇談会、採用と大学教育の未来に関する産学協議会等を通じて、私立大学の意見を反映させる。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年12月16日（オンライン開催）

第２回：令和５年３月14日（オンライン開催）

２）経過概要

当分科会は、大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関して国や経済団体等と連携、協議することとしているため、連合会を通して委員派遣を行っている就職問題懇談会や経団連の産学協議会での活動が中心となっている。

令和４年４月18日付で経団連の産学協議会が公表した『2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」』における新たなインターンシップのあり方についての検討結果を受けて、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の三省の連名による「インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（案）」（「三省合意」の改正案）が提示され、この改正案に対して、文部科学省から意見提出の要請があった。これを受けて、加盟大学のキャリア・就職支援関係部署宛てに意見聴取を行い、提出された意見を基に、本分科会においてとりまとめを行い、令和４年６月１日付で文部科学省に提出した。

令和４年９月には、産学協議会から、インターンシップを軸とした学生のキャリア形成支援活動について、各大学や企業に産学合意に至った背景や課題認識等を含めて理解してもらい、４類型の実施に向けた準備に着手してもらうために、経団連の「採用・インターンシップ分科会」の委員で、私大連の学生委員会キャリア・就職支援分科会の佐藤 和分科会長に、産学合意とりまとめ当時の採用・インターンシップ分科会委員によるコメント動画制作協力の要請があり、これに対応した。出来上がった動画は、同年９月から産学協議会のwebサイトにて公開されている。

第１回分科会は、令和４年12月16日に開催したが、「就職問題懇談会」、「産学協議会」及び「採用・インターンシップ分科会」における検討結果を共有し、意見交換を行った。また、分科会の各委員の大学における学生の就職活動状況及び「新たなインターンシップ」の周知・対応状況等について情報共有を行った。就職活動状況については、コロナ禍の影響は徐々に改善されているものの、大手、有名または人気企業への内定率の数字はコロナ禍前ほどには到達していないこと、就職活動の早期化の実態があることについては、今後、注視していく必要があることを確認した。「新たなインターンシップ」の周知・対応状況等については、新たなインターンの区分に基づき、

令和５年度からの導入に向けて各大学ですでに実施しているプログラムの名称変更等を含め、整理・対応していることを確認した。

令和５年３月14日に開催した第２回分科会では、第１回分科会以降の「就職問題懇談会」及び「採用・インターンシップ分科会」における学生の検討結果を共有し、意見交換を行った。その後、分科会の各委員の大学における就職活動状況及び「新たなインターンシップ」の周知・対応状況等について情報共有を行い、就職活動状況については、就職（内定）状況としてコロナ禍前に戻りつつあるものの、実態として早期化・長期化が進んでいること、スカウト型と呼ばれる採用活動に関連するトラブル（離職率が高い企業が多い等）が発生していること、インターンシップに参加しないと採用されないと考えている学生が存在することなどを確認した。「新たなインターンシップ」の周知・対応状況等については、学内におけるインターシップに関連するプログラムの整理（名称変更、対象学年の変更、プログラム内容の変更等）を進めているものの一部のプログラムについては、来年度からの対応が間に合わず、再来年度に向けて対応する大学も存在することを確認した。

また、加盟大学のキャリア・就職支援関係部署に対して、就職問題懇談会や産学協議会（「採用・インターンシップ分科会」含む）における検討経過について、適宜情報提供を行った。

（３）成果の概要

メール配信による情報提供

・令和４年６月14日

文部科学省「令和６年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動等について（周知）」について（別紙：インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（三省合意改正（令和４年６月13日））含む）

・令和４年６月23日

経団連の採用と大学教育の未来に関する産学協議会webサイト「産学協働による学生のキャリア形成支援活動（４類型）の推進」について

・令和４年７月15日

一般社団法人日本百貨店協会の就活生向け百貨店業界リクルート動画について

・令和４年10月27日

令和４年度第２回就職問題懇談会について

・令和４年12月26日

「新たなインターンシップ」への対応について

・令和５年３月８日

採用と大学教育の未来に関する産学協議会：リーフレット「何が変わるの？これからのインターンシップ－自分のキャリアを考えるために今できること－（学生用）」の公表について

・令和５年３月27日

採用と大学教育の未来に関する産学協議会：「産学協議会基準準拠マーク」のデータ配布開始について

３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会

３－２－４－１　『私立大学学生生活白書2022』の作成、公表

（１）任務

令和３年度に実施した第16回「学生生活実態調査」（４年に１度実施）の結果に基づき、『私立大学学生生活白書2022』を作成し、加盟大学の学生支援施策立案の参考に供するとともに、私大連webサイトにおいて広く一般に公表する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月22日（オンライン開催）

第２回：令和５年３月６日（オンライン開催）

２）経過概要

今年度は、令和３年度に実施した「第16回学生生活実態調査」の集計結果に基づき、『私立大学学生生活白書2022』を作成し、公表することとしている。すでに昨年度第５回分科会（令和４年２月３日開催）にて協議した本白書の作成に係るテーマ設定方針及び集計結果から浮かび上がった主要テーマを踏まえ、本白書の作成委託業者とともにドラフト案の作成に着手していた。

第１回分科会では、ドラフト案の作成段階で浮かび上がったテーマを受けて再協議し、分科会後、全体構成や各種テーマの分析について７月初旬にメール審議にて最終確認を行った。分科会での最終意見を受けて、さらにドラフト案を修正し、最終的に分科会長の確認を経て、９月末に白書を刊行し、10月初旬に加盟大学へ送付した。関係諸機関への送付は、コロナ禍の影響に関する学生アンケート結果等をテーマに、11月に開催された「記者懇談会」の終了後に行った。

第２回分科会では、白書発行後の展開を共有するとともに、第16回学生生活実態調査終了後の事務担当者アンケートの集計結果を基に、次回、第17回調査（令和７年度実施予定）の実施に向けて回収率向上のための分析を行った。また、令和５年度からの実施準備に向けて、課題の洗い出しに関する意見交換を行った。

（３）成果の概要

１）『私立大学学生生活白書2022』

発行：令和４年９月

３－３　グローバル教育の推進

３－３－１　国際連携委員会

３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供

（１）任務

コロナ禍における留学等に関する情報や国の国際教育政策等の動向について、オンラインシンポジウムまたはオンライン情報交換会を通じて、迅速に会員法人間で共有する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

＜委員会＞

第１回：令和４年５月20日（オンライン開催）
第２回：令和４年７月１日（オンライン開催）
第３回：令和４年８月30日（オンライン開催）
第４回：令和４年10月21日（オンライン開催）
第５回：令和４年12月８日（オンライン開催）

＜小委員会＞

第１回：令和４年７月21日（オンライン開催）
第２回：令和４年８月８日（オンライン開催）
第３回：令和４年11月11日（オンライン開催）
第４回：令和５年１月24日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回委員会では、本年度の委員会の任務について確認した後、シンポジウムの実施、必要性に応じて、アンケート実施やオンラインでの場を設けることで、加盟校への積極的な情報発信・共有を行うことを確認した。さらに、コロナ禍で顕著になった国際交流の複雑化、より難儀になった業務引継等に鑑み、国際交流業務に関する基礎知識のオンデマンド学習教材を制作し、配信・提供することを決定した。

第２回委員会では、シンポジウムの具体的検討を行い、開催日時やプログラム等を決定した。また、オンデマンド研修コンテンツの制作については小委員会を立ち上げ、検討を行うこととした。研修コンテンツは、小委員会座長並びに委員を講師として、大学の事例を踏まえた国際交流に関する業務の基礎知識をテーマに、年度内の完成を目指すこととした。

第３回委員会では、シンポジウムのプログラム内容、当日の運営に関しての確認を行った。さらに、小委員会で検討中のオンデマンド研修コンテンツに関して意見交換を行った。

第４回委員会では、次年度の事業計画について検討を行った。第５回委員会ではオンデマンド研修コンテンツについて確認、検討を行った。

なお、第２回、第３回委員会において、在留資格申請オンラインシステムに関して、委員より関係省庁へのシステム改善要望を行いたいとの申し入れに基づき、各大学の使用状況などの情報交

換を行った結果、在留資格申請について、このオンラインシステムを利用している大学自体が少ないことがわかり、今回、私大連としての要望提出は見送ることとした。

また、第１回から第３回委員会では、議題に加えて国際交流における各委員校の課題などについての情報交換を行った。

小委員会は、オンデマンドビデオ教材の構成、作成分担等を決定の上、コンテンツの配信開始は令和５年度４月を目標とし、検討を開始した。計４回の小委員会における検討を経て、オンデマンド研修初級コース「大学における国際交流業務（基礎）」として、①はじめに、②協定業務・協定管理、③派遣業務、④受入業務、⑤学術交流、⑥危機管理の心得、⑦オンライン国際教育の７項目からなるコンテンツを完成させた。

ウクライナの学生等の受け入れに関して、加盟各大学の対応状況の把握のため、令和４年４月に急遽、「日本私立大学連盟　国際連携委員会　ウクライナの学生等の受入状況調査」を実施し、その結果も参考に、受け入れを行う大学への財政支援等に関する要望を令和５年５月に文部科学省に対して行った。

（３）成果の概要

１）令和４年度オンラインシンポジウム

開催期日：令和４年10月21日（金）14時～16時30分

開催形式：オンライン開催

テ ー マ：「オンラインを活用したグローバル教育」

参加者数：49大学124人

プログラム：

開会挨拶

岩　切　正一郎　担当理事（国際基督教大学長）

講演「高等教育学位資格の国際通用性～世界規模の教育コンテンツの流れから捉える～」

米　澤　彰　純　氏（東北大学　国際戦略室教授）

事例１「語学学習を越えた付加価値を生むオンライン留学をめざして」

山　本　美　奈　氏（立命館大学　国際部BKC国際課長）

事例２「イノベーション創出のためのグローバルPBLの連携・展開」

古　屋　雄　高　氏（芝浦工業大学　国際部SGU推進課長）

事例３「海外大学提供オンライン授業の受講・単位認定（APRU）について」

山　崎　亜　樹　氏（慶應義塾大学　学生部国際交流支援グループ）

山　田　英　貴　氏（早稲田大学　国際部国際課課長）

パネルディスカッション

コーディネーター：倉　林　眞砂斗　委員長（城西国際大学副学長）

パネリスト　　：事例発表者４人＋米澤講師

事例発表への質問等を中心に、グローバル教育の発展への取組について、各大学における現状の問題点や課題について、検討した。

２）報告書

タイトル：『オンライン教育を活用したグローバル教育』（オンラインシンポジウム開催報告）

発行年月：令和５年１月
発行部数：550部

３）要望活動
①留学生の入国に関する要望
要望日：令和４年５月13日（金）
要望先：文部科学省
内　容：ウクライナの学生等の受け入れに関する要望

４）オンデマンド研修
コンテンツ：①はじめに（９分57秒）
②海外大学等との協定業務・協定管理― 事例をもとに ―(18分04秒)
③派遣業務(11分23秒)
④受入業務(11分13秒)
⑤学術交流(9分53秒)
⑥危機管理の心得― 事例をもとに ―(25分01秒)
⑦オンラインを活用した国際教育：COIL(18分46秒)

３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

（１）任務
「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会並びに加盟大学に発信する。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいてより詳細なデータを提供する。

（２）事業の経過
「国際教育・交流調査」は、支援機構からのデータ提供を受け、実施概要並びに加盟大学別データを集計し、私大連webサイトを通じて、社会一般並びに加盟大学に向けて情報提供を行っている。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいてより詳細なデータを提供している。
国際連携委員会では、「国際教育・交流調査」の公式データについては、日本人学生の海外派遣留学は「単位認定あり」を基本としているが、あわせて「単位認定なし」の派遣留学に係るデータを提供することにより、海外派遣留学の全体像についての情報共有を図ることを目的として、調査を実施している。

（３）成果の概要
「国際教育・交流調査2021」調査結果
①タイトル：「国際教育・交流調査2021」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定あり）
②タイトル：「国際教育・交流調査2021」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定なし）
発行日：令和４年７月13日（私大連webサイトのデータライブラリで公開）

４．大学マネジメントに関する事業

４－１　自律的大学経営の確立

４－１－１　経営倫理委員会

４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応

（１）任務

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うこととともに、発生した問題に対処する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

令和４年度は不開催

２）経過概要

委員会は経営倫理委員会規程に基づき、①「綱領」及び「指針」の実現に向けて、会員に対し情報の提供その他適切な啓発活動を行うこと（第３条）、②「綱領」及び「指針」に抵触する恐れがあると認めるときは、会員について事実関係を調査し、その結果を理事会に報告しなければならない（第４条）、③調査の結果、会員において「綱領」又は「指針」に著しく違反する行為があると認めるときは、その違反の程度に応じて、当該会員に対して改善勧告、退会勧告または除名の措置をとるよう、また当該会員に対する非難が根拠を欠くものであり、かつそのために当該会員の名誉が著しく損なわれたと認めるときは、当該会員を擁護するために適切な措置をとるよう、理事会に提案しなければならない（第５条）とされている。令和４年度は、委員会として対処すべき問題が発生しなかったことから、委員会は開催されなかった。

４－１－２　経営委員会

４－１－２－１　私立大学経営の充実・強化に向けた検討

（１）任務

私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化に対応して、学校法人における経営の健全性の向上と、経営基盤の強化に資する方策を検討・実施する。特に協議会等を開催し、会員法人におけるガバナンスの強化に資する情報を発信する。また、『日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード【第１版】』（以下「私大連コード」という）に基づく会員法人からの遵守状況（取組方法）の報告内容について、社会へ効果的に発信する方策を検討する。

さらに、令和３年度「情報公開検討分科会」がとりまとめた報告書『私立大学の情報公表―自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から―【最終報告】』に基づき協議会を開催するなど、私立大学における情報公表のあり方等について会員法人間で情報共有する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月17日（オンライン開催）

第２回：令和４年10月18日（オンライン開催）

第３回：令和５年１月26日（オンライン開催）

２）経過概要

経営委員会では、分科会との連携協働により学校法人経営の充実・強化に資する方策を実施している。

①私立学校法改正に関する対応

学校法人経営に影響する事項として、令和３年度末に国の「学校法人制度改革特別委員会」によって「学校法人制度改革の具体的方策について」がとりまとめられた。令和４年度に私立学校法改正の検討が進むことから、経営委員会では、会員法人への早期の情報共有が必要と判断し、文部科学省担当者による説明会を企画、実施した。

法改正に向けた検討は令和４年４月に改正法案骨子が出されたのち、令和５年２月に私立学校法改正法案が第211回国会（常会）へ提出された。この際、主な改正点説明と学校法人における施行に向けた準備のポイント解説、会員法人から文科省への質問に対する回答の機会とすべく、経営委員会では再度説明会を企画、実施した。

同改正法案に関しては、３月17日に開催された衆議院「文部科学委員会」において、田中会長が参考人質疑に出席し、学校法人のガバナンス改革の重要性とともに私立学校の多様性を担保した法律の改正の妥当性を説明した。この後、３月24日に衆議院において全会一致で可決成立し、同日付で参議院に議案が受理された。

②私大連コードに関する対応

第１回委員会では、事業計画に掲げていた私大連コードへの対応について協議した。令和３年度に初回となる会員法人の遵守状況報告を実施したことから、これを踏まえた「会員法人の遵守状況の社会への公表」、「会員法人へのフォローアップ」、「私大連コード改訂の方向性」の３点について検討を行った。

「会員法人の遵守状況の社会への公表」に関しては、先行して開催した大学ガバナンス検討分科会から提案された公表方法をもとに、私大連コードの理念と会員法人の遵守状況が誤解なく社会へ伝わるよう、適切な表現の検討を行った。その後、６月１日付でwebサイト一般ページに会員法人の遵守状況とそれに係る説明を公表した。

また、昨年度に引き続き私立大学等経常費補助金の算定基礎に「ガバナンス・コードの遵守状況」が含められることが想定されたため、文部科学省並びに私学事業団に対して、公表した遵守状況の報告を行い、私立大学の実情を踏まえた適切な対応を要望した。その後、７月11日付で私学事業団より各学校法人宛てに「令和４年度　私立大学等経常費補助金の交付申請に係る資料の提出について（依頼）」が発出された際には、７月13日付で私大連より各会員法人宛てに「『私立大学ガバナンス・コード』と令和４年度私立大学等経常費補助金の関係につい

て」を発出し、会員法人で円滑な対応が行えるよう情報提供を行った。

「会員法人へのフォローアップ」に関しては、初回となった令和３年度報告内容から、遵守状況の判断や説明（コンプライ・オア・エクスプレイン方式）について私大連コードの理念の浸透が十分でない場合も確認できたため、実務担当者の意見聴取を踏まえたコード運用面の改善やコード理念を浸透させる機会の提供が急務であるとして、大学ガバナンス検討分科会に具体的な方策の検討並びに実施を要請した。同分科会では、６月23日に担当者座談会を開催し、その他財務・人事担当理事者会議、監事会議でも分科会長が講演し、コード策定時の理念浸透を図った。

「私大連コード改訂の方向性」については、大学ガバナンス検討分科会より提案があった令和３年度報告内容を踏まえた運用面の改善を目的とした改訂と、今後施行が予定されている私立学校法改正に対応する改訂の２段階での実施を承認した。同分科会と連携し、第２回、第３回委員会において、第１段階となる運用面に係る改訂に関して【第1.1版】の検討協議を行った。

（３）成果の概要

１）経営委員会主催説明会「私立学校のガバナンス改革について―学校法人制度改革特別委員会のとりまとめ―」

開催期日：令和４年４月４日（月）14時～15時30分

開催形式：オンライン開催

参加者数：106法人654人

プログラム：

学校法人制度改革特別委員会における審議状況説明

滝　波　　泰　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

２）「私立学校法改正法案に関する説明会」

開催期日：令和５年３月９日（木）14時～15時30分

開催形式：オンライン開催

参加者数：108法人839人

プログラム：

私立学校法の改正について（私学法改正法案と施行に向けた準備のポイント説明）

滝　波　　泰　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

参加者事前質問への回答

３）「私立大学ガバナンス・コード」に関する遵守状況報告

公表形式：私大連webサイト（一般ページ）における会員法人遵守状況公開ページリンク集公表

遵守状況の公表法人数：104法人（令和５年３月現在）

４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討

（１）任務

「私大連コード」に基づく会員法人からの遵守状況（取組方法）の報告内容を分析する。また、その結果及び学校法人ガバナンスに関する国の検討の動向等を踏まえ、「私大連コード」の事項・項目等を見直し、改訂案を策定する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年４月18日（オンライン開催）
第２回：令和４年５月18日（オンライン開催）
第３回：令和４年７月27日（オンライン開催）
第４回：令和４年10月４日（オンライン開催）
第５回：令和４年11月16日（オンライン開催）
第６回：令和５年１月17日（オンライン開催）

２）経過概要

①令和３年度「私大連コード」遵守状況に係る報告結果の公表

当分科会では、令和３年度に初めて実施した会員法人からの私大連コード遵守状況報告を受けて、社会への公表内容及び方法の検討を行った。分科会案として、「対象の全110法人より自己点検報告を受けたこと」及び「遵守状況に応じて適切なエクスプレインを行い、しかるべき説明責任を果たすことこそが重要」であることを中心とした公表文案をとりまとめ、経営委員会へと上程した。

その後、経営委員会の承認を経て、６月１日付で私大連webサイト一般ページにて社会への遵守状況報告結果の公表を行った。なお、同ページ内では、掲載許可のあった89法人の遵守状況に係る情報公表ページへのリンクを掲載し、会員法人の情報公表に貢献している。

②会員法人の実務担当者の意見聴取並びに遵守状況報告に係る運用の見直し

経営委員会より、会員法人の実務担当者の意見聴取を行った上で、コード理念の更なる浸透やコード運用面の改善に取り組むことが示され、検討を行った。具体的な方策として、各法人の実情について数的な把握をすべく「令和３年度遵守状況報告に関するアンケート」を実施した。

また、「担当者座談会」を開催し、私大連コードへの意見を会員法人の実務担当者から直接聴取し、疑問点には分科会委員が回答することによるコードの理念浸透に努めた。また、令和３年度に「経営委員会情報公開検討分科会」がとりまとめた『私立大学の情報公表【最終報告】』を踏まえた情報公表の重要性についても改めて共有した。なお、本座談会の内容は、座談会出席者に留まらず、広く会員法人関係者に共有されるよう、私大連webサイトにて当日の議事録を公開している。

こうした情報収集の結果、理念の浸透の必要性が確認された一方で、遵守状況報告の運用面

で特に本コードの根本である「基本原則」の遵守状況に関して、「遵守」か「未遵守」の２択で自動判定される点が、各会員法人が自法人の状況を情報公表する上での妨げの一つとなっていることが分かった。分科会での検討の結果、報告書様式において、「基本原則」が遵守できていない場合にも、段階的な遵守状況を示す選択肢を増やす等、弾力的な運用ができるようにした。

③令和４年度「私大連コード」遵守状況に係る報告結果の公表

私大連としてコード理念の浸透をはかるとともに報告書様式の変更も行う中で、各会員法人での本コードに対する対応も進み、２回目の自己点検を完了している法人も多数存在している。また、会員法人自らの遵守状況の公表が進んでおり、私大連webサイト一般ページにて掲載している会員法人の遵守状況に係る情報公表ページへのリンクも、私大連６月１日付公表時の89法人（80.9%）から３月31日時点では104法人（94.5%）となっている。

④運用面の改善と私立学校法改正対応の２段階での私大連コード改訂

本コードの改訂については、今後の私立学校法改正に伴って全体的な内容の検討が必要となる一方で、令和３年度の会員法人の報告内容等を分析した結果、運用面の改善に主眼を置いた改訂が急務であるとして、運用面の改善と法改正対応の２段階で改訂を行うこととした。

第１段階となる運用面に係る改訂に関しては、特に「令和３年度遵守状況報告に関するアンケート」並びに「担当者座談会」において、実施項目の積み上げから遵守状況を考える「ボックス・ティッキング（形式主義的にコードを利用すること）」に陥り、各法人の柔軟な対応を許容しているコード本来の趣旨が十分に浸透していない点が分かったため、「基本原則」から「実施項目」の関係性についての説明を追加することとした。また、本コードの各原則や項目の文章についても見直すとともに、令和元年度の初版策定後、施行された法令（個人情報保護法改正や公益通報者保護法改正等）への対応を盛り込むこととした。

こうした内容を分科会案としてとりまとめ、経営委員会へ上程、有識者（弁護士）による第三者チェック及び第226回総会での会員法人の承認を経て、令和５年３月28日付で【第1.1版】への改訂を行った。

次年度以降、第２段階となる私立学校法改正に対応した改訂を検討することとしている。

（３）成果の概要

１）私大連「私立大学ガバナンス・コード」担当者座談会

開催期日：令和４年６月23日（木）　第一部 10時～10時55分、第二部 11時５分～12時

開催形式：オンライン開催

参加者数：62法人62人

プログラム：

私大連「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告に関する質疑応答

大　柳　康　司　氏（大学ガバナンス検討分科会長、専修大学教授）

出見世　信　之　氏（大学ガバナンス検討分科会委員、明治大学商学部長）

４－１－４　経営委員会　人事労務検討分科会

４－１－４－１　私立大学における人事労務政策にかかる検討

（１）任務

法改正への対応やコロナ禍で顕在化した会員法人の人事労務上の課題を整理したうえで、人事労務関係業務の担当者向けに協議会を開催し、会員法人間で実務上の対応事例や共通課題について情報共有する。また、担当者間の交流促進につながるネットワークの構築についても方法等を検討し、実施する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年７月６日（オンライン開催）
第２回：令和４年８月５日（オンライン開催）
分科会長・執筆委員第１回打合せ：令和４年10月31日（オンライン開催）
分科会長・執筆委員第２回打合せ：令和４年11月18日（オンライン開催）
第３回：令和４年12月８日（オンライン開催）
第４回：令和５年１月17日（オンライン開催）

２）経過概要

人事労務検討分科会では、会員法人の人事・労務担当者向けに年２回の情報交換会を開催することとしている。

第１回分科会では、第１回情報交換会の「運営方法」並びに「開催テーマ」について検討した。その結果、各会員法人で今後対応が必要になると考えられる大学非常勤講師に関する法律問題を取り上げた講演と、本分科会が設定した５テーマ（人事労務部門で話題性のある課題）に関する情報共有を目的として９月30日に開催することとした。

第２回分科会では、非常勤講師と争議中の加盟大学から当分科会への事案共有の申し出を受けて、同大学学内担当者からのヒアリングを実施した。本件については、いずれ各大学にも波及しうる話題であるため、結論が出た後に私大連から加盟大学への情報提供を行うことを想定し、今後も当該大学と情報共有しつつ、労使双方の主張、争点、押さえるべきポイントなどについて分科会でとりまとめを行い、時期をみて経営委員会や常務理事会に報告のうえ加盟大学へとりまとめを公表する方向で検討することとした。

第３回分科会では、第２回分科会後に２回の打合せを経て作成した大学非常勤講師に関する課題整理（報告書案）について協議を行い、第４回分科会にて最終確認をし、冊子「大学非常勤講師の労務管理の課題整理と対応案」として取りまとめた。さらに、会員法人の人事労務担当者の本冊子の理解促進を目的に、３月にセミナーを開催することを決定した。取りまとめた冊子は令和４年度第10回常務理事会（１月31日）で報告ののち、会員代表者へ送付した。

（３）成果の概要

１）第１回情報交換会

開催期日：令和４年９月30日（金）13時～15時30分

開催形式：オンライン開催

参加者数：53大学88人

プログラム：

講演

植　村　礼　大　氏（人事労務検討分科会委員、松山大学監事、俵法律事務所弁護士）

事前質問に対するQ&A

テーマ（①有期雇用契約の10年ルール、②大学非常勤講師の契約管理、③フレックスタイム制適用、④大学教員のシニア活用、⑤女性活躍と男性の育児休業取得）ごとに参加者から寄せられた質問に対し、大学の人事労務問題に詳しい専門家が回答した。

植　村　礼　大　氏（人事労務検討分科会委員、松山大学監事、俵法律事務所弁護士）

小鍛冶　弘　道　氏（人事労務検討分科会特別委員、第一芙蓉法律事務所弁護士）

情報交換

大学教員関連テーマに関心がある参加者と大学職員関連テーマに関心がある参加者の２グループに分かれ、Q&Aの補完という位置づけで参加者間の情報交換を行った。

２）人事労務部門実務担当者向けセミナー「大学非常勤講師の労務管理の課題整理と対応案」

開催期日：令和５年３月17日（金）13時～15時30分

開催形式：オンライン開催

参加者数：46大学104人

プログラム：

分科会報告

柘　植　　敏　氏（人事労務検討分科会委員、中央大学人事部人事課長）

非常勤講師の労務管理Ｑ＆Ａ

小鍛冶　広　道　氏（人事労務検討分科会特別委員、第一芙蓉法律事務所弁護士）

植　村　礼　大　氏（人事労務検討分科会特別委員、俵法律事務所弁護士）

リフレクション（ふりかえり）

足　立　好　弘　氏（人事労務検討分科会委員、京都橘学園）

井　上　智香子　氏（人事労務検討分科会委員、立命館大学）

高　良　淳　一　氏（人事労務検討分科会委員、早稲田大学）

小鍛冶　広　道　氏（人事労務検討分科会特別委員、第一芙蓉法律事務所弁護士）

植　村　礼　大　氏（人事労務検討分科会特別委員、俵法律事務所弁護士）

３）課題整理まとめ冊子

タイトル：『大学非常勤講師の労務管理の課題整理と対応案』

発行年月：令和５年２月

送 付 先：加盟法人会員代表者

４－２　教学・経営マネジメントの確立

４－２－１　理事長会議　幹事会

４－２－１－１　理事長会議の企画・実施

（１）任務

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月６日（オンライン開催）

第２回：令和４年９月５日（オンライン開催）

第３回：令和５年３月２日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和３年度第３回幹事会において決定した令和４年度理事長会議開催の方向性に基づき、開催方法や開催テーマ、プログラム等について検討した。その結果、開催テーマは「私学法改正から考える大学法人運営の未来」とし、講演、グループ討議、全体討議から構成されるプログラムを、オンラインにより実施することとした。

なお、開催時間については、前回の参加者アンケートの結果を踏まえ、短縮することとした。また、講演については、文部科学省担当者より私学法改正への経緯と今後の方向性に関する講演、及び法務専門家より実務的視点での私学法改正へのポイントに関する講演を依頼することとした。

第２回幹事会は、令和４年度理事長会議の直前に開催し、会議の運営方法等について最終確認を行った。第３回幹事会では、４年度理事長会議の振り返りを行うとともに、令和５年度の理事長会議について開催日時・場所、テーマの方向性等を協議した。

この間に、私立学校法の改正法案が国会に提出されたことを受け、私大連では、令和５年３月９日に「私立学校法改正法案に関する説明会」を開催することとなった。

幹事会では、私学法の改正に対する関心の高さを踏まえ、急遽、同説明会終了後に、理事長会議登録者により、現状の課題や取組の共有を行う情報交換会を開催することとし、19 人の参加を得て実施した。

（３）成果の概要

１）令和４年度理事長会議

開 催 日：令和４年９月５日（月）１３時～１６時

場　　所：オンライン開催

テ ー マ：私学法改正から考える大学法人運営の未来

～法人運営とガバナンスのあり方に関わる実務ポイントを中心に～

参 加 者：81 法人 85 人

プログラム：

開会挨拶

森　本　あんり（理事長会議担当理事、学校法人東京女子大学大学長）

講演①「私学法改正への経緯と今後の方向性」

滝　波　　泰　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長）

講演②「私学法改正に伴い認識すべき重要事項・実務ポイント」

大河原　遼　平　氏（ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー弁護士）

グループ討議

法人規模別のグループに分かれ、グループ討議用レジュメの内容に基づき、討議を行った。

全体討議

各グループにおける討議内容や疑問点等を報告・共有し、その内容を踏まえ、委員長が総括した。

【全体討議で出された主な論点】

・理事会・評議員会のあり方

・理事と評議員兼職禁止への対応

・常勤監事の設置義務化による課題

閉会挨拶

芝　井　敬　司（理事長会議幹事会委員長、学校法人関西大学理事長）

２）私学法改正にかかる理事長会議登録者情報交換会

開 催 日：令和５年３月９日（木）１５時４５分～１６時４５分

場　　所：オンライン開催

参 加 者：19 法人 19 人

４－２－２　学長会議　幹事会

４－２－２－１　学長会議の企画・実施

（１）任務

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月17日（オンライン開催）

第２回：令和４年９月27日（オンライン開催）

第３回：令和５年３月14日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和４年度第１回学長会議について、令和３年度第３回幹事会で決定した方向性を踏まえ、開催テーマの確認、並びにプログラム構成及び開催報告のとりまとめ方法等に係る検討を行った。

その結果、「大学ガバナンス改革と大学教育の未来」をテーマに、学校法人制度改革特別委員会委員を務めた田中会長による、私立大学ガバナンス改革について国等で行われた議論への総括と、文部科学省担当者による大学設置基準の一部改正に係る説明を実施することとした。また、グループ討議においては、討議テーマを①ガバナンス改革への対応、②大学設置基準の改正、③デジタルを活用した大学教育、④総合知の創出を目指す文理横断教育の四つを設け、参加者の関心に合わせて参加できることとした。加えて、開催報告のとりまとめに当たっては、例年、紙媒体で作成していたものを廃止し、私大連webサイト上にデジタルコンテンツとして作成した。

第２回幹事会では、第１回学長会議の総括を行ったうえで、第２回学長会議の開催テーマ及びプログラムに係る検討を行った。その結果、「今後の私立大学入試のあり方」をテーマに、大学入試に関する政策の最新動向や私立大学入試に関する問題提起を踏まえて意見交換を行うこととした。グループ討議では力点を置く入試方法や学部構成が似た大学でグループ編成を行い、討議の柱を中心に大学入試に関する事例共有を行った。

第３回幹事会では、第２回学長会議を総括すると共に、令和５年度の第１回学長会議の開催テーマについて協議した。その結果、未来教育創造会議の第２次提言及び関連施策への理解を深めることを目的に「大学の国際化」をテーマに開催する方向で検討を進めている。また、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が５類に移行することや最近の感染状況に鑑み、関西地域において対面とオンラインのハイブリッド開催とすることを決定した。

（３）成果の概要

１）令和４年度第１回学長会議

開 催 日：令和４年８月24日（水）

開催形式：オンライン開催

参加者数：101大学135人

テ ー マ：「大学ガバナンス改革と大学教育の未来」

プログラム：

開会挨拶

阪　本　　浩　（学長会議担当理事、青山学院大学長）

基調講演「これからの私立大学のガバナンスについて」

田　中　愛　治　氏（日本私立大学連盟会長、早稲田大学総長）

講　　演「令和４年度大学設置基準等の改正について」

中　村　真太郎　氏（文部科学省高等教育局大学振興課課長補佐）

グループ討議

テーマ①ガバナンス改革への対応

テーマ②大学設置基準の改正

テーマ③デジタルを活用した大学教育

テーマ④総合知の創出を目指す文理横断教育

全体討議

閉会挨拶

日比野　英　子　（学長会議幹事会委員、京都橘大学長）

2）令和４年度第２回学長会議

開 催 日：令和５年１月17日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：86大学121人

テ ー マ：「私立大学入試の今、そしてこれから」

プログラム：

開会挨拶

阪　本　　浩　（学長会議担当理事、青山学院大学長）

講　　演「大学入学者選抜をめぐる最新の動き」

平　野　博　紀　氏（文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室長）

問題提起①「私立大学入試の課題と方向性」

村　田　　治　氏（日本私立大学連盟副会長、関西学院大学長）

問題提起②「新しい時代に向けた私立大学入試」

横　山　晋一郎　氏（日本経済新聞客員編集委員）

グループ討議

参加者所属法人の規模・学部構成・入試方法における力点等を考慮したグループに分かれ、グループ討議用レジュメの内容に基づき、情報共有・意見交換を実施した。

＜討議の柱＞

１．出題科目［主体性評価、大学独自の取組 等］

２．高校教育に及ぼす効果［高校教育の役割、入学者獲得、高大接続 等］

３．入試方法［大学共通テストの利用、総合型選抜、一般入試 等］

４．その他［入試実施上の課題、文理横断に向けた入試改革 等］

閉会挨拶

佐々木　重　人　（学長会議幹事会委員、専修大学長）

3）報告書

タイトル：令和４年度第１回学長会議開催報告（web掲載）

掲載年月：令和４年10月

タイトル：令和４年度第２回学長会議開催報告（web掲載）

掲載年月：令和５年３月

４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会

４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施

（１）任務

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月24日（オンライン開催）
第２回：令和４年８月31日（オンライン開催）
第３回：令和４年10月13日（オンライン開催）
第４回：令和５年２月28日（オンライン開催）

２）経過概要

令和３年度の検討において、「学校法人ガバナンス改革」をテーマとして令和４年７月に財務・人事担当理事者会議を開催することを決定していたことから、令和４年度第１回幹事会では、講師候補、プログラム案の具体化、運営方法等について協議した。あわせて秋以降に開催する「第２回財務・人事担当理事者会議」の開催テーマについても意見交換を行った。

第２回幹事会では、７月に開催した「第１回財務・人事担当理事者会議」を総括するとともに、「第２回財務・人事担当理事者会議」の企画及び運営方法について協議を行い、その結果、「大学設置基準改正」をテーマとして、講演及びグループ討議をオンラインで開催することを決定した。

事務局にて講師選定・依頼をはじめ開催要項の作成を進め、第３回幹事会では、「第２回財務・人事担当理事者会議」（12月１日開催）の開催要項とりまとめに係る経過報告とともに、プログラム構成及びグループ討議レジュメの内容を協議した。

第４回幹事会では、12月に開催した「第２回財務・人事担当理事者会議」を総括したのち、令和５年度「第１回財務・人事担当理事者会議」の開催テーマ、開催方法、プログラム構成について検討を行った。開催テーマは財務系とし、対面開催で２日間とすることを決定し、詳細は次年度幹事会にて決定することとした。

（３）成果の概要

１）第１回財務・人事担当理事者会議

開 催 日：令和４年７月26日（火）
開催方法：オンライン開催
参加者数：68法人95人

プログラム：

担当理事挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長）

講演１「『私立大学ガバナンス・コード』の狙いと現状」

大　柳　康　司　氏（専修大学教授・経営委員会大学ガバナンス検討分科会長）

委員長挨拶

佐々木　ひとみ（早稲田大学常任理事）

講演２「私立大学のガバナンス改革で問われるもの」

横　山　晋一郎　氏（日本経済新聞社客員編集委員）

グループ討議

講演並びにグループ討議レジュメ（事前提出）の内容を踏まえ、各グループに分かれて情報交換を行った。

討議の柱（１）私学法改正により、自法人で対応が必要になると思われる課題

（２）私大連「ガバナンス・コード」への遵守状況を点検（さらには点検結果を公表）したことで見えてきた課題

２）第２回財務・人事担当理事者会議

開 催 日：令和４年12月１日（木）

開催方法：オンライン開催

参加者数：70法人97人

プログラム：

開会挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長）

講　　演　「改正大学設置基準が目指すもの

～質保証システムの改善・充実が大学に与える影響～」

小　林　　浩　氏（リクルート進学総研所長）

グループ討議

講演並びにグループ討議レジュメ（事前提出）の内容を踏まえ、各グループに分かれて情報交換を行った。

討議の柱（１）基幹教員制度の活用（２）今後の学内組織運営

討議内容報告

７グループ中３グループから討議内容報告を行い、全参加者で共有した。

閉会挨拶

笠　原　喜　明（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長、

学校法人東洋大学理事・事務局長）

４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会

４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施

（１）任務

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月23日（オンライン開催）

第２回：令和４年11月14日（オンライン開催）

第３回：令和５年３月13日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和３年度の幹事会で決定した「アフターコロナの大学教育」をテーマとする令和４年度教学担当理事者会議（全２回：全体会議、意見交換会）の開催に向け、運営及び開催要項等の決定のための協議を行った。

全体会議（第１回）では、各大学において対面とオンラインを併用した教育活動の展開がコロナ禍後のスタンダードとなるなかで、これからの大学はどのように教育の質保証を担保していくべきなのかについて協議する機会とした。また、意見交換会（第２回）は、これからの大学教育において一層重要性が増すオンラインを活用した授業のあり方について、各大学の実践方法（システム、評価制度等）及び課題等の事例を共有する機会として実施した。

なお、全体会議（第１回）は「対面開催」を予定していたが、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大していることを受け、「対面とオンライン併用のハイブリッド型開催」に変更した。当初の予定では、感染が拡大した場合は「オンライン開催」に変更することを幹事会で確認していたが、担当理事並びに委員長との協議の結果、政府や公共団体を含め社会的に動きを止めないという状況にあること、会食などの感染リスクが高まるプログラムの実施がないことから、参加者自身が参加方法を「対面」「オンライン」から選択することで、コロナ禍においても充実した会議の開催を目指した。

第２回及び第３回幹事会では、令和４年度理事者会議の振り返りおよび令和５年度の開催方法について協議を行った。今年度、対面出席を選択した参加者の間では、プログラム内外での交流が活発に行われていたことをふまえ、次年度は合宿形式（１泊２日）での開催を原則として、一部プログラムについてはハイブリッド開催とすることを決定し、会員法人間の情報共有機会の充実を図りつつ、参加者のニーズに合わせて参加方法を選択できるようにした。テーマは「大学設置基準の改正」に決定し、各大学の対応状況や今後の展望について情報共有を行い、これからの大学のあり方を考える機会とすることとした。なお、「全体討議」のプログラムは設けず、「グループ討議」において検討状況を共有することに重点を置くこととした。

（３）成果の概要

「アフターコロナの大学教育」をグランドテーマに掲げ、全２回の開催により、これからの大学教育における質保証のあり方について、教学担当理事の観点から意見交換・情報共有を行った。

１）令和４年度教学担当理事者会議　全体会議（第１回）

開 催 日：令和４年８月30日（火）

実施方法：対面（アルカディア市ヶ谷）、オンライン（Zoom）によるハイブリッド型開催

テ ー マ：これからの大学教育における質保証のあり方

参加者数：81法人82名（対面35名、オンライン47名）

プログラム：

開会挨拶

髙　橋　裕　子（教学担当理事者会議担当理事、津田塾大学学長）

基調講演

「大学教育の自立的展開と質保証」

吉　岡　知　哉　氏（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会部会長、独立行政法人日本学生支援機構理事長）

講演（事前収録）

「アフターコロナの大学と〈時間〉のマネジメント
－時間論として大学の未来を再設計する－」

吉　見　俊　哉　氏（東京大学大学院情報学環教授）

グループ討議（前半・後半）

11グループに分かれ、基調講演・講演の内容を踏まえて討議した。なお、前・後半でグループを再編成した。

閉会挨拶

須　賀　晃　一（教学担当理事者会議幹事会委員長、早稲田大学副総長）

２）令和４年度教学担当理事者会議　意見交換会（第２回）

開 催 日：令和４年９月12日（月）

実施方法：オンライン（Zoom）開催

テ ー マ：オンラインを活用した授業の実践状況と課題の共有

参加者数：51法人52名

プログラム：

開会挨拶

須　賀　晃　一（教学担当理事者会議幹事会委員長、早稲田大学副総長）

グループ意見交換

９グループに分かれ、各大学のオンラインを活用した授業の実践方法（システム、評価制度等）及び課題等の事例を共有し、意見交換を行った。

閉会挨拶

髙　橋　裕　子（教学担当理事者会議担当理事、津田塾大学学長）

４－２－５　監事会議　幹事会

４－２－５－１　監事会議の企画・実施

（１）任務

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。また、「監事監査ガイドラインー（令和３年度版）」（以下、「ガイドライン」という。）を基に、令和４年度版を外部環境の変化等に応じて修正し、刊行する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回幹事会：令和４年６月１日（オンライン開催）
第２回幹事会：令和４年７月12日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
大柳講師打合せ：令和４年９月１日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第１回小委員会：令和４年10月４日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第３回幹事会：令和４年11月７日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第２回小委員会：令和４年11月10日（アルカディア市ヶ谷）
第３回小委員会：令和４年11月30日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
監事会議事前打合せ：令和４年11月30日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第４回幹事会：令和５年２月２日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第５回幹事会：令和５年３月６日（ハイブリッド開催：私大連会議室）
第１回小委員会（調査）：令和５年３月23日（ハイブリッド開催：私大連会議室）

２）経過概要

①「監事会議」の企画・開催

令和３年度においては、状況を踏まえながら対面開催を目指す方向で準備を進めていたが、第１回並びに第２回幹事会において検討した結果、11 月 30 日にオンラインで開催することを決定した。参加可能人数が限られることを踏まえ、グループ討議の実施は監事会議登録者のみを対象とすることとし、参加者募集を行った。

なお、講演講師である大柳康司氏（経営委員会大学ガバナンス検討分科会長）とは、事前に幹事会委員との打ち合わせの機会を設け「日本私立大学連盟『私立大学ガバナンス・コード【第１版】』」について説明するにあたっての留意点を確認した。

第４回並びに第５回幹事会においては、令和４年度監事会議の開催結果や参加者アンケート結果等を踏まえ、令和５年度監事会議の開催形式、プログラム、講演テーマや講師について検討を進め、講師候補者への依頼の結果、内諾を得た。今後は、令和５年度第１回幹事会において開催要項を確定し、加盟法人への案内準備を進めていく予定としている。

②令和４年度版「ガイドライン」の策定

令和４年度版の検討にあたっては、幹事会委員からの意見を事前に聴取し、第１回並びに第２

回幹事会において意見交換を行い、幹事会の任期（令和４年度～５年度）並びに私立学校法改正の状況を踏まえ、小委員会を設置し、段階的に見直しを進めることを確認した。

その結果、『令和４年度版』では、監事に求められる役割の原点に立ち返って、内容を全面的に見直し、全体の構成をⅠ．監事のあり方、Ⅱ．監事監査基準、Ⅲ．監事監査の方法・項目・要点、Ⅳ．監事監査計画、Ⅴ．監事監査調書、Ⅵ．監事監査報告書の六つの章と参考資料から構成することとした。

また、従前の監事監査チェックリストをⅢ．監事監査の方法・項目・要点に統合した。

ガイドラインは、当会議登録者並びに会員代表者に送付し、当連盟 web サイト（会員専用ページ）に掲載した。

③その他

令和５年度事業において「監事監査実態アンケート調査」を実施する予定のため、これに先立ち、第１回小委員会（調査）を開催した。

小委員会では、各理事長が回答した結果をもとに、理事長と監事へフィードバックすることで、自法人や私大連会員法人の実態を把握し、改善策につなげること等を目的とすること、アンケート項目等を踏襲しつつ必要に応じて見直しを行うこと、全体の設問数はこれ以上増やさないこと等を確認した。

（３）成果の概要

１）令和４年度監事会議

開 催 日：令和４年11月30日（水）

開催形式：オンライン開催

参加対象：監事会議登録者及び会員法人の監査職等関係者

参加者数：88法人161名

プログラム：

（開会挨拶）

矢　口　悦　子（監事会議担当理事、東洋大学長）

（講 演 １）「学校法人ガバナンスの本質と今次私立学校法改正の要諦―「主査覚書」に込めたねらいと願いは叶うのか？」

福　原　紀　彦　氏（日本私立学校振興・共済事業団理事長、中央大学法科大学院客員教授・弁護士、中央大学前学長、私大連元常務理事（元監事会議担当理事）、文部科学省学校法人制度改革特別委員会委員（主査））

（講 演 ２）「日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード【第１版】」の遵守状況と今後の課題について」

大　柳　康　司　氏（私大連経営委員会大学ガバナンス検討分科会長、専修大学経営学部教授）

２）報告書

『監事監査ガイドライン〔令和４年度版〕』（令和５年３月）

４－３　大学経営人材の養成

４－３－１　研修委員会

（１）任務

私立大学の競争力向上のための専任教職員の資質・能力の向上並びに戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得等に資する研修を実施する。令和４年度は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、オンライン研修を基本としつつも、一部研修においては集合（対面）形式によりそれぞれ実施する。

具体的には、加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した①アドミニストレーター研修、②業務創造研修、③キャリア・ディベロップメント研修、新任管理職者を対象とした④新任管理職研修、私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための⑤創発思考プログラム、ＰＤＣＡサイクル構築実践のための⑥ＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。

また、人員配置の都合上、長期・複数回合宿研修への派遣が難しい大学、研修参加を躊躇しがちな子育て世代に配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して２日間で実施する若手職員向けの⑦大学職員短期集中研修を実施するとともに、若手職員向けの研修コースとして、大学の基礎知識に関する情報をweb上で配信・提供する⑧オンデマンド研修の配信を行う。

なお、オンデマンド研修については、令和２年度にオンデマンド研修検討小委員会において検討した結果に基づいて、令和３年度に新規コンテンツを精力的に拡充したが、令和４年度についても、前年度の積み残しを中心にいくつかのコンテンツを制作することとしている。

さらに、令和４年度は、新たな小委員会を設けて、集合（対面）、オンライン、オンデマンドの各研修方法の適切な融合、あるいは棲み分けなどを見据えた、ポストコロナの私大連研修体系について検討を行うこととしている。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年６月29日（オンライン開催）
第２回：令和４年10月12日（オンライン開催）
第３回：令和４年11月22日（オンライン開催）
第４回：令和５年１月20日（オンライン開催）
第５回：令和５年３月30日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回委員会においては、前年（令和３年）度の研修事業の収支決算状況について報告を受けるとともに、各研修の参加申込状況、オンデマンド研修新規コンテンツ（前年度積み残し）の制作状況等について情報共有を行った。また、新たにポストコロナの私大連研修体系検討小委員会を設置することとし、そのメンバーを決定した。

さらに、前年度委員会から継続審議となっていた「修了証の発行に関する各研修共通ガイドライン」について、事務局案に基づいて意見交換を行い、一部文言を修正して成案とした。

第２回委員会では、今年度前半の各研修の実施状況について報告を受けるとともに、ポストコロナの私大連研修体系検討小委員会における検討状況について報告を受け、意見交換を行った。また、次年度の事業申請に向けて、各研修の次年度実施計画概要（案）、各研修でのLMSの継続利用、オンデマンド研修システム運用委託会社の継続利用などについて検討を行った。

第３回委員会では、小委員会からポストコロナの私大連研修体系の検討状況について報告を受け、意見交換を行うとともに、次年度事業申請書の内容を固めた。

第４回委員会では、小委員会から「ポストコロナの私大連研修体系の検討結果」について報告を受け、これを了承した。また、同検討結果に基づき、令和４年度をもって大学職員短期集中研修の実施を終了することを決定した。

第５回委員会では、令和４年度のアドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修、ＰＤＣＡサイクル修得プログラムにおける修了証発行状況について確認を行うとともに、オンデマンド研修受講者アンケートの集計結果について意見交換を行った。また、令和５年度に新研修（①経験者採用職員研修（仮称）、②新任部長職研修）の検討を行う体制について意見交換を行い、小委員会を設置して検討を開始することを決定した。

（３）成果の概要

「ポストコロナの私大連研修体系の検討結果について」

ポストコロナの私大連研修体系検討小委員会（令和４年12月）

４－３－１－１　ポストコロナの私大連研修のあり方の検討

（１）任務

対面（集合型）研修、オンライン研修、オンデマンド（配信）研修の適切な組み合わせ・融合、あるいは棲み分けなどを踏まえて研修全体や研修間の関係性等について検討し、ポストコロナ時代に適応した私大連研修体系を策定する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

＜ポストコロナの私大連研修検討小委員会＞

第１回：令和４年７月16日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）

第２回：令和４年10月４日（オンライン開催）

第３回：令和４年12月５日（オンライン開催）

２）経過概要

本事業の検討に当たっては、研修委員会に小委員会を設置して、新型コロナウイルス禍（令和２・３年度）における各種研修会のオンライン開催とオンデマンド研修の配信状況等を踏まえ、対面（集合型）研修、オンライン研修、オンデマンド（配信）研修の適切な組合せ・融合、あるいは棲み分けなど研修全体や研修間の関係性等について検討を行った。

第１回の会合では、本小委員会の任務とスケジュールを確認後、対面（集合型）研修、オンライン研修、オンデマンド研修の効果とデメリットについて意見交換した。具体的には、「各研修の運営委員会の創意工夫により、オンライン研修でも対面研修と遜色ない研修効果をあげられていること」、「今後は、知識インプット型のプログラムについては、オンライン・オンデマンド研修の活用について検討が必要であること」、「グループワークについては、その趣旨や目的に応じて対面・オンライン研修の実施形態を選択すること」、「オンライン研修では、参加者の交流の観点から、休憩時間やプログラムの合間における委員・参加者間の会話・交流が少なくなってしまうこと」、「私大連の研修においては、異なる背景の参加者が対象となることを踏まえると、対面研修での実施が有効であろうということ」、「オンライン研修のメリットとしては、文字をベースにしたコミュニケーションが可能になること」などの意見が挙げられた。

続いて、対面研修、オンライン研修、オンデマンド研修の効果的な組合せ・融合、棲み分けについて意見交換し、「オンライン研修におけるグループワークでは、コミュニケーションの総量が減っていること」、「知識を伝授する形式の講義については、オンデマンド研修でも有効で、コミュニケーションやグループワークを伴わない講義についてはオンデマンド化でき、その場合には、どのような構成・タイミングでグループワークを組み入れていくかが課題になってくること」、「複数回実施の研修については、最初と最後は対面実施が良い場合が多いが、プログラム構成を組み替えることで、例えば、第１回については、知識伝授型のものをオンラインで実施し、第２回以降にグループワークを対面で実施するという構成もあること」、「オンライン開催における参加者間の交流や懇親会のあり方については、今後より良い効果的な方法を検討していく必要があること」、「反転学習の効果・有効性については、調査・研究が進んでいるので、その知見を踏まえたうえで検討すること」、「今後、プログラムの組み合わせを考える際には、例えば、研修運営委員に対して反転学習の研究の成果を講演してもらうこと」などが挙げられた。

また、今後の進め方としては、本小委員会の検討内容を運営委員会に対して報告することを想定した場合、反転学習のあり方やグループワークなどの学習方法をカテゴライズして、それぞれの方法に対して、対面実施やオンライン実施の有効性やオンデマンド研修の活用の可能性を示すことを念頭におきながら検討を進めることとした。

第２回の会合では、第１回に引き続き、対面研修、オンライン研修、オンデマンド研修の効果的な組合せ・融合、棲み分けについて意見交換を行い、「アドミニストレーター研修については、すでに令和５年度の研修の企画にあたり、オンデマンド研修とオンライン研修の有効な活用、対面、オンデマンド、オンラインのベストミックスを考える視点でスケジュールの検討に入っていること」、「知識伝授型の講義などは、オンライン研修、オンデマンド研修を活用すること」、「共通の課題に基づく、一般的な意見交換を目的としたグループワークについては、オンライン研修でも問題ないこと」、「オンライン研修では、休憩時間やプログラム前後の参加者間の交流が生まれにくいこと」、「各運営委員会において、私大連研修に期待される人的ネットワークの構築をどの程度求めるかを検討したうえで、対面研修の実施を検討すること」、「事前学習については、対面研修よりもオンライン研修にした方が参加者はしっかり取り組んでいること」、「オンデマンド研修については、理解度について参加者間の差を何かしらの方法で把握した方が良いこと」などが挙げられた。

また、ポストコロナ時代に適応した私大連研修体系について意見交換を行い、「中途採用者向けの研修は、大学の特性や民間企業との違いなどを理解するためのマインドの転換のきっかけとし

て検討すること」、「中途採用者向けの研修は、現在公開しているオンデマンド研修と組み合わせた形式で実施すること」、「中途採用者は、中途採用者に求められている（期待されている）役割を把握したうえで、民間企業の経験から得た考え方やノウハウ、能力を発揮してほしいこと」、「アドミニストレーター研修と新任管理職研修との関係性については、今後、参加対象も含めて調整・検討が必要であること」、「今後、新任部長職を対象とした研修の実施について検討すること」などが挙げられた。

第３回の会合では、第２回会合までの意見交換を踏まえ、金田座長、山本委員、事務局を中心に作成した「令和４年度研修委員会ポストコロナの私大連研修体系検討小委員会における検討結果（案）」に基づき意見交換を行った。その後、第３回会合における意見交換を踏まえ、金田委員長と事務局で検討結果の更新を行い、メール審議を経て、令和４年12月に『ポストコロナの私大連研修体系に関する検討結果について』をとりまとめた。

同検討結果においては、「ウィズ・コロナ」における、これからの私大連研修のあり方について、次の方向性を示した。

①大学アドミニストレーター養成のための３段の階層別研修（キャリア・ディベロップメント研修、業務創造研修、アドミニストレーター研修）を中心に、特定の知識・スキル等を身につけるための研修、新任管理職（課長職）のための研修があるという現行の体系については、基本的には維持する。

②研修全体において、オンライン方式、オンデマンド方式の更なる活用を行う。その際、上記大学アドミニストレーター養成３研修については、対面コミュニケーションによる人間関係の構築や今後の人脈形成の必要性の度合いなどに応じて、対面開催の割合を検討・決定する。

③新規に、経験者採用（中途採用）職員向けの研修について、令和６年度からの実施を目標に企画検討を行う。また、新任部長職のための研修を実施できないか、その可否を含めて検討を開始する。

④大学職員短期集中研修については、令和４年度をもって廃止する。ただし、長年同研修の講師をおつとめいただいた藤村博之先生の講義・実習内容は、同講師の協力を得て、オンデマンド教材としてコンテンツ化して配信し、加盟大学が利活用できるようにする。

なお、上記検討結果については、令和５年１月20日に開催された令和４年度第４回研修委員会にて報告し、了承された。

（３）成果の概要

１）「ポストコロナの私大連研修体系に関する検討結果について」

作成年月：令和４年12月

４－３－１－２　創発思考プログラムの企画・実施

（１）任務

既成概念にとらわれない斬新かつ戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回打合せ会：令和４年４月８日（オンライン開催）

第２回打合せ会：令和４年６月24日（オンライン開催）

第３回打合せ会：令和５年１月30日（オンライン開催）

※研修委員会担当委員と講師との打合せ会を開催した。また、運営委員会を置いていないため、上記のほか、必要に応じて、研修委員会担当委員との間でメール審議を行っている。

２）経過概要

本プログラムについては、一昨年度までは、「創発思考プログラム運営委員会」において、プログラムの企画立案・運営を行っていたが、令和３年度より研修委員会においてプログラムを所管することとなり、研修委員会の金田淳一委員（法政大学）、西野毅朗委員（京都橘大学）が担当している。

令和４年度については、令和３年度と同じくオンラインによるプログラムを実施することとし、半日のプログラムを２回に分けて開催することで、募集対象者である若手職員がより参加しやすい環境下でプログラムを提供することとした。また、創発思考プログラムについては、創設当初から、大学アドミニストレーターの基盤的知識・スキルとして、他の研修の受講者は必ず事前に受講してもらったほうが良いとの考えがあったが、受け入れ可能な人数に限りがあることや、加盟大学の費用負担の問題等から、これまで実現に至っていないことなどを踏まえ、同プログラムにおいて、受講者に視聴を義務づけている事前学習用ビデオ教材を充実する形で、オンデマンド学習教材として新規ビデオコンテンツ「創発思考プログラム（入門編）」を制作し、令和４年10月から当連盟のオンデマンド研修のwebサイトにおいて配信している。

令和４年度の参加者募集については、８月８日に開催案内を加盟大学宛てに送付し、募集を開始した。その後、９月16日に申込みを締め切り、募集定員30人に対して26大学29人の申し込みがあり、研修委員会担当委員及び講師に相談のうえ、全申込者の参加を決定した。その後、令和４年度に東海大学から私大連に出向している１名を参加者として決定し、26大学30人の参加者となった。

研修後に開催した研修委員会担当委員と講師との打ち合わせにおいて、今年度のプログラムの振り返りを行い、次年度の実施に向けては、①グループワークに入る際の案内方法の改善、②交流会の運営方法の工夫、③研修終了時に参加者が作成・提出するアクションプランの取り扱いと何らかのフィードバックの工夫について、検討を行うこととした。

（３）成果の概要

１）オンデマンドビデオコンテンツ「創発思考プログラム（入門編）」＜約55分＞

講　師：北　村　士　朗　氏（インストラクショナルデザイナー、
熊本大学大学院教授システム学専攻非常勤講師）

藤　本　　徹　氏（東京大学大学院情報学環准教授）

※当連盟オンデマンド研修webサイトにおいて配信中

２）創発思考プログラム

【第１回研修】開 催 日：令和４年 11 月 15 日

【第２回研修】開 催 日：令和４年 11 月 29 日

①開催形式：オンライン開催

②参加者数：30人（26大学）

③講　　師：北　村　士　朗　氏（インストラクショナルデザイナー、
熊本大学大学院教授システム学専攻非常勤講師）

藤　本　　徹　氏（東京大学大学院情報学環准教授）

４－３－１－３　大学職員短期集中研修の企画・実施

（１）任務

若手職員を対象に、課題発見・設定・解決法を中心に短期集中的に学ぶ研修を企画し、運営する。また、プログラム全体を通して、他大学の同世代の職員間での人的ネットワーク形成の機会を提供する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

日時を設けての開催はせず、メール回議にて対応

２）経過概要

令和４年度の研修内容は、事例報告者並びにプログラムの詳細について、メール回議を経て確定し、５月27日付で開催案内を加盟大学宛てに発送し募集を開始した。その結果、39大学57人の申込みがあり、募集定員を36人のところ、38大学40人の参加を決定した。最終的に欠席者１人を除く37大学39人の参加となった。参加決定通知（７月21日）の際には、事前課題についてもあわせて依頼した。

今年度の研修は、対面形式での開催とし、従前実施していた１泊２日のプログラムとした。プログラム内容は、講師を務める法政大学の藤村博之氏のもと、基軸となる「課題発見・解決法実習、グループ発表準備、全体発表」、事例報告者２人による「事例発表①②及び質疑応答」、人的ネットワーク形成の場として、参加者がグループを中心に講師や運営委員とも交流する「交流会」を実施した。なお、本研修は、開催目的である３点、①研修内容（論理的思考の修得・向上を目指す）、②場の提供（プログラム全体を通して、他大学職員、講師などと交流する）、③人的ネットワーク形成（グループ討議、懇親会等のグループを中心とした活動）を踏襲している。

運営面では、昨年度に引き続きLMS（manaba）を運用し、資料案内、事後課題、アンケートの実施、グループ発表資料の掲載、情報共有の場として活用した。

本研修は、藤村博之講師の的確な運営のもと、課題発見・設定・解決能力の向上について、講義、実習、グループ討議を適宜織り交ぜながら実施し、参加者から好評を得ていた。しかし、同講師が次年度以降講師を務めることが難しくなったことや、研修委員会において新規研修の検討に踏み出すことなどを考慮し、今年度をもって取止めることとした。ただし、長年講師を務めていただいた藤村博之講師の協力を得て、研修の講義内容のエッセンスをビデオ収録し、令和５年度からオンデマンド研修のコンテンツとして配信し、加盟大学に提供することを研修委員会で決定した。

（３）成果の概要

１）令和４年度大学職員短期集中研修

開 催 日：令和４年９月26日（月）～27日（火）１泊２日間

会　　場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）６階「阿蘇」

参加者数：37大学39人

プログラム：

１．事前課題

２．事例発表・質疑応答

事例発表①　「公募制のPBL型正課科目の15年とこれから」

長谷川　健　介　氏（同志社大学教育支援機構教務部今出川校地教務課教務係長）

事例発表②　「若手・中堅職員による働き方改革プロジェクトの推進 - 働き方改革宣言の策定とその後の展開 - 」

千　野　雅　裕　氏（上智学院人事局人事グループ主幹（業務改革担当）/総務局経営企画グループ主幹（法人企画担当））

３．講義・実習「課題発見・解決法実習」

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

４．全体発表

７グループごとにまとめた企画・提案を全体で発表し、質疑応答、意見交換。

司会・コーディネーター

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

５．交流会

１日目最後のプログラムとして、前半30分は１日目のグループ、後半30分は２日目のグループに分かれ、講師、運営委員を交えて実施。

６．事後レポート（研修会後）

「課題設定・解決法実習」で学んだ研修の成果を踏まえ、振り返りのレポートを提出。

２）事後レポート集／各グループの全体発表レジュメ

研修会後、manaba本コースにて掲載

４－３－１－４　新任管理職研修の企画・実施

（１）任務

管理職（課長）就任後３年以内の職員を対象に、管理職に必要な部下育成、メンタルヘルス、組織のマネジメント等に関する基礎的知識･スキルの修得・向上を目的とした研修を実施する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回打ち合わせ会：令和４年７月12日（オンライン開催）

２）経過概要

従来の「ヒューマン・リソース・マネジメント研修」を、管理職（課長）就任後３年以内の職員に募集対象を限定しリニューアルした本研修は、昨年度が発足初年度であった。昨年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、すべてオンラインで実施した。参加者アンケートでは高評価を得た（４点満点中３．５点）ものの、グループワーク等においては対面での実施を望む声もあった。このことを踏まえて担当委員及び事務局で検討し、今年度は「高等教育の動向に関する講義」をオンデマンドで配信し（事前学習）、「組織・人材マネジメントに関する講義」を対面形式で実施するプログラム構成とした。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった令和２年度の本研修は、終日２日間にわたり対面形式で実施するプログラムであり、「高等教育の動向に関する講義」は１日目の午前中に位置付けられていたが、今年度は当該講義をオンデマンド配信することから、１日目は午後からの開始とすることで遠方からの参加者に配慮した。

令和４年７月29日から令和４年８月29日まで参加者の募集を行い、60人の申込みがあった。募集定員を48人としていたことから、担当委員及び事務局において定員の緩和も検討したが、申込者全員を収容できる会場へ変更することができなかったことや、新型コロナウイルス感染症対策のため使用会場の定員を厳守せざるを得ないことから、当初の予定どおり48人に絞って受け入れることとした。

「高等教育の動向に関する講義」については、昨年度新規で作成した際に、複数年度にわたり継続的に利用できる内容としていたことから、今年度も昨年度配信した講義を使用した。

「組織・人材マネジメントに関する講義」については、管理職が対象であることを勘案し、令和４年11月18日及び19日の金曜日と土曜日の２日間で実施した。講義中に実施するグループワークのメンバーについては、２日間それぞれ別のメンバーでグループを編成した。また、当該講義の事前課題である指定書籍の購読については、昨年度の参加者アンケートの内容を踏まえて指定書籍を変更することで当該講義の充実化を図った。なお、ペーパーレスの観点から配付資料はデータのみでの配付とした。

当研修は参加者間の親睦を深めることも目的の一つであることから、１日目に「交流会」を実施した。交流会は２部制にし、前半は当日のグループメンバーで、後半は翌日のグループメンバーで実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、飲食は伴わない方法で実施した。

研修終了後の参加者アンケートの結果は、前年度以上に高評価であった（４点満点中3.8点）。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じ少々制約のあるなかでの実施ではあったものの、担当委員及び事務局において集合形式で研修を実施する意義を再確認した。

（３）成果の概要

１）事前自己学習

・オンデマンド講義「高等教育の動向と私立大学」

＜講師　松　坂　浩　史　氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事、元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）＞の視聴

２）第１回研修

①開 催 日：令和４年11月18日（金）・19日（土）

②開催形式：集合開催

③会　　場：御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター

④参加者数：34大学48人

⑤事前課題：指定書籍の講読

⑥プログラム：

＜初日＞

・講義「組織・人材マネジメント」

１．管理職とは何をする人なのか？―管理職の役割を理解する―

２．大学教育はどのように役立っているのか？―自分たちの仕事に自信を持つ―

３．部下との関わり方を考える―メンタルヘルスのメカニズムを知る―

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

・交流会

＜２日目＞

・講義「組織・人材マネジメント」

４．部下の育て方を考える―「教えない教育」が基本―

５．部下を活かす評価制度とは？―部下との信頼関係を築くために―

６．組織開発と職場力の向上を考える―リーダー、マネジャーとしていい仕事をするために―

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

４－３－１－５　オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発

（１）任務

平成25年度から本格配信している「オンデマンド研修」は、令和３年度にコンテンツを大幅に充実した。令和４年度は、オンデマンド研修検討小委員会において引き続き新規コンテンツの企画・制作を行うとともに、従来の「大学職員基礎コース」のコンテンツに中級レベルのコンテンツを追加したうえで、改めてコンテンツ全体を「初級コース」と「中級コース」に整理し直し、web上で配信し、受講者に提供する。また、小委員会では、既存のコンテンツの更新についても、適宜検討を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

令和４年度は、小委員会の開催は行わなかったものの、小委員会はメール審議を行うとともに、担当委員、委員、事務局との間で頻繁に相談を行った。

２）経過概要

令和２年度に行った研修体系の見直し結果に基づき、令和３年度において従来の「オンデマンド研修」のコンテンツをベースに若手職員向け「初級コース」として再構築を行い、新たに中堅職員向けのコンテンツを制作し「中級コース」を設けて配信することとして準備を進め、４月13日の研修スタート時に合わせて、視聴用のweb画面のリニューアルも行い、「初級コース」、「中級コ

ース」の区分も明確にし、配信を行った。

令和４年度の受講申込みについては、３月１日に開催案内を加盟大学宛てに送付し募集を開始し、年３回（令和４年３月23日、４月21日、５月25日）の締切日を設けるとともに、申込み締切日以降も随時受付を行った。令和５年３月末日の受講者数は、75大学1,217人であった。なお、令和４年度より、受講者本人に受講用の個人IDとパスワードを発行し、登録いただいたメールアドレス宛てに、新規コンテンツの配信情報等を適宜、送信している。

小委員会では、引き続き各分野の専門家への講師依頼を行い、新たなコンテンツの制作を進めており、令和５年３月末までに、「初級コース」21本（総視聴時間：約36時間6分）、「中級コース」11本（総視聴時間：約16時間35分）のコンテンツラインナップとなった。

なお、受講のための個人IDとパスワードの発行並びに視聴環境等に関する問合せ対応等については、(株)早稲田大学アカデミックソリューションに業務を委託することで、事務局の業務負担を軽減している。

また、オンデマンド研修については、平成25年度の正式配信開始以来、受講料、手数料等はいっさい徴収せずに無料としてきたが、受講登録者の受講状況を調べたところ、受講登録だけ行って、１年間結局アクセスも視聴もされない方が少なくないことがわかった。このため令和４年度は、アクセスの無い方に向けて途中３回リマインドのメールを送信し、利用を促したが、令和４年12月末時点で1,209IDのうち23.9%がアクセスが無い状況であった。さらに大学によっては、受講登録者の半数以上がアクセスしていないというところもあった。こうした状況に鑑み、研修委員会において議論を行い、受講者本人にも、大学にも、受講登録しているということの意識を持っていただくために、「ID発行手数料」として、令和５年度募集分から、１人につき年間1,000 円を徴収することとした。

（３）成果の概要

令和４年度オンデマンド研修コンテンツ

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
１．日本の私立大学と関連機関・制度等	Ａ．歴史	1A101 大学の歴史・私学の歴史 沖　清豪　氏 （早稲田大学文学学術院教授） 【平成24年度制作】	
	Ｂ．法律	1B101 私立大学の基本法令 松坂　浩史　氏（文部科学省） 【平成24年度制作】 【平成27年度追補版配信】	1B201 大学における法的問題への対応 ～知識と対応の基本～ 西澤　宗英　氏 （青山学院大学法学部教授） 【平成25年度制作】
	Ｃ．政策	1C101 文部科学省と私立大学 加賀　俊策　氏 （文化庁政策課企画係長） 【令和３年度制作】	1C202【新任管理職研修提供】 高等教育の動向と私立大学 松坂　浩史　氏 （独立行政法人日本スポーツ振興センター理事／元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長） 【令和３年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
１．日本の私立大学と関連機関・制度等	Ｄ．制度	1D101 認証評価制度の基礎知識 工藤　潤　氏 （大学基準協会事務局長） 【平成25年度制作】	
		1D102 設置認可届け出制度の基礎知識 第１章：渡邉　英司　氏 （上智大学総務局経営企画グループ主幹） 第２章：山本　幸一　氏 （明治大学研究知財事務室副参事） 第３章：岡田　雄介　氏 （龍谷大学入試部事務部長） 第４章：中島　　剛　氏 （帝塚山大学教学支援課長） 【令和４年６月２日配信】	
	Ｚ．その他	1Z101 私学事業団について 佐藤　直也　氏 （日本私立学校振興・共済事業団） 【平成25年度制作】	
２．大学における業務運営	Ａ．教務	2A101 大学教務の基礎知識 根本　進　氏 （早稲田大学教務部） 【令和４年９月15日配信】	
	Ｂ．学生支援	2B101 学生支援の今とこれから 田中　三恵子　氏 （実践女子大学・実践女子短期大学部学生総合支援センターキャリア・学生支援課　担当部長） 【監修】 伊藤　文男　氏 （追手門学院大学教授・教務部長） 【令和３年度制作】	
	Ｃ．入試広報	2C101 これからの入試部門担当者に求められること 加藤　建二　氏 （学校法人東洋大学理事・入試部長） 【令和３年度制作】	2C201 大学広報とブランディング 長野　香　氏 （学校法人立教学院広報室長・立教大学広報課長） 【令和３年度制作】

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
２．大学における業務運営	Ｄ．社会（地域）連携	2D101 社会（地域）との連携 【監修】 京都産業大学 社会連携センター 第１章：福井　唯嗣　氏 （経済学部教授） 第２章：寺崎　友芳　氏 （経済学部教授） 第３章：滋野　浩毅　氏 （現代社会学部教授） 第４章：木原　麻子　氏 （現代社会学部准教授） 第５章：福井　唯嗣　氏 （経済学部教授） 【令和５年２月１日配信】	
	Ｅ．研究支援	2E101 研究支援の基礎知識 小澤　芳明　氏 （明治大学職員　参事） 【令和４年４月20日配信】	2E201 産官学連携の基礎知識 野口　義文　氏 （立命館大学研究部事務部長・産学官連携戦略本部副本部長） 【令和３年度制作】
	Ｆ．財務・経理	2F101 私立大学の財政と私学助成 松本　雄一郎　氏 （学校法人中央大学常任理事・株式会社エデュース代表取締役） 【令和４年４月15日配信】	2F201 学校法人会計基準の基礎知識 渡邊　徹　氏 （日本大学松戸歯学部経理長） 【改正学校法人会計基準対応版】 【平成27年度改訂版制作】
	Ｇ．質の保証	2G101 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント 山本　幸一　氏 （明治大学教学企画事務室副参事） 【令和３年度制作】	2G201 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＩＲ（Institutional Research）継続的改善（Institutional Effectiveness） 山本　幸一　氏 （明治大学教学企画事務室副参事） 【令和３年度制作】
		2G102 FD・SDの基礎知識 竹中　喜一　氏 （愛媛大学教育・学生支援機構　教育企画室講師） 【令和３年度制作】	2G202 教学マネジメントの基礎知識 沖　裕貴　氏 （立命館大学 教育開発推進機構 教授、教育・学修支援センター副センター長） 【令和４年12月７日配信】
	Ｈ．国際連携	2H101 【国際連携委員会提供】 大学における国際交流業務（基礎） 【令和５年度より配信予定】	
	Ｚ．共通・その他	2Z101 大学の窓口対応 松井　明子　氏 （元立教大学職員） 【平成29年度制作】	

カテゴリー	分野	初級コース	中級コース
３．自己啓発・人材育成	Ａ．マインドセット	3A101 中途入職者の心得～アドミニストレーターを目指すための第一歩～ 須田　誠一　氏 （上智大学職員） 【令和３年度制作】	3A201 教職協働を考える 吉川　倫子　氏 （学校法人芝浦工業大学職員） 【令和３年度制作】
	Ｂ．マネジメント	3B101 セルフマネジメント１（ＰＤＣＡサイクル、タイムマネジメント） 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン 【令和３年度制作】	3B201 マネジメント基礎１ （組織マネジメント） 高岡　淳　氏 (学校法人関西大学法人本部長) 【令和４年６月３日配信】
		3B102 セルフマネジメント２（ストレスマネジメント、モチベーションマネジメント） 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン 【令和３年度制作】	3B202 マネジメント基礎２ （人材マネジメント） 野地　整　氏 （早稲田大学職員） 【令和３年度制作】
４．その他	Ａ．会議運営	4A101 会議ファシリテーション入門 西野　毅朗　氏 （京都橘大学） 【令和３年度制作】	4A201 オンライン・ファシリテーション入門 西野　毅朗　氏 （京都橘大学） 【令和３年度制作】
	Ｂ．調査・統計	4B101 アンケートの作り方 向後　千春　氏 （早稲田大学人間科学学術院教授） 【平成25年度制作】	
	Ｃ．思考・創発	4C101 【創発思考プログラム提供】 創発思考プログラム（入門編） 北村　士朗　氏 （インストラクショナルデザイナー、熊本大学大学院教授システム学専攻非常勤講師） 藤本　徹　氏 （東京大学大学院情報学環准教授） 【令和４年10月４日配信】	
	Ｄ．課題発見	4D101 課題発見と解決の方法 藤村　博之　氏 （法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授） 【令和５年度より配信予定】	

（注記１）薄い網かけのコンテンツは令和４年度に新規で配信したもの。

（注記２）濃い網かけのコンテンツは制作途中のもの。

（注記３）講師の所属・役職はコンテンツ制作時のもの。

４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施

（１）任務

アドミニストレーターに必要な理論・知識の修得を目的として、政策構想・実践力、組織運営力の向上に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年４月15日（オンライン開催）
第２回：令和４年６月３日（オンライン開催）
第３回：令和４年７月26日（アルカディア市ヶ谷）
第４回：令和５年３月３日（アルカディア市ヶ谷）
※上記のほか、研修会開催時にも、オンラインで運営委員会を開催

２）経過概要

アドミニストレーター研修運営委員会では、現下の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、前年度に引き続き全６回の研修プログラムをオンラインによる実施とした。これまでは、対面研修による全５回延べ10日間のプログラムを実施していたが、オンラインによる全６回延べ７日間と開催日数は減らしたものの、事前学習（オンデマンド講義の視聴等も含む）、実績豊富な講師陣による講義、グループワーク、事後学習（グループワークレポートの作成）を併用することで、研修成果の向上に繋がるようなプログラム構成の検討を行った。

令和４年度の参加者募集については、４月26日に開催案内を加盟大学宛てに送付し募集を開始した。その結果、募集定員を上回る申込み（38大学40人）があった。オンラインによる実施のため、運営委員会において、研修成果の質の担保、また参加者間、参加者と運営委員との相互理解を深めるための最適な受け入れ人数を検討し、34大学36人の参加を決定した。

アドミニストレーター研修では、大学経営を実践するプロフェッショナルとして必要な三つの分野（マーケティング、財務、組織・人材マネジメント）を中心に、「講義」では、その分野における知識を修得し、「グループワーク」では、ケース教材における仮想大学「享和大学」の課題を分析し、戦略立案を疑似体験することを通じて、大学改革の総合戦略（大学の戦略・企画）を策定する思考トレーニングを行った。

なお、アドミニストレーター研修では「研修のしおり」を作成し、本研修の全体像を参加者へ具体的に示すことにより、所属大学における業務と並行して長期にわたる研修を計画的に進められるよう取り組んでいる。また、前年度に引き続き、LMS（manaba）を使用し、講師からのレジュメデータの提供、参加者が作成したレポートの一括管理、研修に関する情報の一元化等を行っている。また、LMS（manaba）において、オリジナルグループと財務グループともに、全グループ個別の部屋（コース）を設定したことで、運営委員と参加者、参加者間の情報交換や人的交流の場としても活用され、積極的なコミュニケーションが図られている。

運営委員会において、研修で使用しているケース教材について意見交換を行い、平成23年度以降、年度表記等の微修正のみを行い同じ教材を使用していたが、①記述が現実離れしている、②議論する上で情報が足りない、③時代状況が変わっている、④ケースとして使う数値が適切でないといった理由により、田尻委員長を中心に、時代背景に即したケースとして全面改訂を行い、令和５年度研修より使用する予定である。

（３）成果の概要

１）第１回研修

①開 催 日：令和４年７月２日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④講義１「オンライングループワークのための向上研修」

湯　本　安岐予　氏（株式会社マネジメントサービスセンター講師）

講義２「高等教育政策」

松　坂　浩　史　氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事・元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

２）第２回研修

①開 催 日：令和４年８月６日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④講義３「大学のマーケティング」

田　中　正　郎　氏（青山学院大学名誉教授）

３）第３回研修

①開 催 日：令和４年９月３日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④講義４「大学のリスクマネジメント」

宗　像　　雄　氏（弁護士　関谷・宗像法律事務所）

講義５「大学の財務（基礎編）」

梶　間　栄　一　氏（公認会計士　梶間公認会計士事務所代表）

４）第４回研修

①開 催 日：令和４年10月１日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④講義６「大学の財務（実践編）」

渡　邊　　徹　氏（NPO法人学校経理研究会理事）

５）第５回研修

①開 催 日：令和４年11月12日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④講義７「大学の組織・人材マネジメント」

都　丸　孝　之　氏（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任教授）

６）第６回研修

①開 催 日：令和４年12月９日（金）～10日（土）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：34大学36人

④グループワーク最終発表

【グループワーク最終発表】

第１回～第５回の研修において、参加者は、４点のケース教材（「享和大学資料（本研修で使用する仮想大学に関する内容）」「マーケティング」「財務」「組織・人材マネジメント」）に基づき、享和大学の課題等についてグループワークを行った。第６回研修では、グループワーク最終発表を行い、享和大学に関する改善提案を策定し、成果の報告・共有を行った。最優秀グループには、Ｄグループ（高松朋史委員担当）（「享和大学 みらい価値創造計画」）が選ばれ、各メンバー所属大学の人事担当部署を通じて賞状を授与した。

【最終（個人）レポート】

参加者は、研修（全期間）終了後、所属大学への改善提案を策定し、レポートとしてまとめた。第４回アドミニストレーター研修運営委員会において最優秀レポートの選出が行われ、広津　賢司氏（広島修道大学入学センター入学課係長）のレポート「テーマ：外部環境の変化に対応し受験生に選ばれる大学を目指して－本学への志望・入学意欲を高める改善提案－」を採択した。

【修了証発行】

36 名の参加者のうち授与要件（すべての講義およびグループワーク等のプログラムに積極的かつ建設的に参加し、事前・事後レポートおよび最終レポートにおいて、それぞれ求める要件を満たした者、かつプログラム中の欠席または提出物に遅延が無かった者）に該当する 35 名に修了証を授与した。

【報告書発行】

令和５年３月に「令和４年度アドミニストレーター研修報告書」を発行した。

４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会

４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施

（１）任務

より広い視野で業務をとらえ直し、その創造・開発・領域拡大を進め、新たな価値を創造していく実践的力量を養うために、発想法・知識・スキルと政策形成力・業務推進力を身につけることを目的とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年４月26日（オンライン開催）
新委員レクチャー：令和４年４月26日（オンライン開催）
第２回：令和４年６月７日（オンライン開催）
第３回：令和４年８月２日（アルカディア市ヶ谷）
第４回：令和４年９月20日（オンライン開催）
第５回：令和４年11月30日（オンライン開催）
第６回：令和５年３月７日（龍谷大学大宮キャンパス）

２）経過概要

本研修は参加者自らが設定したテーマについて調査・研究に取り組み、その成果を「企画提案書」並びに「研究レポート」としてまとめ、学内での企画提案における説得性のある表現を体得するプロセスに即したプログラムの組み立てを意図している。またその活動を支援するために、多様な視点や経験を有する参加者同士の交流による「学びと気づき」の体験を多く得られるよう、「ゼミナール」での議論を重視した構成になっている。

令和４年度はオンラインによる開催を２回（第１回目、第２回目、いずれも２日間）、集合及びオンライン開催をそれぞれ１日ずつとする１回（第３回目）の日程で、総時間的には従前（令和元年度以前）の２泊３日・年３回を短縮した内容となっている。オンライン開催であっても参加者の課題の深掘りができるよう、従前のプログラムの厳選化と凝縮化をはかりつつ、十分なゼミナール時間の確保と人的交流の場（交流会等）を設定することで目的の遂行に留意した。

また運営面では、引き続きLMS（manaba）を利用し、資料掲載、参加者による課題提出の一括管理、研修アンケート等、研修に関する情報の一元化を行うとともに、各ゼミナールの交流の場としても活用できるよう、研修効果の促進を図っている。昨年度は全日程をオンライン開催としたが、今年度は１日を集合開催としたこともあり、オンライン上でのプログラム遂行及びゼミナール等の交流を対面時へ上手く繋げて活かせるよう、運営委員とともにスケジュール調整を行った。

募集定員はオンライン開催を考慮して、昨年度から従前の60人を30人と変更していたが、参加申込みが40人以上あったため、運営委員会において審議の結果、最終的に40大学40人の参加者を受け入れることとした。

第１回運営委員会では、参加者決定を行うとともに、研修の「しおり」掲載事項（タイムスケジュールなど）、ゼミナール編成や「研究テーマ発表会」（第２回）及び「企画提案発表会」（第

３回）におけるグループ編成についても方針を確定した。今年度約半数の運営委員が新任ということもあり、委員長進行のもと本研修の概要、運営について継続委員の意見を参考に進めた。その後検討事項を整理し、メール回議にて決定のうえ、研修資料へ反映した。以降の運営委員会では、実施した研修を振り返るとともに、次回研修のプログラム運営について確認し、全体の様子やゼミナールの進捗状況も考慮しつつ、より良い運営に向けて都度調整を行った。

今年度全３回の研修のうち第３回１日目については集合研修を予定どおり開催し、対面ならではの緊張感も感じられ、感染症対策に留意しつつ参加者が活発な意見交換をする姿も見られた。運営委員においてもゼミナールメンバーと直接交流することで、より深化したフィードバックが実施できたと思われる。

研修の全日程を終了し、参加者全員の最終課題提出をもって、今年度の本研修は終了した。第５回、第６回の運営委員会では、参加者修了証の発行対象者の確認並びに最終課題の一つである研究レポートに対するコメントシートの調整について行った。また、今年度研修の気づきと成果を次年度の研修にどのように組み込んでいくか、第６回運営委員会を経て最終確定し、３月中旬に令和５年度研修の参加者募集を開始した。

（３）成果の概要

１）第１回研修

①開 催 日：令和４年５月25日（水）・26日（木）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：40大学40人

④プログラム：

講演「高等教育政策の動向」

柿　澤　雄　二　氏（文部科学省高等教育局企画官、高等教育企画課高等教育政策室長）

講義「プロジェクト・マネジメント」

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

ゼミナール①②

交流会

２）第２回研修

①開 催 日：令和４年６月24日（金）・28日（火）

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：39大学39人

④プログラム：

研究テーマ発表会

振り返り

業務創造レクチャー「関西学院の将来構想・中期計画の取り組みについて」

小　野　　宏　氏（関西学院総合企画部長）

ゼミナール③④⑤

３）第３回研修

①開 催 日：＜初日＞令和４年10月13日（木）・＜２日目＞10月17日（月）

②開催形式：＜初日＞集合研修（アルカディア市ヶ谷）、＜２日目＞オンライン開催

③参加者数：39大学39人

④プログラム：

企画提案発表会

ゼミナール⑥⑦⑧

【最終課題、コメントシート】

参加者が最終課題（研究レポート、企画提案書）を提出し、それに対する運営委員会からのコメントシートを参加者に送付した。

【修了証】

授与条件を満たした参加者（39名）に修了証を発行し、送付した。

【研修報告書】

2022（令和４）年度業務創造研修報告書（2023年３月発行）

４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施

（１）任務

大学経営に関わる幅広い知識を備え大学経営を実施するプロとしてのアドミニストレーター像を考え、私立大学専任職員としての意識づけを目的とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

新委員レクチャー：令和４年４月22日（オンライン開催）

第１回：令和４年４月26日（アルカディア市ヶ谷）

第２回：令和４年６月17日（オンライン開催）

第３回：令和４年７月１日（オンライン開催）

第４回：令和４年７月12日（アルカディア市ヶ谷）

第５回：令和４年８月５日（アルカディア市ヶ谷）

第６回：令和４年９月５日（セミナーハウス　クロス・ウェーブ幕張）

第７回：令和４年９月22日（オンライン開催）

第８回：令和４年10月11日（オンライン開催）

第９回：令和４年11月１日～２日（セミナーハウス　クロス・ウェーブ船橋）

第10回：令和４年12月14日（オンライン開催）

第11回：令和５年２月10日（オンライン開催）

２）経過概要

前年度の研修は、すべてオンライン形式で全５回実施した。前年度の参加者アンケートにおいて、グループワークに取り組む時間の追加を望む声や、集合形式での実施を望む声があったことから、令和４年度の研修はこれらの要望を反映した。終日グループワークに取り組むことができる研修会を２回追加し、計７回実施する構成としたうえで、第４回と最終回を集合形式とした。なお、第４回は日帰りとし、第７回は１泊２日で実施した。

プログラムの内容についても見直した。特に、本研修において一貫して取り組む「共同研究」のテーマを選定する段階で作成する「共同研究テーマ選定理由記入シート」については、講義との整合性を図ることを目的に、テーマ選定の前提となる「着目した課題・問題」を入力する書式としたうえで、名称を「課題・問題選定理由記入シート」に変更した。

令和４年３月30日から令和４年４月25日まで参加者の募集を行い、60人の申し込みがあった。募集定員を40人としていたことから、運営委員会において検討し、定員の上限を緩和したうえで50人の受け入れを決定した。

運用面では、グループワークの充実化を目的に、オンライン形式で開催する回においても、研修中に運営委員間での情報交換ができるよう配慮した。頻繁に情報交換をしながら運用する必要性がある回（第２回及び第３回）の当日は、運営委員のみアルカディア市ヶ谷に集合して実施し、その他の回（第１回及び第５回並びに第６回）においても、研修とは別に運営委員のみが接続するオンラインミーティングを並行して稼働させた。

参加者アンケートでは、前年度と同様に高評価を得た（４点満点中３．５点）。また、集合形式で実施した回（第４回及び第７回）においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じ少々制約のあるなかでの実施ではあったものの、運営委員会において集合形式で研修を実施する意義を再確認した。

これらを踏まえて研修実施後に運営委員及び事務局で次年度の研修について検討した。令和３年度及び令和４年度は、オンライン形式での実施が主であったことから「共同研究」のみに専念するプログラム構成としていたが、次年度は集合形式で実施する日数を増やしたうえで、従来の「ディベート」と「共同研究」の二枚看板で構成するプログラムで実施することとした。

（３）成果の概要

１）第１回研修

①開 催 日：令和４年７月１日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：48大学50人

④事前課題：

・オンデマンド講演「日本の私立大学をめぐる政策と今後の在り方を考える」
＜講師　吉　田　　文　氏（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）＞の視聴

・所属大学概要及び改革状況

・理解度確認テスト

【参考】「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中教審答申）

⑤プログラム：

・講義①ファシリテーションの基本

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・グループワーク①高等教育政策ふりかえり

・チームビルディングGW（おとなの図工クラブ）（合同会社anohi）

２）第２回研修

①開 催 日：令和４年７月12日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：48大学50人

④プログラム：

・講義②課題・問題の設定と目標設定

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・グループワーク②課題・問題選定理由記入シート作成

３）第３回研修

①開 催 日：令和４年８月５日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：48大学50人

④プログラム：

・講義③現状把握・原因分析の重要性と方法

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・グループワーク③WHYツリー作成

・講義④対策立案の検討と実践・評価

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・グループワーク④HOWツリー作成

４）第４回研修

①開 催 日：令和４年９月５日

②開催形式：集合開催

③会　　場：セミナーハウス　クロス・ウェーブ幕張（千葉県千葉市）

④参加者数：48大学50人

⑤プログラム：

・講義⑤企画提案書の作成とプレゼンテーション

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・グループワーク⑤提案書検討シート作成

５）第５回研修

①開 催 日：令和４年９月22日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：48大学50人

④プログラム：

・グループワーク⑥共同研究企画案とりまとめ

６）第６回研修

①開 催 日：令和４年10月11日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：48大学50人

④プログラム：

・グループワーク⑦共同研究発表会用資料作成

７）第７回研修

①開 催 日：令和４年11月１日～２日

②開催形式：集合開催

③会　　場：セミナーハウス　クロス・ウェーブ船橋（千葉県船橋市）

④参加者数：48大学50人

⑤プログラム：

・共同研究発表準備

・共同研究全体発表会

・共同研究ふりかえり

・共同研究講評・優秀グループ発表

・共同研究講評ふりかえり

・講演

野　地　　整　氏（早稲田大学人事部長）

・講演ふりかえりとグループ内ふりかえり

・全体ふりかえり・閉会

【共同研究優秀グループ】

参加者、委員による投票の結果、令和４年度はＢグループ（山根洋人委員担当）の「命をつなぐ大学へ～最新技術を用いた防災啓発～」が最優秀賞に選ばれた。また、Ｅグループ（鈴木真木子委員担当）の「未来のための持続可能な寄付政策」が運営委員特別賞に選ばれた。

【修了証発行】

参加者50名のうち、修了証発行要件を満たす47名に修了証を発行し、所属大学人事・研修担当部門を通じて授与した。

【報告書発行】

令和５年３月に「令和４年度キャリア・ディベロップメント研修報告書」を発行した。

４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

（１）任務

ＰＤＣＡサイクルの構築手法、思考法並びに評価手法を修得するための研修を企画、実施する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

＜委員会＞

第１回：令和４年７月21日（オンライン開催）

第２回：令和４年10月21日（オンライン開催）

第３回：令和５年１月20日（オンライン開催）

第４回：令和５年３月28日（オンライン開催）

※上記のほか、研修会当日に運営委員会を開催している。

＜その他＞

・新委員レクチャー：令和４年６月30日（ハイブリッド開催）

講師：山　本　幸　一　氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学研究推進部研究知財事務室副参事）

２）経過概要

令和４年度のＰＤＣＡサイクル修得プログラムは、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、Zoomを利用したオンラインで開催した。

研修プログラムについては、令和３年度の実施を踏まえ、運営委員が「使用サンプル」、「事前レポートの内容、Plan作成演習の運営」、「受講者交流会の実施」の三つの検討チームに分かれ、使用する教材（サンプル等）、各セクションにおける学習の流れや時間配分、受講者間の交流の機会提供等の検討を行うとともに、全３日間のタイムスケジュールの見直しを行ったうえで実施した。

令和３年度開催との主な変更点としては、①使用サンプルについては、特定の大学が推測されることがないよう固有名詞や表現内容を改める、②事前レポートとして、新たに、所属大学（法人）の概要（「建学の精神」、「設置学部」、「学生数」、「教員数・職員数」、「事業活動収入（令和３年度）」、「所在地」）を表形式で作成する、③各グループ討議においては、60分に１回程度休憩時間を確保する、④受講者間の交流の機会として「グループ交流会」を１日目と２日目の最後に各30分実施する、⑤令和３年度は任意参加としていた「研修使用ツールオリエンテーション」（事前開催）を参加必須のプログラムとすることとした。

研修会後、10月21日に開催した第２回運営委員会では、今年度のプログラムの振り返りを行い、一定の研修成果をあげることができたことを確認したうえで、次年度のプログラム実施に当たっては、対面参加とオンライン参加のグループを募集する形態とすることとし、対面参加の場合はＰＣ持参を必須化、オンライン参加の場合はＰＣを研修期間中、利用できる環境を確保いただくことを前提に、今後、具体的な運営方法を検討することとした。

令和５年１月20日に開催した第３回運営委員会では、参加者から提出のあった事後レポートに

対するフィードバック票（評価結果）の共有と調整を行うとともに、令和４年度の修了証発行対象者を決定した。

その後、運営委員が「使用サンプル選定」「カリキュラム・教材」の二つの検討チームに分かれ、オンライン（Zoom）による作業部会を数度開催し、令和５年度のプログラム実施に向けた検討を行い、３月28日に開催した第４回運営委員会においてその内容を共有し、令和５年度募集要項（日程表（予定）含む）の概要を決定した。具体的には、使用サンプルについては、特定の大学が推測されることがないよう必要に応じて固有名詞や表現内容を改める、「使用ツールオリエンテーション」は実施しない、宿泊については参加者が各自確保することとし、その他のカリキュラムや教材、各プログラムの運営方法については、次年度以降、引き続き検討することとした。

（３）成果の概要

１）研修使用ツールオリエンテーション

①開 催 日：令和４年８月23日（火）

②講　　師：及　川　義　道　氏（当プログラム運営委員会委員、東海大学教育開発研究センター所長、理系教育センター次長・教授）

２）ＰＤＣＡサイクル修得プログラム

①開 催 日：令和４年９月５日（月）～９月７日（水）　３日間

②開催形式：オンライン開催（運営委員はアルカディア市ヶ谷に集合）

③参加者数：36大学54人

④プログラム：記載の方々は、いずれも当プログラム運営委員会委員または委員長

オンデマンド講義「ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント」

山　本　幸　一　氏（委員長、明治大学研究推進部研究知財事務室副参事）

使用ツールオリエンテーション

及　川　義　道　氏（委員、東海大学教育開発研究センター所長、理系教育センター次長・教授）

Plan作成演習　オリエンテーション

増　田　　至　氏（委員、立命館大学総合企画部事業計画課課長）

Plan作成演習　講評

木　本　圭　一　氏（委員、関西学院大学国際学部教授）

増　田　　至　氏

大　越　健次郎　氏（委員、成蹊大学企画室経営企画グループ長）

谷　口　清　朗　氏（委員、龍谷大学先端理工学部教務課課長）

Check　＆　Action演習　オリエンテーション

若　松　智　明　氏（委員、早稲田大学社会科学総合学術院学務担当課長）

Check　＆　Action演習　講評

及　川　義　道　氏

報告書評価演習　オリエンテーション

今　井　嘉　一　氏（委員、関西学院大学国際連携機構事務部次長）

報告書評価演習　講評

髙　橋　英　彦　氏（委員、同志社大学総務部人事企画課長）

グループ交流会

須　長　一　幸　氏（委員、福岡大学教育開発支援機構准教授）

全体総括

山　本　幸　一　氏

【事後レポート】

研修当日の参加者54名中51名が事後レポートを提出し、運営委員会からのフィードバックシートを各人あてに送付した。

【修了証発行】

参加者54名のうち授与条件（すべてのプログラムに参加し、かつすべての課題を修了した者）に該当する51名に修了証を発行した。

【報告書発行】

令和５年３月に『令和４年度ＰＤＣＡサイクル修得プログラム報告書』を発行した。

５．その他目的達成に必要な事業

５－１　緊急・共通課題への対応

５－１－１　理工系分野の教育研究推進プロジェクト

５－１－１－１　私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応

（１）任務

プロジェクトの最終年度として、これまでの検討結果を総括するとともに、文部科学省等の関係機関や有識者と意見交換し、今後の私立大学理工系分野の教育研究環境がより充実する効果的な方策等について検討する。また、科学技術・イノベーションの動向に関する理解の深化を図り、加盟大学理工系分野の情報共有を緊密にするために「理工系学部長会議」を開催する。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年５月31日（オンライン開催）
第２回：令和４年７月11日（ハイブリッド開催：アルカディア市ヶ谷）
第３回：令和４年９月15日（オンライン開催）
第４回：令和４年11月18日（オンライン会議）
第５回：令和５年１月17日（オンライン会議）
第６回：令和５年３月16日（アルカディア市ヶ谷）

２）経過概要

第１回会合では、今年度の検討課題や今後の進め方等について協議した。その結果、プロジェクトの最終年度として、理工系分野の教育研究環境の充実に向けた効果的な方策等について検討することとした。具体的には、これまでのプロジェクト３年間の検討成果を総括するとともに、文部科学省等の関係機関や有識者との意見交換を行うこと、過年度に作成・公表した２つの報告書の活用方法について検討することを決定した。また、令和４年度理工系学部長会議については、過去の参加者アンケート結果を踏まえ、12月にオンラインにより開催することとした。

なお、第１回会合においても、早速、関係機関との意見交換の機会を設けた。「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」について事務局より報告の後、内閣官房教育未来創造会議担当室の小谷和浩参事官より、教育未来創造会議の第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」について報告いただき、その後意見交換を行った。

第２回会合では、内閣府経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（骨太の方針 2022）及び内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」等の動向について、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官 島谷千春 氏、参事官 村越幸史 氏、文部科学省科学技術・学術政策局政策課企画官 石川仙太郎 氏、高等教育局高等教育企画課課長補佐 北岡龍也 氏から報告の後、意見交換を行った。

また、今年度の「理工系学部長会議」については開催テーマの柱を「理工系人材の育成」とし、

私立大学理工系ならではの入試改革、リカレント教育、文理融合、大学院施策、オンラインを活用することでの教育の質向上などについて意見交換並びに情報共有を行うこととし、次回会議で詳細を決定することとした。

第３回会合では、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課課長 古田裕志 氏、専門職 渡辺隆之 氏より、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」について説明の後、意見交換を行った。また、今年度の「理工系学部長会議」について、開催テーマを「理工系人材育成における課題と今後の可能性」とし、プログラム内容等の詳細検討を行い、開催案内を固め、募集を開始することとした。

第４回会合では、文部科学省高等教育局主任視学官、大臣官房文部科学戦略官　伊藤学司 氏から「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」について説明の後、意見交換を行った。また、「理工系学部長会議」の実施運営体制について協議決定した。さらに、私立大学理工系分野を取り巻く現状の理解の深化を目的に、過去作成の報告書を活用し、リーフレットを作成し、広く配布することとした。

第５回会合では、リーフレットの構成案等について確認し、第６回会合にて内容の最終確定を行った。さらに、第６回会合では、文部科学省高等教育局大学・高専の機能強化に向けた基金PTサブリーダーの大江耕太郎 氏から、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」の最新情報について説明の後、意見交換を行った。

『理工系人材の育成と環境整備に向けてー私立大学理工系分野の教育・研究環境整備に向けた提言〈概要版〉』と題したリーフレットは、関係各省庁、テレビ・新聞各社に送付するとともに、経済主要３団体に送付した。また、令和５年３月28日開催の第３回総会（第226回・春季）においても配付した。

（３）成果の概要

１）令和４年度私大連理工系学部長会議

開 催 日：令和４年12月９日（金）

場　　所：オンライン開催（Zoom）※委員はアルカディア市ヶ谷

テ ー マ：理工系人材育成における課題と今後の可能性

参加者数：29大学43名

プログラム：

開会挨拶

畔　道　佳　明　氏（理工系分野の教育研究推進プロジェクト担当理事、上智大学学長）

講　　演　「教育未来創造会議第一次提言及び今後の議論について」

川　上　悟　史　氏（内閣官房教育未来創造会議担当室企画官）

事例紹介１「芝浦工業大学における女子学生拡充の取り組みについて」

新　井　　剛　氏（芝浦工業大学アドミッションセンター長、工学部教授）

事例紹介２「科学技術創成研究院×リベラルアーツ研究教育院　未来の人類研究センター
～「利他」から考える科学技術と人間～」

伊　藤　亜　紗　氏（東京工業大学科学技術創成研究院未来の人類研究センター長、
リベラルアーツ研究教育院教授、環境･社会理工学院社会･人間科学系社会･人間科学コース教授）

グループセッション

少人数のグループに分かれ、各学部・研究科における下記の現状と課題について情報共有

①理工系人材育成②理工系分野における志願者の確保③大学院における理工系人材育成

全体セッション

各グループよりグループセッションの内容を報告

2）リーフレット

タイトル：理工系人材の育成と環境整備に向けて

－私立大学理工系分野の教育・研究環境整備に向けた提言〈概要版〉

発行年月：令和５年３月

発行部数：900部

Ⅲ. 処 務 の 概 要

１．顧問及び役員等について

１－１　年度当初の顧問及び役員等

本年度当初の当法人の顧問及び役員等は、次の通りである。なお、役員の任期は、令和４年度定時総会（令和４年６月開催予定）終結時までである。

＜顧問＞

顧　　問	安　西　祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清　家　　篤	慶應義塾	学事顧問
〃	長谷山　　彰	慶應義塾	学事顧問
〃	西　原　春　夫	早稲田大学	名誉顧問
〃	奥　島　孝　康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白　井　克　彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌　田　　薫	早稲田大学	名誉顧問

＜役員＞

会　　長	田　中　愛　治	早稲田大学	総長
副 会 長	曄　道　佳　明	上智学院	大学長
〃	村　田　　治	関西学院	大学長
常務理事	阪　本　　浩	青山学院	大学長
〃	河　合　　久	中央大学	大学長
〃	植　木　朝　子	同志社	大学長
〃	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
〃	芝　井　敬　司	関西大学	理事長
〃	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
〃	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
〃	大六野　耕　作	明治大学	大学長
〃	篠　原　聡　子	日本女子大学	大学長
〃	西　原　廉　太	立教学院	大学総長
〃	仲　谷　善　雄	立命館	総長・大学長
〃	茂　里　一　紘	東京女子大学	前大学長
〃	矢　口　悦　子	東洋大学	大学長
〃	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長
理　　事	川　井　伸　一	愛知大学	理事長・大学長
〃	朔　　啓二郎	福岡大学	大学長
〃	荒　川　一　郎	学習院	大学長
〃	各　務　洋　子	駒澤大学	大学長
〃	長　坂　悦　敬	甲南学園	理事長

理　事	新　井　英　夫	松山大学	理事長・大学長
〃	山　嵜　哲　哉	根津育英会武蔵学園	前大学長
〃	植　木　　實	大阪医科薬科大学	理事長
〃	入　澤　　崇	龍谷大学	大学長
〃	戸　部　順　一	成城学園	前大学長
〃	北　川　　浩	成蹊学園	前大学長
〃	ｷﾞｬｰﾘ ﾊﾞｰｸﾚｰ	西南学院	理事長・大学長
〃	髙　祖　敏　明	聖心女子学院	大学長
〃	佐々木　重　人	専修大学	大学長
〃	三　上　貴　教	修道学園	前大学長
〃	大　西　晴　樹	東北学院	院長・大学長
〃	松　前　義　昭	東海大学	理事長
〃	保　立　和　夫	トヨタ学園	大学長
監　事	鈴　木　佳　秀	フェリス女学院	学院長
〃	ロバート・キサラ	南山学園	大学長

＜参与＞

参　与	井　上　文　人	早稲田大学	理事

１－２　役員の任期満了に伴う改選

当法人の会長、副会長、理事、監事の全役員は、令和４年度定時総会終結時をもって任期満了となることから、令和４年度第１回（第224回・定時）総会（６月21日開催）において理事、監事の後任者の選考が行われた。

引き続き開催された令和４年度第４回（第647回）理事会において、理事の中から会長が選出され、新しく就任した会長が理事の中から副会長２名を指名した。

常務理事は、理事の互選（書面投票）により、令和４年度第５回（第648回）理事会（７月19日開催）において決定した。また参与は、同理事会において審議の結果、井上文人氏（早稲田大学、理事）に委嘱することを決定した。これらの結果、新たな役員は以下の通りとなった。

なお、役員の任期は、令和６年度定時総会（令和６年６月開催予定）終結時までである。

＜顧問＞

顧　問	安　西　祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清　家　　篤	慶應義塾	学事顧問
〃	長谷山　　彰	慶應義塾	学事顧問
〃	西　原　春　夫	早稲田大学	名誉顧問
〃	奥　島　孝　康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白　井　克　彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌　田　　薫	早稲田大学	名誉顧問

＜役員＞

会　長	田　中　愛　治	早稲田大学	総長
副会長	曄　道　佳　明	上智学院	大学長
〃	村　田　　治	関西学院	大学長

常務理事	阪　本　　浩	青山学院	大学長
〃	河　合　　久	中央大学	大学長
〃	植　木　朝　子	同志社	大学長
〃	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
〃	前　田　　裕	関西大学	大学長
〃	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
〃	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
〃	大六野　耕　作	明治大学	大学長
〃	篠　原　聡　子	日本女子大学	大学長
〃	西　原　廉　太	立教学院	大学総長
〃	仲　谷　善　雄	立命館	総長・大学長
〃	森　本　あんり	東京女子大学	大学長
〃	矢　口　悦　子	東洋大学	大学長
〃	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長
理　事	川　井　伸　一	愛知大学	理事長・大学長
〃	朔　　啓二郎	福岡大学	大学長
〃	荒　川　一　郎	学習院	大学長
〃	各　務　洋　子	駒澤大学	大学長
〃	長　坂　悦　敬	甲南学園	理事長
〃	新　井　英　夫	松山大学	理事長・大学長
〃	高　橋　徳　行	根津育英会武蔵学園	大学長
〃	佐　野　浩　一	大阪医科薬科大学	大学長
〃	入　澤　　崇	龍谷大学	大学長
〃	杉　本　義　行	成城学園	大学長
〃	森　　雄　一	成蹊学園	大学長
〃	ｷﾞｬｰﾘ　ﾊﾞｰｸﾚｰ	西南学院	理事長・大学長
〃	髙　祖　敏　明	聖心女子学院	大学長
〃	佐々木　重　人	専修大学	大学長
〃	矢　野　　泉	修道学園	大学長
〃	大　西　晴　樹	東北学院	院長・大学長
〃	松　前　義　昭	東海大学	理事長
〃	保　立　和　夫	トヨタ学園	大学長
監　事	鈴　木　佳　秀	フェリス女学院	学院長
〃	黒　坂　　光	京都産業大学	大学長
〃	ロバート・キサラ	南山学園	大学長

＜参与＞

参　与	井　上　文　人	早稲田大学	理事（10月１日～常任理事）

１－３　その後の異動

令和４年12月14日付で次の通り辞任があり、理事１人が欠員となった。

〔辞　任〕　理事　　ｷﾞｬｰﾘ　ﾊﾞｰｸﾚｰ　　西南学院　　理事長・大学長

［会員代表者の変更に伴う辞任］

その後、令和５年３月28日開催の第３回（第226回・春季）総会において、理事１人の補欠選任が行われ、次の通り理事が就任した。

〔就　任〕　理事　　今　井　尚　生　　西南学院　　大学長

令和５年３月31日付で次の通り辞任があり、理事２人（うち副会長１人）、監事１人が欠員となった。

〔辞　任〕　理事（副会長）　村　田　　治　　関西学院　　大学長

理事　　髙　祖　敏　明　　聖心女子学院　　大学長

監事　　鈴　木　佳　秀　　フェリス女学院　学院長

［会員代表者の変更に伴う辞任］

２．会員の入退会等について

２－１　休会

（１）学校法人日本大学

令和３年度から休会としている学校法人日本大学について、令和４年度も引き続き休会とする措置を取った。

＜経緯と経過＞

令和３年11月２日　会長と学校法人日本大学会員代表者（加藤直人大学長、当時）との協議により、同氏の理事辞任と、当面の間私大連に関わる一切の活動の休止（休会）を決定

令和３年11月２日　令和３年度第８回常務理事会において、理事の辞任及び休会について報告

令和３年11月30日　令和３年度第７回（第640回）理事会、令和３年度第２回（第222回・秋季）総会において、理事の辞任及び休会について報告

令和４年３月１日　令和３年度第12回常務理事会において、令和４年度の休会継続を決定

令和４年３月22日　令和３年度第10回（第643回）理事会、令和３年度第３回（第223回・春季）総会において、休会継続を報告

３．人事関係について

３－１　事業担当理事等

３－１－１　年度当初の事業担当理事等

令和４年度の年度当初における各事業の担当理事等は次の通りである。

（１）当法人の管理・運営

＜総務担当＞		
	大六野　耕　作	常務理事
＜財務担当＞		
	河　合　　久	常務理事
＜個人情報の保護に関する統括管理責任者＞		
	村　田　　治	副会長
＜個人情報に関する情報監査責任者＞		
	鈴　木　佳　秀	監　事

（２）当法人の事業

①総合政策センター　企画会議		
センター長	村　田　　治	副会長
副センター長	曄　道　佳　明	副会長
会議員	河　合　　久	常務理事
〃	廣　瀬　克　哉	常務理事
〃	伊　藤　公　平	常務理事
〃	大六野　耕　作	常務理事
②総合政策センター　政策研究部門会議	廣　瀬　克　哉	常務理事
③広報・情報委員会	植　木　朝　子	常務理事
④公財政政策委員会	曄　道　佳　明	副会長
⑤教育研究委員会	芝　井　敬　司	常務理事
⑥学生委員会	伊　藤　公　平	常務理事
⑦国際連携委員会	岩　切　正一郎	常務理事
⑧経営倫理委員会	村　田　　治	副会長
⑨経営委員会	西　原　廉　太	常務理事
⑩理事長会議	茂　里　一　紘	常務理事
⑪学長会議	阪　本　　浩	常務理事
⑫財務・人事担当理事者会議	仲　谷　善　雄	常務理事
⑬教学担当理事者会議	髙　橋　裕　子	常務理事
⑭監事会議	矢　口　悦　子	常務理事
⑮研修委員会	篠　原　聡　子	常務理事
⑯理工系分野の教育研究推進プロジェクト	曄　道　佳　明	副会長

３－１－２　役員改選に伴う新事業担当理事等

令和４年度第４回常務理事会（７月19日開催）において協議の結果、本年度の各事業の担当理事等を次の通り決定した。

（１）当連盟の管理・運営

＜総務担当＞

	大六野　耕　作	常務理事

＜財務担当＞

	河　合　　久	常務理事

＜個人情報の保護に関する統括管理責任者＞

	村　田　　治	副 会 長

＜個人情報に関する情報監査責任者＞

	鈴　木　佳　秀	監　　事

（２）当法人の事業

①総合政策センター　企画会議		
センター長	村　田　　治	副 会 長
副センター長	曄　道　佳　明	副 会 長
会議員	河　合　　久	常務理事
〃	廣　瀬　克　哉	常務理事
〃	伊　藤　公　平	常務理事
〃	大六野　耕　作	常務理事
②総合政策センター　政策研究部門会議	廣　瀬　克　哉	常務理事
③広報・情報委員会	植　木　朝　子	常務理事
④公財政政策委員会	曄　道　佳　明	副 会 長
⑤教育研究委員会	前　田　　裕	常務理事
⑥学生委員会	伊　藤　公　平	常務理事
⑦国際連携委員会	岩　切　正一郎	常務理事
⑧経営倫理委員会	村　田　　治	副 会 長
⑨経営委員会	西　原　廉　太	常務理事
⑩理事長会議	森　本　あんり	常務理事
⑪学長会議	阪　本　　浩	常務理事
⑫財務・人事担当理事者会議	仲　谷　善　雄	常務理事
⑬教学担当理事者会議	髙　橋　裕　子	常務理事
⑭監事会議	矢　口　悦　子	常務理事
⑮研修委員会	篠　原　聡　子	常務理事
⑯理工系分野の教育研究推進プロジェクト	曄　道　佳　明	副 会 長

３－２　対外派遣等人事

３－２－１　日本私立大学団体連合会

①代議員の辞任に伴う後任者の推薦について

代議員１名の辞任に伴い、私大連から派遣する連合会の代議員に欠員が生じたため、７月20日付で理事の互選による選出投票を行った。その結果に基づき、後任者が第649回理事会（９月13日開催）において次の通り選出され、９月14日付で推薦した。任期は令和６年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　芝　井　敬　司　関西大学　理事長
〔後　任〕　前　田　　裕　関西大学　大学長

②「高等教育改革委員会」委員の推薦について

標記委員会委員について、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第７回常務理事会（10月18日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

委　員　前　田　　裕　関西大学　大学長

③「公財政改革委員会」委員の推薦について

標記委員会委員について、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、連合会より依頼があり、第７回常務理事会（10月18日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

委　員　大六野　耕　作　明治大学　大学長
　　宮　島　英　昭　早稲田大学　常任理事、商学学術院教授

④「大学経営委員会」委員の推薦について

標記委員会委員について、私大連から派遣する委員に欠員が生じていることから、第７回常務理事会（10月18日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

委　員　森　本　あんり　東京女子大学　大学長

⑤「就職問題委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、委員１名の辞任に伴い私大連から派遣する委員に欠員が生じることから、第10回常務理事会（１月31日開催）において協議の結果、次の通り決定し、２月１日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

〔辞　任〕　諸　橋　信　秀　早稲田大学　前キャリアセンター長
〔後　任〕　野　地　　整　早稲田大学　キャリアセンター長

３－２－２　文部科学省

①「私立大学等研究設備整備費等補助金等に係る選定委員」委員候補者の推薦について

文部科学省より、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、４月20日付で推薦した。任期は令和４年５月１日から令和６年３月31日まで。

＜人文科学系＞			
委　員	安　藤　広　道	慶應義塾大学	文学部教授
	矢　嶋　直　規	国際基督教大学	教養学部教授
＜社会科学系＞			
委　員	髙　橋　美穂子	法政大学	経営学部教授
	長　峯　純　一	関西学院大学	副学長、総合政策学部教授
	森　川　美　絵	津田塾大学	総合政策学部教授
＜理工学系＞			
委　員	石　井　洋　一	中央大学	理工学部教授
	宮　崎　あかね	日本女子大学	副学長、理学部教授
	箕　浦　真　生	立教大学	副総長、理学部教授
	中　垣　隆　雄	早稲田大学	理工学術院創造理工学部教授
＜生物学系＞			
委　員	坂　場　武　史	同志社大学	脳科学研究科教授
	吉　田　宗　弘	関西大学	化学生命工学部特別契約教授
	賀　来　華　江	明治大学	農学部専任教授
	髙　井　真　司	大阪医科薬科大学	医学研究科教授
	小　池　千恵子	立命館大学	薬学部教授
	金　子　律　子	東洋大学	生命科学部教授
＜情報科学系＞			
委　員	宮　川　裕　之	青山学院大学	社会情報学部教授
	高　岡　詠　子	上智大学	理工学部教授
	斎　藤　英　雄	慶應義塾大学	理工学部教授
	三　好　　匠	芝浦工業大学	システム理工学部教授
	加　藤　由　花	東京女子大学	現代教養学部教授

②「大学入学者選抜に関する協議会」代表者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月19日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、３月15日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで

代表者	圓　月　勝　博	同志社大学	学長補佐、文学部教授

③「就職問題懇談会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

文部科学省より、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月19日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、４月４日付で推薦した旨の報告を行った。

〔辞　任〕　田　中　愛　治　　早稲田大学　　総長
〔後　任〕　伊　藤　公　平　　慶應義塾　　塾長

④「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」協力者（学校法人役員代表）の任期満了に伴う後任者の推薦について

文部科学省より、連合会を通じて標記の依頼があり、第11回常務理事会（２月14日開催）において協議の結果、次の通り決定し、２月15日付で推薦した。任期は令和５年４月１日から令和７年３月31日まで。

協力者　　松　前　義　昭　　東海大学　　理事長

３－２－３　公益財団法人私立大学退職金財団

①「理事」の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

公益財団法人私立大学退職金財団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第11回常務理事会（２月14日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、２月15日付で推薦した。任期は令和５年６月から令和７年６月の評議員会終結時まで。

理　事　　阪　本　　浩　　青山学院　　大学長
　　荒　川　一　郎　　学習院　　大学長
　　廣　瀬　克　哉　　法政大学　　総長

３－２－４　日本私立学校振興・共済事業団

①「共済運営委員会」委員（法人役員代表）の辞任に伴う後任候補者の推薦について

日本私立学校振興・共済事業団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月19日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、４月20日付で推薦した。任期は委嘱日から令和５年12月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　茂　里　一　紘　　東京女子大学　　前大学長
〔後　任〕　矢　口　悦　子　　東洋大学　　大学長

②「共済審査会」委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

日本私立学校振興・共済事業団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第４回常務理事会（７月19日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、７月19日付で推薦した。任期は令和４年９月１日から令和６年８月31日まで。

委　員　　古　谷　一　弘　　青山学院　　人事部長

３－２－５　一般財団法人私学研修福祉会

①理事の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第２回常務理事会（５月10日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、５月10日付で推薦した。任期は令和４年６月から令和６年６月の評議員会終結時まで。

理　事	河　合　　久	中央大学	大学長
	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

②評議員の辞任に伴う後任候補者の推薦について

一般財団法人私学研修福祉会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第２回常務理事会（５月10日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、５月10日付で推薦した。任期は令和６年６月の評議員会終結時までの残任期間。

〔辞　任〕	北　川　　浩	成蹊学園	前大学長
	三　上　貴　教	修道学園	前大学長
〔後　任〕	各　務　洋　子	駒澤大学	大学長
	大　西　晴　樹	東北学院	院長・大学長

３－２－６　アジア太平洋大学交流機構（UMAP）（ユーマップ）

①「日本国内委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

アジア太平洋大学交流機構（UMAP）（ユーマップ）より、連合会を通じて標記の依頼があり、第２回常務理事会（５月10日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、５月10日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年５月31日まで。

委　員	大六野　耕　作	明治大学	大学長
	弦　間　正　彦	早稲田大学	理事

②「専門委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

アジア太平洋大学交流機構（UMAP）（ユーマップ）より、連合会を通じて標記の依頼があり、第２回常務理事会（５月10日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、５月10日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年５月31日まで。

専門委員	小早川　裕　子	東洋大学	国際教育センター准教授

３－２－７　独立行政法人日本学生支援機構

①「運営評議会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月13日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、９月13日付で推薦した。任期は令和４年10月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	田　中　愛　治	早稲田大学	総長

②「機関保証制度検証委員会」委員の任期満了に伴う後任者の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月13日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、９月14日付で推薦した。任期は令和４年10月１日から令和６年９月30日まで。

委　員	大　髙　美由紀	法政大学	学生センター厚生課長

３－２－８　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

①「大学ポートレート運営会議」委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第４回常務理事会（７月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、７月19日付で推薦した。任期は令和４年９月１日から令和６年８月31日まで。

委　員　　西　原　廉　太　　立教学院　　大学総長

②「大学機関別認証評価委員会」専門委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第８回常務理事会（11月８日開催）において協議の結果、次の通り決定し、11月10日付で推薦した。任期は令和５年４月から専門事項終了（令和６年４月予定）まで。

専門委員　　佐　藤　信　行　　中央大学　　副学長、法務研究科教授

３－２－９　独立行政法人大学入試センター

①「運営審議会」委員の辞任に伴う委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第７回常務理事会（10月18日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、10月21日付で推薦した。任期は令和５年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕　芝　井　敬　司　　関西大学　　理事長

〔後　任〕　前　田　　裕　　関西大学　　大学長

②「得点調整判定委員会」委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第７回常務理事会（10月18日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月21日付で推薦した。任期は令和５年１月１日から令和５年３月31日まで

委　員　　前　田　　裕　　関西大学　　大学長

３－２－１０　東京都

①「令和４年度東京都女性活躍推進大賞審査会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月13日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、９月13日付で推薦した旨の報告を行った。任期は委嘱日から令和５年３月31日まで

委　員　　篠　原　聡　子　　日本女子大学　　大学長

３－２－１１　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

①「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムより、連合会を通じて標記の依頼があり、第２回常務理事会（５月10日開催）において協議の結果、次の通り決定し、５月10日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

委　員	加　藤　麻　樹	早稲田大学	人間科学学術院教授

３－２－１２　一般社団法人日本経済団体連合会

①「産学連携推進分科会」委員の推薦について

一般社団法人日本経済団体連合会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第４回常務理事会（７月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、７月21日付で推薦した。

委　員	植　木　朝　子	同志社	大学長
	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	須　賀　晃　一	早稲田大学	副総長

②「採用・インターンシップ分科会」委員の推薦について

一般社団法人日本経済団体連合会より、連合会を通じて標記の依頼があり、第４回常務理事会（７月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、７月21日付で推薦した。

委　員	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
	佐　藤　　和	慶應義塾大学	就職部長・商学部教授
	森　　隆　史	関西学院大学	キャリアセンター長

３－３　私大連事務局への職員派遣協力

私大連では、会員法人（大学）から研修職員を専門職として受け入れ、業務の円滑な遂行に協力を得ている。令和４年度における派遣協力は次の通りである。

教学支援課　　船　渡　裕　太　　梅村学園人事部付
〔期間：令和２年４月１日～令和５年３月31日〕

〃　　石　橋　貴　拓　　東海大学学園事務センター人事・法務ユニット付
〔期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日〕

広報情報課　　森　下　真　帆　　東洋学園法人本部
〔期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日〕

３－４　私大連事務局職員

令和４年度における私大連事務局職員は次の通りである。

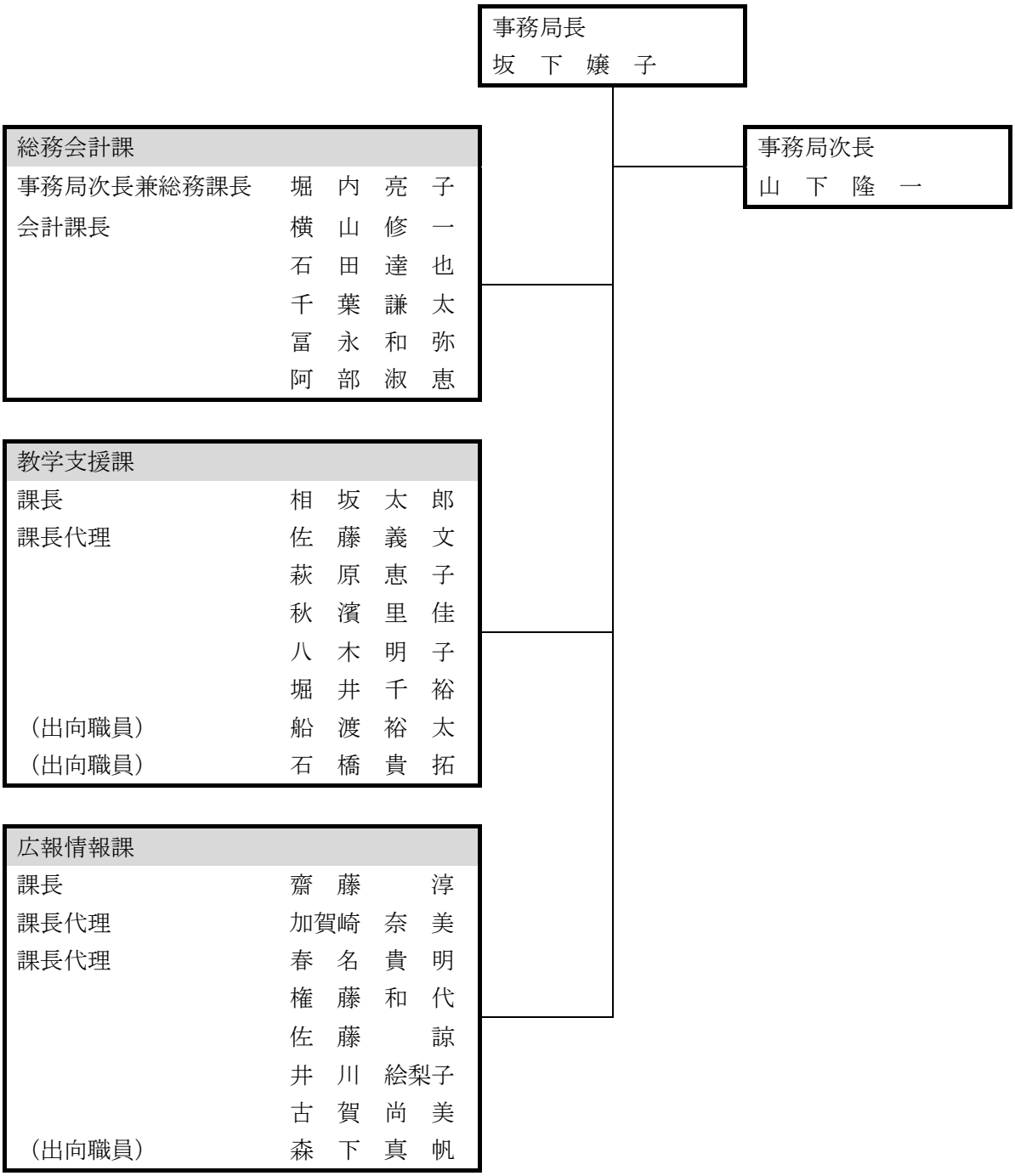

４．令和４年度役員会・総会

４－１　常務理事会（12回開催）

第１回　　令和４年４月19日（火）　午後２時30分～３時30分

＜審議事項＞

１．令和４年度第２回（第645回）理事会の議事・日程について
２．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の開票結果について
３．対外派遣人事について
４．事務組織規程の一部改正について

＜報告事項＞

１．学校法人兵庫医科大学（設置大学：兵庫医科大学、兵庫医療大学）の退会について
２．委員の委嘱について
３．令和４年度監査計画について
４．東京23区の定員規制の要望について
５．私立大学をとりまく国等の動向について
６．経済産業省「未来人材会議」の審議経過について
７．採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書のとりまとめについて

＜資料報告事項＞

１．日本私立大学団体連合会令和４年度事業計画及び収支予算について
２．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」のとりまとめ及びパブリックコメント等について
３．2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について
４．大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会並びに学校法人分科会）委員の決定について

＜懇談事項＞

１．ウクライナからの学生受け入れについて

第２回　　令和４年５月10日（火）　午後２時30分～３時25分

＜審議事項＞

１．令和４年度第３回（第 646 回）理事会の議事・日程について
２．役員の任期満了に伴う後任者選出手続について
３．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和５年度私立大学関係政府予算要望の考え方（骨子）について
２．学生委員会「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」の中間報告について
３．ウクライナの学生等の受け入れに関する要望及び同調査結果について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議経過について
３．「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」について

＜懇談事項＞

１．内閣官房「教育未来創造会議」の第一次提言案について

第３回　　令和４年５月31日（火）　午後２時30分～３時15分

＜審議事項＞

１．令和４年度第１回（第 224 回・定時）総会の議事・日程について
２．令和４年度第４回（第 647 回）理事会の議事・日程について
３．令和４年度第５回（第 648 回）理事会の議事・日程について
４．令和３年度事業報告について
５．令和３年度収支決算について
６．個人情報の保護に関する規程の一部改正について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．「選考委員会」委員互選投票の開票結果について
３．令和３年度監査報告について
４．内閣官房「教育未来創造会議」第一次提言のとりまとめについて
５．学校法人ガバナンス改革に関するその後の動向について

＜資料報告事項＞

１．「令和４年度 FD 推進ワークショップ」の開催について
２．中央教育審議会大学分科会の審議課題等について

第４回　　令和４年７月19日（火）　午後４時30分～５時10分

＜審議事項＞

１．令和４年度第６回（第 649 回）理事会の議事・日程について
２．事業担当理事等について
３．経営倫理委員会委員の任期満了に伴う後任者の選出手続について
４．対外派遣人事について

第５回　　令和４年９月13日（火）　午後２時30分～３時20分

＜審議事項＞

１．経営倫理委員会委員の決定について
２．日本私立大学団体連合会補欠代議員の選出投票結果について
３．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．学生委員会『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート（概要版)』の最終報告について
２．令和５年度役員会等の開催日程について

＜報告事項＞

１．令和４年度常務理事会の開催日程について
２．内閣府「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議への対応について
３．令和５年度私学助成関係予算の概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
４．令和５年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
５．私立学校法改正法案に関する検討事項の考え方について
６．「教育未来創造会議」第一次提言の実施に向けた工程表の公表について

＜資料報告事項＞

１．令和５年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望について

２．「令和４年度国の補助金等に関する説明会（第１回）」の開催について

３．経営委員会人事労務検討分科会「令和４年度第１回情報交換会」の開催について

４．「令和４年度監事会議」の開催について

第６回　　令和４年10月４日（火）　午後２時～３時30分

＜審議事項＞

１．令和４年度第７回（第650回）理事会の議事・日程について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．私大連の意見及び国の動向等について

＜資料報告事項＞

１．国際連携委員会オンラインシンポジウム「オンラインを活用したグローバル教育」の開催について

＜懇談事項＞

１．財務省が考える高等教育、私立大学の役割について

第７回　　令和４年10月18日（火）　午後２時30分～３時30分

＜審議事項＞

１．令和４年度第８回（第651回）理事会の議事・日程について

２．令和４年度第２回（第225回・秋季）総会の議事・日程について

３．就業規則の一部改正について

４．職員の育児・介護休職に関する規程の一部改正について

５．福利厚生規程の一部改正について

６．在宅勤務に関する細則の制定について

７．保存休暇に関する細則の一部改正について

８．永年勤続表彰に関する細則の一部改正について

９．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．今後の役員会の運営について

＜報告事項＞

１．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づく遵守状況の点検について

２．私大連の意見及び国の動向等について

３．成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設について

４．中央教育審議会の審議経過について

（１）大学分科会大学振興部会

（２）大学分科会大学院部会「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性」（中間とりまとめ）

５．国際卓越研究大学法に基づく基本方針について

＜資料報告事項＞

１．日本経済団体連合会　採用と大学教育の未来に関する産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動」周知のためのオンデマンド配信について

第８回　　令和４年11月８日（火）　午後２時～３時30分

＜審議事項＞

１．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和５年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

２．令和５年新年交歓会の取扱いについて

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．未来創造会議第二次提言へのヒアリング対応について

３．成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策について

４．地域中核・特色ある研究大学の振興について

５．中央教育審議会教育振興基本計画部会の審議経過について

＜資料報告事項＞

１．令和５年度私大連事務局への出向依頼について

２．令和４年度第２回財務・人事担当理事者会議の開催について

第９回　　令和４年12月13日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．令和４年度第９回（第652回）理事会の議事・日程について

＜協議事項＞

１．令和５年度事業申請及び新たな課題への対応について

２．日本学術会議会員・連携会員の選考対象者の選出方法について

３．事務局専任職員の採用について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．令和４年度監査（期中）における気付き事項について

３．加盟大学における定員未充足状況について

４．大学設置基準等における教育課程等の特例制度について

第10回　　令和５年１月31日（火）　午後２時～３時30分

＜審議事項＞

１．令和４年度第10回（第653回）理事会の議事・日程について

２．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和５年度の学校法人日本大学への対応について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．経営委員会人事労務検討分科会の検討経過について

３．日本学術会議会員・連携会員の選考対象者の推薦について

４．中央教育審議会教育振興基本計画部会へのヒアリング対応について

５．理工系分野の充実・推進プロジェクト（仮称）の課題対応について

６．「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について

＜資料報告事項＞
１．私大連フォーラム2022の開催について

第11回　　令和５年２月14日（火）　午後２時30分～３時30分
＜審議事項＞
１．令和４年度第11回（第654回）理事会の議事・日程について
２．令和４年度第３回（第226回・春季）総会の議事・日程について
３．対外派遣人事について
＜協議事項＞
１．令和５年度事業計画案について
２．令和５年度収支予算案について
３．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第１．１版】への改訂について
＜報告事項＞
１．オンデマンド研修ID発行手数料の有料化について
２．「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」に係る基本指針（案）の策定について
３．日本学術振興会「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の新設及び学術システム研究センター研究員募集について
４．政府におけるリスキリングによる能力向上支援の考え方について
＜資料報告事項＞
１．令和５年度各種研修開催日程等一覧（予定）について
２．日本私立大学団体連合会「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する説明会」の開催について
３．同志社大学・上智大学ダイバーシティ・シンポジウム「海外先進事例に学ぶ私立大学のダイバーシティ推進モデル」の開催について

第12回　　令和５年３月７日（火）　午後２時～３時35分
＜審議事項＞
１．令和５年度第１回（第655回）理事会の議事・日程について
２．令和５年度事業計画案について
３．令和５年度収支予算案について
４．職員給与規程の一部改正について
５．常勤嘱託職員の就業に関する規程の一部改正について
＜協議事項＞
１．総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）の検討経過について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．教育未来創造会議における審議動向について
３．内閣府「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の施行状況の検討に係る有識者会議」の審議結果について

＜資料報告事項＞

１．経営委員会「私立学校法改正法案に関する説明会」の開催について

２．経営委員会人事労務検討分科会「『大学非常勤講師の労働問題-課題整理と対応案-』に関する人事・労務部門実務担当者向けセミナー」の開催について

３．理工系分野の教育研究推進プロジェクト「理工系人材の育成と環境整備に向けて―私立大学理工系分野の教育・研究環境整備に向けた提言〈概要版〉―」について

４－２　理事会（11回開催）

第644回　　令和４年４月19日（火）　午後３時30分～５時５分

＜審議事項＞

１．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の決定について

＜報告事項＞

１．事務組織規程の一部改正について

２．学校法人兵庫医科大学（設置大学：兵庫医科大学、兵庫医療大学）の退会について

３．令和４年度監査計画について

４．東京23区の定員規制の要望について

５．私立大学をとりまく国等の動向について

６．経済産業省「未来人材会議」の審議経過について

７．採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書のとりまとめについて

＜資料報告事項＞

１．日本私立大学団体連合会令和４年度事業計画及び収支予算について

２．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」のとりまとめ及びパブリックコメント等について

３．2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

４．大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会並びに学校法人分科会）委員の決定について

第645回　　令和４年５月10日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．役員の任期満了に伴う後任者選出手続について

＜協議事項＞

１．令和５年度私立大学関係政府予算要望（骨子）の考え方について

２．学生委員会「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」の中間報告について

３．ウクライナの学生等の受け入れに関する要望及び同調査結果について

＜報告事項＞

１．中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議経過について

２．「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」について

３．内閣官房「教育未来創造会議」の審議経過について

第646回　　令和４年５月31日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．令和４年度第１回（第224回・定時）総会の議事・日程について

２．令和３年度事業報告について

３．令和３年度収支決算について

＜報告事項＞
１．個人情報の保護に関する規程の一部改正について
２．「選考委員会」委員互選投票の開票結果について
３．令和３年度監査報告について
４．内閣官房「教育未来創造会議」第一次提言のとりまとめについて
５．学校法人ガバナンス改革に関するその後の動向について
＜資料報告事項＞
１．「令和４年度FD推進ワークショップ」の開催について
２．中央教育審議会大学分科会の審議課題等について

第647回　令和４年６月21日（火）　午後５時～５時10分
＜審議事項＞
１．役員改選に伴う会長・副会長の選定について
２．常務理事の選出手続について

第648回　令和４年７月19日（火）　午後３時30分～４時30分
＜審議事項＞
１．常務理事の選定について
２．参与の委嘱について
３．日本私立大学団体連合会代議員の補欠選出手続について
＜報告事項＞
１．令和５年度大学入学者選抜に関する方向性について
２．大学設置基準の一部改正について
＜資料報告事項＞
１．「大学設置基準の一部改正に関する説明会」の開催について
２．「令和４年度理事長会議」の開催について
３．「令和４年度第１回及び第２回教学担当理事者会議」の開催について

第649回　令和４年９月13日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．日本私立大学団体連合会補欠代議員の決定について
＜協議事項＞
１．令和５年度役員会等の開催日程について
＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．経営倫理委員会委員の決定について
３．内閣府「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議への対応について
４．令和５年度私学助成関係予算の概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
５．令和５年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
６．私立学校法改正法案に関する検討事項の考え方について
７．「教育未来創造会議」第一次提言の実施に向けた工程表の公表について

＜資料報告事項＞

１．令和５年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望について

２．「令和４年度国の補助金等に関する説明会（第１回）」の開催について

３．経営委員会人事労務検討分科会「令和４年度第１回情報交換会」の開催について

４．「令和４年度監事会議」の開催について

第650回　　令和４年10月18日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．令和４年度第２回（第225回・秋季）総会の議事・日程について

２．就業規則の一部改正について

３．在宅勤務に関する細則の制定について

＜報告事項＞

１．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づく遵守状況の点検について

２．私大連の意見及び国の動向等について

３．成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設について

４．中央教育審議会の審議経過について

（１）大学分科会大学振興部会

（２）大学分科会大学院部会「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性」（中間とりまとめ）

＜資料報告事項＞

１．日本経済団体連合会　採用と大学教育の未来に関する産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動」周知のためのオンデマンド配信について

第651回　　令和４年11月22日（火）　午後１時30分～２時

＜協議事項＞

１．総合政策センタープロジェクト「学生への経済支援実態アンケート調査結果」に基づく分析結果について（中間報告）

２．令和５年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

＜報告事項＞

１．令和４年度事業実施経過概要について

２．令和４年度監査（期中）の報告について

３．国の動向及び私大連の意見等について

４．「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）」の刊行について

５．学生委員会『私立大学学生生活白書2022』の刊行について

６．「教育未来創造会議」の審議経過について

７．高等教育の修学支援新制度等に関する審議経過について

８．私立大学を取り巻く国の動向について

９．令和５年度以降の役員会・総会の運営方法について

第652回　　令和５年１月10日（火）　午後１時30分～３時20分

＜審議事項＞

１．理事の補欠選任手続きについて

＜協議事項＞
１．令和５年度事業申請及び新たな課題への対応について
＜報告事項＞
１．令和５年度私立大学関係政府予算案について
２．令和５年度私立大学関係税制改正について
３．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関する政府予算案について
４．海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費支援について
５．令和５年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて
６．私立学校法改正法案の提出と経過措置について
７．大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議の検討経過について
＜資料報告事項＞
１．令和４年度国の補助金等に関する説明会（第２回）の開催について

第653回　令和５年２月14日（火）　午後３時35分～５時20分
＜審議事項＞
１．令和４年度第３回（第226回・春季）総会の議事・日程について
＜協議事項＞
１．令和５年度事業計画案について
２．令和５年度収支予算案について
３．日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第１．１版】への改訂について
＜報告事項＞
１．日本学術会議会員・連携会員選考対象者の情報提供について
２．オンデマンド研修ID発行手数料の有料化について
３．中央教育審議会教育振興基本計画部会へのヒアリング対応について
４．「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」に係る基本指針（案）の策定について
５．日本学術振興会「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の新設及び学術システム研究センター研究員の募集について
＜資料報告事項＞
１．私大連フォーラム2022について
２．令和５年度各種研修開催日程等一覧（予定）について
３．日本私立大学団体連合会「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する説明会」の開催について
４．同志社大学・上智大学ダイバーシティ・シンポジウム「海外先進事例に学ぶ私立大学のダイバーシティ推進モデル」の開催について

第654回　令和５年３月28日（火）　午後１時30分～２時10分
＜審議事項＞
１．令和５年度事業計画案について
２．令和５年度収支予算案について
＜協議事項＞
１．総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）の検討経過について
２．教育研究委員会リカレント教育推進分科会の検討経過について

＜報告事項＞
１．職員給与規程の一部改正について
２．令和５年度の学校法人日本大学への対応について
３．文化庁「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告)」及び「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（日本語教育法案)」について

４－３　総会（３回開催）

第224回総会（定時）　　令和４年６月21日（火）　午後２時30分～５時
＜審議事項＞
第一号議案　役員の任期満了に伴う後任者選出の件
第二号議案　令和３年度収支決算の承認を求める件
＜協議事項＞
第一号　令和５年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について
＜報告事項＞
第一号　令和３年度事業報告について
第二号　学校法人兵庫医科大学（設置大学：兵庫医科大学、兵庫医療大学）の退会について
第三号　私大連の要望等について
（１）ウクライナの学生等の受け入れに関する要望等について
（２）東京 23 区の定員規制の要望について
第四号　「私立大学ガバナンス・コード」の遵守状況の公表及び今後の予定について
第五号　経団連「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」における新しいインターンシップの考え方について
第六号　高等教育を軸としたグローバル政策の方向性について
第七号　内閣官房「教育未来創造会議」第一次提言のとりまとめについて
第八号　経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）及び中央教育審議会大学分科会における今後の審議について
第九号　学校法人ガバナンス改革に関するその後の動向について
＜資料報告事項＞
１．令和４年度監査計画について
２．大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会並びに学校法人分科会）委員の決定について
３．令和４年度の私大連事業の開催について
４．『Annual Report 2022―令和３年度の活動と財務状況』の刊行について
５．日本私立大学団体連合会令和４年度事業計画及び収支予算について

第225回総会（秋季）　　令和４年11月22日（火）　午後２時30分～５時
＜協議事項＞
第一号　総合政策センタープロジェクト「学生への経済支援実態アンケート調査結果」に基づく分析結果について（中間報告）
＜報告事項＞
第一号　就業規則の一部改正について
第二号　令和５年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

第三号　令和４年度事業実施経過概要について
第四号　令和４年度監査（期中）の報告について
第五号　国の動向及び私大連の意見等について
第六号　日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」改訂の検討経過について
第七号　「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート報告書（概要版）」の刊行について
第八号　学生委員会『私立大学学生生活白書 2022』の刊行について
第九号　「教育未来創造会議」の審議経過について
第十号　高等教育の修学支援新制度等に関する審議経過について
第十一号　私立大学を取り巻く国の動向について
（１）私立大学等経常費補助に関する最新動向について
（２）成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設について
（３）私立学校法改正法案に関する最新動向について
＜資料報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．令和５年度以降の役員会・総会の運営方法について
３．令和５年度総会等の日程について
４．令和４年度私大連事業の開催について
５．令和５年新年交歓会の開催について
６．令和５年度私大連事務局への出向依頼について
７．産業教育の振興に関する要望書（専門高校の充実に関する要望書）について
８．日本経済団体連合会　採用と大学教育の未来に関する産学協議会「産学協働による学生のキャリア形成支援活動」周知のためのオンデマンド配信について

第226回総会（春季）　令和５年３月28日（火）　午後２時30分～５時
＜審議事項＞
第一号　理事の補欠選任の件
第二号　令和５年度事業計画決定の件
第三号　令和５年度収支予算決定の件
＜協議事項＞
第一号　総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）の検討経過について
第二号　教育研究委員会リカレント教育推進分科会の検討経過について
第三号　日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」【第１．１版】への改訂について
＜報告事項＞
第一号　令和５年度の学校法人日本大学への対応について
第二号　私大連の意見・ヒアリング対応について
第三号　経営委員会人事労務検討分科会「大学非常勤講師の労働問題―課題整理と対応案―」について
第四号　中央教育審議会大学分科会等の審議動向について
第五号　「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」について
第六号　私立学校法改正法案の提出と経過措置について
第七号　私学助成に関する最新動向について

＜資料報告事項＞

１．私大連フォーラム 2022 について

２．令和４年度国際連携委員会「オンラインを活用したグローバル教育」について

３．令和５年度各種研修の開催日程等について

４．オンデマンド研修 ID 発行手数料の有料化について

５．理工系分野の教育研究推進プロジェクト「理工系人材の育成と環境整備に向けて―私立大学理工系分野の教育・研究環境整備に向けた提言〈概要版〉―」について

６．日本私立大学連盟 過去 10 年間における報告書（政策提言等）について

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿

令和5年3月31日現在（会員名 ABC順）

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
愛知大学	愛知大学	川　井　伸　一	理事長・大学長
亜細亜学園	亜細亜大学	永　綱　憲　悟	大学長
暁学園	四日市大学	喜　岡　　渉	理事長
	四日市看護医療大学		
青葉学園	東京医療保健大学	田　村　哲　夫	理事長
青山学院	青山学院大学	阪　本　　浩	大学長
跡見学園	跡見学園女子大学	山　崎　一　穎	理事長
梅花学園	梅花女子大学	小　坂　賢一郎	理事長
文教大学学園	文教大学	中　島　　滋	大学長
文理佐藤学園	西武文理大学	八　巻　和　彦	大学長
筑紫女学園	筑紫女学園大学	杣　山　眞　乗	理事長
中央大学	中央大学	河　合　　久	大学長
大東文化学園	大東文化大学	内　藤　二　郎	大学長
獨協学園	獨協大学	吉　田　謙一郎	理事長
	獨協医科大学		
	姫路獨協大学		
同志社	同志社大学	植　木　朝　子	同志社大学学長
	同志社女子大学		
フェリス女学院	フェリス女学院大学	鈴　木　佳　秀	学院長
福岡大学	福岡大学	朔　　啓二郎	大学長
福岡女学院	福岡女学院大学	片　野　光　男	理事長
	福岡女学院看護大学		
学習院	学習院大学	荒　川　一　郎	学習院大学学長
	学習院女子大学		
白鷗大学	白鷗大学	北　山　　修	大学長
阪南大学	阪南大学	田　上　博　司	大学長
広島女学院	広島女学院大学	三　谷　高　康	院長・大学長
法政大学	法政大学	廣　瀬　克　哉	総長
稲置学園	金沢星稜大学	大久保　英　哲	大学長
実践女子学園	実践女子大学	山　本　章　正	理事長
上智学院	上智大学	曄　道　佳　明	大学長
城西大学	城西大学	上　原　　明	理事長
	城西国際大学		
順天堂	順天堂大学	新　井　　一	大学長
海星女子学院	神戸海星女子学院大学	石　原　敬　子	大学長
関西大学	関西大学	前　田　　裕	大学長
関西学院	関西学院大学	村　田　　治	大学長
関東学園	関東学園大学	松　平　正　久	理事長・学園長
関東学院	関東学院大学	規　矩　大　義	理事長
慶應義塾	慶應義塾大学	伊　藤　公　平	塾長
恵泉女学園	恵泉女学園大学	廣　瀬　　薫	学園長
敬和学園	敬和学園大学	山　田　耕　太	大学長
神戸女学院	神戸女学院大学	中　野　敬　一	大学長
皇學館	皇學館大学	小　串　和　夫	理事長
國學院大學	國學院大學	針　本　正　行	大学長
国際武道大学	国際武道大学	松　井　完太郎	大学長
国際基督教大学	国際基督教大学	岩　切　正一郎	大学長
駒澤大学	駒澤大学	各　務　洋　子	大学長
甲南学園	甲南大学	長　坂　悦　敬	理事長
久留米大学	久留米大学	永　田　見　生	理事長
共立女子学園	共立女子大学	川久保　　清	大学長
京都産業大学	京都産業大学	黒　坂　　光	大学長
京都精華大学	京都精華大学	石　田　　涼	理事長
京都橘学園	京都橘大学	日比野　英　子	大学長
松山大学	松山大学	新　井　英　夫	理事長・大学長
松山東雲学園	松山東雲女子大学	高　橋　圭　三	大学長
明治大学	明治大学	大六野　耕　作	大学長
明治学院	明治学院大学	村　田　玲　音	大学長
宮城学院	宮城学院女子大学	末　光　眞　希	大学長
桃山学院	桃山学院大学	中　野　瑞　彦	桃山学院大学学長
	桃山学院教育大学		
武蔵野美術大学	武蔵野美術大学	長　澤　忠　徳	大学長

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
武蔵野大学	武蔵野大学	西　本　照　真	大学長
名古屋学院大学	名古屋学院大学	因　田　義　男	理事長
中村産業学園	九州産業大学	北　島　己佐吉	大学長
中内学園	流通科学大学	中　内　　潤	理事長
南山学園	南山大学	ロバート・キサラ	大学長
根津育英会武蔵学園	武蔵大学	高　橋　徳　行	大学長
日本大学	日本大学		
日本女子大学	日本女子大学	篠　原　聡　子	大学長
日通学園	流通経済大学	上　野　裕　一	大学長
ノートルダム清心学園	ﾉｰﾄﾙﾀﾞﾑ清心女子大学	津　田　　葵	大学長
大阪学院大学	大阪学院大学	白　井　元　康	総長
大阪医科薬科大学	大阪医科薬科大学	佐　野　浩　一	大学長
大阪女学院	大阪女学院大学	錦　織　一　郎	理事長
追手門学院	追手門学院大学	川　原　俊　明	理事長
立教学院	立教大学	西　原　廉　太	大学総長
立正大学学園	立正大学	寺　尾　英　智	大学長
立命館	立命館大学	仲　谷　善　雄	総長 立命館大学学長
	立命館アジア太平洋大学		
龍谷大学	龍谷大学	入　澤　　崇	大学長
聖学院	聖学院大学	清　水　正　之	理事長・大学長
成城学園	成城大学	杉　本　義　行	大学長
聖カタリナ学園	聖カタリナ大学	ホビノ・サンミゲル	大学長
成蹊学園	成蹊大学	森　　雄　一	大学長
西南学院	西南学院大学	今　井　尚　生	大学長
聖路加国際大学	聖路加国際大学	堀　内　成　子	大学長
清泉女子大学	清泉女子大学	佐　伯　孝　弘	大学長
聖心女子学院	聖心女子大学	髙　祖　敏　明	大学長
専修大学	専修大学	佐々木　重　人	専修大学学長
	石巻専修大学		
芝浦工業大学	芝浦工業大学	鈴　見　健　夫	理事長
真宗大谷学園	大谷大学	一　楽　　真	大学長
白百合学園	白百合女子大学	髙　山　貞　美	白百合女子大学学長
	仙台白百合女子大学		
昭和女子大学	昭和女子大学	坂　東　眞理子	理事長
修道学園	広島修道大学	矢　野　　泉	大学長
創価大学	創価大学	鈴　木　将　史	大学長
園田学園	園田学園女子大学	大　江　　篤	大学長
大正大学	大正大学	髙　橋　秀　裕	大学長
拓殖大学	拓殖大学	鈴　木　昭　一	大学長
天理大学	天理大学	永　尾　教　昭	大学長
東邦大学	東邦大学	炭　山　嘉　伸	理事長
東北学院	東北学院大学	大　西　晴　樹	院長・大学長
東北公益文科大学	東北公益文科大学	神　田　直　弥	大学長
東海大学	東海大学	松　前　義　昭	理事長
常磐大学	常磐大学	富　田　敬　子	大学長
東京女子大学	東京女子大学	森　本　あんり	大学長
東京女子医科大学	東京女子医科大学	岩　本　絹　子	理事長
東京経済大学	東京経済大学	岡　本　英　男	大学長
東京国際大学	東京国際大学	倉　田　信　靖	理事長・総長
東京農業大学	東京農業大学	大　澤　貫　寿	理事長
	東京情報大学		
東京歯科大学	東京歯科大学	一　戸　達　也	大学長
東洋大学	東洋大学	矢　口　悦　子	大学長
東洋英和女学院	東洋英和女学院大学	星　野　三喜夫	大学長
東洋学園	東洋学園大学	愛　知　太　郎	理事長
トヨタ学園	豊田工業大学	保　立　和　夫	大学長
津田塾大学	津田塾大学	髙　橋　裕　子	大学長
梅村学園	中京大学	梅　村　清　英	総長・理事長・大学長
和光学園	和光大学	半　谷　俊　彦	大学長
早稲田大学	早稲田大学	田　中　愛　治	総長
山梨英和学院	山梨英和大学	小　野　興　子	理事長

６．令和４年度各種委員会委員一覧

◎委員長・センター長・部門長
○副委員長・副センター長
△専門委員
□特別委員
☆研究員
※分科会長

総合政策センター企画会議

◎	村田　治	関西学院	大学長
○	曄道佳明	上智学院	大学長
	河合　久	中央大学	大学長
	廣瀬克哉	法政大学	総長
	伊藤公平	慶應義塾	塾長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	（鈴木佳秀	フェリス女学院	学院長〔私大連監事〕）
	（黒坂　光	京都産業大学	大学長〔私大連監事〕）
	（ロバート・キサラ	南山学園	大学長〔私大連監事〕）

総合政策センター政策研究部門会議

◎	廣瀬克哉	法政大学	総長
	圓月勝博	同志社	学長補佐、文学部教授
	倉林眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長、観光学部教授
	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授
	油井雄二	成城学園	理事長、学園長
	大野髙裕	早稲田大学	理工学術院教授
	池谷知明	早稲田大学	学生部長・社会科学総合学術院教授
			（令和４年９月辞任）

総合政策センタープロジェクト（高等教育無償化）

◎	村田　治	関西学院	大学長
	日下田岳史	大正大学	人間学部専任講師
□	小林雅之	桜美林大学	国際学術研究科教授
□	濱中義隆	国立教育政策研究所	高等教育研究部総括研究官
□	下山　朗	大阪経済大学	経済学部教授
☆	宮里翔大	桜美林大学	リベラルアーツ学群特任助教

総合政策センタープロジェクト（ポストコロナのオンライン教育のあり方）

◎	曄道佳明	上智学院	大学長
	山田礼子	同志社	社会学部教育文化学科教授
	岩﨑千晶	関西大学	教育開発支援センター副センター長、教育推進部教授
	榊原暢久	芝浦工業大学	教育イノベーション推進センター教授
	森田裕介	早稲田大学	人間科学学術院教授、大学総合研究センター副所長

広報・情報委員会　　担当理事　植木朝子

◎	松並久典	関西大学	総合企画室室長
	鈴木正也	愛知大学	企画部長
	中原伸夫	同志社	広報部広報課長
	立石肇	西南学院	本部総合企画部長
	相澤孝明	東北学院	学長室政策支援IR課課長補佐
	相川徹人	東洋学園	入試広報センター広報室部長
	小泉邦人	早稲田大学	広報室広報課長

広報・情報委員会大学時報分科会

◎	音好宏	上智学院	文学部教授
	松田美佐	中央大学	文学部教授
	須藤智徳	法政大学	多摩事務部多摩事務課課長
	中山映	上智学院	学事局学事センター事務長
	依藤康正	関西大学	総合企画室広報課長
	楊心来	関西学院	広報室長
	塩原良和	慶應義塾	法学部教授
	江津英昭	明治大学	経営企画部広報課長
	長野香	立教学院	広報室長
	立岩健一	立命館	総合企画部広報課長
	山田健太	専修大学	文学部教授
	高橋慈海	大正大学	ブランディングセンターセンター長、広報部長
	大谷奈緒子	東洋大学	社会学部教授
	五十嵐俊也	津田塾大学	経営企画課課長
	鈴木宏隆	早稲田大学	広報室長

広報・情報委員会情報分科会

◎	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室
	行川恭央	獨協学園	国際交流センター事務課長 兼 教育研究支援センター教育研究支援課長
	石田弘樹	追手門学院	追手門学院大手前中・高等学校事務室事務長代理

公財政政策委員会　　担当理事　曄道佳明

◎	油井雄二	成城学園	理事長、学園長
	廣瀬克哉	法政大学	総長
	村田治	関西学院	大学長
	山岸広太郎	慶應義塾	常任理事
	山田耕太	敬和学園	大学長
	武智浩二	國學院大學	事務局長
	佐野浩一	大阪医科薬科大学	大学長
	岡本英男	東京経済大学	大学長
	宮島英昭	早稲田大学	常任理事、商学学術院教授

教育研究委員会　　担当理事　芝井敬司（令和４年６月辞任）
前田裕（令和４年７月就任）

◎	圓月勝博	同志社	学長補佐、文学部教授
	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	伊呂原隆	上智学院	学務担当副学長、理工学部教授
	巳波弘佳	関西学院	副学長・工学部教授
	松浦良充	慶應義塾	常任理事

	尾近裕幸	國學院大學	理事、経済学部教授
	藤井洋子	日本女子大学	文学部教授
	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	羅　星仁	修道学園	副学長
	中村雅章	梅村学園	中京大学副学長（教育担当）
	沖　清豪	早稲田大学	文学学術院教授

教育研究委員会ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

◎	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	今津敏晃	亜細亜学園	法学部准教授
	豊口和士	文教大学学園	教育研究推進センター次長、文学部教授
	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	川西　諭	上智学院	経済学部教授
	岩﨑千晶	関西大学	教育推進部准教授
	耳野健二	京都産業大学	現代社会学部教授
	三浦英俊	南山学園	理工学部教授
	清水栄子	追手門学院	基盤教育機構・教育開発センター准教授
	長谷川岳史	龍谷大学	経営学部長、経営学部教授
	浅若裕彦	真宗大谷学園	国際学部教授
	望月雅光	創価大学	経営学部副学部長、経営学部教授
	伊鹿倉正司	東北学院	経済学部教授
	田島　祥	東海大学	スチューデントアチーブメントセンター サブマネージャー
	三浦　健	東洋大学	生命科学部准教授

教育研究委員会リカレント教育推進分科会

※	村田　治	関西学院	大学長
	江馬一弘	上智学院	理工学部教授
	松浦良充	慶應義塾	常任理事
	粕谷美砂子	昭和女子大学	人間社会学部教授
	濱中淳子	早稲田大学	教育・総合科学学術院教育学部教授

学生委員会　　担当理事　伊藤公平

◎	池谷知明	早稲田大学	学生部長、社会科学総合学術院教授 （令和４年９月辞任）
◎	田上雅徳	慶應義塾	学生総合センター長、法学部教授（令和４年10月就任）
	鳥居伸好	中央大学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、経済学部教授
	下楠昌哉	同志社	学生支援センター所長、文学部教授
	栫井昌邦	福岡大学	学生部長、経済学部教授
	福武慎太郎	上智学院	学生センター長、総合グローバル学部教授
	松村吉信	関西大学	学生センター所長、化学生命工学部教授
	本郷　亮	関西学院	学生支援機構副機構長（学生部長）、経済学部教授
	田上雅徳	慶應義塾	学生総合センター長、法学部教授（令和４年９月辞任）
	佐藤　和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	西山春文	明治大学	副学長（学務担当）、学生部長、商学部教授
	北條英勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	吉田　敦	南山学園	学生部長、理工学部教授
	砂川浩慶	立教学院	学生部長、社会学部教授
	河原典史	立命館	学生部長、文学部教授
	矢内義顯	早稲田大学	学生部長、商学学術院教授（令和４年10月就任）

学生委員会奨学金等分科会

※	鳥　居　伸　好	中　央　大　学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、経済学部教授
	芝　沼　康　寛	中　央　大　学	学生部事務室奨学課長
	大　髙　美由紀	法　政　大　学	学生センター厚生課長
	加　来　信　人	慶　應　義　塾	学生部福利厚生支援グループ課長（令和４年５月辞任）
	安　田　充　昭	慶　應　義　塾	学生部福利厚生支援グループ課長 （令和４年６月就任、令和４年10月辞任）
	山　口　　徹	慶　應　義　塾	学生部福利厚生支援グループ課長（令和４年11月就任）
	伊　藤　由　巳	立　教　学　院	学生部学生課担当課長
	一　柳　晋　也	立　　命　　館	学生部衣笠学生オフィス課長
	笠　原　　隆	東　洋　大　学	学生部学生支援課課長
	矢古宇　克　昌	早　稲　田　大　学	学生部事務副部長、奨学課長

学生委員会キャリア・就職支援分科会

※	佐　藤　　和	慶　應　義　塾	就職部長、商学部教授
	蓑　輪　靖　博	福　岡　大　学	キャリアセンター長、法学部教授
	藤　野　吉　成	法　政　大　学	キャリアセンター事務部長
	小　林　　剛	関　西　大　学	キャリアセンター所長、文学部教授
	久　保　秀　雄	京都産業大学	障害学生教育支援センター長、法学部准教授
	小　林　宣　子	明　治　大　学	就職キャリア支援部就職キャリア支援事務長
	首　藤　若　菜	立　教　学　院	キャリアセンター部長、経済学部教授
	紀　國　　洋	立　　命　　館	キャリアセンター部長、経済学部教授
	諸　橋　信　秀	早　稲　田　大　学	キャリアセンター長（令和４年11月辞任）
	野　地　　整	早　稲　田　大　学	キャリアセンター長（令和４年12月就任）

学生委員会学生生活実態調査分科会

※	北　條　英　勝	武　蔵　野　大　学	副学長、人間科学部教授
	鳴　川　義　雄	梅　村　学　園	学事局学生支援部長
	林　　永　周	立　　命　　館	経営学部准教授
	阿　藤　正　道	専　修　大　学	学生部長、商学部教授
	米　山　真　子	東　洋　大　学	学生部次長

国際連携委員会　　担当理事　岩　切　正一郎

◎	倉　林　眞砂斗	城　西　大　学	城西国際大学副学長
	川　端　朋　広	愛　知　大　学	学長補佐、経済学部教授
	長　澤　慶　幸	同　　志　　社	前国際連携推進機構国際センター留学生課長 （令和４年４月辞任）
	木　村　優　里	同　　志　　社	国際連携推進機構国際センター留学生課長 （令和４年５月就任）
	加　藤　亜希子	法　政　大　学	グローバル教育センター特任准教授
	佐　藤　和　美	上　智　学　院	学術情報局研究推進センター事務長、 学事局グローバル教育推進室長
	藤　田　髙　夫	関　西　大　学	副学長、国際部長
	岡　　宏　美	慶　應　義　塾	学生部国際交流支援グループ課長
	小　室　輝　久	明　治　大　学	副学長（国際交流担当）、法学部教授
	清　水　耕　介	龍　谷　大　学	国際学部長
	佐　伯　孝　夫	拓　殖　大　学	国際部長
	山　田　英　貴	早　稲　田　大　学	国際部国際課長

経営倫理委員会

◎	村田　治	関西学院	大学長
○	曄道佳明	上智学院	大学長
	河合　久	中央大学	大学長
	前田　裕	関西大学	大学長
	伊藤公平	慶應義塾	塾長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	矢口悦子	東洋大学	大学長
	川井伸一	愛知大学	理事長・大学長
	髙祖敏明	聖心女学院	大学長
	大西晴樹	東北学院	院長・大学長

経営委員会　　担当理事　西原廉太

◎	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授
	髙木幸二	福岡女学院	常任理事・事務局長
	北川雄光	慶應義塾	常任理事
	出見世信之	明治大学	商学部長
	原　徹	桃山学院	大学統括部長
	上森啓史	追手門学院	常務理事
	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	髙木龍一郎	東北学院	常任理事、弁護士

経営委員会大学ガバナンス検討分科会

※	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	石原　修	青山学院	監事
	舟津　潤	京都精華大学	経営企画グループ長
	出見世信之	明治大学	商学部長
	高辻智長	明治学院	経理部長
	西尾俊彦	早稲田大学	総長室経営企画課長

経営委員会人事労務検討分科会

※	髙木龍一郎	東北学院	常任理事、弁護士
	柘植　敏	中央大学	人事部人事課長
	足立好宏	京都橘学園	理事、法人事務局長
	植村礼大	松山大学	監事（令和４年12月辞任）
	井上智香子	立命館	人事部次長兼人事課長
	野地　整	早稲田大学	キャリアセンター長（令和４年12月辞任）
	高良淳一	早稲田大学	人事部給与厚生課長（令和５年１月就任）
□	小鍛冶広道	第一芙蓉法律事務所	弁護士
□	植村礼大	俵法律事務所	弁護士（令和５年１月就任）

理事長会議幹事会　　担当理事　茂里一紘（令和４年６月辞任）
森本あんり（令和４年７月就任）

◎	芝井敬司	関西大学	理事長
	太田荘一	法政大学	監事（監事会議幹事会委員長）
	佐柳正三	國學院大學	理事長
	加藤映子	大阪女学院	大学長
	望月兼雄	立正大学学園	理事長
	清水正之	聖学院	理事長・大学長
	笠原喜明	東洋大学	理事・事務局長（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長）（令和４年10月就任）

	梅　村　清　英	梅　村　学　園	総長・理事長
	須　賀　晃　一	早 稲 田 大 学	副総長（教学担当理事者会議幹事会委員長）
	佐々木　ひとみ	早 稲 田 大 学	常任理事（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長） （令和４年９月辞任）

学長会議幹事会　　担当理事　阪　本　　浩

	田　上　博　司	阪　南　大　学	大学長
	難　波　雅　紀	実践女子大学	大学長
	中　井　伊都子	甲　南　大　学	大学長
	黒　坂　　光	京都産業大学	大学長
	日比野　英　子	京 都 橘 大 学	大学長
	新　井　英　夫	松　山　大　学	理事長・大学長
	大六野　耕　作	明　治　大　学	大学長
	西　原　廉　太	立　教　大　学	大学総長
	矢　口　洋　生	仙台白百合女子大学	大学長
	佐々木　重　人	専　修　大　学	大学長
	半　谷　俊　彦	和　光　大　学	大学長
	岩　崎　恭　典	四 日 市 大 学	大学長

（注）学長会議幹事会については、大学名とした。

財務・人事担当理事者会議幹事会　　担当理事　仲　谷　善　雄

◎	佐々木　ひとみ	早 稲 田 大 学	常任理事（令和４年９月辞任）
◎	笠　原　喜　明	東　洋　大　学	理事・事務局長（令和４年10月就任）
	小　林　慎　哉	愛　知　大　学	常務理事・副学長（経営担当）
	星　野　　薫	フェリス女学院	理事・事務局長
	髙　木　幸　二	福 岡 女 学 院	常任理事・事務局長
	藤　田　忠　弘	関　西　学　院	常務理事・事務局長
	池　田　幸　弘	慶　應　義　塾	常任理事
	大　海　龍　生	明　治　学　院	常務理事・財務理事
	木　田　成　也	立　　命　　館	常務理事（総務担当）
	吉　村　達　裕	修　道　学　園	理事・事務局長
	秋　谷　芳　英	創　価　大　学	副理事長・本部事務局長
	髙　木　龍一郎	東　北　学　院	人事担当常任理事

教学担当理事者会議幹事会　　担当理事　髙　橋　裕　子

◎	須　賀　晃　一	早 稲 田 大 学	副総長
	新　関　三希代	同　　志　　社	副学長、教育支援機構長、経済学部教授
	梅　﨑　　透	フェリス女学院	副学長
	小秋元　　段	法　政　大　学	常務理事・副学長
	岡　田　忠　克	関　西　大　学	副学長、教育推進部長、人間健康学部教授
	吉　岡　恵美子	京都精華大学	常務理事・副学長（教学担当）
	青　野　　覚	明　治　大　学	常勤理事（教務担当）
	北　條　英　勝	武 蔵 野 大 学	副学長
	奥　田　隆　明	南　山　学　園	副学長（研究推進・教育支援担当）
	羅　　星　仁	修　道　学　園	副学長
	神　立　孝　一	創　価　大　学	常任理事・副学長
	千　葉　昭　彦	東　北　学　院	学務担当副学長

監事会議幹事会　　担当理事　矢　口　悦　子

◎	太　田　荘　一	法　政　大　学	監事
	鈴　木　　豊	青　山　学　院	常任監事

	安部善博	関西大学	常任監事（令和５年２月就任）
	玉井浩二	國學院大學	監事
	長谷川正治	京都産業大学	監事
	植村礼大	松山大学	監事（令和４年12月辞任）
	奥山弘幸	明治大学	監事
	木下洋一	桃山学院	常勤監事
	秋山進	芝浦工業大学	監事
	阿波村稔	津田塾大学	監事（令和５年２月就任）
□	植村礼大	俵法律事務所	弁護士（令和５年１月就任）

研修委員会　　担当理事　篠原聡子

◎	大野高裕	早稲田大学	理工学術院教授
	近藤恭子	同志社	学生支援機構キャリアセンターキャリア支援課長
	西岡徹	同志社	事務局長
	柚木尚美	修道学園	総務部長
	金田淳一	法政大学	大学院事務部長
	藤村博之	法政大学	イノベーション・マネジメント研究科教授
	扇慎哉	上智学院	人事局長
	小橋康昭	関西学院	人事部長
	西野毅朗	京都橘学園	経営学部専任講師、教育開発・学習支援室
	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	原修	立教学院	人事部長
	田尻実	立命館	学術情報部長
△	福田嘉雄	成蹊学園	学長室総合企画課長
△	伊藤豪浩	津田塾大学	総務課長
△	鍋谷敏守	東洋大学	人事部人事課長

研修委員会アドミニストレーター研修運営委員会

◎	田尻実	立命館	学術情報部長
	高松朋史	青山学院	経営学部教授
	松並久典	関西大学	総合企画室長
	片岡和人	慶應義塾	経理部次長
	石垣智徳	南山学園	経営学部教授
	西崎大	立教学院	財務部副部長兼財務部財務課長
	野原佳名子	早稲田大学	演劇博物館事務長

研修委員会業務創造研修運営委員会

◎	小橋康昭	関西学院	人事部長
	大槻健太郎	中央大学	経理部経理課副課長
	野田宜彦	同志社	理工学部・理工学研究科事務室事務長、 ハリス理化学研究所事務室事務長
	伊藤美則	法政大学	総務部次長
	中原正樹	京都産業大学	総務部課長（人事担当）
	嵯峨野恵美	日本女子大学	通信教育・生涯学習事務部通信教育課長
	吉村母都美	立教学院	リサーチ・イニシアティブセンター課長
	澤田博昭	立命館	生命科学部事務室事務長
	秦昌宏	龍谷大学	文学部教務課長
	上江博幸	成蹊学園	高等教育開発・支援センター教育開発・支援課担当課長
	浅見直弘	東洋大学	秘書室課長補佐

研修委員会キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

◎	近藤恭子	同志社	学生支援機構キャリアセンターキャリア支援課長
	武地紫	中央大学	学事部学事・社会連携課長
	山根洋人	修道学園	人事課長
	木部真希	法政大学	人事部人事課主任
	野中勝広	関西大学	人事局人材開発課長
	鈴木真木子	松山大学	東京オフィス課長
	松原元洋	龍谷大学	法学部教務課長
	江﨑泰隆	西南学院	広報・校友課副課長
	草野正聡	東北学院	法人事務局人事部人事課長補佐
	松永達也	東海大学	グローバルシチズンカレッジオフィスサブマネージャー
	向井滋	早稲田大学	人事部人材開発担当課長

研修委員会ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

◎	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	高橋英彦	同志社	総務部人事企画課長
	須長一幸	福岡大学	教育開発支援機構准教授
	木本圭一	関西学院	国際学部教授
	今井嘉一	関西学院	国際連携機構事務部次長
	後藤匠	國學院大學	総合企画部次長
	大原寛史	南山学園	学長補佐、法学部准教授
	石田和彦	立教学院	総長室教学改革課長
	増田至	立命館	総合企画部事業計画課長
	谷口清朗	龍谷大学	先端理工学部教務課長
	大越健次郎	成蹊学園	企画室経営企画グループ長
	及川義道	東海大学	教育開発研究センター所長､理系教育研究センター次長・教授
	若松智明	早稲田大学	社会科学総合学術院学務担当課長

理工系分野の教育研究推進プロジェクト　　担当理事　曄道佳明

◎	江馬一弘	上智学院	理工学部教授、前副学長
	石浦菜岐佐	関西学院	工学部長
	村上俊之	慶應義塾	理工学部長、理工学研究科委員長
	立川真樹	明治大学	理工学部長、理工学研究科長
	奥村幸子	日本女子大学	理事、理学部長
	高山茂	立命館	理工学部長、理工学研究科長
	苅谷義治	芝浦工業大学	理事、工学部長
	菅野重樹	早稲田大学	理工学術院長

７．令和４年度事業計画

令和４年度の事業は、当法人の第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン及び事業策定の方針のもと、私立大学及び高等教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、次の通り計画する。

【中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン】

日本私立大学連盟は、Society5.0及びSDGs等の新たな社会目標が掲げられるなか、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を図る。さらに、私立大学が教育の質の向上を通じて持続的に発展することを目的に、会員法人の協働による調査・研究、情報分析を基にした政策提言機能並びに情報発信・共有機能を強化する。

令和４年度事業策定の方針（第６４０回理事会承認［令和３年11月30日開催］）

令和４年度は、私大連事業の点検・検証サイクルの第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）における３か年目となる。令和４年度においては、ポストコロナ時代における私立大学の教育研究等環境整備の充実に寄与することを目標に、会員法人が一体となって事業成果の実現に向けた活動を積極的に展開する。また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しオンラインを活用するなど、情報発信・共有の場を設定し、各事業の着実な遂行を推進する。とくに、以下の事項について重点的に取り組むとともに、そのために必要な私大連の情報環境等の充実を図る。

１．国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化
（1）私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上
（2）予算要望、税制改正活動の一層の充実
（3）私立大学における共通かつ緊急的重要課題へのタイムリーな対応
（4）調査・研究事業の一層の充実
※新型コロナウイルスの影響を踏まえた学生調査の検討・実施
（5）ポストコロナ時代における私立大学の課題に対する政策提言の発信と実現に向けた取組み

2．会員法人へのきめ細かな対応の推進
（1）会員法人の規模や種別、地域性を勘案した情報発信の強化
（2）会員法人への個別対応を可能とするコンシェルジュ事業の強化
（3）私大連が有する知的リソース（各種調査・アンケート結果、人的ネットワーク等）の活用の促進

＊（新規）　　：新たな研究テーマに取り組む事業、または新規事業
＊（新規・継続）：研究テーマを継続するに当たり、新たな課題に取り組む事業

Ⅰ．当法人の機能強化に関する事業

事業の企画立案及び諮問事項の設定、既往事業の点検、事業間の連携・調整を行う。また、調査・研究、情報分析をもとにした政策提言並びに情報発信・共有を推進し、国や社会に対する提言・要望を適宜とりまとめるとともに、その実現に向けた働きかけを展開する。合わせて、私立大学への理解を深めるための広報活動を行い、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を目指す。

【分野】政策提言機能の強化

１．事業の企画立案・調整（継続）

［事業組織］総合政策センター 企画会議

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

２．政策提言の実現に向けた取り組み（継続）

［事業組織］総合政策センター 政策研究部門会議

政策提言『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』を踏まえ、継続的に新たな大学教育の環境整備に向けた検討を行う。また、オンライン事業の推進に関するプロジェクトとの連携を図り助言等を行う。

３．政策課題への取り組み（継続）

［事業組織］総合政策センター 政策研究部門会議

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

４．シンクタンク機能の強化（新規・継続）

（１）高等教育の無償化にかかる諸問題への対応（継続）

［事業組織］総合政策センター プロジェクト

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、令和３年度に加盟大学を対象に実施したアンケート調査の結果をはじめとするさまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。

「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめる。また検討過程においては、適時、進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換する。

（２）オンライン授業の推進に向けた検討（新規）

［事業組織］総合政策センター プロジェクト

オンライン授業における課題について調査研究し、オンライン授業を活用した新たな大学教育像を提示する。

令和４年度については、教授法や学修方法、評価方法等における課題について整理、研究し、モデルケースを提示する。また、文部科学省をはじめ国の動向を注視し、必要に応じ意見等を提案するとともに、検討過程においては、適時、進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換する。

【分野】情報収集・発信の強化

１．社会に向けた情報発信の強化（継続）

［事業組織］広報・情報委員会

当法人の活動や私立大学について広く社会からの理解を得るため、積極的かつ効果的な情報発信として、マスコミ等を活用した情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行う。また、広く社会の方々を対象とした私立大学への理解の獲得と深化を図ることを目的とするフォーラム等を企画・実施する。

２．『大学時報』の発行（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 大学時報分科会

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として『大学時報』を企画・編集・刊行する。また、Webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

３．調査の実施、情報収集（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 情報分科会

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）
②学生・教職員数等調査（継続）
③学生納付金等調査（継続）
④教職員待遇状況調査（継続）
⑤University Facts調査（継続）

Ⅱ．公財政活動に関する事業

私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要望方針と内容等をとりまとめるとともに、要望内容等の実現に向けた活動を展開し、私立大学の環境整備の充実とわが国の教育立国の実現に寄与する。

【分野】税財政改革にかかる活動

１．私立大学関係政府予算・税制改正への対応（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

令和５年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要求方針と内容等について、大学教育のＤＸ化をはじめリカレント教育や文理横断の教育政策など、国の動向に注視し、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

２．国の補助金等に関する説明会の実施（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和５年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

Ⅲ．教育研究に関する事業

教育研究に関する課題、学生にかかる諸情勢の変化に対する具体的対応策、大学のグローバル化に関する調査研究等を行うとともに、その研究成果を国等の政策に反映させることによって私立大学の教育研究の質の向上とわが国の学術研究に貢献する。

【分野】教育研究の質の向上

１．関係機関等への対応（継続）

［事業組織］教育研究委員会

大学入学者選抜改革及び教学マネジメントの確立、大学教育改革にかかる関係諸機関の審議動向を注視しつつ諸問題を共有し、検討課題について協議するとともに、適宜、私立大学の立場から意見具申を行う。

２．ＦＤ推進ワークショップの実施（継続）

［事業組織］教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、主として新任専任教員を対象にＦＤ推進ワークショップを開催する。

３．リカレント教育の推進に向けた検討（新規）

［事業組織］教育研究委員会 リカレント教育推進分科会（仮）

Society5.0時代に求められる高度専門人材の育成に向け、主として大学院教育におけるリカレント教育の推進方策について専門家を集め、産業界とも連携して検討し、提言する。

令和４年度については、とくに現行のリカレント教育の課題や企業のニーズ等について調査研究するとともに、今後リカレント教育を推進する上で必要となる制度（受講方法や評価方法等）について検討する。また検討過程においては、適時、進捗を常務理事会や理事会に報告し意見交換する。

【分野】学生・就職支援の充実

１．学生支援研究会議の開催（継続）

［事業組織］学生委員会

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、学生支援に関する調査・研究に基づき、加盟大学の教職員を対象として「学生支援研究会議」を開催する。

２．「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」のまとめ（集計結果概要）の作成、公表（新規・継続）

［事業組織］学生委員会

令和３年度に実施した「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生調査」の結果に基づき、同調査のまとめ（集計結果概要）を作成し、新型コロナウイルス感染拡大が学生生活に与えた影響や私立大学の現状や課題、提言をとりまとめる。また、私立大学の理解を求めるため、記者懇談会等を開催し広く公表する。

３．奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議（継続）

［事業組織］学生委員会　奨学金等分科会

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討を行うため、「令和４年度奨学金等調査（令和３年度実績）」を実施する。また、国の奨学事業の充実改善に資するため、関係機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行うとともに、加盟大学への情報提供のあり方について検討する。

４．就職にかかわる諸問題への対応（継続）

［事業組織］学生委員会　キャリア・就職支援分科会

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、インターンシップのあり方について、国や経済団体等の動きを注視し、必要に応じ日本私立大学団体連合会や就職問題懇談会、採用と大学教育の未来に関する産学協議会等を通じて、私立大学の意見を反映させる。

５．『私立大学学生生活白書2022』の作成、公表（新規・継続）

［事業組織］学生委員会　学生生活実態調査分科会

令和３年度に実施した第１６回「学生生活実態調査」の結果に基づき、『私立大学学生生活白書2022』を作成し、加盟大学の学生支援施策立案の参考に供するとともに、私大連Webサイトにおいて広く一般に公表する。

【分野】グローバル教育の推進

１．国際連携の諸課題に関する情報提供（継続）

［事業組織］国際連携委員会

コロナ禍における留学等に関する情報や国の国際教育政策等の動向について、オンラインシンポジウムまたはオンライン情報交換会を通じて、迅速に会員法人間で共有する。

２．「国際教育・交流調査」の実施（継続）

［事業組織］国際連携委員会

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会並びに加盟大学に発信する。とくに加盟大学向けには、データライブラリーにおいてより詳細なデータを提供する。

Ⅳ．大学マネジメントに関する事業

経営倫理に関する啓発、並びに私立大学の持続可能なマネジメント改革に資する取り組みを推進するとともに、大学経営をリードする人材育成に努めることによって私立大学の経営基盤の構築に寄与する。

【分野】自律的大学経営の確立

１．倫理綱領・指針に抵触した事態への対応（継続）

［事業組織］経営倫理委員会

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに、発生した問題に対処する。

２．私立大学経営の充実・強化に向けた検討（継続）

［事業組織］経営委員会

私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化に対応して、学校法人における経営の健全性の向上と、経営基盤の強化に資する方策を検討・実施する。とくに協議会等を開催し、会員法人におけるガバナンスの強化に資する情報を発信する。また、『日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード【第１版】』（以下「私大連コード」という）に基づく会員法人からの遵守状況（取組方法）の報告内容について、社会へ効果的に発信する方策を検討する。

さらに、令和３年度「情報公開検討分科会」がとりまとめた報告書『私立大学の情報公表―自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から―【最終報告】（仮称）』に基づき協議会を開催するなど、私立大学における情報公表のあり方等について会員法人間で情報共有する。

３．「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討

（新規・継続）

［事業組織］経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

「私大連コード」に基づく会員法人からの遵守状況（取組方法）の報告内容を分析する。また、その結果及び学校法人ガバナンスに関する国の検討の動向等を踏まえ、「私大連コード」の事項・項目等を見直し、改訂案を策定する。

４．私立大学における人事労務政策にかかる検討（継続）

［事業組織］経営委員会 人事労務検討分科会

法改正への対応やコロナ禍で顕在化した会員法人の人事労務上の課題を整理した上で、人事労務関係業務の担当者向けに協議会を開催し、会員法人間で実務上の対応事例や共通課題について情報共有する。また、担当者間の交流推進につながるネットワークの構築についても方法等を検討し、実施する。

【分野】教学・経営マネジメントの確立

１．理事長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］理事長会議　幹事会

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

２．学長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］学長会議　幹事会

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

３．財務・人事担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］財務・人事担当理事者会議　幹事会

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織と連携を図る。

４．教学担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］教学担当理事者会議　幹事会

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

５．監事会議の企画・実施（継続）

［事業組織］監事会議　幹事会

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。また、「監事監査ガイドライン（令和３年度版）」を基に、外部環境の変化等に応じて修正し、同ガイドラインの令和４年度版を刊行する。

【分野】大学経営人材の養成

１．ポストコロナの私大連研修のあり方の検討（新規・継続）

［事業組織］研修委員会

対面（集合型）研修、オンライン研修、オンデマンド（配信）研修の適切な組み合わせ・融合、あるいは棲み分けなどを踏まえて研修全体や研修間の関係性等について検討し、ポストコロナ時代に適応した私大連研修体系を策定する。

２．各研修の実施（継続）

①加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した３つの研修、②私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、③組織運営におけるＰＤＣＡサイクル構築実践のためのＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。

人員配置の都合などで長期・複数回実施研修への派遣が難しい小規模大学の職員、研修参加を躊躇しがちな子育て世代等にも配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して２日間で実施する若手職員向けの「大学職員短期集中研修」を実施する。

また、管理職（課長）になって３年目までの職員を対象に、新任管理職研修を実施する。

なお、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視しつつ、秋以降（９月以降）に開催予定の研修の一部については、集合型に戻して開催する。

（１）アドミニストレーター研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

（２）業務創造研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　業務創造研修運営委員会

（３）キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

（４）創発思考プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

（５）ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　PDCAサイクル修得プログラム運営委員会

（６）大学職員短期集中研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

（７）新任管理職研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

３．オンデマンド研修の配信とコンテンツ開発（継続）

［事業組織］研修委員会

平成２５年度から本格配信しており、令和３年度にコンテンツを大幅に充実した「オンデマンド研修」をWeb上で配信し、受講者に提供する。また、必要に応じて新規コンテンツの開発を行う。

Ⅴ．その他目的達成に必要な事業

私立大学に関する緊急的かつ時宜に応じた課題について政策提言をとりまとめ、実現に向けた働きかけを積極的に展開することによって私立大学の環境整備の充実に寄与する。

【分野】緊急・共通課題への対応

１．私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応（新規・継続）

［事業組織］理工系分野の教育研究推進プロジェクト

プロジェクトの最終年度として、これまでの検討結果を総括するとともに、文部科学省等の関係機関や有識者と意見交換し、今後の私立大学理工系分野の教育研究環境がより充実する効果的な方策等について検討する。また、科学技術・イノベーションの動向に関する理解の深化を図り、加盟大学理工系分野の情報共有を緊密にするために「理工系学部長会議」を開催する。

【分野】その他

１．関係機関との協力（継続）

［事業組織］理事、各事業組織

多様で特色ある教育を担う私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）実現に向けた活動等を展開する。また、その活動の展開にあたっては、私学団体、文部科学省、関係機関、経済団体等との意見交換・交流による相互理解の深化を図り、その活動を推進する。

（１）日本私立大学団体連合会
１）総会
２）役員会
３）高等教育改革委員会
４）公財政改革委員会
５）就職問題委員会
６）国際交流委員会
７）大学経営委員会
８）私立大学経営倫理委員会
（２）全私学連合
（３）文部科学省、関係機関
（４）経済団体等

【 経過措置 】

１．任務終了に伴い、次の事業組織を廃止する。
・広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会
・経営委員会 情報公開検討分科会
・「入会規則」等に関する検討小委員会

なお、広報・情報委員会コンシェルジュ分科会が担当していたコンシェルジュ事業については事務局において引き続きその業務を担う。また、経営委員会情報公開分科会が担当していた情報公開については、経営委員会（親委員会）において啓蒙的な活動をすることとし、新たな課題が生じた場合は改めて同分科会を設置する。

Ⅳ. 社 員 の 異 動 状 況

区　　分	社 員 数	摘　　要
令和３年度	１１２会　員	会　員　１１２法人　　１２５大学
令和４年度	１１１会　員	会　員　１１１法人　　１２３大学
増　　減	１会員減	会　員　　１法人減　　２大学減

（令和５年３月３１日現在）

資 料 編

＜資　　料　　編＞
目　　次

１．令和５年度私立大学関係政府予算要求関係

１－１　令和５年度私立学校関係政府予算に関する要望　－全私連　４年８月　……　(195)
１－２　令和５年度私立大学関係政府予算要望データ編　－連合会　４年８月　……　(207)
１－３　令和５年度文部科学省概算要求　－文部科学省　４年８月　……　(212)
１－４　令和４年度補正予算（第２号）の概要　－財務省　４年11月　……　(248)
１－５　令和４年度文部科学省第２次補正予算　－文部科学省　４年11月　……　(249)
１－６　令和５年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望
　　－自由民主党　４年10月　……　(263)
１－７　令和５年度一般会計予算　歳出・歳入の構成　－財務省　４年12月　……　(264)
１－８　令和５年度文部科学省予算　－文部科学省　５年３月　……　(265)

２．令和５年度私立学校関係税制改正等要望関係

２－１　令和５年度私立学校関係税制改正に関する要望　－全私連　４年８月　……　(301)
２－２　令和５年度文部科学関係税制改正要望事項の結果　－文部科学省　４年12月　……　(304)

３．審議会等関係

３－１　東京２３区における大学規制に関する要望　－私大連　４年９月　……　(309)
３－２　デジタル人材の育成機能の抜本的な強化に向けた対応策（文部科学省案）
　　－文部科学省　５年２月　……　(311)
３－３　「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」に関する意見
　　－私大連　４年10月　……　(312)
３－４　「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」
　　に対する意見　－私大連　５年１月　……　(314)
３－５　次期教育振興基本計画について（答申）【概要】　－文部科学省　５年３月　……　(317)

４．就職問題等関係

４－１　2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について
　　－私大連　５年４月　……　(319)

５．その他

５－１　ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～（概要）
　　－私大連　３年７月　……　(326)

令和５年度
私立学校関係政府予算に関する要望

（抜粋）

令和４年８月３日

全　私　学　連　合

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会

令和５年度私立学校関係政府予算に関する要望

目　次

【１】　令和５年度私立大学関係政府予算に関する要望……１頁
【基本的考え方】
ポストコロナの新たな大学教育を実現するために……1

【最重点要望項目】
要望１．授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援……2
要望２．特色ある教育研究に対する支援……4
要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援……5
要望４．新型コロナウイルス感染症対策に対する支援……7
【重点要望項目】
要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化……8
要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化…10
要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化……10
要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化……12
要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化……13
要望６．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化……17
要望７．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等……18

※　附属資料【データ編】

≪付記≫　令和５年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望……20

【２】　令和５年度私立短期大学関係政府予算に関する要望……２２頁

【３】　令和５年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望……２３頁
１．私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化……23
２．私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備に対する補助の拡充強化……23
３．私立高等学校等施設の耐震化及びコロナ禍、省エネ・脱炭素化における空調・換気設備等に対する補助の拡充強化……24
４．私立中学高等学校の就学支援金等の拡充強化……24
５．日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化……25

【４】　令和５年度私立小学校関係政府予算に関する要望 ……２６頁
はじめに……26
１．経常費補助：私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化……26
２．保護者負担の軽減：公私間格差の是正……27
３．ＩＣＴ関連：ＩＣＴ環境整備に対する支援措置の拡充強化……28
４．危機管理：学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化……29
５．特別支援を要する児童に対する教育支援補助……30
６．教職員の研修・研究への助成拡充……30

【５】　令和５年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望……３２頁
Ⅰ　私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等……32
Ⅱ　子ども子育て支援新制度・施設整備費関連等……32
Ⅲ　幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制の整備支援……33
Ⅳ　新型コロナウイルス感染症への対応のための私立幼稚園等への支援・延長の充実……33

【６】　日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望 ……３４頁

【７】　一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望……３５頁

【１】　令和５年度私立大学関係政府予算に関する要望

【基本的考え方】
ポストコロナの新たな大学教育を実現するために

＜社会からの私立大学発展への期待＞
大学はこれまでも文明の承継、知的生産並びに人格の陶冶を担い続けてきた。
とりわけ私立大学は、戦後の子どもの数の増加と進学率上昇による高等教育進学者数の大幅な増大期において、幅広い学生に教育機会を公平に提供し、社会格差の解消にも貢献するとともに、女性の大学進学率向上や男女共同参画社会の実現を支えてきた。私立大学の学納金が国立大学の授業料の２倍以上であるにも関わらず、私立大学で学ぶ学生が学部段階では78%、大学院段階では34%を占めている現状は、社会が私立大学の教育研究、医療や社会貢献を通じた諸活動の意義を広く理解し、そのさらなる発展に期待してのものである。

＜13倍に上る国私間格差の存在＞
少子化により人口規模が減少する中で、生産年齢人口比率、労働生産性や人材競争力の低位性が指摘されるわが国にあっては、教育や人材育成といった人への投資が不可欠である。諸外国のデータからも、大学生一人当たりの公的教育支出と労働生産性、仕事関連の成人学習参加率と労働生産性との間には正の相関関係が見られる。そうした中、わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」「政府支出に占める公的教育費割合」はいずれもＯＥＣＤ各国の中で最低水準であるとともに、学生一人当たりの公財政支出については、13倍に上る国私間格差が存在している。

＜私立大学を基幹とした高等教育政策の必要性＞
ウィズコロナ社会、Society5.0社会に代表されるように、変化が激しく予測が困難で、グローバル化や情報化等がもたらすより複雑で、過去の実績や成功例が通用しなくなる新たな時代においては、顕在化していない本質的な問題を見極め、課題をいち早く設定し、取り組んでいくことのできる能力が必要となる。そうした能力の涵養のためには、様々な学問分野の調和ある発展を通じた「総合知」を活かした分野横断教育の実践が必要であり、その実践は社会変革の核となる力をもって全国津々浦々に展開し、多様な教育研究を推進する私立大学の持続的な成長、発展なくして実現し得ない。国は、未来創造を担う人材の多くを育成する私立大学を基幹とした高等教育政策を打ち出すべきである。

＜私立学校振興助成法に基づく基盤的経費に対する支援の拡充と国私間の公財政支出格差の是正＞
令和５年度私立大学関係政府予算は、公共財である高等教育に対する公財政支出を通じた“分配・投資”のあり方の大胆な見直しにより、１）わが国の持続的成長環境の整備の観点からの「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金による「２分の１補助」の実現、２）私立大学生と国立大学生との間の不当な格差固定化や納税者間の不平等拡大防止の観点に立った13倍に上る不合理な国私間格差の是正、３）最重点要望項目に掲げる私立大学の取り組みに対しての長年の国私間格差を顧慮しない競争を私立大学に強いることとなる国公私共通の競争的資金という形での措置ではなく、私立大学の基盤的経費として位置づけたうえでの支援の実現により、私立大学の教育研究、医療並びに社会貢献活動のさらなる機能強化に資する予算として編成されることを要望する。

【最重点要望項目】

＜最重点要望項目の柱＞

要望１．授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援
（１）所得中間層
（２）大学院生
（３）新型コロナウイルス感染症等による家計急変家庭の学生

要望２．特色ある教育研究に対する支援
（１）文理横断教育、数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進
（２）ＩＣＴを活用した教育の推進
（３）リカレント教育の推進
（４）デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進

要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援
（１）海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣並びに教育環境の国際化の充実
（２）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

要望４．新型コロナウイルス感染症対策に対する支援
（１）学生の感染防止対策
（２）私立大学病院における医療・福祉系人材育成

＜最重点要望項目の内容＞

要望１．授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援

（１）所得中間層

令和２年度からの「修学支援新制度」の導入に伴い、各私立大学が実施する授業料減免事業について、国が一定の家計基準（主たる家計支持者の収入金額が、給与所得者については841万円以下、給与所得者以外については355万円以下）を対象として支援する私立大学等経常費補助金が廃止された。多くの私立大学では、令和元年度以前の入学者に対して実施していた授業料減免事業を、令和２年度以降も令和元年度と同様の基準で実施するなど、学生への経済支援を継続している。また、令和２年度以降の入学者についても、令和元年度と同様の基準で授業料減免を実施している。

わが国はＯＥＣＤ各国との比較において、学生一人当たり公財政支出は最低水準であるとともに、高等教育費に係る家計負担額はＯＥＣＤ各国の中で最高水準となっている。その一方で、従業員１人当たり平均年収（購買力平価ベース）の伸びは極めて低調（平成３〔1991〕年を100としたときの令和２〔2020〕年の数値：日本103、米国147、イギリス144、カナダ138、ドイツ134、フランス130、世界計132）である。

そうした中にあっても、わが国の大学生の74％（学部学生の78％）を私立大学生が占めるとともに、大学進学率は上昇し続けており、私立大学へのアクセスを経済的な理由をもって閉ざされるようなことがあってはならない。

ひとり親世帯、多子世帯や家計急変家庭などへの配慮により、家庭にいかなる経済的理由があろうとも私立大学への進学を断念することなく、入学後は安心して学びを継続することができるよう、私立大学が「修学支援新制度」の対象となっていない所得中間層に実施した授業料減免事業や特色ある経済的支援事業について、私立大学等経常費補助金をはじめとする国による適切な支援がなされるべきである。

（２）大学院生

わが国は人口当たりの修士号、博士号取得者数について先進国の中でも最低水準にあるとともに、大学院進学率もＯＥＣＤ各国の中で最低水準（日本7.6%、世界計14.8%）である。一方で、専攻分野別の学位取得者のうち、医・歯・薬・保健、理学、工学並びに農学が全体に占める割合は、日本は諸外国に比して学部と大学院とでまったく異なる様相を呈している。こうした傾向は、「女子は理系に向いていない」といった根拠のないバイアス、初等中等教育における教育体系、雇用環境といった社会システムが個人の意思決定に大きな影響を及ぼしていると考えられる。

医・歯・薬・保健、理学、工学並びに農学が全体に占める割合

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
学　部	32%	35%	44%	30%	41%	41%
大学院	69%	39%	37%	31%	45%	36%

多様な専攻分野の学士、修士並びに博士がバランスよく構成される社会を作り上げるためには、特色ある私立大学の教育研究活動を通じた人文・芸術、法律・経済等、教育・教員養成や家政等を含めた大学院教育のさらなる充実、発展が不可欠であり、大学院生の「費用」と「時間」に係る問題を国家レベルの政策によって解消していく必要がある。

大学院生の「費用」負担を軽減するためには、大学院生個人への補助とともに、私立大学が大学院生に実施した授業料減免事業について、私立大学等経常費補助金をはじめとする国による適切な支援がなされるべきである。

（３）新型コロナウイルス感染症等による家計急変家庭の学生

私立大学が実施する新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した家庭の学生への授業料減免事業について、令和４年度も同事業を実施した大学に対して私立大学等経常費補助金によって所要額の一部が補助されている（補助率３分の２）。

感染症、気候変動に起因する風水害、地震、さらには国家間の“力による現状変更”といった世界情勢の変化がもたらす世界経済への悪影響が繰り返され、今後も家計急変を来す学生の拡大が懸念されることから、令和５年度以降についても家計急変した家庭の学生への支援の継続が必要である。

風水害をはじめとする大規模災害に対する私立大学生への経済支援制度は、機関補助である私立大学等経常費補助金によって措置されることにより、補助額は２分の１補助を上限とされ、学ぶ大学の設置形態によって、国による支援内容に格差が生じてしまっている。設置形態の違いによる差が生じることのない、きめ細かな支援制度の構築が必要である。

要望２．特色ある教育研究に対する支援

（１）文理横断教育、数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進

ＩＴ人材の需給ギャップ（不足分）は、最大で令和７（2025）年には58.4万人、令和12（2030）年には78.7万人不足するとの推計もなされている。特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。

統合イノベーション戦略推進会議が令和元年６月に決定した『ＡＩ戦略2019』では、文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒／年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得すること、多くの社会人（約100万人／年）が基本的情報知識と、データサイエンス・ＡＩ等の実践的活用スキルを習得できる機会をあらゆる手段を用いて提供することなど、令和７（2025）年までの目標が掲げられている。わが国の大学生の74％（学部学生の78％）の教育を担う私立大学のボリュームゾーンに対する数理・データサイエンス・ＡＩ教育を積極的に進めなければ、この計画を達成することは不可能である。

「要望１．（２）」で記したような、「女子は理系に向いていない」といった根拠のないバイアス、初等中等教育における教育体系、雇用環境といった社会システムの壁を乗り越え、数理・データサイエンス・ＡＩ教育を通じたリテラシーの涵養、文理の枠を超えたリベラルアーツ教育を含むＳＴＥＡＭ教育を通じた思考力と判断力等の涵養に向け、「総合知」を活かした分野横断教育や文理融合教育の実践、そのための入試改革を進める私立大学における取り組みへの積極的な支援が不可欠である。

（２）ＩＣＴを活用した教育の推進

大学教育においては、キャンパスにおける学生同士や学生と教職員の間の人的交流が不可欠な要素である。一方で、“データやデジタル技術の活用を通じた学生視点の新たな価値の創出”というＩＣＴの活用を通じた教育のイノベーションを図っていくことが求められる。そのためには全学生がオンライン授業や対面ウェブ授業に対応する高速通信網や大容量通信の設備インフラが必要となる。

世界の主要大学は、コロナ禍を乗り越え、交換留学や共同研究などを一層推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでおり、とりわけ教育の実践の場である授業のオンライン化は世界レベルで加速していくことが予想される。

質の高いオンライン授業のプログラムに対する継続的、かつ、戦略的な支援が不可欠であり、令和２年度第３次補正予算において措置された「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」のような、世界基準の質の高いＩＣＴ教育を推進する予算が今後も不可欠である。

（３）リカレント教育の推進

リカレント教育の推進は、産学官においてその必要性が認識されており、私立大学が個人のキャリアアップ、キャリアチェンジに係るニーズに基づく多様なリカレント教育プログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」することが必要である。私立大学におけるリカレント教育の推進は、わが国の競争力向上にも不可欠であり、その受益者は社会全体である。

しかし、私立大学等経常費補助金によるリカレント教育の推進に対する支援（社会人の組織的受け入れ）は、平成30（2018）年度に短期大学分を含めて38億円が措置されて以降、令和元

（2019）年度以降の３年間は各年度３～４億円での推移にとどまっている。

教育未来創造会議の第一次提言にあるように、リカレント教育を私立大学の本来業務として位置づけ、これまで以上に推進していくためには、現在の“賃上げ促進税制”による人的投資（教育訓練費の増加）を行う企業に対する税額控除制度の上乗せ等に加えて、公財政支出による支援の抜本的な拡充が不可欠である。

また、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育の推進と相俟っての社会人の学びの選択肢を広げることともなるデジタルを活用したリカレント教育の推進、職業実践能力の向上に係る人材育成、大学院と企業が連携して高度人材を育成するための教育プログラム構築、現役のＩＴ技術者等を対象としたリカレント教育の推進などに対する重点的な支援、さらには学び直しに係る経済的負担を軽減するための教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

さらに「職業実践力育成プログラム」に関して、学生の多様なニーズへのより柔軟な対応が可能となるような認定要件の緩和、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も多様な教育研究を支える高度専門職同様に補助金配分基準の授業時間数に含めるなどの見直しを求めたい。

併せて、継続的なリカレント教育実施に向けて、大学等が企業や地方公共団体等と必要な人材像を求めるプログラム等について議論する場を設け、大学等が提供できるシーズと産業界のニーズの効率的なマッチングを図るための支援を求めたい。

（４）デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進

私立大学はこれまでも自主性・自律性をもって主体的に時代の潮流をとらえ、社会的ニーズに応えるための挑戦を続けてきた。平成３（1991）年の大学設置基準の大綱化以降は、文化、情報、環境、国際、観光、医療、健康、看護、福祉、食やスポーツといった、新しく多様な学問分野の教育体系の構築にも挑戦してきた。

わが国は“競争力”の低下が指摘される一方で、「ベストカントリー（最高の国）」ランキング（2021〔令和３〕年、ＵＳニュース＆ワールド・リポート）において２位、「国家ブランド指数」ランキング（2021〔令和３〕年、イプソス）において３位に位置づけられている。これらは同ランキングの評価指標である「国民性」「高学歴」「革新性」「高スキル労働人口」「整備された法的枠組み」「文化」「観光」等の優位性によるものであり、その優位性の源泉は私立大学にあるといっても過言ではない。

公財政支出の低位性がもたらしている人的・物的なハンデキャップを乗り越え、今後の地球社会の持続的発展への寄与が期待されるデジタル、グリーン（脱炭素化等）等に代表される成長分野関連の人材育成を目的として、Society5.0の実現に向けた特色ある教育展開、ＩＴやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成、リテラシーレベルの能力取得、リスキリングを実施するプログラム開発や起業家育成教育等に対する支援、成長分野への学部転換等をはじめとする取り組みに挑戦し続ける私立大学への継続的、かつ、大胆な支援が不可欠である。

要望３．グローバル化と地方創生推進に対する支援

（１）海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣並びに教育環境の国際化の充実

私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、平成30（2018）年度に短期大学分を含めて53億円、令和元（2019）年度に54億円が措置されて以降は減少し続け、令和３（2021）年度は19億円にまで縮減されている。

私立大学のグローバル化は、海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣、教育環境の国際化の充実あってのものである。私立大学の学生、教職員を通じた国際的な人的交流の衰退は、わが国の競争力の衰退にもつながり、結果的にも国益を損なうこととなる。

日本人学生の海外留学支援、外国人留学生等に対する学生募集から就職支援に至る私立大学の取り組み、対面とオンラインによる海外大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムの構築、グローバル化を推進する組織体制や教育環境の整備、短期交流を含めた大学間交流の促進等に係る私立大学の取り組みへの支援など、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が必要である。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度について、大学推薦によるものについては、その学費を各大学が負担することとされていることにより、私立大学による受け入れを困難にしている実態がある。受け入れ大学が負担する留学生の授業料に係る支援、さらに、平成22（2010）年に廃止された政府開発援助（ＯＤＡ）外国人留学生修学援助費補助金の復活を要望する。

加えて、現下のコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻の影響等を受けた留学生受け入れに係る大学の経費負担増等への支援を要望する。

（２）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

私立大学の約６割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。「地方圏」では、食料だけでなく、自然エネルギー、対人ケア人材（医療・看護、福祉・介護、教育・保育等）の地産地消による「地域循環型社会」の実現を見据えた「地域循環型教育」の推進が必要である。地方創生を実現するためには、地方の私立大学を地域の将来ビジョンにおける地方戦略の中核として位置づけ、地方の私立大学の知の拠点としての機能を強化することが重要となる。

私立大学を地方社会変革の核として位置づけたうえでの継続的な支援として、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業のさらなる拡充を図るとともに、共創の場形成支援プログラム、大学発新産業創出プログラム（ＳＴＡＲＴ）、地域活性化人材育成事業（ＳＰＡＲＣ）や地域中核大学イノベーション創出環境強化事業等が目的とする私立大学の地方・地域における取り組みについては、私立大学等経常費補助金によって継続的に支援していくことが必要である。

今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、産業発展や新産業創出につながるシーズの発見、発掘やそれらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に対する社会や地域の貢献度を考慮した支援が不可欠である。また、

女性の活躍も含めたリカレント教育、全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような魅力ある取り組みについてのさらなる支援が必要である。

さらに、大都市圏に設置する私立大学にあっても、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育･研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、様々なイノベーションの推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も大都市圏の大学による地方創生を担う人材養成機能の強化を通じて、大都市と地方の人材の循環をより一層推進していくことが必要である。

地方大学・地域産業創生事業や地方創生推進交付金等の地方活性化に関する予算については、都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、より一層私立大学が活用できるよう国は支援すべきである。また、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。

要望４．新型コロナウイルス感染症対策に対する支援

（１）学生の感染防止対策

私立大学に通う学生が安心してキャンパス生活を送ることができるよう、大学の施設等における感染予防のための対策や衛生環境の改善は引き続き必要であり、ワクチンの接種機会の提供（大学拠点接種）等が生じた場合は、大学の経費負担への支援を要望する。

学内感染者の早期発見・二次感染の防止及び実習等の目的のために、適時適切にＰＣＲ検査や抗原検査の受検が可能となるよう、検査費の負担軽減に係る支援が必要である。

また、厚生労働省が推奨する一人当たり毎時30m^3以上の換気量、または換気回数（室内の空気が入れ替わる回数）を確保するための教室の換気設備の整備をはじめとする感染症拡大防止策、保健センターの機能整備など、学生の学びの保障のための継続的な支援が必要である。

（２）私立大学病院における医療・福祉系人材育成

大学病院は、新型コロナウイルス感染症治療の最前線として、そして高度先進医療の提供及び地域医療の最後の砦としての役割を担っている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大は大学病院の経営を圧迫し、規模の大きい大学病院は収支への影響も甚大である。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する政府による全面的支援が必要である。

また、私立大学病院では、医学生のみならず、歯学科、看護学科、薬学科、栄養学科、診療放射線学科、心理学科、福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、視能訓練学科、臨床工学科、臨床検査学科、歯科衛生学科、救急救命学科、鍼灸学科、スポーツ学科、診療情報管理学科、医療秘書学科などの学生が日々臨地実習を受けている。これらの実習は、国家試験の受験資格の要件となっているものがほとんどであり、私立大学病院はそれらの課程の根幹を担っている。この機能を維持し続けていくことは、医療従事者の育成のために不可欠である。様々な国家資格制度を担う人材を永続的に輩出し続けるための教育研究の質の担保のため、私立大学病院に対する支援が必要である。

【重点要望項目】

要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）公財政支出による経常的経費の２分の１補助の実現
（２）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
（３）専門職大学等に対する財源の確保

（１）公財政支出による経常的経費の２分の１補助の実現

私立大学経営の健全性向上のためには、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金による「２分の１補助」の実現が図られるべきである。

現下の補助金政策は、定員充足状況を教育の質と同一視し、「メリハリ付」の趣旨のもとに定員未充足を理由とする補助金減額強化の傾向にある。しかし、定員未充足の原因は、各大学が立地する地域の大学進学率、大学卒業後の就業環境や国公私立大学間の授業料等に係る経済負担の違い等にもあり、定員充足状況が教育の質に直結するものではない。特に経済負担の違いに関わっては、公設民営大学等の私立大学の公立化により、学生にとっての授業料をはじめとする経済的負担が減少することで、教育研究の質が変わらずとも志願者が急増することからも明らかである。私立大学等経常費補助金の配分に際しては、定員充足状況に着目した基準に重きを置くのではなく、私立大学が立地する地域の諸環境にも配慮しつつ、ガバナンス・マネジメントや教育研究に係る改革、情報公開を進める私立大学への支援の積極的な拡充や、現行の学部単位、単年度単位による定員管理状況の反映に係る見直しが求められる。近年の特別補助では、定員未充足を理由とする圧縮率により、大幅に補助額が減額されるほか、補助事業に対する支援期間の短縮等により、支援措置の対象となる大学の事業達成に向けた取り組みに多大な影響を及ぼしており、改善が必要である。

修学支援新制度や奨学金の対応、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助金の申請等に係る業務は、専門的かつ複雑化しており、業務負担軽減に向けたシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）、学生支援（振込手数料、送料等含む）等の新たな経費を大学運営に係る経常的経費として位置づけ、私立大学等経常費補助金の一般補助の増額が図られるべきである。

また、“新たな日常”の定着に向けて展開される教育活動においては、大学と学生との物理的距離が生じさせてきた様々な弊害を解消することとなるＩＣＴ教育の推進のための支援とともに、教育研究、医療や社会貢献を推進するためのＤＸ化が不可欠である。ＩＣＴ教育の推進に関わっては、学校等の非営利の教育機関における授業の過程で行う公衆送信（インターネット送信等）を可能にする補償金制度について、令和４年度に引き続き、私立大学等経常費補助金を通じた政府による支援がなされるべきである。ＤＸ化に関わっては、その運用に係る支援（人件費や委託費等）、教職員の働き方改革にも資するテレワークに係る環境整備、マイナンバーカードによる健康保険証利用を可能とするための私立大学病院における環境整備に係る継続的かつ手厚い支援が不可欠である。

（２）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に

購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測される。

私立大学ではこれまで経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、私立大学における控除対象外消費税等に係る負担を学生納付金等の値上げによって学生に負担させることは困難である。

現状においても私立大学にとって実質的な負担の増加となっていること、令和元（2019）年10月の消費税率の引き上げによって、さらなる控除対象外消費税等の負担が拡大している現状を踏まえ、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。また、１）高等教育費に係る家計負担依存からの脱却は社会保障的側面を有しており、わが国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要があること、２）教育の機会均等と格差の固定化の解消を目指した修学支援新制度は、消費税率引き上げによる財源を活用して実施されていること、などを踏まえ、消費税収入の教育目的への充当の実現を強く要望する。

以上の内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正（平成２年度決算）

① 私立大学の「教育」に係る学生１人当たり費用について、国立大学の国費負担額と同程度（学生数59.9万人に対し運営費交付金等１兆3,843億円の２分の１〔6,922億円〕）を教育に対するものと仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額
＝ 約１兆2,460億円（約9,547億円増）［6,922億円÷60万人×216万人÷２］

② 私立大学（大学部門）の経常的経費（教育研究経費＋人件費（退職金関連除く）＋管理経費：約３兆3,185億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その２分の１を国費で負担する。

私立大学への補助額 ＝ 約9,956億円（約7,043億円増）

③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（6,922億円）と私立大学等経常費補助金交付額（2,913億円）の範囲（9,835億円）で、国立と私立を学生数の比率（２：７）に応じて、同じ水準の負担額（私立は２分の１を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約3,346億円の移行

○私立への国費負担（必要額） 9,835÷（２＋〔７÷２〕）×７÷２≒6,259億円
○国立への国費負担（必要分） 9,835÷（２＋〔７÷２〕）×２ ≒3,576億円
○私立への国費負担（増額分） 6,259億円－2,913億円 ＝3,346億円

※6,259億円＝私立大学等の経常的経費の約19%

この新たな公財政支出の考え方による方策は、大学進学の機会均等として「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となる。格差固定化の解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなると考えられる。

「重点要望項目　要望２」の観点とも相俟って、高等教育の国私間格差の是正と家計負担から

の脱却による教育の機会均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、将来的には現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育機会均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

（3）専門職大学等に対する財源の確保

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として誕生した「専門職大学」及び「専門職短期大学」が順次完成年度を迎えることとなる。

本制度創設に係る学校教育法の一部を改正する法律（平成29年５月31日法律第41号）の法律案に対する附帯決議において、「専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。」が附されている。同決議に基づき、専門職大学等への財源確保を含めた私学助成の総額増額を強く要望する。

要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

（１）日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援
（２）教員養成、医療人材育成等に係る支援
（３）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援
（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援
（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援
（７）「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

（１）多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター〔ＵＲＡ〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）においては、「１

週間の割当授業時間数６時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数、さらには教育研究活動を支える職員数に大きく影響を及ぼしており、教育現場の負担は過重なものとなっている。学生が安心して学修に勤しむことのできる環境づくりのためには、職員の活躍が不可欠であることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する国の財政支援の拡充を要望する。

（２）教員養成、医療人材育成等に係る支援

①　教員の養成、資質向上のための支援

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

②　地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題である。高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

（３）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、私立大学におけるＩＲ機能の推進、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、ＩＣＴ環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

また、学生の知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた主体性・協働性を含めた３要素を入口から出口までバランスよく測定することによる教育の質向上、さらには学修経過の可視化を通じた学生自身による学修意欲向上のための学生ポートフォリオの構築と充実に向けた支援が不可欠である。

（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生んでいる。

新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。Society5.0人材の育成に資する産学協働による

共同研究、ＰＢＬ型教育の推進や、産学協働によるインターンシップ、とりわけ理系・博士課程におけるジョブ型研究インターンシップの推進に対する支援の実施、推進に取り組む私立大学へのより積極的な支援が必要である。

（５）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

（６）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、障害のある子供の学びの環境整備、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習、就労支援の推進が求められている。私立大学における障害のある学生の学修機会を保障するため、オンライン授業の質の担保の観点も包含した学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな支援が不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。また、私立大学における障害のある教職員の就労に係る支援についても支援の強化を要望する。

（７）「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公私共通の競争的資金として予算化されている「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（令和４年度予算総額133億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。長年の国私間格差を顧慮しない競争を私立大学に強いることとなりがちであり、国立大学のための予算と言っても過言ではない。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援
（２）エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

（１）私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であり、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。Society5.0に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠であり、私立大学の装置・設備の整備に係る支援の拡充が必要である。

私立大学を対象に、多様で特色ある研究を支援してきた国の補助事業（私立大学学術研究高度化推進事業や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等）の復活・拡充を強く要望するとともに、研究施設、設備や装置、メンテナンスを行う技術員の人件費等、研究基盤の整備を総合的に支援する制度の継続的な実施を要望する。

「重点要望項目　要望１（２）」でも記したように、消費税率の引き上げにより、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においては甚大である。とりわけ医学部を設置する私立大学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療や研究分野において検査、病床の確保、治療法、新薬の開発などの対策を進めるなどしてきたことを踏まえ、安定した医療提供体制構築のための大学病院に対する継続的な支援が必要である。医療従事者の教育にあっては、卒前卒後のシームレスな医学教育の実現を目指して開始されたStudent Doctor制度では、病院内の施設設備を用いていることも踏まえ、補助対象とすることを要望する。

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）に係る補助率の充実（２分の１から３分の２に改定）を要望する。また、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じることを要望する。

（２）エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。カーボンニュートラルによるグリーン社会、脱炭素社会の実現と安定的なエネルギー供給を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対する財政支援の拡充を図る必要がある。

要望５．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化
＜要望事項＞
（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
（４）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援
（６）若手研究者育成のための支援
（７）女性の活躍推進のための支援
（８）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
（９）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
（10）電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援
（11）研究者の安定的な研究環境を整備するための支援
（12）公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

イノベーションの創出力の強化のためには、私立大学の研究と研究者養成機関の質を高めることが必要である。しかし、わが国の研究力の現状に目を転じると、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2021」によれば、研究力を表す指標の一つとされるTop10%補正論文数（分数カウント）は、世界第４位（平成９〔1997〕年から平成11〔1999〕年３年平均）から世界第10位（平成29〔2017〕年から令和元〔2019〕年３年平均）へと順位を下げている。また、国際的に注目度の高い研究領域に、日本が十分に参画できていない状況になりつつある。こうした低下の要因には、研究者を取り巻く状況の悪化がある。

研究者を取り巻く状況の悪化の要因の一つは、公的な研究資金の少なさにある。わが国の研究開発費全体における政府の負担割合は、主要国の中において最も低く、その割合も年々低下傾向にある。また、大学における研究費についても、国公立大学は「政府」からの資金（一部自己資金〔大学の自己収入である学費等〕を含む）が９割以上を占める一方、私立大学は約９割が自己資金であり、公的な支援において大きな格差がある。また、私立大学の独自性を尊重し、私立大学の多様で特色ある研究を支援してきた国の事業［私立大学学術研究高度化推進事業（平成19〔2007〕年度まで）、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20〔2008〕年度～平成27〔2015〕年度まで）、私立大学研究ブランディング事業（平成28〔2016〕年度～平成30〔2018〕年度（新規受付）まで）］も終了し、私立大学の研究資金の確保は危機的状況にある。独自性を尊重した継続的かつ柔軟な支援を図るため、私立大学に対しては、一律で総花式な支援ではなく、各大学の独自性を尊重した戦略的な支援及び評価が必要である。

政府がとりまとめた「統合イノベーション戦略」では、「知の創造」に向けた大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出と戦略的な研究開発の推進、「知の社会実装」に向けた世界水準の創業環境の実現等を図っていくこととされている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現し、諸科学の調和ある発展を成し遂げていくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

（１）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。

イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成や、「総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の実現を目指す私立大学への支援が必要である。

（２）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野

の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標（30%）の達成を目指すことが必要である。その際、「科研費若手支援プラン」等の実行による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援、ハイレベルな国際共同研究への大規模かつ安定的な支援の充実等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

（４）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等の拡充を図る必要がある。

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上や異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。共同利用・共同研究活動を維持・強化しつつ、わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資するよう一層の拡充が必要である。

（６）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外からの若手研究者の招へいを実現するための支援の充実が必要不可欠である。また、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」「創発的研究支援事業」、テニュアトラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員事業）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、

産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

（７）女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、最大の潜在力であり、多様な視点や発想を取り入れることを可能とする女性の活躍を推進することが重要である。

①　科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

②　学業や研究の両立のための支援

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のため、研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

（８）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえつつ、研究マネジメント体制・機能の強化に対して着実な支援を行い、大学研究力の強化・底上げを図る必要がある。

（９）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

（10）電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、研究成果の公表の場であるだけでなく、公表された研究成果が刺激となって新たな研究活動に結びつくことで、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰を続け、各大学は例外なく購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。大学の教育研究環境を脅かすこの状況は、個々の大学の努力では解決できない国家的規模の緊急事態であり、国として根本的な対応策を早期に講じるとともに、それまでの過渡的な支援として電子ジャーナルの購読費に対する補助を要望する。

また、個人研究費を圧迫することなくオープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及の観点から、投稿実績などを算定基礎とした、大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

（11）研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

研究者が育児休業中及びその復帰後に研究を円滑に継続できるよう、研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実を図る必要がある。また、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現を図る必要がある。

（12）公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

米国のNational Science Foundation（ＮＳＦ）における研究費審査においては、Intellectual Merit（知的メリット）に加えてBroader Impact（波及効果）という審査項目があり、この波及効果には、人材育成等への寄与が含まれている。わが国の各研究費配分機関においても、事業の特性に応じ「人材育成」の観点による評価指標が導入されるべきである。

また、文部科学省所管の科学技術振興機構（ＪＳＴ）、経済産業省所管の新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）、総務省所管の情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）、厚生労働省所管の日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）等の研究費配分機関に「大学別の配分額」と「国立大学、公立大学、私立大学」への配分額の公表を求めたい。

要望６．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

＜要望事項＞

（１）スポーツの振興に資する取り組みへの支援

（２）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

（１）スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み（①スポーツボランティア、障害者スポー

ツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等）への支援を要望する。

（2）文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望７．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

＜要望事項＞

（1）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

（2）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

（3）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

（4）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

（1）安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

私立大学の施設は、学生の学修や教育研究活動を営む場である。また、非常災害時においては、被災地域の避難住民の受け入れや復興に向けたボランティアセンター等として、防災・減災や復旧・復興を支えている。私立大学が地域の防災・減災や復旧・復興の拠点としての機能を強化するための取り組みに対する継続的な支援を要望する。

文部科学省によると、耐震化率については国立大学の99.5%に対し、私立大学は約95.0%と、約4.5%の差が存在している。学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならず、私立大学の施設も公共財である。

私立大学の施設の耐震化については、これまでもその重要性を踏まえ、積極的に取り組みを進めてきた。一方で、私立大学は国立大学と違い２分の１補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在しており、それらの耐震化を進めるに当たっては、通常の建物より高度な技術、高額な費用と時間を要するなど、耐震化の完了まで時間を要することから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。

（2）私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については

復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の２分の１、局地激甚災害（局激）については５分の２の国庫補助となっており、国私間において格差がある。本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充を要望する。

（3）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担うなど、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担っている。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。また、これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。防災教育・研究機能の強化・推進により、国はもとより地域の防災行政に資する教育・研究に取り組む大学の体制整備等に係る支援も必要である。

（4）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。

また、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

≪付記≫　令和５年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

【要望の趣旨】

幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出す等、地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要なことと考えます。

【要望の背景】

○　高専の現状

近年、高専に対して機能強化が謳われる中で、Society5.0に求められる人材育成として、数理・データサイエンス・ＡＩ教育やロボット利活用の教育プログラムの導入、高度化・国際化の推進等、政府・産業界からの期待や東南アジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

その高専は国公私立合わせて57校（国立51校、公立３校、私立３校）ですが、私立高専は全高専の僅か５％であり、70%を占める私立大学とは大きく異なります。私立高専がこれ程少ない要因には、私立高専固有の財政上の問題があるからです。

○　国公立高専との費用負担格差

私立高専は、原則学納金収入で経営を行っており、国からは私立大学等経常費補助金が交付されていますが、高等教育機関であるために、地方自治体からの財政支援は充分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

後期中等教育（高校）に相当する高専１～３年次の授業料については、私立高校と同様に家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体によっては、国の支援に上乗せして授業料の負担軽減策を実施しているところもありますが、それは主に大都市に限られており、学生の居住地と学校所在地とが異なる場合には自治体から支援が受けられない等、全員に恩恵があるわけではありません。学生確保のためには、地方の私立高専の授業料は地域の私立高校並みに減額も行わざるを得ません。

○　高専制度の課題

私立高専は建学の精神に基づいた独自の特色ある工学教育に取り組んでいますが、高専は実験・実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、文系よりも施設設備費が必要です。なおかつ、学年制で、１クラス 40 名程度の少人数クラス編成を設置基準で義務づけられているため、学生定員を満たしているにもかかわらず、厳しい経営を強いられております。

○　ポストコロナ時代の教育の在り方

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育の在り方が変容し、面接授業と遠隔・オンライン授業の利点を積極的に活用したハイブリット型教育への転換が求められており、学生の学修機会の確保と教育環境整備の促進が不可欠です。

【要望事項】

１．私立高専に対する国の支援の充実・強化

令和３年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり 13.3 万円で、後期中等教育に相当する１～３年次を含め、私立高校の生徒一人当たり 34.5 万円（国庫補助金 5.7 万円＋地方交付税 28.8 万円：財源計画）と比べても、格差は21万円にもなっています。

また、高専４・５年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専１～３年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願いします。

２．高等学校等就学支援金制度の年収要件（590 万円未満）の拡大

―　対象：高専生１～３年生　年収 910 万円まで　―

2020 年４月より開始された「私立高校授業料実質無償化」政策について、年収 590 万円未満の世帯の生徒（高専１～３年生）を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額が 39.6 万円まで引き上げられたことにより、対象となる多くの生徒が恩恵を受けられ、進学機会が増えました。

しかしながら、年収要件を少しでも超える世帯の生徒については、従来の 11.88 万円のままであり、逆に格差が生じています。分厚い中間層への支援も必要不可欠であり、教育の実質的な機会均等に寄与するためにも、年収要件を最大 910 万円（就学支援金制度の対象上限）まで拡大するようお願いします。

また、先述の通り、特に地方の私立高専の授業料は、入学対象が１５歳のため地域の私立高校の授業料まで下げざるを得ない状況もあるので、就学支援金の支給上限額のさらなる拡大もお願いします。

３．ハイブリッド型教育推進への支援

―　教育環境整備及び遠隔教育プログラム・教材開発 等　―

ハイブリッド型教育への転換が求められている中で、全ての学生が同じ環境下で学修ができるようＩＣＴ環境の整備・維持・拡充に係る支援をお願いします。

また、遠隔授業を行う場合、従来の対面の授業内容では十分対処できないこともあり、デジタル技術等を活用した質の高い教育プログラム・教材開発への支援をお願いします。

【関連事項】

○ 国際化に向けた高専における準学士の称号から学位化の実現

日本型高専教育の海外展開と国際化の推進を図るためには、学位の国際的通用性が重要です。高専における学位授与について、準学士の称号から学位化のご検討をお願いします。

資料１－２

令和５年度私立大学関係政府予算要望
データ編

令和４年８月
日本私立大学団体連合会

家庭の年間収入別学生数の割合 …… 1

家庭の年間平均収入等の推移 …… 2

大学生一人当たり公財政支出と労働生産性【国際比較】 …… 3

租税負担と大学生に係る教育費の公的負担【国際比較】 …… 4

公財政支出と家計負担、人的資源 …… 5

研究設備、施設・装置への補助の推移 …… 6

18歳人口、入学者数と進学率の推移 …… 7

私立大学の社会的便益
～国家試験等合格者、オリンピック入賞者等 …… 8

家庭の年間収入別学生数の割合

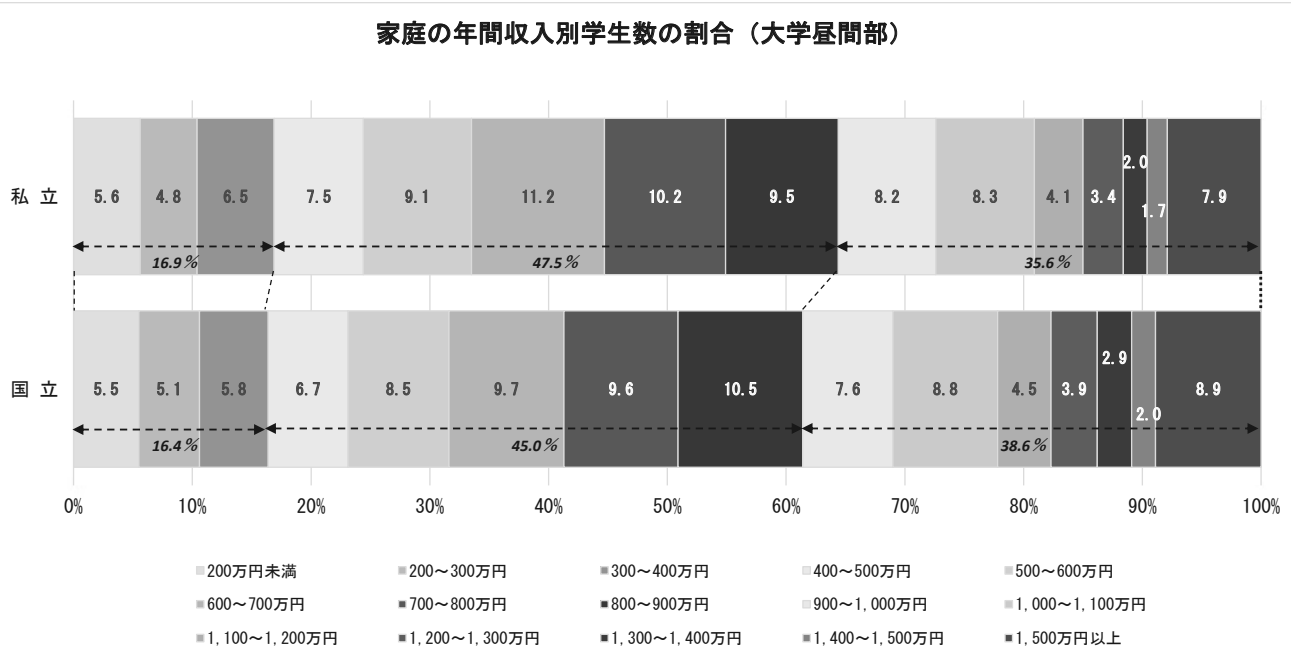

※「学生生活調査」（日本学生支援機構）による。

- 家庭の年間収入が900万円を超える所得層の割合は、私立大学（35.6%）よりも国立大学（38.6%）のほうが高い。
- 400万円～900万円の所得中間層の割合は、国立大学（45.0%）よりも私立大学（47.5%）のほうが高い。
- 400万円未満の所得層の割合は、国立大学（16.4%）よりも私立大学（16.9%）のほうが高い。

家庭の年間平均収入等の推移

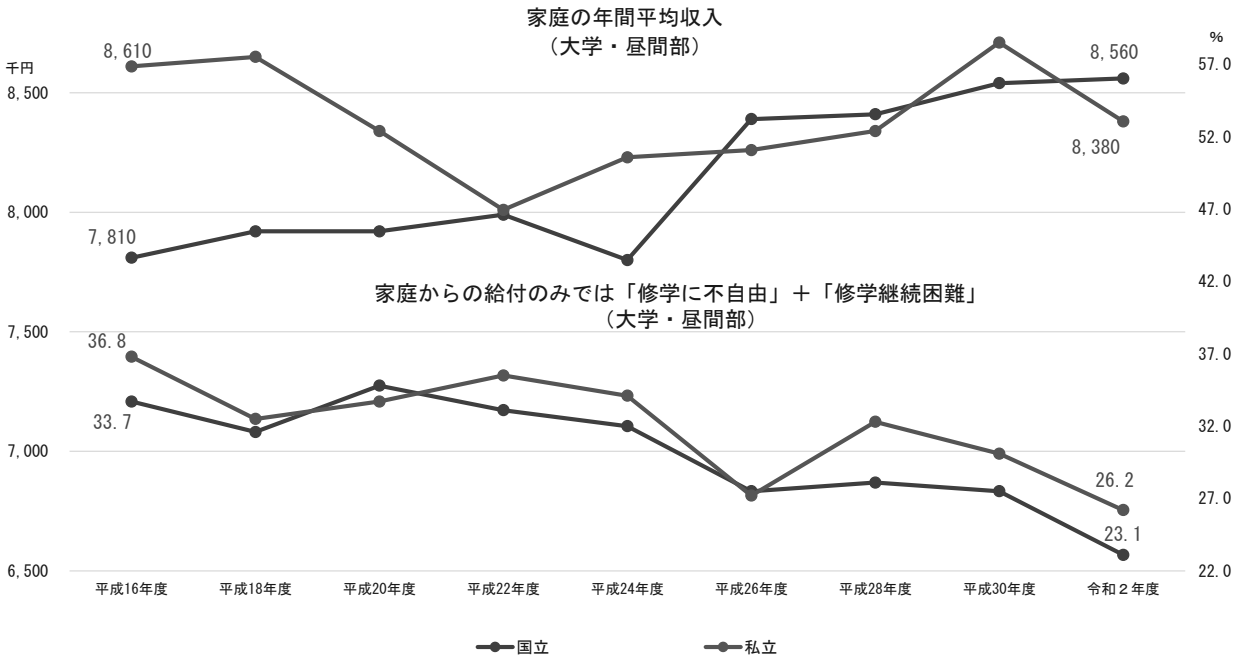

※「学生生活調査」（日本学生支援機構）による。

- 家庭の年間平均収入額は、国立大学生（856万円）のほうが私立大学生（838万円）よりも高い。過去16年間の推移は、国立大学生の家庭が9.6%増であるのに対し、私立大学は2.7%減となっている。
- 「家庭からの給付のみでは『修学に不自由』＋『修学継続困難』」な学生の割合は、国立大学生（23.1%）よりも私立大学生（26.2%）のほうが高い。

2

大学生一人当たり公財政支出と労働生産性【国際比較】

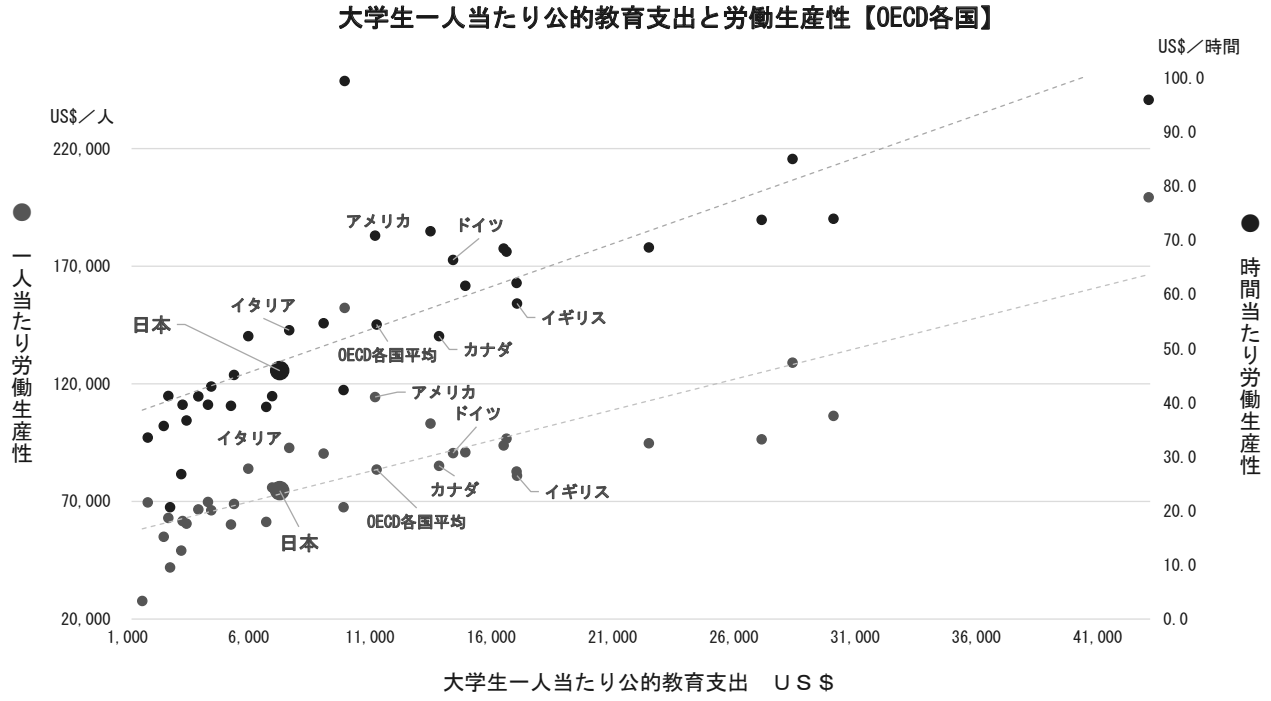

出典　大学生一人当たり公的教育支出（為替レートベース）：UNESCO（2018年）
時間当たり労働生産性（実質ベース）：OECD（2018年）
一人当たり労働生産性：ILO（2018年）

- 教育費の対ＧＤＰ比率（公的負担分）が高ければ労働生産性が高いという正の相関関係がある。
- 公的教育支出の拡充はわが国の労働生産性の向上に資する。

3

租税負担と大学生に係る教育費の公的負担【国際比較】

政府税収対GDP比と教育費の公的負担比率（大学生）

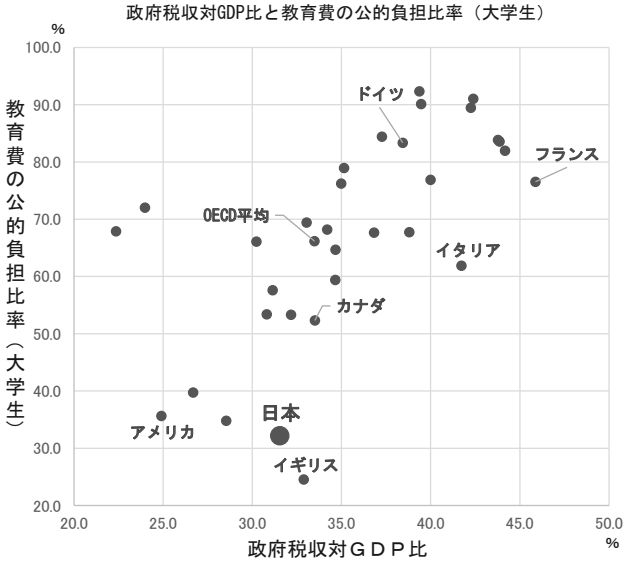

政府税収対GDP比と政府支出に占める公的教育費割合（大学生）

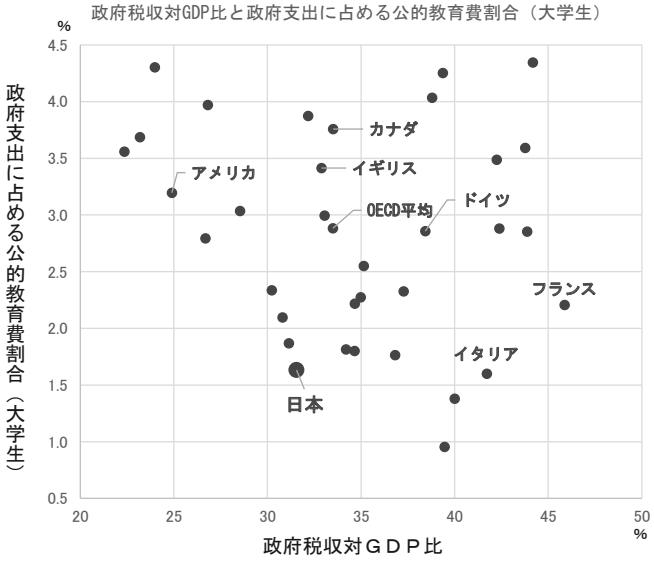

出典：OECD（2018年データ）
- 政府税収対GDP比：政府税収の対GDP比率でOECDベースでの租税負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷GDP）
  財務省発表の国民負担率（〔租税負担＋社会保障負担〕÷国民所得）とは異なる。税収には所得課税（個人所得税・法人税等）、社会保険料負担（個人負担分・企業負担分等）、資産課税（固定資産税、贈与税、相続税等）、消費課税（物品税、消費税、関税等）など全ての税収を含む。政府には中央政府、地方政府、自治体及び政府の社会保険組織を含む。
- 教育費の公的負担比率：各国の教育費支出総額における政府・公的機関などの公的教育費支出の割合。
  教育費支出総額は公的支出分と私的負担分（個人・家庭・民間機関の支出）の合計値。公的教育費支出には家庭の教育機関への支出に対する政府から家庭への補助金を含まない。
- 政府支出に占める公的教育費割合：各国の政府支出総額に占める公的教育費支出の比率
  政府支出は中央政府の支出、地方自治体の支出を含む公的支出総額で資本的支出を含む。公的教育費は中央政府、地方自治体、他の公的機関が支出する教育関係費総額で教育機関への直接的支出のほか、家庭、民間組織への支出を含む。

● 政府税収対GDP比	OECD平均	33.5%	日本　31.6%
教育費の公的負担率（大学生）		66.2%	32.1%
政府支出に占める公的教育費割合（大学生）		2.9%	1.6%

● わが国は、「政府税収とGDPとの比率」はOECD平均並みである一方で、「大学生に対する教育費の公的負担比率」「大学生に係る政府支出に占める公的教育費割合」ともに最低水準である。

4

公財政支出と家計負担、人的資源

学生一人当たり
経常的経費（教育研究経費＋管理経費＋人件費）と
その源泉

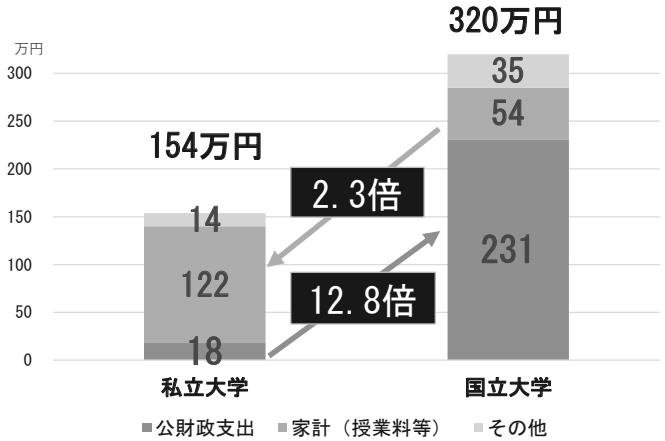

学生100人当たり教職員数

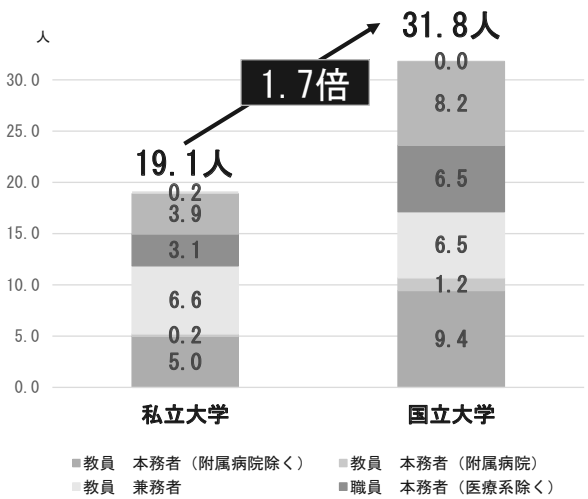

※ 経常的経費は、私立大学は『今日の私学財政（令和3年度版 大学・短期大学編）』（令和2年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の教育研究経費、管理経費並びに人件費。国立大学は『文部科学統計要覧（令和4年版[2022]）』（令和2年度数値）の「国立学校 大学」による教育研究費、管理費並びに人件費。
※ 公財政支出は、私立大学は、『今日の私学財政（令和3年度版 大学・短期大学編）』（令和2年度数値）「大学法人」の「事業活動収支計算書（大学部門）」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計。国立大学は、各法人の『決算報告書』（令和2年度）における「決算額」の「運営費交付金」「施設整備費補助金」「補助金等収入」「大学改革支援・学位授与機構施設費交付金」の合計。
※ 家計（授業料等）は、「国立大学」は標準授業料、「私立大学」は『私立大学等の令和2年度入学者に係る学生納付金等調査結果』（文部科学省）による（施設設備費を含む）。

※ 『学校基本調査（令和3年度）』による。

● 公財政支出は、国立大学（231万円）よりも私立大学（18万円）のほうが12.8倍少ない。
● 家計負担（授業料等）は、国立大学（54万円）よりも私立大学（122万円）のほうが2.3倍大きい。
● 人的資源（学生100人当たりの教職員数）は、国立大学（31.8人）よりも私立大学（19.1人）のほうが1.7倍少ない。
● 私立大学の教育研究を支える基盤的経費に対する支援の充実が不可欠である。

5

研究設備、施設・装置への補助の推移

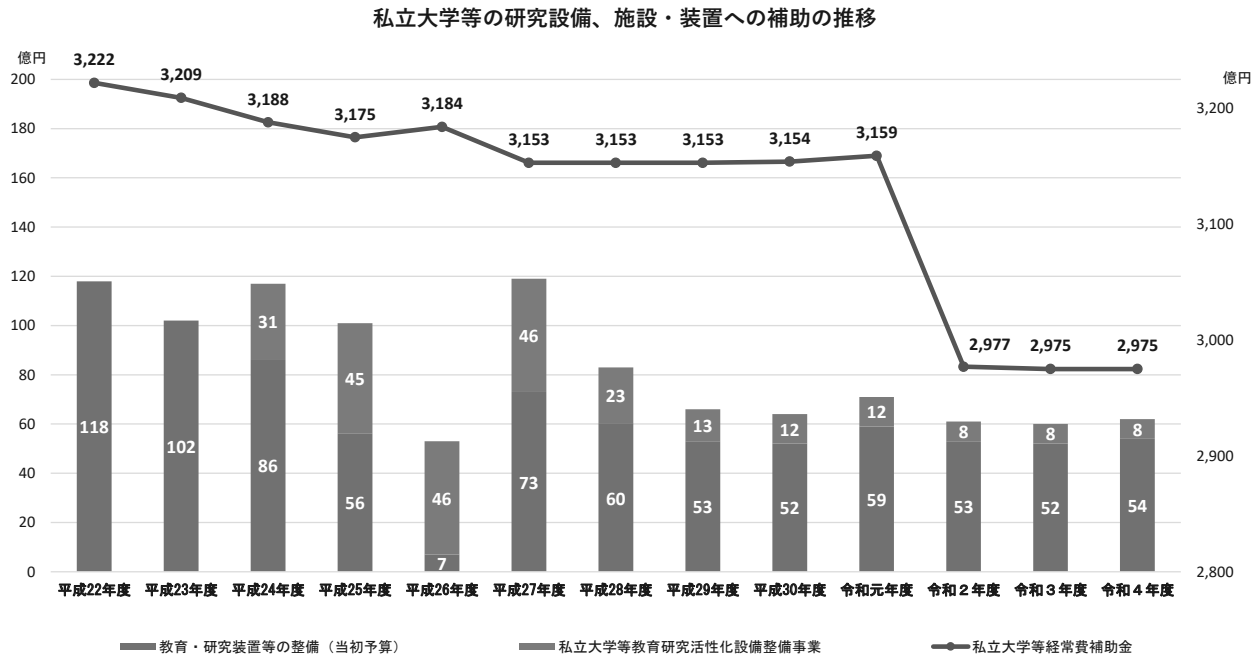

※ 「教育・研究装置等の整備」には、他局計上分及び高校以下分を含む。
※ 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業分、私立大学研究ブランディング分、私立大学等改革総合支援事業分、私立大学病院の機能強化（利子助成）分を含む。
※ 補正予算は含まない。

● 施設、設備等の予算は、この10年間で、118億円から54億円と54%減少している。 6

18歳人口、入学者数と進学率の推移

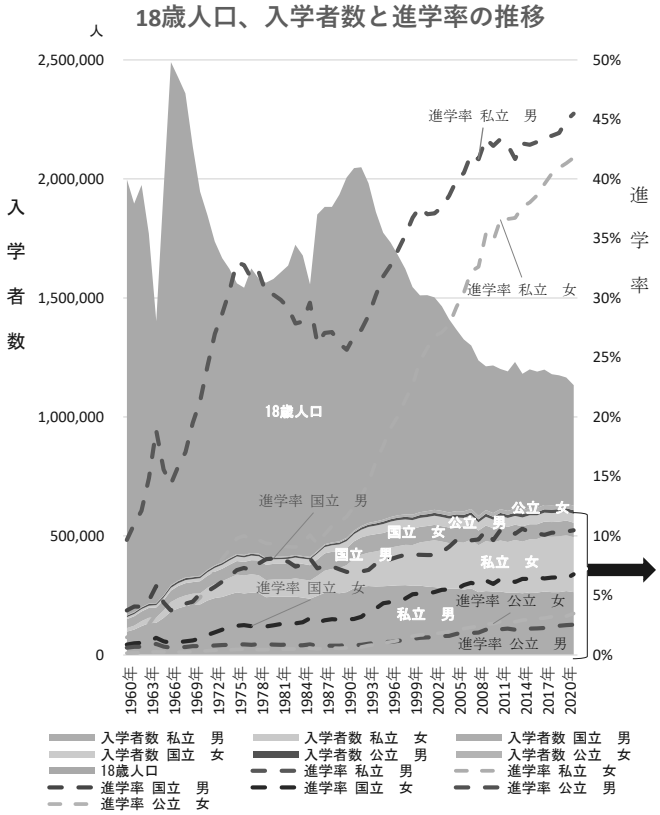

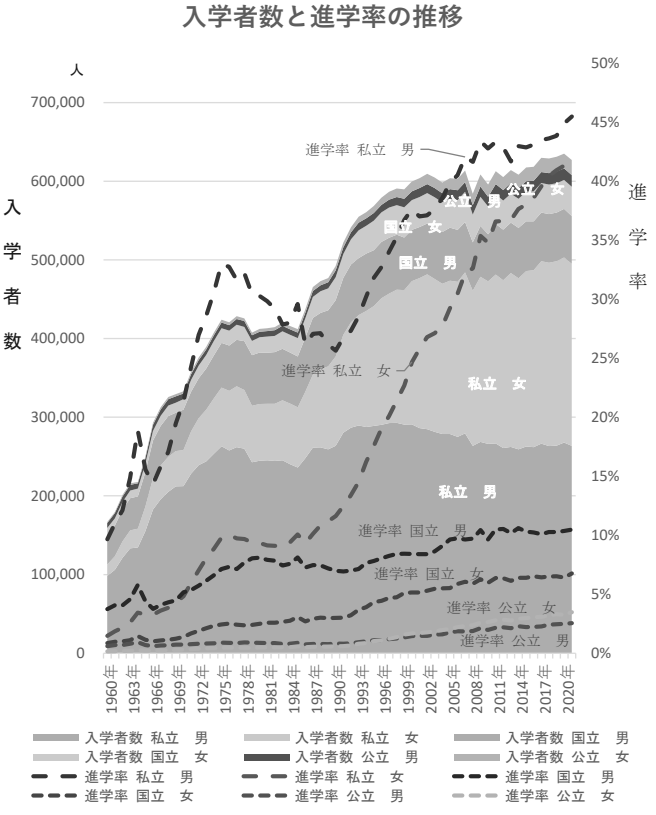

● 私立大学は、わが国の高等教育を支え続けてきた。女子の大学進学率の向上は私立大学なくしては実現し得ない。 7

私立大学の社会的便益～国家試験等合格者、オリンピック入賞者等

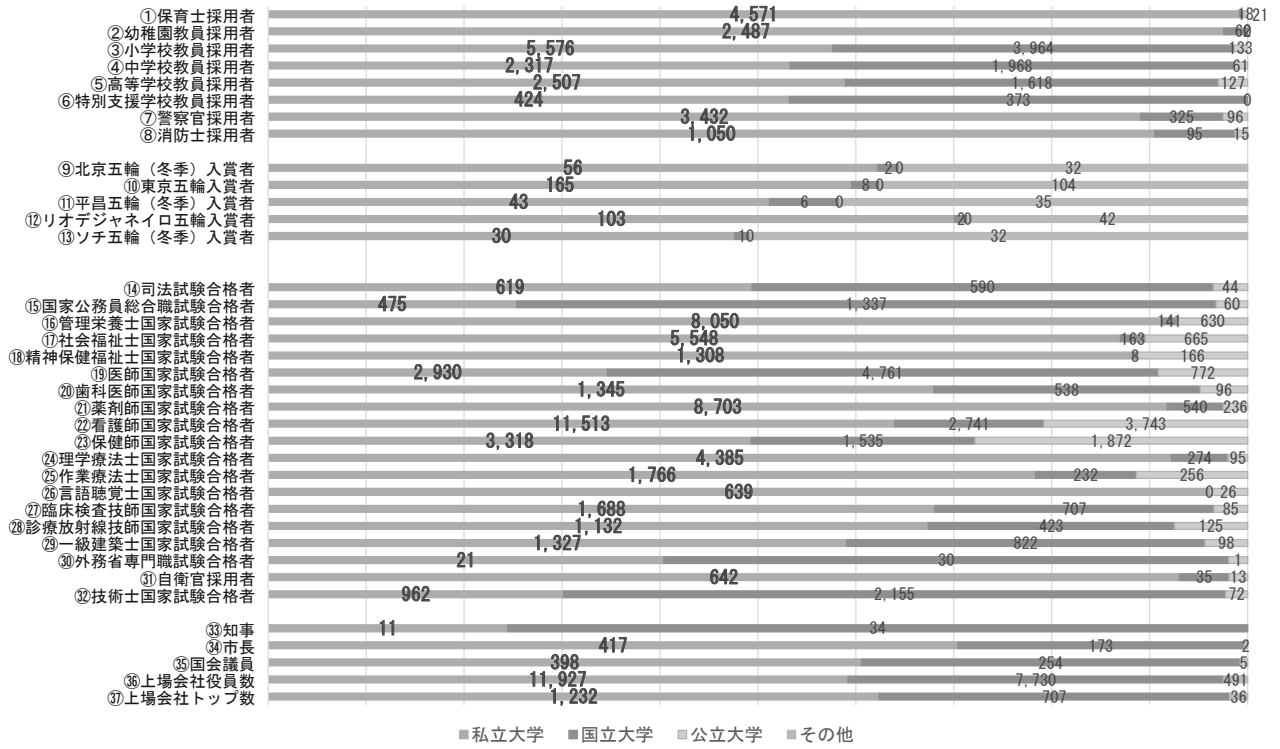

出典 ①～⑧、⑭～㉜：「大学ランキング」（2015～2017）〔朝日新聞出版〕 ㉝～㉟：「2019 大学ランキング」〔朝日新聞出版〕
㊱～㊲：「役員四季報（2018年版）」〔東洋経済〕 ⑨～⑬：（公財）日本オリンピック委員会Webサイトに基づき作成

● 国家試験等の合格者、オリンピック等においても、私立大学はわが国の社会に大きく貢献している。 8

資料１－３

令和5年度　文部科学省概算要求の概要

１．歳出予算

(単位：億円)

	令和4年度予算額	令和5年度要求・要望額	比較増△減額	備考
一　般　会　計	52,818	58,949	6,130	対前年度　11.6%増
エネルギー対策特別会計	1,086	1,405	320	対前年度　29.5%増

※単位未満四捨五入とする。

２．財政投融資計画

(単位：億円)

	令和4年度計画額	令和5年度要求額	比較増△減額	備考
日本学生支援機構	5,849	5,915	66	ほか財投機関債 1,200
日本私立学校振興・共済事業団	221	279	58	
大学改革支援・学位授与機構	511	781	270	ほか財投機関債 50
科学技術振興機構	48,889	0	△48,889	ほか財投機関債 200

令和5年度　文部科学省概算要求のポイント（教育関係）

文教関係予算のポイント　　4兆3,589億円＋事項要求（4兆64億円）

注）　（ ）内は令和4年度予算額。
★が付く項目は、事項要求も行う。
この他、原油価格・物価高騰対策についても事項要求を行う。
各項目の右側の丸数字は当該項目の参考資料のページ数。

個別最適な学びと協働的な学びの実現

教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進
- 小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進⑥1兆5,108億円（1兆5,015億円）
- 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実 ⑦㊸　318億円（201億円）

教師の研修体制の充実
- 「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築 ⑧　46億円（ 14億円）

GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速
- 運営支援センター機能強化、学校DXに向けた先進事例創出・展開等 ⑨⑩⑪　111億円（ 14億円）
- 次世代の校務デジタル化の推進 ⑫　10億円（新　規）
- 小中学校等における学習者用デジタル教科書普及促進 ⑬　23億円（ 23億円）
- デジタル教科書・デジタル教材等活用のための通信環境調査研究 ⑭　6億円（新　規）
- 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進等⑮⑯12億円（5億円）

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上
- 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援 ⑰　58億円★（ 25億円）

新時代に対応した**高等学校改革の推進**
- 普通科改革支援、職業教育の充実 ⑱⑲　6億円（ 5億円）

感染症対策の充実と学校健康教育の推進
- 学校の新型コロナウイルス感染症対策支援、養護教諭の業務支援の充実、学校健診情報の本人提供(PHR)の推進、学校給食の充実等 ⑳㉑　7億円★（ 6億円）

道徳教育の充実
- 道徳教育の抜本的改善・充実等 ㉒　42億円（ 42億円）

英語教育の充実
- 英語教育・日本人の対外発信力の改善 ㉓　89億円（ 73億円）

新しい時代の学びを支える学校施設の整備

教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、キャンパスの共創拠点化、脱炭素化など**学校施設等の整備**の推進
- 公立学校施設整備 ㉔　2,104億円★（687億円）
- 国立大学・高専等施設整備 ㉕　1,000億円★（363億円）
- 私立学校施設等整備　㉘　329億円★（ 99億円）

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実や客観的指標に基づく**メリハリある配分による改革の徹底、高専の高度化・国際化**の推進
- 国立大学改革の推進 ㉖　1兆1,170億円　（1兆836億円）
- 高等専門学校の高度化・国際化 ㉗　785億円★（　625億円）
- 私立大学等の改革の推進等 ㉘　4,072億円　（ 3,995億円）

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化
- 大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設㉙　100億円（新　規）

高度専門人材の育成等の推進
- 数理・データサイエンス・AI教育の推進㉚　24億円（ 23億円）
- 高度医療人材の養成 ㉛　32億円（新　規）
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成 ㉜　394億円（373億円）

令和5年度　文部科学省概算要求のポイント（教育、スポーツ、文化芸術関係）

誰もが学ぶことができる機会の保障

教育相談体制等の充実による**いじめ、不登校対策等の推進**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNS等を活用した相談体制の充実、自殺対策、不登校対策等の推進（不登校特例校の設置促進等）㉝㉞ 105億円（ 80億円）
- 夜間中学の設置促進等 ㉟ 0.8億円（0.8億円）

生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援
- 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実等 ㊱ 51億円（ 35億円）
- 大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進 ㊲ 2億円（ 2億円）
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 ㊳ 1億円（新　規）

外国人の受入れ拡大に対応し、共生社会の実現を図るための**日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実**
- 外国人等に対する日本語教育の推進 ㊴ 17億円（ 10億円）
- 学校における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等 ㊴㊵ 14億円（ 13億円）

海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実
- 在外教育施設の機能強化（教師派遣、プログラム支援等）㊶ 176億円★（172億円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進等による地域や家庭の教育力の向上や**体験活動の充実、学校安全体制の整備**の推進
- 学校を核とした地域力強化、社会教育施設の機能強化による地域の教育力向上等 ㊷（学校における働き方改革・地域による学習支援㊸、家庭教育支援㊹、体験活動㊺、読書活動の機会の確保㊻、公民館・図書館等のDXの推進㊼等） 114億円（ 76億円）
- 学校安全体制の整備 ㊽ 7億円（ 6億円）

リカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充
- 大学・専門学校・高専等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充 ㊾ 123億円（ 96億円）
- リカレント教育推進のための学習基盤の整備 ㊾ 4億円（0.4億円）

各教育段階の負担軽減による**学びのセーフティネットの構築**
- 高等学校等就学支援金における家計急変支援の創設等 ㊿ 4,151億円（4,149億円）
- 高校生等奨学給付金の充実 ㊿ 162億円（ 151億円）
- 高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）(51) 事項要求（6,211億円）

※出世払いの仕組みの創設等に向けた奨学金業務システムの改修を併せて実施

スポーツ立国の実現　463億円（355億円）

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備等
- 地域スポーツクラブ活動体制整備、部活動指導員の配置支援 (52) 102億円（ 15億円）
  （（参考）運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行等 (52) 118億円（ 18億円））
- 子供の体力向上(アスリートの体育授業派遣等)、大学スポーツ振興 (53) 10億円（ 8億円）

持続可能な競技力向上体制の確立等
- 国際競技力の向上 (54) 103億円（100億円）
- 競技団体の組織基盤強化への支援 (55) 6億円（ 3億円）
- ﾄﾞｰﾋﾟﾝｸﾞ防止活動推進体制の強化、ﾎﾟｽﾄｽﾎﾟｰﾂ・ﾌｫｰ・ﾄｯﾓﾛｰの推進 (56) 6億円（ 5億円）

多様な主体によるスポーツ参画の促進と共生社会の実現
- Sport in Lifeの実現及びスポーツによる健康増進 (57) 9億円（ 8億円）
- 障害者のスポーツ実施環境整備、体育の授業見学ゼロに向けた取組 (58) 7億円（ 4億円）

スポーツの成長産業化・スポーツによる地方創生
- ｽﾎﾟｰﾂﾊｽﾋﾟﾀﾘﾃｨ及びDX、他産業との共創、ｽﾀｼﾞｱﾑ・ｱﾘｰﾅ改革の推進 (59) 5億円（ 3億円）
- スポーツツーリズムを含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進 (60) 5億円（ 4億円）

文化芸術立国の実現　1,350億円＋事項要求（1,076億円）

文化芸術のグローバル展開、ＤＸの推進、活動基盤の強化 (61)
- 文化芸術のグローバル展開等 162億円★（132億円）
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 122億円（ 73億円）
  -文化部活動の地域連携や地域文化倶楽部移行等 (52) 16億円（ 3億円）

文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用促進 (62)
- 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 352億円★（252億円）
- 多様な文化遺産の公開活用の促進等 218億円（192億円）

文化振興を支える拠点等の整備・充実 (63)
- 国立文化施設の機能強化等 367億円★（318億円）
- 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 24億円（ 22億円）
- 博物館機能強化の推進 15億円（ 4億円）

令和5年度　文部科学省概算要求のポイント（科学技術関係）

科学技術予算のポイント　1兆 1,818億円+事項要求（9,775億円）
※エネルギー対策特別会計への繰入額1,398億円（1,080億円）を含む

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

我が国の**研究力の総合的・抜本的な強化** (65)(66)
- ◎地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの拡充 (64) 総額 566億円（ 373億円）
- 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 56億円（ 新　規 ）
- 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI） 92億円（ 61億円）
- 学際領域展開ハブを構築する共同利用・共同研究システム形成事業 27億円（ 3億円）
- 博士課程学生の処遇向上と研究環境確保（科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業） 49億円（ 34億円）
- 科学研究費助成事業（科研費） 2,512億円（2,377億円）
- 創発的研究支援事業 168億円（ 0.6億円）
- 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出） 455億円（ 428億円）

戦略的トップダウン型を含めた**国際共同研究・頭脳循環** (71)
- 先端国際共同研究推進事業（AMED分を含む） 40億円（ 新　規 ）
- 科研費国際先導研究（科研費の内数） 110億円 【R3補正：110億円】

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けた**イノベーションの創出** (67)
- 大学発新産業創出プログラム（START） 54億円（ 21億円）
- 共創の場形成支援 163億円（ 138億円）

研究のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 (69)
- AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業 13億円（ 10億円）
- 量子コン・スパコンのハイブリッドによる研究DX基盤の高度化(TRIP) 73億円（ 新　規 ）
- マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組 127億円（ 75億円）

世界最高水準の大型研究施設の整備・成果創出の促進 (68)
- 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進 57億円（ 22億円）
- 最先端大型研究施設の整備・共用 494億円（ 441億円）

重点分野の研究開発の戦略的な推進

AI、量子技術、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等の国家戦略を踏まえた**重点分野**の研究開発を戦略的に推進 (69)(70)(76)
- AIP:人工知能/ﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ/IoT/ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ統合ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 111億円（ 109億円）
- 光・量子飛躍ﾌﾗｯｸﾞｼｯﾌﾟﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ（Q-LEAP） 47億円（ 37億円）
- 革新的GX技術創出事業（GteX） 60億円（ 新　規 ）
- 再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム 121億円（ 新　規 ）

経済安全保障のための**先端的な重要技術の育成支援**を行うプロジェクトの強化 (69)
- 経済安全保障重要技術育成プログラム 内閣府において関係省庁分を含めて事項要求 【R3補正：1,250億円】

国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進

宇宙・航空分野の研究開発の推進 (73)
- 宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発 2,002億円★(1,526億円)
  -打上げ能力の強化（H3ロケット・イプシロンロケット・将来宇宙輸送） 197億円（ 148億円）
  -アルテミス計画に向けた研究開発等 336億円（ 141億円）

海洋・極域分野の研究開発の推進 (74)
- 北極域研究船の建造を含む北極域研究等の推進 48億円（ 47億円）

防災・減災分野の研究開発の推進 (75)
- 南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築等 47億円★(12億円)

環境エネルギー分野の研究開発の推進 (76)
- 革新的GX技術創出事業（GteX）（再掲） 60億円（ 新　規 ）
- 次世代X-nics半導体創生拠点形成事業 13億円（ 9億円）
- ITER計画・BA活動等の核融合研究開発の実施 299億円（ 214億円）

原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進 (77)
- 高温ガス炉や核燃料サイクルに係る革新的な研究開発 235億円（ 94億円）
- 医療用RIを含む原子力の多様な研究開発及びそれを支える人材育成 65億円（ 49億円）
  -「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉 5億円（ 4億円）

※加えて、科学技術分野の事項要求★は、国立研究開発法人の施設整備に対しても行う。

「重要政策推進枠」要望一覧

文部科学省　（単位：千円）

事業名	要望額
国際連合大学の施設整備	312,499
国際バカロレアの振興	15,000
新時代の教育のための国際協働プログラム	93,579
日本型教育の海外展開	10,000
ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金拠出金	8,000
SDGs実現のための教育プログラム戦略的支援信託基金拠出金	20,000
ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	30,779
SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業	14,657
公立学校施設の整備	159,520,809
国立大学法人施設整備	66,582,036
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備	8,737,410
国立大学法人先端研究等施設整備	551,510
文教施設におけるPPP/PFI・コンセッション事業	98,626
環境を考慮した学校施設の整備推進	35,735
文教施設の防災対策の強化・推進	9,020
教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用	238,755
教員研修高度化推進支援事業	2,633,096
外国人児童生徒等への教育の充実	40,786
アジア高校生架け橋プロジェクト＋	195,027
専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業	403,919
成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業	1,422,061
地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業	296,047
リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業	76,641
学校を核とした地域力強化プラン	10,729,621
体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	146,720
社会教育デジタル活用等推進事業	151,847
独立行政法人教職員支援機構施設整備費	265,650
放送大学学園施設整備費	363,000
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	752,610
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	181,257
義務教育費国庫負担金	3,232,000
補習等のための指導員等派遣事業	9,455,666
特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進	112,202
小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 （先導的オンラインなオンライン研修実証研究事業）	54,990
いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	3,839,986
教育支援体制整備事業費交付金	2,403,750
私立幼稚園施設整備費	2,113,170
特別支援教育充実事業	96,694
医療、保健、福祉等と連携した特別支援教育支援体制整備充実事業	4,423,620
特別支援教育就学奨励費負担金等	1,556,254
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	78,064
次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進	264,414
GIGAスクールにおける学びの充実	664,126
GIGAスクール運営支援センター整備事業	10,157,664
デジタル教科書・デジタル教材等の活用のための通信環境の調査研究	573,099
次世代の校務デジタル化推進実証事業	977,157
学習者用デジタル教科書普及促進事業	392,200
学校健康診断情報のPHRへの利活用に関する調査研究事業	362,514
学校給食・食育総合推進事業	53,149
新時代に対応した高等学校改革推進事業	117,547
高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究	7,560
マイスター・ハイスクール	42,772
産業教育設備整備費補助	58,740
国立大学法人運営費交付金	140,598,996

事業名	要望額
国立大学経営改革促進事業	400,000
私立大学等経常費補助金	9,166,876
私立大学等研究推進費補助金	11,080,295
私立高等学校等経常費助成費補助金	12,448,176
私立学校教育研究装置等施設整備費補助	24,653,325
私立大学等研究設備整備等	3,333,173
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	14,494,810
高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業	5,700,000
独立行政法人日本学生支援機構運営費	6,803,117
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	317,000
高等教育負担軽減の推進	15,300
大学等の海外留学支援制度	8,631,500
成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業	667,454
価値創生に向けたネットワーク型人文・社会科学系大学院構築支援事業	684,758
地域活性化人材育成事業	600,000
大学の世界展開力強化事業	1,000,000
大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	200,000
次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	968,884
質の高い臨床教育・研究の確保事業	2,250,838
大学における医療人養成の在り方に関する調査研究	60,000
成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設	10,000,000
国立大学法人先端研究等施設整備費補助金（大型特別機械整備費等）	12,701,519
現代型食生活のための食品成分情報取得・活用強化事業	56,084
卓越研究員事業	83,400
科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業	1,533,333
ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	610,000
特定放射光施設の運営（SPring-8・SACLA）	653,137
特定中性子線施設の運営（J-PARC）	317,366
特定先端大型研究施設整備（J-PARC）	1,410,000

事業名	要望額
官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設（NanoTerasu）の推進	1,000,000
地域中核・特色ある研究大学強化促進事業	5,637,500
先端国際共同研究推進事業	3,500,000
国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	25,144,785
イノベーション創出のメカニズムに係る基盤的研究	60,280
科学技術システムの現状と課題に係る基盤的調査研究	7,876
科学技術イノベーション政策の科学の推進に資する基盤的調査研究	30,000
社会的課題対応型科学技術に係る調査研究	23,048
世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）	2,900,000
共同利用・共同研究システム形成事業	2,544,000
科学研究費助成事業	44,301,798
創発的研究支援事業	16,768,715
高機能演算研究基盤構築のための研究開発	3,254,275
次世代超高速電子計算機システム利用の成果促進	434,723
特定高速電子計算機施設の運営	273,000
AIP:人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金）	552,330
AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業	331,219
マテリアル先端リサーチインフラ	2,031,217
光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）	1,037,600
ナショナルバイオリソースプロジェクト	91,650
医療研究開発推進事業費補助金	16,165,265
国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	1,400,519
国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	5,083,473
国立研究開発法人理化学研究所運営費	10,435,138
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	3,270,000
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	3,198,490
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	2,441,875
独立行政法人日本学術振興会運営費	3,940,185
日本学士院の施設整備に必要な経費	208,000
首都圏地震観測網の回線更新（海底地震・津波観測網の運用）	200,000

事業名	要望額
北極域研究加速プロジェクト	285,500
海洋資源利用促進技術開発プログラム	122,280
南極地域観測事業	756,978
次世代X-nics半導体創生拠点形成事業	360,000
気候変動適応戦略イニシアチブ	243,332
ITER（国際熱核融合実験炉）計画	7,677,572
幅広いアプローチ（BA）活動	246,273
核融合研究開発施設整備	1,849,663
核不拡散・核セキュリティ関連業務	282,855
国際宇宙ステーション開発費	19,575,994
基幹ロケット高度化推進費	10,972,510
宇宙航空科学技術推進調整委託費	288,272
衛星開発・実証プラットフォームの構築に必要な経費	29,869
放射性廃棄物減容化研究開発の推進	42,501
英知を結集した原子力科学技術・人材育成の推進	380,000
原子力研究開発の中核的施設の供用の推進	322,746
国際原子力人材育成イニシアティブ	50,000
国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	1,768,574
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	516,112
国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	6,062,409
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	38,947,368
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	553,395
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	6,064,512
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	393,000
エネルギー対策特別会計への繰り入れ	32,393,426
令和の日本型学校体育構築支援事業	195,365
地域スポーツクラブ活動体制整備事業等	8,037,182
中学校における部活動指導員の配置	2,016,000
スポーツ産業の成長促進事業	164,000
国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業	4,906,619
登録文化財保存修理	140,036
埋蔵文化財発掘調査等	1,073,255
歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	3,100,785
重要文化財等防災施設整備事業	6,157,766

事業名	要望額
文化財保護のための共通経費等	18,340
近代文化遺産総合緊急調査等	5,000
文化財関連用具・原材料等調査事業	64,375
良質な用具・原材料確保のための管理等業務支援事業	10,000
美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業	65,000
選定保存技術広報事業	27,905
邦楽普及拡大推進事業	345,098
国宝重要文化財等の買上げ	284,000
国宝重要文化財の模写模造	17,792
地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	32,500
国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業	311,414
無形文化財の伝承・公開	110,817
民俗文化財の保存修理等	61,563
文化財保存技術の伝承等	233,213
発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業	100,000
史跡等の買上	39,070
障害者等による文化芸術活動推進事業	120,000
地域文化振興拠点の強化	1,353,298
伝統文化親子教室	2,051,657
地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業	1,862,814
条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	165,279
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	643,708
海賊版対策事業	20,742
分野横断権利情報集約化促進事業	125,758
芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出	23,389
文化芸術の自律的運営促進事業	106,000
文化芸術への寄附促進実証事業	120,824
活字文化のグローバル発信・普及事業	66,000
我が国アートのグローバル展開推進事業	75,000
世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進	131,920
舞台芸術等総合支援事業	6,260,119
文化部活動の地域移行と地域文化倶楽部の一体的な整備	400,000

事業名	要望額
『食文化あふれる国・日本』プロジェクト	135,860
日本遺産活性化推進事業	97,229
文化観光推進事業	664,525
劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業	2,000,000
博物館機能強化推進事業	1,150,000
アイヌ関連施策の推進	571,315
近現代建築資料等の収集・保存	12,243
独立行政法人国立科学博物館運営費	185,736
独立行政法人国立美術館運営費	1,512,852
独立行政法人国立文化財機構運営費	1,422,485
独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	929,723
合計	902,591,049

高等教育局主要事項　－令和5年度概算要求－

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実や客観的指標に基づく**メリハリある配分による改革の徹底、高専の高度化・国際化**の推進

◆国立大学改革の推進　1兆1,170億円　（1兆836億円）

- 教育研究を通じた社会的インパクトの創出に向けた支援や教育研究基盤の整備・強化、実績・成果に基づく評価配分などを通じて、自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導していく国立大学を支援

◆高等専門学校の高度化・国際化　785億円　（　625億円）

□ 国立高等専門学校の高度化・国際化の推進　728億円★（625億円）

- 社会ニーズに対応した、デジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体教育等の充実や練習船の建造など、実践的・創造的な人材育成機関としての高等専門学校の機能の高度化・国際化を推進

□ 高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業　57億円　（ 新 規 ）

- 国公私立高専に対し、高専生の「ものづくり」×「AI」×「課題解決」によるチャレンジを後押しする教育環境を整備することで、スタートアップ人材の育成を加速

◆私立大学等の改革の推進等　4,401億円★（ 4,094億円）

- 私立大学や高校等の運営に必要な経常的経費を確保するとともに、私立学校施設の耐震化等、教育・研究装置等の整備を支援

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化

◆大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設　100億円　（　新　規　）

- デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学等が成長分野への学部転換等の改革に躊躇なく踏み切れるよう、複数年度にわたる継続的・機動的な財政支援を行うため、基金を含め継続的支援策を創設

高度専門人材の育成等の推進

◆大学・大学院における教育改革の推進　31億円　（　15億円）

□ 地域活性化人材育成事業～SPARC～　18億円　（ 15億円）

- 地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした教育プログラムを構築・実施することで、事業の成果を元に学部等の再編を目指す取組を支援

□ 価値創生に向けたﾈｯﾄﾜｰｸ型人文・社会科学系大学院構築支援事業　7億円　（ 新 規 ）

- ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援

□ 成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業　7億円　（ 新 規 ）

- 成長分野における大学院が実施するリカレント教育プログラムの機能高度化や、リカレント教育に係る大学院組織内の改革を進めながら行う企業等との連携による一気通貫したオーダーメード型学位プログラムの構築を支援

高等教育局主要事項　－令和5年度概算要求－

◆数理・データサイエンス・AI教育の推進　24億円　（　23億円）

- リテラシー・応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた大学等での基盤的教育を全国展開するとともに、数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

◆高度医療人材の養成　32億円　（　新　規　）

□ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン　10億円　（ 新 規 ）

- がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援

□ 質の高い臨床教育・研究の確保事業　23億円　（ 新 規 ）

- 大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための基盤強化及び新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで医師の働き方改革に貢献

◆グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成　394億円　（　373億円）

□ 大学教育のグローバル展開力の強化　48億円　（ 40億円）

- 我が国の高等教育の国際競争力の向上を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援するとともに、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援

□ 大学等の留学生交流の充実　346億円　（333億円）

- 戦略的な外国人留学生の確保・定着、日本人学生の海外留学支援の充実、大学の更なる国際化を通じ、コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学を回復

このほか、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じた博士人材の育成や地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成を行うための事業等について概算要求

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による**学びのセーフティネットの構築**

◆高等教育の修学支援の確実な実施 (こども家庭庁計上分含む)　事項要求　（ 6,211億円）

- 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）の確実な実施（こども家庭庁に予算計上）
- 無利子奨学金における貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施

※　このほか、教育未来創造会議第一次提言等に盛り込まれた学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設等に向けた奨学金業務システムの改修を併せて実施

※（ ）書きは令和４年度予算額。
★が付く項目は事項要求も行う。
このほか、原油価格・物価高騰対策等の重要政策について事項要求。

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和5年度要求・要望額　4,401億円 ＋事項要求
（前年度予算額　4,094億円）

文部科学省

私立大学等経常費補助　3,021億円（＋46億円）

（１）一般補助　2,786億円（＋20億円）
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

（２）特別補助　235億円（＋26億円）
「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業　115億円（＋3億円）
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援　131億円（＋11億円）
基礎研究を中心とする研究力強化等や、大学院等の機能高度化を支援

○私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実　8億円(＋1億円)
AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開を支援

○大学教育のDXによる質的転換支援　5億円（新規）
デジタル技術の活用により、学修データの可視化及び学修者本位の学びへの転換や、対面授業とオンライン学習の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援

○教育研究活動の拡充・展開に協働して取り組む大学等支援　2億円（＋1億円）

私立高等学校等経常費助成費等補助　1,052億円（＋32億円）

（１）一般補助　870億円（＋17億円）
都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○幼児児童生徒１人当たり単価の増額
○幼稚園教諭の人材確保支援

（２）特別補助　149億円（＋13億円）
建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

（３）特定教育方法支援事業　33億円（＋2億円）
○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進　329億円（＋230億円）

（１）耐震化等の促進　162億円（＋117億円）〔そのほか、国土強靱化関係は事項要求〕
○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の３年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

（２）教育・研究装置等の整備　167億円（＋113億円）
○私立大学等の施設環境改善整備費　72億円（＋64億円）
安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援
○私立大学等の装置・設備費　79億円（＋46億円）
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援
○私立高等学校等ICT教育設備整備費　17億円（+4億円）
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注：　他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）　600億円(うち財政融資資金　279億円)

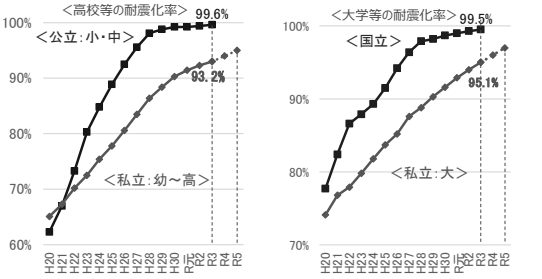

出典：私立学校耐震改修状況調査（R3年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立大学等経常費補助の概要

令和５年度要求・要望額　3,021億円
(前年度予算額　2,975億円)

文部科学省

事業内容

✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
✓「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

一般補助　2,786億円 （2,766億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

特別補助　235億円 （209億円）

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業　115億円 （112億円）※ 一般補助及び特別補助の内数
「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。

○ 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化　131億円（ 119億円）※ 特別補助の内数
基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化等を支援。

○ 大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援　5億円（新規）※ 特別補助の内数
進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的、時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実　８億円（7億円）※ 特別補助の内数
デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

※新型コロナウイルス感染症への対応についても引き続き支援

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

私立大学等改革総合支援事業

令和5年度要求・要望額　115億円
(前年度予算額　112億円)

事業概要	「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※ １校当たりの特別補助交付額：タイプ１， ３， ４は1,000万円程度、タイプ２は2,500万円程度を想定
（各選定校数等により変動。 このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ 1
「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」
135校程度（105校程度）

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 2
「特色ある高度な研究の展開」
45校程度（45校程度）

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ 3
「地域社会の発展への貢献」
165校程度（20～40グループ含む）（165校程度）

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ 4
「社会実装の推進」
80校程度（80校程度）

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実

令和5年度要求・要望額　8億円
（前年度予算額　7億円）

背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約８割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔ＡＩ戦略2022 令和4年4月22日〕
文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得。

〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕
デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」
数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を１年次から４年次にかけて配置。
AIで地域課題解決ができるトップ・中核人材の育成を目指す。
令和２年度以降に入学する全ての学生が本プログラムを履修。

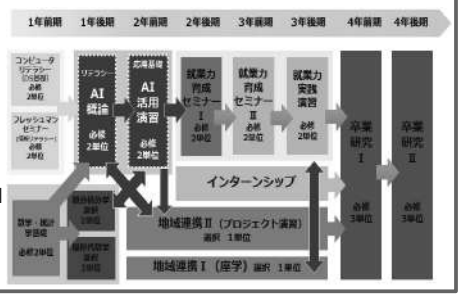

支援内容

○ 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発**、**社会における具体の実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**する大学等
（タイプA①（先進取組）　：　9校×15,000千円
タイプA②（全学的実践）：45校×　7,500千円）

○ **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI 教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等
（タイプA③（導入）　：　95校×2,500千円）

○ 地域や専門分野等による**教育連携ネットワークを形成し、教育可能な教員を増やすためのワークショップやＦＤ活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等
（タイプB（普及・展開）　：　30校×2,500千円）

私立大学等における教育のDXによる質的転換支援

令和５年度要求・要望額　5億円（新規）

文部科学省

背景・課題

・デジタル技術の高度化が進み、MOOC等を含めたオンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大の中、新型コロナウイルスの感染拡大下の学習機会の確保の必要性から遠隔教育が急速に普及。

・初等中等教育分野では、「リアル」と「デジタル」の最適な組み合わせによる価値の創造と学びの推進等が進められており、こうした大きな変化を受け止め、大学教育においても、学修者本位の観点からより一層の充実に取り組む必要。

・我が国の大学教育について、授業外学習が不十分という指摘がある。（令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が５時間以下の者が６割を超える。）

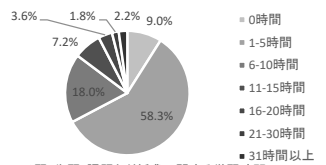

予習・復習・課題など授業に関する学習時間
（「全国学生調査（試行調査）（令和元年度）」

事業内容

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的、時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践（ブレンディッド・ラーニング）、仮想現実等の最先端の技術を活用した学びの実現による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

①ＤＸによる学修者本位の学修の実現

- 従来型の学習管理システムを発展させ、学生の学修データの可視化、当該分析結果を活用した個々の学生の状況に応じた学修支援、自己評価・ピア評価・ルーブリックを基にした教員のフィードバックなどの多面的評価を実現する取組を支援。
- 件数・単価：30校※×約1,000万円（予定）　※考え方：大学の規模（大/中/小）毎に各10校程度

効果
- ✓ データを基盤とした学修者本位の教育への転換
- ✓ 学生自身が学修成果及び課題を把握することによる、主体的な学びの実現
- ✓ 個々の学生の状況に応じた学修支援による学修の質の高度化

②ＤＸによる効果的で質の高い学修の実現

- 反転授業等、対面授業とオンライン学習の双方の良さを生かした学び（ブレンディッド・ラーニング）の実践や仮想現実（ＶＲ）や拡張現実（AR）等の最先端の技術を活用した学びによる、効果的で質の高い学修を実現する取組を支援。
- 件数・単価：20校※×約1,000万円（予定）　※考え方：分野（理工/農/医歯薬/人社）毎に各5校程度

効果
- ✓ 地方の特色等を踏まえたデジタル学習コンテンツの活用による、都市／地方の垣根を超えた学び
- ✓ オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした教育の実施による学修の質の向上
- ✓ 時間的・地理的制約を超越した高度な学修環境の実現

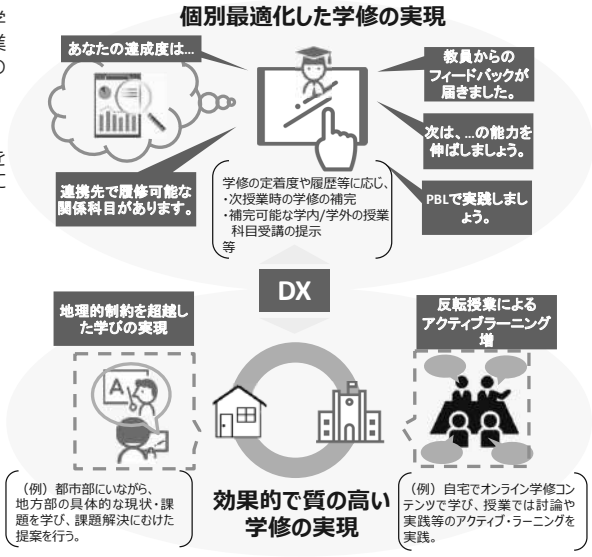

教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の支援

令和5年度要求・要望額　2億円
（前年度予算額　1億円）

文部科学省

背景・課題

- ✓ 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、学修者や社会のニーズは多様化・複雑化・流動化している。
- ✓ このような状況の中、これらの課題解決に不可欠な知見を持つ私立大学等は、より幅広いニーズを取り込み、教育研究活動を拡大・展開することで、自らの強みや特色を最大限発揮するとともに、これまで以上に取組成果を社会に還元することが可能となる。
- ✓ その際、個々の大学で完結する取組に留まることなく、大学の枠を超えた緊密な連携の下、ソフト・ハード両面で資源を共用し協働して取り組んでいくことが効果的である。

取組内容

複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共用と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会への更なる貢献に取り組む大学等のグループを支援

【取組例】

資源の積極的共用による大学運営の改革

人的リソースの共有や施設設備の共用、システムの共同運用、事務機能の共用・標準化、クロスアポイントメントの活用等により、大学の機能を拡充するとともに効果的・効率的な大学運営に取り組む大学等

教学面での連携による幅広い教育ニーズの取り込みを通じた教育活動の拡大・展開

デジタル化、脱炭素、SDGsなどの新たな社会ニーズを捉え、複数分野の知見を総合的に活用して社会課題への対応を図る教育を展開するため、連携推進法人の設置と連携開設科目の開講、単位互換協定、共同開講科目の実施、共同FDの実施など、複数大学による連携に取り組む大学等

【単価等】

連携推進法人制度による高度な連携による取組　2グループ×5,000万円程度

大学等間の連携等による総合知の創出等の教育の質向上、効果・効率的な運営等の取組　8グループ×1,000万円程度

【例：環境とエネルギーに対する学修ニーズへの対応】

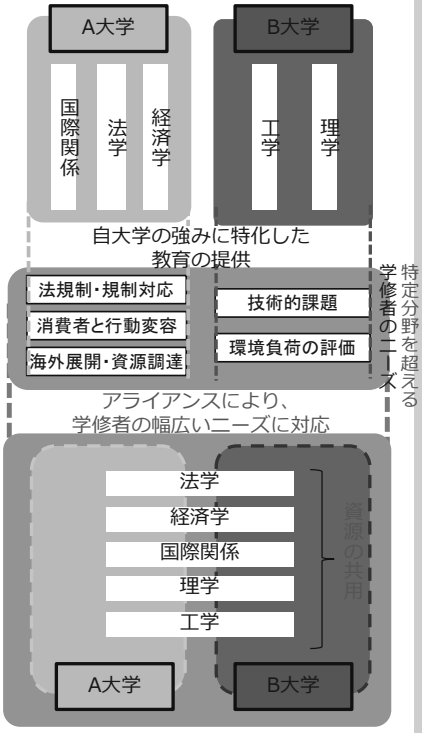

※強固かつ緊密な連携に資するよう、1グループは2～3校程度の比較的小規模により構成することを想定。

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和5年度要求・要望額　329億円＋事項要求
(前年度予算額　99億円)

文部科学省

私立学校施設整備費補助金（他局計上分含む）　279億円（ 65億円）［86億円］
私立大学等研究設備整備費等補助金　45億円（ 26億円）［ 7億円］
私立学校施設高度化推進事業補助金　5億円（ 7億円）
＜他に、財政融資資金　279億円（221億円）＞
（ ）は前年度予算額、［ ］は令和3年度補正予算額

1．耐震化等の促進　162億円（45億円）

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援
○令和4年度までとなっている耐震改築への補助制度を2年延長

・耐震改築（建替え）事業　84億円
・耐震補強事業　61億円
・その他耐震対策事業　17億円

※このほか国土強靱化関係予算（加速化・深化分）を事項要求

耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

2．教育・研究装置等の整備　167億円（54億円）

○安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の整備を支援
・感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援〔私立学校施設環境改善整備　72億円〕
・私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援〔私立大学等教育研究装置・設備　79億円〕
・個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援〔私立高等学校等ICT教育設備　17億円〕

【空調・換気設備を備えた教室】
新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備を整備

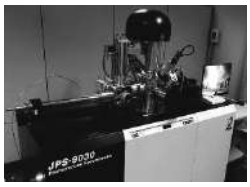

【光電子分光装置】
元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現

【コンピューター室】
高等学校等のICT環境整備

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設の耐震化等の促進

令和5年度要求・要望額　162億円＋事項要求
(前年度予算額　45億円)

文部科学省

背景説明

東日本大震災や熊本地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童生徒等の安全確保を図るため、**私立学校施設の耐震化完了に向けた支援**が必要。

目的・目標

私立学校施設の耐震化率は、9割を超え着実に進捗しているが、**国公立学校と比べて耐震対策が遅れている**状況。児童生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる**私立学校施設の耐震化の早期完了**を目指す。

事業内容　162億円（45億円）

※（ ）は前年度予算額

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援
＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等＞

◆ 耐震改築（建替え）事業　84億円
令和4年度までとなっている耐震改築への補助制度を2年延長

◆ 耐震補強事業　61億円

◆ その他耐震対策事業　17億円
非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施
令和5年度要求額（貸付見込額）：109億円

※このほか国土強靱化関係予算（加速化・深化分）を事項要求

＜高校等の耐震化率＞

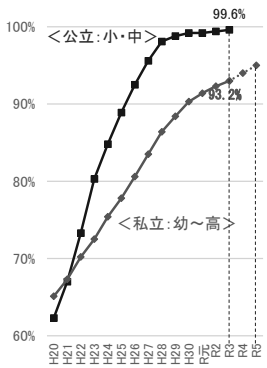

＜大学等の耐震化率＞

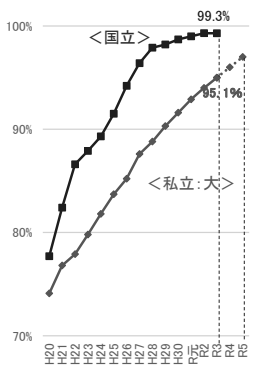

出典：私立学校耐震改修状況調査（R3年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校の教育・研究装置等の整備

令和5年度概算要求・要望額　167億円
(前年度予算額　54億円)

文部科学省

背景説明

我が国の大学の約８割、高校の約３割を占める私立学校は、公教育において大きな役割を担っている。
新型コロナウイルス感染症等への対応に加え、新しい時代の学校教育の実践が必要となっている。

目的・目標

私立学校の教育研究基盤を整備することにより、安全・安心な生活空間の確保及び多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、**今後の日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化**するとともに、**地域の経済活動の活性化を誘発**する。
また、学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要な装置・設備の整備により、各学校が目指す**新しい学校教育の着実な実践を推進**する。

※（ ）は前年度予算額

１．私立学校施設環境改善整備　72億円（8億円）

○新型コロナウイルス感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
・空調・換気設備やトイレのドライ化、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）やエコ改修などの整備等を支援
＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内＞

２．私立大学等教育研究装置・設備　79億円（33億円）

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援

・私立大学等の教育・研究用の装置の整備、ICT施設（構内LANを含む）の改造工事等を支援
＜補助率：1/2以内＞

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能

・私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
＜補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内＞

【生体分子間相互作用解析システム】
生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明
解析結果は新薬の開発等に大きく寄与

３．私立高等学校等ICT教育設備　17億円（13億円）

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援　＜補助率：1/2以内＞

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和5年度要求額　5億円
（前年度予算額　7億円）

文部科学省

日本私立学校振興・共済事業団による融資

・校舎、校地等の施設の整備その他経営に必要な資金を融資　・融資率　80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
・貸付金利（※令和４年７月現在、返済期間20年（教育環境充実資金は5.5年）の場合）
一般施設費（耐震改築・改修事業）：0.90%、 特別施設費（大学病院の建替事業）：1.00%、 教育環境充実資金（新型コロナウイルス対応）：0.32%

利子助成制度について

・私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成
（例）耐震改修・大学・貸付利率0.9%の場合、利子助成率は0.9－0.5＝0.4%
・助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要
・利子助成率が０%以下となる場合は適用なし

※事業のイメージ

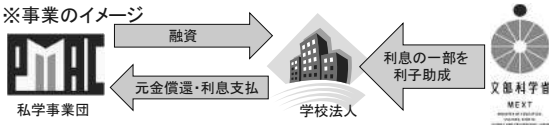

（１）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	私立大学等の特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援事業【新規】	10年
②	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
③	大学附属病院の改築事業【拡充】	20年以内 （現在10年以内）
④	新型コロナウイルス対応事業	令和5年度まで
⑤	築30年を経過した老朽校舎の整備事業【実施】	10年以内

（２）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、高専	（１～３年目）貸付金利と同率 （４年目以降）貸付金利－0.5%	
②	大学、短大、高専、高校～特別支援学校	（１～３年目）貸付金利と同率 （４年目以降）貸付金利－0.5%	Is値0.3未満の場合
		貸付金利－0.5%	Is値0.3以上0.7未満の場合
	専修・各種学校	貸付金利－0.5%（上限は0.5%）	改修事業については、補助金の対象となるもの
	幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利－0.5%	
③	老朽施設の建替	貸付金利－0.5%	
	老朽施設以外の建替	貸付金利－1.0%	
④	大学、短大、高専、高校～特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利と同率	
⑤	大学、短大、高専	貸付金利－0.5%	
	高校～特別支援学校	貸付金利－1.0%	

※返済期間30年貸付の利子助成率を20年貸付金利基準から30年貸付金利基準に変更（②、③）

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設

令和5年度要求・要望額　100億円（新規）

文部科学省

背景・課題

・デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。

・一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。

※ 理系学部の学位取得者割合（注）
【国際比較】 **日本 35%**、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
（注）「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

・デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学等が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について 教育未来創造会議 第一次提言（令和４年５月10日）

・各大学等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）や、デジタル、グリーン等の成長分野への再編等を行う際の初期投資（設備等整備、教育プログラム開発、教員研修等）、開設年度からの継続的な運営への支援を行う。その際、単独の大学の取組以上に複数の大学の連携・統合等による取組が進展するような支援の在り方や、複数年度にわたって意欲ある大学等が予見可能性を持って再編に取り組むことのできるよう継続的に支援する方策等について検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定）

・未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である５割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後５～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）

・官民のイノベーション人材育成を強化するため、大学の学部再編や文系理系の枠を超えた人材育成の取組を加速する。このため、産業界からの人材需要等も考慮して、進学者のニーズに対応できるよう、大学に対する規制を大胆に見直すとともに、学部再編に要する初期投資や再編後の当面の運営経費に対する継続的な支援を行うことで、大学の学部再編を促進する。

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学等が成長分野への学部転換等の改革に躊躇なく踏み切れるよう、複数年度にわたる継続的・機動的な財政支援を行うため、基金を含め継続的支援策を創設する。

【事業スキーム（検討中）】

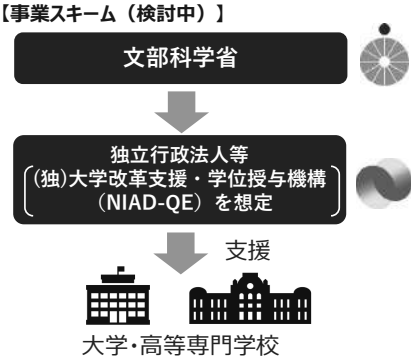

● 支援対象

・学部等の組織再編・定員の変更等により、特定成長分野（デジタル・グリーン等）に係る専門人材育成機能を強化する大学及び高等専門学校

● 支援内容

・学部等の組織再編に要する初期投資や当面の運営経費等

● 支援メニュー

① 学部の再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援
② 高等専門学校の機能強化
③ トップレベルの情報人材の育成支援

地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和5年度要求・要望額　18億円
（前年度予算額　15億円）

文部科学省

地域の大学における課題

- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は３割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
（本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

取組イメージ

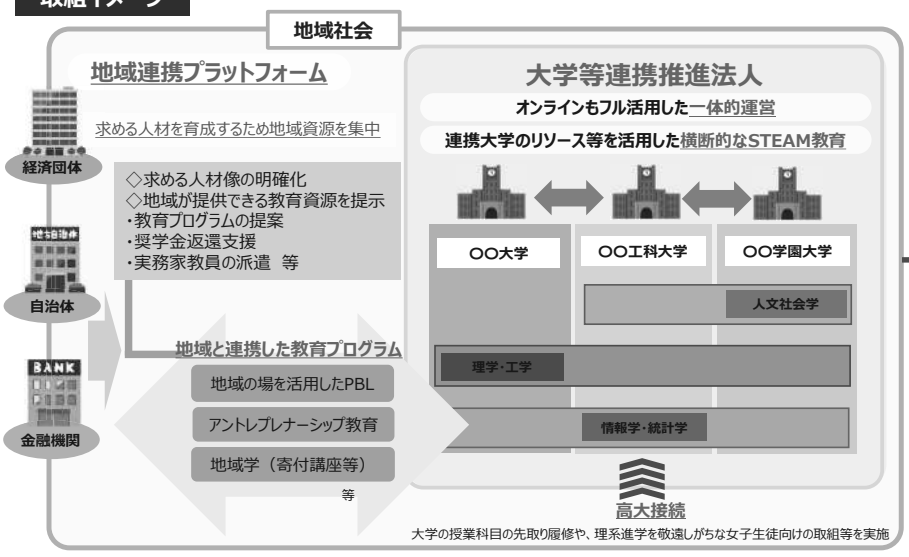

【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

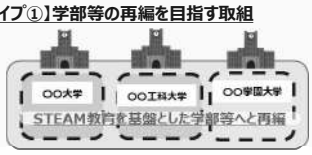

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）
2件　（新規）　×200,000千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】
5件（令和4年度選定分）
2件　（新規）　×100,000千円

【事業スキーム】
対象：大学間の連携による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減
事業期間：最大６年間

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～

令和5年度要求・要望額　5億円
（前年度予算額　5億円）

文部科学省

背景・課題

我が国において、デジタル系の人材が不足すると言われるなか、医理工農学など自然科学系分野に加え、経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など人文社会科学系分野においても、より高度な数理・データサイエンス・AIの素養への需要が増加している。

そのため、「専門分野×データサイエンス」のような分野横断の学位を取得した修士・博士を輩出する学位プログラムの創設は、Society 5.0やDXの実現のために喫緊の課題となっている。

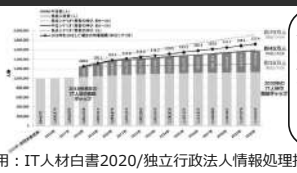

将来のIT関連市場の成長の見通しによって低位・中位・高位の3種のシナリオを設定し、中位のシナリオで2030年に約45万人のIT人材が不足すると試算

引用：IT人材白書2020/独立行政法人情報処理推進機構社会基盤センター

事業内容

人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・ＡＩに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学を支援する。

【支援内容】
- 事業実施期間：令和４年度～令和９年度（予定）
- 件数・単価：６箇所×約７千万円

【事業スケジュール】

令和４年度 → 令和９年度

事業開始 → カリキュラム検討・設置準備 → 設置審査 → 受入開始 → 修了者輩出 → 振り返り・普及

インパクト
- ✓ 人文社会科学分野でのエキスパート人材の継続的な輩出
- ✓ 専門分野×データサイエンスの学位を取得した学生を企業が評価し、企業の即戦力として活躍
- ✓ 先進的な取組を展開することによる、分野横断教育の推進

＜事業イメージ＞

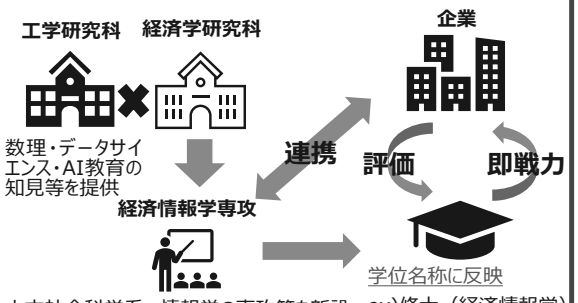

政策文書における関連記載抜粋

◆経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022（令和４年６月７日閣議決定）
第２章新しい資本主義に向けた改革
（３）多極化・地域活性化の推進（デジタル田園都市国家構想）
デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成する取組を進める。

◆新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年6月７日閣議決定）
III．新しい資本主義に向けた計画的な重点投資
１．人への分配と投資（２）スキルアップを通じた労働移動の円滑化
③デジタル人材育成・専門能力蓄積
地方大学も含め、全国の大学等において、ＡＩ・データサイエンス・数理等の教育を強化し、文系、理系を問わずこれらを応用できる人材を育成する。

大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブの実施

令和5年度要求・要望額　0.3億円
（前年度予算額　0.3億円）

文部科学省

背景・課題
- ✓ 学生の学びのために資源を集約させる「学修者本位の大学教育」への転換が必要
- ✓ デジタル技術により新たな利益や価値を生み出す「デジタライゼーション」が学びを深化させる可能性
- ✓ With コロナ/After コロナにおいて、サイバーとフィジカルを上手に組み合わせた教育の具体化が急務

取組
デジタル技術を上手く活用し、圧倒的に高い学修成果の達成や、自発的な学び・気づきの効果的な誘導、現場実習・実験に近い経験の機会確保など授業の価値を最大化する機運を醸成し、取組を全国に浸透させていく

具体的には

文部科学省プロジェクト「大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ(Scheem-D)」として、**デジタル技術を用いて大学・短大・高専の授業価値を最大化**することに挑戦する教職員やデジタル技術者(企業)が、**公開の「Pitchイベント」でアイデアを提案**し、そのアイデアに賛同した者がマッチングし、実際の授業でフィージビリティ・スタディを行う。これらの取組はその効果を検証、情報発信し、我が国として知見を蓄積。

事業スキーム

大学教職員
デジタル技術者　など
→ Pitch イベント（YouTube等でリアルタイム配信）
→ マッチング
→ 実際の授業でフィージビリティ・スタディの実施　（プロセス・結果を情報発信）

事業の狙い
- ✓公開のPitchイベントを通じて、デジタル技術を用いて**大学の授業価値を高める機運を醸成**
- ✓授業に焦点を当て、**教育にエフォートを割く大学教職員を奨励**
- ✓効果を検証、報告・共有し、**授業改善のための知見を蓄積**

さらには、

社会的成果
「大学と産業界」による教育改善エコシステムの構築　**「教育すれば金がかかる」→「教育して“ヒト・モノ・カネ”を呼び込む」**
⇒ 新たな教育システムの展開に向けて**投資家を呼び込み、社会全体で学生を育てるエコシステムの構築**を期待
⇒ 好事例はエドテックの国際アワード等を通じて**海外に展開し、我が国の大学教育の質を世界に発信**

必要経費
- ✓ Pitchイベントの運営（ 年４回の公募、イベント開催）に必要な経費
- ✓ メンタリング（メンターの謝金、旅費等）に必要な経費
- ✓ 広報関連経費（プロジェクト推進、WEBサイトの機能拡充、管理・運営）に必要な経費 等

※フィージビリティスタディにおける各取組を支援する補助金等は支出しない。

→ 運営事務局業務を委託（委託先は、公募の上で選定）

※ **Scheem-D** ： **S**tudent-**c**entered higher **e**ducation **e**cosyste**m** through **D**igitalization

数理・データサイエンス・AI教育の推進

令和5年度要求・要望額　24億円
（前年度予算額　23億円）

文部科学省

● **背景・課題**

- デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である「数理・データサイエンス・AI」の基礎などの必要な力を全ての国民が育み、あらゆる分野で人材が活躍する環境を構築する必要
- AI戦略2019の育成目標（2025年度）
  ①リテラシー：約50万人/年（全ての大学・高専生）　②応用基礎：約25万人/年　③エキスパート：約2,000人/年
  ④トップ：100人程度/年

各大学等が数理・データサイエンス・AI教育を実施するために、以下の施策を展開

（括弧内は前年度予算額）

○ 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進【令和５年度要求・要望額 12億円（12億円）※国立大学法人運営費交付金の内数】

- リテラシーレベル・応用基礎レベルのモデルカリキュラムや各大学等の成果を全国へ普及・展開させるためのコンソーシアム活動等を実施
- 数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成（国際競争力のあるのPh.D.プログラム創設など）

【支援内容：拠点校11校×約73百万円、特定分野校18校×約15百万円、等】

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実【令和５年度要求・要望額 8億円（7億円）※私立大学等経常費補助金の内数 】

- モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、社会における具体の実課題や実データを活用した実践的教育等、先進的な取組を実施する私立大学等を支援
- 教育連携ネットワークを形成し、ワークショップやFD活動等を通じ、私立大学等への普及・展開を図る私立大学等を支援

【支援内容：149校×約3百万円～約15百万円】

○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～【令和５年度要求・要望額 5億円（５億円）】

- 人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・AIに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学を支援

【支援内容：６校×約70百万円】

卓越大学院プログラム

令和5年度要求・要望額　43億円
（前年度予算額　50億円）

文部科学省

背景・課題

◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う様々な分野で活躍する高度な博士人材（知のプロフェッショナル）の育成が重要

◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要

◆ また、優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要

事業概要

【目的】◆ 各大学が自身の強みを核に、**海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築**

【対象領域】
- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

・それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成

・各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせてプログラムを構築
・プログラム構築に当たっては、大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む → 大学院改革につなげる

— 事業期間：７年間　財政支援（2018年度～2026年度）
※４年目の評価において個別プログラムの評価に加え、事業全体としての評価も行い、８年目以降の取り扱いについて検討

— 件数・単価（積算上）：2018年度採択【継続】（15件×約1.3億円）
2019年度採択【継続】（11件×約1.4億円）
2020年度採択【継続】（ 4件×約1.6億円）

【事業スキーム】
◇対象：博士課程が設置されている国公私立大学
◇成果検証：・毎年度の進捗状況等のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、事業開始4年目・7年目に評価を実施
※総じて当初の計画を下回るものは支援を打ち切り
・事業終了後10年間はﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ修了者の追跡調査を実施
◇学内外資源の活用：事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額を逓減（４年度目は補助金額と同程度の学内外資源を確保し、７年度目には補助金額が初年度の１／３に逓減）
→各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、事業の進捗に合わせ学内外資源を増加

事業成果

・あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出
→ **大学院全体の改革の推進**

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和5年度要求・要望額　3億円
（前年度予算額　4億円）

文部科学省

背景・課題

- 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。
- 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

- 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
- 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
- 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。
- 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
- 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
- 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。 ➡ これらへの対応と一体的に教育改革を実現。

事業概要

【目的】

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する**幅広い教養**と**深い専門性**を持った人材育成を実現するため、**全学的な教学マネジメントの確立**を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、**質と密度の高い主体的な学修**を実現。

【メニュー】

①文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　5件×30,780千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）

- 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）

②出る杭を引き出す教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　1件×22,000千円

- 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現

③インテンシブ教育プログラム【令和3年度～令和6年度】　3件×29,350千円

- 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

～取組の例～

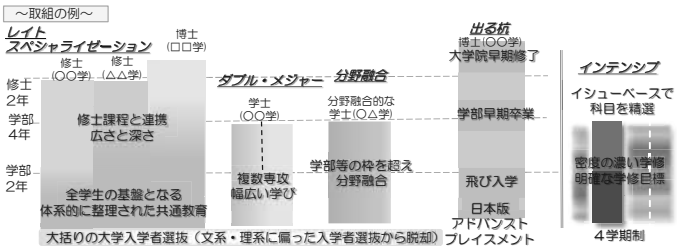

【事業スキーム】

- 対象：国公私立大学・大学院
- 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の2／3、最終年度に当初予算額の1／3）

【事業イメージ】

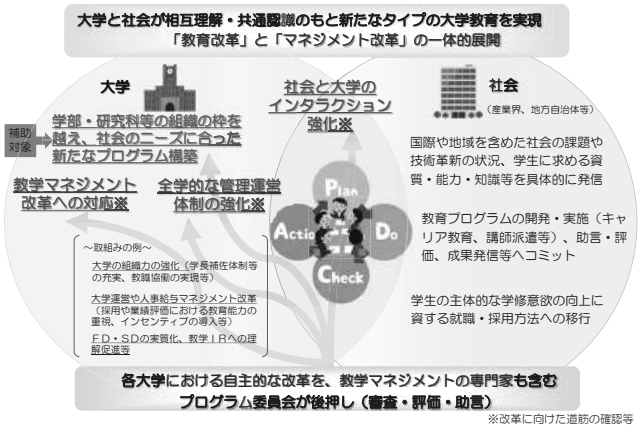

※改革に向けた道筋の確認等

事業成果

- Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
- 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
- 全学的な教学マネジメント確立。

➡ 新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。

価値創生に向けたネットワーク型人文・社会科学系大学院構築支援事業

令和5年度要求・要望額　7億円
（新規）

文部科学省

背景・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある

✓ **SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度**

✓ **2020年のESG投資*総額は約4,000兆円**
*Environment、Social、Governanceの要素も考慮した投資

✓ **エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模**

【出典】「SDGsビジネスの市場規模（株式会社デロイトトーマツ）」、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」（GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE）、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」（電通総研）、Ethical Consumerism Report 2021, Ethical Consumer Markets Report 2018（Ethical Consumer）

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要

✓ **日本では企業経営者の約８割が学士卒**
米国では企業経営者の約７割が大学院卒

✓ **日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い***

*日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約４分の１
人文科学・社会科学分野では約11分の１（大学院進学率2～4%）

【出典】教育未来創造会議第一次提言参考資料（教育未来創造会議）、科学技術指標2021（科学技術・学術政策研究所）

- 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備　等

✓ **人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の２割以上、博士課程修了者の８割以上が標準修業年限を超過**

【出典】令和３年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リベルタス・コンサルティング）

（目的）ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

● 事業実施期間

- 令和５年～令和10年（予定）

● 支援対象

- 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想
  ※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、５年一貫制が対象（専門職大学院を含む）
  ※ 中教審大学分科会大学院部会の中間とりまとめ（令和4年8月）を踏まえた提案

● 支援内容

- ネットワーク型の教育研究指導・キャリア支援体制（教育研究ネットワーク）の構築に係る費用（システム構築費等）
- 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費等）
  ※ 小規模専攻を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との連携を推奨
  ※ 採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を検討

● 支援金額・期間

- 年間6,500万円（最大）×10件
- ６年間（体制構築1年＋実施5年）※自走化に向けた逓減措置2年を含む

取組のイメージ

■ ***物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築***

小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換

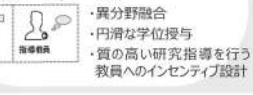

社会とつながる組織的な体制の構築

・産業界、公的機関、各種団体等との対話の場の形成
・組織的な就職支援体制の構築
・外部との連携による教育研究プログラムの設計

学生の関心に沿ったきめ細かな研究指導

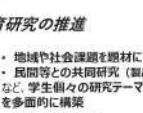

・専門の近い教員による多面的指導（研究室異動の円滑化、専攻の大くくり化、研究指導委託等）
・異分野融合
・円滑な学位授与
・質の高い研究指導を行う教員へのインセンティブ設計

■ ***実社会での価値創生を目指したチーム型教育研究の推進***

- **地域や社会課題を題材にしたPBL**（キャップストーン等）
- **民間等との共同研究**（製品の高機能化・付加価値の創出等）

など、**学生個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点を多面的に構築**

⇒組織的な教育研究の中に社会を呼び込むこと（逆インターンシップ）で、人社系高度人材の社会適用性への気づきを与え、キャリアパスの拡大等を図る取組

成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業

令和5年度要求・要望額　7億円（新規）

文部科学省

背景・課題

- 従来の日本型雇用システムが転換期を迎えつつある中で、社会人に対する高度なリスキリング・リカレント教育を産学官が連携して実施することが期待されており、教育実施主体として大学院の役割が重要。
- 大学院・企業ともに人材育成や新しい教育機会の確保等のためリカレント教育の重要性は認識しているものの、大学院におけるリカレント教育を推進する構造モデルは確立しておらず、学び直しによる成果や取組への評価も大学院・企業ともになされてない。

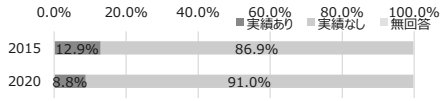

過去５年間で従事者を大学等へ送り出した実績

（出所）株式会社野村総合研究所　2015 ：「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究 報告書 V 資料編」
2020 ：「大学等における社会人の学びの実態把握に関するアンケート 調査（企業等向け）」

事業内容

- 「大学院」と「産業界」が一体となって、高度な人材育成を目的とするリカレント教育モデルを、入口（養成する人材像やスキルセットの明確化など）から出口（大学院の恒常的な教育実施体制の構築、企業側の修了後のキャリアパス拡充など）まで一気通貫で構築することが重要
- 成長分野（DX、GX、先端科学技術【量子・AI・バイオ】、スタートアップ）におけるリカレントに焦点を当てた大学院の構造改革を促し、産業界と一体で教育モデルの構築による仕事と学びの好循環を起こす。これにより、新しい価値を創造する大学院の創出や「人への投資」の拡大を押し進め、「新しい資本主義」の実現に資する

① 成長分野向けリカレント教育高度化支援　1.8億円

- 既存リカレント教育プログラムの成長分野への教育内容転換及び機能の高度化（オンライン環境構築、平日日中の回避等）に向けた補助
  ※履修証明プログラムの単位認定化スキームや、学修歴のデジタル証明を積極的に活用
- 件数・単価：12箇所×1,500万円
- 交付先：修士または博士課程を設置する国公私立大学
- 事業実施期間：令和５年度（予定）

② リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援　4.8億円

- 民間企業等との「組織」連携のもと、大学院のリカレントに係る組織内改革（大学院における経営の“柱”に設定、恒常的な教育実施体制の構築等）を進めながら、養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメード型のリカレント教育学位プログラムの構築への補助
- 件数・単価：12箇所×4,000万円
- 交付先：修士または博士課程を設置する国公私立大学
- 事業実施期間：令和５年度～令和８年度（予定）

②の事業イメージ

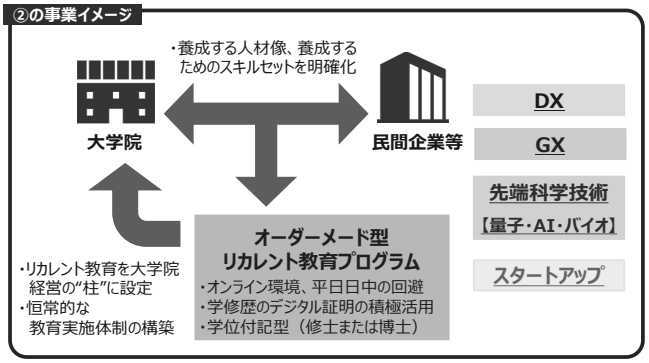

アウトプット(活動目標)

- 整備したリカレントプログラム数（総数（予定）
  R5：事業①12件→R6以降：事業①② 24件）

令和５年	令和６年	令和７年
12	24	24

アウトカム(成果目標)

初期（令和５年頃）
事業①により、成長分野に係る高度なリカレント教育を受けた人材を輩出。（達成度50%）

長期（令和８年頃）
事業①②により、成長分野に係る高度なリカレント教育を受けた人材を輩出。（達成度100%）

インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿

・各セクターでの輩出人材の活躍による、各成長分野における課題解決・発展

・リカレントに係る大学院教育改革による、大学院の「新しい価値」創出

持続的な産学共同人材育成システム構築事業

～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～

令和5年度要求・要望額　1億円
（前年度予算額　2億円）

文部科学省

【背　景】
○　Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠。中でも人材育成は何よりも重要な課題であり、**次世代にふさわしい教育システム**へと改革を加速させることが必要。
○　Society5.0の推進に向けて、オープンイノベーションの実現が強く謳われる中、我が国の産学連携は欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されている。特に、研究と比較すると**教育に対する産学の連携がまだまだ不十分**。

【関連する閣議決定文書】
「人づくり革命基本構想」(平成30年6月閣議決定)、**「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略2019」**(令和元年６月閣議決定)において、**産学連携・接続の強化による社会人の学び直す機会の強化や、実務家教員の育成等**が求められている。

目指すべき目標

産学がともに人材育成に主体的に参画し、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えられる人材育成システムの構築。

目的

実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な**実務家教員の質・量の充実**を図るため、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う。

具体的な取組内容

○実務家教員育成プログラムの開発、実施、全国展開

・質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムの開発・実施
・開発された研修プログラムを全国展開するためのプログラムの標準化・普及

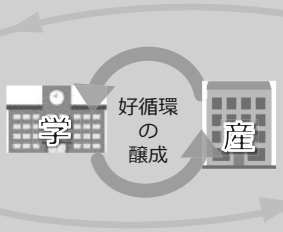

○企業と大学の連携体制の構築・強化

・社会ニーズの提供
・プログラムの共同開発
・実務家教員候補者の派遣
・大学教員の研修受け入れ
・産学共同コンソーシアムの構築

事業期間・規模

○最大5年間財政支援
（令和元年度～令和５年度）

○中核拠点4件
企業や他の大学等と連携しながら、プログラムの開発、実施、全国展開を実施

○運営拠点１件
中核拠点の取りまとめ、事業成果や実務家教員の普及・啓発を実施

期待される効果

○　実践的な産学共同教育の場の創出
○　アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環の醸成

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)

(Center Of Community + Regional revitalization)

令和5年度要求・要望額　2億円
(前年度予算額　2億円)

【 背景 ・ 課題 】

◎ 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。

◎ 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

事業概要

◎ 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。

◎ 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

― 事業期間：最大５年間（令和２年度～令和６年度）
― 実施件数：４件（令和２年度選定分を継続実施）

2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

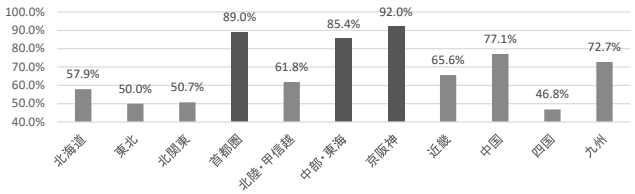

※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」提出資料より
リクルートワークス研究所,「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)

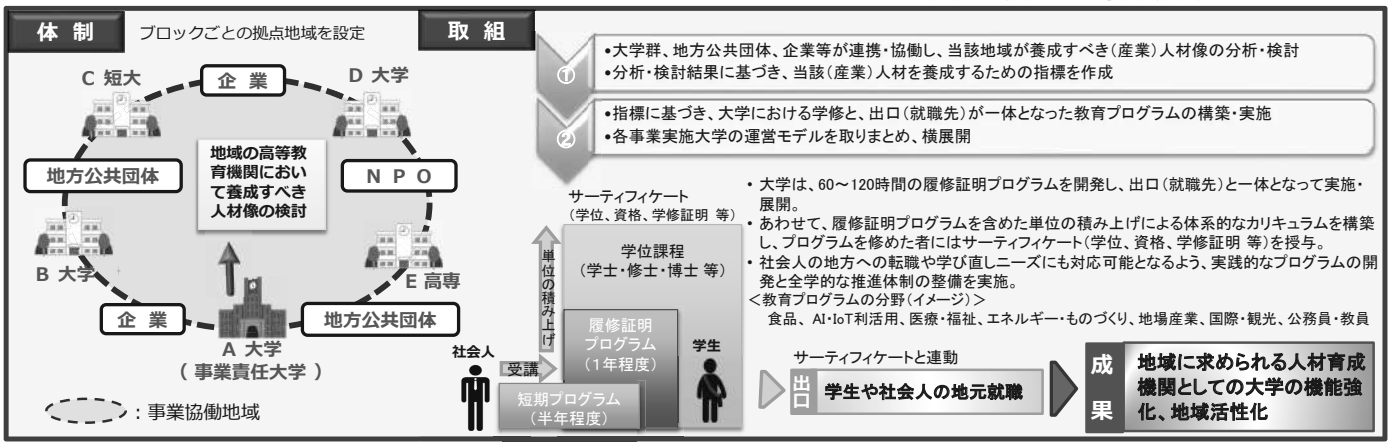

大学入学者選抜改革の推進

令和5年度要求・要望額　7億円
(前年度予算額　6億円)

背景・課題

大学入学者選抜の改革を進めるに当たっては、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握する大学入学共通テストの継続的な改革や、個別大学における入学者選抜の多面的・総合的に評価・判定する選抜への改革が重要。

大学入学共通テストの試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があるところ、令和4年度から年次進行で実施される新学習指導要領への対応が求められている。

また、「大学入試のあり方に関する検討会議　提言」（令和３年７月）で示された方向性等を受けた各大学の入学者選抜改革を推進するため、先導的な取組や課題解決に向けた具体的な方策について調査研究するとともに、その成果を全国の大学に普及することが求められている。

実施内容

◆大学入学者選抜における共通テスト改革推進事業　6.4億円

▶ 大学入学者選抜における大学入学共通テストについて、新学習指導要領への対応（旧教育課程履修者への経過措置科目対応含）を行うとともに、新旧教育課程に対応したシステム改修等を行う。

◆大学入学者選抜改革推進委託事業　0.6億円

▶ CBT導入に伴う課題（均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等）の克服に向け、個別大学と大学入試センターが協力して、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法について検討を行い、CBT活用についての知見を集積する。

▶ 高校での学習の成果を大学入学後の教育でも一層伸長させるため、高校における観点別学習状況の評価を大学入学者選抜及び大学入学後の学修・指導等に活用するための実証研究。

▶ 今後の不正行為防止対策を検討していく上で必要な専門的・客観的情報を得るため、大学入学者選抜における高度な技術を用いた情報通信機器の悪用による不正行為防止対策について、海外の事例や既存技術の状況を調査分析する。

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和5年度要求・要望額　394億円
（前年度予算額　373億円）

背景・課題

- コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学の回復と大学間の国際交流の促進が必要。
- 急激な人口減少が進む中で、高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。
- グローバル化が進む中で、日本人学生も世界に飛び出し、多様な文化や価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。

事業内容

1．大学教育のグローバル展開力の強化　48億円（40億円）

（1）大学の体制の国際化　30億円（30億円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」
我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

●スーパーグローバル大学創成支援　30億円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）
（平成26年度-令和5年度）

（2）教育プログラムの国際化　18億円（11億円）

「大学の世界展開力強化事業」
大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●**米国等との大学間交流形成支援（新規）**
（令和5年度-令和9年度：24件程度）

●インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
（令和4年度-令和8年度：13件程度）

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進
（令和3年度-令和7年度：21件）

●アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（令和2年度-令和6年度：8件）

●日－ＥＵ戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（平成31/令和元年度-令和5年度：3件）

2．大学等の留学生交流の充実　346億円（333億円）

（1）大学等の留学生交流の支援等　86億円（71億円）

「トビタテ！留学JAPAN」を発展的に推進しつつ、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化に取り組む。

●大学等の海外留学支援制度　86億円
〈学位取得型〉　大学院：350人　学部：250人
〈協定派遣型〉　17,000人
〈協定受入型〉　5,500人
（渡航支援金7,400人を含む）

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　260億円（262億円）

世界から優秀な学生を受け入れ、高度専門人材としての定着を促進するため、日本留学の魅力発信を強化するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援すること等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

●日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善　11億円
・日本留学海外拠点連携推進事業　６拠点　等

●受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等　249億円
・国費外国人留学生制度　11,344人
・留学生受入れ促進プログラム　6,746人
・高度外国人材育成課程履修支援制度　1,000人
・留学生就職促進プログラム（令和5年度-令和7年度：５拠点）　等

スーパーグローバル大学創成支援事業

令和5年度要求・要望額　30億円
(前年度予算額　30億円)

趣旨

○徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
○本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。
(事業期間：最大10年間(2014年度~2023年度))

○トップ型　13件×@107百万円
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援

○グローバル化牽引型　24件×@48百万円
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（432百万円×１件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）

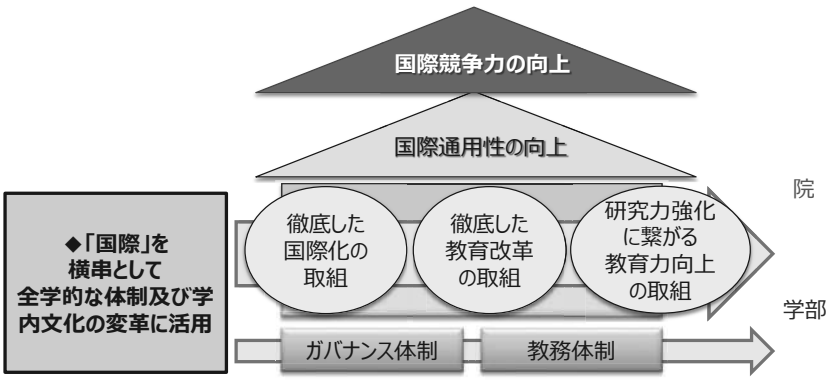

成果

事業選定37大学におけるトップレベルの国際化の取組の推進
（例）
事業開始前に比べ、
・外国語による授業科目数は**約２倍**に増加
・受入外国人留学生数は**約1.5倍**に増加

本事業の優れた成果や取組の国内外に対する戦略的な情報発信

令和3年度～
成果の横展開を目的とした
「大学の国際化促進フォーラム」構築

・海外における我が国の高等教育の**国際的な評価の向上**
・我が国の**大学全体の国際化の推進**

大学の世界展開力強化事業

令和5年度要求・要望額　18億円
（前年度予算額　11億円）

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。
これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例
- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額
2019 ～ 2023	EU	1.1億円
2020 ～ 2024	アフリカ	1.0億円
2021 ～ 2025	アジア諸国	2.5億円
2022 ～ 2026	インド太平洋地域等	2.7億円
2023 ～ 2027	米国（新規）	10億円

※上記の他、審査・評価等経費（0.4億円×1件）

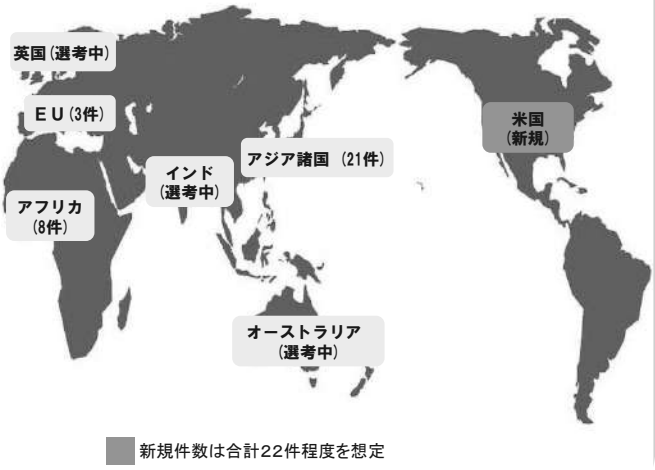

新規件数は合計22件程度を想定

成果

1．学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献

2．海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化

3．交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

大学の世界展開力強化事業

米国等との大学間交流形成支援

令和5年度要求・要望額　10億円（新規）

背景・趣旨

- ◆ **国際競争力の土台となる研究力が世界トップ**にあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、**国際的に最も重要なパートナーである米国**との間で、大学・学生間交流を促進し、**戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要**。
- ◆ 新型コロナウィルス感染症により停滞した留学を、**オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要**があり、**国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築**することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸長しつつ、 **米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築**することも重要。

事業概要（事業期間：2023～2027年の最大５年間）

●**米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開**（戦略的な第3国の参画も可）。

●**COIL/VE※等、質の伴なったオンライン教育手法を活用**した**最先端の国際教育交流基盤を構築**し、実渡航の価値をより高めつつ、**バランスの取れた双方向型の５万人規模の交流を目指す。**

※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

●**文理の枠を超えて課題解決に取組むSTEAM教育やGX、DX**等の成長分野に関する事業も推奨。

●事業規模

✓タイプA（①日米交流型　②米＋α交流型）※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を５割程度

①**3,000**万円②**４,000**万円×①**８件**程度②**15**件程度＝**84,000万円**（①**24,000**万円②**60,000**万円）

✓タイプB（交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型※　**３**大学以上が連携）

16,000万円×**１件**　＝**16,000万円**　※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う）

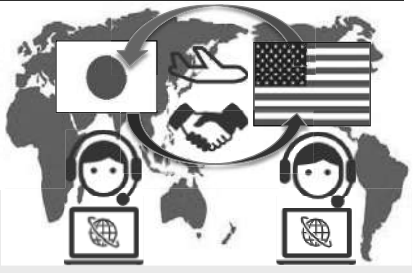

取組（アウトプット）例

○米国連携先大学と連携して、**STEAM教育を開発・提供**、または**DX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置**しつつ、COILやバーチャル空間の交流等も含め、**日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践**を行う取組。

○**JV-Campus**において、日本語教育や日本文化等の**コンテンツを共有しつつ**、米国連携先大学と**COIL/VE等を活用**し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め**年間400名規模の交流を行うプログラム**を構築。

○中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、**JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組を構築**。

○**大学と産業界がパートナーシップ**を組み、**国際的な人材育成とリクルート活動等**を目的に、**インターンシッププログラムを企画・実施。**

アウトカム（成果目標）

■ 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。

■ 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。

インパクト（国民・社会への影響）

➢ 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出

➢ 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展

➢ イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

高度医療人材の養成

令和5年度要求・要望額　32億円（新規）

文部科学省

● **背景・課題**

めまぐるしく進展する医療の高度化や医師法等の制度改正に対応するため、以下の課題に対応した高度医療人材の養成が必要

- 我が国において死因第一位である「がん」への対応は極めて重要であり、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要
- 医師法等の改正（R3.5）を受けた共用試験公的化（R5.4～）及び医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始（R6.4～）への対応が急務
- 共用試験公的化を受けて医学生が医業を行う診療参加型臨床実習の新たな取組への対応が必要
- 国際的に見て我が国の研究力が低下、また医師の時間外・休日労働時間の上限規制により更なる研究時間割合の減少が懸念

上記の課題に対応する人材養成拠点や教育・研究体制を構築するため、以下の施策を展開

○次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（令和５年度要求・要望額　10億円）

- 大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援
  - ①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成
    （痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材等）
  - ②がん予防の推進を行う人材養成
    （医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
  - ③新たな治療法を開発できる人材の養成
    （個別化医療・創薬研究を担う人材）　【件数・単価】11件×8,800万円

● **経済財政運営と改革の基本方針2022(R4.6閣議決定)**
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

○質の高い臨床教育・研究の確保事業（令和５年度要求・要望額　23億円）

- 大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための基盤強化及び新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、医師の働き方改革に貢献
  - ①基盤強化事業
    共用試験公的化、医師の働き方改革及び医療DXの推進に向けて緊急的に必要な設備・機器の整備を支援
    【1-1】共用試験公的化対応〔医学部〕36箇所×2,500万円／〔歯学部〕13箇所×2,000万円
    【1-2】働き方改革・医療DX対応　15箇所×3,000万円
  - ②モデル構築事業
    現在の臨床教育・研究上の課題に継続して取り組んでいく新たなスキームや組織体制を構築、即ち新たな臨床教育・研究支援体制の先導的大学病院モデルを構築する優れた取組を支援
    【2-1】臨床教育実施体制　10箇所×4,000万円　【2-2】臨床研究支援体制　6箇所×4,000万円

● **新しい資本主義実行計画等『フォローアップ』（R4.6閣議決定）**
2024年4月の医師の時間外労働の上限規制導入に向けて、各医療機関での労働時間短縮等の取組や医師の偏在対策を一層進めるとともに、より効率的で質の高い医学教育等の実施に向けて、大学病院で勤務する医師の労働実態等を把握・分析し、必要な対策を検討し、2022年度中に結論を得る。

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

令和5年度要求・要望額　10億円（新規）

文部科学省

背景・課題

我が国における高齢化や都市部への人口の集中がますます加速する中、現在の死因第一位である「がん」への対応は極めて重要である。地域格差に加え急速ながん医療の高度化に伴い、医療現場で顕在化した課題やがん予防の推進、新たな治療法の開発等の課題が浮上してきたことから、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要がある。これらの状況を踏まえたがん専門医療人材を養成するため、優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する。

1	悪性新生物（腫瘍）	378,385
2	心疾患	205,596
3	老衰	132,440
4	脳血管疾患	102,978
5	肺炎・誤嚥性肺炎	121,196
6	その他	106,748
	死亡者数計	1,372,755

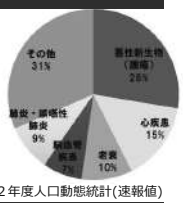

（出典）：令和２年度人口動態統計(速報値)

事業内容

○大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援
(大学間で連携し、①～③のプログラムを開発・提供し、人材養成の拠点を形成)

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）
②がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
③新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人が全国に

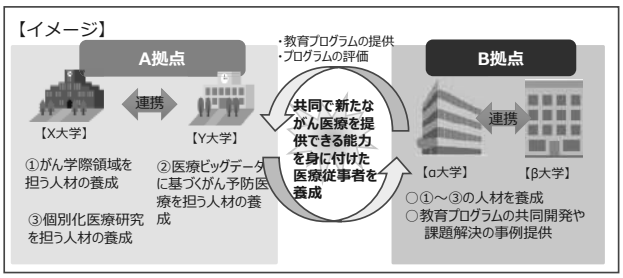

- 事業実施期間：令和５年～令和10年
- 支援期間：６年間
- 件数・単価：11拠点×8,800万円
- 交付先：医学系研究科（博士課程）を設置する国公私立大学

【政府提言】 経済財政運営と改革の基本方針2022（R4.6.7閣議決定）
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
● 教育プログラムの開発　33件以上 （各拠点において、事業内容①～③のプログラム開発を行う。 （11拠点×3種類）	● 【初期】教育プログラム学生受け入れ ● 【中期】がん専門医療人材数の増 ● 【長期】個別化医療実施率の向上、がんの死亡率低下	がん患者が地域を問わずオーダーメイド型のがん診療など必要な治療や支援を総合的に受けられるようになり、健康長寿社会の推進に貢献する。

質の高い臨床教育・研究の確保事業

令和5年度要求・要望額　23億円（新規）

文部科学省

背景・課題

○大学・大学病院は、医療人を養成する教育機関、新しい医薬品や医療技術を開発する研究機関、地域で高度な医療を提供する診療機関という3つの重要な役割を担ってきた。

○その中で、令和3年5月の医師法等改正により、医学生等が臨床実習開始前に受ける**共用試験が令和5年度から公的化**されることを受けて、試験実施の強化を伴う共用試験の確実な実施や、学生が医業を行う**診療参加型臨床実習**の実現が必要。

○一方、近年、我が国は国際社会における研究実績の相対的低下が指摘されており、大学病院等保健分野の大学等教員については、職務の中で研究を行う時間の割合が大幅に減少していることから、研究実績向上のため、**研究時間を確保し研究の質を高める**ことが必要。

○このような中、令和6年（2024年）4月から、労働基準法等に基づく時間外・休日労働時間の上限が医師にも適用（※）されることとなり、大学病院で勤務する医師は、**教育・研究の充実を図る**とともに、**労働時間の短縮**に取り組むことが必要。

⇒大学病院で勤務する医師が、教育・研究業務に一層取り組むためには、より効率的で質の高い方法を導入する必要がある。

臨床実習の充実に伴う指導医の直接監視の必要性の変化

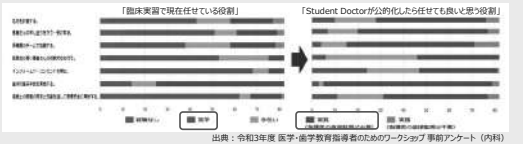

出典：令和3年度 医学・歯学教育指導者のためのワークショップ 事前アンケート（内科）

保健分野における大学等教員の職務活動時間割合の推移

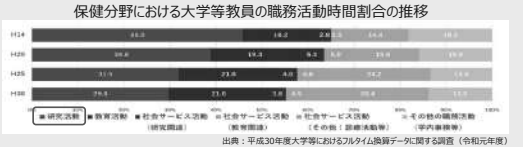

出典：平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（令和元年度）

※ 医師の時間外・休日労働時間の上限は原則年960時間、B水準・連携B水準・C水準は年1,860時間。ただしB水準・連携B水準は2035年度末を目標に終了する予定。

事業内容

○大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための基盤強化及び新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、医師の働き方改革に貢献

【１】基盤強化事業　16.1億円
- 共用試験公的化、医師の働き方改革及び医療DXの推進に向けて緊急的に必要な設備・機器の整備を支援。
- 事業実施期間：令和５年度（単年度）
- 交付先：国公私立大学
- 件数・単価：
  【1-1】共用試験公的化対応〔医学部〕36箇所×2,500万円／〔歯学部〕13箇所×2,000万円
  【1-2】働き方改革・医療DX対応　15箇所×3,000万円

【２】モデル構築事業　6.4億円
- 現在の臨床教育・研究上の課題に継続して取り組んでいく新たなスキームや組織体制を構築、即ち新たな臨床教育・研究支援体制の先導的大学病院モデルを構築する優れた取組を支援。
- 事業実施期間：令和５年度～令和７年度（予定）
- 交付先：国公私立大学
- 件数・単価：
  【2-1】臨床教育実施体制　10箇所×4,000万円　【2-2】臨床研究支援体制　6箇所×4,000万円

〔取組イメージ〕

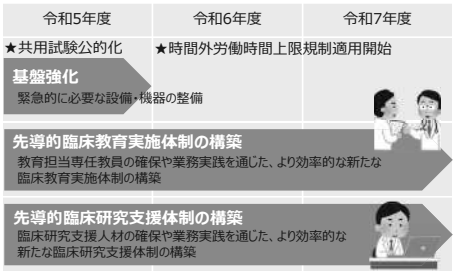

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿
●整備した基盤強化のための設備　64件 ●構築した先導的大学モデル　16件	●臨床教育の充実・将来を担う若手医師の養成 ●研究時間の確保・臨床研究の活性化	●良質かつ適切な医療の提供 ●将来の国民の健康福祉の向上に寄与

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

令和5年度要求・要望額　8億円
（前年度予算額　8億円）

文部科学省

課題・背景

○新型コロナウイルス感染症を契機に，医療人に**求められる資質・能力が大きく変化**。

○高齢化の進展による**医療ニーズの多様化**や**地域医療の維持**の問題が顕在化。

○**高度医療の浸透や地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）**により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。

事業内容

○　医療ニーズを踏まえた地域医療等に関する教育プログラムを構築・実施

◆地域ニーズの高い**複数分野（総合診療、救急医療、感染症等）を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育**の実施により、地域医療のリーダーとなる**人材の育成。**

◆**地域医療機関での実習**等を通じて、
①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養
②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養

◆**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に対応できる資質・能力を備えた医療人材養成のための教育プログラムの開発及び教育・研究拠点の形成

支援期間　：　7年間（令和４年度～10年度）
単価・件数　：0.7億円×11拠点
選定大学　：　弘前大学、筑波大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、岡山大学、
(代表校)　　高知大学、長崎大学、宮崎大学、琉球大学、埼玉医科大学

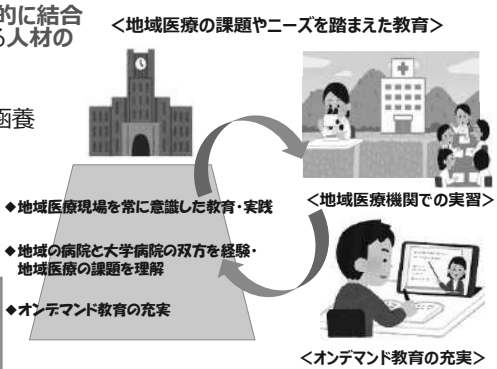

政策提言（経済財政運営と改革の基本方針2021）

第3章　感染症で顕在化した課題を克服する経済・財政一体改革

(1)感染症を機に進める新たな仕組みの構築

(略)あわせて、今般の感染症対応の検証や(略)潜在看護師の復職に係る課題分析及び解消、**医学部などの大学における医療人材養成課程の見直しや医師偏在対策の推進**などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進める。

先進的医療イノベーション人材養成事業

保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト

令和５年度要求・要望額　1億円
（前年度予算額　　2億円）

文部科学省

背景・課題

○　AI教育の抜本的な充実が求められている中、**保健医療分野**においては患者等に関する多様な医療データを活用したAI技術の社会実装の実現性が高いものが多くあり、**新たなAI技術開発と利活用が期待できる分野**として、今後、**人材養成を含めた取組を強化**することが期待されている。

○　将来にわたって、個々の患者に対して最適な医療や安全な医療を提供していくためには、**人工知能（AI）を含めた科学技術を保健医療分野において開発・推進できる人材を養成**することが必要不可欠である。

○　我が国における医療技術の強みの発揮と保健医療分野の課題の解決の両面から**AI研究開発を進めるべき領域を中心とした保健医療分野におけるAI研究開発を加速するための支援と対策**が必要とされている。

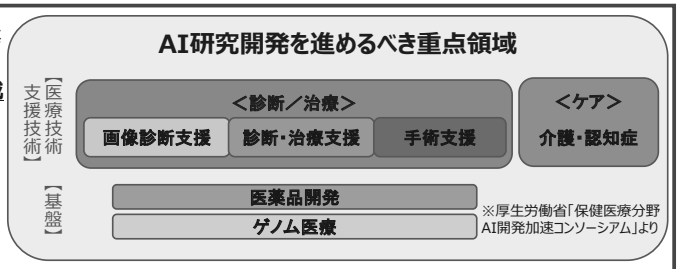

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月閣議決定）抜粋
医工連携をはじめとする分野融合人材の育成をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。
「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月閣議決定）抜粋
ＡＩ技術については、世界最先端の研究開発の推進や人材育成を推進する。

事業概要

○　医療系学部を有する大学を中心に、**保健医療分野における重点６領域について、民間企業・研究機関・工学系大学等と連携してAI技術の開発・導入を推進する医療人材を養成。**

○　医療・介護現場における**各種データを活用した機械学習**や企業等における**AI技術の課題解決への応用**を学ぶ等、**保健医療分野でのAI実装に向けた新たな教育拠点を構築。**

◇事業期間：最大5年間 財政支援（令和2年度～6年度）
◇選定件数・単価：2拠点×66.8百万円
◇選定大学：東北大学、名古屋大学

＜取り組み例：「Global×Localな医療課題解決を目指した最先端AI研究開発」人材育成教育（東北大学）＞

【期待される成果】
- 国民に対するより質の高い、安全・安心な保健医療サービスの提供に向けた体制の構築
- AIの活用による新たな診断方法・治療方法の創出
- 大学と医療・介護現場、民間企業等の連携による新時代に向けた新たな教育拠点の確立
- 医療・介護従事者の負担軽減

先進的医療イノベーション人材養成事業

医療データ人材育成拠点形成事業

令和5年度要求・要望額　1億円
（前年度予算額　　1億円）

文部科学省

背景・課題

- 大規模な医療データの利活用により、①疾患の原因解明、②予防法の解明、③個別化医療の実現、④医薬品の安全性評価、⑤新薬や新医療技術に係る研究開発の推進など様々な成果が期待されている。
- 我が国では、次世代医療基盤法の施行（平成30年5月）や保健医療データプラットフォームの本格稼働などにより、医療データを大規模に収集する環境が整備されつつあるところ。
- 医療データは**①大規模なデータを意味のあるかたちに整理（医療データの活用基盤を運営・構築）**し、**②整理されたデータを分析、課題を解決（医療データの利活用）することが重要**であるが、このような**収集された医療データの利活用を推進する人材が不足**している。

事業内容

- 大学病院を有する大学を中心に複数の大学が連携し、それぞれの強みや特色を活かして、医療データの利活用を推進できるトップレベルの人材を育成する拠点を形成する取組を支援

【選定大学における事業内容】 事業期間：５年間 財政支援（令和元年度～令和５年度）、選定件数・単価：２件×33.3百万円

医療リアルワールドデータ活用人材育成事業：東京大学（他連携３大学）

➢ 大規模な医療リアルワールドデータから新規知見を創出し、成果を世界へ発信できる「知のプロフェッショナル」人材を育成

○「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業　一般履修コース」、「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業インテンシブコース」の２コースを開講し、72人（うちインテンシブコース32人）を養成※

○履修生が履修課程で匿名加工した成果物を、今後の医療データ人材育成に供するために、オープンで教育資源として公開

○令和４年３月末時点で61人の受講生を受入れ

※5年間の受入目標人数

関西広域医療データ人材教育拠点形成事業：京都大学（他連携10大学）

➢ 医療データが生まれてから活用されるまでの情報流の始点から終点までを確実に支え、正しく統制できる人材を育成

○「医療情報学修士基本コース」、「社会変革型医療データサイエンティスト育成プログラム」、「ヒューマンデータ・サイエンティスト養成講座」の3コースを開講し、198人（うちインテンシブコース168人）を養成※

○教育の核となる教科の教科書等を編纂・出版し、国内外へ教育プログラムを共有

○令和４年３月末時点で110人の受講生を受入れ

※5年間の受入目標人数

これまでの成果、今後の期待（令和３年７月実施・外部有識者による中間評価（一部抜粋））

- 令和３年３月末時点で当初計画通り、東京大学において2コース、京都大学において3コースが開設され、併せて計画時の目標を上回る93人の受講生を受入れている。
- **新型コロナウイルス感染症対応やポストコロナの社会において、新しい治療法や新薬の開発等の医療分野の研究・開発のため、医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材の育成は、より喫緊の課題**となっている。
- 本委員会としては、各取組が掲げた当初計画は順調に進捗しており、本事業の目的が達成できると評価し、事業を継続し各大学の取組がより一層発展することを期待する。

事業実施により期待される効果

医療データを収集・整理し、新たな科学的・社会的に有益な知見を発見 → 新しい治療法や新薬の開発等の医療分野の研究開発に活用 → 次世代医療の実現

令和5年度要求・要望額　２億円
(新規)

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業
地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援

背景・課題

○ 少子高齢化の進展等の医療環境の変化を背景に、薬学教育において地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）への対応が求められている。

○ 「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（薬学系人材養成の在り方に関する検討会 令和4年8月）を踏まえ、大学と自治体等が連携し、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリアパスにつなげていくこと、地域医療等に関する教育プログラムの策定・実施等が必要とされている。

○ 大学の薬剤師養成課程においては、地方自治体、関係団体等が有機的に連携し、各地域の医療ニーズを踏まえた教育・実践を通して、地域で活躍する質の高い薬剤師の養成が求められている。

事業内容

○ 医療ニーズを踏まえた地域医療に関する薬学教育プログラムの構築・実施
- ◆ 地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）に対応するため、地域の特性を踏まえた薬学教育を行うとともに地域医療への関心を涵養する。
- ◆ 自治体、関係団体等との連携体制を構築し、地域の医療ニーズに合わせた卒後のキャリアパスにつなげていく薬学教育プログラム、薬学教育コンテンツの開発等を行うとともに、先行事例として地域の大学等とも共有する。

地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師を養成

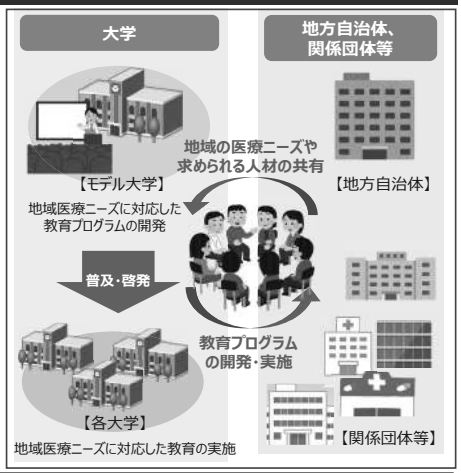

- 事業実施期間： 令和5年～令和7年（予定）
- 交　付　先： 大学（複数大学での連携も可能）
- 件 数 ・ 単 価： 10大学×2,000万円

- 必要経費
  - ・薬学教育プログラムの開発及び薬学教育コンテンツの作成費（地域の医療ニーズの把握、教育内容の調査研究費）
  - ・大学関係者と自治体、関係団体等による検討経費
  - ・大学関係者と自治体、関係団体等とを結ぶコーディネーターの人件費
  - ・研修会やシンポジウム等の開催費　　等

■6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ　（令和4年8月　薬学系人材養成の在り方に関する検討会）

○ 薬剤師の地域偏在の解消にあたっては、大学と地方自治体等が連携して対応することが重要であり、薬剤師の偏在対策に資する地域枠等の定員枠の設定等により、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリア形成とつなげていく必要がある。併せて、各大学において、地方自治体や薬局・病院等と連携し、地域の中高生等に対して薬剤師の魅力について理解を促進することも有効である。また、国においても、（中略）大学と地方自治体等が連携する卒前・卒後の取組に対する支援を行う必要がある。

○ 各大学における、在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や薬局薬剤師に比べて病院薬剤師が不足していること（業態偏在））等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業
基礎研究医養成活性化プログラム

令和5年度要求・要望額　０.4億円
(前年度予算額　０.4億円)

背景・課題

○令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。

○一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医解剖医等の地域偏在と不足の解消

○児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見過ごしが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消

○新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ

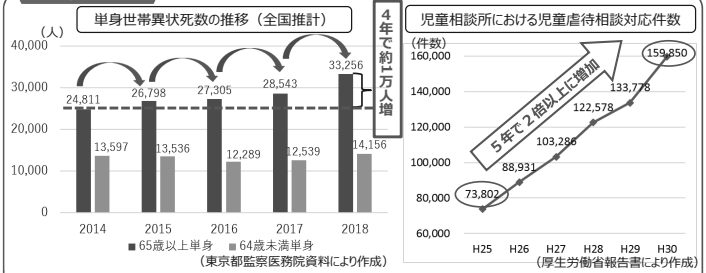

○47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
○日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる　※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

○法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。

○死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

＜選定大学の取組＞

金沢大学
5年間の履修者目標数:
本科コース4名、インテンシブコース20名

滋賀医科大学
5年間の履修者目標数:3つの課程プログラム
7名、インテンシブコース22名

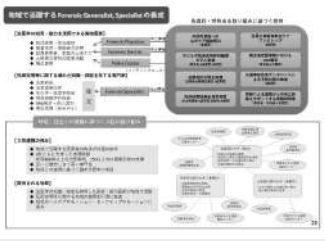

＜期待される成果＞
☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

大学等の留学生交流の支援等

令和５年度要求･要望額：　86億円
（前年度予算額：　71億円）

海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」

・留学の魅力や方法について情報を提供することにより、日本全体で若者や日本の海外留学の機運を醸成する。
・政府だけではなく、官民協働のもと社会総掛かりで取り組む。
・2022年度までに日本人留学生倍増：大学生等6万人⇒12万人、高校生3万人⇒6万人
「意欲と能力のある全ての若者に、留学機会を」

大学等の海外留学支援制度（国費による支援）
86億円（70億円）

○学位取得を目指し、海外の大学院、学部に留学する日本人学生を支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）。

【大学院学位取得型：983百万円（ 350人）】
・奨学金月額：104千円、148千円※
・授業料支給上限額：1,500千円

【学部学位取得型：637百万円（ 250人）】
・奨学金月額：74千円、118千円※
・授業料支給上限額：1,500千円

○大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ短期留学する日本人学生及び我が国の高等教育機関で受け入れる短期留学生を支援（協定派遣型・受入型）。
○渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る。

【協定派遣型：5,184百万円（ 17,000人）】
・奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円※
・渡航支援金：1,234百万円（ 7,400人）

【協定受入型： 1,760百万円（ 5,500人）】
・奨学金月額： 80千円

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～
（民間資金による支援）

○民間の協力を得て、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度。
○産学官が連携した支援コースを設定し、留学の質の向上、留学の目的明確化のため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学後のコミュニティを提供。
○プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

・支援企業・団体：260社・団体　約123億円
（令和4年7月現在）

6

大学等の留学生交流の充実

令和5年度要求・要望額　346億円
（前年度予算額　333億円）

趣旨・目的

・**激減した外国人留学生・日本人学生の留学をコロナ禍前の水準に回復**させるために必要な支援を行う。
・「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含め、**若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化**に取り組む。
・引き続き、**世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、国内企業等への就職**を促進。

大学等の留学生交流の支援等

大学等の海外留学支援制度　86.3 億円（70億円）
奨学金等支給による経済的負担の軽減（渡航支援金の拡充）
・大学院学位取得型： 350人　（300人）　・学部学位取得型：250人　（205人）
・協定派遣型：　17,000人　（15,960人）　・協定受入型：　5,500人　（5,000人）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

日本留学海外拠点連携推進事業　4億円（4.5億円）
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の充実を図る。

外国人留学生奨学金制度　225億円（224億円）
・国費外国人留学生制度　11,344人（11,344人）
・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）　6,746人　（7,054人）
・高度外国人材育成課程履修支援制度　1,000人　（新規）　等

留学生就職促進プログラム　1.6億円（0.7億円）
急激に落ち込んだ外国人留学生の国内就職率を立て直すため、５拠点程度を新規採択。

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　60億円　（61億円）※留学生受入れ促進プログラム等の金額を含む
留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施。

（独）日本学生支援機構施設整備費補助金　2.1億円　（4.2億円）
兵庫国際交流会館の防災設備等の更新。

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

令和５年度要求・要望額 ： 260億円
（前年度予算額 ： 262億円）

1. 日本留学への誘い

日本留学海外拠点連携推進事業　4.0億円（4.5億円）
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

2. 入試・入学・入国の入り口の改善

国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託費　0.6億円（0.3億円）
諸外国の優秀な留学生を選抜するため、国費外国人留学生制度（大使館推薦）に相応しい試験問題を作成。

留学生受入れ促進プログラム（予約枠）　32.3億円（34.1億円）の一部
我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。

3. 大学等のグローバル化の推進

・スーパーグローバル大学創成支援事業 :30億円（30億円）
・大学の世界展開力強化事業:18億円（11億円）

4. 受入れ環境づくり

外国人留学生奨学金制度　225億円（224億円）
・国費外国人留学生制度　183.6億円（ 11,344人）
・留学生受入れ促進プログラム　32.3億円（ 6,746人）【再掲】
・高度外国人材育成課程履修支援制度　2.5億円（ 新　規 ）　等
※参考：海外留学支援制度（協定受入） 16億円（ 5,000人）

STUDY in JAPAN

外国政府派遣留学生の予備教育等　1.1億円（ 1.1億円）
中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるにあたり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等を支援。

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

留学生就職促進プログラム　1.6億円（ 0.7億円）
各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　60億円（61億円）
日本留学試験の着実な実施、留学生宿舎の運営、奨学金の支給等を実施。
※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む

（独）日本学生支援機構施設整備補補助金　2.1億円（4.2億円）
国際交流施設等の整備を実施。

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和5年度要求・要望額　0.4億円
（前年度予算額　0.4億円）

背景・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約3.5万人**※であり、**平成22年から令和2年の10年間で約4倍に増加**。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の23.7%※、専任の担当者を配置している大学等は20.9%※であり、障害のある学生のさらなる 受入れに際して、一層の**体制整備や支援人材の養成等が必要**。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は79.8%※、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は50.7%※であり、**障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要**。

※出典：令和2年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（(独)日本学生支援機構）

◆これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。
◆「障害者基本計画（第４次）」（平成30年３月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.1%※にとどまっている状況。

➡ **先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用する**ことにより、支援の充実を図っていく。

◆「障害者基本計画（第４次）」（平成30年３月閣議決定）
障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、**各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進**する。

◆「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦　高等教育の学びの推進プラン」（令和２年７月策定）
障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。
①**大学間連携等による障害学生支援体制の強化**、②**障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開**、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業内容

事業実施期間：令和２年度(単年度)、令和３年度～令和５年度(３カ年度)

①大学や学生等からの相談への対応
大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う**。

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携
大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけではなく、**地域における障害学生支援ネットワークの形成支援**や**既存の障害学生支援ネットワークとの連携**等を実施。

③好事例やロールモデルの収集・展開
各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）や**コロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集**するとともに、**各大学等へ展開**。
さらに、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開**。

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開
学生への「心のバリアフリー」を促進するため、**学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開**。

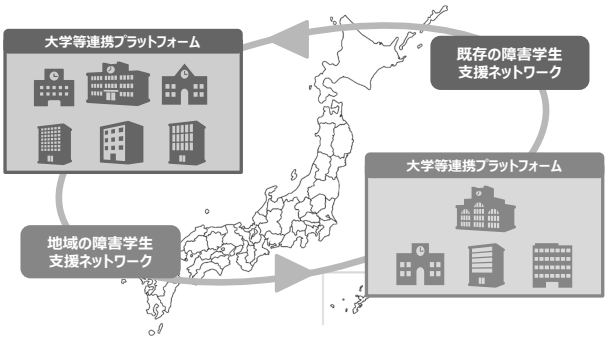

活動目標	期待される効果	目指すべき姿
◆ 採択校数　2校【継続】 （18百万円*2校=36百万円） ※ 事業参加校数（実績） R2:72校、R3:83校	◆ 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生への支援 ◆ 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供 ◆ ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進　等	◆ 大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、高等教育機関全体として障害学生支援の充実 ◆ 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保 ➡ **共生社会の実現**

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和５年度要求・要望額　127億円
(前年度予算額　　96億円)

人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

＜社会人を主なターゲットとしている予算事業＞

①成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業：1,422百万円（新規）

・就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学等において社会のニーズに合ったプログラムを提供し円滑な就職・転職を支援

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業：404百万円（新規）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供

③成長分野における大学院教育のリカレント機能強化事業：660百万円（新規）

・成長分野における大学院の教育プログラムの機能高度化や、リカレントに係る組織改革を進めながら行う企業等との連携による一気通貫したオーダーメード型学位プログラムの構築を支援

④放送大学学園補助金：7,614百万円（7,389百万円）

・数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進等

⑤持続的な産学共同人材育成システム構築事業：107百万円（202百万円）

・社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施

⑥大学等における価値創造人材育成拠点の形成：120百万円（87百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成

⑦女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業：24百万円（24百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援

＜社会人をターゲットの一部としている予算事業＞

⑧大学による地方創生人材教育プログラム構築事業：169百万円（220百万円）

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施。社会人向け短期プログラムの提供も想定。

⑨地域活性化人材育成事業：1,750百万円の内数（1,450百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）
- 大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」
  ⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。
  職業実践力育成プログラム：161大学等、339課程（令和４年５月時点）
  キャリア形成促進プログラム：13校、17学科（令和４年３月時点）

※このほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助等を実施。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業：296百万円（新規）

・自治体や大学コンソーシアムへの支援を通じたニーズ調査や、コンテンツの集約、広報周知等を通じて継続的にリカレント教育を実施する環境を構築

②リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業：77百万円（新規）

・リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施

③社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業：35百万円（14百万円）

・「マナパス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等の促進

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業

令和5年度要望額　14.2億円（新規）

目的・概要

- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**デジタル・グリーン等成長分野**に関する能力を身につけ、社会に即戦力人材を輩出するため、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 本事業は、**企業、自治体、教育機関等と連携して行う**ことに加え、様々な対象者を想定し、**基礎、応用、エキスパートまでの多様なレベル**に対応できるものとし、**社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押し**する。

＊令和4年度DXリカレント事業における各コースに対応する申請数は以下の通り
Ⅰ･･･20プログラム、Ⅱ･･･41プログラム、Ⅲ･･･41プログラム（Ⅳは新規）

事業イメージ

実施内容

＊（ ）内は昨年度実績

Ⅰ.デジタル・グリーン分野リテラシープログラムの開発・実施

【2,500万円×10（25）拠点＝2.5億円（6.3億円）】

- 主に**失業者・非正規雇用労働者を対象**とし、就職・転職に必要な基礎的な能力を育成し、**労働局、産業界と連携し就職・転職に繋げる**とともに**厚生労働省の職業訓練受講給付金との連携**も図る。

Ⅱ.デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【5,000万円×15（10）拠点＝7.5億円（5.0億円）】

- 主に**就業者**を対象とし、デジタル分野に強い企業等と連携し、**応用的なDX分野の能力を育成**し**就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動**に繋げる。

Ⅲ.重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー・リスキル双方）

【2,000万円（1,500万円）×12（25）拠点＝2.4億円（3.8億円）】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者を対象**とする。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的・応用的な重要分野の能力を取得**しキャリアアップにつなげるとともに、**厚生労働省の職業訓練受講給付金との連携**も図る。

Ⅳ.各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【5,000万円×2拠点＝1億円（新規）】

- **大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野のハイレベル人材を育成し、イノベーション等に繋げる**ため、短期間（半年程度）のリカレントプログラムを開発・実施する（他の大学等と共同して申請することも可能とする）。

Ⅴ.プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【0.8億円（0.5億円）×1拠点（民間企業等）＝0.8億円（0.5億円）】

- **プログラムの開発・実施、拠点構築に際する課題に対して助言**等を行う機能を果たす。併せて、**開発したプログラムの横展開に関する支援**も併せて行う。

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
・プログラムを開発した大学、高専等の数 ・プログラムの社会人受講者数	・就業者等の就職・就業割合 ・成長分野に関する知識・スキル取得	・リカレント教育を受講できる環境整備の実現 ・成長分野における労働移動

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和5年度要求額　120百万円
（前年度予算額　87百万円）

事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、**変化に対応し、不断に能力を向上させていくことが重要**。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、**新規事業の創出ができる、スタートアップに貢献できる人材が強く求められている**。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、**AIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要**。
- 令和４年度は２拠点でプログラムを実施しているが、社会の変化やニーズを踏まえると、**更なる拠点構築支援を行い、付加価値を創出できる人材育成を加速させることが必要**。
- ついては、大学に対する支援を通じて、**企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築**する。

事業実施計画

【令和3年度】 プログラムの開発（東京工業大学、京都大学）
【令和4年度】 2大学でのプログラムの実施、企業における活用開始
【令和5年度】 **実施大学の地域的な拡大（2大学→3大学）**、2大学の自走化の準備
【令和6・7年度】 拠点構築準備・拠点の完成、**令和7年度に事業終了**

令和5年度に実施する内容

- 実施したプログラムを企業（計50程度が目標）と連携して活用促進。企業から社員を送り出して受講してもらうことを想定。
- 内容が高度なため、全国的に価値創造プログラムを単純に提供することが難しい一方、企業や大学からのニーズが一定程度あることを踏まえ、本事業の成果も活用し、支援大学を1大学増加し、3年間で3拠点の構築を目指す。
  ＊追加する1拠点は、事業期間を踏まえ、同趣旨の取組を行っていた大学を想定。
- プログラムの自走に向け、有識者も交えた受講料設定や体制、拠点構築に向けた検討。

政府文書等における提言

「成長戦略フォローアップ」（令和4年6月閣議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践する大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図

事業期間	5年間（令和3年度から令和7年度まで＊追加部分含む）
支援件数	4,000万円（人件費、旅費等）× 3拠点＝１億2,000万円
支援大学	京都大学・東京工業大学＋1大学（令和5年度より）

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
・事業における連携企業数 ・プログラムの社会人受講者・修了者数 ・プログラムと連携した企業数:計50以上	・連携企業の事業満足度 100% ・価値創造プログラムを実施する大学数の増加 ・創造力を重視する企業の増加 ・修了生の新規事業立ち上げの貢献など	・既存の価値観や枠組みに捕らわれない創造力のある人材育成の強化 ・付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出 ・生産性の向上、国際競争力の確保

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度要求・要望額　事項要求※こども家庭庁計上予算含む
（前年度予算額　6,211億円）

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。
※別途、教育未来創造会議第一次提言等に盛り込まれた学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設等に向けた奨学金業務システムの改修を実施。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：事項要求（5,196億円）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【 対象の学生 】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生等
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）
【 財　　源 】消費税による財源を活用
（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施　無利子奨学金：事項要求（1,015億円）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		※ **（50万3千人）**	**７０万９千人**
事業費		※ **（2,938億円）**	**6,084億円**
	うち一般会計等	※ **政府貸付金** 1,015億円 （一般会計）	**財政融資資金** 6,050億円
貸与月額		学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） ２、３、４、５.４万円	学生等が選択 （大学等の場合） ２～１２万円の１万円単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 ３.５以上（予約採用時）　等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計（令和4年度採用者）	私大自宅・給与所得・４人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による	
		約８００万円以下	約１,１４０万円以下
返還期間		卒業後２０年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後２０年以内 （元利均等返還）
返還利率		**無 利 子**	上限３％（在学中は無利子） （令和４年３月貸与終了者） 利率見直し **０．０４０％**　利率固定 **０．３６９％**

（注）無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成

令和5年度要求・要望額　3,576億円
（前年度予算額　3,130億円）
※運営費交付金中の推計額含む

文部科学省

- 科学技術・イノベーションは、激化する国家間の覇権争いの中核となっており、世界を主導する卓越した研究を強化し、豊かな発想の土壌となる多様な研究の場を確保するなど、**我が国の基礎研究をはじめとした研究力を一層強化する取組が必須。**
- 研究者が自らの研究に打ち込めるよう、研究者のキャリアや成果に応じた**切れ目のない研究費の支援**を充実させるとともに、優れた研究チームによる**国際共同研究**や、社会経済の変革を先導する**非連続なイノベーションを積極的に生み出す研究開発を強力かつ継続的に推進**する。さらに、我が国全体の研究力発展をけん引する研究大学群の形成に向け、**大学ファンドによる世界に伍する研究大学の実現と地域中核・特色ある研究大学の抜本的な強化**を図るとともに、**世界水準の優れた研究拠点の形成、大学の枠を超えた学際研究領域の形成・開拓を支援**する。

科学研究費助成事業（科研費）

令和5年度要求・要望額　251,156百万円
（前年度予算額　237,650百万円）

人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援する。**「国際先導研究」の拡充**により、海外との強いネットワークを有する**トップレベル研究者の国際共同研究を強力に推進**するとともに、**世界と戦える優秀な若手研究者育成**を図る。また、**「特別研究員奨励費」の抜本的見直し**により、アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援を強化する。

戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）

令和5年度要求・要望額　45,510百万円
（前年度予算額　42,791百万円）
※運営費交付金中の推計額

国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する。令和５年度は、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**新興・融合領域の開拓強化**、さらに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援制度の構築**に取り組む。

創発的研究支援事業

令和5年度要求・要望額　16,829百万円
（前年度予算額　60百万円）
※令和元、２、３年度補正予算等にて計688億円の基金を造成

若手を中心とした多様な研究者による**既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究**を、**研究に専念できる研究環境を確保**しつつ、**最長10年間にわたり長期的に支援**する。基金の利点を活かした機動的な資金配分を実現するとともに、所属機関からの支援を促す仕組み等により、研究時間の確保に最大限努める。また、研究の進捗等に応じた柔軟な追加支援による研究加速を図る。

未来社会創造事業

令和5年度要求・要望額　9,372百万円
（前年度予算額　9,062百万円）
※運営費交付金中の推計額

脱炭素やデジタル社会の実現等の**経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標**を設定する。その上で、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用するため今まで以上に斬新なアイデアを絶え間なく取り入れて、**実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発**を推進する。

ムーンショット型研究開発制度

令和5年度要求・要望額　2,960百万円
（前年度予算額　2,960百万円）
※平成30年度、令和３年度補正予算にて計1,480億円の基金を造成

未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、**多くの人々を魅了するような斬新かつ挑戦的な目標**を掲げ、国内外から**トップ研究者の英知を結集**し、**関係府省庁が一体となって**集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する。

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

令和5年度要求・要望額　5,638百万円
（新規）

研究力の飛躍的向上に向けて、**強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提**に、**大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援**し、研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張、戦略的なメリハリづけによる経営リソースを最大限活用する文化の定着を図る。

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

令和5年度要求・要望額　9,200百万円
（前年度予算額　6,100百万円）

大学等への集中的な支援により研究システム改革などの取組を促進し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。**「アンダーワンルーフ」を堅持しつつ、複数機関の強固な組織連携により新しい学術領域を創出するWPI 2.0**及び**段階的に拠点形成を推進するWPI CORE**を創設する。

共同利用・共同研究システム形成事業（学際領域展開ハブ形成プログラムの新設）

令和5年度要求・要望額　2,707百万円
（前年度予算額　260百万円）

全国の研究者の参画が可能な共同利用・共同研究機能を持つ国公私立大学等の研究組織をハブとし、**アカデミア先導型の学際研究領域の形成・開拓**を実施する。全国の高いポテンシャルを持つ研究者が、新たな学際的な研究に参画する機会を創出することにより、我が国として、**新分野を生み出し続ける機能を強化**するとともに、**全国的な次世代の人材育成**にも貢献する。

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

※国立大学法人運営費交付金等に別途計上
令和5年度要求・要望額　50,720百万円
（前年度予算額　33,700百万円）

我が国の学術研究における共同利用・共同研究体制を強化し、**世界の学術フロンティアを先導**するため、「**ハイパーカミオカンデ計画**」を含めた学術研究の大型プロジェクトを着実に推進するとともに、研究・教育のDXを支える「**SINET**」の高度化など**最先端の学術研究基盤を整備**する。

科研費 科学研究費助成事業（科研費）

令和5年度要求・要望額　251,156百万円
（前年度予算額　237,650百万円）

文部科学省

事業概要

○ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**にわたり、**基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させる**ことを目的とする競争的研究費
○ 大学等の研究者に対して広く公募の上、複数の研究者（8,000人以上）が応募課題を審査する**ピア・レビューにより、厳正に審査**を行い、豊かな社会発展の基盤となる**独創的・先駆的な研究**に対して研究費を助成
○**「第6期科学技術・イノベーション基本計画」**及び**「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」**等を踏まえた**科研費改革の推進**
○ **科研費の配分実績（令和3年度）**：
応募約9.5万件に対し、**新規採択は約2.7万件**（継続課題と合わせて**年間約8.4万件の助成**）

予算額の推移

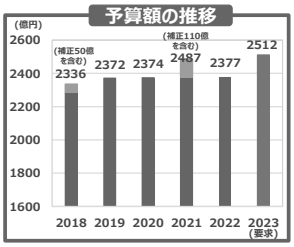

主な制度改善

[H23] 基金化の導入
[H27] 国際共同研究加速基金の創設
[H30] 区分大括り化、審査方法の刷新
[R01] 科研費若手支援プラン改訂
[R02] 全ての手続をオンライン化
新型コロナの影響:柔軟な対応
[R03] 国際先導研究の創設
[R04] 海外レフェリーによる審査を開始

令和５年度概算要求の骨子

１．国際共同研究の強化

○「**国際先導研究**」の**拡充**により、高い研究実績と国際ネットワークを有するトップレベル研究者が率いる優れた研究チームの**国際共同研究を強力に推進**。
- ✓ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**において、**研究者間の主体的なネットワーク**により、**世界水準の成果を創出**
- ✓ **若手（ポスドク・博士課程学生）の参画を要件**とし、**長期の海外派遣等**を通じ、**世界を舞台に戦う優秀な若手研究者を育成**

２．アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援の強化

○「**特別研究員奨励費**」の**抜本的見直し**により、「日本学術振興会特別研究員」の**国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動を強力に支援。**
- ✓ **基金化の推進**
- ✓ 機関雇用の特別研究員に対する**学術研究遂行の条件整備**
- ✓ 採用期間中に研究機関に就職した場合、**研究の加速を支援**
- ✓ **「国際共同研究強化」との重複応募・受給制限の緩和**

○経済財政運営と改革の基本方針2022 （令和4年6月7日閣議決定）
・イノベーションの担い手である若い人材に対する支援を強力に推進する。博士課程学生の処遇向上を始め、未来ある研究者の卵たちにキャリアパス全体として魅力的な展望を与え、研究に専念できる支援策を深化させる。寄附に基づく「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含め、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した国際頭脳循環の活性化に取り組む。

要求のイメージ　持続的に世界水準の成果を創出し、人材を育成する

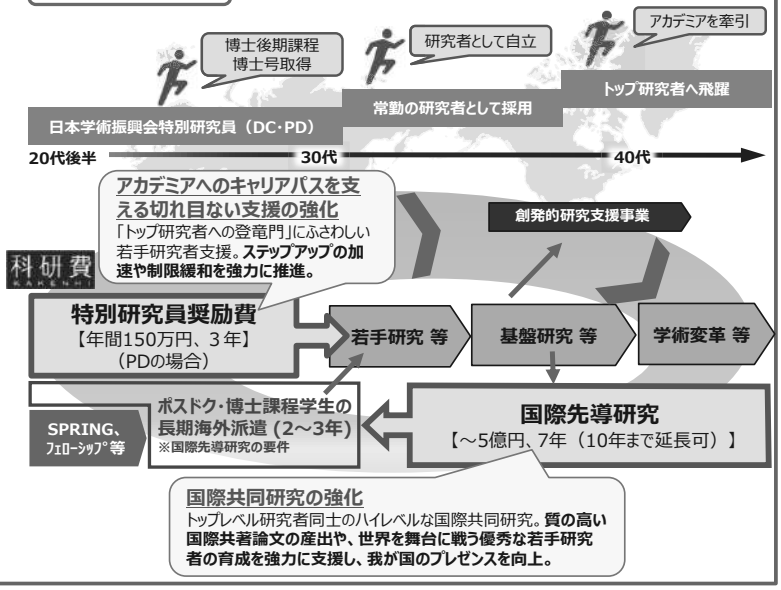

戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

令和5年度要求・要望額　45,510百万円
（前年度予算額　42,791百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

概　要

○国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制(**ネットワーク型研究所**)を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進。

○チーム型研究の**CREST**、若手の登竜門となっている「**さきがけ**」、卓越したリーダーによる**ERATO**等の競争的研究費を通じて、研究総括が機動的に領域を運営。

○令和５年度は、「科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**新興・融合領域の開拓強化、**さらに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援制度の構築**に取り組む。

＜参考＞「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月26日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業については、2021 年度以降、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究を推進する。また、新興・融合領域への挑戦、海外挑戦の促進、国際共同研究の強化へ向け充実・改善を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業等の競争的研究費について、新興・融合領域への挑戦促進に向けて、2022 年度中に、自然科学に人文・社会科学を融合した目標を設定するとともに、イノベーションの創出のため、基礎から応用まで研究成果を切れ目なく活かすように公募の対象や審査の方針を見直す。

文部科学省

戦略目標の策定・通知

【戦略目標の例】
- 社会課題解決を志向した計測・解析プロセスの革新
- 量子情報と量子物性の融合による革新的量子制御技術の創成
- 「総合知」で切り拓く物質変換システムによる資源化技術
- 文理融合による社会変革に向けた人・社会解析基盤の創出
- 老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明

科学技術振興機構

研究領域の選定、研究総括の選任

卓越した人物を研究総括として選抜

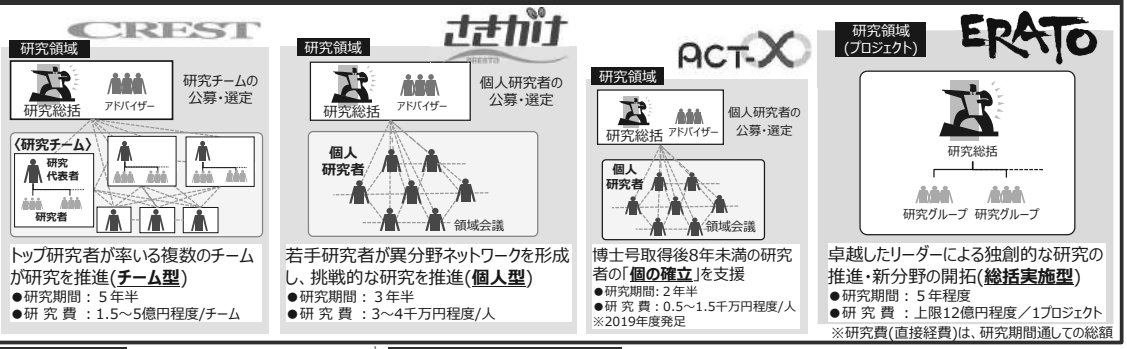

※研究費(直接経費)は、研究期間通しての総額

令和５年度概算要求のポイント

○「基本計画」で示された方向性（多様で卓越した研究成果の創出・蓄積、研究者への切れ目ない支援の実現）に基づき、**若手への重点支援と実力研究者(中堅・シニア)への切れ目ない支援**を推進。

○**トップサイエンス成果を、トップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援**制度を設定し、基礎研究成果の展開を推進。

⇒研究領域数の拡充、採択率・採択件数の増
※領域数 CREST 1⇒7領域、さきがけ 4⇒5領域、ERATO 2⇒5領域、ACT-X 1⇒2領域
※令和3年度採択実績 CREST 10.1%(66件/651件)、さきがけ 11.7%(184件/1,579件)

これまでの成果

○本事業では、Top10%論文(論文の被引用数が上位10%)の割合が20%程度(日本全体平均の約2倍)を占めるなど、インパクトの大きい成果を数多く創出。

○トップ科学誌(Nature, Science, Cell)に掲載された国内論文の約２割を輩出。

＜顕著な成果事例＞

ガラスの半導体によるディスプレイの高精細化・省電力化（ERATO 等）
細野 秀雄 東工大 栄誉教授

iPS細胞の樹立（CREST 等）
※2012年ノーベル生理学・医学賞受賞
山中 伸弥 京都大学 教授

創発的研究支援事業

令和5年度要求・要望額　16,829百万円
（前年度予算額　60百万円）

文部科学省

※令和元、2、3年度補正予算等により計688億円の基金を造成

事業の概要

自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける**独立前後の多様な研究者**を対象に、**最長10年間の安定した研究資金**と、**研究者が研究に専念できる環境の確保**を一体的に支援する。

応募要件：大学等における**独立した／独立が見込まれる研究者**
■**博士号取得後15年以内（出産・育児等ライフイベント経験者は別途要件緩和）**

採択件数：**200件程度**（予定）（令和５年度公募予定の第４期生）
■令和５年度当初予算において、第４期生の新規公募に係る経費を計上。
【参考】過去の採択件数：**第１期生 252件、第２期生 259件**
（第３期生は令和5年1月以降採択予定）

【事業スキーム】

特 徴

研究資金と研究環境の一体的な支援のもと、挑戦的な研究を**「創発の場」を形成**しつつ強力に推進

(700万円/年(平均)+間接経費) ×７年間(最長10年間) の長期的な研究資金
■研究の進捗や研究者の環境等に応じ機動的に運用。
■**バイアウト制度**(研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能)のほか、研究代表者の人件費(**PI人件費**)を支出できる仕組みを先行的に導入。
■研究開始から3年目、7年目にステージゲート審査を設け、研究の進捗等を評価。

研究環境改善のための追加的な支援
■採択研究者の研究時間確保など**環境改善に努めた所属機関を追加的に支援**し、取組を引き出す。
■研究の進捗等に応じた**柔軟な追加支援による研究加速**を検討。

「創発の場」の形成
■**POによるマネジメント**の下、採択研究者同士が互いに**切磋琢磨**し**相互触発**する場を提供。

優れた人材の意欲と研究時間を最大化し、研究に専念 ⇒ 破壊的イノベーションにつながる成果へ

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

令和5年度要求・要望額　5,638百万円
（新規）

文部科学省

背景・課題

✓ **我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成**のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠。

✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、**特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開と発展を促す**施策が必要。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月閣議決定）抄】
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、**強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提**に、**大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援**する

- 事業実施期間：令和５年度～　※最長10年間
- 単価・件数：５億円程度×７箇所程度
  ※別途、施設等の整備への支援として、20億円程度
- 支援対象大学：
  強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を核とした**研究力の向上戦略を構築の上、その取組に全学としてリソースを投下する**国公私立大学（国際卓越研究大学への申請中の大学は対象外）
- 支援内容：
  - ✓ 上記を具現化するための、知財、スタートアップ、大型研究プロジェクトの企画・立案等を担う専門人材（URA等）の配置や活動、研究設備・機器の共用のための体制構築や活動、国際水準の研究環境の実現に向けた取組を支援
  - ✓ 特に効果的な取組が見込まれる公私立大学に対しては、地域の中核・特色ある研究大学の機能強化を図るため、地域の社会経済の発展に寄与するオープンイノベーション施設やスタートアップ創出のためのインキュベーション施設等の整備を支援

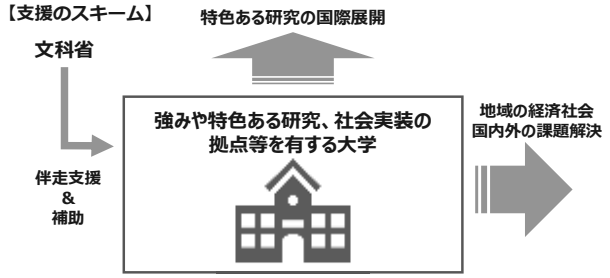

- 特定領域のTOP10%論文が国際卓越研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

✓ **研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張**
✓ **戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着**

我が国の科学技術力の飛躍的向上や
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する大学群の形成

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

令和5年度要求・要望額　9,200百万円
（前年度予算額　6,100百万円）

文部科学省

背景・課題

- 国際的な頭脳獲得競争が激化する中、**優れた研究人材が世界中から集う"国際頭脳循環のハブ"**となる研究拠点の更なる強化が必要不可欠。
- WPI開始から15年間を経て、世界トップクラスの機関と並ぶ、卓越した研究力と優れた国際研究環境を有する**世界から「目に見える拠点」を構築。**大学等に研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積し、**WPIは極めて高い実績とレピュテーションを有している。**
- 世界の研究大学が大きな変革期を迎えるなか、日本の大学・研究機関全体を「公共財」と捉え、**世界トップレベルの基礎科学の頭脳循環を10~20年先を見据えた視座から飛躍・発展**させていくことが必要。

（WPIにおいて、COVID-19の拡大により停滞した国際頭脳循環を活性化するため、新ミッションの下、2022年度に整備する新規拠点も含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進。（**統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日 閣議決定）**））

事業概要

３つのミッションを掲げ、大学等への集中的な支援により**研究システム改革等の取組を促進**し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。

３つのミッション

世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立

国際的な研究環境と組織改革

次代を先導する価値創造

【これまでの成果】
当初採択５拠点（2007年度～）の輩出論文数に占めるTop10%論文数の割合も高水準（概ね20～25%）を維持

外国人研究者が常時３割程度以上所属する高度に国際化された研究環境を実現（ポストクは全て国際公募）

民間企業や財団等から大型の寄附金・支援金を獲得
例：大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約（10年で100億円＋α）
東京大学Kavli IPMUは米国カブリ財団からの約14億円の寄附により基金を造成

【令和5年度概算要求のポイント】
現行のWPIを発展させ、以下の制度を創設（※詳細は右参照）
○ WPI2.0（アライアンス方式）：令和５年度 新規１拠点
「アンダーワンルーフ」を堅持しつつ、複数機関の強固な組織連携により日本発で主導する新しい学術領域を創出。
○ WPI CORE（伴走成長方式）：令和５年度 新規３拠点
当初段階では現行のWPIの７割程度の要求要件としつつ、適切なステージゲート審査の上、段階的に拠点形成を推進。
○ WPIの持続可能な成長を促す仕掛け（持続的発展経費）：
10年のWPI補助支援の後も、大学等が予見性をもって拠点の高い活動レベルを維持、発展させる仕組みをビルトイン。

現行のWPI拠点一覧
※令和４年４月時点

新たに創設する制度

◆WPI 2.0（アライアンス方式）

予算規模　・１アライアンスあたり **15億円/年 × 10年間**
対象機関　・**複数機関（原則2機関、最大3機関）のアライアンス体制**による提案
・**海外機関との拠点組織レベルでの研究連携体制**の構築が必須
（複数ラボの相互設置等）
拠点規模　・トップレベルPI：**10～20人以上**、拠点人員：**総勢200人以上**
対象領域　・基礎科学分野において、**日本発で主導する新しい学術領域を創出**

◆WPI CORE（伴走成長方式）

予算規模　・**5年目までにステージゲート審査を行いステップアップ**
－ ステップアップ前：**5億円/年 × 最長5年目まで**
－ ステップアップ後：7億円/年 × 残期間（計10年間）
対象機関　・１大学による提案
拠点規模　・**ステージに応じた拠点規模を設定**
－ ステップアップ前　トップレベルPI：**5~7人以上**、拠点人員：**総勢50人以上**
－ ステップアップ後　トップレベルPI：7~10人以上、拠点人員：総勢70~100人以上
対象領域　・基礎研究分野で、原則として異分野を融合させ、**将来の重要な学問分野の創造が期待される領域**

（WPI 2.0、WPI COREに共通する事業スキーム等）

外国人比率等　研究者の**30%以上が外国からの研究者**
事務・研究支援体制まで**英語が標準環境**
事業評価　ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成されるプログラム委員会やPD・POによる**丁寧かつきめ細やかな進捗管理・成果分析**を実施
支援対象経費　人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等 ※**研究プロジェクト費は除く**

◆WPIの持続可能な成長を促す仕掛け（持続的発展経費）

中間・最終審査の結果に応じて設定された**「上限額」**及び**「算定ルール」**をもとに、期間中の外部資金の獲得額により算定された**一定額を継続的に支援**。**拠点の知的アセットの価値化を進め、拠点の持続的成長とシステム改革を促す**。
※令和９年度より本経費が発生する予定。

共同利用・共同研究システム形成事業

令和5年度要求・要望額　2,707百万円
（前年度予算額　260百万円）

文部科学省

～全国の国公私立大学のポテンシャルを引き出す共同研究システムの構築（総合知による社会変革）～

背景・課題

・我が国全体の大学研究力を底上げするには、大規模な研究大学の支援にとどまらず、**全国の国公私立大学等に広く点在するポテンシャルを引き出す**必要。
・他方で、各大学単位の成長や競争が重視される中で、大学の枠にとどまらない研究組織の連携が進みにくい状況がある。
・また、**「総合知」による社会変革が求められる中**、研究組織間の連携を促進する際には、**分野間の連携を促進**することが同時に求められている。

共同利用・共同研究体制を活用しつつ、これを発展させる必要

大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点は、それぞれの研究分野における中核として、大学の枠を超え、所属大学にとらわれず研究参画機会を提供する仕組みを保有。

＋

ただし、現状の共同利用・共同研究体制は、各研究分野単位で形成されており、分野の枠を超えた連携による、学際研究領域の形成・開拓を促進することで、参画機会を拡大するシステムの形成が必須。

事業概要

これまでの役割　大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点 個別の研究分野における中核（ハブ）

＋

新しい機能　異なる分野の拠点が連携することで、他の機関を巻き込みつつ、新分野を創出するハブ機能を強化

【事業内容】

特色ある共同利用・共同研究拠点に対する支援に加え、新たに**「学際領域展開ハブ形成プログラム」**を開始。

➢ 全国の研究者が集まる共同利用・共同研究機能を持つ大学等（①②）がハブとなり、地域の中核大学を始め、**異分野の研究を行う大学の研究所や研究機関と連携した学際共同研究**の提案を募集し、選定された取組に共同研究経費等を支援。

①大学共同利用機関（同一法人内のみの連携は除く）　②国公私立大学の共同利用・共同研究拠点(文部科学大臣認定)

一般型	（最長10年支援）２億円×６拠点程度	学際的な共同研究費、共同研究マネジメント経費（人材育成や国際展開の観点を奨励）
設備整備型	（最長10年支援）６億円×２拠点程度	一般型に加え、施設・設備等の場の形成についても支援

【支援要件】

- ✓ 全く新しい学際研究領域コミュニティの形成に資する研究機関間の連携（異分野の研究機関間の連携ハブとなること）
- ✓ 共同研究機能の強化に資する、研究マネジメント体制の構築
- ✓ 構成する研究機関が所属する法人本部のコミットメント
- ✓ 機関独自の未来ビジョン形成に基づく学際研究領域の開拓
- ✓ 連携を通じた一気通貫の研究システム・研究環境の構築（理論～実験・実践～データ解析等）
- ✓ 技術職員等の高度な専門職人材の育成・確保
- ✓ 次世代を担う人材育成

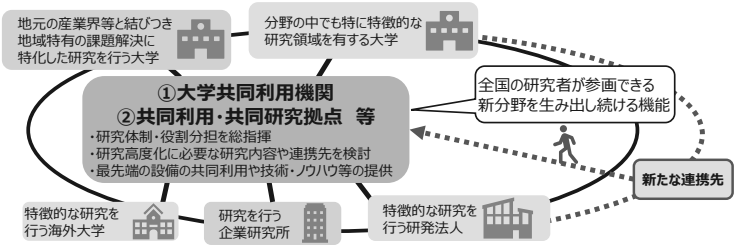

全国の研究者の参画が可能な共同利用・共同研究体制を中核とした、アカデミア先導型の**学際研究領域の形成・開拓**

- **アカデミアからの発想・取組が先導**し、後追いではない**新たな社会・産業構造をデザイン**
- 全国の国公私立大学に存在する高いポテンシャルを持つ研究者が**新たな学際的な研究に参画する機会を創出**
- 我が国として、**新分野を生み出し続ける機能を強化**するとともに、全国的な**次世代の人材育成にも貢献**

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

令和5年度要求・要望額　306億円
（前年度予算額　262億円）
※運営費交付金中の推計額含む

文部科学省

- 我が国の科学技術・イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るため、**博士後期課程学生を含む若手研究者への経済的支援の強化、キャリア構築支援・研究環境確保・能力開発等を一体的に推進**
- また、次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成機会の拡大に向け、**初等中等教育段階における先進的な理数系教育実施等への支援を強化**
- 併せて、多様な視点や優れた発想を取り入れた科学技術・イノベーションの活性化に向け、**女性研究者の活躍促進に向けた取組を充実**

若手研究者等の育成・活躍促進

博士課程学生・ポスドク　若手研究者

◆博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（大学フェローシップ創設事業）　4,901百万円（3,368百万円）
優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額、研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援。
※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体的に運用し、令和５年度は全体で約9,000人（令和４年度より約1,000人増）の博士後期課程学生の支援を実施
※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等（800人分／期）に対する支援を実施【令和３年度補正予算】

◆特別研究員制度　18,459百万円（16,134百万円）
我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、研究者としての能力を向上できるよう支援。
令和５年度から特別研究員（DC）への更なる支援の充実を図る。

◆世界で活躍できる研究者戦略育成事業　344百万円（344百万円）
若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築。

女性研究者の活躍促進

◆ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ　1,252百万円（1,037百万円）
研究と出産・育児等の両立や女性研究者のリーダーの育成を一体的に推進する大学等の取組を支援。令和５年度は「女性リーダー育成型」の支援規模を拡充。

◆特別研究員(RPD)事業【再掲】　930百万円（930百万円）
出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金を給付し、支援。（RPD: Restart Postdoctoral Fellowship）

次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成

◆スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業　2,408百万円（2,276百万円）
先進的な理数系教育を実施する高等学校等をSSHに指定。令和５年度から、指定校と域内の学校や大学、企業等との連携が円滑になるよう、コーディネーターの配置等を支援。

◆国際科学技術コンテスト　983百万円（680百万円）
主に理数系の意欲・能力が高い中高生が相互に競い、研鑽する場を支援。
令和５年度は数学および物理の国際科学オリンピックが日本で開催予定。

◆大学等による次世代の科学技術人材育成支援　780百万円（680百万円※）
理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援。
※グローバルサイエンスキャンパスとジュニアドクター育成塾の合計額

初等中等教育段階

◆女子中高生の理系進路選択支援プログラム　72百万円（42百万円）
女子中高生が適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和５年度要求・要望額　4,901百万円
（前年度予算額　3,368百万円）
※令和２、３年度補正予算により創発的研究推進基金に計521億円を措置

文部科学省

背景・課題

○ 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、**「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向**にある。

○ このため、①**優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図る**とともに、②**博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める**ことが急務。

【第６期科学技術・イノベーション基本計画（令和３年３月26日閣議決定）　抜粋】
優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加

事業概要

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。

※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体的に運用し、令和５年度は全体で約9,000人（令和４年度より約1,000人増）の博士後期課程学生の支援を行う。（前年度も支援を受けていた学生を含め、約7,000人を新規採択）

※令和５年度新規採択者分から、博士後期課程学生１人あたりの支給額については、基準額を290万円／年に一本化

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援スキーム】

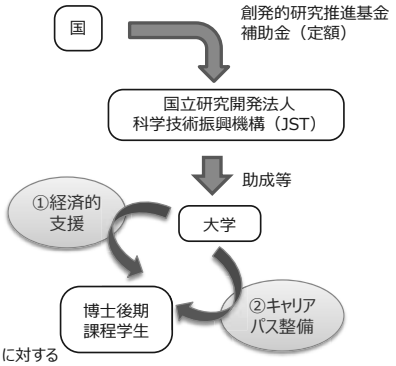

【支援規模等】

支援対象：国公私立大学（JSTによる助成事業）
支援人数：約9,000人/年（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）
（令和４年度より約1,000人増）
支援単価：博士学生１人当たり、生活費相当額180万円以上＋研究費
事業期間：令和3年度より支援開始。終了時期は、学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ判断。

※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等（800人分/期）に対する支援を実施【令和３年度補正予算】

先端国際共同研究推進事業

令和５年度要求・要望額　3,500百万円（新規）

文部科学省

背景

・日本は中国等に比してその予算規模の小ささにより「費用対効果」の観点から協力相手先として徐々にその存在感を失いつつあり、**研究界の国際トップサークルから個人・機関としてもスルーされ脱落しつつある。**

・米中対立等の地政学的大変化は、特に国家安全保障面での研究連携国の再考・再選択という考え方をもたらしており、その結果、同じ課題や価値観を共有する**米英独仏加豪等の高い科学技術水準の欧米等先進国では、日本を連携先として再評価するという大きなモメンタムが働いている。**

事業概要

【事業の目的・目標】

(1) **研究界の国際トップサークルへの日本の研究者の参入**促進。
(2) 欧米等先進国からの期待に応えるとともに、**相手国内のトップ研究者との研究協力実施を促し、イノベーションを創出**。
(3) **両国の優秀な若手研究者の獲得及びコネクションの強化**を図り、今後数十年にわたって持続可能な**国際トップサークルへの参画・連携の土台作り**に貢献。

【事業スキーム】

(1) 協力分野及び協力国（群）
内閣府主導の下で、政府において協力分野及びトップ研究者が所属する機関を有する協力相手国（群）を設定。分野については、我が国や協力相手国の重点政策等に基づき、先端分野において協力国（群）から我が国が得られるベネフィット、メリット等をエビデンスベースにて分析、検討。
(2) **応分負担の観点**から、原則、各国・地域の有力資金配分機関から十分な研究資金を得ている各国・地域のトップ研究者との連携を希望する日本側研究者チームを資金配分機関が支援。
(3) 支援規模・期間
最大**100百万円／年・課題程度**
支援期間は**5年以上**。
(4) 研究実施にあたっては、【事業の目的・目標】の(3)に鑑み、研究計画には**若手研究者の先方への派遣・研修、学位取得**等の構想を盛り込む。また、**相手国側研究者チームからの優秀な人材の受け入れ**も積極的に支援。

※医療分野における本事業に係る経費は、「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」に計上

（基本スキーム例：共同公募（Joint-Call））

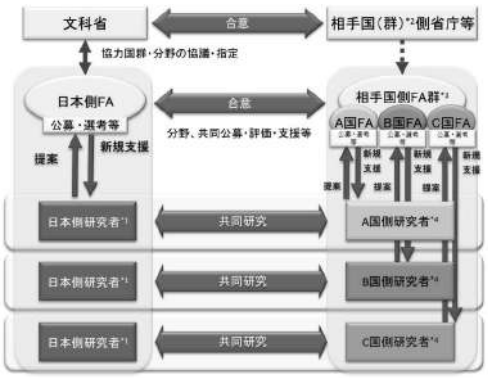

*1　日本側研究者チームは原則公募。
*2　相手国群は同じ課題や価値観を共有する米英独仏加豪等の高い科学技術水準の欧米等先進国を指定。
*3　支援にあたっては、公私を問わず*2の欧米等先進国群のFAから態様にかかわらず共同で採択・支援を行うことのコンセンサスを得る。
*4　各国・地域の有力FAとの優れた国際評価者（レビューワー）群による厳正な共同選考プロセスを経ることで、トップ研究者としての質の担保がされることを前提。

大学発新産業創出プログラム（START）

令和5年度要求・要望額　5,415百万円
（前年度予算額　2,050百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

【背景・課題】

- 経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。
- 新しい資本主義の実行計画においても、「スタートアップ育成５か年計画」を本年末に策定することが明記されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】

- 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。
- 起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する。

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】
起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)抄】
産業界の協力を得て、起業家を教育現場に派遣いただき、初等中等教育等における起業家教育を推進する。

【新しい資本主義 フォローアップ(令和4年6月閣議決定)抄】
スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において、海外への事業展開に重点を置きつつ、研究成果の事業化の実証を行うためのギャップファンドの確保（中略）を行う。あわせて、海外への事業展開を目指す起業家の育成のための教育プログラムを実施する。

大学・エコシステム推進型

【スタートアップ・エコシステム形成支援】（拡充）

- スタートアップ・エコシステム拠点都市ににおいて自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築による起業支援を強化。
- 大学に加え、**小中高生等に対するアントレプレナーシップ教育(EDGE-PRIME Initiative)を推進**するなど、拠点都市を中心に我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。
- **国際展開を見据えたギャップファンドや、海外のスタートアップ・エコシステムとのネットワーク構築に向けた支援**を拡充。

＜拠点都市の支援＞
- 支援額： 1億円程度/拠点・年
  支援期間：5年度・8拠点程度
上記拠点に以下を追加措置
  平均2.4億円程度×8拠点程度/年
- EDGE-PRIME Initiative
- 国際展開を見据えた
  ギャップファンド支援　等

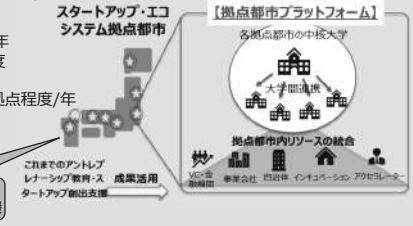

【大学推進型】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
  - 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学　支援期間：令和2～6年度（5年度）

プロジェクト推進型

運営費交付金　国 ⇒ JST ⇒ 委託　大学・国立研究開発法人・民間企業等

【ビジネスモデル検証支援】

- 研究者と事業化伴走者から構成されるチームにリーンスタートアップを基盤とするアントレプレナー教育の提供とビジネスモデル探索活動を支援。
- 支援額： 8百万円程度/課題・年、8課題程度
  （うち新規8）
  支援期間： 1年度

【起業実証支援】（拡充）

- 事業プロモーター（※）のマネジメントのもと、国際展開を見据え、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。
- 支援額： 40百万円程度/課題・年、19課題程度
  （うち新規8）
  支援期間： 最長3年度

（※）事業プロモーター：ベンチャーキャピタル（VC）等の新事業育成に熟練した民間人材を事業プロモーターとして選定し、大学等における技術シーズの発掘と事業計画の策定及び事業育成に係る活動を支援。

共創の場形成支援 -知と人材が集積するイノベーション・エコシステム-

令和5年度要求・要望額　16,298百万円
（前年度予算額　13,751百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築することが必要。
- 今後、**ウィズ・ポストコロナの社会像**を世界中が模索する中、**産学官民で将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組む**ことが必要。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくり**を進めることが重要。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月閣議決定）抄】
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

【デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月閣議決定）抄】
・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定を順次図りつつ、特色ある強みを活かしたイノベーションにより、新産業・雇用創出等を図るため、**「共創の場形成支援プログラム」等を通じ、各地における持続的な産学官共創システムの構築を促進**する。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　**政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、**個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

事業内容

- **ウィズ・ポストコロナ時代を見据えつつ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像**を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、**①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発**と、**②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官連携マネジメントシステムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」において、大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を抜本的に拡充するとともに、出口官庁等への成果展開の加速や大学発スタートアップ創出のための体制構築についての先導的取組を追加的に支援**。

（３つのポイント）

「人が変わる」
SDGs×ウィズ・ポストコロナに係るビジョンを共有

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。ウィズ・ポストコロナ時代の国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

「大学が変わる」
持続的な産学官共創システムの整備・運営

産学官共創拠点を自立的に運営するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

「社会が変わる」
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。

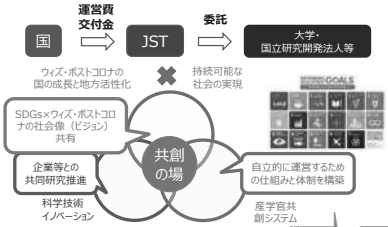

連携のイメージ

共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模：3千万円程度/年 支援期間：2年程度 支援件数：20拠点程度（新規10拠点程度）
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：~4億円程度/年 支援期間：最長10年度 支援件数：36拠点程度（新規10拠点程度）
OPERA（継続のみ）		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型運携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模：共創PF育成型 1.7億円/年 OI機構連携型　1億円/年 支援期間：原則5年度(育成型6年度)

プラットフォーム型 産学官連携の一体的推進 → イノベーション・エコシステムの形成

革新的GX技術創出事業（GteX）

※ GteX=Green technologies of eXcellence

令和5年度要求・要望額　5,951百万円（新規）
※運営費交付金中の推計額を含む

文部科学省

背景・課題

○ 世界的な炭素中立化に向けた動きやESG投資の流れ等を受け、関連する市場の急速な成長が見込まれ、GX（グリーン・トランスフォーメーション）に向けた官民投資が急拡大。

○ **2050年カーボンニュートラル実現等の野心的な目標達成には、既存技術の展開・実装のみでは達成が困難**であり、非連続なイノベーションをもたらす**「革新的GX技術」の創出が不可欠**。日本が蓄積してきたアカデミアの基礎研究力の強みやリソースを最大限生かすため、産業界の技術開発等と連動した、**大学等における研究基盤強化と人材育成がカギ**。

【政策文書における主な記載】
・革新的な GX 技術を創出するため、2023年度までに炭素中立化を達成する上で重要な技術領域での複数の要素技術を組み合わせた統合的研究開発等を支援する。<フォローアップ（令和４年６月）>
・バイオものづくりは、遺伝子技術により、微生物が生成する目的物質の生産量を増加させたり、新しい物質を生産するテクノロジーであり、海洋汚染、食糧・資源不足など地球規模での社会的課題の解決と、経済成長との両立を可能とする、二兎を追える研究分野である。（中略）大規模生産・社会実装まで視野に入れた、微生物設計プラットフォーム事業者と異分野事業者との共同研究開発の推進、味噌・醤油・酒類など全国の事業者が強みを有する微生物の発酵生産技術やゲノム合成・編集技術等の基盤技術の開発支援・拠点形成や人材育成等、この分野に大胆かつ重点的な投資を行う。<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月）>
・蓄電池・材料の製造基盤を拡大するため、国内の設備投資強化や上流資源の確保、戦略的な海外展開、次世代電池開発、人材育成等を支援する。<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月）>
・水素・アンモニアやＣＣＵＳ／カーボンリサイクル、革新原子力、核融合などあらゆる選択肢を追求した研究開発・人材育成・産業基盤強化等を進める。<経済財政運営と改革の基本方針2022 （令和４年６月）>

事業内容

【事業の目的・目標】

・2050年カーボンニュートラル実現等への貢献を目指し、既存技術の展開・実装のみでは達成が困難な、非連続なイノベーションをもたらす「革新的GX技術」の創出に向けた研究開発を推進する。

【事業概要・イメージ】

・大学等のトップレベル研究者が**オールジャパンで統合的な研究開発を行う【チーム型】**と**幅広い領域でのチャレンジングな提案を募る【探索型】**で研究開発を強力に加速。

<チーム型>

・**「蓄電池」、「水素・燃料電池」、「バイオものづくり」**等の重要領域において、DXを積極的に活用し、材料開発やエンジニアリング、評価・解析等を**一気通貫で統合的に研究開発**。

・単に要素技術の基礎研究ではなく、**研究の縦割りを打破し**、全く異分野と思われていたプレーヤーも巻き込みながら、**全国のトップレベル研究者の知をネットワーク化**。

・研究進捗等を踏まえてチーム体制や研究内容等の不断の見直しを重ねながら、非連続なイノベーション創出に挑戦し続けるオールジャパンのチームを機動的に構築。

【事業スキーム】

✓ 支援対象機関：大学、国立研究開発法人等

✓ 事業規模・期間：

【チーム型】
15億円～40億円／年（**3領域程度**を想定）
※10年程度の研究期間として、オールジャパンのチーム型研究開発を展開
1領域は複数のチームで構成され、各チームは複数の研究室で構成される

【探索型】
第1フェーズ　3千万円程度／課題／年　**→新規28課題**
第2フェーズ　1億円程度／課題／年
※研究期間は原則4年間として、ステージゲート評価を経て、第2フェーズへ移行
（さらに最長3年間）

国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学 国立研究開発法人等

<探索型>

・世界的にも注目されている重要技術で、**不確実性が高いが革新的なGX技術シーズに発展することが期待される**提案を支援し、**幅広い新規技術**を掘り起こす。

・少額の課題を多数採択し、途中段階で目標達成度や実用化可能性等の判断に基づく厳しい評価（ステージゲート評価）を経て、評価基準を満たした課題のみ次のフェーズに移行する仕組みを採用。

再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム

令和５年度要求・要望額　12,096百万円（新規）
※令和4年度は再生医療実現拠点ネットワークプログラム（9,066百万円）で実施

文部科学省

背景・課題 ／ 令和5年度概算要求のポイント

（事業期間：令和５年度～令和９年度）

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」では**再生・細胞医療・遺伝子治療分野は国益に直結する分野**と明示されており、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」でも、**次世代iPS細胞やオルガノイド等の革新的な研究開発を進める**と共に、**実用化に向けて、再生・細胞医療と遺伝子治療の垣根を取り払い一体的な研究開発を推進する**ことが掲げられている。
- **再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究**の推進、**若手研究者の育成促進**と裾野の拡大、**異分野・他機関との連携**と人材育成機能を包括した**チーム型研究**の推進、**リバーストランスレーショナルリサーチ**の実施、**中核拠点をハブ**とした連携・相乗効果の創出、開発早期から出口を見据えた研究開発と**戦略的伴走支援の充実**、**疾患特異的iPS細胞を用いた**病態解明や創薬研究の推進を行う。

① 再生・細胞医療・遺伝子治療研究開発課題
（基礎応用・非臨床/個別型・チーム型）

- 再生・細胞医療・遺伝子治療分野の**融合研究**を推進
- 革新的な創薬・治療法の実用化を見据えた**基礎・応用研究**の実施
- 治療法の臨床試験に直結する**非臨床PoC取得**研究の実施
- **リバーストランスレーショナルリサーチ**の実施
- 異分野研究者・企業等との総合力を生かした**チーム型研究を推進**

② 再生・細胞医療・遺伝子治療研究中核拠点

- **次世代iPS細胞の開発、リプログラミングの解明、革新的なゲノム編集技術開発**等の再生・細胞医療・遺伝子治療分野の共通基盤研究の実施

③ 疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明・創薬研究課題

- 難病等の患者由来の疾患特異的iPS細胞等を活用した**疾患発症機構の解明、病態解析技術の高度化、創薬研究**の推進
- **疾患付随情報が充実した疾患特異的iPS細胞バンク**の整備と**利活用促進**

④ 再生・細胞医療・遺伝子治療研究実用化支援課題

- 実用化に向けた問題解決・回避のための**伴走・マッチング支援の充実化**
- **規制・倫理・知的財産面（特許取得、パテントマップ）**の伴走支援
- 研究早期からの**事業化戦略作成支援**
- 細胞・ベクター（細胞へ遺伝子を導入する媒体）の**製造基盤整備**

中核拠点をハブとした各研究機関、異分野研究者、産業界、医療機関、支援機関による研究分野・対象臓器ごとの多彩なバーチャルラボ化の推進

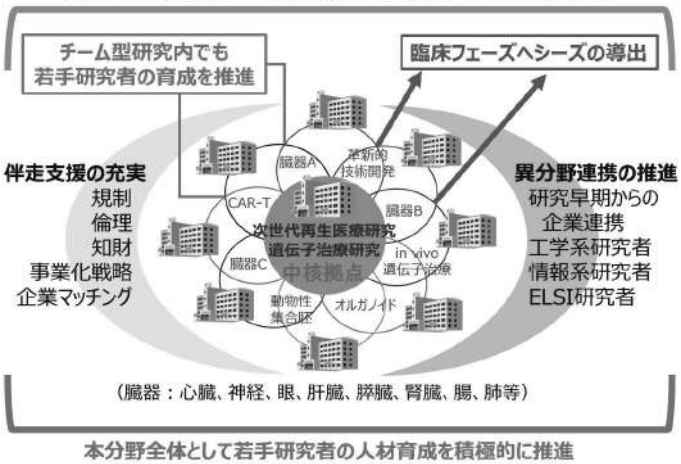

本分野全体として若手研究者の人材育成を積極的に推進

【事業スキーム】

国 →（補助金）→ AMED →（委託）→ 大学等

経済安全保障重要技術育成プログラム

令和5年度要求・要望額　内閣府において関係省庁分を含めて事項要求
※令和3年度補正予算により経済安全保障重要技術育成基金に1,250億円を措置

文部科学省

背景

AIや量子など革新的かつ進展が早い技術の出現により、科学技術・イノベーションの推進が国際競争の中核となっており、そうした中、我が国が**技術的優位性を高め、不可欠性の確保につなげていく**ためには、研究基盤を強化することはもちろんのこと、市場経済のメカニズムのみに委ねるのではなく、国が強力に**重要技術の研究開発を進め、育成していく必要**。

中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、**科学技術の多義性を踏まえ、民生利用のみならず公的利用につながる研究開発及びその成果の活用を推進**。（令和３年度補正より当プログラムの基金を措置。）

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）】（２）経済安全保障の強化
シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。

【統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定）】（３）レジリエントで安全・安心な社会の構築
関係府省と連携し、公募に必要な文書の作成や、研究開発のビジョンや、テーマを取りまとめて、2022年度中に最初の公募を開始予定。また、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を実施。

事業内容

○経済安全保障の強化推進の観点から、**内閣府主導の下で関係府省、文部科学省及び経済産業省が連携**し、国のニーズを踏まえてシーズを育成するための研究開発のビジョンを決定。ビジョンに基づき、我が国が確保すべき**先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを支援**する。

○今後、研究開発ビジョン（第一次）を決定し、令和４年内に公募開始を予定。

プログラムの特徴

- 基礎研究から一歩進んだ応用以降のレベルを主要ターゲット。
- 基金により、**複数年度にわたり柔軟かつ機動的に研究開発を支援**。
- 研究成果は、民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において**公的利用につなげていくことを指向**。国主導による**研究成果の社会実装や市場の誘導**につなげていく視点を重視。また、技術成熟度や技術分野に応じた**適切な技術流出対策**を導入。

【資金の流れ】

【プログラム推進イメージ】

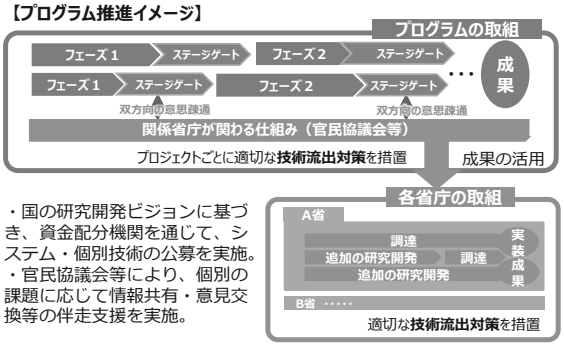

・国の研究開発ビジョンに基づき、資金配分機関を通じて、システム・個別技術の公募を実施。
・官民協議会等により、個別の課題に応じて情報共有・意見交換等の伴走支援を実施。

資料１－４

令和４年度補正予算（第２号）の概要

Ⅰ．物価高騰・賃上げへの取組　78,170億円

１．エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援　63,168億円

○ 電気料金対策〔24,870億円〕　○ 都市ガス料金対策〔6,203億円〕
○ 燃料油価格激変緩和措置〔30,272億円〕　○ 漁業経営セーフティーネット構築事業〔330億円〕　等

２．エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換　4,257億円

○ ＬＮＧ安定供給強化対策〔236億円〕　○ 省エネ・再エネの推進〔3,849億円＊〕
○ 石油ガス販売事業の配送合理化補助金等〔153億円〕
○ 肥料の国内生産拡大〔110億円〕　○ 飼料作物の国産化の推進〔100億円＊〕　等

３．継続的な賃上げの促進・中小企業支援　10,745億円

○ 中小企業等事業再構築促進事業・中小企業生産性革命推進事業〔7,800億円〕　○ 資金繰り支援〔2,609億円〕　等

Ⅱ．円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化　34,863億円

１．コロナ禍からの需要回復、地域活性化　24,055億円

○ インバウンド観光の復活、観光地・観光産業の再生・高付加価値化等〔1,500億円〕
○ 検疫体制の確保〔592億円〕　等

２．円安を活かした経済構造の強靭化　10,809億円

○ 先端半導体生産基盤整備基金〔4,500億円〕　○ 農林水産物の輸出拡大〔440億円＊〕
○ サプライチェーン対策
（重要鉱物〔2,158億円〕、工作機械〔416億円〕、航空機部素材〔417億円〕等）　等

Ⅲ．「新しい資本主義」の加速　54,956億円

１．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革　11,313億円

○ 人への投資策「５年１兆円」への拡大〔832億円〕（４年度・５年度予算を含め3,000億円程度）
○ 雇用保険財政の安定〔7,276億円〕　○ 大学等の機能強化（理系転換等支援）〔3,002億円〕　等

２．成長分野における大胆な投資の促進　40,552億円

＊他の柱に整理されている事業も含め６兆円程度

（１）科学技術・イノベーション

○ 先端国際共同研究推進事業〔501億円〕　○ バイオものづくり革命推進事業〔3,000億円〕
○ 宇宙〔639億円〕　○ 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業〔2,000億円〕
○ 経済安全保障重要技術育成プログラム〔2,500億円〕　等

（２）スタートアップの起業加速　＊他の柱に整理されている事業も含め１兆円程度

○ 大学を中心としたスタートアップエコシステム形成の推進〔1,500億円＊〕
○ SBIR制度の拡充〔2,060億円〕　○ ディープテック・スタートアップ支援事業〔1,000億円〕　等

（３）ＧＸ

○ グリーンイノベーション基金〔3,000億円〕　○ クリーンエネルギー自動車導入促進〔700億円〕
○ グリーン社会に不可欠な蓄電池の製造サプライチェーン強靭化支援事業〔3,316億円〕　等

（４）ＤＸ

○ ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業〔4,850億円＊〕
○ Beyond５Ｇ（６Ｇ）（革新的な情報通信技術の研究開発推進のための恒久的な基金の造成）〔662億円〕
○ デジタル田園都市国家構想交付金〔800億円〕　○ マイナンバーカード普及促進〔630億円〕　等

３．包摂社会の実現　3,091億円

○ 出産・子育て応援交付金〔1,267億円〕　○ 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備〔349億円〕　等

Ⅳ．防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保　75,472億円

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（病床の確保等）〔15,189億円〕
○ ワクチンの確保、接種体制の整備・接種の実施〔12,072億円〕
○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業等の地方負担分・検査促進枠）〔7,500億円〕
○ 防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（公共事業関係費）〔12,502億円〕
○ 災害復旧〔5,144億円〕　○ 自衛隊等の変化する安全保障環境への対応〔3,248億円〕
○ ウクライナ及び周辺国への支援〔1,140億円〕
○ アジア（ASEAN・南西アジア等）、島嶼国、中東、アフリカ等の途上国向け支援（グローバル・サウスを支援）〔1,022億円〕
○ こどもの安心・安全対策支援パッケージ（送迎用バスの安全装置改修支援等）〔234億円〕　等

Ⅴ．今後への備え　47,400億円

○ 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費〔37,400億円〕
○ ウクライナ情勢経済緊急対応予備費〔10,000億円〕

■ 一般会計補正予算の追加歳出　290,861億円

■ 補正予算の追加歳出（対策国費の特別会計補正予算分含む）　296,332億円

＊　他の柱に整理されている事業も含んだ金額

（参考１）令和４年度一般会計補正予算（第２号）においては、上記「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）の実行に係る国費（一般会計補正予算の追加歳出290,861億円）に加え、光熱水料等の追加財政需要〔2,229億円〕等を計上。
（参考２）上記「補正予算の追加歳出296,332億円」には、一般会計補正予算の追加歳出290,861億円のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の追加歳出2,863億円、労働保険特別会計補正予算の追加歳出1,721億円等を含む。

令和４年度文部科学省第２次補正予算

新しい資本主義の加速

１．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動

◆リカレント教育の推進　21 億円

大学・大学院等に対して、成長分野における即戦力人材輩出に向けたプログラム開発・実施・横展開を支援するとともに、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向け、産官学金の対話の場の構築や、コーディネーターの配置等に必要な経費を措置する。

◆大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設【基金創設】　3,002 億円

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に躊躇なく踏み切れるよう、複数年度にわたる継続的・機動的な財政支援を行うため、基金を創設し、初期投資や当面の運営経費等を支援する。

◆奨学金業務システムの改修　58 億円

教育未来創造会議提言等に基づいた奨学金制度の運用や、奨学金手続きのデジタル化等を推進するため、(独)日本学生支援機構の奨学金業務システムの改修を行う。

◆海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための支援　4 億円

円安により海外留学支援制度への応募時に見込んでいた資金計画に大幅な影響が生じている日本人学生の留学継続のための経費を特例的に措置する。

◆外国人留学生呼込みのハブとなる基盤の構築　3 億円

日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」において、優秀な外国人の日本の大学への誘引、受入から高度人材としての定着まで、全国の大学が「共同利用できる教育コンテンツ」の整備を加速化し、外国人留学生呼込みのハブとなる基盤を構築する。

◆医学部等教育・働き方改革支援事業　15 億円

医学部等における共用試験の公的化に向け確実な実施のために必要な教育設備整備や、大学病院における医師の業務効率化を推進する ICT 機器等の整備を支援する。

◆幼稚園の ICT 環境整備　8 億円

幼稚園における事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、必要な ICT 環境整備を支援する。

◆運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行　19 億円

部活動の地域連携や地域クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、関係者との連絡調整等を行う総括コーディネーターの研修会開催や人材バンク設置など、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費を支援する。

２．科学技術・イノベーション

◆地域中核・特色ある研究大学の振興【基金創設】　2,000 億円

地域の中核・特色ある研究大学に対し、研究活動の国際展開や社会実装等に必要な環境整備を継続的に支援する枠組みを設けることで、これらの大学と大学ファンド支援対象大学の相乗的・相補的な連携を実現し、我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群を形成する。

◆国際頭脳循環・国際共同研究の推進（トップダウン型）【基金創設】 501 億円

政府主導で先端分野を設定し、先進国との戦略的な大型国際共同研究を推進するとともに、国際共同研究を通じ世界の国際頭脳循環のネットワークへの日本人研究者の参画を促進する。

※このほか、JSTの基金には、内閣官房が進めるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想関連事業に係る 66 億円を計上

◆科研費「国際先導研究」の拡充による国際共同研究の強化【基金積み増し】　110 億円

トップレベル研究者間の主体的なネットワークによるハイレベルな国際共同研究を支援するとともに、長期の海外派遣・交流等を通じ、世界を舞台に戦う若手研究者の育成を推進する。

◆創発的研究支援事業の強化【基金積み増し】　553 億円

自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける若手を中心とした研究者を対象に、最長 10 年間の安定した研究資金と、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する。

◆科研費「特別研究員奨励費」による若手研究者への支援の強化　46 億円

トップレベルの若手研究者である日本学術振興会特別研究員が、国際共同研究をはじめとする研究活動を複数年度にわたり柔軟にできるよう、「特別研究員奨励費」の基金化等を推進する。

◆探究・STEAM 教育に資する科学コミュニケーション強化　8 億円

探究・STEAM 教育を社会全体で支えるエコシステムを確立し人材育成を進めるため、日本科学未来館の展示の抜本強化等を進める。

◆量子・AI・マテリアル等の重点分野の研究開発の推進　171 億円

量子・AI・マテリアル等の国家的・社会的に重要な超先端重要技術の推進のための基盤整備及び研究 DX の推進を行う。

◆健康・医療分野の研究開発の推進　72 億円

再生・細胞医療・遺伝子治療、脳科学等の健康・医療分野の先端研究基盤の整備を行う。

◆官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進　27 億円

新しい形の官民共同大型プロジェクトとして進める次世代放射光施設を前倒しで整備することにより、我が国の研究力・産業競争力を強化する。

◆宇宙分野の研究開発　639 億円

国際宇宙探査(アルテミス計画)を推進するとともに、基幹ロケットの開発や打上げ能力の向上に向けたインフラ整備、災害対策等に貢献する地球観測衛星等の研究開発等を推進する。

◆海洋・極域・気候変動分野の研究加速　15 億円

北極域研究船の建造を確実に促進するとともに、海洋状況把握や防災・減災に向けて大深度 AUV の開発等を推進する。

◆革新的 GX 技術創出事業【基金創設】 496 億円

2050 年カーボンニュートラル実現等に向け、我が国のアカデミアが高いポテンシャルを有する水素、蓄電池、バイオものづくり等について、企業等における社会実装と連携した基盤研究開発を複数年度にわたって支援する枠組みを設ける。

◆次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業 11 億円

デジタル社会やカーボンニュートラルの実現、経済安全保障の確保に向けて、大学等における省エネ・高性能な半導体集積回路の研究開発体制を強化する。

◆核融合発電の実現に向けた基幹技術の研究開発 59 億円

クリーン・エネルギーの実現に向け、核融合発電に必須の基幹技術の研究開発を加速し、経済安全保障に資する核融合の実用化に必須の技術を他国に先んじて獲得する。

◆日本原子力研究開発機構の研究施設高度化（エネルギー対策特別会計含む） 135 億円

革新炉開発や医療用 RI 製造のため、「常陽」の新規制基準対応をはじめとする運転再開に向けた準備等を加速する。また、東海再処理施設の新規制基準対応等の安全対策を実施する。

◆地震・津波観測網等の機能強化（N-net の構築等） 58 億円

激甚化・頻発化する各種災害に対応した防災・減災、国土強靱化に貢献するため、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築をはじめとした地震・津波観測網等の強化を加速する。

◆経済安全保障重要技術育成プログラム【基金積み増し】 1,250 億円

経済安全保障の強化推進の観点から先端的な重要技術を迅速かつ機動的に育てるための基金を拡充する。

◆大学等における教育研究基盤の強化等 322 億円

イノベーション創出につながる研究等を進めていくために必要な教育研究基盤設備や最先端研究設備の整備等を支援する。

➢国立大学等 239 億円　➢国立高専（含む練習船）70 億円　➢私立学校 13 億円

◆国立研究開発法人等の研究活動等の継続に係る対応 119 億円

国立研究開発法人等の研究施設・設備において、省エネ設備の整備など、研究活動等の継続的な実施に資する取組を行う。

３．スタートアップの起業加速

◆国際展開する大学発スタートアップの創出【基金創設】 1,500 億円

大学発スタートアップの創出に向け、国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を複数年にわたって支援する枠組みを設ける。また、アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等に拡大する。 ※施設整備 502 億円については、地域中核・特色ある研究大学の振興と重複計上

◆高等専門学校スタートアップ教育環境整備 60 億円

アントレプレナーシップ教育に取り組む全ての国公私立高専に対して、高専生が起業を含め自由な発想で集中して活動にチャレンジできる起業家工房の整備などの取組を支援する。

４．DX（デジタル・トランスフォーメーション）

◆GIGA スクール構想の推進 95 億円

運営支援センターの機能強化、リーディングDXスクールによる先進事例全国展開、学校 DX 戦略アドバイザーによる重点支援、高等学校情報科支援強化、次世代の校務デジタル化実証研究、デジタル教科書・教材等通信環境調査等の取組を集中的に進め、学校 DX を加速する。

◆教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用等 6 億円

教育DXを強力に推進する観点から、オンライン上で学習できる CBT システム（MEXCBT:メクビット）等の機能改善・拡充等を行うほか、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた実施準備として問題作成を実施する。

◆国民のデジタルリテラシー向上事業 13 億円

誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにするため、公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座の実施を支援する。

◆「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築 25 億円

オンライン研修コンテンツの充実や研修の成果確認・評価モデルの開発等による教員研修の高度化を図るほか、全国的な研修履歴記録システムと各教育委員会や大学等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するプラットフォームを一体的に構築する。

コロナ禍からの需要回復、地域活性化

◆統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン２） 100 億円

大規模で質の高い公演等の実施や配信を行う全国規模の文化芸術統括団体を支援するほか、地域の文化芸術を振興する地域の文化芸術団体・芸術家等を支援する。

◆子供の文化芸術の鑑賞体験等総合パッケージ 18 億円

学校における文化芸術の鑑賞・体験機会や地域における伝統文化等の体験・修得の機会を提供するとともに、劇場・音楽堂等における子供の実演芸術の鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援する。

◆地方活性化のための文化財保存・活用支援事業 47 億円

地方の活力を引き出すため、文化財を活用するために必要な防火・耐震対策を行うとともに、国指定文化財の修理・整備のうち、特に緊急性が高いものを早急に実施する。

◆地域活性化のための伝統行事等振興事業 15 億円

用具等整備など地域の伝統行事等の基盤整備を支援するとともに、相談窓口を設置して収益機能を強化する取組等を促進することにより、地域経済を活性化する。

◆国立文化施設の機能強化 15 億円

国立文化施設の施設整備を行い、災害に備えるとともに観覧者等の安心・安全を確保した快適な観覧環境等を実現する。

◆大規模国際スポーツ大会開催準備事業　10億円

大規模な国際スポーツ大会について、新型コロナウイルス感染症の影響による延期に伴い、やむを得ず追加となった開催経費の一部を補助し、円滑な実施を支援する。

防災・減災、国土強靱化の推進など国民の安全・安心の確保

◆学校施設等の整備　2,579億円

児童・生徒・学生等の安全・安心の確保、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上、学校施設やスポーツ施設等における老朽化対策、脱炭素化、耐震対策、イノベーション拠点の整備等を推進するほか、国立劇場再整備等を進める。

- ➢公立学校・社会体育施設　1,204億円
- ➢国立大学・高専等　582億円
- ➢国立劇場再整備　500億円
- ➢私立学校　94億円
- ➢認定こども園　86億円
- ➢独立行政法人等　113億円

◆国立研究開発法人等の耐震化・老朽化対策　112億円

国立研究開発法人等において、施設・設備の安全対策機能等を強化する。

◆学校施設の災害復旧等　213億円

令和4年発生の福島県沖を震源とする地震や令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により被害を受けた学校施設・設備等の災害復旧を迅速に進める。

- ➢公立学校・社会教育施設　70億円
- ➢国立大学・高専等　69億円
- ➢私立学校　59億円
- ➢文化財　11億円　等

◆学校等の感染症対策等支援　255億円

幼・小・中・高・特別支援学校・在外教育施設等における保健衛生用品等の購入等に係る取組や、地域の実情に応じた換気対策等の実施及び特別支援学校スクールバスにおける感染リスクの低減を図る取組等に必要な支援を行う。

◆こどもの安心・安全対策支援事業　78億円

子供の安全対策として、子供の送迎用バスへの安全装置の装備や、登園管理システムや子供の見守りタグ（GPS）の導入に係る必要な経費の支援を行う。

合計　1兆4,426億円

※重複計上となる事業等があるため、各事項の総計と合計額は一致しない。

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業

令和4年度第2次補正予算額　17億円

目的・概要

- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 併せて、大学におけるリカレント教育事業を**定着発展させる**ため、ニーズ把握からプログラム開発を一体的に実施する体制整備を支援する。

大学が民間企業や社会人に対しても積極的に働きかけ、
→ □社会人のキャリアアップ
□企業の人的資本投資と生産性の向上　の好循環を構築
□発展し続ける社会を支える大学

事業イメージ

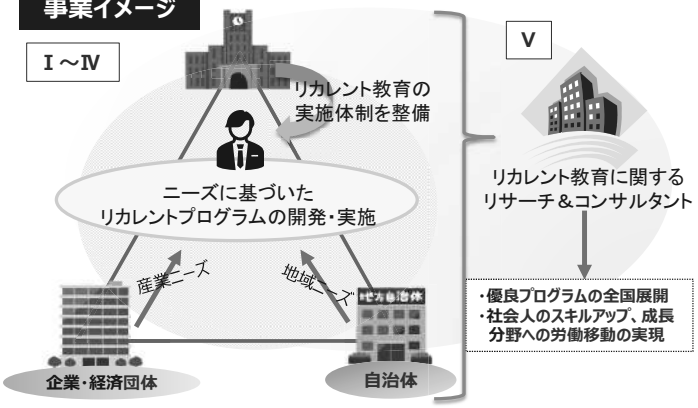

実施内容

※補助率：2/3（メニューⅠ～Ⅳ）

Ⅰ.デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【<40百万円×30拠点>×２/３=8.0億円】

- 主に**就業者**が対象。デジタル分野に強い企業等と連携し、**応用的なDX分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動**につなげる。

Ⅱ.重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー・リスキル双方）

【<20百万円×20拠点>×２/３=2.7億円】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者**が対象。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的・応用的な重要分野の能力を取得**しキャリアアップにつなげる。

Ⅲ.各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【<40百万円×10拠点>×２/３=2.7億円】

- **大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野のハイレベル人材を育成し、イノベーション等に繋げる**ため、短期間（半年程度）のリカレントプログラムを開発・実施する（他の大学等と共同して申請することも可能とする）。

Ⅳ.リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【<45百万円×9拠点>×２/３ =2.7億円】

- **民間企業等との「組織」連携**のもと、**大学院のリカレント教育に係る組織内改革（リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等）**や、**養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメード型のリカレント教育学位プログラムの構築（短期間プログラムのパイロット実施含む）**に向けた支援を実施する。

Ⅴ.プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【1.4億円・２か所（民間企業等）】

- **大学が行うリカレントプログラムの開発や実施上の課題に対する調査や助言、開発したプログラムの横展開等に関する支援**に併せ、**事業の円滑かつ効果的な実施に向けた支援**を行う。

地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和4年度第2次補正予算額　3億円

事業を実施する背景・概要

- 大学等がリカレント教育を継続的に実施するための課題として、**ニーズ把握やそれに対応した教育プログラムの提供、受講生確保に向けた広報・周知等**が挙げられる。（文科省調査より）
- これらの課題解決に向けた取組は、個別の教育機関単位ではなく、**地域単位で行うことが効果的・効率的であると考えられ、さらに、リカレント教育の取組を地域に根付かせ、地域ニーズに応じた人材育成に資する**ものと考えられる。
- このため、**大学コンソーシアムや自治体等において、①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約、③それらのマッチング、④広報・周知**等を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備できるよう、**産官学金の対話の場（リカレント教育プラットフォーム）の構築**や、**コーディネーターの配置**等に必要な経費を措置し、**地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化**を図る。

事業スキーム

【委託対象】大学コンソーシアム・自治体等（10か所×3,000万円程度）

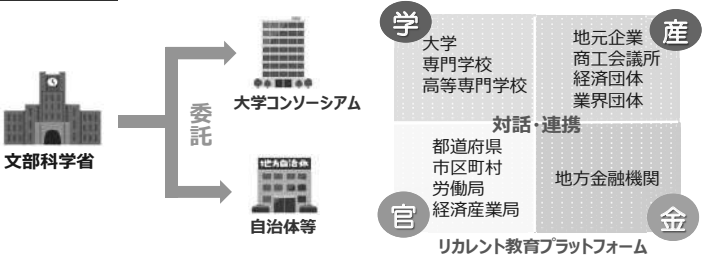

【主な実施事項】　＊赤字は特に重要な部分

- リカレント教育に関する人材ニーズの調査
- コーディネーター配置
- 大学等のシーズと地域ニーズのマッチング
- プログラムや事例の広報・周知（コンテンツ集約）
- プログラム開発の後方支援
- 連携委員会開催
- 自走に向けたコンサルティング
- 成果のとりまとめ・全国展開

政府文書等における提言

「骨太の方針」（令和4年6月7日閣議決定）

- （略）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、**成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話**、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化**等の取組を進める**。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）

- 大学等において、産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、**企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育実施に向けた支援**を行う。

事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ 地域の人材ニーズの把握やニーズに合ったプログラムの開発・提供・運用改善、広報・周知やコンテンツ集約の実現。
- ✓ コーディネーターの配置を通じて、大学等が提供できるシーズと地域や産業界のニーズの効率的なマッチングの実現。
- ✓ ニーズに応えたプログラムを継続的に提供する好循環を創出し、人材供給を通じての地域課題解決の実現。

リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業

令和4年度第2次補正予算額　0.8億円

事業を実施する背景

- リカレント教育に関しては、教育未来創造会議においても、**学習成果の可視化やその発信**が重要な論点として挙がっているところ。また、第6期科学技術・イノベーション基本計画においても、**リカレント教育の目標に加え、教育効果や社会への影響を評価できる指標開発**が求められている。
- 一方で、リカレント教育によって、**実際にどのような成果（給与、処遇への反映等）がどの程度実現しているかについては、必ずしも詳細な調査結果やデータ等として明らかにはなっていない**のが現状である。
- リカレント教育の効果を提示し、個人の学び直しや企業の人材育成に関する機運を高めるとともに、**成果についても広く社会に対してプロモーションし普及啓発**を図る。
- 併せて、**個人や企業の属性に応じた学習ニーズや期待される効果を把握**し、今後の大学や企業におけるリカレント教育に関する取組をより実効性の高いものとする。

令和5年度の取組

＜調査分析＞**リカレント教育を実施した社会人**や**人材育成を行った企業**に対して、どのような成果や影響をもたらしたかを把握する調査を実施する。
（成果の例：個人の収入増加や成長分野への転職、新規事業創出、企業利益の増大等）

＜指標開発＞調査結果を踏まえ、**リカレント教育の効果や社会への影響を分析**し、**リカレント教育や企業内の人材育成が社会に及ぼす影響を評価できる指標**を開発する。

＜普及啓発＞調査結果をとりまとめ、**個人のリカレント教育や企業における人材育成がもたらす効果を周知・普及啓発**し、社会にリカレント教育の重要性をより一層根付かせる。

政府文書等における提言

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」」（令和4年6月7日閣議決定）
・**学び直しの効果に関する調査研究を実施するとともに、その結果を周知する。**

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月10日政府会議決定）
・**学び直しの効果に関する調査研究を実施するとともに、その結果を周知**する。

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）
・**2023年度まで**に、**リカレント教育の社会人受講者数**のほか、その**教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発**する。

事業スキーム

＊民間企業等に委託費を支出し、調査研究や指標開発、普及啓発等を行う。

＊ 実施主体：民間企業等（１箇所）
＊ 数・単価：1箇所（民間企業等）×約7,600万円
＊ 事業背景等踏まえ、単年度のみでの事業実施を想定

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
・社会人（有効回答10,000人程度）、企業（2,000社程度）に対する調査を実施。 ・調査・分析結果をとりまとめ（報告書等） ・リカレント教育の指標開発 ・報告書をSNSや広報誌等を通じて周知	・学び直しに際しての課題として「学習成果が見えにくい」を挙げる個人・企業の割合の低下（例：内閣府、厚労省調査） ・自己啓発を行う者の割合の増加（厚労省調査） ・社会人学習者数の増加	・企業における人材育成の機運を高め、社会の変化に対応できる人材の育成 ・個人の学び直しの機運を高め、個人の労働生産性の向上につなげる

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額　3,002億円

背景・課題

・デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。

・一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。

※ 大学学部段階における理工系への入学者割合　**日本17%**、OECD平均 27%

※ 理系学部の学位取得者割合
【国際比較】 **日本 35%**、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
（注）「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

・デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）
第２章　経済再生に向けた具体的施策
Ⅲ　新しい資本主義の加速
１．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革
（１）人への投資の強化と労働移動の円滑化
学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進（※）、（略）等を進めていく。
※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。
・成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設（文部科学省）

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
  高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公私立の大学（大学院を含む）・高専

【事業スキーム】

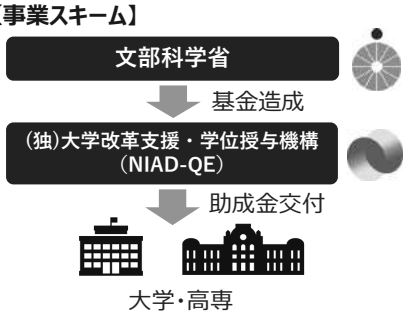

奨学金業務システムの改修

令和4年度第2次補正予算額　58億円

文部科学省

背景・課題

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、奨学金制度の改革が求められているほか、政府が推進する国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、奨学金業務についても対応していく必要がある。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定）

・教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。
（前略）、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、（中略）まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。

・ 政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル３原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

事業内容

教育未来創造会議提言等に基づいた奨学金制度の運用や、マイナンバーの活用をはじめとした奨学金手続きのデジタル化等を推進するため、（独）日本学生支援機構の奨学金業務システムの改修を行う。

【奨学金制度の改正に伴うシステム改修】
・教育未来創造会議提言に記載された、新制度の中間層への拡大や出世払い等を実施するための改修
・企業による奨学金の代理返還に係るシステム改修※等、上記以外の制度改正に伴う改修
※現在企業が機構に送金する際には払込用紙を用いなければならないが、口座振込で実施できるようにする。

【奨学金業務システムの刷新等】
・マイナンバーの活用をはじめとした奨学金手続きのデジタル化や、奨学金業務システムのクラウド化等を実施するための改修

効　果

○新たな奨学金制度の導入に向けて遅滞なく対応し、新たな時代に対応する学びの支援の充実につなげる。

○マイナンバーの活用をはじめとしたデジタル化を進めることで、奨学金にかかる各種手続き、業務等の簡素化・効率化につなげる。

海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費

令和4年度第2次補正予算額　4億円

文部科学省

背景・課題

最近の円安は、事前には予期することができず、世界的に幅広い通貨に対して減価しており、その変化幅も過去に例をみないほど急激であることから、海外留学支援制度の応募に際して学生が見込んでいた資金計画に大幅な影響が生じている。

これによって日本人留学生が授業料等の支払を行えず、留学を渡航前や期間途中に断念せざるを得ないこととなれば、将来のグローバル人材に対する「人への投資」を損なうことから、日本人学生の留学継続のための経費を特例的に措置する。

事業内容

スキーム・対象者等

「海外留学支援制度」により授業料等の支援を予定していた日本人留学生等について、授業料等の修学継続に不可欠な経費の不足による留学の中断・断念等を回避する。

「海外留学支援制度」を利用し海外の大学に留学する日本人留学生に対し、学位取得型、協定派遣型といった制度ごとに、留学先の国・地域で流通している通貨の円に対する変動に合わせ、日本学生支援機構を通じ、授業料等の留学継続に不可欠な経費の一部を支出する。

成果イメージ

意欲と能力のある若者が、円安の影響により留学を諦めてしまうことなく修学を続けることによって、グローバル人材としてイノベーションの創出等、日本経済の成長に寄与することが期待できる。

「Japan Virtual Campus（JV-Campus）」における共同利用コンテンツの開発

令和4年度第2次補正予算額　3億円

文部科学省

背景・課題

○ポストコロナ時代に入りつつある今、コロナ禍で停滞した留学生の流れを我が国に向け、オンラインを活用しつつ優秀な外国人留学生を獲得し、高度人材として我が国への定着を促進する必要がある。また、優秀な留学生との交流促進やオンラインを活用した新たな国際教育の推進は、グローバル人材育成の基盤となり、人への投資の抜本的な強化につなげることが重要となる。

事業内容

○ 徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援をする「スーパーグローバル大学創成支援事業」において取組が進む、日本発のオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」において、優秀な外国人の日本の大学への誘引、受入から定着まで、全国の大学が「共同利用できる教育コンテンツ」の整備を加速化し、外国人留学生呼込みのハブとなる基盤を構築する。

○このため、「日本語教育」「AI・データサイエンス・数理教育」「日本の文化（含む、クールジャパン）」を中心に、優秀な外国人留学生に対し訴求力あるコンテンツを集中的に開発し、提供を加速化する。

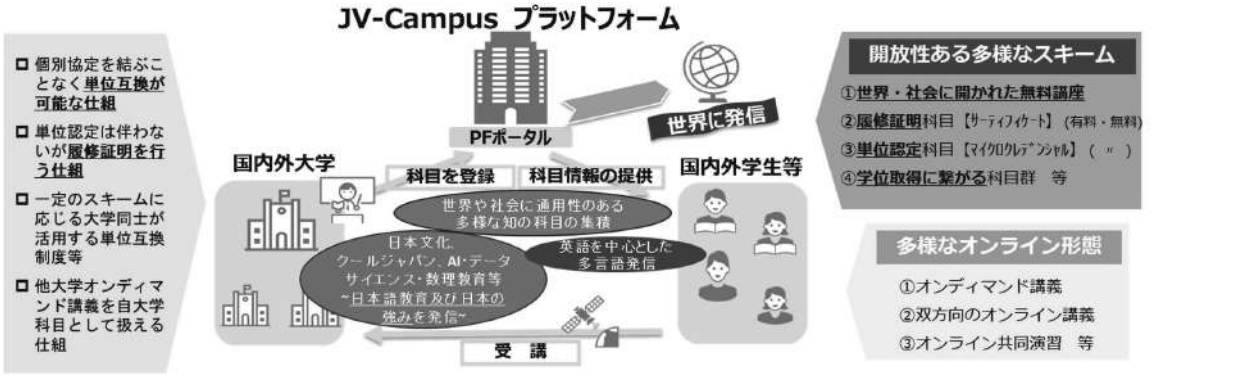

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿
○日本の大学全体にとって、JV-Campusをハブとした世界中の学生を対象とした留学生獲得戦略を可能とする	○優秀な外国人留学生確保、ニューノーマルな留学環境整備に貢献 ○自大学の強みを国内外にアピールしブランド形成に寄与 ○自大学にない英語による科目を享受。日本人学生の海外留学の促進や大学全体の国際的カリキュラムの充実、教育コストの効率化による経営強化	○継続的な日本への高度専門人材誘導の基盤となり、人への投資の抜本的な強化等につながる ○地方大学にとっては、高度人材やグローバルな視点で地域社会で活躍する人材獲得につながり、地方創成に貢献

●オンライン国際教育プラットフォーム事業　「Japan Virtual Campus」　イメージ

「日本発の国内外大学で構成するコンソーシアムによるオンライン科目の発信」

背景目的

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、**教育のオンライン化が世界的に一挙に進展。留学生及び研究者の流れも大きな変化の見られる様相**。
○ 今後は、国際教育においても、**リアルの教育・交流の価値を高める、オンラインを活用した教育・交流の可能性を如何に引出すかが重要**。
○ **ニューノーマルにおける我が国の高等教育の国際教育・交流の環境として、**オンライン教育を活用した**留学に繋がる環境整備**を行う。
○ これにより、**優秀な外国人留学生の確保、日本人留学生の新たな留学環境の整備等**、**国際競争力ある教育環境**に貢献。

概要

☑ 国際競争力ある教育を**オンラインで国内外に開放できるプラットフォームを構築し、**海外に向けては**日本の強みと魅力ある教育を提供しつつ、大学間においては優れた教育リソースを共有**。国際競争力のある**ハイブリッド教育にも繋がる環境を整備**
☑ **外国語**による授業から**日本語教育及び日本の強みを発信する授業**等まで、**多様な授業を集積**し、**多様なスキームを包含するシステム**（※）を構築

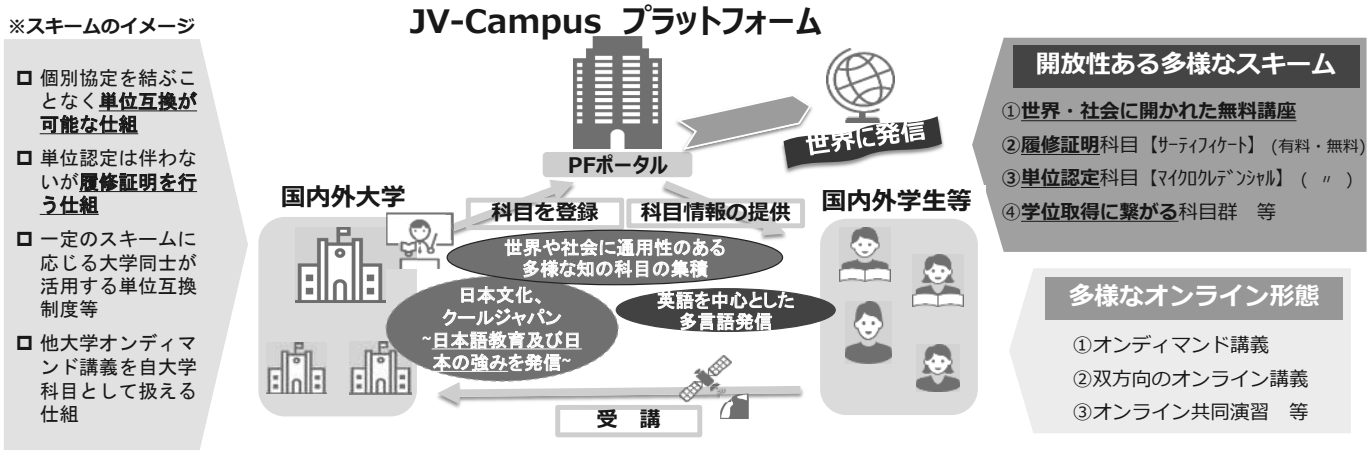

期待される効果

● **優秀な外国人留学生確保、**ニューノーマルな**留学環境整備に貢献**
● 自大学の強みを国内外にアピールし**ブランド形成とインバウンドに寄与**
● 自大学にない科目を享受。**アウトバウンドや大学全体の国際的価値の向上、**教育コストの効率化による**経営強化**
● グローバルな視点で**地域社会をリードする人材の創生**、**リカレント**（職業スキル）**教育への貢献を加速**。

医学部等教育・働き方改革支援事業

令和4年度第2次補正予算額　15億円

背景・課題

令和5年4月施行の医師法改正等による医学生・歯学生の共用試験公的化に伴い、試験内容の拡充や試験実施の厳格化に対応する環境を整備することが求められている。

また、大学病院においては、令和6年4月1日からの医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用に向けて、医師勤務時間短縮計画の作成、医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審、都道府県への指定申請等の手続きが必要なため、速やかに医師の労働時間短縮や業務効率化に向けた具体的な取組を進める必要がある。

事業内容

医学部・歯学部における感染症対策と両立しながらの共用試験の確実な実施のために必要なシミュレーター等の教育設備整備や、大学病院における医師等の労働時間短縮や業務効率化に資するICT機器等の整備について緊急的な支援を行う。

【事業スキーム】
○共用試験の実施に必要なシミュレーター等設備の整備
○医師の業務効率化を推進するICT機器等の整備

【１】共用試験公的化対応　10.2億円

- 医学生・歯学生の共用試験公的化に向けて、試験内容の拡充や試験実施の厳格化に対応する環境整備を支援し、公的化後の共用試験を感染対策も万全にした上で確実に実施する。
- 件数・単価：〔医学部〕32箇所×2,500万円／〔歯学部〕11箇所×2,000万円
- 交付先：国公私立大学

呼吸音聴診シミュレータ

歯科治療患者シミュレーター

【２】医師の働き方改革対応　4.5億円

- 労働基準法等に基づく医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用に向けて、各大学病院が確実に必要な特定労務管理対象機関の指定を受けられるよう、ICT機器等による医師等の労働時間短縮や業務効率化に向けた環境整備を支援する。
- 件数・単価：15箇所×3,000万円
- 交付先：国公私立大学

医用画像共有システム

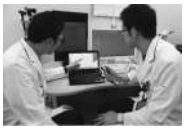
音声認識システム

成果イメージ

新たな制度の施行に遅滞することなく、公的化後の共用試験の確実な実施や、医師の働き方改革に関する特定労務管理対象機関の指定を受けることにより、コロナ禍における医療人材養成や大学病院の機能が確保されることで医療崩壊を防ぐことに繋がり、国民の安全・安心を確保する。

地域中核・特色ある研究大学の振興

令和4年度第2次補正予算額　2,000億円

背景・課題

✓ **我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成**のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠

✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、**特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携をはかることで**、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月閣議決定）抄】
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援

【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】　**1,498億円**

- 事業実施期間：令和４年度～（５年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：
  強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公私立大学が、**研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築**した上で、**全学としてリソースを投下**する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）
  ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：
  上記を具現化するために**必要な設備等の整備**（30億円程度/件）と合わせて、**研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組**（5億円程度/件・年）を一体的に支援。
  （注）設備について１大学あたり上限15億円、１件(申請)あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】　**502億円**

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件
  （１大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある大学強化促進事業」に同じ）
  研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、**共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援**

【支援のスキーム（基金）】

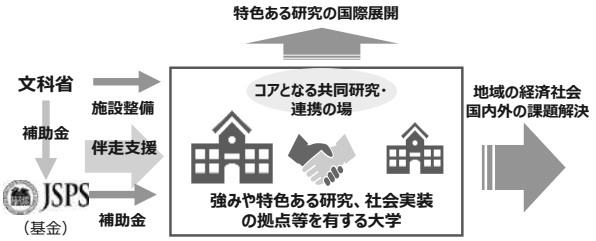

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

✓ **研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張**
✓ **戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着**

我が国の科学技術力の飛躍的向上
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

先端国際共同研究推進事業／プログラム

令和4年度第2次補正予算額　501億円
（JST：440億円　AMED：61億円）
※このほか、JSTの基金には、内閣官房が進めるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想関連事業に係る66億円を計上。

文部科学省

背景・課題

- 我が国は、国際共同研究の相手国として、欧米等先進国から高い期待を向けられている。近年の地政学的変化を受け、この期待はますます高まっているところ。
- 一方、国際共著論文数が諸外国と比べて相対的に低下、研究者交流の停滞など、現在、**世界の国際頭脳循環のネットワークの中に入っていない。**
- 大きな要因として、以下２点がネガティブに連動。
  ①**既存の国際共同研究の枠組みの規模・支援期間が十分ではなく**（"too little, too late"との評価が定着）、欧米等先進国が実施する規模の国際共同研究には対応できていない。
  ②日本人研究者の**国際科学トップサークルからの脱落、若手人材の育成機会の損失**が生じている。

事業概要

- 高い科学技術水準を有する**欧米等先進国を対象**として、**政府主導で設定する先端分野**における研究開発成果創出を目的とする**大型国際共同研究に十分な予算**を担保。
- 両国のファンディングエージェンシーが協働しつつ、**課題単価や支援時期等を柔軟に設定**することで、**より戦略的・機動的**に国際共同研究を支援できるよう**基金を造成。**
- 上記の国際共同研究を通じ、**国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入を促進**するとともに、**両国の優秀な若手研究者の交流・コネクションの強化**も図ることで**国際頭脳循環を推進**し、長期的な連携ネットワークの構築に貢献。

支援内容	
支援分野	内閣府主導の下で設定した先端分野
支援規模	最大100百万円／年・課題程度
支援期間	原則５年
支援対象	原則、各国の有力資金配分機関から十分な研究資金を得ている各国トップ研究者との連携を希望する日本側研究者チーム

【支援のスキーム】
文科省 →（補助金）→ JST / AMED（基金）→（委託）→ 大学・国立研究開発法人等

（基本スキーム例：共同公募（Joint-Call））

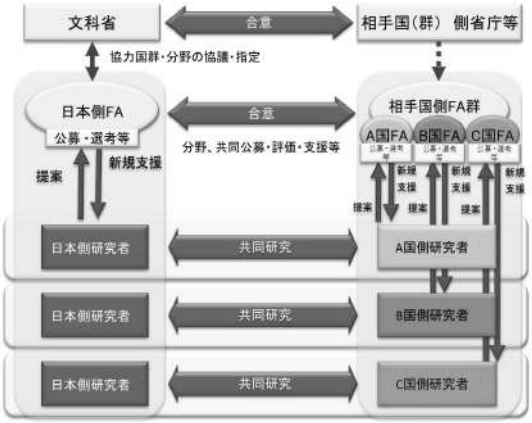

アウトプット(活動目標)
・国際共同研究の抜本的強化
・若手研究者の交流・コネクションの強化
・日本人研究者の国際科学トップサークルへの参画

アウトカム(成果目標)
・世界トップレベルの研究成果の創出
・次世代のトップ研究者の輩出
・国際頭脳循環の推進

インパクト(国民・社会への影響)
・日本の相対的な研究力低下の傾向に歯止めをかけ、国際競争力を確実に高めることが期待できる。

科学研究費助成事業「国際先導研究」の拡充による国際共同研究の抜本的強化

令和4年度第2次補正予算額　110億円

文部科学省

背景・課題

世界的な物価高騰等、激動する世界情勢の中で、国際的な研究活動を停滞させることなく日本の研究力を向上させるため、トップレベル研究者同士の国際共同研究と若手の長期海外派遣を強力に推進することが急務。

【物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） 抜粋】
Ⅲ「新しい資本主義」の加速　２．成長分野における大胆な投資の促進　（１）科学技術・イノベーション
・国際頭脳循環の推進（若手研究者の国際的な研究ネットワーク構築の支援等）

事業内容

科研費「国際先導研究」により、トップレベル研究者間の主体的なネットワークによるハイレベルな国際共同研究を強力に支援する。さらに、若手（ポスドク・院生）の参画を要件とし、長期の海外派遣・交流等を通じ、世界を舞台に戦う優秀な若手研究者の育成を推進する。

支援内容	
支援期間/1件・ 支援額/1件・ 支援件数	7年（最大10年まで延長可） 最大5億円（直接経費） 約15件
支援対象	トップレベル研究者が率いる研究チーム （20～40名程度、ポスドク・院生が約8割）
海外派遣人数	長期：約300人（15件×20人） 短期：約2,100人（15件×のべ140人）

【事業スキーム】

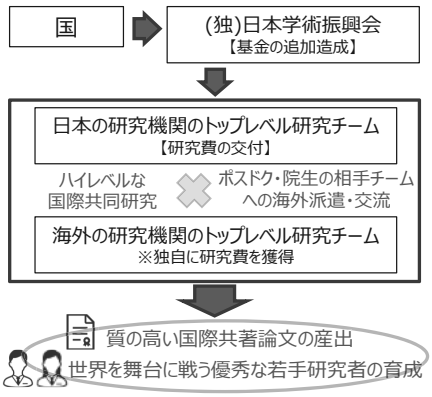

期待される成果

世界的な物価高騰への対応を含む若手研究者支援を更に強化する観点から、ポスドク・院生向けの活動費に充てる割合を「７割標準」とすることを要件化。これにより、物価高騰下においても国際共同研究の活性化を促しTop10%国際共著論文数の大幅な増加、最先端の研究コミュニティにおける我が国のプレゼンスの向上が期待される。また、我が国の将来を担う優秀な研究者の輩出を通じて、産官学における研究開発の活性化や予測困難な危機的状況に耐えうる強靭な社会創出などへの貢献が見込まれる。直接的には、研究者の海外渡航や研究設備等の購入による経済効果、ポスドクや研究支援員等の雇用創出効果が見込まれる。

創発的研究支援事業の強化

令和4年度第2次補正予算額　553億円

文部科学省

背景・課題

日本の研究力が低下し、博士後期課程への進学率が低下する中で、未来のアカデミアをけん引する若手研究者の育成が喫緊の課題。
人材育成の好循環を形成するため、自由で挑戦的な研究を志す若手研究者へ研究に専念できる資金と環境を一体的に支援することが急務。

【物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） 抜粋】
Ⅲ「新しい資本主義」の加速　２．成長分野における大胆な投資の促進　（１）科学技術・イノベーション
・創発的研究支援事業の強化（自由で挑戦的な研究を志す若手研究者への支援）

事業内容

自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける**独立前後の多様な研究者**を対象に、**最長10年間の安定した研究資金**と、**研究者が研究に専念できる環境の確保**を一体的に支援

- 応募要件：大学等における独立した／独立が見込まれる研究者
  ※博士号取得後15年以内（出産・育児等のライフイベント経験者は別途要件緩和）
- 支援件数：750件程度
- 支援単価：700万円／年（平均）＋間接経費
  ※研究の進捗や研究者の環境等に応じ機動的に運用
- 支援期間：7年間（最長10年間まで延長可）
- 別途、大学等所属機関の研究者に対する取組を評価し、研究環境改善のための追加的な支援等を実施
- 研究者同士が互いに切磋琢磨し相互触発する「創発の場」を提供

【改善・強化事項】
✓研究開始から３年目に実施するステージゲート評価において、**短期的な研究成果は求めず、創意工夫を凝らして挑戦的なテーマに取り組んだ課題を積極的に評価**する基準等の設定
✓創発プログラムオフィサー・アドバイザーによる**指導・助言機能の向上**
✓人文学・社会科学などの他の分野やセクターを含めた**融合の場の充実**

【事業スキーム】

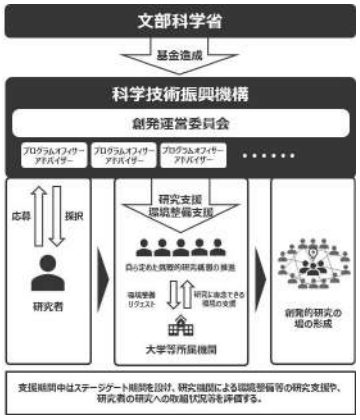

期待される成果

独立前後の若手研究者が高い志を持って挑戦的な研究に取り組むことを長期にわたり強力に支援することで、若手研究者にキャリアパス全体として魅力的な展望を与える。また、優れた人材の意欲と研究時間を最大化し、研究に専念できる環境を確保をすることにより、破壊的イノベーションにつながる成果の創出が期待される。

科学研究費助成事業「特別研究員奨励費」による若手研究者への支援の強化

令和4年度第2次補正予算額　46億円

文部科学省

背景・課題

研究者の魅力的なキャリアパスを形成して日本の研究力を早急に回復させるため、未来のアカデミアを牽引するトップレベルの若手研究者が機動性と柔軟性を存分に発揮できる研究支援を強力に推進することが急務。

【物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） 抜粋】
Ⅲ「新しい資本主義」の加速　１．「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革　（１）人への投資の強化と労働移動の円滑化
２．成長分野における大胆な投資の促進　（１）科学技術・イノベーション
・科学研究費助成事業「特別研究員奨励費」による若手研究者への支援の強化

事業内容

トップレベルの若手研究者である日本学術振興会特別研究員が国際共同研究をはじめとする研究活動を複数年度にわたり柔軟にできるよう、科研費「特別研究員奨励費」の基金化と制度改革を強力に推進する。

【事業スキーム】

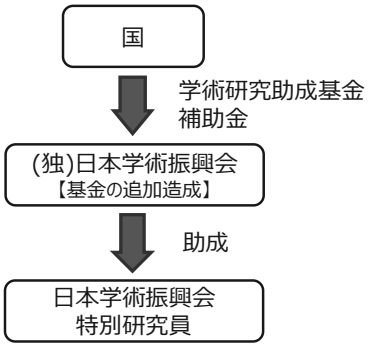

支援内容

支援期間/1件・ 支援額/1件・ 支援件数	○継続採用者から優先的に基金化 ・DC（大学院博士課程研究者） ３年以内、150万円以下/年間、約2,600人 ・PD、RPD（博士学位取得者） ３年以内、150万円以下/年間、約850人 ・CPD（国際競争力強化研究員） ５年以内、300万円以下/年間、約50人 ・外国人特別研究員 ２年以内、150万円以下/年間、約300人 ○「国際共同研究強化」との重複制限を緩和

期待される成果

トップレベル若手研究者の登竜門である特別研究員事業の改善により、博士後期課程学生が将来への展望をもってキャリアパスを形成することが期待される。また、特別研究員の国際的な研究活動が改善され、独立した研究者となるために必要な研究に専念できる環境が確保されることにより優れた研究成果が創出され、研究生産性の向上が期待される。さらには、我が国の将来を担う優秀な研究者の輩出を通じて、産官学における研究開発の活性化や予測困難な危機的状況に耐えうる強靭な社会創出などへの貢献が見込まれる。直接的には、特別研究員の海外渡航等や研究設備等の購入による経済効果が見込まれる。

革新的GX技術創出事業（GteX）

※ GteX=Green technologies of eXcellence　令和4年度第2次補正予算額　496億円

背景・課題

○ 令和3年11月、第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において、岸田総理が2030年度に温室効果ガス排出量46%削減、2050年にカーボンニュートラルを引き続き目指すことを表明。**2050年カーボンニュートラル実現等の野心的な目標達成には、既存技術の展開・実装のみでは達成が困難であり、非連続なイノベーションをもたらす「革新的GX技術」の創出が不可欠**。

○ 令和４年１月、総理から各省庁に対して、炭素中立型の経済社会実現への具体的な道筋を示す「クリーンエネルギー戦略」策定を通じて、政府一丸となった検討と実行を加速するよう指示。また、新しい資本主義実現に向けて、特に、**水素や再エネ、バイオものづくり等の研究開発について、今後、大胆かつ重点的に投資を行うことを宣言**。

○ 我が国はアカデミアの基礎研究力に蓄積と高いポテンシャルを有しており、企業等における技術開発・社会実装と連携した**大学等における基盤研究と人材育成がカギ**。

事業内容

【事業スキーム】

令和４年度補正予算で整備する基金（当面５年分）により革新的GX技術に係る大学等における基盤研究を推進。

✓支援対象機関：大学、国立研究開発法人等

✓領域・期間：研究開発費　385億円、事業推進費 30.8億円
蓄電池、水素・燃料電池、バイオものづくりの３領域を想定
※事業３年目、５年目等にステージゲート評価を行い、研究テーマの継続・見直し・中止等について厳正に判断(最長で10年程度)。

✓オールジャパンのチーム型研究開発を展開。1領域は複数のチームで構成され、各チームは複数の研究室で構成。

※上記に加え、初期の環境整備に係る設備費（80億円）等を措置

・国からJSTへの補助金
※JSTに対する基金造成費を新設
・補助率１００％

【事業イメージ】

・単に要素技術の基礎研究ではなく、研究の縦割りを打破し、DXも積極的に活用し、材料開発やエンジニアリング、評価・解析等を一気通貫で統合的に研究開発。

・研究進捗等を踏まえてチーム体制や研究内容等の不断の見直しを重ねながら、非連続なイノベーション創出に挑戦し続けるオールジャパンのチームを機動的に構築。

・経産省等(企業等の開発力強化)との緊密な連携・協働により、技術開発における産学連携・国際連携や産業界への持続的な人材供給を促進

<革新的GX技術例>

電力貯蔵技術

例：
レアメタルフリーで高性能な多価イオン電池

水素変換技術

例：
新規水素吸蔵材料の開発や、高耐久性を実現するより低コストな燃料電池

バイオ生産技術

例：
微生物・植物等の新規代謝経路・酵素の解明やゲノム合成等による微生物のデザイン

アウトプット(活動目標)	中期アウトカム(成果目標)	長期アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
● 年度計画達成件数、先端機器や研究基盤の構築、エンジニア・研究者数　等	●革新技術のTRLの増加や質の高い論文、国際共著論文数の増加 ●国内外のﾈｯﾄﾜｰｸ数の増加 等	●革新技術によるCO2排出削減等の社会課題解決への貢献 ●世界水準の研究開発体制の形成や高度人材の輩出　等	● 当該開発技術が、2050カーボンニュートラルに向けて必要不可欠な構成技術を担い、日本がイニシアチブを発揮し、世界全体のカーボンニュートラルに貢献

私立大学等教育研究装置・設備の整備

令和4年度第2次補正予算額　13億円

背景・課題

我が国の大学の約８割、高校の約３割を占める私立学校は、公教育において大きな役割を担っており、新しい時代の学校教育の実践が必要となっている。私立大学等の教育研究基盤を整備することにより、多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、今後の日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化するとともに、地域の経済活動の活性化を誘発する。

事業内容

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備（構内ＬＡＮを含む）の整備を支援するとともに、私立高等学校等におけるICT教育設備の整備を支援。

○私立大学等の教育・研究用の装置・設備の整備を支援

＜補助率：1/2以内（研究設備のみ2/3以内）＞

(整備例)

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能

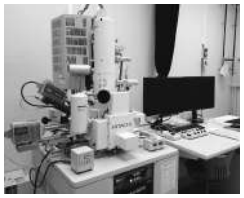

【生体分子間相互作用解析システム】
生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明
解析結果は新薬の開発等に大きく寄与

○私立高等学校等におけるICT教育設備の整備を支援

＜補助率：1/2以内＞

(整備例)

【コンピューター室】
高等学校等のICT環境整備

国際展開する大学発スタートアップの創出と高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大

令和4年度第2次補正予算額　1,500億円
※施設整備502億円については、地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

文部科学省

背景・課題

- ✓ スタートアップ5年で10倍増を視野に、スタートアップを強力に育成するとともに、国際市場を取り込んで急成長するスタートアップを創出していくためには、**大学発スタートアップ創出力の抜本的強化**が必要
- ✓ そのためには、創業前から、**国際市場への展開可能性を検証するための支援や、地域の大学等から生まれる技術シーズへの支援**、起業を志す人材育成の機会を抜本的に拡充することが重要
- ✓ そこで、スタートアップ創出元年である令和4年度から、**国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を大幅に拡充**するとともに**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へと拡大**する

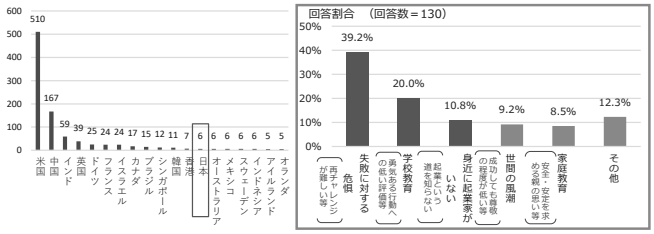

（出所）一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2021」を基に作成

事業内容

大学発スタートアップの創出を強力に支援するため、国際市場への展開を目指すスタートアップの創出も含めて支援するギャップファンドプログラムを実施する基金を創設するとともに、地域の中核大学等への施設やスタートアップ創出環境の整備、アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大に向けて以下の取組を行う

大学発スタートアップ創出の抜本的強化　988億円【基金】

事業実施期間：令和4年度～（原則5年間）

文科省 →（補助金）→ JST（基金）→（委託）→ 大学・研究者

○大学発スタートアップ創出を支援するギャップファンドプログラムの新設

- 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対して、海外の専門家等からのメンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラムを創設し、国際市場への展開を目指すスタートアップ等の創出に取り組む

○地域の中核大学等のスタートアップ創出体制の整備

- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化に向けて、地域の中核大学等を中心に、地域の金融機関や他大学等と連携して、優れた技術シーズ等を活用した起業を進めるためのエコシステム形成に取り組む

起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大
-EDGE-PRIME Initiative-　**10億円**

- スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心にアントレプレナーシップ教育の機会を、優れた理数系の才能を有するこどもを始め、将来設計の入り口である高校生等へ拡大
- 件数・単価：1.2億円程度×8拠点
- 交付先：JSTを通じて大学等を支援

地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業　**502億円（※）**

- 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援
- 件数・単価：平均20億円程度×最大25件
- 交付先：大学

※地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

私立学校施設の耐震化・防災機能強化対策、基盤環境整備

令和4年度第2次補正予算額　94億円

文部科学省

背景・課題

学校施設は一日の大半を過ごす子供たちの生活場所であるとともに、災害時には地域の避難所としても利用されることから、安全・安心な教育環境の確保が必須。私立学校施設の耐震化完了に向けた取組を加速化するとともに、地域の避難所としても必要となる防災機能の強化、教室内の換気やトイレのドライ化等の衛生環境の改善などの基盤環境整備を推進する。

事業内容

私立学校の以下の整備に要する経費に対して補助を行う。

1．私立学校施設の耐震化や地域の避難所として必要となる防災機能強化等の整備を支援

- ○**耐震改築事業**：耐震性が低い建物（Is値0.3未満）等又は技術的に補強を行うことが困難な建物の建替え工事
- ○**耐震補強事業**：Is値0.7未満の建物の耐震補強工事
- ○**非構造部材の耐震対策事業**：地震により落下・転倒の危険がある天井材、書架、内・外壁材、照明器具等の耐震対策工事等
- ○**防災機能強化事業**：避難経路の確保や屋外防災設備の整備工事等

耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

2．新型コロナウイルス感染症対策を含む児童生徒等の生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的整備を支援

- ○**教室等の空調・換気設備の整備**：教室等への空調・換気設備の設置工事
- ○**校舎等のトイレ改修**：高等学校等における湿式トイレから乾式トイレへの改修等工事や：和式便器から洋式便器への改修工事
- ○**情報通信ネットワーク環境の整備**：高等学校等における情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事

空調設備・換気設備を備えた教室

※補助率：大学等1/2以内　高校等1/3以内（Is値0.3未満の耐震補強は1/2以内）

私立学校施設の災害復旧

令和4年度第2次補正予算額　56億円

目的

令和４年８月１日から同月２２日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により広範囲にわたり私立学校の施設が損壊等多数の被害を受けたことから、被災施設の迅速な災害復旧を図る。

事業内容

令和４年８月１日から同月２２日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により被災した私立学校施設の早期復旧のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づき、私立学校施設の災害復旧に要する経費の一部を補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。

実施要件（対象、補助率）

● 補助対象施設：

（私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園）

に係る

（建物（電気、ガス等の付帯設備を含む）、建物以外の工作物（土地に固着している建物以外の工作物）、土地（敷地、野外運動場等）、設備（教材、教具、机・椅子等の備品））

● 補助率　：災害復旧に要する経費の1/2等

被害状況

建物内への浸水

浸水による床の隆起

事業スキーム

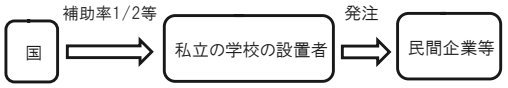

事業の効果

災害で被害を受けた施設の早期復旧により、**学校教育の円滑な実施を確保するもの**

私立大学等経常費補助金（教育研究活動復旧費）

令和4年度第2次補正予算額　1億円

背景・課題

令和４年８月１日から同月２２日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により被災した私立大学等の教育研究活動を被災前の状況に一刻も早く戻すことができるよう、教育研究活動の復旧に要する経費について、私立大学等経常費補助金により支援。

事業内容

スキーム

私立大学等経常費補助金のスキームを活用し、日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付し、施設等災害復旧事業の対象となった私立大学等に対する支援を実施

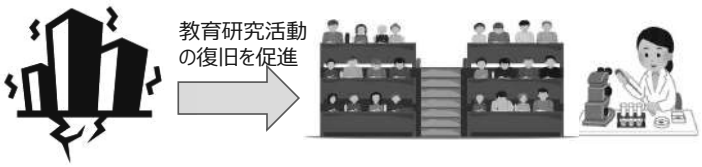

被災大学等の教育研究活動の速やかな復旧により、地域の人材育成や産業・経済へ寄与、被災地の「未来」づくりに貢献

【補助の流れ】

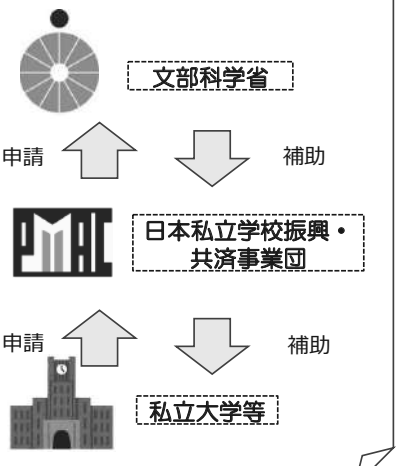

私立大学等の学生に対する授業料減免等

令和4年度第2次補正予算額　3億円

背景・課題

令和４年８月１日から同月２２日までの間の豪雨及び暴風雨による災害等により家計支持者が被災等した学生の修学機会を確保すべく、授業料の減免等を実施した私立大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率2/3）

事業内容

スキーム

授業料減免等を実施した大学等に対し、日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付

【対象者】
令和４年豪雨等による家計支持者の被災等により修学が困難な学生

成果イメージ

私立大学等が実施する授業料減免等に必要な経費を支援することを通じて、令和４年豪雨等の影響により、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように支援。

【補助の流れ】

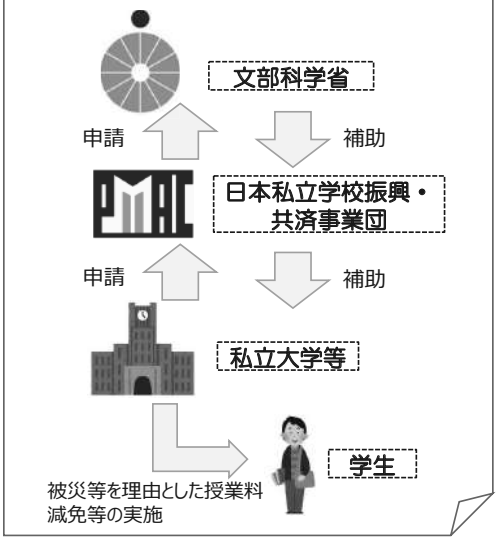

大学入学共通テストにおける新型コロナウイルス感染症対策等

令和4年度第2次補正予算額　2億円

背景・課題

全国一斉同一期日で約50万人が受験する我が国最大規模の試験である大学入学共通テストについては、我が国の将来の成長を担う人材育成を促進する観点から、着実に実施する必要がある。そのため、これまで新型コロナウイルス感染症が流行した中であっても、政府として定めた感染症対策を十分に講じることにより、感染拡大を起こすことなく実施してきた。

今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の脅威が残る中、**受験者が受験機会を失うことがないよう万全の新型コロナウイルス感染症対策を講じるなど、受験機会の確保や受験者が公平・公正に安心して試験に臨める環境を構築する必要**がある。

事業内容

大学入学共通テストについて、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の脅威等に対しても**万全の感染防止対策を講じる**など、**受験機会の確保や受験者が公平・公正に安心して試験に臨めるような対策**を講じる。

【対応】

国のガイドラインに則った**感染症対策（アルコール消毒）**、**無症状の濃厚接触者やマスクの着用が困難な者に対する別室受験対応**、受験生が体調不良等の際、無理をして受験することによる感染拡大を防ぐための**全都道府県への追試験場設置**などの対策を講じることによって、**受験生が受験機会を失わないよう、公平・公正に安心して試験に臨める環境を構築**する。

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
万全の感染症対策を講じるなど、受験者が受験機会を失うことがないよう**公平・公正で安心な試験環境を構築する。**	新型コロナウイルスの影響により志願者が**受験機会を失うことなく、公平・公正で安心な環境で試験を実施**することができる。	確実に共通テストを実施することにより、**我が国の将来の成長を担う人材育成を促進**することができる。

議発１―６

令和五年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望

学校は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の方々の避難所ともなる。子供たちや地域の方々が安全・安心に過ごすことのできる居場所を整備し、国民の生命を守ることは国の責務である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験する中で、学校には、学習機会を保証する役割のみならず、安全・安心な居場所を提供する福祉的機能や社会性・人間性を育む社会的機能を有することが再認識された。

このように再認識された学校の役割も踏まえ、全ての子供たちの可能性を最大限に引き出す「令和の日本型学校教育」の構築に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めるためには、一人一台端末環境を前提としたリアルとデジタルの最適な組み合わせによる学びの推進や先端技術も活用した新しい学びの構築等と併せて、学校施設についても、新しい時代の学びに柔軟に対応できる学習・活動空間を実現する必要がある。

他方、児童生徒の急増期に一斉に整備された学校施設の老朽化は深刻であり、一刻も早い対策が急務である。防災・減災、国土強靱化の取組が加速化・深化する中で、老朽化対策に加え、耐震対策や避難所となる施設の防災機能の強化に重点的・集中的に取り組む必要がある。

さらに、政府として二〇五〇年の脱炭素社会の実現を目指す中で、学校も地域における公共施設の一つとして、省エネルギー化や太陽光発電設備等の整備を促進し、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）化を進めることが必要である。

政府は、当初予算に限らず補正予算も含めてあらゆる手段で財源を確保し、学校施設整備を強力に推進するよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一、公立学校施設については、老朽化が進展し令和３年度には安全面の不具合が二万件超発生していることを重く受け止め、教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化改修を中心に、国土強靱化の一環として非構造部材の耐震対策・バリアフリー化・防災機能強化や、脱炭素社会の実現に向けたＺＥＢ化を進めること。併せて、トイレや給食施設などの衛生環境改善、特別教室・体育館等への空調や換気設備の設置、特別支援学校の教室不足解消を進めること。これらの実現に向け、恒常的に必要な予算を十分に確保すること。

二、学校施設において新しい時代の学びにふさわしい学習・活動空間を実現するとともに、ウクライナ情勢等の影響による建築資材や労務費の高騰等に対応できるよう、実態に即して国庫補助率・単価を引き上げること。

三、私立学校施設についても、耐震対策や防災機能強化など国土強靱化に資する整備、感染症に対応した空調換気設備の新設更新やトイレ等の整備等の実施のため、公立学校と同水準の支援を目指しつつ、恒常的に必要な予算額を十分に確保するとともに、耐震改築への補助制度の延長や、財政力の弱い幼稚園から高等学校等の補助率嵩上げ、幼稚園における預かり保育開設の支援等を講じること。

四、一人一台端末環境の利活用促進に向けた「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」の機能強化、全ての小中学校等における学習者用デジタル教科書の普及促進やネットワーク環境整備に向けた調査、オンライン学習システムの機能改善と拡充、幼稚園のＩＣＴ環境整備について、公私間格差の是正を図りつつ、必要な予算額を十分に確保すること。また、デジタル田園都市国家構想推進交付金における教育分野のメニュー化などにより、教育ＤＸを推進すること。

右決議する。

令和四年十月十四日

自由民主党　学校耐震化・施設整備等促進議員連盟

令和5年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

資料１－７

一般会計歳出

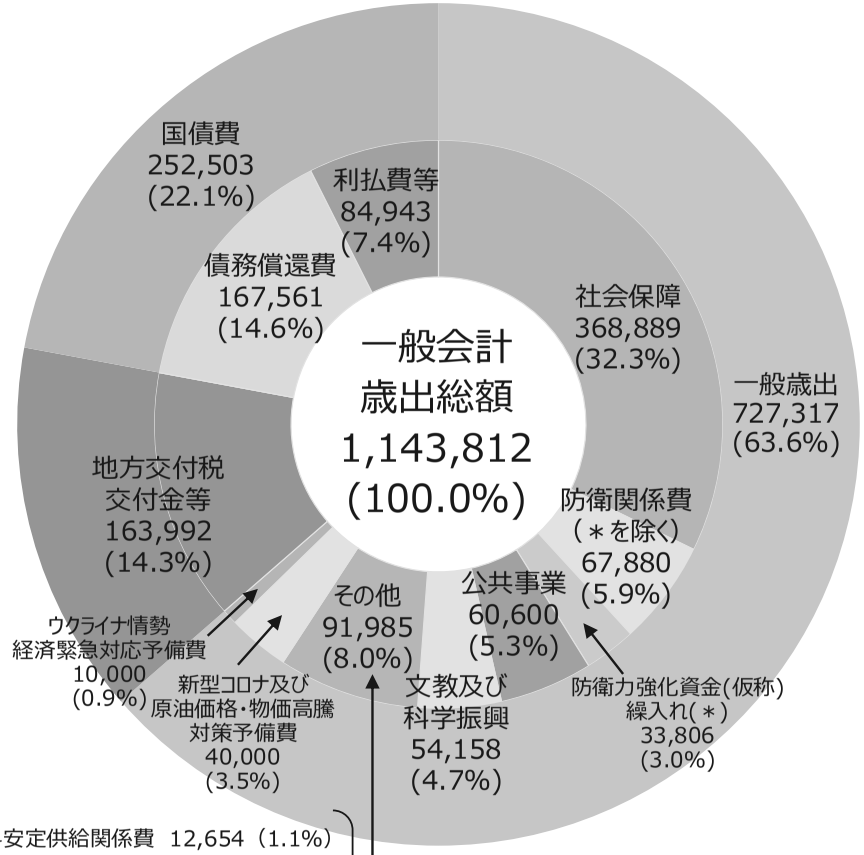

食料安定供給関係費	12,654	(1.1%)
エネルギー対策費	8,540	(0.7%)
経済協力費	5,114	(0.4%)
中小企業対策費	1,704	(0.1%)
恩給関係費	970	(0.1%)
その他の事項経費	58,004	(5.1%)
予備費	5,000	(0.4%)

一般会計歳入

（単位：億円）

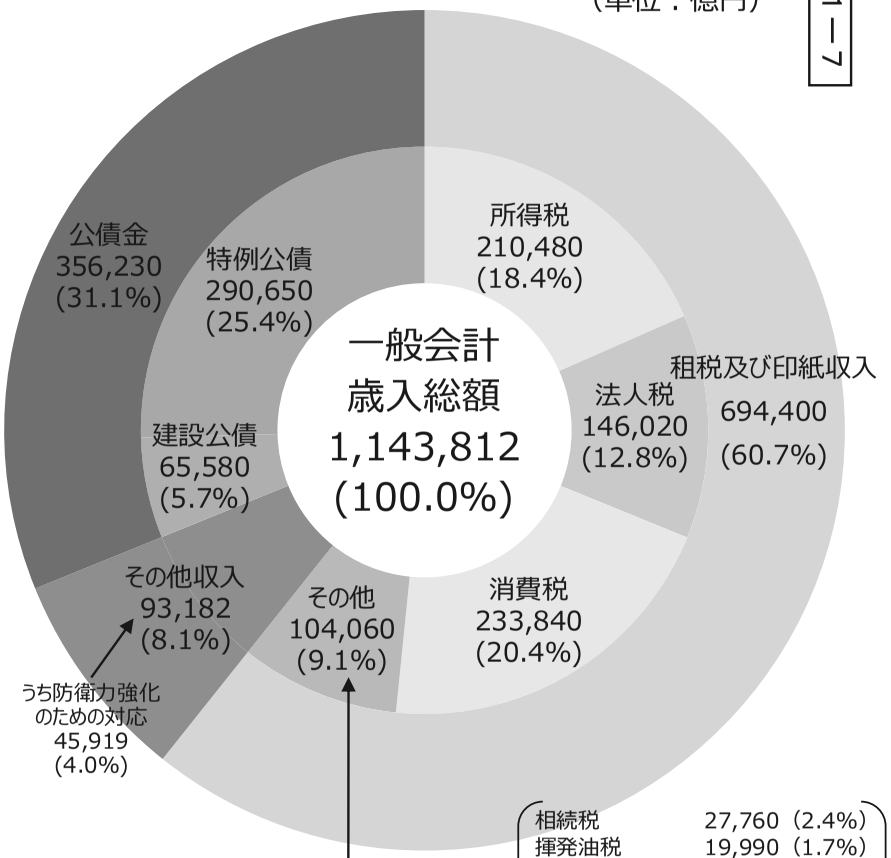

相続税	27,760	(2.4%)
揮発油税	19,990	(1.7%)
酒税	11,800	(1.0%)
関税	11,220	(1.0%)
たばこ税	9,350	(0.8%)
石油石炭税	6,470	(0.6%)
自動車重量税	3,780	(0.3%)
電源開発促進税	3,240	(0.3%)
その他の税収	690	(0.1%)
印紙収入	9,760	(0.9%)

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。
※「基礎的財政収支対象経費」（＝歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標）は、895,195（78.3%）

（注1）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
（注2）一般歳出における社会保障関係費の割合は50.7%。

資料１－８

令和5年度　文部科学省予算の概要

１．歳出予算

(単位：億円)

	令和４年度予算額	令和５年度予算額	比較増△減額	備考
一　般　会　計	52,818	52,941	123	対前年度 0.2%増
エネルギー対策特別会計	1,086	1,086	0.3	対前年度 0.0%増

注１）単位未満四捨五入とする。
注２）令和4年度一般会計予算額には、令和5年度にこども家庭庁に移管する事業分（47億円）を含む。
注３）文部科学省関係の令和4年度第2次補正予算（経済対策）として、総額1兆4,426億円を計上。

２．財政投融資計画

(単位：億円)

	令和４年度計画額	令和５年度計画額	比較増△減額	備考
日本学生支援機構	5,849	5,881	32	ほか財投機関債 1,200
日本私立学校振興・共済事業団	221	272	51	
大学改革支援・学位授与機構	511	758	247	ほか財投機関債 50
科学技術振興機構	48,889	0	△48,889	ほか財投機関債 200

令和５年度　文部科学省所管一般会計予算の構成

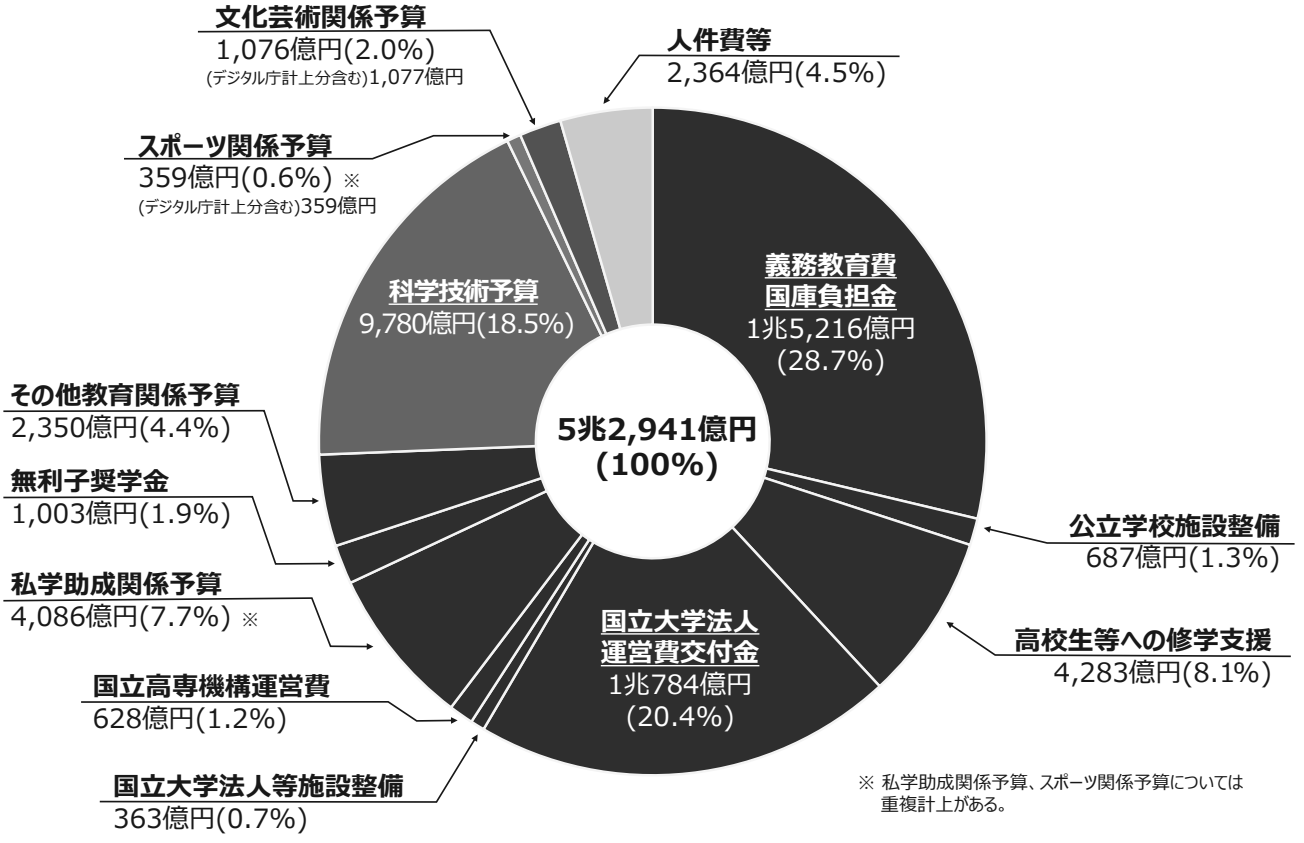

※ 私学助成関係予算、スポーツ関係予算については重複計上がある。

令和5年度　文部科学省予算のポイント（教育関係）

文教関係予算のポイント　4兆146億円（4兆64億円）【6,053億円】

	令和4年度予算額	令和5年度予算額	比較増△減額	比較増△減率
文部科学省予算	5兆2,818億円	5兆2,941億円	123億円増	0.2%増

注１）（ ）内は令和4年度予算額。【】内は令和4年度第2次補正予算額。
注２）文部科学省関係の令和4年度第2次補正予算（経済対策）として、総額1兆4,426億円を計上。
注３）各項目の右側の丸数字は当該項目の参考資料のページ数。

個別最適な学びと協働的な学びの実現

教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進、教師の研修体制の構築
- 小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進 ⑦1兆5,216億円（1兆5,015億円）
- 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実 ⑧　91億円（84億円）
- 「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築 ⑨　13億円（14億円）【27億円】

GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速
- 運営支援センター機能強化、自治体等への端末活用支援、先端技術利活用推進等 ⑩⑪⑫　14億円（15億円）【80億円】
- 次世代の校務デジタル化の推進 ⑬　0.8億円（新　規）【11億円】
- 小中学校等における学習者用デジタル教科書普及促進 ⑭　18億円（23億円）
- 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進等 ⑮⑯　7億円（ 5億円）【 4億円】

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上
- 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援 ⑰ 23億円（25億円）【35億円】

新時代に対応した**高等学校改革の推進**
- 普通科改革支援、職業教育の充実 ⑱⑲　5億円（ 5億円）

運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行
- 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的整備 ⑳　28億円（ 18億円）【19億円】

感染症対策の充実と学校健康教育の推進
- 学校の新型コロナウイルス感染症対策支援、養護教諭の業務支援の充実、 学校健診情報の本人提供(PHR)の推進、食育の推進等 ㉑㉒　7億円（6億円）【242億円】

道徳教育の充実
- 道徳教育の抜本的改善・充実等 ㉓　42億円（42億円）

英語教育の充実
- 英語教育・日本人の対外発信力の改善 ㉔　80億円（73億円）

新しい時代の学びを支える学校施設の整備

教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、キャンパスの共創拠点化、脱炭素化など**学校施設等の整備**の推進
- 公立学校施設整備 ㉕　687億円（687億円）【1,203億円】
- 国立大学・高専等施設整備 ㉖　363億円（363億円）【 582億円】
- 私立学校施設等整備 ㉙　90億円（ 99億円）【 107億円】

高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実や客観的指標に基づく**メリハリある配分による改革の徹底**、**高専の高度化・国際化**の推進
- 国立大学改革の推進 ㉗　1兆834億円（1兆836億円）【239億円】
- 高等専門学校の高度化・国際化 ㉘　628億円（ 625億円）【130億円】
- 私立大学等の改革の推進等 ㉙　4,005億円（ 3,995億円）【 6億円】

高度専門人材の育成等の推進
- 数理・データサイエンス・AI教育の推進 ㉚　23億円（ 23億円）
- 高度医療人材の養成 ㉛　10億円（新　規）【15億円】
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成 ㉜　372億円（373億円）【 6億円】

※成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援　【3,002億円】

令和5年度　文部科学省予算のポイント（教育、スポーツ、文化芸術関係）

誰もが学ぶことができる機会の保障

教育相談体制等の充実による**いじめ、不登校対策等の推進**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNS等を活用した相談体制の充実、自殺対策、不登校対策等の推進（不登校特例校の設置促進等）㉝㉞　85億円（ 80億円）
- 夜間中学の設置促進等 ㉟　0.8億円（0.8億円）

生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援
- 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実等 ㊱　41億円（ 35億円）
- 大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進 ㊲　2億円（ 2億円）
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 ㊳　0.8億円（新　規）

外国人の受入れ拡大に対応し、共生社会の実現を図るための**日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実**
- 外国人等に対する日本語教育の推進 ㊴　14億円（ 10億円）
- 学校における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等㊴㊵　13億円（ 13億円）

海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実
- 在外教育施設の機能強化（教師派遣、プログラム支援等）㊶　179億円（172億円）【0.4億円】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進等による地域や家庭の教育力の向上や**体験活動の充実、学校安全体制の整備**の推進
- 学校を核とした地域力強化、社会教育施設の機能強化による地域の教育力向上等 ㊷（学校における働き方改革・地域による学習支援㊸、家庭教育支援㊹、体験活動㊺、読書活動の機会の確保㊻、公民館・図書館等のDXの推進㊼等）　79億円（ 76億円）
- 学校安全体制の整備 ㊽　7億円（ 6億円）

リカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充
- 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充等 ㊾　91億円（ 96億円）【21億円】

各教育段階の負担軽減による**学びのセーフティネットの構築**
- 高等学校等就学支援金における家計急変支援の創設等 ㊿　4,136億円（4,149億円）
- 高校生等奨学給付金の充実 ㊿　148億円（ 151億円）
- 高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）(51)　6,314億円（6,211億円）

スポーツ立国の実現　359億円（355億円）【55億円】

運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行、子供の体力向上等
- 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的整備（再掲）⑳　28億円（ 18億円）【19億円】
- 子供の体力向上(アスリートの体育授業派遣等)、大学スポーツ振興 (52)　8億円（ 8億円）

持続可能な競技力向上体制の確立等
- 国際競技力の向上 (53)　101億円（100億円）
- 競技団体の組織基盤強化への支援 (54)　3億円（ 3億円）
- ドーピング防止活動推進体制の強化、ポストスポーツ・フォー・トゥモローの推進 (55)　5億円（ 5億円）

多様な主体によるスポーツ参画の促進と共生社会の実現
- Sport in Lifeの実現及びスポーツによる健康増進 (56)　8億円（ 8億円）
- 障害の有無にかかわらず「ともにする」スポーツの推進 (57)　6億円（ 4億円）

スポーツの成長産業化・スポーツによる地方創生
- スポーツホスピタリティ及びDX、他産業との共創、スタジアム・アリーナ改革の推進 (58)　4億円（ 3億円）
- スポーツツーリズムを含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進 (59)　4億円（ 4億円）

文化芸術立国の実現　1,077億円（1,076億円）【713億円】

文化芸術のグローバル展開、ＤＸの推進、活動基盤の強化 (60)
- 我が国の文化芸術のグローバル展開等　14億円（13億円）
- 舞台芸術等総合支援事業　100億円（新　規）【100億円】
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成　84億円（73億円）【 22億円】
  -文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的整備 ⑳　4億円（ 3億円）【 4億円】

文化財の匠プロジェクト等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用促進 (61)
- 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備　257億円（252億円）【 58億円】
- 多様な文化遺産の公開活用の促進等　191億円（192億円）【 15億円】

文化振興を支える拠点等の整備・充実 (62)
- 国立文化施設の機能強化等　324億円（318億円）【515億円】
- 博物館機能強化の推進　4億円（ 4億円）

令和5年度　文部科学省予算のポイント（科学技術関係）

科学技術予算のポイント　9,780億円（9,775億円）【7,447億円】
※エネルギー対策特別会計への繰入額　1,079億円（1,080億円）【148億円】を含む

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

我が国の**研究力の総合的・抜本的な強化** ㊸㊹

・科学研究費助成事業（科研費）	2,377億円	(2,377億円)	【 156億円】
・戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）	437億円	(428億円)	
・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）	71億円	(61億円)	
・学際領域開拓ひと構築する共同利用・共同研究システム形成事業	7億円	(3億円)	
・博士課程学生の処遇向上と研究環境確保	36億円	(34億円)	
・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業	24億円	(23億円)	
※地域中核・特色ある研究大学の振興			【2,000億円】
※創発的研究支援事業			【 553億円】

国際共同研究・国際頭脳循環の推進 ㊾

・海外特別研究員事業	26億円	(24億円)	
※先端国際共同研究推進事業（JST及びAMED）			【 501億円】
※科研費国際先導研究（科研費の内数）			【 110億円】

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

世界と伍するスタートアップ・エコシステムの形成に向けた**イノベーションの創出** ㊺

・大学発スタートアップ創出と起業家教育の拡大	21億円	(21億円)	【 998億円】
・共創の場形成支援	138億円	(138億円)	

世界最高水準の大型研究施設等の整備・成果創出の促進 ㊾㊼

・官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設(NanoTerasu)	30億円	(22億円)	【 27億円】
・最先端大型研究施設の整備・共用	441億円	(441億円)	【 121億円】
・研究データエコシステム構築事業	10億円	(10億円)	

重点分野の研究開発の戦略的な推進

量子・AI等の重要先端技術の研究開発の推進 ㊼

・量子コンピュータ・スーパーコンピュータの組み合わせによる研究DX基盤の高度化(TRIP)	23億円	(新　規)	【 47億円】
・光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）	42億円	(37億円)	
・革新知能統合研究センター（AIPセンター）	32億円	(32億円)	
・中核となる国立研究開発法人の研究機能強化	37億円	(34億円)	【 26億円】
※経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）			【1,250億円】

再生・細胞医療・遺伝子治療等の研究開発の推進 ㊽

・再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム	92億円	(新　規)	【 17億円】

国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進

宇宙・航空分野の研究開発の推進 ㊶

・宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発	1,527億円	(1,526億円)	【 639億円】
-宇宙技術基盤の維持・強化（H3ﾛｹｯﾄ・将来宇宙輸送等）	172億円	(156億円)	【 234億円】
-アルテミス計画に向けた研究開発等	167億円	(141億円)	【 238億円】

海洋・極域分野の研究開発の推進 ㊷

・北極域研究船の建造を含む北極域研究等の推進	45億円	(47億円)	【 4億円】

防災・減災分野の研究開発の推進 ㊸

・南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築等	12億円	(12億円)	【 45億円】

環境エネルギー分野の研究開発の推進 ㊹

・ITER計画・BA活動等の核融合研究開発の実施	213億円	(214億円)	【 53億円】
・次世代X-nics半導体創生拠点形成事業	9億円	(9億円)	【 11億円】
・ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙの実現に向けた基礎・基盤研究開発の推進	22億円	(12億円)	【 496億円】

原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進 ㊺

・高温ガス炉や核燃料サイクルに係る革新的な研究開発	107億円	(94億円)	【 73億円】
・医療用RIを含む原子力の多様な研究開発及びそれを支える人材育成	52億円	(49億円)	【 2億円】
-「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉	5億円	(4億円)	

高等教育局主要事項　－令和5年度予算（案）－

高等教育機関の多様なミッションの実現

※（ ）書きは令和４年度予算額

基盤的経費の充実や客観的指標に基づくメリハリある配分による改革の徹底、高専の高度化・国際化の推進

◆国立大学改革の推進　　1兆834億円（1兆836億円）【令和4年度第2次補正予算　239億円】

➢ 教育研究を通じた社会的インパクトの創出に向けた支援や教育研究基盤の整備・強化、実績・成果に基づく評価配分などを通じて、自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導していく国立大学を支援

◆高等専門学校の高度化・国際化　　628億円（　625億円）【令和4年度第2次補正予算　130億円】

➢ 社会ニーズに対応した、デジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体教育等の充実、実践的・創造的な人材育成機関としての高等専門学校の機能の高度化・国際化を推進

◆私立大学等の改革の推進等　　4,095億円（ 4,094億円）【令和4年度第2次補正予算　113億円】

➢ 私立大学や高校等の運営に必要な経常的経費を支援するとともに、私立学校施設の耐震化等、教育・研究装置等の整備を支援

高度専門人材の育成等の推進

◆大学・大学院における教育改革の推進　　11億円（　15億円）

□ 地域活性化人材育成事業～SPARC～　　9億円（ 15億円）

➢ 地域社会のリソースを総結集し、個別大学の枠を超えた横断的なSTEAM教育を基盤とした教育プログラムを構築・実施することで、事業の成果を元に学部の再編等を目指す取組を支援

□ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業　　2億円（ 新　規 ）

➢ ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援

◆数理・データサイエンス・AI教育の推進　　23億円（　23億円）

➢ リテラシー・応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた大学等での基盤的教育を全国展開するとともに、数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成や人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位プログラムの構築を支援

高等教育局主要事項　－令和5年度予算（案）－

文部科学省

◆高度医療人材の養成　　10億円（　新　規　）【令和4年度第2次補正予算　15億円】

ロ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン　　9億円（ 新 規 ）

➢ がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援

ロ 質の高い臨床教育・研究の確保事業　　1億円（ 新 規 ）

➢ 大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のため、令和4年度第2次補正予算で措置した医学部等教育・働き方改革支援事業を活用した環境整備を行うとともに、新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、診療参加型臨床実習の推進と医師の働き方改革に貢献

◆グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成　　372億円（　373億円）【令和4年度第2次補正予算　6億円】

ロ 大学教育のグローバル展開力の強化　　40億円（ 40億円）

➢ 我が国の高等教育の国際競争力の向上を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援するとともに、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援　併せて、令和4年度第2次補正予算で措置した日本発のオンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」における共同利用コンテンツ整備を加速化し、外国人留学生呼び込みのハブとなる基盤を構築

ロ 大学等の留学生交流の充実　　332億円（333億円）

➢ 戦略的な外国人留学生の確保・定着、日本人学生の海外留学支援の充実、大学の更なる国際化を通じ、コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学を回復

➢ このほか、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じた博士人材の育成や地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成を行うための事業等を実施

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

◆高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）　　6,314億円（ 6,211億円）

➢ 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）の確実な実施（こども家庭庁に予算計上）
➢ 無利子奨学金における貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
※ このほか、教育未来創造会議第一次提言等に盛り込まれた学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な返還・授業料の後払い（いわゆる「出世払い」）の仕組みの創設等に向けた奨学金業務システムの改修については、令和4年度第2次補正予算に所要額を計上【58億円】

※成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援　【令和4年度第2次補正予算　3,002億円】

➢ デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学等が成長分野への学部転換等の改革に躊躇なく踏み切れるよう、複数年度にわたる継続的・機動的な財政支援を行うため、新たに基金を創設

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和5年度予算額（案）　4,095億円
（前年度予算額　4,094億円）
令和4年度第2次補正予算額　113億円

文部科学省

私立大学等経常費補助　2,976億円（+1億円）
［令和4年度第2次補正予算額　4億円］

（１）一般補助　2,771億円（+5億円）
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

（２）特別補助　205億円（▲4億円）
「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○**私立大学等改革総合支援事業　112億円**
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○**大学教育のDXによる質的転換支援　2億円（新規）**
デジタル技術の活用により、学修者本位の学びへの転換や、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援

○**私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実　7億円**
文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得するための取組の展開を支援

○**研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援　117億円**

○**教育研究活動の拡充・展開に協働して取り組む大学等の支援　1億円**

私立高等学校等経常費助成費等補助　1,029億円（+9億円）
［令和4年度第2次補正予算額　2億円］

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

（１）一般補助　860億円（+6億円）
都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○幼児児童生徒１人当たり単価の増額
○幼稚園教諭の人材確保支援

（２）特別補助　137億円（+1億円）
建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

（３）特定教育方法支援事業　32億円（+1億円）
○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進　90億円（▲8億円）　［令和4年度第2次補正予算額　107億円］

（１）耐震化等の促進　40億円（▲4億円）［60億円］
○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の３年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

（２）教育・研究装置等の整備　50億円（▲4億円）［47億円］
○**私立大学等の施設環境改善整備費　7億円**［34億円］
安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援

○**私立大学等の装置・設備費　30億円**［10億円］
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援

○**私立高等学校等ICT教育設備整備費　14億円**［3億円］
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

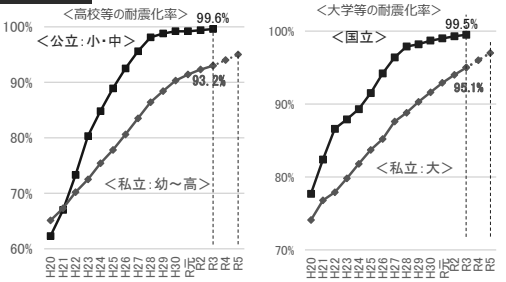

出典：私立学校耐震改修状況調査（R4年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値）

注： 他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）　575億円(うち財政融資資金　272億円)

［ ］は令和4年度第2次補正予算額

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立大学等経常費補助の概要

令和５年度予算額（案）　2,976億円
(前年度予算額　2,975億円)

事業内容

✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
✓「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

一般補助　2,771億円 （2,766億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

特別補助　205億円 （209億円）

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ **私立大学等改革総合支援事業**　112億円※ 一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。

○ **大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援**　2億円（新規）※ 特別補助の内数

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

○ **私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実**　7億円※ 特別補助の内数

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

○ **研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化**　117億円※ 特別補助の内数

基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。

○ **教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む大学等の支援**　1億円※ 特別補助の内数

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

私立大学等改革総合支援事業

令和5年度予算額（案）　112億円
(前年度予算額　112億円)

事業概要

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※ １校当たりの特別補助交付額：タイプ１， ３， ４は1,000万円程度、タイプ２は2,500万円程度を想定
（各選定校数等により変動。 このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ １
「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」
105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ ２
「特色ある高度な研究の展開」
45校程度

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ ３
「地域社会の発展への貢献」
165校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ ４
「社会実装の推進」
80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における教育のDXによる質的転換支援

令和５年度予算額（案）　2億円（新規）

文部科学省

背景・課題

・デジタル技術の高度化が進み、MOOC等を含めたオンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大の中、新型コロナウイルスの感染拡大下の学習機会の確保の必要性から遠隔教育が急速に普及。

・初等中等教育分野では、「リアル」と「デジタル」の最適な組み合わせによる価値の創造と学びの推進等が進められており、こうした大きな変化を受け止め、大学教育においても、学修者本位の観点からより一層の充実に取り組む必要。

・我が国の大学教育について、授業外学習が不十分という指摘がある。（令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が５時間以下の者が６割を超える。）

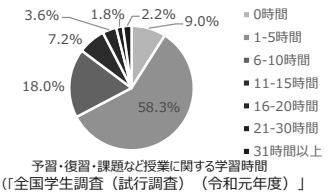

予習・復習・課題など授業に関する学習時間
（「全国学生調査（試行調査）（令和元年度）」

事業内容

進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、地理的・時間的制約を超越するオンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践（ブレンディッド・ラーニング）、仮想現実等の最先端の技術を活用した学びの実現による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。

①ＤＸによる学修者本位の学修の実現

● 従来型の学習管理システムを発展させ、学生の学修データの可視化、当該分析結果を活用した個々の学生の状況に応じた学修支援、自己評価・ピア評価・ルーブリックを基にした教員のフィードバックなどの多面的評価を実現する取組を支援。

効果
- ✓ データを基盤とした学修者本位の教育への転換
- ✓ 学生自身が学修成果及び課題を把握することによる、主体的な学びの実現
- ✓ 個々の学生の状況に応じた学修支援による学修の質の高度化

②ＤＸによる効果的で質の高い学修の実現

● 反転授業等、対面授業とオンライン学習の双方の良さを生かした学び（ブレンディッド・ラーニング）の実践や仮想現実（ＶＲ）や拡張現実（ＡＲ）等の最先端の技術を活用した学びによる、効果的で質の高い学修を実現する取組を支援。

効果
- ✓ 地方の特色等を踏まえたデジタル学習コンテンツの活用による、都市／地方の垣根を超えた学び
- ✓ オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした教育の実施による学修の質の向上
- ✓ 時間的・地理的制約を超越した高度な学修環境の実現

※件数・単価：①②合わせて約20校×1,000万円　程度

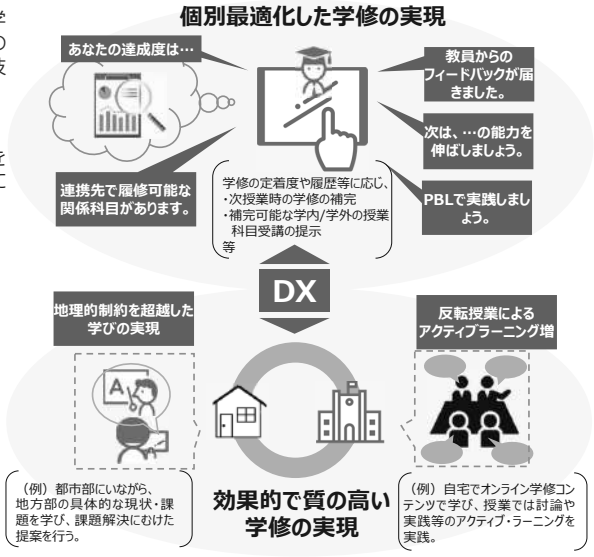

私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実

令和5年度予算額（案）7億円
（前年度予算額　7億円）

文部科学省

背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約８割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔ＡＩ戦略2022 令和4年4月22日〕

文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得。

〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕

デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」

数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を１年次から４年次にかけて配置。

AIで地域課題解決ができるトップ・中核人材の育成を目指す。

令和２年度以降に入学する全ての学生が本プログラムを履修。

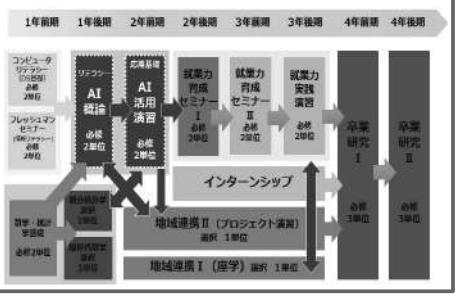

支援内容

○ 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発**、**社会における具体の実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**するとともに、**教育可能な教員を増やすためのワークショップやＦＤ活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等

（タイプ①（先進取組）　：約10校×16,000千円
タイプ②（全学的実践）：約45校×　8,500千円）

○ **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI 教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等

（タイプ③（導入）　：約130校×1,500千円）

教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の支援

令和5年度予算額（案） 1億円
（前年度予算額 1億円）

背景・課題

- ✓ 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、学修者や社会のニーズは多様化・複雑化・流動化している。
- ✓ このような状況の中、これらの課題解決に不可欠な知見を持つ私立大学等は、より幅広いニーズを取り込み、教育研究活動を拡大・展開することで、自らの強みや特色を最大限発揮するとともに、これまで以上に取組成果を社会に還元することが可能となる。
- ✓ その際、個々の大学で完結する取組に留まることなく、大学の枠を超えた緊密な連携の下、ソフト・ハード両面で資源を共用し協働して取り組んでいくことが効果的である。

取組内容

複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共用と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会への更なる貢献に取り組む大学等のグループを支援

【取組例】

資源の積極的共用による大学運営の改革

人的リソースの共有や施設設備の共用、システムの共同運用、事務機能の共用・標準化、クロスアポイントメントの活用等により、大学の機能を拡充するとともに効果的・効率的な大学運営に取り組む大学等

教学面での連携による幅広い教育ニーズの取り込みを通じた教育活動の拡大・展開

デジタル化、脱炭素、SDGsなどの新たな社会ニーズを捉え、複数分野の知見を総合的に活用して社会課題への対応を図る教育を展開するため、連携推進法人の設置と連携開設科目の開講、単位互換協定、共同開講科目の実施、共同FDの実施など、複数大学による連携に取り組む大学等

【単価等】

連携推進法人制度による高度な連携による取組　1グループ×5,000万円程度
大学等間の連携等による総合知の創出等の教育の質向上、効果・効率的な運営等の取組　5グループ×1,000万円程度

【例：環境とエネルギーに対する学修ニーズへの対応】

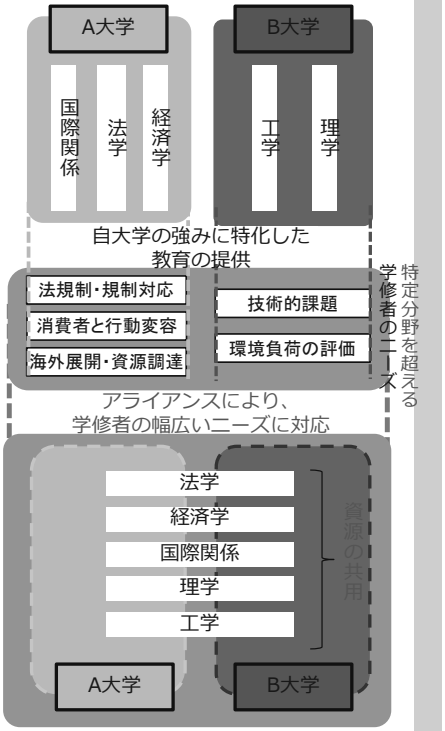

※強固かつ緊密な連携に資するよう、1グループは2～3校程度の比較的小規模により構成することを想定。

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和5年度予算額（案） 90億円
（前年度予算額 99億円）
令和4年度第2次補正予算額 107億円

※（ ）は前年度予算額、［ ］は令和4年度第2次補正予算額

1．耐震化等の促進　40億円（45億円）［60億円］

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

- 耐震改築（建替え）事業　21億円
- 耐震補強事業　15億円
- その他耐震対策事業　4億円

※令和4年度までとなっている耐震改築への補助制度を2年延長
※耐震化を一層促進するため、新たに耐震診断に限った経費を支援（３年以内に耐震化に着手すること等を条件）

耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

2．教育・研究装置等の整備　50億円（54億円）［47億円］

○安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の整備を支援

- 感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援〔私立学校施設環境改善整備 7億円〕
- 私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援〔私立大学等教育研究装置・設備 30億円〕
- 個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援〔私立高等学校等ICT教育設備 14億円〕

【空調・換気設備を備えた教室】
新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備を整備

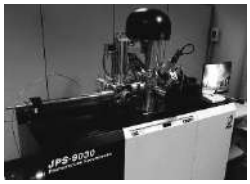

【 光電子分光装置】
元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現

【コンピューター室】
高等学校等のICT環境整備

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設の耐震化等の促進

令和5年度予算額（案）	40億円
（前年度予算額	45億円）
令和4年度第2次補正予算額	60億円

文部科学省

背景説明

東日本大震災や熊本地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童生徒等の安全確保を図るため、**私立学校施設の耐震化完了に向けた支援**が必要。

目的・目標

私立学校施設の耐震化率は、9割を超え着実に進捗しているが、**国公立学校と比べて耐震対策が遅れている**状況。児童生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる**私立学校施設の耐震化の早期完了**を目指す。

※（ ）は前年度予算額、［ ］は令和4年度第2次補正予算額

事業内容　　40億円（45億円）［60億円］

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等＞

◆ **耐震改築（建替え）事業　21億円**
令和4年度までとなっている耐震改築への補助制度を2年延長

◆ **耐震補強事業　15億円**

◆ **その他耐震対策事業　4億円**
非構造部材の落下防止対策等の安全対策、利子助成

※耐震化を一層促進するため、新たに耐震診断に限った経費を支援
（３年以内に耐震化に着手すること等を条件）

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施
令和5年度計画（貸付見込額）：109億円

＜高校等の耐震化率＞

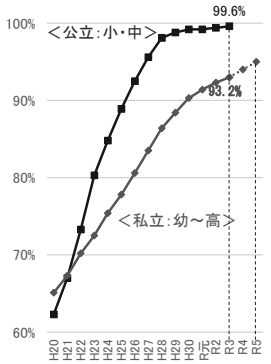

＜大学等の耐震化率＞

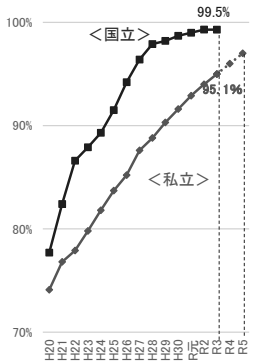

出典：私立学校耐震改修状況調査（R4年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校の教育・研究装置等の整備

令和5年度予算額（案）	50億円
（前年度予算額	54億円）
令和4年度第2次補正予算額	47億円

文部科学省

背景説明

我が国の大学の約８割、高校の約３割を占める私立学校は、公教育において大きな役割を担っている。
新型コロナウイルス感染症等への対応に加え、新しい時代の学校教育の実践が必要となっている。

目的・目標

私立学校の教育研究基盤を整備することにより、安全・安心な生活空間の確保及び多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、**今後の日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化**するとともに、**地域の経済活動の活性化を誘発**する。
また、学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要な装置・設備の整備により、各学校が目指す**新しい学校教育の着実な実践を推進**する。

※（ ）は前年度予算額、［ ］は令和4年度第2次補正予算額

１．私立学校施設環境改善整備　7億円（8億円）［34億円］

○新型コロナウイルス感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援
・空調・換気設備やトイレのドライ化、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）やエコ改修などの整備等を支援
＜補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内＞

２．私立大学等教育研究装置・設備　30億円（33億円）［10億円］

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を支援

・私立大学等の教育・研究用の装置の整備、ICT施設（構内LANを含む）の改造工事等を支援
＜補助率：1/2以内＞

【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能

・私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援
＜補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内＞

【生体分子間相互作用解析システム】
生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明
解析結果は新薬の開発等に大きく寄与

３．私立高等学校等ICT教育設備　14億円（13億円）［3億円］

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援　＜補助率：1/2以内＞

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和5年度予算額（案）　5億円
（前年度予算額　　7億円）

日本私立学校振興・共済事業団による融資

・校舎、校地等の施設の整備その他経営に必要な資金を融資　　・融資率　80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
・貸付金利（※令和４年１２月現在、返済期間20年（教育環境充実資金は5.5年）の場合）
一般施設費（耐震改築・改修事業）：1.00%、 特別施設費（大学病院の建替事業）：1.10%、 教育環境充実資金（新型コロナウイルス対応）：0.34%

利子助成制度について

・私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成
（例）耐震改修・大学・貸付利率1.00%の場合、利子助成率は1.0－0.5＝0.5%
・助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要
・利子助成率が０%以下となる場合は適用なし

※事業のイメージ

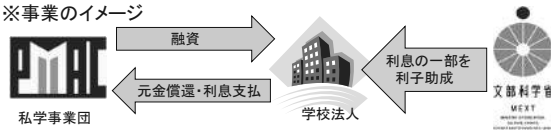

（１）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
②	大学附属病院の改築事業	10年以内
③	新型コロナウイルス対応事業	1年以内

（２）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、短大、高専、高校～特別支援学校	（１～３年目）貸付金利と同率 （４年目以降）貸付金利－0.5%	Is値0.3未満の場合
		貸付金利－0.5%	Is値0.3以上0.7未満の場合
	専修・各種学校	貸付金利－0.5%（上限は0.5%）	改修事業については、補助金の対象となるもの
	幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利－0.5%	
②	老朽施設の建替	貸付金利－0.5%	
	老朽施設以外の建替	貸付金利－1.0%	
③	大学、短大、高専、高校～特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園	貸付金利と同率	

※返済期間30年貸付の利子助成率を、20年貸付金利基準から30年貸付金利基準に変更（①、②）

地域活性化人材育成事業　～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和5年度予算額（案）　9億円
（前年度予算額　　15億円）

地域の大学における課題

- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は３割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
（本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

取組イメージ

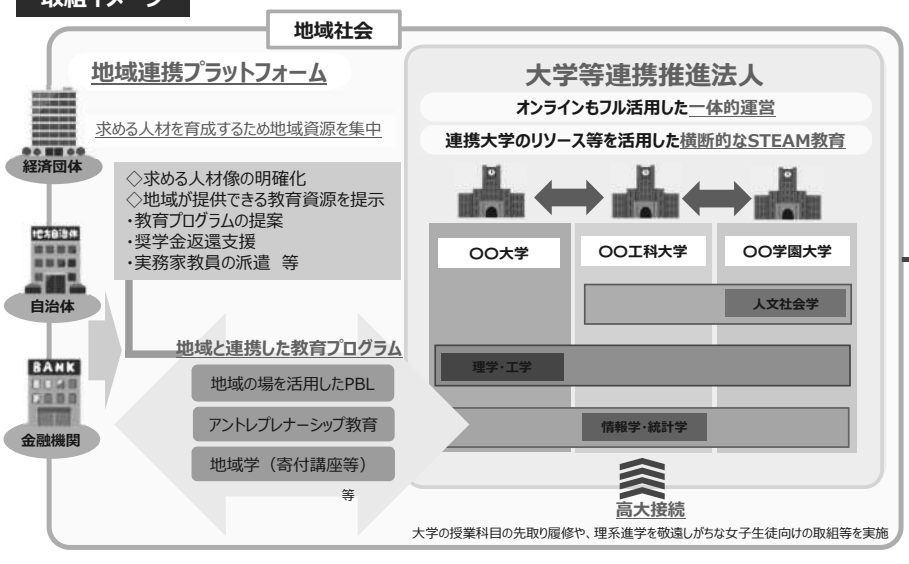

【タイプ①】学部等の再編を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×200,000千円
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組

【選定件数・単価】
3件（令和4年度選定分）×100,000千円

【事業スキーム】
対象：異なる設置形態の大学による構想・計画
資金：民間からの資源も獲得
取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減
事業期間：最大６年間（令和４年度～令和９年度）

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～

令和5年度予算額（案）　5億円
（前年度予算額　5億円）

文部科学省

背景・課題

我が国において、デジタル系の人材が不足すると言われるなか、医理工農学など自然科学系分野に加え、経済学、経営学、公共政策、教育学、法学など人文社会科学系分野においても、より高度な数理・データサイエンス・AIの素養への需要が増加している。

そのため、「専門分野×データサイエンス」のような分野横断の学位を取得した修士・博士を輩出する学位プログラムの創設は、Society 5.0やDXの実現のために喫緊の課題となっている。

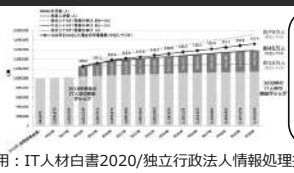

将来のIT関連市場の成長の見通しによって低位・中位・高位の3種のシナリオを設定し、中位のシナリオで2030年に約45万人のIT人材が不足すると試算

引用：IT人材白書2020/独立行政法人情報処理推進機構社会基盤センター

事業内容

人文社会科学系等の研究科において、自らの専門分野だけでなく、専門分野に応じた数理・データサイエンス・ＡＩに関する知識・技術を習得し、人文社会科学系等と情報系の複数分野の要素を含む学位を取得することができる学位プログラムを構築する大学を支援する。

【支援内容】
- 事業実施期間：令和４年度～令和９年度（予定）
- 件数・単価：６箇所×約７千万円
- 支援大学：滋賀大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東北学院大学、名古屋商科大学

【事業スケジュール】

令和４年度 → 令和９年度

事業開始 → カリキュラム検討・設置準備 → 設置審査 → 受入開始 → 修了者輩出 → 振り返り・普及

インパクト
- ✓ 人文社会科学分野でのエキスパート人材の継続的な輩出
- ✓ 専門分野×データサイエンスの学位を取得した学生を企業が評価し、企業の即戦力として活躍
- ✓ 先進的な取組を展開することによる、分野横断教育の推進

＜事業イメージ＞

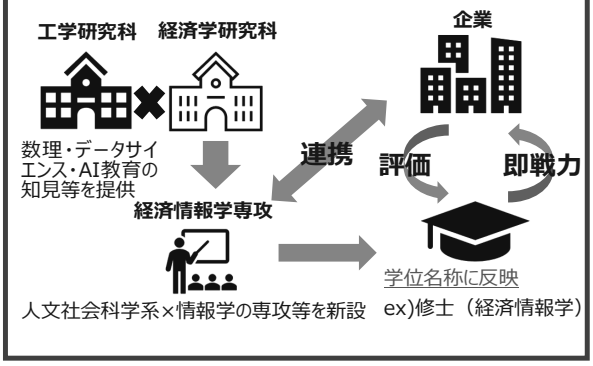

政策文書における関連記載抜粋

◆経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022（令和４年６月７日閣議決定）
第２章新しい資本主義に向けた改革
（３）多極化・地域活性化の推進（デジタル田園都市国家構想）
デジタル推進人材を2026年度末までに230万人育成する取組を進める。

◆新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
III．新しい資本主義に向けた計画的な重点投資
１．人への分配と投資（２）スキルアップを通じた労働移動の円滑化
③デジタル人材育成・専門能力蓄積
地方大学も含め、全国の大学等において、ＡＩ・データサイエンス・数理等の教育を強化し、文系、理系を問わずこれらを応用できる人材を育成する。

大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブの実施

令和5年度予算額（案）　0.3億円
（前年度予算額　0.3億円）

文部科学省

背景・課題
- ✓ 学生の学びのために資源を集約させる「学修者本位の大学教育」への転換が必要
- ✓ デジタル技術により新たな利益や価値を生み出す「デジタライゼーション」が学びを深化させる可能性
- ✓ With コロナ/After コロナにおいて、サイバーとフィジカルを上手に組み合わせた教育の具体化が急務

→ **取組**：デジタル技術を上手く活用し、圧倒的に高い学修成果の達成や、自発的な学び・気づきの効果的な誘導、現場実習・実験に近い経験の機会確保など授業の価値を最大化する機運を醸成し、取組を全国に浸透させていく

具体的には

文部科学省プロジェクト「大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ(Scheem-D)」として、**デジタル技術を用いて大学・短大・高専の授業価値を最大化**することに挑戦する教職員やデジタル技術者(企業)が、**公開の「Pitchイベント」でアイデアを提案**し、そのアイデアに賛同した者がマッチングし、実際の授業でフィージビリティ・スタディを行う。これらの取組はその効果を検証、情報発信し、我が国として知見を蓄積。

事業スキーム

大学教職員 デジタル技術者 など → Pitch イベント（YouTube等でリアルタイム配信） → マッチング → 実際の授業でフィージビリティ・スタディの実施 （プロセス・結果を情報発信）

事業の狙い
- ✓公開のPitchイベントを通じて、デジタル技術を用いて**大学の授業価値を高める機運を醸成**
- ✓授業に焦点を当て、**教育にエフォートを割く大学教職員を奨励**
- ✓効果を検証、報告・共有し、**授業改善のための知見を蓄積**

さらには、

社会的成果
「大学と産業界」による教育改善エコシステムの構築　**「教育すれば金がかかる」→「教育して“ヒト・モノ・カネ”を呼び込む」**
⇒ 新たな教育システムの展開に向けて**投資家を呼び込み、社会全体で学生を育てるエコシステムの構築**を期待
⇒ 好事例はエドテックの国際アワード等を通じて**海外に展開し、我が国の大学教育の質を世界に発信**

必要経費
- ✓ Pitchイベントの運営（ 年４回の公募、イベント開催）に必要な経費
- ✓ メンタリング（メンターの謝金、旅費等）に必要な経費
- ✓ 広報関連経費（プロジェクト推進、WEBサイトの機能拡充、管理・運営）に必要な経費 等

※フィージビリティスタディにおける各取組を支援する補助金等は支出しない。

→ 運営事務局業務を委託（委託先は、公募の上で選定）

※ **Scheem-D** ： **S**tudent-**c**entered higher **e**ducation **e**cosyste**m** through **D**igitalization

卓越大学院プログラム

令和5年度予算額（案）　43億円
（前年度予算額　50億円）

背景・課題

◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う様々な分野で活躍する高度な博士人材（知のプロフェッショナル）の育成が重要

◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要

◆ また、優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要

事業概要

【目的】◆ 各大学が自身の強みを核に、**海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築**

- **それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成**
- **人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成**

【対象領域】
- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

・各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせてプログラムを構築

・プログラム構築に当たっては、大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む → 大学院改革につなげる

— 事業期間：７年間　財政支援（2018年度～2026年度）
※４年目の評価において個別プログラムの評価に加え、事業全体としての評価も行い、８年目以降の取り扱いについて検討

— 件数・単価（積算上）：2018年度採択【継続】（15件×約1.3億円）
2019年度採択【継続】（11件×約1.4億円）
2020年度採択【継続】（ 4件×約1.6億円）

【事業スキーム】
◇対象：博士課程が設置されている国公私立大学

◇成果検証：・毎年度の進捗状況等のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、事業開始4年目・7年目に評価を実施
※総じて当初の計画を下回るものは支援を打ち切り
・事業終了後10年間はﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ修了者の追跡調査を実施

◇学内外資源の活用：事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額を逓減（４年度目は補助金額と同程度の学内外資源を確保し、７年度目には補助金額が初年度の１／３に逓減）
→各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、事業の進捗に合わせ学内外資源を増加

事業成果
・あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
・持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出
→ **大学院全体の改革の推進**

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和5年度予算額（案）　3億円
（前年度予算額　4億円）

背景・課題

◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。

◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
◆ 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。
◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。 → これらへの対応と一体的に教育改革を実現。

事業概要

【目的】
Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現。

【メニュー】

①文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　5件×30,780千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）

②出る杭を引き出す教育プログラム【令和2年度～令和6年度】　1件×22,000千円
➢ 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現

③インテンシブ教育プログラム【令和3年度～令和6年度】　3件×29,350千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

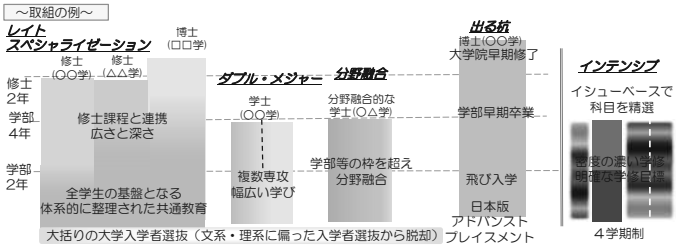

【事業スキーム】
◆ 対象：国公私立大学・大学院
◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の２／３、最終年度に当初予算額の１／３）

【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開

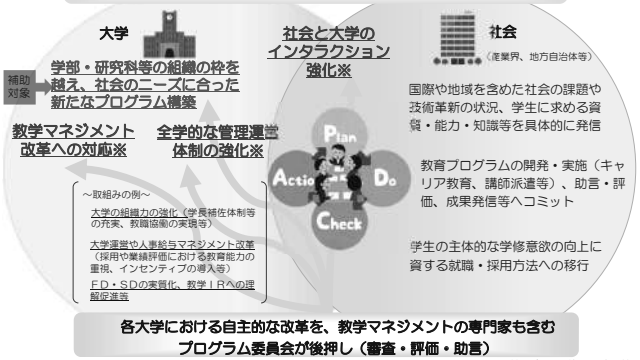

各大学における自主的な改革を、教学マネジメントの専門家も含む
プログラム委員会が後押し（審査・評価・助言）

※改革に向けた道筋の確認等

事業成果
◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
◆ 全学的な教学マネジメント確立。
→ 新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

令和5年度予算額（案）　2億円（新規）

文部科学省

背景・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある
  - ✓ **SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度**
  - ✓ **2020年のESG投資*総額は約4,000兆円**
    *Environment、Social、Governanceの要素も考慮した投資
  - ✓ **エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模**

[出典] 「SDGsビジネスの市場規模（株式会社ディスコ）」、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」（GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE）、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」（電通総研）、Ethical Consumerism Report 2021, Ethical Consumer Markets Report 2018（Ethical Consumer）

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要
  - ✓ **日本では企業経営者の約８割が学士卒**
    米国では企業経営者の約７割が大学院卒
  - ✓ **日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い***

*日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約４分の１
人文科学・社会科学分野では約11分の１（大学院進学率2～4%）

[出典] 教育未来創造会議第一次提言参考資料（教育未来創造会議）、科学技術指標2021（科学技術・学術政策研究所）

- 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備　等

  - ✓ **人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の２割以上、博士課程修了者の８割以上が標準修業年限を超過**

[出典] 令和３年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リベルタス・コンサルティング）

（目的）ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

- **事業実施期間**
  - 令和５年～令和10年（予定）
- **支援対象**
  - 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想
    ※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、５年一貫制が対象（専門職大学院を含む）
    ※ 中教審大学分科会大学院部会の中間とりまとめ（令和4年8月）を踏まえた提案
- **支援内容**
  - ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）
  - 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）
    ※ 小規模専攻を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との連携を推奨
    ※ 採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を実施
- **支援金額・期間**
  - 年間4,000万円（最大）×５件　※中間評価により増減する場合がある
  - ６年間（体制構築1年＋実施5年）　※自走化に向けた逓減措置２年を含む

取組のイメージ

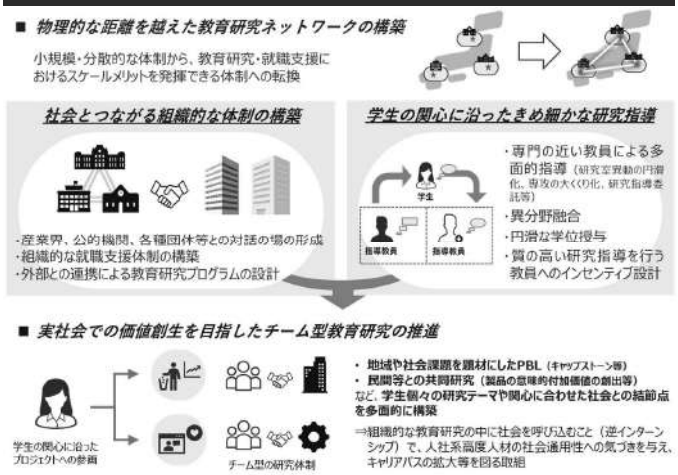

持続的な産学共同人材育成システム構築事業
～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～

令和5年度予算額（案）　1億円
（前年度予算額　2億円）

文部科学省

【背　景】
○　Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠。中でも人材育成は何よりも重要な課題であり、**次世代にふさわしい教育システム**へと改革を加速させることが必要。
○　Society5.0の推進に向けて、オープンイノベーションの実現が強く謳われる中、我が国の産学連携は欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されている。特に、研究と比較すると**教育に対する産学の連携がまだまだ不十分**。

【関連する閣議決定文書】
「人づくり革命基本構想」(平成30年6月閣議決定)、**「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略2019」**(令和元年６月閣議決定)において、**産学連携・接続の強化による社会人の学び直す機会の強化や、実務家教員の育成等**が求められている。

目指すべき目標

産学がともに人材育成に主体的に参画し、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えられる人材育成システムの構築。

目的

実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な**実務家教員の質・量の充実**を図るため、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う。

具体的な取組内容

○実務家教員育成プログラムの開発、実施、全国展開
- 質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムの開発・実施
- 開発された研修プログラムを全国展開するためのプログラムの標準化・普及

○企業と大学の連携体制の構築・強化
- 社会ニーズの提供
- プログラムの共同開発
- 実務家教員候補者の派遣
- 大学教員の研修受け入れ
- 産学共同コンソーシアムの構築

事業期間・規模

○最大5年間財政支援
（令和元年度～令和５年度）

○中核拠点4件
企業や他の大学等と連携しながら、プログラムの開発、実施、全国展開を実施

○運営拠点１件
中核拠点の取りまとめ、事業成果や実務家教員の普及・啓発を実施

期待される効果

○　実践的な産学共同教育の場の創出
○　アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環の醸成

大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)

(Center Of Community + Regional revitalization)

令和5年度予算額（案）　2億円
(前年度予算額　2億円)

【 背景・課題 】

◎ 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。

◎ 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

事業概要

◎ 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。

◎ 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

― 事業期間：最大５年間（令和２年度～令和６年度）
― 実施件数：４件（令和２年度選定分を継続実施）

2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

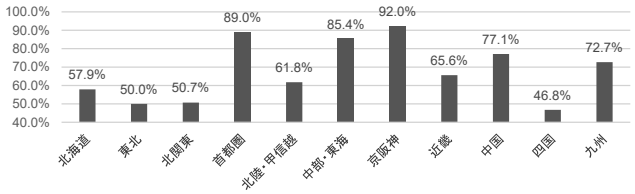

※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」提出資料より
リクルートワークス研究所,「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)

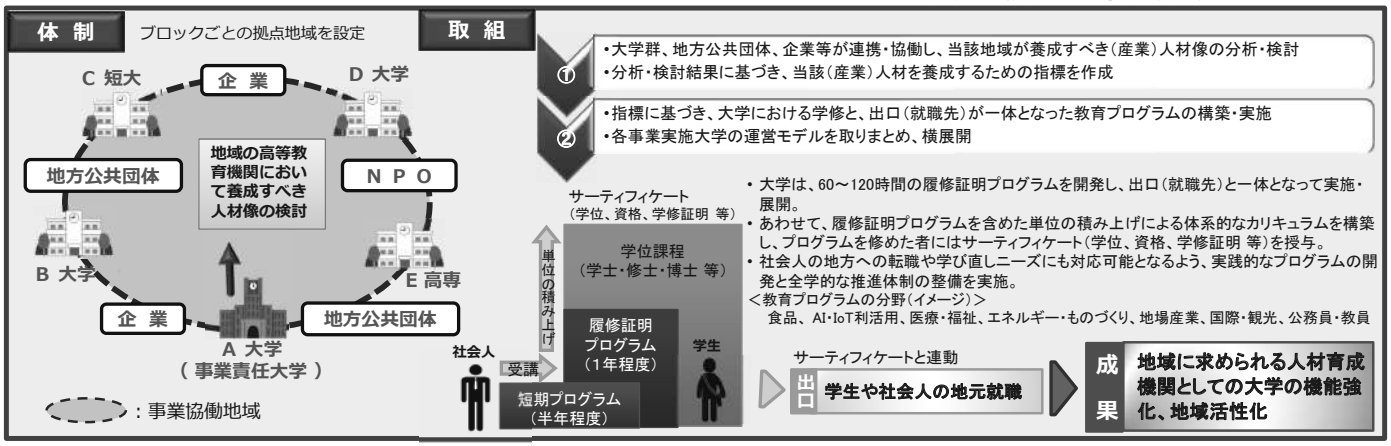

先導的大学改革推進委託事業

令和5年度予算額（案）　0.6億円
(前年度予算額　0.6億円)

趣旨・目的

○ 今後の大学改革課題に機動的に対応し，大学改革の一層の推進，教育の質の向上，大学の構造転換の推進を図るため，以下のような調査研究を継続的に行うことが必要。

① 中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究
② 政策目標，提言内容等の具体化，実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
③ その他，実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応

○ これらの調査研究の成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

調査研究テーマ(R3)

・大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究
・法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
・大学における観光教育の現状と課題に関する調査研究
・専門職大学・専門職短期大学における分野別認証評価の代替措置に関する調査研究
・大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
・大学教員の勤務実態に係る調査研究
・諸外国における通信制大学等の制度・実態に関する調査研究
・諸外国における学修歴証明のデジタル化に向けた導入事例・導入方法に関する調査研究
・社会で求められる総合的な英語能力の調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省ＨＰにて公表。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm

大学入学者選抜改革の推進

令和5年度予算額（案）　7億円
（前年度予算額　6億円）

背景・課題

大学入学者選抜の改革を進めるに当たっては、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握する大学入学共通テストの継続的な改革や、個別大学における入学者選抜の多面的・総合的に評価・判定する選抜への改革が重要。

大学入学共通テストの試験問題は、高等学校学習指導要領に準拠して継続的・安定的に作成される必要があるところ、令和4年度から年次進行で実施される新学習指導要領への対応が求められている。

また、「大学入試のあり方に関する検討会議　提言」（令和３年７月）で示された方向性等を受けた各大学の入学者選抜改革を推進するため、先導的な取組や課題解決に向けた具体的な方策について調査研究するとともに、その成果を全国の大学に普及することが求められている。

実施内容

◆大学入学者選抜における共通テスト改革推進事業　6億円

▶　大学入学者選抜における大学入学共通テストについて、新学習指導要領への対応（旧教育課程履修者への経過措置科目対応含）を行うとともに、新旧教育課程に対応したシステム改修等を行う。

◆大学入学者選抜改革推進委託事業　0.6億円

▶　CBT導入に伴う課題（均質で質の高い受験環境の確保、トラブル等への対応、社会全体の理解等）の克服に向け、個別大学と大学入試センターが協力して、大学入学者選抜におけるCBTによる効果的な試験（オンライン面接等も含む）の実施方法について検討を行い、CBT活用についての知見を集積する。

▶　高校での学習の成果を大学入学後の教育でも一層伸長させるため、高校における観点別学習状況の評価を大学入学者選抜及び大学入学後の学修・指導等に活用するための実証研究。

▶　今後の不正行為防止対策を検討していく上で必要な専門的・客観的情報を得るため、大学入学者選抜における高度な技術を用いた情報通信機器の悪用による不正行為防止対策について、海外の事例や既存技術の状況を調査分析する。

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和5年度予算額（案）　372億円
（前年度予算額　373億円）
令和4年度第2次補正予算額　6億円

背景・課題

- コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学の回復と大学間の国際交流の促進が必要。
- 急激な人口減少が進む中で、高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。
- グローバル化が進む中で、日本人学生も世界に飛び出し、多様な文化や価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。

事業内容

1．大学教育のグローバル展開力の強化　40億円（40億円）

（1）大学の体制の国際化　26億円（30億円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」
我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

●スーパーグローバル大学創成支援　26億円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）
（平成26年度-令和5年度）

（2）教育プログラムの国際化　13億円（11億円）

「大学の世界展開力強化事業」
大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●米国等との大学間交流形成支援（新規）
（令和5年度-令和9年度：13件程度）

●インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
（令和4年度-令和8年度：14件程度）

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進
（令和3年度-令和7年度：21件）

●アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（令和2年度-令和6年度：8件）

●日－ＥＵ戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（平成31/令和元年度-令和5年度：3件）

2．大学等の留学生交流の充実　332億円（333億円）

（1）大学等の留学生交流の支援等　78億円（71億円）

「トビタテ！留学JAPAN」を発展的に推進しつつ、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化に取り組む。

●大学等の海外留学支援制度　78億円
〈学位取得型〉　大学院：350人　学部：250人
〈協定派遣型〉　16,900人
〈協定受入型〉　5,000人
（臨時等の渡航支援金3,468人を含む）

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　255億円（262億円）

世界から優秀な学生を受け入れ、高度専門人材としての定着を促進するため、日本留学の魅力発信を強化するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援すること等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

●日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善　10億円
・日本留学海外拠点連携推進事業　6拠点　等

●受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等　244億円
・国費外国人留学生制度　11,148人
・留学生受入れ促進プログラム　6,611人
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人
・留学生就職促進プログラム（令和5年度-令和7年度：3拠点）　等

※単位未満を四捨五入しているため、計数が一致しないことがある。

スーパーグローバル大学創成支援事業

令和5年度予算額（案）　26億円
（前年度予算額　30億円）
令和4年度第2次補正予算額　3億円

趣旨

○徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
○本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。
(事業期間：最大10年間(2014年度~2023年度))

○トップ型　13件×@105百万円
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援

○グローバル化牽引型　24件×@47百万円
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（135百万円×１件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）

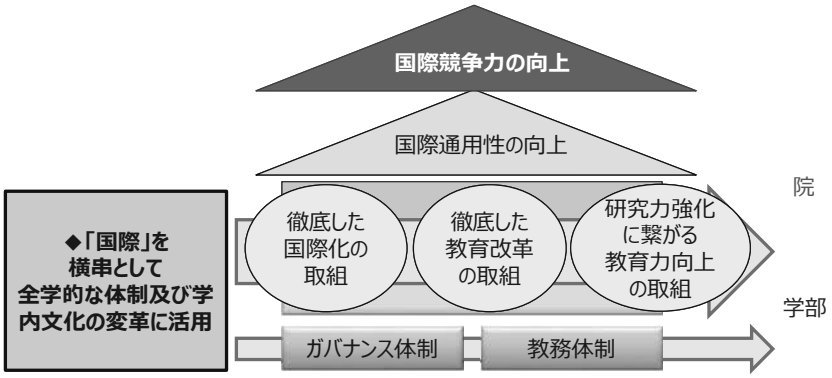

成果

事業選定37大学におけるトップレベルの国際化の取組の推進
（例）
事業開始前に比べ、
・外国語による授業科目数は**約２倍**に増加
・受入外国人留学生数は**約1.5倍**に増加

本事業の優れた成果や取組の国内外に対する戦略的な情報発信
令和3年度～成果の横展開を目的とした「大学の国際化促進フォーラム」構築

・海外における我が国の高等教育の**国際的な評価の向上**
・我が国の**大学全体の国際化の推進**

大学の世界展開力強化事業

令和5年度予算額（案）　13.5億円
(前年度予算額　10.5億円)

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。
これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例
- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国
2019 ～ 2023	EU
2020 ～ 2024	アフリカ
2021 ～ 2025	アジア諸国
2022 ～ 2026	インド太平洋地域等（英・印・豪）
2023 ～ 2027	米国（新規）

上記の他、審査・評価等経費（0.4億円×1件）
※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

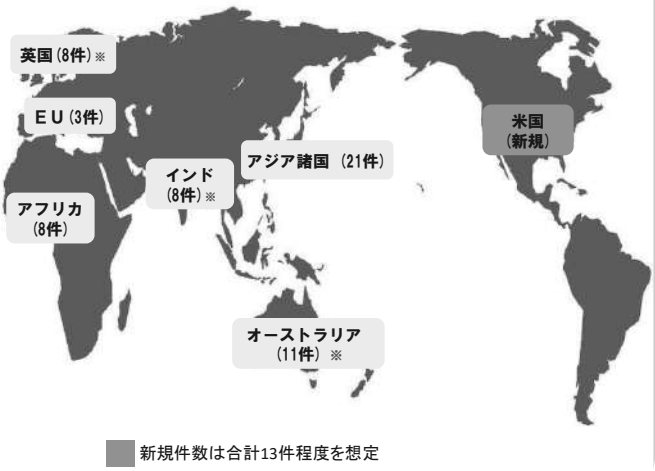

成果

1．学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献

2．海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化

3．交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

大学の世界展開力強化事業

米国等との大学間交流形成支援

令和5年度予算額（案）　5.5億円（新規）

文部科学省

背景・趣旨

- ◆ **国際競争力の土台となる研究力が世界トップ**にあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、**国際的に最も重要なパートナーである米国**との間で、大学・学生間交流を促進し、**戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要**。
- ◆ 新型コロナウィルス感染症により停滞した留学を、**オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要**があり、**国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築**することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸長しつつ、 **米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築**することも重要。

事業概要（事業期間：2023～2027年の最大５年間）

●**米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開**（カナダ等、戦略的な第3国の参画も可）。

●**COIL/VE※等、質の伴なったオンライン教育手法を活用**した**最先端の国際教育交流基盤を構築**し、実渡航の価値をより高めつつ、**バランスの取れた双方向型の５万人規模の交流を目指す。**

※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

●**文理の枠を超えて課題解決に取組むSTEAM教育やGX、DX**等の成長分野に関する事業も推奨。

●事業規模

✓タイプA（米＋α交流型）※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を５割程度

3,400万円×12件程度＝**40,800万円**

✓タイプB（交流＋拠点形成・プラットフォーム構築型※　**3**大学以上が連携）

14,200万円×**1件**　＝**14,200万円** ※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う）

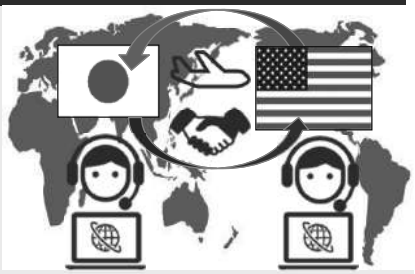

取組（アウトプット）例

○米国連携先大学と連携して、**STEAM教育を開発・提供**、または**DX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置**しつつ、 COILやバーチャル空間の交流等も含め、**日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践**を行う取組。

○**JV-Campus**において、日本語教育や日本文化等の**コンテンツを共有しつつ**、米国連携先大学と**COIL/VE等を活用**し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め**年間400名規模の交流を行うプログラム**を構築。

○中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、**JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組を構築**。

○**大学と産業界がパートナーシップ**を組み、**国際的な人材育成とリクルート活動等**を目的に、**インターンシッププログラムを企画・実施。**

アウトカム（成果目標）

- ■ 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。
- ■ 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。

インパクト（国民・社会への影響）

- ➢ 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出
- ➢ 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展
- ➢ イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

高度医療人材の養成

令和5年度予算額（案）　10億円（新規）

令和4年度第2次補正予算額　15億円

文部科学省

● 背景・課題

めまぐるしく進展する医療の高度化や医師法等の制度改正に対応するため、以下の課題に対応した高度医療人材の養成が必要

- ➢ 我が国において死因第一位である「がん」への対応は極めて重要であり、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要
- ➢ 医師法等の改正（R3.5）を受けた共用試験公的化（R5.4～）及び医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始（R6.4～）への対応が急務
- ➢ 共用試験公的化を受けて医学生が医業を行う診療参加型臨床実習の新たな取組への対応が必要
- ➢ 国際的に見て我が国の研究力が低下、また医師の時間外・休日労働時間の上限規制により更なる研究時間割合の減少が懸念

上記の課題に対応する人材養成拠点や教育・研究体制を構築するため、以下の施策を展開

○次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（令和５年度予算額（案）　9億円）

➢ 大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成
（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材等）
②がん予防の推進を行う人材養成
（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
③新たな治療法を開発できる人材の養成
（個別化医療・創薬研究を担う人材）

【件数・単価】11件×約7,750万円

● 経済財政運営と改革の基本方針2022(R4.6閣議決定)
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

○質の高い臨床教育・研究の確保事業（令和５年度予算額（案）　1億円）

➢ 大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための新たな体制を構築する優れた取り組みを支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、医師の働き方改革に貢献

・教育担当専任教員等の確保、診療参加型臨床実習の実施に向けた環境整備、新たな教育プログラムの開発等、臨床教育実施体制の構築
・臨床研究支援人材の確保、研究支援者向け教材の作成、臨床研究実施支援システムの構築・改良等、臨床研究支援体制の構築

【件数・単価】4件×3,000万円

● 新しい資本主義実行計画等『フォローアップ』（R4.6閣議決定）
2024年4月の医師の時間外労働の上限規制導入に向けて、各医療機関での労働時間短縮等の取組や医師の偏在対策を一層進めるとともに、より効率的で質の高い医学教育等の実施に向けて、大学病院で勤務する医師の労働実態等を把握・分析し、必要な対策を検討し、2022年度中に結論を得る。

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

令和5年度予算額（案）　9億円（新規）

文部科学省

背景・課題

我が国における高齢化や都市部への人口の集中がますます加速する中、現在の死因第一位である「がん」への対応は極めて重要である。地域格差に加え急速ながん医療の高度化に伴い、医療現場で顕在化した課題やがん予防の推進、新たな治療法の開発等の課題が浮上してきたことから、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要がある。これらの状況を踏まえたがん専門医療人材を養成するため、優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する。

1	悪性新生物（腫瘍）	378,385
2	心疾患	205,596
3	老衰	132,440
4	脳血管疾患	102,978
5	肺炎・誤嚥性肺炎	121,196
6	その他	106,748
	死亡者数計	1,372,755

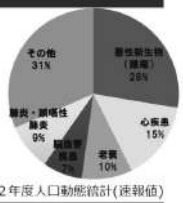

（出典）：令和２年度人口動態統計(速報値)

事業内容

○大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援
(大学間で連携し、①～③のプログラムを開発・提供し、人材養成の拠点を形成)

①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）
②がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
③新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人が全国に

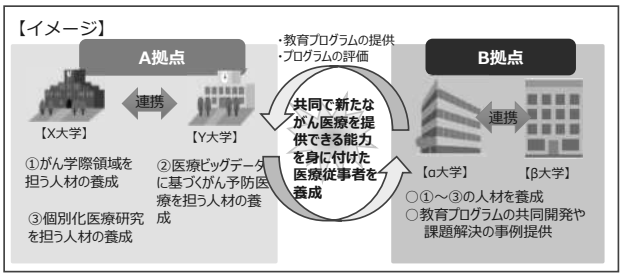

- 事業実施期間：令和５年～令和10年
- 支援期間：６年間
- 件数・単価：11拠点×約7,750万円
- 交付先：医学系研究科（博士課程）を設置する国公私立大学

【政府提言】 経済財政運営と改革の基本方針2022（R4.6.7閣議決定）
がん専門医療人材を養成するとともに、「がん対策推進基本計画」を見直し、新たな治療法を患者に届ける取組を充実する等がん対策を推進する。

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
● 教育プログラムの開発　33件以上 （各拠点において、事業内容①～③のプログラム開発を行う。（11拠点×3種類））	● 【初期】教育プログラム学生受け入れ ● 【中期】がん専門医療人材数の増 ● 【長期】個別化医療実施率の向上、がんの死亡率低下	がん患者が地域を問わずオーダーメイド型のがん診療など必要な治療や支援を総合的に受けられるようになり、健康長寿社会の推進に貢献する。

質の高い臨床教育・研究の確保事業

令和5年度予算額（案）　1.2億円（新規）

令和4年度第2次補正予算額　15億円

文部科学省

背景・課題

○大学・大学病院は、医療人を養成する教育機関、新しい医薬品や医療技術を開発する研究機関、地域で高度な医療を提供する診療機関という3つの重要な役割を担ってきた。

○その中で、令和3年5月の医師法等改正により、医学生等が臨床実習開始前に受ける**共用試験が令和5年度から公的化**されることを受けて、試験実施の強化を伴う共用試験の確実な実施や、学生が医業を行う**診療参加型臨床実習の実現**が必要。

○一方、近年、我が国は国際社会における研究実績の相対的低下が指摘されており、大学病院等保健分野の大学等教員については、職務の中で研究を行う時間の割合が大幅に減少していることから、研究実績向上のため、**研究時間を確保し研究の質を高める**ことが必要。

○このような中、令和6年（2024年）4月から、労働基準法等に基づく時間外・休日労働時間の上限が医師にも適用（※）されることとなり、大学病院で勤務する医師は、労働時間の短縮に取り組みつつ、**教育・研究の充実を図る**ことが必要。

⇒大学・大学病院で勤務する医師が、教育・研究業務に一層取り組むためには、より効率的で質の高い方法を導入する必要がある。

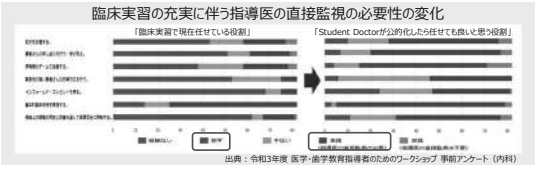

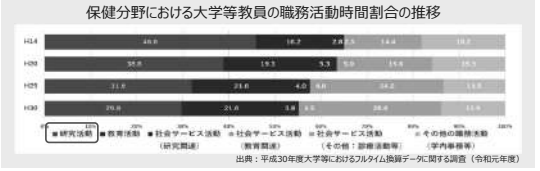

※ 医師の時間外・休日労働時間の上限は原則年960時間、B水準・連携B水準・C水準は年1,860時間。ただしB水準・連携B水準は2035年度末を目標に終了する予定。

事業内容

○大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のための新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、医師の働き方改革に貢献

- 事業実施期間：令和5年度～令和7年度（予定）
- 交付先：国公私立大学
- 件数・単価：4箇所×3,000万円

【取組内容】
- 教育担当専任教員等の確保、診療参加型臨床実習の実施に向けた環境整備、新たな教育プログラムの開発等、臨床教育実施体制の構築
- 臨床研究支援人材の確保、研究支援者向け教材の作成、臨床研究実施支援システムの構築・改良等、臨床研究支援体制の構築

〔取組イメージ〕

令和5年度	令和6年度	令和7年度
★共用試験公的化	★時間外労働時間上限規制適用開始	

先導的臨床教育実施体制の構築
教育担当専任教員の確保や業務実践を通じた、より効率的な新たな臨床教育実施体制の構築

先導的臨床研究支援体制の構築
臨床研究支援人材の確保や業務実践を通じた、より効率的な新たな臨床研究支援体制の構築

アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響）、目指すべき姿
●構築した先導的大学モデル　4件	●診療参加型臨床実習の充実 ●保健分野における研究活動時間の確保	●質の高い実践力のある医師の養成 ●我が国の臨床研究の活性化

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

令和5年度予算額（案）　6億円
（前年度予算額　8億円）

文部科学省

課題・背景

○新型コロナウイルス感染症を契機に，医療人に**求められる資質・能力が大きく変化**。

○高齢化の進展による**医療ニーズの多様化**や**地域医療の維持**の問題が顕在化。

○**高度医療の浸透や地域構造の変化（総合診療医の需要の高まり、難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）**により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。

事業内容

○ **医療ニーズを踏まえた地域医療等に関する教育プログラムを構築・実施**

◆地域ニーズの高い**複数分野（総合診療、救急医療、感染症等）を有機的に結合させ横断的に学ぶことのできる教育**の実施により、地域医療のリーダーとなる**人材の育成。**

◆**地域医療機関での実習**等を通じて、
①地域の課題を踏まえた教育研究の実現や地域医療への関心を涵養
②専門に閉じない未分化・境界領域への対応力を涵養

◆**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に対応できる資質・能力を備えた医療人材養成のための教育プログラムの開発及び教育・研究拠点の形成

支援期間　：　7年間（令和４年度～10年度）
単価・件数　：約56百万円×11拠点
選定大学　：　弘前大学、筑波大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、岡山大学、
(代表校)　　高知大学、長崎大学、宮崎大学、琉球大学、埼玉医科大学

<地域医療の課題やニーズを踏まえた教育>

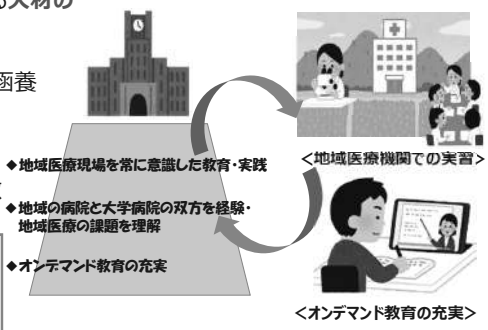

政策提言（経済財政運営と改革の基本方針2021）

第3章　感染症で顕在化した課題を克服する経済・財政一体改革

(1)感染症を機に進める新たな仕組みの構築

(略)あわせて、今般の感染症対応の検証や(略)潜在看護師の復職に係る課題分析及び解消、**医学部などの大学における医療人材養成課程の見直しや医師偏在対策の推進**などにより、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進める。

先進的医療イノベーション人材養成事業

保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト

令和5年度予算額（案）　1億円
（前年度予算額　2億円）

文部科学省

背景・課題

○ AI教育の抜本的な充実が求められている中、**保健医療分野**においては患者等に関する多様な医療データを活用したAI技術の社会実装の実現性が高いものが多くあり、**新たなAI技術開発と利活用が期待できる分野**として、今後、**人材養成を含めた取組を強化**することが期待されている。

○ 将来にわたって、個々の患者に対して最適な医療や安全な医療を提供していくためには、**人工知能（AI）を含めた科学技術を保健医療分野において開発・推進できる人材を養成**することが必要不可欠である。

○ 我が国における医療技術の強みの発揮と保健医療分野の課題の解決の両面から**AI研究開発を進めるべき領域を中心とした保健医療分野におけるAI研究開発を加速するための支援と対策**が必要とされている。

AI研究開発を進めるべき重点領域

【医療技術支援技術】
- ＜診断／治療＞：画像診断支援／診断・治療支援／手術支援
- ＜ケア＞：介護・認知症

【基盤】
- 医薬品開発
- ゲノム医療

※厚生労働省「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」より

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月閣議決定）抜粋
医工連携をはじめとする分野融合人材の育成をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。
「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月閣議決定）抜粋
ＡＩ技術については、世界最先端の研究開発の推進や人材育成を推進する。

事業概要

○ 医療系学部を有する大学を中心に、**保健医療分野における重点６領域について、民間企業・研究機関・工学系大学等と連携してAI技術の開発・導入を推進する医療人材を養成。**

○ 医療・介護現場における**各種データを活用した機械学習**や企業等における**AI技術の課題解決への応用**を学ぶ等、**保健医療分野でのAI実装に向けた新たな教育拠点を構築。**

◇事業期間：最大5年間 財政支援（令和2年度～6年度）
◇選定件数・単価：2拠点×66.8百万円
◇選定大学：東北大学、名古屋大学

＜取り組み例：「Global×Localな医療課題解決を目指した最先端AI研究開発」人材育成教育（東北大学）＞

【期待される成果】
- 国民に対するより質の高い、安全・安心な保健医療サービスの提供に向けた体制の構築
- 大学と医療・介護現場、民間企業等の連携による新時代に向けた新たな教育拠点の確立
- AIの活用による新たな診断方法・治療方法の創出
- 医療・介護従事者の負担軽減

先進的医療イノベーション人材養成事業

医療データ人材育成拠点形成事業

令和5年度予算額（案）　1億円
（前年度予算額　1億円）

文部科学省

背景・課題

■ 大規模な医療データの利活用により、①疾患の原因解明、②予防法の解明、③個別化医療の実現、④医薬品の安全性評価、⑤新薬や新医療技術に係る研究開発の推進など様々な成果が期待されている。

■ 我が国では、次世代医療基盤法の施行（平成30年5月）や保健医療データプラットフォームの本格稼働などにより、医療データを大規模に収集する環境が整備されつつあるところ。

■ 医療データは**①大規模なデータを意味のあるかたちに整理（医療データの活用基盤を運営・構築）**し、**②整理されたデータを分析、課題を解決（医療データの利活用）することが重要**であるが、このような**収集された医療データの利活用を推進する人材が不足**している。

事業内容

■ 大学病院を有する大学を中心に複数の大学が連携し、それぞれの強みや特色を活かして、医療データの利活用を推進できるトップレベルの人材を育成する拠点を形成する取組を支援

【選定大学における事業内容】 事業期間：５年間 財政支援（令和元年度～令和５年度）、選定件数・単価：２件×33.3百万円

医療リアルワールドデータ活用人材育成事業：東京大学（他連携３大学）

➢ 大規模な医療リアルワールドデータから新規知見を創出し、成果を世界へ発信できる「知のプロフェッショナル」人材を育成

○「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業　一般履修コース」、「医療リアルワールドデータ活用人材育成事業インテンシブコース」の２コースを開講し、72人（うちインテンシブコース32人）を養成※

○履修生が履修課程で匿名加工した成果物を、今後の医療データ人材育成に供するために、オープンで教育資源として公開

○令和４年３月末時点で61人の受講生を受入れ

※5年間の受入目標人数

関西広域医療データ人材教育拠点形成事業：京都大学（他連携10大学）

➢ 医療データが生まれてから活用されるまでの情報流の始点から終点までを確実に支え、正しく統制できる人材を育成

○「医療情報学修士基本コース」、「社会変革型医療データサイエンティスト育成プログラム」、「ヒューマンデータ・サイエンティスト養成講座」の3コースを開講し、198人（うちインテンシブコース168人）を養成※

○教育の核となる教科の教科書等を編纂・出版し、国内外へ教育プログラムを共有

○令和４年３月末時点で110人の受講生を受入れ

※5年間の受入目標人数

これまでの成果、今後の期待（令和３年７月実施・外部有識者による中間評価（一部抜粋））

➢ 令和３年３月末時点で当初計画通り、東京大学において2コース、京都大学において3コースが開設され、併せて計画時の目標を上回る93人の受講生を受入れている。

➢ **新型コロナウイルス感染症対応やポストコロナの社会において、新しい治療法や新薬の開発等の医療分野の研究・開発のため、医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材の育成は、より喫緊の課題**となっている。

➢ 本委員会としては、各取組が掲げた当初計画は順調に進捗しており、本事業の目的が達成できると評価し、事業を継続し各大学の取組がより一層発展することを期待する。

事業実施により期待される効果

医療データを収集・整理し、新たな科学的・社会的に有益な知見を発見 → 新しい治療法や新薬の開発等の医療分野の研究開発に活用 → 次世代医療の実現

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援

令和5年度予算額（案）　0.3億円
（新規）

文部科学省

背景・課題

○ 少子高齢化の進展等の医療環境の変化を背景に、薬学教育において地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）への対応が求められている。

○ 「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（薬学系人材養成の在り方に関する検討会　令和4年8月）を踏まえ、大学と自治体等が連携し、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリアパスにつなげていくこと、地域医療等に関する教育プログラムの策定・実施等が必要とされている。

○ 大学の薬剤師養成課程においては、地方自治体、関係団体等が有機的に連携し、各地域の医療ニーズを踏まえた教育・実践を通して、地域で活躍する質の高い薬剤師の養成が求められている。

事業内容

○ 医療ニーズを踏まえた地域医療に関する薬学教育プログラムの構築・実施

◆ 地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）に対応するため、地域の特性を踏まえた薬学教育を行うとともに地域医療への関心を涵養する。

◆ 自治体、関係団体等との連携体制を構築し、地域の医療ニーズに合わせた卒後のキャリアパスにつなげていく薬学教育プログラム、薬学教育コンテンツの開発等を行うとともに、先行事例として地域の大学等とも共有する。

地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師を養成

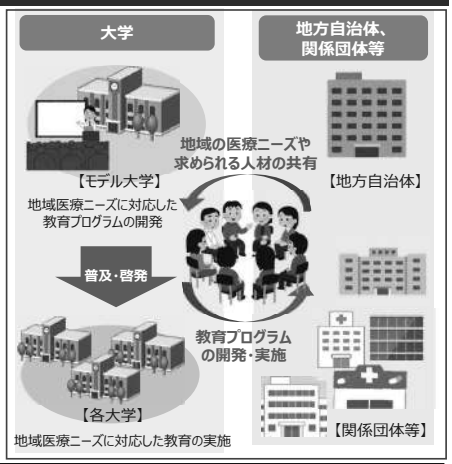

● 事業実施期間： 令和5年～令和7年（予定）
● 交　付　先： 大学（複数大学での連携も可能）
● 件 数・単 価： ４大学×800万円

● 必要経費
・薬学教育プログラムの開発及び薬学教育コンテンツの作成費
（地域の医療ニーズの把握、教育内容の調査研究費）
・大学関係者と自治体、関係団体等による検討経費
・大学関係者と自治体、関係団体等とを結ぶコーディネーターの人件費
・研修会やシンポジウム等の開催費　　等

■6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ　（令和4年8月　薬学系人材養成の在り方に関する検討会）

○ 薬剤師の地域偏在の解消にあたっては、大学と地方自治体等が連携して対応することが重要であり、薬剤師の偏在対策に資する地域枠等の定員枠の設定等により、地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリア形成とつなげていく必要がある。併せて、各大学において、地方自治体や薬局・病院等と連携し、地域の中高生等に対して薬剤師の魅力について理解を促進することも有効である。また、国においても、（中略）大学と地方自治体等が連携する卒前・卒後の取組に対する支援を行う必要がある。

○ 各大学における、在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や薬局薬剤師に比べて病院薬剤師が不足していること（業態偏在））等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業
基礎研究医養成活性化プログラム

令和5年度予算額（案）　0.4億円
（前年度予算額　0.4億円）

文部科学省

背景・課題

○令和2年4月施行の死因究明等推進基本法、令和3年6月1日閣議決定の死因究明等推進計画を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。

○一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。
⇒法医解剖医等の地域偏在と不足の解消

○児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見過ごしが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。
⇒小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消

○新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。
⇒未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消

各種データ

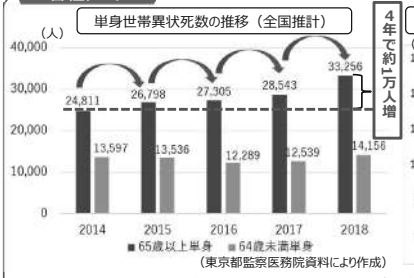

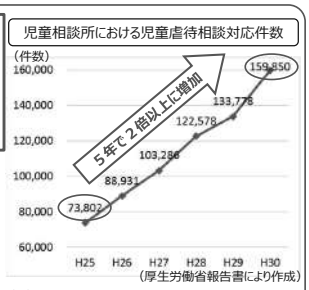

○47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
○日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる　※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

事業概要

【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

○法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及び自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。

○死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約化し、データを活用し児童虐待等の痕跡や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

＜選定大学の取組＞

金沢大学
5年間の履修者目標数：
本科コース4名、インテンシブコース20名

滋賀医科大学
5年間の履修者目標数：3つの課程プログラム
7名、インテンシブコース22名

＜期待される成果＞
☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

令和5年度予算額（案）　0.5億円
（前年度予算額　0.5億円）

文部科学省

背景・課題

近年我が国では、人生百年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、医療人の養成においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的能力の学修目標を定めたモデル・コア・カリキュラム（医学・歯学・薬学）が令和４年度に改訂される予定となっており、本モデル・コア・カリキュラムを踏まえた医学・歯学・薬学教育の充実のため、教育従事者を対象としたファカルティ・ディベロップメントおよびe-learning用コンテンツの開発・普及に向けた検討が必要である。

また、医学部定員については、平成22年度以降、地域の医師確保の観点から地域枠制度による定員増を行ってきたところ。本制度は令和５年度末までとされ、令和６年度以降の方針については、新興感染症対応を含む時期医療計画に向けた医師・医療提供体制の確保の議論の状況を踏まえ検討される予定であるところ、これまでの地域枠制度の運用状況等を継続的に把握することが必要である。

更に、新興感染症時代に求められる保健師に必要な基礎教育に関する看護学教育の質保証について検討するとともに、薬学系人材養成の在り方に関する検討会における議論を踏まえ、薬学教育の質保証について検討することが必要である。

対応・内容

改訂されたモデル・コア・カリキュラムの内容及び各大学における適用状況を踏まえて、学外実習における教育従事者を対象としたファカルティ・ディベロップメントやe-learning用コンテンツの開発および普及を行うことで、改訂版モデル・コア・カリキュラムの普及、医学・歯学・薬学教育各々の領域で特徴を活かした人材・コンテンツの開発および医学・歯学・薬学教育の充実を図るために調査・研究を行う。

医学部定員については、これまでの地域枠制度の運用状況等に係る調査・分析を行い、地域枠制度の効果・運用改善事項等についての示唆を得る。

更に、新興感染症時代において、保健所・病院等の最前線で求められる能力について調査・分析し、感染症に強い看護人材の養成を促す。また、薬学教育の充実・改善に向けた調査・研究を行う。

◆医学・歯学・薬学モデル・コア・カリキュラム改訂を踏まえた調査研究
事業期間　1年間（令和5年度）　選定件数・単価　3件×1,000万円

◆薬学教育における質保証に関する調査研究
－事業期間　　最大3年間（令和4年度～令和6年度）
－選定件数・単価　1件×700万円

◆地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究
－事業期間　　最大3年間（令和3年度～令和5年度）
－選定件数・単価　1件×750万円

◆学士課程における看護学教育の質保証に関する調査研究
－事業期間　　最大3年間（令和4年度～令和6年度）
－選定件数・単価　１件×700万円

グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

令和5年度予算額(案)　372億円
(前年度予算額　373億円)
令和4年度第2次補正予算額　6億円

文部科学省

背景・課題

- コロナ禍で激減した外国人留学生・日本人学生の留学の回復と大学間の国際交流の促進が必要。
- 急激な人口減少が進む中で、高等教育の質・多様性を高め、社会の活性化・ダイバーシティの深化に向けて、世界中から優秀な学生を受け入れ、高度人材として定着させていくことが必要。
- グローバル化が進む中で、日本人学生も世界に飛び出し、多様な文化や価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景をもつ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが必要。
- 優秀な学生を受け入れ、日本人学生を送り出す基盤として、大学等のグローバル化を進めることが重要。

事業内容

1．大学教育のグローバル展開力の強化　40億円（40億円）

（1）大学の体制の国際化　26億円（30億円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」
我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

●スーパーグローバル大学創成支援　26億円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）
（平成26年度-令和5年度）

（2）教育プログラムの国際化　13億円（11億円）

「大学の世界展開力強化事業」
大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●米国等との大学間交流形成支援（新規）
（令和5年度-令和9年度：13件程度）

●インド太平洋地域等との大学間交流形成支援
（令和4年度-令和8年度：14件程度）

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進
（令和3年度-令和7年度：21件）

●アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（令和2年度-令和6年度：8件）

●日－ＥＵ戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（平成31/令和元年度-令和5年度：3件）

2．大学等の留学生交流の充実　332億円（333億円）

（1）大学等の留学生交流の支援等　78億円（71億円）

「トビタテ！留学JAPAN」を発展的に推進しつつ、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化に取り組む。

●大学等の海外留学支援制度　78億円
〈学位取得型〉　大学院：350人　学部：250人
〈協定派遣型〉　16,900人
〈協定受入型〉　5,000人
（臨時等の渡航支援金3,468人を含む）

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ　255億円（262億円）

世界から優秀な学生を受け入れ、高度専門人材としての定着を促進するため、日本留学の魅力発信を強化するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援すること等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

●日本留学への誘い、入口（入試・入学・入国）の改善　10億円
・日本留学海外拠点連携推進事業　6拠点　等

●受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 等　244億円
・国費外国人留学生制度　11,148人
・留学生受入れ促進プログラム　6,611人
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人
・留学生就職促進プログラム（令和5年度-令和7年度：3拠点）　等

※単位未満を四捨五入しているため、計数が一致しないことがある。

大学等の留学生交流の充実

令和5年度予算額（案）　332億円
(前年度予算額　333億円)
令和4年度第2次補正予算額　4億円

文部科学省

趣旨・目的

- **激減した外国人留学生・日本人学生の留学をコロナ禍前の水準に回復**させるために必要な支援を行う。
- 「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含め、**若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した日本人学生の海外留学を活性化させるために必要な支援の強化**に取り組む。
- 引き続き、**世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、国内企業等への就職**を促進。

大学等の留学生交流の支援等

大学等の海外留学支援制度　78 億円（70億円）
奨学金等支給による経済的負担の軽減　・大学院学位取得型：350人　（300人）　・学部学位取得型：250人　（205人）
渡航支援金：3,468人（834人）　・協定派遣型：　16,900人（15,960人）　・協定受入型：　5,000人（5,000人）
※臨時の渡航支援金含む

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

日本留学海外拠点連携推進事業　４億円（4.5億円）
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の充実を図る。

外国人留学生奨学金制度　223億円（224億円）
・国費外国人留学生制度　11,148人（11,344人）
・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）　6,611人　（7,054人）
・高度外国人材育成課程履修支援制度　800人　（新規）　等

STUDY in JAPAN

留学生就職促進プログラム　１億円（0.7億円）
急激に落ち込んだ外国人留学生の国内就職率を立て直すため、３拠点程度を新規採択。

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　59億円　（61億円） ※留学生受入れ促進プログラム等の金額を含む
留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施。

（独）日本学生支援機構施設整備費補助金　１億円　（4.2億円）
兵庫国際交流会館の防災設備等の更新。

大学等の留学生交流の支援等

令和５年度予算額（案）　：78億円
（前年度予算額　　：71億円）

海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」

・留学の魅力や方法について情報を提供することにより、日本全体で若者や日本の海外留学の機運を醸成する。
・政府だけではなく、官民協働のもと社会総掛かりで意欲と能力ある全ての日本の若者が海外留学に一歩踏み出せるよう取り組む。
・2027年を目途に激減した日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復。

大学等の海外留学支援制度（国費による支援）
78億円（70億円）

○ 学位取得を目指し、海外の大学院、学部に留学する日本人学生を支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）。

【大学院学位取得型：829百万円（ 350人）】
・奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円※
・授業料支給上限額：2,500千円
・臨時の渡航支援金：　160千円（156人）

【学部学位取得型：660百万円（ 250人）】
・奨学金月額：59千円、74千円、88千円、118千円※
・授業料支給上限額：2,500千円
・臨時の渡航支援金：　160千円（93人）

○ 大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ1年以内の留学をする日本人学生及び我が国の高等教育機関で1年以内受け入れる留学生を支援（協定派遣型・受入型）。
○ 渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る。

【協定派遣型：4,605百万円（ 16,900人）】
・奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円※
・家計基準による渡航支援金：160千円（710人）
・臨時の渡航支援金：130千円（2,509人）

【協定受入型：　1,600百万円（ 5,000人）】
・奨学金月額：　80千円

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～
（民間資金による支援）
※2023年度～2027年度

○ 民間の協力を得て、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度。

○ 2023年度～2027年度においては、日本の未来を創る"グローバルリーダー像"と留学を通じた学びをアップデートし、日本の社会課題解決や産業創造に貢献する人材を育成。

○ 産学官が連携した支援コースを設定し、留学の質の向上、留学の目的明確化のため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学後のコミュニティを提供。

○ 大学生等を対象とするコースでは、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となる人材を輩出すべく支援。

○ プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

海外留学支援制度

令和５年度予算額（案）　78億円
（前年度予算額　　70億円）

趣旨・目的

○協定受入・協定派遣
諸外国の大学等の学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、海外の高等教育機関へ派遣する日本人留学生及び我が国の高等教育機関に受け入れる外国人留学生を支援する。

○学位取得
我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学等の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に留学させ、学位の取得を支援する。

支援概要等

協定受入れ型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請
支援期間：1年以内
○積算額：1，600百万円（5，000人）
奨学金月額：80千円

○支援実績（出身国）※

順位	国名	人数
1	中国	1，069
2	米国	804
3	タイ	701

協定派遣型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請
※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる
支援期間：1年以内
○積算額：4，605百万円（16，900人）
奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円
○家計基準による渡航支援金：114百万円（710人）
支給額：160千円
○臨時の渡航支援金：326百万円（2，509人）
支給額：130千円

○支援実績（派遣国）※

順位	国名	人数
1	米国	3，551
2	豪州	1，604
3	タイ	1，356

学位取得型

○支援人数・金額

支援期間：原則学部4年・修士2年・博士3年を限度
※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる
○学部学位取得型：660百万円（250人）
奨学金月額：59千円、74千円、88千円118千円※
授業料支給上限額：2，500千円、臨時の渡航支援金：160千円
○大学院学位取得型：829百万円（350人）
奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円※
授業料支給上限額：2，500千円、臨時の渡航支援金：160千円

○支援実績（派遣国）【学部学位】

順位	国名	人数
1	米国	57
2	英国	28
3	豪州	20

○支援実績（派遣国）【大学院学位】

順位	国名	人数
1	米国	77
2	英国	76
3	フランス	19

※協定受入れ型、協定派遣型の支援実績は令和元年度のもの

審査等経費　○審査等経費：67百万円　・(独)日本学生支援機構で実施する審査

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

令和５年度予算額（案）：255億円
（前年度予算額　　：262億円）

1. 日本留学への誘い

日本留学海外拠点連携推進事業　4.0億円（4.5億円）
リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

2. 入試・入学・入国の入り口の改善

国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託費　0.6億円（0.3億円）
諸外国の優秀な留学生を選抜するため、国費外国人留学生制度（大使館推薦）に相応しい試験問題を作成。

留学生受入れ促進プログラム（予約枠）　32.5億円（34.1億円）の一部
我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。

3. 大学等のグローバル化の推進

・スーパーグローバル大学創成支援事業：26億円（30億円）
・大学の世界展開力強化事業：13.5億円（10.5億円）

4. 受入れ環境づくり

外国人留学生奨学金制度　223億円（224億円）
・国費外国人留学生制度　181.5億円（11,148人）
・留学生受入れ促進プログラム　32.5億円（6,611人）【再掲】
・高度外国人材育成課程履修支援制度　1.9億円（800人）　等
※参考：海外留学支援制度（協定受入）　16億円（5,000人）

STUDY in JAPAN

外国政府派遣留学生の予備教育等　1.1億円（1.1億円）
中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるにあたり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等を支援。

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

留学生就職促進プログラム　0.9億円（0.7億円）
各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）　59億円（61億円）
日本留学試験の着実な実施、留学生宿舎の運営、奨学金の支給等を実施。
※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む

（独）日本学生支援機構施設整備補補助金　1.0億円（4.2億円）
国際交流施設等の整備を実施。

日本留学海外拠点連携推進事業

令和５年度予算額（案）　4億円
（前年度予算額　　4.5億円）

背景・経緯

優秀な外国人留学生の戦略的な獲得を目指し、国内就職促進も見据えて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究や卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした、日本留学の魅力を統合的に発信する海外拠点を重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置。これらの拠点や本部が国内外の関係機関とも連携しながら**リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。**

→「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」抜粋
（前略）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。
→「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月14日改訂）」（関係閣僚会議了）抜粋
入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。

事業概要

■ 海外拠点　5地域（ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、中東・北アフリカ）
【4拠点（ｻﾃﾗｲﾄ設置）×79,717千円、1拠点×48410千円】
現地の言語や情勢に精通し、情報収集・分析能力を有するコーディネーターを置き、現地及び日本の関係機関（政府機関、在外公館、教育機関、企業等）や日本本部と連携し、以下の取組を実施

○留学に関する情報収集・発信
現地のニーズや日本留学情報等を収集するとともに、留学フェアの開催や学校訪問、帰国留学生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

○優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進
現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地でのアカデミック・ジャパニーズの学修強化を推進

○帰国留学生とのネットワーク構築及び協力深化
帰国留学生の協力を得た広報・リクルーティング活動により、現地の学生に対し、日本留学中の学びや生活、留学後の就職機会等の情報を具体的・効果的に提供し、日本留学希望者を増加

■ 日本本部【1拠点×28,138千円】
国内政策や留学生の動向に関する知見を持つコーディネーターを置き、日本国内の機関や各海外拠点と連携し、以下の取組を実施

○海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析
○日本国内機関とのネットワーク構築
○日本国内に在留している外国人留学生のネットワーク形成

設置年	委託先	拠点設置国（括弧内はサテライト）
2014	岡山大学（東南アジア地域）	ミャンマー（タイ）
2014	北海道大学（サブサハラ地域）	ザンビア（ケニア）
2014	東京大学（南西アジア地域）	インド（スリランカ）
2015	筑波大学（南米地域）	ブラジル（ペルー）
2018	九州大学（中東・北アフリカ地域）	トルコ
2018	（独）JASSO（日本本部）	日本

国費外国人留学生制度

令和５年度予算額（案）　182億円
（前年度予算額　184億円）

１．制定経緯・目的

日本と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的として、１９５４（昭和２９）年度に創設された制度。

具体的には我が国の大学等への留学を希望する外国人（日本政府と国交のある国の国籍を有する者）を募集し、選定された者に対して留学生活に必要な費用等を支給している。 戦後、諸外国が外国人に対する奨学制度を強化し、多数の日本人留学生を受入れてくれている状況を受け、「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき１９５２（昭和２７）年に設置されたユネスコ国内委員会は１９５３（昭和２８）年に、相互受恵の精神から、また、善隣友好関係の強化を目的とし、「外国人に対して奨学金を給与すること」との建議を行った。これを受け、１９５４（昭和２９）年に、文部大臣裁定により国費外国人留学生制度実施要項が策定され、国費外国人留学生制度が開始された。以降、国際社会の一員としての国際貢献とともに、将来的に当該国の理解者・支持者を国際社会の中で確保するという外交上の使命を果たすべく、今日まで世界約１６０ヶ国から合計１１８，０００人を超える留学生を受け入れている。

２．国費外国人留学生給与

世界各国の優秀な学生を日本に招聘し、将来的に両国ひいては世界の発展に貢献する人材を育成することを目的としているため、日本における学修・研究に集中できるよう国家公務員に準じた金額を給与として支給してきた。

また、当該留学生の受入れは単年度完結の支援ではなく、年度をまたいだ継続支援であり、募集・選考についても実際の受入れ（給与支給）年度の約１年前から実施する必要があることから留学中はもとより、経年の採用計画においても安定した予算の確保が必要な性質を有する。

２０２１年度においては、在籍段階に応じて、毎月以下の単価により国費外国人留学生給与を支給

（１）大学院レベル
①研究生：月額　１４３，０００円
②修　士：月額　１４４，０００円
③博　士：月額　１４５，０００円

（２）学部レベル：月額　１１７，０００円
（高等専門学校、専修学校を含む）

（地域によって月額２，０００円または３，０００円の加算あり）

３．招致及び帰国旅費・教育費

（１）招致及び帰国旅費
①渡 日 旅 費…国費外国人留学生として選定され渡日する者が対象
②帰 国 旅 費…国費外国人留学生で留学期間を終了し、課程・プログラムを修了・卒業した者が対象
③支 給 方 法…「国費外国人留学生の自国における居住地最寄りの国際空港」と「受入れ大学等が通常の経路で使用する国際空港」間の下級航空券を支給

（２）教育費
①内　　容…国費外国人留学生が入学する公私立大学等における入学金、授業料及び入学検定料のほか在籍学生全員に対して教育に必要な経費として学則等により定められている経費
②支 給 方 法…大学等の請求に基づき支給

４．募集・選考方法

（１）海外から採用する場合
①大使館推薦…募集対象国の在外公館が推薦し、文部科学省が採用
②大 学 推 薦…日本の受入大学が大学間交流協定等に基づき推薦し、文部科学省が採用
③そ　の　他…相手国機関からの推薦や共同選考により採用

（２）在外公館における選考方法の例
在外公館関係者、学識経験者等により選考委員会を構成、一次選考（書類、筆記及び面接）の実施
①書 類 選 考…応募資格、最終出身大学（学校）等の学業成績、研究計画の適正性の確認及び卒業大学等からの推薦状等の精査
②筆 記 試 験…各プログラム毎の筆記試験の実施、採点
③面 接 試 験…志望動機、学習意志、協調性等の直接面接による人物考査

５．在籍人数（２０２１年5月１日現在）　８，１９７人（前年比－５６４人）

留学生受入れ促進プログラム/高度外国人材育成課程履修支援制度

令和５年度予算額（案）　35億円
（前年度予算額　34億円）

文部科学省

趣旨・目的

○我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付することにより、その学習効果を一層高める。（支援対象人数：6，611人）
○外国人留学生の我が国での定着を促進するため、大学等に在籍する私費外国人留学生で、留学生就職促進に係る認定教育プログラムを履修する者のうち、一定の成績要件・所得要件を満たす者に対して奨学金を給付する。（支援対象人数：800人）

支援概要等

予約枠

○概要

渡日前入学許可制度のある大学等や、日本留学試験の受験者（成績優秀者）に対し、優先的に配分する。

○対象・支援人数・金額

○ **支援人数：4，581人**
・渡日前入学許可者
大学院・学部レベル
月額：48，000円　支援人数：2，766人

・その他（日本留学試験成績優秀者等）
大学院・学部レベル
月額：48，000円　支援人数：1，815人

○採用方法

渡日前入学許可を行っている大学等（渡日前入学許可制度がある大学院、日本留学試験を利用し渡日前入学を認める大学等、渡日前入学許可制度のある英語コースで受け入れる大学等）に対し優先的に配分するとともに、日本留学試験の成績優秀者について、日本の大学等に入学後、優先的に採用する。

特別枠

○概要

国が進める政策（外国人留学生の国内就職等）において実績のある大学や、国で実施する留学生の受入れ事業に採択された大学等に対し、優先的に配分する

○対象・支援人数・金額

支援人数：1，300人
大学院・学部レベル
月額：48，000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるための施策（留学生就職促進教育プログラム認定制度）の認定を受けている大学に加え、その他の留学生の受入れ事業（日本留学海外拠点連携推進事業等）に採択されている大学に対し、奨学金を優先的に配分する。

一般枠

○概要

短大、高専、専修（専門課程）及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生が対象。在籍留学生数に加え、受入機関の質を担保するための基準に基づき配分する。

○対象・支援人数・金額

一般枠　支援人数：730人
・短大、高専、専修（専門課程）レベル
月額：48，000円　支援人数：170人

・日本語教育機関
月額：30，000円　支援人数：560人

○採用方法

（独）日本学生支援機構で実施している外国人留学生在籍状況調査における留学生総数（前年度5月1日現在）を算定基礎として、各学校に対し推薦可能人数を配分する。

※予算執行調査を踏まえ、採用人数を全体の1割程度としている

高度外国人材育成課程履修支援制度

○概要

「留学生就職促進教育プログラム認定制度」により認定を受けたプログラムを履修する留学生が対象。プログラムの履修人数や国内企業等への就職実績に応じ配分する。

○対象・支援人数・金額

支援人数：800人
大学院・学部レベル
月額：20，000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるための施策（留学生就職促進教育プログラム認定制度）の認定を受けている大学に対し、奨学金（履修支援金）を優先的に配分する。

※予算額（案）には奨学金の他、審査・事務経費として32百万円を計上。

留学生就職促進プログラム

令和５年度予算額（案）：　1億円
(前年度予算額：　0.7億円)

文部科学省

● 背景・課題

✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題として、留学生と企業の間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の２点が考えられる。
- **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
- **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性

✓「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである**「ビジネス日本語」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「中長期インターンシップ」**を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ

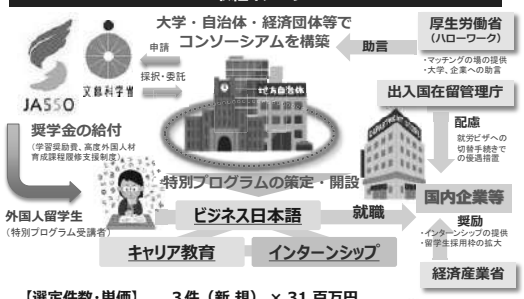

【選定件数・単価】　3件（新 規）× 31 百万円

開始時期	特色	2016（平成28）	2017（平成29）	2018（平成30）	2019（平成31）	2020（令和2）	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）	2024（令和6）	2025（令和7）
平成29年	地域の自治体や産業界との連携を重視		12拠点								
令和2年	AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等の産業分野を特に対象とする					3拠点					
令和5年	STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象とする								3拠点		

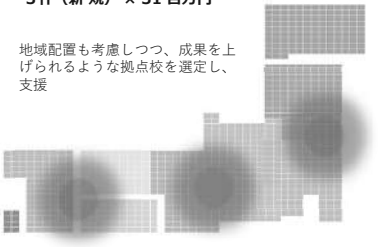

地域配置も考慮しつつ、成果を上げられるような拠点校を選定し、支援

留学生就職促進教育プログラム認定制度

事業概要：

- 外国人留学生に対する「**日本語教育**」、「**キャリア教育**（日本企業論等）」、「**インターンシップ**」を一体として提供する**質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定**。
- 関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、当プログラムの修了証明書を備えた**外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進**することを目指す。

※ 認定された大学は、**留学生受入れ促進プログラム(外国人留学生学習奨励費)の優先配分**の対象となる。

目標とする成果

・留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、**2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定**を目指す。（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日）

・**2025年度末までに**我が国の**高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%**を目指す。（同上「【別添】工程表」）、同旨（「対日直接投資促進戦略」令和3年6月2日）

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

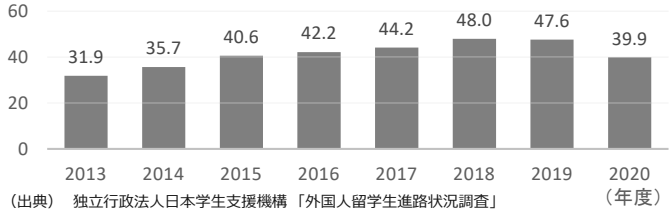

（出典） 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和5年度予算額（案） 0.3億円
（前年度予算額 0.4億円）

文部科学省

背景・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約4.1万人**※であり、**平成24年から令和3年の10年間で約4倍に増加**。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の24.8%※、専任の担当者を配置している大学等は21.7%※であり、障害のある学生のさらなる 受入れに際して、一層の**体制整備や支援人材の養成等が必要**。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は81.7%※、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は51.4%※であり、**障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要**。

※出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（(独)日本学生支援機構）

◆これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界**。
◆「障害者基本計画（第４次）」（平成30年３月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は46.4%※にとどまっている状況。

➡ **先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用する**ことにより、支援の充実を図っていく。

◆「障害者基本計画（第４次）」（平成30年３月閣議決定）
障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、**各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進**する。

◆「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和２年７月策定）
障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。
①**大学間連携等による障害学生支援体制の強化**、②**障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開**、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業内容

事業実施期間：令和２年度(単年度)、令和３年度～令和５年度(３カ年度)

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う**。

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけではなく、**地域における障害学生支援ネットワークの形成支援**や**既存の障害学生支援ネットワークとの連携**等を実施。

③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）や**コロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集**するとともに、**各大学等へ展開**。
さらに、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開**。

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、**学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開**。

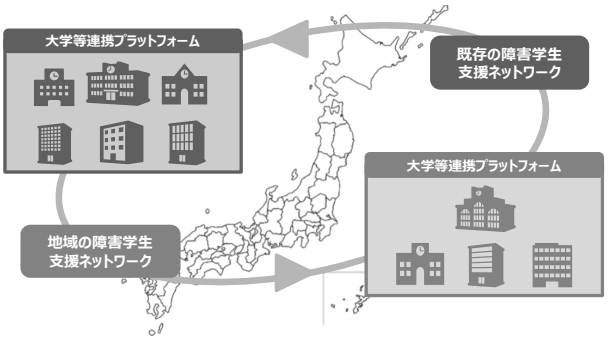

活動目標	期待される効果	目指すべき姿
◆ 採択校数 2校【継続】（17.25百万円*2校=34.5百万円） ※ 事業参加校数（実績）R2:72校、R3:83校	◆ 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生への支援 ◆ 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供 ◆ ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進 等	◆ 大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、高等教育機関全体として障害学生支援の充実 ◆ 全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保 ➡ **共生社会の実現**

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和5年度予算額（案）　91億円
（前年度予算額　96億円）
令和4年度第2次補正予算額　21億円

人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

＜社会人を主なターゲットとしている予算事業＞

①成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業：1,741百万円【令和4年度第2次補正予算】

・就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に大学・大学院等において社会のニーズに合ったプログラムを提供・横展開し円滑な就職・転職を支援

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業：402百万円（新規）

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供

③放送大学学園補助金：7,392百万円（7,389百万円）

・数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進等

④持続的な産学共同人材育成システム構築事業：107 百万円（202百万円）

・社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成する研修プログラムの開発・実施

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実（非予算）
- 大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP) 及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」
⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。
職業実践力育成プログラム: 161大学等、339課程（令和４年５月時点）
キャリア形成促進プログラム：13校、17学科（令和４年３月時点）

⑤大学等における価値創造人材育成拠点の形成：80百万円（87百万円）

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成

⑥女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業：21百万円（24百万円）

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援

＜社会人をターゲットの一部としている予算事業＞

⑦大学による地方創生人材教育プログラム構築事業：169百万円（220百万円）

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑧地域活性化人材育成事業：919百万円の内数（1,450百万円の内数）

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成（取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む）。

※このほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助等を実施。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業　296百万円【令和4年度第2次補正予算】

・自治体や大学コンソーシアムへの支援を通じたニーズ調査や、コンテンツの集約、広報周知等を通じて継続的にリカレント教育を実施する環境を構築

②リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業　77百万円【令和4年度第2次補正予算】

・リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を一気通貫で実施

③社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究事業：30百万円（14百万円）

・「マナパス」の機能強化を行い、講座情報や学習成果の発信、学習歴の可視化等の促進

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和5年度予算額（案）　80百万円
（前年度予算額　87百万円）

事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、**変化に対応し、不断に能力を向上させていくことが重要**。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、**新規事業の創出ができる、スタートアップに貢献できる人材が強く求められている**。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、**AIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要**。
- ついては、大学に対する支援を通じて、**企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築**する。

事業実施計画

【令和3年度】 プログラムの開発（東京工業大学、京都大学）
【令和4年度】 プログラムの実施、企業における活用開始
【令和5年度】 プログラムの実施・改良、企業と連携した活用促進、自走化の準備
【令和6・7年度】 拠点構築準備・拠点の完成、**令和7年度に事業終了**

令和5年度に実施する内容

- 令和４年度までに形成した大学等と企業等が連携・協働したコンソーシアムを活用し、イノベーティブなアイデアが生まれる思考法等により、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラム（価値創造人材育成プログラム）を実施するとともに、最終的な拠点構築に向けてプログラムの改良を図る。
- 実施したプログラムを企業（計50程度が目標）と連携して活用促進。企業から社員を送り出して受講してもらうことを想定。
- プログラムの自走に向け、有識者も交えた受講料設定や体制、拠点構築に向けた検討。

政府文書等における提言

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」」（令和4年6月閣議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践する大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）
- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図

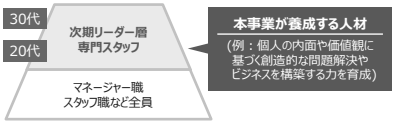

事業期間	5年間（令和3年度から令和7年度まで）
支援件数	4,000万円（人件費、旅費等）× 2拠点＝8,000万円
支援大学	東京工業大学・京都大学

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
・事業における連携企業数 ・プログラムの社会人受講者・修了者数 ・プログラムと連携した企業数:計50以上	・連携企業の事業満足度 100% ・価値創造プログラムを実施する大学数の増加 ・創造力を重視する企業の増加 ・修了生の新規事業立ち上げの貢献など	・既存の価値観や枠組みに捕われない創造力のある人材育成の強化 ・付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出 ・生産性の向上、国際競争力の確保

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和5年度予算額（案）　２１百万円
(前年度予算額　　２４百万円)

【事業開始年度：令和２年度】

背景等

○少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。
○第５次男女共同参画基本計画（令和２年１２月）では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、
・2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
・そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30％程度となるよう目指して取組を進めることが新しい目標として掲げられたところ。

令和２年度より、女性の多様チャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。令和５年度は、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。加えて、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成。

＜＜取組①：多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築＞＞

男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、
①総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、より高度な社会参画を目指す女性の支援
②産育休復帰支援　等
に資する社会教育プログラム（ウィミンズカレッジ）を構築。男女共同参画に関する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。

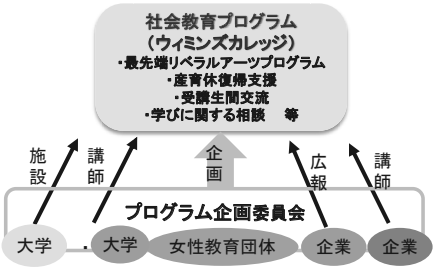

＜＜イメージ＞＞

＜＜取組②：学校教育分野における女性の意思決定過程への参加＞＞

学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域に対し、各地域が抱える課題について地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデル等の提供を行い、当該地域における女性の採用・登用に向けた取組について支援を行う。加えて、全国フォーラムを開催し、地域ごとの課題や好事例等の横展開を図る。

「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度について（概要）

― Brush up Program for professional ―

平成２７年３月　教育再生実行会議提言（第６次提言）
「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（ＢＰ）として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じて社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大

【認定要件】

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の**正規課程及び履修証明プログラム**
○ **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
○ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
○ 総授業時数の一定以上（５割以上を目安）を、以下の２つ以上の教育方法による授業で実施

①実務家教員や実務家による授業 （専攻分野における概ね５年以上の実務経験有）	**②双方向若しくは多方向に行われる討論** （課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
③実地での体験活動 （インターンシップ、留学や現地調査等）	**④企業等と連携した授業** （企業等とのフィールドワーク等）

○ 受講者の成績評価を実施　○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
○ **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
○ **社会人が受講しやすい工夫**の整備（週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、ＩＴ活用等）

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

※認定課程数（令和４年１２月現在）：３３９課程
（令和５年４月以降の認定課程数（予定）：３９４課程）

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度予算額（案）　6,314億円※こども家庭庁計上予算含む
（前年度予算額　　6,211億円）

文部科学省

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（こども家庭庁計上）する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：5,311億円
※国・地方の所要額　：5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【 対象の学生 】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生等
（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）
【 財　　源 】消費税による財源を活用
（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件
（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
無利子奨学金：1,003億円（一般会計）

区分		無利子奨学金	有利子奨学金	
貸与人員		**50万3千人**	**69万3千人**	
事業規模		**2,957億円**	**5,949億円** **※財政融資資金　5,869億円**	
貸与月額		学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） ２、３、４、５.４万円	学生等が選択 （大学等の場合） ２～１２万円の１万円単位	
貸与基準（令和5年度採用者）	学力	・高校評定平均値 ３.５以上（予約採用時）　等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある	
	家計	私大自宅・給与所得・４人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による		
		約８００万円以下	約１,１４０万円以下	
返還期間		卒業後２０年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後２０年以内 （元利均等返還）	
返還利率		**無 利 子**	上限３％（在学中は無利子） （令和４年１１月貸与終了者）	
			利率見直し **０．０７７％**	利率固定 **０．６０５％**

抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成

令和5年度予算額（案）　3,124億円
（前年度予算額　　3,130億円）
※運営費交付金中の推計額含む
令和4年度第2次補正予算額　2,753億円

文部科学省

- 科学技術・イノベーションは、激化する国家間の覇権争いの中核となっており、世界を主導する卓越した研究を強化し、豊かな発想の土壌となる多様な研究の場を確保するなど、**我が国の基礎研究をはじめとした研究力を一層強化する取組が必須。**
- 研究者が自らの研究に打ち込めるよう、研究者のキャリアや成果に応じた**切れ目のない研究費の支援**を充実させるとともに、優れた研究チームによる**国際共同研究**や、社会経済の変革を先導する**非連続なイノベーションを積極的に生み出す研究開発を強力かつ継続的に推進**する。さらに、我が国全体の研究力発展をけん引する研究大学群の形成に向け、**大学ファンドによる世界に伍する研究大学の実現と地域中核・特色ある研究大学の抜本的な強化**を図るとともに、**世界水準の優れた研究拠点の形成、大学の枠を超えた学際研究領域の形成・開拓を支援**する。

科学研究費助成事業(科研費)

令和5年度予算額（案）　237,650百万円
（前年度予算額　237,650百万円）
令和4年度第2次補正予算額　15,604百万円

人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援する。**「国際先導研究」の拡充**により、海外との強いネットワークを有する**トップレベル研究者の国際共同研究を強力に推進**するとともに、**世界と戦える優秀な若手研究者育成**を図る。また、**「特別研究員奨励費」の抜本的見直し**により、アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援を強化する。

戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

令和5年度予算額（案）　43,650百万円
（前年度予算額　42,791百万円）
※運営費交付金中の推計額

国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する。令和5年度は、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**新興・融合領域の開拓強化**、さらに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援制度の構築**に取り組む。

創発的研究支援事業

令和5年度予算額（案）　227百万円
（前年度予算額　60百万円）
令和4年度第2次補正予算額　55,344百万円

若手を中心とした多様な研究者による**既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究**を、**研究に専念できる研究環境を確保**しつつ、**最長10年間にわたり長期的に支援**する。基金の利点を活かした機動的な資金配分を実現するとともに、所属機関からの支援を促す仕組み等により、研究時間の確保に最大限努める。また、研究の進捗等に応じた柔軟な追加支援による研究加速を図る。

未来社会創造事業

令和5年度予算額（案）　9,157百万円
（前年度予算額　9,062百万円）
※運営費交付金中の推計額
令和4年度第2次補正予算額　318百万円

脱炭素やデジタル社会の実現等の**経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標**を設定する。その上で、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用するため今まで以上に斬新なアイデアを絶え間なく取り入れて、**実用化が可能かどうかを見極められる段階（POC）を目指した研究開発**を推進する。

ムーンショット型研究開発制度

令和5年度予算額（案）　2,960百万円
（前年度予算額　2,960百万円）

未来社会を展望し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待され、**多くの人々を魅了するような新規かつ挑戦的な目標**を掲げ、国内外から**トップ研究者の英知を結集**し、**関係府省庁が一体となって**集中・重点的に挑戦的な研究開発を推進する。

地域中核・特色ある研究大学の振興

令和5年度予算額（案）　181百万円（新規）
※令和4年度第2次補正予算にて1,498億円の基金を造成
加えて、施設設備費として502億円を措置

研究力の飛躍的向上に向けて、**強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提**に、**大学間での連携**も図りつつ、**大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する**とともに、研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張、戦略的なメリハリづけによる経営リソースを最大限活用する文化の定着の実現に向けて**伴走支援を行う**。

世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)

令和5年度予算額（案）　7,088百万円
（前年度予算額　6,100百万円）

大学等への集中的な支援により研究システム改革などの取組を促進し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。**段階的に拠点形成を推進する支援方式「WPI CORE」**を新たに創設する。

共同利用・共同研究システム形成事業(学際領域展開ﾊﾌﾞ形成ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの新設)

令和5年度予算額（案）　662百万円
（前年度予算額　260百万円）

共同利用・共同研究機能を持つ大学共同利用機関や国公私立大学等の研究組織をハブとして、全国の研究者が参画可能な**分野を超えた共同研究ネットワークを構築し、アカデミア先導型の学際研究領域を形成・開拓**する。大学・分野を超えた連携の強化・拡大により、効果的な研究リソースの活用を進め、より多くの大学・研究者の研究活動を支え、全国の研究力を底上げする。

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

※国立大学法人運営費交付金等に別途計上
令和5年度予算額（案）　33,989百万円
（前年度予算額　33,700百万円）
令和4年度第2次補正予算額　8,091百万円

最先端の大型研究装置・学術研究基盤等により人類未踏の研究課題に挑み、**世界の学術フロンティアを先導する**とともに、国内外の優れた研究者を結集し、**国際的な研究拠点の形成**及び、国内外の研究機関に対し**研究活動の共通基盤を提供する**ことを目的に**「ハイパーカミオカンデ計画」、「ヒューマングライコームプロジェクト」**等の学術研究の大型プロジェクトを推進する。

特色ある強みを持ち、成長する研究大学群の形成に向けて

大学ファンド支援対象大学とそれ以外の大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していくためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野において魅力的な拠点を形成し、それを核に大学の活動を拡張するモデルの横展開と発展が必要。

日本全体の研究力発展を牽引する研究システムを構築

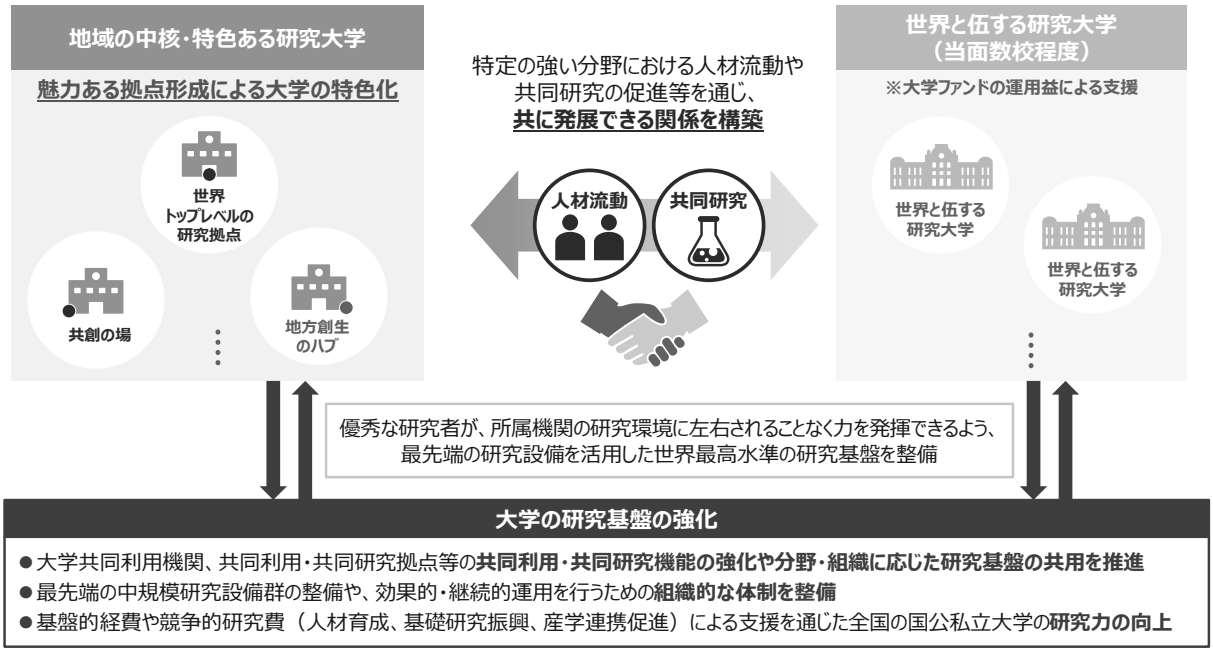

地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの拡充

令和5年度予算額（案）　352億円
（前年度予算額　373億円）
※運営費交付金中の推計額含む

令和4年度第2次補正予算額　2,110億円 及び
988億円の内数

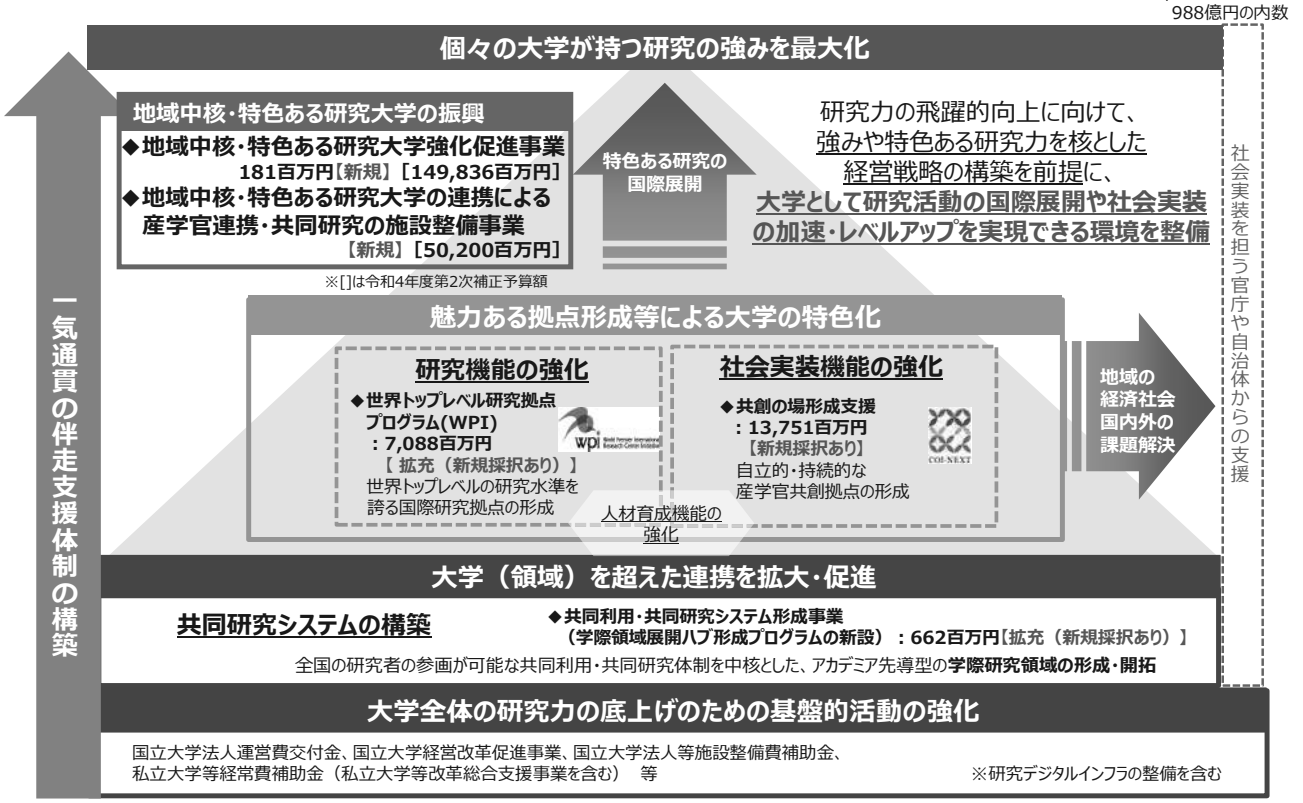

科研費 科学研究費助成事業（科研費）

令和5年度予算額（案）　237,650百万円
（前年度予算額　237,650百万円）
令和4年度第2次補正予算額　15,604百万円

文部科学省

事業概要

○ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**にわたり、**基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させる**ことを目的とする競争的研究費
○ 大学等の研究者に対して広く公募の上、複数の研究者（8,000人以上）が応募課題を審査する**ピア・レビューにより、厳正に審査**を行い、豊かな社会発展の基盤となる**独創的・先駆的な研究**に対して研究費を助成
○**「第6期科学技術・イノベーション基本計画」**及び**「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」**等を踏まえた**科研費改革の推進**
○ **科研費の配分実績（令和3年度）**：
応募約9.5万件に対し、**新規採択は約2.7万件**（継続課題と合わせて**年間約8.4万件の助成**）

予算額の推移

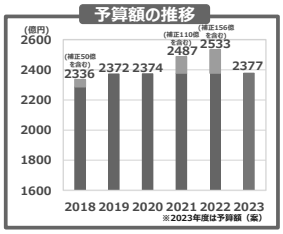

主な制度改善

［H23］基金化の導入
［H27］国際共同研究加速基金の創設
［H30］区分大括り化、審査方法の刷新
［R01］科研費若手支援プラン改訂
［R02］全ての手続をオンライン化
新型コロナの影響：柔軟な対応
［R03］国際先導研究の創設
［R04］海外レフェリーによる審査を開始

令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算額（案）の骨子

1．国際共同研究の強化

○「**国際先導研究**」**の拡充**により、高い研究実績と国際ネットワークを有するトップレベル研究者が率いる優れた研究チームの**国際共同研究を強力に推進。**
✓ **人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野**において、**研究者間の主体的なネットワーク**により、**世界水準の成果を創出**
✓ **若手（ポスドク・博士課程学生）の参画を要件**とし、**長期の海外派遣等**を通じ、**世界を舞台に戦う優秀な若手研究者を育成**
○ 研究者の国際性を積極的に評価するなど、研究活動の国際化に向けた**科研費ルールの強化**

2．アカデミアへのキャリアパスを支える切れ目ない支援の強化

○「**特別研究員奨励費**」**の抜本的見直し**により、「日本学術振興会特別研究員」の**国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動を強力に支援。**
✓ **基金化の推進**
✓ 機関雇用の特別研究員に対する**学術研究遂行の条件整備**
✓ **「国際共同研究強化」との重複応募・受給制限の緩和**

○経済財政運営と改革の基本方針2022 （令和4年6月7日閣議決定）
・イノベーションの担い手である若い人材に対する支援を強力に推進する。博士課程学生の処遇向上を始め、未来ある研究者の卵たちにキャリアパス全体として魅力的な展望を与え、研究に専念できる支援策を深化させる。寄附に基づく「トビタテ！留学JAPAN」の**発展的推進**を含め、若者の世界での活躍を支援し、コロナ禍で停滞した国際頭脳循環の活性化に取り組む。

予算額（案）のイメージ　**持続的に世界水準の成果を創出し、人材を育成する**

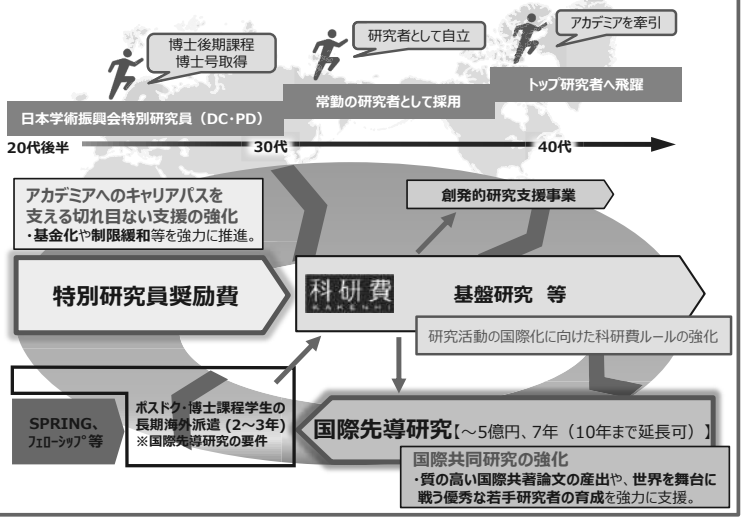

戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

令和5年度予算額(案)　43,650百万円
（前年度予算額　42,791百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

概　要

○国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制(**ネットワーク型研究所**)を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進。
○チーム型研究の**CREST**、若手の登竜門となっている「**さきがけ**」、卓越したリーダーによる**ERATO**等の競争的研究費を通じて、研究総括が機動的に領域を運営。
○令和5年度は、「科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、**基礎研究の強化に向けた拡充**や**研究成果の切れ目ない支援の充実**等を進めるとともに、**新興・融合領域の開拓強化、**さらに、**創出されたトップサイエンス成果をトップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援制度の構築**に取り組む。

＜参考＞「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業については、2021 年度以降、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究を推進する。また、新興・融合領域への挑戦、海外挑戦の促進、国際共同研究の強化へ向け充実・改善を行う。
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）
・戦略的創造研究推進事業等の競争的研究費について、新興・融合領域への挑戦促進に向けて、2022 年度中に、自然科学に人文・社会科学を融合した目標を設定するとともに、イノベーションの創出のため、基礎から応用まで研究成果を切れ目なく活かすように公募の対象や審査の方針を見直す。

文部科学省
戦略目標の策定・通知

【戦略目標の例】
- 社会課題解決を志向した計測・解析プロセスの革新
- 量子情報と量子物性の融合による革新的量子制御技術の創成
- 「総合知」で切り拓く物質変換システムによる資源化技術
- 文理融合による社会変革に向けた人・社会解析基盤の創出
- 老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明

科学技術振興機構
研究領域の選定、研究総括の選任

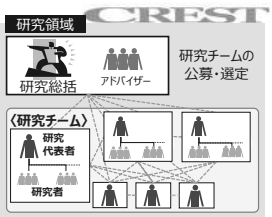

トップ研究者が率いる複数のチームが研究を推進(**チーム型**)
●研究期間：５年半
●研 究 費 ：1.5～5億円程度/チーム

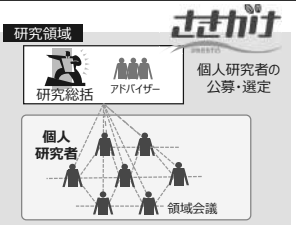

若手研究者が異分野ネットワークを形成し、挑戦的な研究を推進(**個人型**)
●研究期間：３年半
●研 究 費 ：3～4千万円程度/人

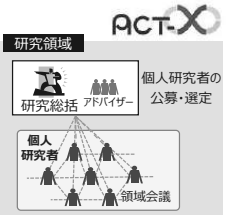

博士号取得後8年未満の研究者の「**個の確立**」を支援
●研究期間: 2年半
●研 究 費：0.5～1.5千万円程度/人

卓越した人物を研究総括として選抜

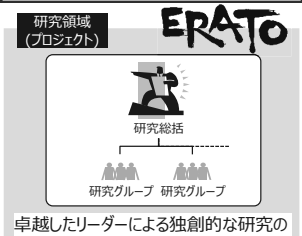

卓越したリーダーによる独創的な研究の推進・新分野の開拓(**総括実施型**)
●研究期間：５年程度
●研 究 費 ：上限12億円程度／1プロジェクト
※研究費(直接経費)は、研究期間通しての総額

令和5年度予算案のポイント

○「基本計画」で示された方向性（多様で卓越した研究成果の創出・蓄積、研究者への切れ目ない支援の実現）に基づき、**若手への重点支援と実力研究者(中堅・シニア)への切れ目ない支援**を推進。
○**トップサイエンス成果を、トップイノベーション（経済的・社会的価値創造）につなぐ延長支援**制度を設定し、基礎研究成果の展開を推進。
⇒研究領域数の拡充、採択率・採択件数の増
※新規設定領域数 CREST 1⇒4領域、さきがけ 4⇒5領域、ERATO 2⇒4課題、ACT-X 1⇒2領域
※令和4年度採択実績 CREST 8.2%(45件/550件)、さきがけ 11.0%(158件/1,440件)

これまでの成果

○本事業では、Top10%論文(論文の被引用数が上位10%)の割合が20%程度(日本全体平均の約2倍)を占めるなど、インパクトの大きい成果を数多く創出。
○トップ科学誌(Nature, Science, Cell)に掲載された国内論文の約２割を輩出。

＜顕著な成果事例＞

ガラスの半導体によるディスプレイの高精細化・省電力化（ERATO 等）
細野 秀雄 東工大 栄誉教授

iPS細胞の樹立（CREST 等）
山中 伸弥 京都大学 教授
※2012年ノーベル生理学・医学賞受賞

創発的研究支援事業

令和5年度予算額（案）　227百万円
（前年度予算額　60百万円）
令和4年度第2次補正予算額　55,344百万円

文部科学省

事業の概要

自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける**独立前後の多様な研究者**を対象に、**最長10年間の安定した研究資金**と、**研究者が研究に専念できる環境の確保**を一体的に支援する。

応募要件：大学等における**独立した／独立が見込まれる研究者**
■**博士号取得後15年以内（出産・育児等ライフイベント経験者は別途要件緩和）**

採択予定件数：**750件程度**　注：令和4年度第2次補正予算により措置（公募回数は調整中）
〔参考：これまでに実施した３回の公募により、750～800件程度を支援（見込）〕

【事業スキーム】
文部科学省 → 基金造成 → 科学技術振興機構 → 研究支援 環境改善支援 → 研究者・所属機関

特徴

研究資金と研究環境の一体的な支援のもと、挑戦的な研究を**「創発の場」を形成**しつつ強力に推進

(700万円/年(平均)+間接経費) ×７年間(最長10年間) の長期的な研究資金

※は令和5年度予算額（案）で計上。それ以外は、令和4年度第2次補正予算で措置

■研究の進捗や研究者の環境等に応じ機動的に運用。
■**バイアウト制度**(研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能)のほか、研究代表者の人件費(**PI人件費**)を支出できる仕組みを先行的に導入。
■研究開始から3年目、7年目にステージゲート審査を設け、研究の進捗等を評価。

研究環境改善のための追加的な支援

■採択研究者の研究時間確保など**環境改善に努めた所属機関を追加的に支援**し、取組を引き出す。
■研究の進捗等に応じた**柔軟な追加支援による研究加速**を図る。（※）

「創発の場」の形成

■**POによるマネジメント**の下、採択研究者同士が互いに**切磋琢磨し相互触発**する場を提供。

優れた人材の意欲と研究時間を最大化し、研究に専念 ⇒ 破壊的イノベーションにつながる成果へ

■ **経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）**
破壊的イノベーションの創出を目指し、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度[165]を推奨する。
165 ムーンショット型研究開発制度、創発的研究支援事業等。
■ **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）**
初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を奨励する。具体的には、ムーンショット型研究開発制度、創発的研究支援事業をはじめとした複数年度に渡って支援する公募型の研究開発支援について、初期の失敗を許容しより長期に評価を行う方向で改善・強化する。

地域中核・特色ある研究大学の振興

令和5年度予算額（案）　181百万円（新規）
令和4年度第2次補正予算額　200,036百万円

文部科学省

背景・課題

✓ **我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成**のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠

✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、**特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携を図ることで**、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月閣議決定）抄】
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援　[]は令和4年度第2次補正予算額

【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】　**1.8億円[1,498億円]**

- 事業実施期間：令和４年度～（５年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：
  強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公私立大学が、**研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築**した上で、**全学としてリソースを投下**する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）
  ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：
  上記を具現化するために**必要な設備等の整備**（30億円程度/件）と合わせて、**研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組**（5億円程度/件・年）を一体的に支援。
  （注）設備について１大学あたり上限15億円、１件(申請)あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件　**[502億円]**
  （１大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある大学強化促進事業」に同じ）
  研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、**共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援**

【支援のスキーム（基金）】

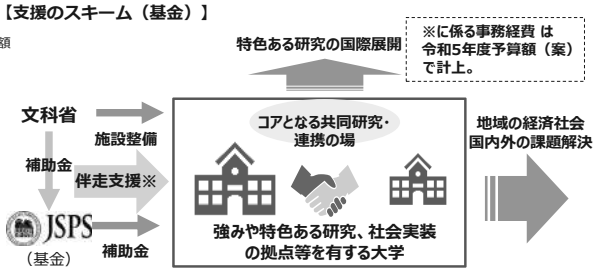

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

✓ **研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張**
✓ **戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着**

我が国の科学技術力の飛躍的向上
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）

令和5年度予算額（案）　7,088百万円
（前年度予算額　6,100百万円）

文部科学省

背景・課題

- 国際的な頭脳獲得競争が激化する中、**優れた研究人材が世界中から集う"国際頭脳循環のハブ"**となる研究拠点の更なる強化が必要不可欠。
- WPI開始から15年間を経て、世界トップクラスの機関と並ぶ、卓越した研究力と優れた国際研究環境を有する**世界から「目に見える拠点」を構築。**大学等に研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積し、**WPIは極めて高い実績とレピュテーションを有している。**
- 世界の研究大学が大きな変革期を迎えるなか、日本の大学・研究機関全体を「公共財」と捉え、**世界トップレベルの基礎科学の頭脳循環を10～20年先を見据えた視座から飛躍・発展**させていくことが必要。

（WPIにおいて、COVID-19の拡大により停滞した国際頭脳循環を活性化するため、新ミッションの下、2022年度に整備する新規拠点も含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進。（**統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日 閣議決定）**））

事業概要

３つのミッションを掲げ、大学等への集中的な支援により**研究システム改革等の取組を促進**し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。

３つのミッション

- 世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立
- 国際的な研究環境と組織改革
- 次代を先導する価値創造

【令和5年度予算額（案）のポイント】
○ WPI CORE（伴走成長方式）：令和５年度　２拠点（新規）
当初段階では現行のWPIの７割程度の要求要件としつつ、適切なステージゲート審査の上、段階的に拠点形成を推進。
※なお、複数の機関がアライアンスを組む形で１つの提案を行うことも可能

現行のWPI拠点一覧

※令和４年10月時点

新たに創設する支援方式

◆WPI CORE（伴走成長方式）

予算規模	**5年目までにステージゲート審査を行いステップアップ** － ステップアップ前：**5億円/年 × 最長5年目まで** － ステップアップ後：最大7億円/年 × 残期間（計10年間） （ステップアップ後、補助期間終了時の影響を緩和しつつ、事業評価や民間資金の獲得状況などに応じた支援を行い、期間内における円滑な自立化に向けた取組を促進。）
対象機関	１機関による提案
拠点規模	**ステージに応じた拠点規模を設定** － ステップアップ前　トップレベルPI：**5～7人以上**、拠点人員：**総勢50人以上** － ステップアップ後　トップレベルPI：7～10人以上、拠点人員：総勢70～100人以上
対象領域	基礎研究分野において、**日本発で主導する新しい学問領域を創出**
外国人比率等	研究者の**30%以上が外国からの研究者** 事務・研究支援体制まで**英語が標準環境**
事業評価	ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成されるプログラム委員会やPD・POによる**丁寧かつきめ細やかな進捗管理・成果分析**を実施
支援対象経費	人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等 ※**研究プロジェクト費は除く**

※なお、**複数の機関が強固な連携（アライアンス）を組む形で、１つの提案を行うことも可能**

これまでの成果

- 研究の卓越性は世界トップレベルの研究機関と比肩し、Top10%論文数の割合も高水準（概ね20～25%）を維持
- 「アンダーワンルーフ」型の研究環境の強みを活かし、分野横断的な領域の開拓に貢献
- 高度に国際化された研究環境を実現
  （外国人研究者割合は約３割以上、ポストクは全て国際公募）
- 民間企業や財団等から大型の寄附金・支援金を獲得
  例：大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約（10年で100億円＋α）
  東京大学Kavli IPMUは米国カブリ財団からの22.5億円の寄附により基金を造成

異分野融合を促す研究者交流の場
（新型コロナウイルス感染症拡大前のKavli IPMUの様子）

共同利用・共同研究システム形成事業

～全国の国公私立大学のポテンシャルを引き出す共同研究システムの構築（総合知による社会変革）～

令和5年度予算額（案）　662百万円
（前年度予算額　260百万円）

文部科学省

背景・課題

・我が国全体の大学研究力を底上げするには、大規模な研究大学の支援にとどまらず、**全国の国公私立大学等に広く点在するポテンシャルを引き出す**必要。
・他方で、各大学単位の成長や競争が重視される中で、大学の枠にとどまらない研究組織の連携が進みにくい状況がある。
・また、**「総合知」による社会変革が求められる中**、研究組織間の連携を促進する際には、**分野間の連携を促進**することが同時に求められている。

共同利用・共同研究体制を活用しつつ、これを発展させる必要

大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点は、それぞれの研究分野における中核として、大学の枠を超え、所属大学にとらわれず研究参画機会を提供する仕組みを保有。

＋

ただし、現状の共同利用・共同研究体制は、各研究分野単位で形成されており、分野の枠を超えた連携による、学際研究領域の形成・開拓を促進することで、参画機会を拡大するシステムの形成が必須。

事業概要

これまでの役割　大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点
個別の研究分野における中核（ハブ）

＋

新しい機能　異分野の研究機関と連携し、より多くの研究者に機会を提供する
分野を超えたネットワークを形成

【事業内容】

特色ある共同利用・共同研究拠点に対する支援に加え、新たに**「学際領域展開ハブ形成プログラム」**を開始。

全国の研究者が集まる共同利用・共同研究機能を持つ大学共同利用機関や国公私立大学の共同利用・共同研究拠点等がハブとなって行う、**異分野の研究を行う大学の研究所や研究機関と連携した学際共同研究**、**組織・分野を超えた研究ネットワークの構築・強化・拡大**を推進する。

・学際的な共同研究費、共同研究マネジメント経費等を支援（人材育成や国際展開の観点を奨励）
※支援額については、１拠点あたり５千万円を基準に、プログラム予算の範囲内で、取組の内容・特性等を踏まえて決定。
・ステージゲートを設定し、最長10年支援

【支援要件】

- ✓ 全く新しい学際研究領域コミュニティの形成に資する研究機関間の連携（異分野の研究機関間の連携ハブとなること）
- ✓ 共同研究機能の強化に資する、研究マネジメント体制の構築
- ✓ 構成する研究機関が所属する法人本部のコミットメント
- ✓ 機関独自の未来ビジョン形成に基づく学際研究領域の開拓
- ✓ 連携を通じた一気通貫の研究システム・研究環境の構築（理論～実験・実践～データ解析等）
- ✓ 技術職員等の高度な専門職人材の育成・確保
- ✓ 次世代を担う人材育成

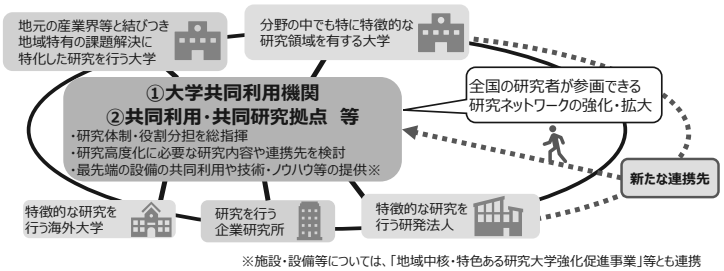

※施設・設備等については、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等とも連携

全国の研究者が参画可能な共同利用・共同研究体制を中核とした、新しい**学際研究領域のネットワーク形成・開拓**

- 全国の国公私立大学に存在する高いポテンシャルを持つ研究者が**新たな学際的な研究に参画する機会を創出**
- 我が国としての、**新分野の開拓機能を強化**するとともに、全国的な**次世代の人材育成にも貢献**
- **アカデミアからの発想・取組が先導**し、後追いではない**新たな社会・産業構造をデザイン**

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

令和5年度予算額（案）　267億円
（前年度予算額　262億円）
※運営費交付金中の推計額含む

文部科学省

- 我が国の科学技術・イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るため、**博士後期課程学生を含む若手研究者への経済的支援の強化、キャリア構築支援・研究環境確保・能力開発等を一体的に推進**
- また、次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成機会の拡大に向け、**初等中等教育段階における先進的な理数系教育実施等への支援を強化**
- 併せて、多様な視点や優れた発想を取り入れた科学技術・イノベーションの活性化に向け、**女性研究者の活躍促進に向けた取組を充実**

若手研究者等の育成・活躍促進

博士課程学生・ポスドク
若手研究者

◆博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（大学フェローシップ創設事業）　3,601百万円（3,368百万円）
優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額、研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援。
※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体的に運用し、令和5年度は全体で約9,000人（令和4年度より約1,000人増）の博士後期課程学生の支援を実施
※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等に対する支援を実施

◆特別研究員制度　16,182百万円（16,134百万円）
我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、研究者としての能力を向上できるよう支援。

◆世界で活躍できる研究者戦略育成事業　344百万円（344百万円）
若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築。

女性研究者の活躍促進

◆ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ　1,087百万円（1,037百万円）
研究と出産・育児等の両立や女性研究者のリーダーの育成を一体的に推進する大学等の取組を支援。令和5年度は「女性リーダー育成型」の支援規模を拡充。

◆特別研究員(RPD)事業【再掲】　930百万円（930百万円）
出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金を給付し、支援。（RPD: Restart Postdoctoral Fellowship）

次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成

◆スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業　2,375百万円（2,276百万円）
先進的な理数系教育を実施する高等学校等をSSHに指定。令和5年度から、指定校と域内の学校や大学、企業等との連携が円滑になるよう、コーディネーターの配置等を支援。

◆国際科学技術コンテスト　983百万円（680百万円）
主に理数系の意欲・能力が高い中高生が相互に競い、研鑽する場を支援。
令和5年度は数学および物理の国際科学オリンピックが日本で開催予定。

◆大学等による次世代の科学技術人材育成支援　700百万円（680百万円※）
理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援。
※グローバルサイエンスキャンパスとジュニアドクター育成塾の合計額

初等中等教育段階

◆女子中高生の理系進路選択支援プログラム　60百万円（42百万円）
女子中高生が適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。

大学発新産業創出プログラム（START）

令和5年度予算額（案）　2,039百万円
（前年度予算額　2,050百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

令和4年度第2次補正予算額　99,775百万円
※大学発スタートアップ創出の抜本的強化のため基金及び起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大のための予算として措置

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】
起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)抄】
スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、５年10倍増を視野に５か年計画を本年末に策定する。
産業界の協力を得て、起業家を教育現場に派遣いただき、初等中等教育等における起業家教育を推進する。

【背景・課題】
- 経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。
- 令和4年11月に「スタートアップ育成５か年計画」が決定されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】
- 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。
- 起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する。

大学・エコシステム推進型

【スタートアップ・エコシステム形成支援】

- **スタートアップ・エコシステム拠点都市（8都市）において自治体・産業界と連携**し、大学等における**実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンド**を含めた**一体的な起業支援体制の構築**による起業支援を実施。
- 拠点都市に参画する**全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施**するなど、我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。

<拠点都市の支援>
- 支援額： 1億円程度/年
  支援期間：5年度

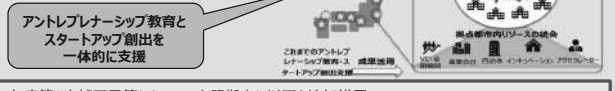

令和4年度第2次補正予算において、上記拠点に以下を追加措置
- 起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大：10億円（8拠点都市を支援）

【大学推進型】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
  - 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学　支援期間：令和2～6年度（5年度）

プロジェクト推進型

国 →（運営費交付金）→ JST →（委託）→ 大学・国立研究開発法人・民間企業等

【ビジネスモデル検証支援】

- 研究者と事業化伴走者から構成されるチームにリーンスタートアップを基盤とするアントレプレナー教育の提供とビジネスモデル探索活動を支援。
  - 支援額： 8百万円程度/課題・年、8課題程度
    支援期間： 1年度

【起業実証支援】

- 事業プロモーター（※）のマネジメントのもと、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。
  - 支援額： 40百万円程度/課題・年、11課題程度
    支援期間： 最長3年度

（※）事業プロモーター：ベンチャーキャピタル（VC）等の新事業育成に熟練した民間人材を事業プロモーターとして選定し、大学等における技術シーズの発掘と事業計画の策定及び事業育成に係る活動を支援。

令和4年度第2次補正予算において、以下について基金を措置
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化：988億円（事業実施期間：令和4年度～（原則5年間））
  拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対する国際展開を見据えたギャップファンドプログラムの創設及び地域の中核大学等のスタートアップ創出の体制整備

共創の場形成支援 -知と人材が集積するイノベーション・エコシステム-

令和5年度予算額（案）　13,751百万円
（前年度予算額　13,751百万円）
※運営費交付金中の推計額

文部科学省

背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築することが必要。
- 今後、**ウィズ・ポストコロナの社会像**を世界中が模索する中、**産学官民で将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組む**ことが必要。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくり**を進めることが重要。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

【デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）抄】
・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定を順次図りつつ、特色ある強みを活かしたイノベーションにより、新産業・雇用創出等を図るため、**「共創の場形成支援プログラム」等を通じ、各地における持続的な産学官共創システムの構築を促進**する。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】
四　**政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、**個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

事業内容

- **ウィズ・ポストコロナ時代を見据えつつ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像**を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、**①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発**と、**②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官連携マネジメントシステムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」において、大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**。

（３つのポイント）
「人が変わる」
SDGs×ウィズ・ポストコロナに係るビジョンを共有
「大学が変わる」
持続的な産学官共創システムの整備・運営
「社会が変わる」
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。ウィズ・ポストコロナ時代の国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

産学官共創拠点を自立的に運営するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。

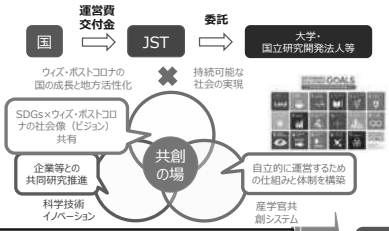

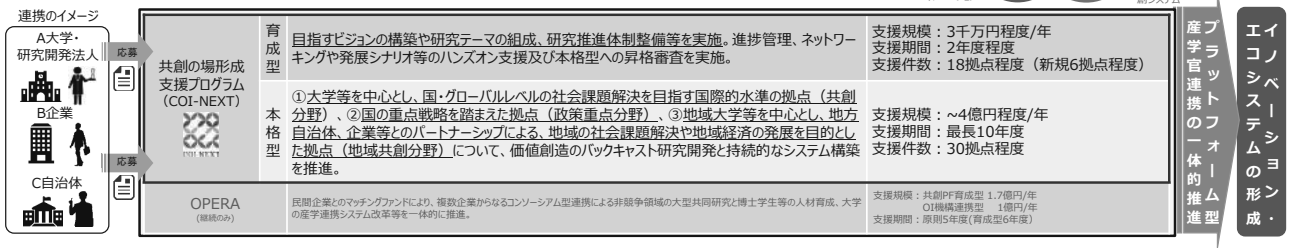

全国アントレプレナーシップ醸成促進事業

令和5年度予算額（案）　88百万円
（前年度予算額　88百万円）

文部科学省

背景・課題

- 感染症に留まらず、今後起こりうる災害や、急速なデジタル化、グローバル化といった**急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくこと**が必要。
- 我が国の大学におけるアントレプレナーシップ教育受講者は**約3万人/300万人であり、約1%の学生**にしか提供されていない。
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、**スタートアップ・エコシステム拠点におけるアントレプレナーシップ醸成の着実な推進に加え、その成果を全国に展開していくこと**が必要。

【新しい資本主義　フォローアップ（令和4年6月閣議決定）抄】
３．スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進　（１）スタートアップ育成５か年計画の策定
スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において、海外への事業展開に重点を置きつつ、研究成果の事業化の実証を行うためのギャップファンドの確保や海外への事業展開を想定した知財戦略の策定支援を行う。あわせて、海外への事業展開を目指す起業家の育成のための教育プログラムを実施する。また、2026年度までに年間６万人の受講が行われるよう、全国の大学生にアントレプレナーシップ教育を行う。

【起業家的枠組みの条件に関するランキング（19か国中）】

項目	日本	米国	韓国	フランス	フィンランド	イスラエル
在学段階でのアントレ教育	19位	14位	6位	17位	1位	15位
卒業後のアントレ教育	13位	10位	14位	5位	4位	17位
商業的・法的整備	19位	6位	18位	14位	2位	7位
文化的・社会的な規範	19位	3位	9位	18位	12位	1位

出典：Global Entrepreneurship Monitor 2021/2022 Global Report

事業概要
全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育について、基礎的なものから実践的なものまで継続的に実施状況とその効果を調査し、収集した効果的なアントレプレナーシップ教育の事例や実施方法を全国の大学に展開することで、スタートアップ・エコシステム拠点都市や地方大学等における着実なアントレプレナーシップの醸成を促進する。

内容：全国の大学におけるアントレプレナーシップ教育の実施状況を把握する取組や、アントレプレナーシップ教育の効果についての定量的な調査を長期的・継続的に実施する。また効果の高い取組についてはその事例を他のスタートアップ・エコシステム拠点都市や地方大学に展開することで、全国の大学のネットワークを構築する。

国 → 委託費 → 民間団体等

期間：令和4年度から令和8年度（5年度）

事業規模：　80百万円/年　×　1機関

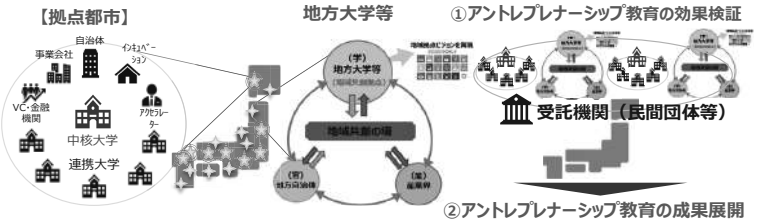

① アントレプレナーシップ教育の実施状況・効果検証調査等
- スタートアップ・エコシステム拠点都市や全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育プログラムの実施状況の調査。
- アントレプレナーシップ教育プログラムの効果を検証するための指標を開発し、継続的な評価を実施することで、アントレプレナーシップを備えた人材の育成を着実に推進。

② アントレプレナーシップ教育の成果展開等
- スタートアップ・エコシステム拠点都市や海外のアントレプレナーシップ教育プログラムの好事例を収集し、全国の大学に展開。
- 成果の普及展開のための標準的な教育プログラムの設計や実施のためのネットワークを構築。

健康・医療分野の研究開発の推進

令和5年度予算額（案）　848億円
（前年度予算額　863億円）
※運営費交付金中の推計額含む

令和4年度第2次補正予算額　136億円

背景・課題/事業概要

- 健康・医療戦略（令和2年3月27日閣議決定）に基づき、日本医療研究開発機構（AMED）による基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援や、大学・研究機関等を中心とした医療分野の基礎的な研究開発を推進。
  （AMED予算額（案）　581億円（前年度予算額　586億円）【令和4年度第2次補正予算額　133億円】
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）において再生・細胞医療・遺伝子治療等のバイオテクノロジー・医療分野は我が国の国益に直結する科学技術分野とされたこと等を踏まえ、**再生・細胞医療と遺伝子治療の垣根を取り払い一体的な研究開発を推進**。
- この他、**大型国際共同研究開発を通じた国際頭脳循環を推進**するための基金の措置（令和4年度第2次補正予算）、**ワクチン研究や感染症研究を進める**とともに、**高度な研究機器等の共用の促進による地方大学等における研究の推進**、**医療用RIを活用**したがん治療創薬や核医学診断・治療に向けた技術開発などを推進。

再生・細胞医療・遺伝子治療の推進

○ **再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム**
※令和4年度は再生医療実現拠点ネットワークプログラム（9,066百万円）で実施　**9,155百万円（新規）**
【令和4年度第2次補正予算額　1,725百万円】

「再生・細胞医療・遺伝子治療研究の在り方に係る検討会」における議論を踏まえ、①**再生・細胞医療・遺伝子治療の分野内融合研究や異分野連携による総合力を生かしたチーム型研究の**推進、次世代の医療の実用化につながる革新的なシーズ創出、②**中核拠点をハブ**とした連携・相乗効果の創出、③**疾患特異的iPS細胞を用いた**病態解明や創薬研究の推進、④開発早期から出口を見据えた研究開発とその**戦略的伴走支援の充実等**を実施。プログラム全体として、次世代を担う若手人材育成を積極的に強化する。

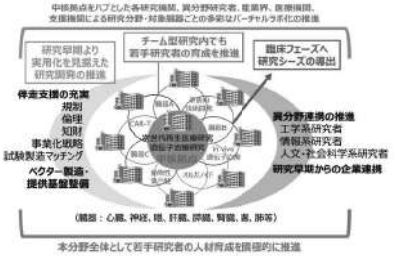

研究開発プロジェクトの主な推進内容

○**脳とこころの研究推進プログラム**　**6,094百万円（6,094百万円）**
脳高次機能解明等に向けて、ヒト臨床データや実験動物データの多階層かつ異種・多次元データを高精度・効率的・自律的に収集・蓄積し、包括的に解析・共有するための研究基盤を整備。【令和4年度第2次補正予算額　4,033百万円】

○**生命科学・創薬研究支援基盤事業**　**3,634百万円（3,702百万円）**
クライオ電子顕微鏡の自動化を推進するなど、遠隔の大学等においても高度な研究機器等を利用できる環境の整備を進め、地方大学等におけるライフサイエンス分野の研究開発を推進。【令和4年度第2次補正予算額　1,449百万円】

○**医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業**　**983百万円（1,029百万円）**
欧米等先進国を対象として、政府主導で設定する先端分野における大型の国際共同研究をより戦略的・機動的に実施するための基金を造成。【令和4年度第2次補正予算額　6,050百万円】

○**次世代がん医療加速化研究事業**　**3,399百万円（3,399百万円）**
医療用RIを活用したがん治療創薬を中心とする核医学分野の技術開発、希少がん・難治性がん等のアンメットメディカルニーズに対応する戦略的研究開発への支援を推進・強化。

【 その他の主なプロジェクト 】

○ 先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業	1,466百万円（1,466百万円）
○ 医療機器等研究成果展開事業	1,024百万円（1,072百万円）
○ ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム（B-cure）等	4,601百万円（4,924百万円）
○ 新興・再興感染症研究基盤創生事業	2,540百万円（2,871百万円）
○ 橋渡し研究プログラム	5,548百万円（5,548百万円）
○ 革新的先端研究開発支援事業	10,920百万円（10,619百万円）
○ ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム	1,847百万円（1,847百万円）
○ ナショナルバイオリソースプロジェクト	1,285百万円（1,231百万円）

再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラム

令和5年度予算額（案）　9,155百万円（新規）
※令和4年度は再生医療実現拠点ネットワークプログラム（9,066百万円）で実施

令和4年度第2次補正予算額　1,725百万円

背景・課題／事業内容

（事業期間：令和５年度～令和９年度）

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」では**再生・細胞医療・遺伝子治療分野は国益に直結する分野**と明示されており、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」でも、**次世代iPS細胞やオルガノイド等の革新的な研究開発を進める**と共に、**実用化に向けて、再生・細胞医療と遺伝子治療の垣根を取り払い一体的な研究開発を推進する**ことが掲げられている。
- **再生・細胞医療・遺伝子治療の融合研究**の推進、**若手研究者の育成促進**と裾野の拡大、**異分野・他機関との連携**と人材育成機能を包括した**チーム型研究**の推進、**リバーストランスレーショナルリサーチ**の実施、**中核拠点をハブ**とした連携・相乗効果の創出、開発早期から出口を見据えた研究開発と**戦略的伴走支援の充実**、**疾患特異的iPS細胞を用いた**病態解明や創薬研究の推進を行う。

① 再生・細胞医療・遺伝子治療研究開発課題

- 再生・細胞医療・遺伝子治療分野の**融合研究**を推進
- 革新的な創薬・治療法の実用化を見据えた**基礎・応用研究**の実施
- 治療法の臨床試験に直結する**非臨床PoC取得**研究の実施
- 次世代を担う研究者の輩出に向けた**若手研究**の促進
- **リバーストランスレーショナルリサーチ**の実施
- 異分野研究者・企業等との総合力を生かした**チーム型研究を推進**

② 再生・細胞医療・遺伝子治療研究中核拠点

- **次世代iPS細胞の開発、リプログラミングの解明、革新的なゲノム編集技術開発**等の再生・細胞医療・遺伝子治療分野の共通基盤研究の実施
- 分野内外の研究者や医療・産業界との連携を促す**ハブ機能の構築**

③ 疾患特異的iPS細胞を用いた病態解明・創薬研究課題

- 難病等の患者由来の疾患特異的iPS細胞等を活用した**疾患発症機構の解明、病態解析技術の高度化、創薬研究**の推進
- **疾患付随情報が充実した疾患特異的iPS細胞バンク**の整備と**利活用促進**

④ 再生・細胞医療・遺伝子治療研究実用化支援課題

- 実用化に向けた問題解決等のための**規制・倫理・知的財産面の伴走支援**
- 研究早期からの**事業化戦略作成支援**
- ベクター（細胞へ遺伝子を導入する媒体）の**製造・提供基盤整備**
  ※令和４年度第２次補正予算にて設備整備費用を措置
- 細胞・ベクターの試験製造マッチング支援

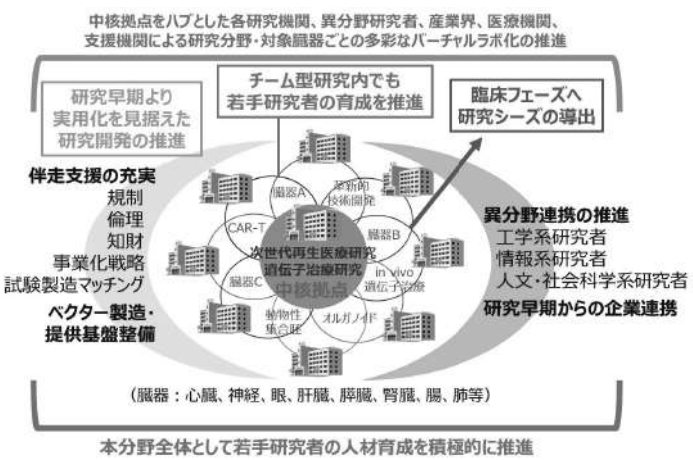

【事業スキーム】

令和5年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和４年８月３日
全 私 学 連 合

【要望の趣旨】

令和5年度私立学校関係税制改正に関する要望に際しては、学校法人の公共性･公益性に基づく法人税をはじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント教育の推進、寄附文化の醸成、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府･与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、特に、適用期限を迎える非課税措置の恒久化をはじめ、寄附金控除に係る控除率の引き上げや手続きの簡素化等の制度改善について重点的に要望する。

【要望項目】

１．教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充
①　教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化
②　リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
③　教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

“コロナ禍”を経て、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。“新たな日常”を確立する必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立である。その一翼を担うのが大学におけるリカレント教育や生涯教育の推進である。

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会の一助となる「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。

①　教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

平成25年度税制改正において創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和元年度改正において教育資金管理契約の終了年齢の引き上げ（在学中であることを条件に30歳→40歳）等の措置が、令和３年度改正においては適用期限の延長（２年間：2023〔令和５〕年３月31日まで）等の措置がとられた。同制度による教育資金贈与信託は、2022（令和４）年５月末時点での契約数は累計で25万件強、信託財産設定額は累計で１兆9,000億円弱と、同制度の政策目的である教育機会の充実とともに、消費の活性化にも大きく寄与している。

学生等の教育資金の確保、現役世代の教育費負担の一層の軽減、教育機会の充実、及びリカレント教育推進の必要性の観点から、同非課税措置の令和５年度以降の延長はもとより、非課税上限額の引き上げ、贈与後の財産の運用による損失及び贈与後の財産から学校法人・公益法人等への寄附についての非課税措置、23歳以上の学校外における教育訓練の非課税対象の拡大などとともに、同特例措置の適用期限の廃止を要望する。

②　リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設

私立大学は、17～22歳を除く大学入学者数の81％（男子79％、女子85％）、社会人の大学院入学者数の51％（男子50％、女子53％）を占めており、様々な年齢層、多くの社会人学生が在籍する。

サイバー空間とフィジカル空間が融合した様々なシステムの下での、複雑かつ急速な変化がもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる。

社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

また、令和４年度税制改正において、令和５年度末を適用期限として実施された積極的な賃上げに加えて人的投資（教育訓練費の増加）を行った場合を要件として、税額控除率を上乗せする賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃など、制度のさらなる拡充を要望する。

③　教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

そのためには支出において教育費の占める割合が大きい世帯の税負担の一層の軽減を図ることにより、教育機会の保障を実現すべく、私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や特定扶養控除の拡充を要望する。

２．学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充
（１）学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等
①　個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設
②　寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
③　直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃
④　寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃
（２）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

（１）学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

収入の過半を学生等からの納付金収入に依存する私立学校にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとどの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえる。金額の多寡に関わらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。また、Society5.0時代の私立学校の教育研究機能の強化を図るためには、諸外国に比して低い水準にとどまっている個人はもとより、法人からの私立学校への寄附の拡大が必要であり、寄附者のインセンティブの拡充を図るための税制上のより一層の措置の導入が不可欠である。

わが国の約８割の学生への教育を担う一方で、収入の過半を私費負担である学納金収入に依存している私立大学の将来は、各私立大学の自律性はもとより、企業をはじめとする法人や個人を通じた社会全体で支えるという“共助”の精神を根付かせ、私立大学の多様な教育研究活動を拡充発展させていく体制を整えることができるか否かにかかっているといっても過言ではない。寄附募集をより一層容易にするための税制上の優遇措置の拡充が不可欠である。

①　個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設

特に高所得者以外からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた個人による寄附に関わっての税額控除制度について、さらなる個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の意識喚起を図るべく、税額控除に係る控除率の引き上げ（40%→45%）がなされるべきである。また、控除限度額の上限を超えた場合の５年間を限度とした繰越控除を可能とすることを要望する。

上記の措置により、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

②　寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附税制に係る措置の拡充や寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつく。また、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得る環境を整えることも可能となる。

他の多くの控除が年末調整で手続きできるにも関わらず、学校法人への寄附金控除については、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めているといえる。

寄附者による税制優遇のメリットの享受、より寄附しやすい環境整備のため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、様々な行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

③　直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（ＰＳＴ要件）に係る緩和措置が講じられたが、学生等の直系尊属からの寄附に関しては、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例の措置を設け、寄附文化の醸成を図ることが重要である。

④　寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいうべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性に関わらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることができるよう、引き続きＰＳＴ要件の撤廃を要望する。

（２）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。この事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。同制度のさらなる充実と発展、企業等が意欲的に寄附を行う環境整備のため、同奨励金への法人からの寄附については、全額を損金算入の対象とするなど、指定寄附金として取り扱うことを要望する。

３．学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充
①　消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設
②　資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充
③　日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

①　消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税に関わっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増となり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

②　資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

③　日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

令和３年度税制改正において、「５年間：令和８年３月31日まで」とされた東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災の被害を受けたことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする措置について、大規模災害等発生の増加を踏まえ、その対象範囲の拡大を要望する。

４．大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入、新型コロナウイルス感染症対策のための教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

５．退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃

令和２年度税制改正において、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の非課税措置の適用期限が延長されている（３年間：2023〔令和５〕年３月31日まで）。

私立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上、私立学校教育の振興に資するため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。

令和４年１２月
文 部 科 学 省

令和5年度　文部科学関係税制改正要望事項の結果

（概要）

○要望が認められたもの

（１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

・適用期限を３年延長　等　　※拡充要望については２．参照

（２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（経済産業省等との共同要望）【法人税等】

・研究開発型スタートアップの範囲の拡大

・博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合の優遇措置の創設

・時限措置を３年延長　等

（３）日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】

（４）博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税、都市計画税、不動産取得税及び事業所税】

・公益社団法人及び公益財団法人等が設置する博物館に係る非課税措置の存続　　※固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の拡充要望については２．参照

・博物館に係る事業所税の非課税措置の拡充

（５）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】

・適用期限を２年延長　　※恒久化の要望については２．参照

（６）高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【所得税等】

（７）出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

（８）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】

・適用期限を３年延長

（９）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【固定資産税等】

（10）福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（復興庁等との共同要望）【法人税等】

○要望が認められなかったもの

（１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

・上限額の拡充、運用損失の非課税措置、対象となる教育費の範囲の拡充等

（２）博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】

・博物館に係る非課税措置の拡充

（３）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税及び不動産取得税】

・特例措置の恒久化

（４）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】

・特別法人税の撤廃

（参考資料）

改正の内容

（１）教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金の贈与税の非課税措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限を３年間延長する。（令和８年３月 31 日まで。）

① 受贈者が 30 歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

② 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（≒小規模宅地特例等の適用後の遺産総額）が５億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算する。

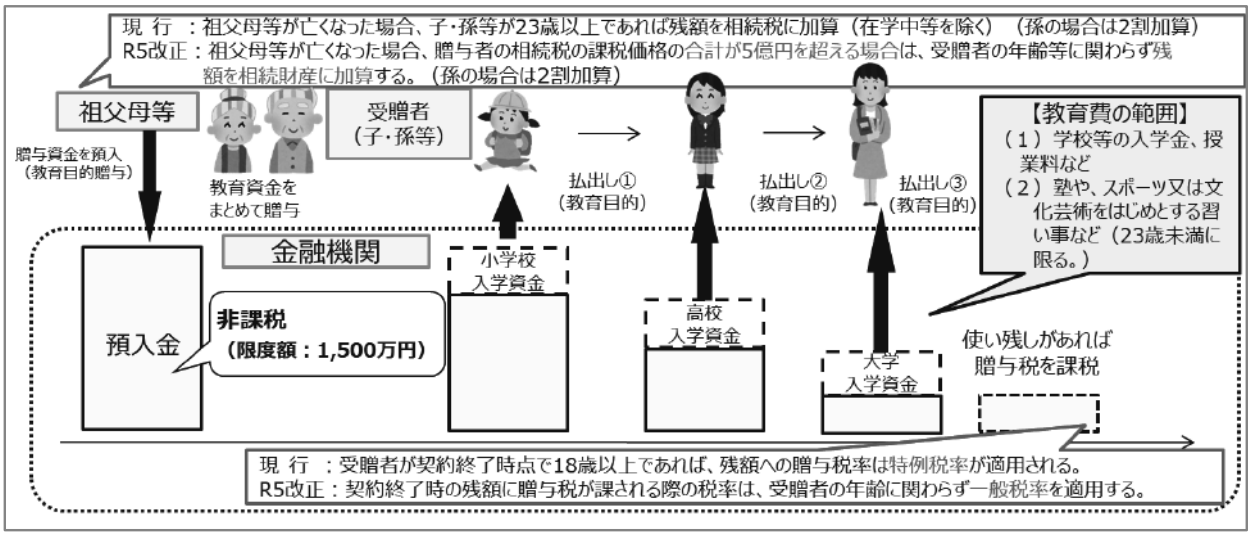

※ このほか、認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充（厚生労働省要望）にあわせ、国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設について、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を都道府県知事等から受けている場合、当該認可外保育施設に支払われる保育料等が、本制度の非課税の対象となる教育資金の範囲に追加される。

（２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（経済産業省等（※）との共同要望）【法人税等】

※「等」は、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省及び復興庁

民間企業の研究開発投資の維持・拡大及び質の高い研究開発の促進を図るため、以下の見直しを行なう。

＜オープンイノベーション型＞

・研究開発型スタートアップの範囲の拡大

これまでの要件を廃止し、スタートアップの定義を見直し、対象を大幅に拡大（設立 15 年未満、売上高研究開発費比率 10%以上等）。

・企業による先導的研究開発人材の活用・育成

博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、一定要件の下、その人件費の一部を税額控除（人件費の 20%、一般型とは別に控除上限 10%）。

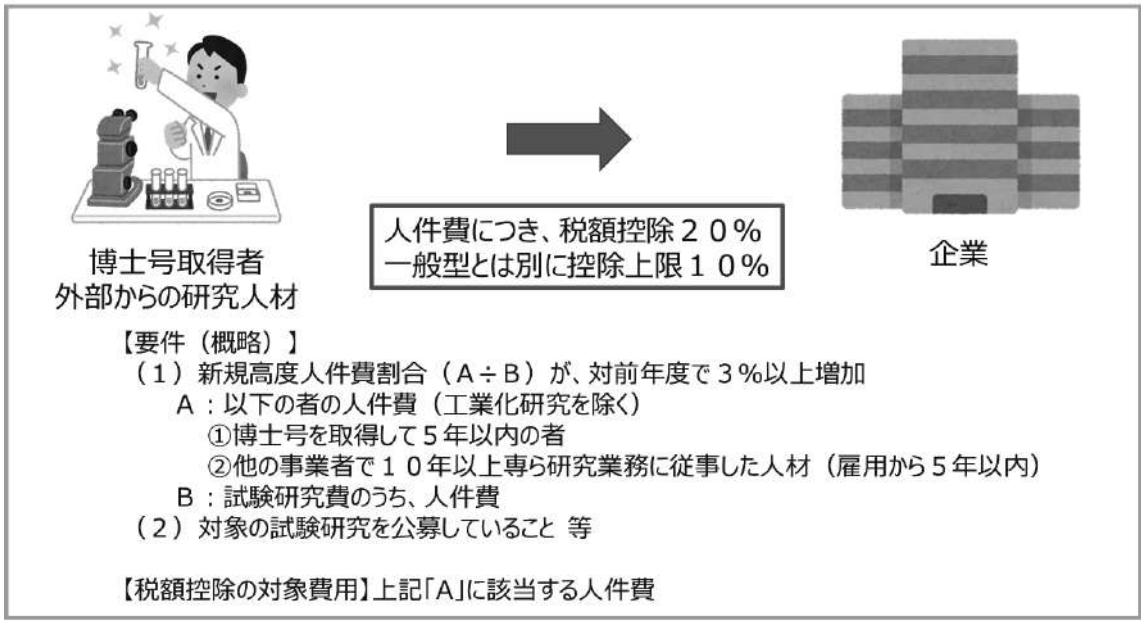

＜一般型＞

・控除率・控除上限のメリハリ強化

試験研究費の増減率に応じた控除率のカーブを見直す（下限２％→１％等）とともに、試験研究費の増減率に応じて、控除上限も変動（20%～30%）させる制度を導入。

・時限措置を３年延長

＜その他＞

・試験研究費の範囲の見直し

ビッグデータ等を活用した「サービス開発」について、これまで対象外だった「既存」のビッグデータを活用する場合も税制の対象に追加。考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは対象外に見直し。

研究開発税制の概要

- 研究開発税制は、研究開発を行う企業が、**法人税額（国税）から、試験研究費の一定割合（2~14%）を控除**できる制度。控除できる金額は、原則として、**法人税額の25%**が上限。
- 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、**イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する**ことを目的に措置。

現行制度

●控除上限（法人税額の何%まで控除できるか）

法人税額の5%まで	コロナ特例（時限措置）	● コロナ前と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費を増加させる場合
法人税額の10%まで	上乗措置（時限措置）	● 平均売上高試験研究費の割合が10%超
法人税額の25%まで	一般型	● 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合を法人税額から控除
法人税額の10%まで	オープンイノベーション型	● 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率で法人税額から控除

●控除率（試験研究費の何%分を控除できるか）

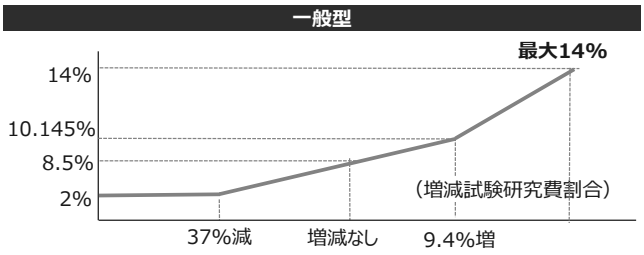

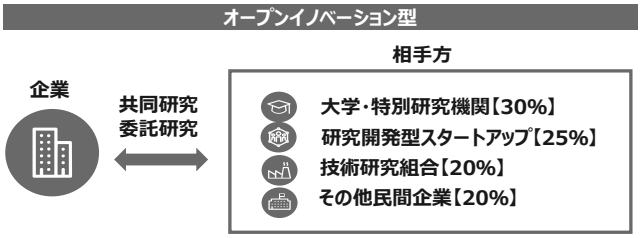

令和5年度税制改正大綱（研究開発型スタートアップの範囲の拡大）

- オープンイノベーション型では、**企業が、大学、研究機関、企業等と共同研究や委託研究を行う場合に、支出する試験研究費の一定割合**（組む相手により20-30%となる）を法人税額（上限は法人税額全体の10%）から**控除**できる。
- **企業が革新的な新製品・新サービスを生み出す**ため、**スタートアップの技術の取り込みが必要**。また、**スタートアップの事業成長の観点**でも、**事業会社との共同研究等の活用は非常に重要**。
- **国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、**オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる**研究開発型スタートアップの定義を見直し。**

現状、企業がスタートアップ企業とオープンイノベーションを行った場合、控除率を25%とするには、産業競争力強化法に基づくファンドからの出資等が要件（控除率は通常20%）。

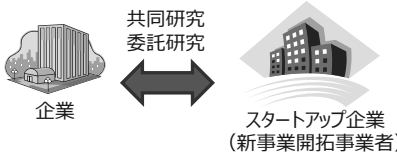

現行制度（約200社）

① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業

② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの

A) 認定国立大学ファンドまたは研究開発法人が出資

B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

見直し後（2,000社超）

※以下を満たすスタートアップに経産省の証明書を交付

① **設立15年未満**（設立10年以上の場合は営業赤字）

② **売上高研究開発費割合10%以上**

③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先

④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

令和5年度税制改正大綱（先導的研究開発人材の活用・育成）

博士人材等の企業での活躍を、**税制**で後押しします

- 博士等の高度人材は、特許出願件数や論文引用件数などにおいて高い生産性を有しており、研究開発の重要な担い手
- 一方で、我が国の民間企業の研究者に占める博士号取得者の割合は諸外国と比べて低い

令和5年度税制改正大綱

研究開発税制※1**のオープンイノベーション型**において、**博士号取得者**や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、一定要件※2の下、**その人件費の一部を税額控除する制度**を新たに創設。

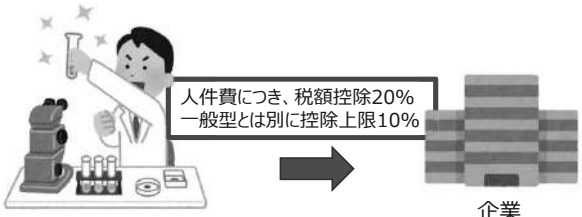

※1 企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度

※2 要件（概略）
（1）これらの人材にかかる人件費の割合（A/B）が対前年度で３%以上増加
A：以下の者の人件費（工業化研究を除く）
①博士号を取得して５年以内の者（雇用された後に博士号を取得した者を含む）
②他の事業者で１０年以上研究業務に専ら従事した人材（雇用から５年以内）
B：試験研究費のうち、人件費
（2）研究の内容を公募していること 等

■ **イノベーションの源泉である博士人材等の、民間企業での活躍の場を拡大**
■ **博士号の取得という条件に特化した優遇措置は、税制全体でも初めて**

（３）日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】

日米政府間で交渉中の日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称。2023 年の締結を目指す。）の締結を前提に、同協定に基づき保税地域から引き取られる物品に係る消費税等を免除する。

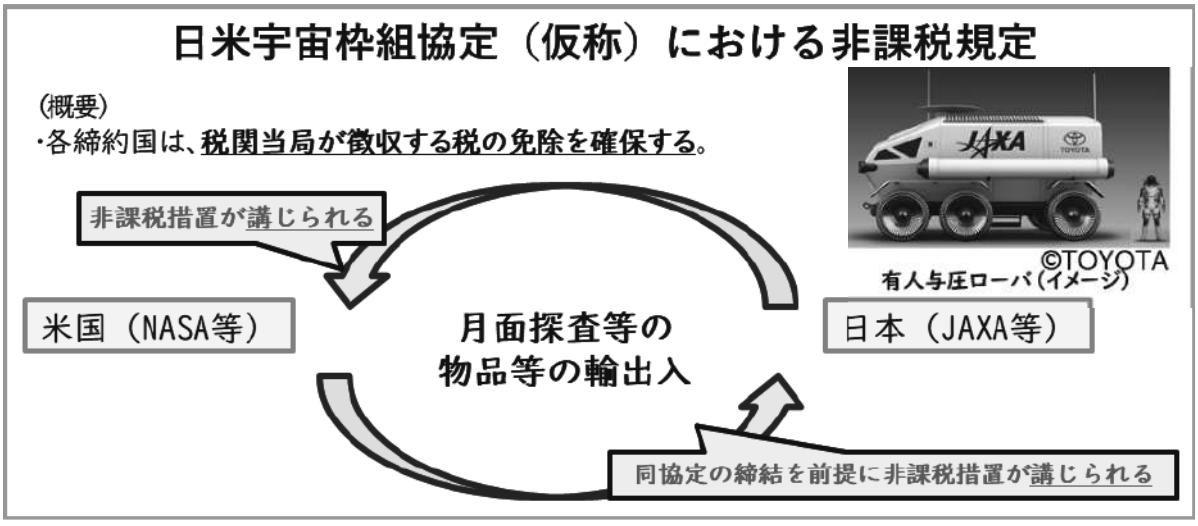

資料３：審議会等関係

資料３－１

東京23区における大学規制に関する要望

2022 年
一般社団法人日本私立大学連盟

2018 年に「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布・施行され、東京２３区に設置する大学の学生定員増が規制されました。日本私立大学連盟は、これまで地方創生に向けては、「大学規制ではなく、雇用の創出と地方大学への財政支援が重要」であることを繰り返し、主張してまいりました。

学生の成長には、多様性に満ちた環境での経験が重要であり、地方の学生が東京で学ぶこと、東京の学生が地方で学ぶこと、日本の学生が海外で学ぶことの意義はそこにあります。首都圏や海外で学んで広い人的ネットワークを構築した学生が、卒業後に地域社会により大きな貢献ができると考えられます。

東京２３区の定員規制は、東京２３区の大学で学んでいる（学ぼうとする）学生たちにとって多様な就学の機会の制約となっており、結果的に、地方の若者の学びの機会を奪うことにもなっています。このような時代に応じた新たな学問を提供し難くする大学への規制は、わが国の発展を大きく損なうものと強く危惧します。

加えて、私立大学が新規分野の教育に乗り出そうとする場合には、学生納付金収入以外に確実な原資を見出すことが困難と言えます。また、既存の学部・学科等の教育研究の質を向上させるためにも、その収入の原資は重要で、量的規制が質的規制（低下）に繋がる可能性もあるのです。

本法律の見直しの時期（2023 年度）を迎えるに当たり、改めて以下を要望します。

【要望】

１．東京２３区の規制の早期撤廃をお願いしたい。

２．東京２３区の大学の定員規制と２３区の大学の規制を始め今般の措置が地方大学の振興や地方における若者の修学・就業を通じた地方創生という目的に適した政策であるか否かについて、明確なＫＰＩを定めるなどにより検証し効果を公表していただきたい。

３．仮に効果があったとしても、社会ニーズの高い人材育成（STEAM 人材育成や数理・データサイエンス等の分野など）を目的とする学部・学科の新増設等については、「第三者機関等」※により、必要性・合理性を判断した上で、これを認める例外措置を講じていただきたい。

※現在、地方国立大学では、STEAM 人材育成に関し第三者機関の審査により定員増が認められている。

参　考

● 東京２３区の大学の定員増が規制されたものの、地方創生総合戦略で掲げた「2020 年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡にする」という数値目標は達成できていない。

東京圏への転入超過数の推移

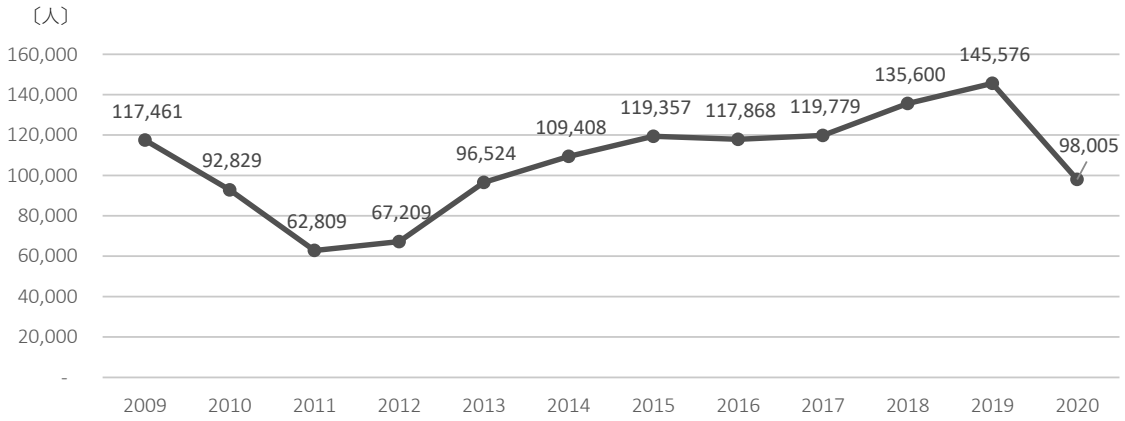

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」より私大連調べ

また「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」に示されているように、2020 年度の東京圏への流入者数のうち、大学へ進学する主な年齢層の流入（15～19 歳）が 21.0%であるのに対し、20～24 歳の流入は 75.8%を占め増加の一途をたどっており、東京２３区の大学規制による効果はほぼ無いと言ってよい。コロナ拡大によって、2020 年の転入超過数が激減しているが、この主要因は、大学や企業の「リモート化」であると考える。

この実態を踏まえても、大学の規制策より、働き方の改革、地方の雇用創出、大学間連携、人的好循環を推進し、人口が地方へ分散する策を講ずるべきである。

● 東京２３区の定員増が規制されたにも関わらず、「大学進学時」の流入出は、「東京都」と「東京都以外の４６道府県」ともにほぼ横ばいとなっており規制の効果は見られない。流入出に大きな影響をもたらすのは「大学進学時」ではなく、景気動向に左右されやすい「就職時」であるといえる。

東京都、46道府県の大学進学時、就職時における流入出の推移

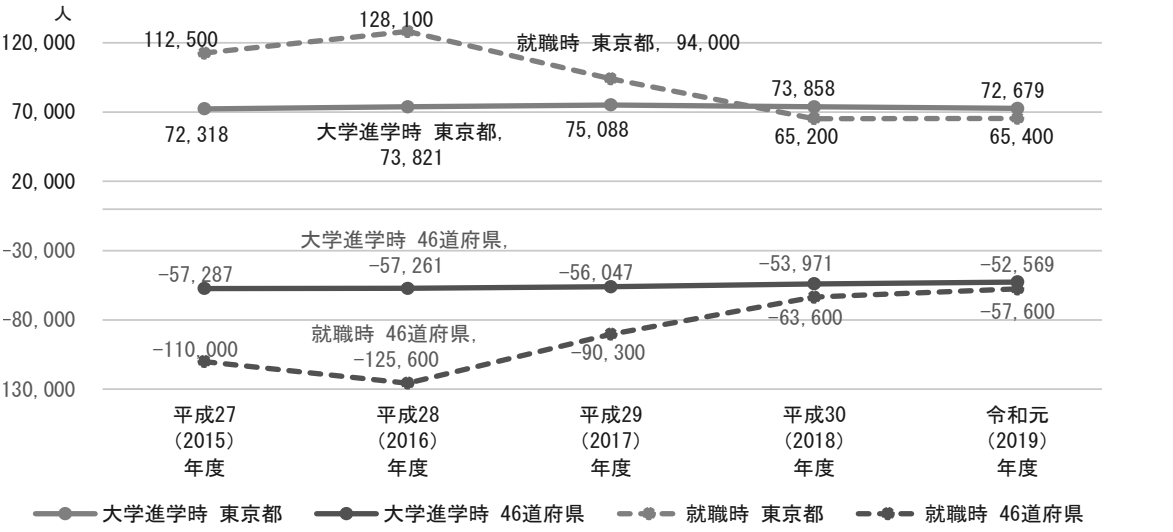

「地域経済分析システム（人口マップ）」等に基づき私大連で作成

デジタル人材の育成機能の抜本的な強化に向けた対応策（文部科学省案）

資料３－２

■ デジタル人材育成を抜本的に強化するため、下記の施策を総合的に講ずることとしたい。

（１）学部の組織再編等によりデジタル分野への転換を行う大学を、
基金により機動的・継続的に支援

（２）大学院において高度情報専門人材を育成する国立大学の学部について、
臨時的な定員増を特例的に認める仕組みを検討

（３）全国9ブロックで大学と企業が連携し、地域企業から教員を派遣しやすい環境を整備して、
デジタル人材育成のための教員を供給

（４）地域の産官学連携によってコンソーシアムを設立し、地域のデジタル人材ニーズの把握や
育成手法を開発することで各地で活躍するデジタル人材を育成

（５）遠隔授業や大学間連携の単位数上限等を対象とした、規制を緩和する特例制度の創設
や学部設置に要する教員数の算定を見直し（複数の大学・学部における算入を許容）

（６）**23区定員増抑制規定に関する限定的な例外措置の検討**

① 産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する
情報系学部・学科の収容定員増であること
② 収容定員増は、**一定期間後に増加前に戻すことを前提とした
臨時的な定員増**に限ること
③ 学生が東京圏（一都三県）外の**地方企業等における
インターンシップや研修等**に一定期間参加するなど
地方における就職促進策を組み込んだプログラムであること
➡ 23区内の大学と道府県等との連携により、
地方への人材の流動性を高める取組を促進

**全国知事会とも連携して審査
を行い、対象プログラムを認定**

２０２２年１０月２７日
教育未来創造会議
ワーキング・グループ

「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」に関する意見

一般社団法人日本私立大学連盟
説明者：岩切正一郎常務理事
（国際連携委員会担当理事／
国際基督教大学学長）

コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資に向け、以下３項目の論点に関し、日本私立大学連盟の意見を申し述べます。

論点①　コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画

渡航を伴う留学、国際交流への学生の希望は根強いものがあり、少なくともコロナ前の状態に早急に戻すことが求められる。そのうえで、コロナ禍で進んだオンライン教育との相乗効果によって、一層質の高い、新たな国際教育・交流を具体化していくことが必要である。

（1）留学生受入れ

・円安は正規留学生の受け入れにはプラスに働く。国内の 18 歳人口が減少する中で、学生数の確保のみならず、教育の質の確保のためにも、正規留学生の確保は重要である。大学側も英語学位プログラムの設置、学期をできるだけ欧米のアカデミックカレンダーに合わせるなどしてシームレスな国際間の移動が可能になるように対応する必要があり、修業年限のルールの柔軟な運用など、日本の大学の国際競争力を高めるような制度の確立を目指すべきである。

・数的達成自体が目的化されがちだが、留学生の質確保の観点から、多様な学生を受け入れた結果生じる問題に目を向ける必要がある。異国の地で家族や友人から離れて暮らす留学生はメンタル不調に陥るリスクが高いにもかかわらず、多くの大学において留学生を学生支援（特にメンタルヘルス）の範囲外と捉える傾向にある。留学生数の増加に伴い、問題が顕在化してきている。コロナ禍の影響やロシアのウクライナへの侵略等で学業に集中できない留学生数も増えてきており、現状把握の上、多言語による相談窓口の設置など広く専門家への相談が可能となるチャンネルの確保に国としても対応すべきである。

・学外インフラを整備する必要がある。外国人の銀行口座開設はマネーロンダリング対策として一律に厳格な条件が付されている。「日本語ができないと開設できない」等のローカルルールもまかり通っており、引き落とし口座がないと不動産契約ができないケース等、来日直後に問題に直面する留学生が後を絶たない。留学生の口座開設には柔軟に対応するよう金融庁より各銀行に要請はされているようだが、強制力はなく現場は動いていない。大学の入学許可を得ている留学生には特段の配慮が必要であろう。

銀行口座開設は一例だが、このように日本全体として、外国人を受け入れるうえでの環境や制度が不十分な面が多々あり、受入大学や個々の学生の負荷が大きくなっている。海外から多様な学生を受け入れたいという

掛け声だけではなく、外国人が適応しやすい環境整備や制度設計等、実質的な対応が求められている。

（2）派遣留学計画

・世界的な経済の不安定化などの理由で留学を諦める学生が増えており、奨学金の充実をお願いしたい。
我が国の経済力の漸減、インフレが進む中での名目賃金の停滞、円安、さらにはわが国の硬直した新卒リクルーティング制度のもとでの就職活動に伴う機会費用を含めた経済的負担など、派遣留学の実質的な費用が著しく上昇しており、このままの状況が続くと、留学が経済的に恵まれた一部の学生に限られていた時代に逆戻りする懸念がある。将来的な我が国の競争力の低下、グローバルに活躍できる人材の不足に直結することを危惧している。

また、交換留学については、同じ数の学生を相互交換することで成立する制度であるため、円安により予想される受入希望者の増加と派遣学生の減少により、インバランスが一定期間生じた際には、制度の継続が困難になる可能性がある。

（3）オンラインを活用した新たな国際教育

・場所、時間に制約されない環境下での、柔軟な学習を可能にするための制度改正が必要である。
現行の制度は、キャンパスに教員、学生が集い、対面での講義を行うことを前提に設計されている。オンラインを活用すると、日本に居ながら、本属大学の授業と併行して、海外の大学の授業を受講することが可能であるが、本属大学に在学しながら、海外大学の授業を受講した成果を本属大学の単位として認定するためには制度上様々なハードルがある。

例えば、文部科学省が SGU の取組みにおいて構築したオンライン国際教育プラットフォーム「Japan Virtual Campus (JV-Campus)」のような取り組みを単位化すること等により、オンラインを活用した国際教育を促進することを明確に打ち出すことが必要である。

論点②　卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

（1）外国人留学生のキャリア支援

外国人留学生に対するキャリア支援の充実のためには、各国語による情報発信など言語面のサポートや生活面の幅広い支援が必要である。

・外国人留学生による就職目的の在留資格変更許可申請は、平成 23 年から令和２年の 10 年間で 3.5 倍に増加するなど、大学在学中から卒業後まで継続して日本での就職活動を行う外国人留学生が一定数存在することから、就職活動に対する大学、経済界双方による一層の支援強化や環境整備が求められる。

具体的には、以下のような施策が期待される。

- ●日本における就業慣行や就職活動に関する渡日前からの情報提供
- ●外国人留学生向けハローワークの充実（規模および拠点の強化）
- ●各種就職活動ガイダンスや企業説明会等の多言語対応
- ●日本企業に向けた外国人社員雇用促進策（採用サポート、就業サポート等の支援充実）
  ＊特に中小企業向けの国際化推進支援
- ●目標雇用率の設定と、基準を満たした企業へのインセンティブ
- ●大学と連携した外国人留学生と企業との接点創出支援

●在留資格（ビザ）の変更申請手続きの利便性向上
●日本語力の向上に関する各種支援策強化
・また日本での就業は希望せず、母国に帰ることを前提としている外国人留学生については、"親日家"としての人的ネットワークを拡大できるよう、産官学の連携によるシステマティックな仕組みを構築することが望ましい。

（2）留学を経験した日本人学生のキャリア支援

・語学力不足で諦める学生が多いことから、大学入学までに必要な語学力が身に付くよう、初等中等教育における英語力強化、および留学で必要となる TOEFL 等の受験を支援することが急がれる。
・一方で、３年生の秋から１年間留学した学生が、４年生の秋学期に復学後に就職活動に参加できるような仕組み、ならびに海外留学中のオンラインでの就職活動が可能になれば、海外留学へのハードルは更に下がるものと考えられる。
・また、日本人留学生及び帰国生、いわゆるバイリンガル人材を対象にした企業合同説明会やテーマ別の就職活動関連セミナーなど、留学を通じて培った経験と語学力を十分に活かした就職が可能となるマッチング機会の創出が求められる。

論点３　教育の国際化の促進

（1）国内大学等の国際化の在り方

・オンラインを活用することによる国際化の取り組みを適切に評価し、渡航を伴う留学とともに、オンラインを国際化推進の両輪として確立していくことが重要になる。そのためには、海外に居住する教員が外国語で講義することを積極的に評価し、推進すること、および学生がオンラインで海外の大学の講義を受講したこと、海外の学生と交流したことが適正に評価されることによって、各大学の国際化の度合いを測る指標にも反映されることが必要である。渡航を伴う留学をコロナ前に戻しつつ、オンラインを活用した国際化が両輪を担えるよう戦略的に育てていくことが求められている。

最後に、留学や国際化に限らず、全体的な課題として、単位制度を厳格に運用するあまり、意欲や能力の高い学生の学習を妨げている面が見受けられることに言及しておきたい。一例として、「単位の実質化」を担保するための方策として、各大学は履修科目の登録の上限を法令上「定めるよう努めなければならない」（「大学設置基準」第 27 条の２）とされており、上限単位数の設定が求められている。一単位あたりに必要とされる学習時間を確実に確保するという理念は理解できる一方、個々の能力や意欲の違い、昨今の教育手法の多様化、ICT 等の技術の発達を考えると、単純に時間で質を確保することに限界がきており、却って意欲的な学生の妨げになるような負の影響が大きくなっている。教育の質の担保について、形式的でなく本質的な議論を深め、意欲の高い学生がより多く学習することを可能にするための柔軟な仕組みも必要とされている。意欲と能力の高い学生は、本属大学で履修をしながら、海外大学のオンライン授業を履修することによってより高い学習効果が得られる可能性があるが、そのような学習方法に従来の「単位の実質化」の考え方は相反する面がある。

以上

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」に対する意見

２０２３年１月２０日
一般社団法人日本私立大学連盟
説明者：前　田　　裕
（教育研究委員会担当理事／
関西大学学長）

日本私立大学連盟（以下「私大連」）は、中央教育審議会教育振興基本計画部会が「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」をとりまとめられたことに敬意を表します。本部会においてさらに論議を深めていただけるよう、具体的な記述をすることが必要と考えられる点等について、以下に意見を申し述べます。

１．「Ⅰ．我が国の教育をめぐる現状・課題・展望」に関する意見

令和４年２月の諮問に示された２本柱であるウェルビーイングと超スマート社会（Society 5.0）を実質化するために、現代日本の教育および教育を取り巻く環境に十分に配慮しつつ、充実した検討作業が多面的に行われているものと拝察します。とりわけ、ウェルビーイングに関しては、国際社会に向けた「日本発」の概念整理が続けられており、議論の成果を大いに期待するところです。

（１）教育の普遍的な使命について

予測困難な時代の将来像を検討するにあたって、まず、「教育の普遍的な使命」が確認されていることは、見識ある検討手順として賛同します。その際、教育基本法が参照されていることにも異論はありません（２頁）。

ただし、次期教育振興基本計画の最重要概念の一つがウェルビーイングであることを考えると、「教育の目的」を定める第１条と「教育の方針」を定める第２条だけではなく、ウェルビーイングに最も親和性のある「教育の機会均等」を定める第４条にも具体的に言及する必要があると考えます。日本の大学生の約８０％を擁し、入試の多様化やダイバーシティの推進にも積極的に取り組み、日本の高等教育の機会均等の実現に貢献することを何よりも重視してきた私大連として、第４条の「機会均等」を教育の普遍的な使命としてあらためて明確にしていただくことを要望します。

（２）ウェルビーイングについて

教育基本法第２条を要約するにあたって、「①知・徳・体の調和」という文言があります。「体」については、第１条の「心身ともに健康な国民の育成」という条文を踏まえた表現であると推察しますが、「心身」の「健康」という概念自体が多様化していることについても、最初にもう少し丁寧に説明しておかなければ、現代社会におけるウェルビーイングの根幹にある障害のある方などへの合理的配慮等との関係について、無用の誤解を産む恐れがあります。

たとえば、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」というWHOの定義（世界保健機関憲章前文）は、国際的認知度も高いものです。そのような現代的健康概念を次期教育振興計画のウェルビーイングの必須の構成要素として認識していることを明確に発信した上で、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びによる共生社会の実現」（１０頁）のための方策をさらに具体的に検討されることを期待します。

（３）超スマート社会（Society 5.0）について

ウェルビーイングに関する意欲的かつ多角的な検討作業に比べると、もう一つの柱であるSociety 5.0に関しては、言及箇所も約１０分の１と少なく、「人間中心の社会」（６頁）という一般的定義等が示されるのみとなっています。また、「超スマート社会（Society 5.0）」と「持続可能な社会」（６頁他）がまったく同一のものを指すのかどうかについても明確に理解し難いと感じます。次期教育振興計画の基本概念の一つですので、明快な定義を示すことが重要であると考えます。

なお、「超スマート社会（Society 5.0）」という表記と、「Society 5.0（超スマート社会）」という表記が混在しています。また、SDGsに関しては、文部科学省のホームページにおいて紹介されているESDが言及されていますが（１２頁）、SDGsほど認知度は高くないので、「注」などが必要であると考えます。

（４）第３期計画期間中の成果と課題

「第３期計画期間中の成果と課題」（２～４頁）を丹念に確認しておられることに敬意を表します。ただし、「成果」と「課題」が混在しており、次期教育振興計画の出発点が若干曖昧になる傾向もあります。次期計画が取り組むべき「課題」をさらに明確にしていただければ、問題意識が広く共有されると思います。

たとえば、「GIGAスクール構想の進展」によって、「ICT環境の整備が飛躍的に進展」したと総括されています（３頁）。その成果を否定するつもりはありませんが、他方、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、オンライン教育が急速に普及し、ICT環境の整備に関する要求水準もさらに飛躍的に高くなっています。教育現場では、地域格差や学校・大学間格差、あるいは、児童・生徒・学生の経済格差等が議論になることも少なくありません。「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展」は、多岐にわたる波及効果を持つので、まず、ICT環境の十分な整備ができているかどうかについて、各学校・大学の財政基盤や教員育成なども含めて、さらに具体的な検証を行い、骨太の基本計画を提示されることを期待します。

（５）現状の分析

「予測困難な時代の象徴」として、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、「ロシアのウクライナ侵略」が数回にわたって例示されています（２頁他）。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、オンライン教育の急速な推進を誘発し、正課外活動や国際交流の抜本的な再検討をもたらした点で、教育全般に重大な影響を与えたので、例示することは適切だと思いますが、「ロシアのウクライナ侵略」をそれと対等に併記することには若干違和感を覚えます。「ロシアのウクライナ侵略」が本年度の最も憂慮するべき国際的政治事件の一つであったことにはまったく異論はなく、現時点で注目度が突出していることも否定しません。しかし、議論を本年度に限定しなければ、「予測困難な時代の象徴」としては、地球温暖化あるいは気候変動、自然災害の多発、あるいは、エネルギー問題などが取り上げられてきた経緯がありますので、実施予定期間全体を踏まえた上で、「ロシアのウクライナ侵略」を特筆することの妥当性について、再確認する必要があると考えます。

なお、大学教育の現場では、流動する国際金融政策と深い関係があるとされる為替レートの不安定化が留学の促進や電子ジャーナルの整備充実などに深刻な打撃を既に与えており、新型コロナウイルス感染症の拡大に次いで、その予測困難な状況に対する不安が広く共有されていることを付記します。

２．「Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針」に関する意見

５つの基本的な方針に関しても、全般にご見識ある検討作業が行われているものと拝察します。最終検討作業のご参考までに、「基本方針①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」に関し、私立大学の教育の現状と課題を踏まえた具体的な意見を申し述べます。

（１）大学教育の質保証について

「特に大学教育については、大学進学率が５０％を超える中で質保証に対する懸念が指摘されている」（１１頁）とあります。大学教育の質保証に対する懸念を特筆する具体的例や考えを示していただければ、私大連における今後の参考にさせていただきたいと考えます。

上記の一文を拝見すると、大学教育の質保証を脅かしている要因は、大学進学率の上昇であると読めます。他方、大学教育の現場においては、少子化による１８歳人口の減少、大学進学志願者の学力格差の拡大、大学進学率の地域格差など、複合的な要因が指摘されています。大学の質保証を推進するためには、「学修者本位の教育」（１１頁）という既に広く共有されている一般的理念を繰り返しつつ、情報公表の推進を掲げるだけではなく（１３頁）、公表するべき情報に関するさらに多角的かつ具体的な分析が必要であると考えます。

個性輝く各私立大学の建学の精神の進展を目的とする私大連としては、質保証における方法論や指標等が大学教育の画一化を招き多様化を削ぐにことにならないか危惧するものであり、貴部会の十分な議論を期待します。

（２）大学教育のあり方について

「主体的・対話的で深い学び」を実践する高校教育との接続を改善するために、大学教育においてもアクティブ・ラーニングやPBL教育などの導入を推進する必要があるという提言には賛同します（１１頁）。また、「社会経済の課題が多様化・複雑化する中」、データサイエンス教育の推進と並行して（２０頁）、文理横断・文理融合教育などによる「総合知」が重要であるという指摘も極めて妥当なものと考えます（１１頁）。

ただし、大学が「知識の集積や体系化された理論の中核的機関」であるということを貴部会も認めておられるように（１４頁）、「知識の集積や体系化された理論」に代表される「専門知」を次世代に高度化しつつ伝承するという大学固有の使命もあります。高大接続改革や社会連携推進が喫緊の課題であることは十分に理解しつつ、高大接続と社会連携だけにスポットライトを当て過ぎると、大学固有の使命が軽視されることにつながらないかとの多くの意見が出されました。イノベーションの創出には、アクティブ・ラーニングやPBL教育あるいは文理横断・文理融合教育だけではなく、それらを実質化するための「専門知」の充実が不可欠であることも明確にしていただくことを期待します。

（３）グローバル人材育成について

グローバル人材の育成については、「世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている」との認識がされていますが（１１頁）、為替レートの不安定化が留学の促進に深刻なダメージを与えている中、学生の海外留学に対する支援がどのような形で推進されるべきか、具体的な言及がされることを要望します。また、在学中の留学経験が就職時にどのように評価され得るのか、企業側の組織的な取組が展開されることを期待します。これらの支援や取組が本計画のもとに示されることにより、経済的理由や就職への不安により留学を諦める学生が減少し、「留学機運の醸成」につながると考えます。

（４）大学院教育のあり方について

大学院教育に関しては、「博士課程進学率が低い傾向」があるという既知の事実が再確認されているのみで（４頁）、学士課程教育に関する多面的な検討に比べると、残念ながら物足りなさを覚えました。大学院教育改革策としては、「産業界等との連携」による「強化」が提案されていますが（１３頁）、学士課程教育のユニバーサル化が実現して、「専門知」の育成という大学固有の使命が大学院に移譲される傾向が強くなっている今だからこそ、大学院教育による「専門知」の高度化を推進する方策を具体的に検討する必要があると考えます。教育未来創造会議における大学院教育強化策なども参照しながら、各大学が共有できるバランスの良い基本方針を策定してくださることを要望します。

（５）リカレント教育とリスキリングについて

人生100年時代における次期基本計画のコンセプトともいうべき「総括的な基本方針」に据えられている「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現するためには、社会人教育の充実が不可欠な要素となります。

リカレント教育については、私大連も大きな関心を持っており、独自に研究調査を続けています。私大連の現時点での検討においては、学士課程教育におけるリカレント教育と大学院教育におけるリカレント教育では、その社会的ニーズ等に大きな懸隔があるため、まず、分野別の特性も視野に入れながら、それぞれの目的と実施方法などを整理する必要があると考えています。リカレント教育においては、「高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要」という指摘があり（１４頁）、リカレント教育とリスキリングがシームレスに接続することが前提とされているように読めます。また、リカレント教育の目的は、「生涯学習の推進」と規定されている個所もあります（１４頁）。趣旨は十分理解できますが、生涯学習と高度専門人材の育成は、教育活動としては、目的も方法論もかなり異質なもので、貴部会のリカレント教育論が教育学的に混乱しているのではないかと感じます。

社会人教育には、１）生活の糧を得る、さらなる社会参画や知的満足（文化・教養）の充足といったことを目的として、概して職場を離れて行う「リカレント教育」と、２）従業員が企業で就業中に新たなスキルを習得することを目的として、これまでに身につけてきた職務スキルを時代や産業構造の変化にあわせて新しく習得し直す、またはアップグレードするための「リスキリング教育」とに大別されるとの定義もなされつつあるようです。そうした点を踏まえますと、「目標８　生涯学び、活躍できる環境整備」は生涯学習という概念のもとでの「リカレント教育」のみを念頭に置いたものであるように感じられ、「目標８」以外は、幼児から就職前の２０歳前後の、従来の一般的な大学生までを念頭に置いた目標や基本施策となっている感が否めません。上記の「大学院教育のあり方」とも関連しますが、高等教育機関におけるリカレントとリスキリングに係る概念の整理を含めた社会人教育のあり方、とくに「リスキリング教育」をも念頭に置いた目標や施策が必要であるように思われます。

リカレント教育やリスキリング教育の推進が大学教育にとって焦眉の課題であるという認識には、心から賛同しておりますので、「学修者本位」の議論をさらに精緻に整理して、私大連の今後の研究調査にも寄与する確かな指針を示してくださることを強く期待します。

３．「Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策」に関する意見

（１）成果指標について

成果指標については、現段階では【指標候補】として公表されるにとどまっていますが、今後各種数値指標が設定されることになると推察します。計画の成果評価に際して、数値化による可視化が必須であることは、十分理解していますが、その指標が実質的に

教育の質保証に貢献するものであることを慎重に検討し、数値自体が自己目的化しないように留意されることを期待します。

たとえば、「目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」において、「４学期制を導入する大学の割合の増加」（３６頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、まず、４学期制が大学教育の質保証にどのように寄与したのかどうかを確認する必要があります。また、同様に「目標５　イノベーションを担う人材育成」において、「全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加」（４８頁）が【指標候補】として挙げられていますが、候補として検討する場合には、受講者数を指標とすることが適切かどうかを検討する必要があると考えます。

（２）私立学校の教育研究の質向上ための教育研究基盤の整備について

教育研究の質向上に関わって、「国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置する」（３０、６４頁）とされ、私立学校の教育研究基盤の整備に関わって、私立学校振興助成法が目的としている「教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める」（６９頁）とされています。

しかしその一方で、その実現に向けた数値目標等が明確になっていません。わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」「政府支出に占める公的教育費割合」がいずれもＯＥＣＤ各国の中で最低水準であることや、学生一人当たりの公財政支出について１３倍に上る国私間格差の存在といった現状を打開するための、より具体的な基本施策と評価指標等が設定されるべきであると考えます。

（３）理工系分野での女性の活躍推進について

高等教育において理工系分野や文理融合分野を専攻する学生を増やすことは、多様化する社会課題を複合的な視点から解決する人材の育成に繋がり望ましいと思います。そのためには、「女子中高生の理工系分野への興味・関心」を高める必要があり、「ロールモデルの提示」などの提言があり（４７頁）、その通りであると考えます。さらにこれに加えて、家庭や学校等、社会全体として、小学校教育を含めた初期の教育段階からの理数系科目への性別による区別意識や思い込み（アンコンシャス・バイアス）を排除することも重要であると思われます。この観点からは、成果指標においても、「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（３６頁）は男女別の指標とするのがよいのではないかと考えます。

以上

資料３－５

次期教育振興基本計画について（答申）【概要】

令和５年３月８日 中央教育審議会

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】
・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果	第3期計画期間中の課題
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等	・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく

・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要

・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれの**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む

・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与

・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**

・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進

・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**

・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進

・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充

・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化

・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、**学校における働き方改革の更なる推進**、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「**人への投資**」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。「**未来への投資」としての教育投資**を社会全体で確保。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大　等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・GIGAスクール構想、教師の処遇等の在り方の検討、指導体制の構築、教員研修高度化
・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策　等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後５年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
１．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上　○高等学校教育改革　○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進　○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進　○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
２．豊かな心の育成	○道徳教育の推進　○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進　○体験・交流活動の充実　○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進　○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
３．健やかな体の育成、スポーツを通した豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実　○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・１週間の総運動時間が６０分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
４．グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進　○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　○外国語教育の充実	・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合　※留学等の国際交流は今後設定予定
５．イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実　○大学院教育改革　○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進　○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進　○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進　○不登校児童生徒への支援の推進　○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策　○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実　○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進　○日本語教育の充実　○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
８．生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実　○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供　○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進　○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用　○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この１年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
１０．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化　○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
１１．教育DXの推進・デジタル人材の育成	○１人１台端末の活用　○児童生徒の情報活用能力の育成　○教師の指導力向上 ○校務DXの推進　○教育データの標準化　○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）　○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力　・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
１２．指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○指導体制の整備　○学校における働き方改革の更なる推進　○ICT環境の充実 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革　○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮　・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒１人１台端末の整備状況　・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況　・大学間連携に取り組む大学数
１３．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援　○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数
１４．NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携　○企業との連携　○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携　○福祉機関との連携　○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
１５．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備　○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備　○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
１６．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

資料４：就職問題等関係

資料４－１

令和５年４月 10 日

経済団体・業界団体等の長　殿（団体名、長の役職を記載）

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、近年、学生の就職活動は、早期化・長期化する傾向にあることに加え、就職・採用活動の開始日より前にインターンシップ等と称して実質的な採用選考活動が実施されるなどの事態が生じているほか、就職活動を行う学生に対するハラスメントが問題となっています。これらは、学生に混乱をもたらすとともに、学業に専念する機会や、安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

また、2024 年度卒業・修了予定者に対し、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の整理に基づいたインターンシップ等が開始されるようになるなど、学生の就職・採用活動に関する新たな取組も進んでいます。

こうした状況を踏まえ、政府として「2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を別紙１のとおり取りまとめました。就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みを揃えた取組が必要です。本要請事項の趣旨を御理解いただき、加盟各企業等に対し、周知していただくとともに、本要請への御協力をお願い申し上げます。

なお、2025（令和７）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動について、専門性の高い人材に関する採用日程の弾力化も含め、政府・経済界・大学で検討を重ね、合意形成に努めてきました。その検討結果について、別紙２のとおり取りまとめたところであり、十分な周知及び準備期間が必要となることから、今般お示しすることとします。なお、対象は、今般の要請の対象となる学生のさらに１年後からであり、正式には、2023 年度末頃に要請する予定です。

（別紙１）

2024（令和６）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施に加え、学生が学業に専念できる環境を確保するため、2024（令和６）年度（2025（令和７）年３月）に卒業・修了予定の学生[1]を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体[2]に対し、以下の各項目の枠内の事項について、広く要請します。

１．就職・採用活動の日程

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業等に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、通常の学事日程に配慮して定められた広報活動の開始日（卒業・修了年度に入る直前の３月１日）及び採用選考活動の開始日（卒業・修了年度の６月１日）よりも前に、それらの活動が行われることで、広報活動及び採用選考活動が一部で早期化し、学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しています[3]。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

① 就職・採用活動の日程
- **広報活動開始：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降**
- **採用選考活動開始：　卒業・修了年度の６月１日以降**
- **正式な内定日：　卒業・修了年度の 10 月１日以降**

② 広報活動の開始期日より前に行う活動は、不特定多数に向けた一般的なもの[4]にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報・採用選考活動は行わないこと[5]。

③ 広報活動の実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分に周知[6]すること。

なお、多様な人材の活躍を促進する観点から、通年採用や経験者採用の導入・拡大など、採用方法の多様化を一層推進していくことを期待します[7]。

[1] 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程（後期）に在籍している院生はこの限りではありません。
[2] 採用を予定する企業のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体も含みます。
[3] 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」（2022（令和４）年 11 月）
[4] 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなどです。
[5] 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。
[6] 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。
[7] 日本経済団体連合会「2023 年版経営労働政策特別委員会報告」でも採用方法の多様化が推奨されています。

（アンケート）

別紙の要請事項の周知状況等を把握するため、本年夏頃、アンケートを別途実施するので、御協力をお願い申し上げます。

【用語の定義】

○　広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生に対して広く発信していく活動をいう。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社や就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。

○　採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動をいう。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所（オンラインを含む。）を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動をいう[8]。

２．学事日程等への配慮

学生の就職活動期間が長期化すると、学修時間等の確保に影響を与えます。採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量が与えられているものではないため、学生の負担軽減・学修時間の確保・学事日程等に十分に配慮する必要があります。

①　面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯、長期休暇期間等を活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること[9]。

②　学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選考活動の日時を設定すること。

③　採用選考活動の対象となる学生に対して、事前に余裕をもって連絡を行うこと。

④　学生のクールビズ[10]等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して周知すること。

⑤　上記①～④のほか、学生から個別事情の申し出がある場合、それらに十分配慮しながら採用選考活動を実施すること。

３．インターンシップの取扱い

インターンシップについては、産学協議会[11]における 2021 年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」[12]における整理を踏まえ、政府においても「インターン

[8] エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングは、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量が与えられていることから、上記の採用選考活動とは区別します。
[9] 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についても御留意願います。
[10] 政府としては、平成 17 年からクールビズ（冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など）を推進しており、各企業においては、業界の実態等に照らして、御協力をお願いいたします。
[11] 日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」
[12] 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2021 年度報告書(2022 年４月 18 日公表)

シップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」[13]を改正し、2024年度以降の卒業・修了予定者については、就職・採用活動開始日[14]以降に限って、一定の要件を満たした質の高いインターンシップで取得した学生情報を活用できることとなりました。

一方で、インターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組（以下、「インターンシップ等」という。）を契機として、本要請でお願いしている日程より前に実質的な採用選考活動が行われる事例、通常の学事日程を考慮しないインターンシップ等が実施されることにより、学生が学修時間等を確保しながら就職活動に取り組める環境が損なわれる事態も生じています。

こうしたことから、産学の共通理解に基づくインターンシップ等を実施することが重要です。

○　産学協議会2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」におけるインターンシップ等の類型や「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ、適切なインターンシップ等を行うこと。主な内容は下記のとおり。

・　キャリア形成支援における産学協働の取組[15]のうち、タイプ１（オープン・カンパニー）、タイプ２（キャリア教育）は、「インターンシップ」には該当しないため、インターンシップと称して行ったり情報発信したりしないこと。

・　インターンシップに参加できる学生数は限られており、就職活動予定者の一部しか参加できないことが想定されるため、インターンシップ参加経験のない者であっても、採用選考へのエントリーは可能であることを十分に周知すること。

・　インターンシップで取得した学生情報を就職・採用活動に活用できるのは、一定の要件[16]を満たしたタイプ３のものに限られ、そのようなインターンシップには、募集要項等に「産学協議会基準準拠マーク」の記載が可能になることに留意すること。（別紙１－２参照）

・　広報活動又は採用選考活動の開始日より前に行うインターンシップ等については、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること。

・　広報活動又は採用選考活動の開始日以後に、2024（令和６）年度卒業・修了予定者を含むインターンシップ等を実施する場合には、広報活動又は採用選考活動の趣旨を含むことも差し支えないが、その場合は、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること。

・　インターンシップを実施する場合は、学生の長期休暇を活用し[17]、学事日程に十分に配慮すること。

[13] 文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名、平成９年９月18日策定。令和４年６月13日最終改正。
[14] 広報活動は卒業・修了年度に入る直前の３月１日、採用選考活動は卒業・修了年度の６月１日
[15] 以下の４つのタイプに分類。
①タイプ１（オープン・カンパニー）：企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会、セミナー・職場見学会等
②タイプ２（キャリア教育）：大学等が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）、企業がＣＳＲとして実施するプログラム等。
③タイプ３（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）：一定の期間（汎用的能力活用型では５日間以上、専門活用型では２週間以上）、就業体験を伴うもので、学生にとってはその仕事に就く能力が自らに備わっているか見極め、企業にとっては学生の評価材料を取得するもの。
④タイプ４（高度専門型インターンシップ）：就業体験を通じて、学生にとっては実践力を向上させ、企業にとっては学生の評価材料を取得するもので、ジョブ型研究インターンシップ（試行中）、高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ(検討中）が該当。
[16] 以下の５つの要件。
①インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験（テレワークが常態化している場合はテレワークも含む。）に充てること
②職場の社員が学生を指導し、終了後にフィードバックを行うこと
③汎用的能力活用型では５日間以上、専門能力活用型では２週間以上をかけて実施すること
④学業との両立の観点から、学部３年・４年ないし修士１年・２年の長期休暇期間に実施すること（但し、大学正課および大学院博士課程（後期）はこの限りでありません。）
⑤プログラムの趣旨・内容・就業体験を行う際に必要な能力・採用選考活動等開始日以降に学生情報を活用する旨・採用選考活動等の実績概要など、産学協議会が設けた項目をＨＰ等で公表すること
[17] 翌日の学業やレポート作成等に影響がないように配慮するとともに、採用担当者の労務管理についても御留意願います。

③　2025（令和７）年３月とは卒業・修了の時期が異なるなど何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対して、通年採用や秋季採用の導入を始めとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討すること。また、そうした機会を提供している場合には、積極的に周知すること。

４．卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い

近年は、留学や課外活動など様々な活動に意欲的に取り組む様々な学生も数多くいます。そうした意欲や能力ある有為な若者に、応募の機会を幅広く提供することが重要です。

①　若者雇用促進法に基づく指針[18]も踏まえ、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること。

②　上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を積極的に提供するとともに、その場合には、その旨の情報発信を行うこと。

５．日本人海外留学者[19]や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じることがないよう、多様で公平・公正な採用選考の機会を提供することが重要です。

①　日本人海外留学者や外国人留学生に対して、一括採用のほか、通年採用など多様な採用選考機会を設けるなどの取組を、各企業の必要に応じて行うとともに、積極的に周知すること。

②　外国人留学生に対して、業種や職種等によって求められる日本語能力が多様であること等も踏まえ、選考時点での一律の日本語能力ではなく、業務で求められる日本語能力や専門性に応じた採用選考を行うなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。

**　また、そうした取組については、外国人留学生の多様性に応じた採用選考や採用後の柔軟な人材育成・処遇等について政府として策定したチェックリストやベストプラクティス[20]等を参考に、積極的に周知すること。**

[18] 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）
[19] 留学期間が１．の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。
[20] 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム（文部科学省、厚生労働省、経済産業省の３省共同事務局）において「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定（令和２年２月）。

６．オンラインの活用

学生がオンラインであっても対面と同様に不公平・不公正な扱いを受けることなく、安心して就職活動に取り組める環境を整えることが重要です。また、大学等の所在地により、学生の就職活動に不利が生じないよう、配慮する必要があります。

①　オンラインによる企業説明会や面接・試験を実施する場合には、その旨を積極的に情報発信すること。特に、遠隔地の学生に対して、オンラインでの実施を積極的に検討し、そうした機会を提供している場合には、積極的に周知すること。

②　通信手段や使用ツールなど、どのような条件で実施するかについて事前に明示し、学生が準備する時間を確保すること。

③　通信環境により、音声・映像が途切れる場合には、学生が不安にならないよう対応すること。

④　オンライン環境にアクセスすることが困難な学生に対しては、対面や他の通信手段による企業説明会や面接・試験等も併せて実施すること。

７．成績証明等の一層の活用

採用選考活動では、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要です[21]。

○　採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用すること（例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど）等により、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

８．公平・公正で透明な採用、個人情報の不適切な取扱いの防止の徹底

学生が安心して就職活動に取り組むためには、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公平・公正で透明な採用選考を行っていただくことが必要です。また、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案などが発生しました。

○　関係法令等[22]を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行うとともに、学生の個人情報の取扱い等を適切に行うこと。

[21] 日本経済団体連合会「2023年版経営労働政策特別委員会報告」では、「学修成果の評価や保有しているスキル・職能に基づいた採用基準による採用枠の拡大を検討する」旨が記載されています。
[22] 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）、「職業安定法」（昭和22年法律第141号）、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

９．セクシュアルハラスメントの防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込んだ、学生に対するセクシュアルハラスメントが確認されています[23]。

○　採用選考活動やOB・OG訪問対応時等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行う[24]など、セクシュアルハラスメントの防止のための対応を徹底すること。

10．採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為の防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込んだ、学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆる「オワハラ」）が確認されています。

○　正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりすることや、内（々）定期間中に行われた業務性が強い研修について、内（々）定辞退後に研修費用の返還を求めたり、事前にその誓約書を要求したりすることなど、採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないよう徹底すること。

11．学生からの苦情・相談への対応

上記のようなハラスメント行為への対応も含め、学生が安心して就職活動に取り組めるような環境づくりのため、大学・企業・政府等の関係者が学生からの苦情・相談に対応することが重要であり、企業の皆様におかれては、下記の対応をお願いします。

○　若者雇用促進法に基づく指針等も踏まえ、職業安定機関（ハローワーク等）等と連携を図りつつ、相談窓口の設置など、学生からの苦情・相談を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

以　上

[23] 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」（令和４年11月）
[24] 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」等

（別紙１－２）

産学協議会基準準拠マーク

質の高いインターンシップの普及に向けて、産学協議会が合意した５つの要件（就業体験、実施期間等）を満たすプログラムには、本マークの使用が可能。
※2023年の夏休み以降に実施するプログラムから適用

（別紙２）

インターンシップを活用した就職・採用活動日程ルールの見直しについて

令和５年４月10日

専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者が、より一層活躍できるようにすることが求められている。学生の学修時間の確保に十分留意しつつ、通年採用・経験者採用の拡大など企業における採用・キャリアパスの多様化・複線化の進展、専門性の高い人材や留学生など多様な人材の活躍推進の観点、また、質の高いインターンシップの実施とその活用により、学生のキャリア形成支援の充実や企業とのマッチング促進などに資する観点なども踏まえながら、専門性の高い人材に関する採用日程の弾力化を図ることとし、下記の通り、その具体的内容を示すこととする。

記

Ⅰ．内容

現行の就職・採用活動日程ルール[1]を原則とする。

それに加えて、以下のⅡ．の人材については、

① 卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会[2]が令和４(2022)年４月にまとめた[3]タイプ３のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ

② インターンシップ後の採用選考を経ること

により、６月の採用選考開始時期にとらわれないこととする[4]。

Ⅱ．対象

対象となる人材については、産学協議会が令和４(2022)年４月にまとめたタイプ３のうち専門活用型インターンシップを通じて判断される者とする[5]。

（参考）タイプ３のインターンシップ（就業体験、自らの能力の見極め、評価材料の取得）

汎用的能力・専門活用型インターンシップ

① 汎用的能力活用型インターンシップ　　実施期間は５日以上

② 専門活用型インターンシップ　　実施期間は２週間以上

注）実施期間のうち半分を超える日数は職場での就業体験が必要

[1] 例年、年度末に政府から経済団体・業界団体等に対して行っている就職・採用活動に関する要請における大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の新規卒業・修了予定者を対象とした就職・採用活動日程ルールを指す。現行は以下の通り。
・広報活動開始　：卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始：卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日　：卒業・修了年度の10月１日以降

[2] 日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」

[3] 「採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書（2022年４月18日公表）」参照。

[4] すなわち、３月の広報活動開始以降であれば、６月以降の採用選考活動開始を待つことなく、内々定を出すことができることとする。

[5] このほか、タイプ４の「ジョブ型研究インターンシップ」は、博士課程学生対象で実施中、「高度な専門性を重視した修士課程学生向け」は、産学協議会にて検討中。

Ⅲ．留意事項

１．Ⅰ及びⅡの実施に当たっては、

（１）透明性確保のため、Ⅱ．の人材を求めるためにインターンシップを実施する企業は、以下の内容を含む事項をＨＰ等で公表する。

１）産学協議会(令和４(2022)年４月))に準拠したタイプ３のインターンシップの情報開示要件

① プログラムの趣旨(目的)
② 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
③ 就業体験の内容（受入れ職場に関する情報を含む）
④ 就業体験を行う際に必要な能力
⑤ インターンシップにおけるフィードバック
⑥ 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨（活用内容の記載は任意）
⑦ 当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等）
⑧ インターンシップに係る実績概要（過去２～３年程度）
⑨ 採用選考活動等の実績概要

２）その他の開示要件

① 就業体験を行う際に学生に求める大学における学修成果水準(GPA等)
② 就業体験を行う際に学生に求める専門的能力
③ 参考情報として、新卒一括採用に係る採用計画(採用人数等)

（２）多様な人材の活躍を促すため、実施企業は、新卒学生のみならず、博士課程学生、既卒学生、海外からの日本人及び外国人留学生など多様な人材にも、同様のインターンシップ、採用選考の機会を設ける。

（３）採用時には、就業後のキャリアパスの多様化に資するため、実施企業は、学生の専門性や能力を生かすことを考慮する。

２．学生の学修時間の確保のため、引き続き、日程ルールが守られるよう、働きかける。

また、学生の職業選択の自由の確保のため、新卒等の採用を行う企業は、学生の幅広い就職活動を認めるため、学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ等）は行わないこととする。その実効性の担保のため、学生が相談できる窓口を設けることとする。

大学は、学生に対し、内々定を受けた後であっても、引き続き就職活動ができる旨を周知徹底する。仮に不当な行為等があった場合には、キャリアセンター等の窓口で相談や企業に対する申し入れができることとする。

また、ハローワークにおいても、学生からの相談を受けつけ、相談者の意向も踏まえつつ、事実確認の上で、適切に対処する。

政府は、就職・採用活動の状況を見ながら、所要の措置の検討を行う。

Ⅳ．施行時期

令和７(2025)年度（令和８(2026)年３月）卒業・修了以降の学生を対象とする。

以上

参考資料

令和５年４月10日

経済団体・業界団体等の長 殿

就職問題懇談会座長
大 野 英 男
（東北大学総長）

「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（企業等への要請）」について

この度、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下、「申合せ」という。）を参考のとおり定めました。

「申合せ」では、就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等のため、各大学等が取り組む事項についてまとめています。

大学等は、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するために全教職員が協力し、全学的に「申合せ」を実行する所存ですが、学生が混乱することなく就職・採用選考活動を円滑に実施するためには、各企業等及び求人広告会社やその他就職支援サービス会社の皆様の御理解・御協力が不可欠であるため、学生の就職・採用選考活動に際し留意いただきたい事柄を「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」として、別紙のとおりまとめました。

貴団体におかれては、本趣旨を御勘案いただき、加盟企業等に対して周知徹底を要請します。

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要であると考えています。大学等の活動に御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

なお、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」では、学生のキャリア形成を産学で連携して支援していくことについて合意しました。産学協議会ウェブサイトでは、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の新しい整理である４つの類型の基本的考え方や、その実施に向けた周知活動を行っています。今後の実践に向けてぜひ一度ご覧ください。

○産学協議会ウェブサイト
https://www.sangakukyogikai.org/activities

（別紙）

令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について
（企業等への要請）

就職問題懇談会は、学生が大学等において学問をしっかりと修めることが、社会や企業等にとっても有意義であり、企業等が学生に対する採用活動について共通認識を持つことが重要であると考える。このため、学生が安心して学業に専念できるよう、学修環境の確保を前提とした採用選考活動を実施いただきたく、以下の点を要請する。

（１）就職・採用選考活動開始時期の遵守

大学等の学事暦に十分配慮し、以下の就職・採用選考活動日程を遵守すること。

・広報活動開始[i] ： 卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始[ii] ： 卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日 ： 卒業・修了年度の１０月１日以降

学生の採用選考に当たり、求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用する際も、本要請を遵守したサービスであることを確認した上で利用すること。

また、採用選考活動開始前の早期の段階で採用の内々定を出すことや、「早期選考」等と称して採用選考活動開始前に採用選考活動を実施することは学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。

なお、海外留学する学生もいることから、上記日程後長期にわたって積極的に広報活動及び採用選考活動を実施するとともに、卒業・修了した学生に対しても同様の活動を行うこと。

（２）学生の学業等への配慮

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合には、当該活動が学業の妨げとならないよう、以下の点に配慮すること。

① 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複しないかあらかじめ学生に確認し、必要に応じて個別的な採用選考日時の変更など必要な対応を明示的に行うこと。また、土日祝日や平日の夕方を活用するほかインターネットなどの多様な通信手段も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないよう極力柔軟に対応すること。
② 大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利とならないよう配慮すること。
③ 多様な通信手段を活用した採用選考活動を行う際には、学生の通信環境を考慮した対応として、通信環境が整わない学生が不利益を被らないよう配慮し、音声・映像が途切れた場合の対応をあらかじめ明示すること。また、学生が準備する時間を確保するため、通信手法について余裕をもって連絡すること。

（３）多様な選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者[iii]や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学者や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取組を各企業等の必要に応じて行い、取組を行っている企業等は、様々な募集の機会についてインターネットなどの多様な通信手段も活用して積極的に周知・広報すること。

（４）雇用機会均等、職業選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨及び障害者雇用促進法等にのっとって採用選考活動を行うこと。特に、総合職採用における女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切に対応すること。

また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

① 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出要求
② ６月１日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等の実施
③ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
④ 自由応募型の採用選考において、内々定と引き替えに大学等あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること

など、学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むこと。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに付け込んで、性的な言動や人権を侵害するような行為をすることがないよう、当該人事担当者等への適切な事前指導・教育を行うこと。

また、採用選考活動等で差別的な取扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類（エントリーシート等を含む）」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないこと。面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないこと。

さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているのであれば、その使途を明確に事前周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、あらかじめ示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示すること。

（５）インターンシップの適切な実施

インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段

階に応じて具体的内容は異なる）」とされており、その実施に当たっては、「三省合意」を踏まえ[iv]、適切に実施すること。

インターンシップの実施に当たり、特に以下の点について留意すること。

① インターンシップは原則として、広報活動や採用選考活動そのものではない。令和５年度以降に実施するインターンシップには、就業体験要件や指導要件等、一定の要件が定められていることから、既存のプログラムが要件を満たしているかを確認するとともに、要件を満たさない場合には「インターンシップ」と称して実施することは厳に慎むこと。特に、実質的に就業体験を伴わず業務説明の場となっている「ワンデーインターンシップ」などと称した行事は、就業体験要件や実施期間要件を満たしていないことが明らかであるため、見直しを図ること。また、インターンシップに参加する学生を求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用して公募する際は、本要請を遵守したサービスであることを確認した上で利用すること。
② インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の教育的効果を高めるため、大学等との連携の下実施すること。
③ 学生の学業を妨げることがないようインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。
④ 一定の要件を満たしたインターンシップに限り、取得した学生の個人情報を、３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できる。なお、令和６年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組で、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

（６）採用選考活動における学業成果等の評価

採用選考において、卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組状況を表す書類（例えば成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得したり、学生が提出する学修成果等に関する資料（例えばｅポートフォリオやディプロマ・サプリメント等）を採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果等を適切に評価すること。

（７）学生の健康状態への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等の取扱いを明示することで、学生の健康面に配慮すること。

（８）卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い

個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、「若者雇用促進法」に基づく指針[v]の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針にのっとって、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少

なくとも３年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めること。

（９）本要請の周知と対応

企業及び経済団体・業界団体等においても、本要請の周知・理解の促進と、それを踏まえた適切な採用選考活動の実施に務めること。

（用語解説）

[i] 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。
開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社やその他就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点（令和６年度卒業・修了予定者は令和６年３月１日）とする。
また、会社説明会などのように、学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントは、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。
開始期日前は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生情報の取得や学生情報を活用した活動は行わないこと。
（広報活動日程を事前に公表することは差し支えない。）
なお、求人広告会社やその他就職支援サービス会社は、開始期日の前後を問わず大学の授業・試験期間を十分に配慮したサイト等の運営に留意すること。
求人広告会社やその他就職支援サービス会社とは、従来の就職情報会社のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体を指す。

[ii] 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。

[iii] 令和６年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者など。

[iv] 令和４年４月に一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」が四つの類型に整理されたことを踏まえ、令和４年６月に政府の「三省合意」が改正され、インターンシップの定義の見直しが行われている。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

[v] 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年 9 月 30 日厚生労働省）

参　考

令和５年４月 10 日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長殿
各国公私立高等専門学校長

就職問題懇談会座長
大野英男
（東北大学総長）

令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）について

この度、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下、「申合せ」という。）を別紙のとおり定めました。

申合せでは、就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、各大学等が取り組む事項についてまとめています。

また、学生の学修環境を確保し、秩序ある就職・採用活動が実施されるようにするため、就職問題懇談会として各企業に御理解・御協力を要請したい事項を「令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」としてまとめ、経済団体等に対し、加盟企業に周知徹底を要請します。

ついては、別紙の「申合せ」の内容に御留意の上、各大学等におかれては、正常な学校教育と学生の学修環境が確保されるよう全教職員が連携・協力し、全学一丸となった対応をお願いします。

なお、日本経済団体連合会が主催する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」では、学生のキャリア形成を産学で連携して支援していくことについて合意しました。産学協議会ウェブサイトでは、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の新しい整理である４つの類型の基本的考え方や、その実施に向けた周知活動を行っています。今後の実践に向けてぜひ一度ご覧ください。

○産学協議会ウェブサイト
https://www.sangakukyogikai.org/activities

（別紙）

令和６年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について
（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、経済・社会構造が大きく変化している状況の中で、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、令和６年度卒業・修了予定者の就職・採用活動が多様化している中で、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするための検討を行い、政府に対し就職問題懇談会としての考えを伝え、昨年 11 月に政府が公表した「2024 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」にも反映されたところ。

このような流れを踏まえ、就職問題懇談会では、令和６年度の大学等卒業・修了予定者に係る就職に関し各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせを定めた。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行するよう努める。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題懇談会としても企業及び求人広告会社やその他就職支援サービス会社等に対し協力要請を行う。

記

１．各大学等は、就職・採用選考活動に関する本申合せの大きな目的が、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、各大学等は、学事暦に十分に配慮し、以下の就職・採用選考活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。

・広報活動開始[i]　：　卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
・採用選考活動開始[ii]　：　卒業・修了年度の６月１日以降
・正式な内定日　：　卒業・修了年度の１０月１日以降

なお、海外留学や教育実習に取り組む学生も考慮して、多様性に配慮した広報活動及び採用選考活動を実施することを企業等に要請する。

また、卒業・修了後であっても新卒採用に応募を可能とすることも要請する。

２．各大学等は、就職・採用選考活動に関し、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、企業等に具体的な対応を要請する必要がないか確認するなど、きめ細かな支援を行う。

３．各大学等は、採用選考において学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請するとともに、学生が自らの学修成果等を企業等に対して容易に説明できるよう、企業等において適切な評価に資する情報・資料を、積極的に提供するように努める。

４．各大学等は、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。特に、インターンシップ実施に当たって要件が定められていることを踏まえ、「企業説明会」等を「ワンデーインターンシップ」などと称して実施することがないよう留意する。なお、一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生情報は広報活動・採用選考活動開始以降に使用できるが、それ以外は使用できないことを、企業等に要請する。

５．各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用するに当たっては、新卒採用サービスの多様化に伴い、学生がその特徴を十分に理解した上で、業界・企業の十分な研究を通じて、適切な利用方法により、進路を検討するよう学生への周知・指導する。なお、就職・採用選考活動の早期化を増長させないよう、学内での案内にも十分に留意する。

具体的取組

１．　就職・採用選考活動の円滑な実施

（１）就職・採用選考活動日程に関する留意事項

大学等は、就職・採用選考活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、以下の取扱いを遵守する。

① 「企業説明会」の取扱い

企業等が採用を目的として、事前に採用予定数や選考日程などの採用情報を広く学生に発信する「企業説明会」に対する会場提供や協力については、卒業・修了前年度３月１日以降とする。また、「ワンデーインターンシップ」などと称して、就業体験を伴わず、実態として特定の企業等の説明にとどまるプログラムとならないように留意する。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度の６月１日以降とする。

③ 正式内定に至るまでの対応

学生が正式内定に至るまで、いたずらに複数の内々定を保有した状態を継続することがないよう誠意ある対応に努めることを指導するとともに、９月３０日以前の内々定は学生を拘束するものではない旨を周知徹底する。

通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や、将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を経験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）」とされていることから、大学等の教育・学生のインターンシップを始めとするキャリア形成支援の一環として、各大学等が積極的に関与する。各大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」を踏まえ[Ⅳ]、適切な実施を徹底する。

学生に対しては、インターンシップは原則として就職・採用選考活動そのものではないということを周知する。また、「ワンデーインターンシップ」などと称して、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、インターンシップではない旨を周知する。

加えて、実質的に業務説明の場となっているインターンシップと称するものへの参加を理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

（２）企業がインターンシップ等で取得した学生情報の取扱い

各大学等は、企業等が一定の要件を満たしたインターンシップに限り、取得した学生情報を、３月以降は広報活動に、６月以降は採用選考活動に使用できることを周知する。その際、企業等が一定の要件を満たしていないにもかかわらず「インターンシップ」と称したプログラムを実施し、取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用しようとしていないか等について留意する。

なお、令和６年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る取組で、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合は、この限りではない。

３．その他の事項について

（１）求人広告会社やその他就職支援サービス会社の利用

各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用した就職活動を行う際には、それらが本申合せを遵守したサービスであることを確認するとともに、学生がそれぞれのサービスの特徴を十分に理解した上で利用するように指導し、学生が学業と就職活動を両立できる環境の確保に努める。なお、就職・採用選考活動の早期化を増長させないよう、学内での案内にも十分に留意する。

（２）各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用選考活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行う。

（３）本申合せの周知と対応

各大学等は、本申合せの内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応する。

（２）学生への周知・情報提供

① 就職・採用選考活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用選考活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知する。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であることを周知・指導する。

② 留学や教育実習等を希望する学生への周知

各大学等は、留学や教育実習等を検討している学生には、企業等が様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討するよう依頼しているとともに、そうした機会を提供している場合には、企業等が情報発信するよう求めていること等を周知・指導する。

③ 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は、特定の企業等に偏らない様々な企業等に関する情報や、学部・分野別の就職実績等に関する情報の積極的な提供に努める。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学者[Ⅲ]や外国人留学生に対し、企業等での採用に関する情報をインターネットなどの多様な通信手段も活用して積極的に提供し、就職活動において不利にならないよう配慮する。

（３）学修成果等に関する情報の提供

各大学等は、学生の卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組状況を学生が企業等に対して容易に説明ができるよう、企業等にとって確認・閲覧しやすい形（例えばｅポートフォリオやディプロマ・サプリメント等）で提供するなど、学修成果等の適切な評価に資する情報・資料の提供に取り組む。

（４）相談体制の充実

就職活動中の学生には、企業等からなかなか内々定がもらえないといったことや、企業等の職員からのハラスメントなど、あってはならないことが過去に起こっていることから、ガイダンスなどを通じてあらかじめ学生に注意喚起するとともに、これらに学生が巻き込まれた場合に適切な対応ができるよう、既存の就職支援窓口の充実や学生支援担当者の意識啓発を進める。

２．就職・採用選考活動の公平・公正の確保について

（１）インターンシップに係る大学の関与と学生への周知

インターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「三省合意」という）では「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で

また、企業等に対しても、本申合せの内容の周知を図る。各大学等による企業等への直接的な要請は本申合せの趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学等は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努める。

本申合せの内容に関して、企業等や求人広告会社やその他就職支援サービス会社等において不適切な取組が行われていることを各大学等が確認した場合には、必要に応じて、各大学等において、今後の学生に対する指導等の際に、当該企業等に関する情報として共有する。

さらに、悪質と思われる事案については、各大学や関係団体、就職問題懇談会等において情報共有し、課題として検討することなどを通じて、大学等全体として、学生の学修環境の確保と就職活動の秩序維持に努める。

（用語解説）

[i] 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。
開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社やその他就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点（令和６年度卒業・修了予定者は令和６年３月１日）とする。
また、会社説明会などのように、学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントは、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。
開始期日前は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるＰＲなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生情報の取得や学生情報を活用した活動は行わないこと。
（広報活動日程を事前に公表することは差し支えない。）
なお、求人広告会社やその他就職支援サービス会社は、開始期日の前後を問わず大学の授業・試験期間を十分に配慮したサイト等の運営に留意すること。
求人広告会社やその他就職支援サービス会社とは、従来の就職情報会社のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体を指す。

[ii] 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。

[iii] 令和６年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者など。

[iv] 令和４年４月に一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」が四つの類型に整理されたことを踏まえ、令和４年６月に政府の「三省合意」が改正され、インターンシップの定義の見直しが行われている。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

資料５：その他

資料５－１

ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～（概要）

はじめに（本提言の目的）

◆本提言は、ポストコロナ時代に向けた新たな大学教育の方向性を示すものであり、単位の実質化をはじめとする大学設置基準や質保証のあり方はどのように見直されるべきか、広く議論するための提言である。

◆今後、大学は、①いかなる災害のもとでも学びを止めない体制を構築するとともに、②デジタルを活用した学修者本位の学びの多様化、深化の方法を開発し、教育の質を上げていくことが重要である。

◆デジタルを活用した学びを実現する場合、「学びの場」としての大学の機能は、校舎面積等の一律の規定によるものではなく、どのように"学生たちの人間形成の場"を創造し、保全するかが問われる。

１．ポストコロナ時代を見据えた大学教育（大学の改革の方向性）

（１）大学での学び

○デジタル化により私立大学の個性や特色ある学びについて、どのような新しい形態の学びが可能となるのかを模索する必要がある。
○学修者本位の視点に立った「オンラインに適した学び」と「オンラインには適さない学び」の区別や適切な組み合わせに対して共通認識を持つ必要がある。

（２）グローバル化

○留学前指導の一環としてオンラインでの日本語学修プログラムを提供することで、より高質な日本留学を実現可能となる。また、送り出しの学生に対しても同様のプログラムを提供したり、留学中の支援の多角化も期待できる。
○海外の大学と連携し、オンラインによる相互の留学を実現することが可能となる。

（３）リカレント教育

○産官学連携のもとオンラインを活用したリカレント教育を積極的に推進する。
○リカレント教育の位置づけや責任ある運用を大学設置基準の中に明示することも検討する必要がある。

（４）地方創生と大学間連携

○地方大学と海外の大学の連携を進め、オンラインによる単位互換制度等を整備し、海外を含む他地域からの学生の獲得を目指すべきである。
○学生のクロスアポイントメントのような制度を模索して、地方大学と首都圏の大学の新たな連携を提示することもできる。

（５）高大接続

○オンラインを活用して、高校生や保護者に３ポリシーの説明や大学の特色、卒業後のキャリアパスを情報共有することが可能となる。
○大学授業の先取り（入学後は単位として認定される）制度の導入を検討する。
○入学者選抜のデジタル化については将来的な課題とする。

（６）課外活動

○大学は、学生の課外活動の重要性を認識し、対面を組み合わせたハイブリッド授業を積極的に導入するなど、オンキャンパスでの課外活動の活性化のための方策を検討する。
○海外学生団体との交流等が容易になるなど、オンラインを活用すれば、課外活動の展開が広がる。

２．国の規制の緩和や支援

（１）大学設置基準

【緊急課題】

①遠隔授業の方法により修得する単位数の上限

○卒業要件にかかわるオンライン授業による修得単位数（60 単位）の上限は撤廃すべき

【中長期的に検討が必要な課題】

②単位の実質化

○単位の実質化を実現し、生涯学び続ける自律的学修者を育成するため、現行の単位制で定められている「学修時間」や「単位数」はガイドラインとし、「在籍年数」は削除すべき

③校舎等施設、校地面積、校舎の面積等

○オンライン授業を高度に活用することにより、空間と時間から相当な部分で解放されることから、大学施設に関する基本的な考えを示す第 34 条（校地）以外の基準は全面的に削除すべき

④定員管理

○学部間や大学間における連携教育プログラムの実現のためにも、定員管理の単位は学部単位ではなく大学単位とすべき。
○定員管理は単年度ではなく、複数年度の平均で行うべき。定員の単年度充足率を経常費補助金算定の基準とすることは、大学の運営を委縮させる要因となっている。
○国がリカレント教育やグローバル化の推進という方針を今後も堅持するならば、その定員は別枠扱いの措置とすべき
○収容定員に対する専任教員数の規定は学部の種類や大学の実態に即して見直すべき

⑤専任教員・職員の定義、役割

○教職中間職とも呼ぶべき「専門的職員」や「実務家教員」などの登場で教員と事務職定義が曖昧となっている。教員と職員の定義、役割について規定すべき

（２）大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策

○大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策として、認証評価機関等を通じて、①教育の質、②経営状況、③定員充足率、④情報公表を含むガバナンス体制等の観点についてより厳格に点検し、承認を得た大学に対して緩和策を適用するということも考えられる。
○新たに大学を認可する場合は、現行の基準を適用し、完成年度以降緩和の対象としていくなどの方策を講ずるのも一案である。

（３）財政支援

【緊急性の高い課題】

①　デジタル化対応への財政支援

○情報インフラ整備のための基盤的な財政支援が継続的に行われるべき
○DX に関連する人材育成や先端的な教育プログラムの開発に対する公的支援が不可欠

②　学生に対する経済支援

○「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」を継続的に措置していく必要がある。また、私立大学学生の経済的困窮を救うための要件の見直しが不可欠
○中間所得層の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべき
○学生の安定的な学びを保障するため、経済的に困窮する学生に対する通信利用料等の救済措置を継続すべき

③　リカレント教育推進に係る支援

○受講する個人に対する受講費用の所得控除などの税制優遇措置や一定の出席率を前提とした給付金等の支給を講ずるべき
○リカレント教育を行う大学に対して、寄附を促進するための優遇税制などのインセンティブを整備すべき

④　大学病院に対する支援

○医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する全面的支援をすべき

【中長期的課題】

⑤　学校法人に対する寄附促進

○法人からの私立学校への寄附拡大のため、寄附者のインセンティブ拡充となる税制措置を導入すべき

３．質向上のあり方

（１）学修成果の可視化

○大学は、オンライン教育を含めたポストコロナの大学教育の学修成果の可視化の指標や測定方法について検討を開始する。

（２）情報公表

○文部科学省は、オンライン教育に関する定義を明確にし、公表すべき情報について大学間に共通理解を形成する必要がある。
○大学は、オンライン教育の急速な普及を受け、新たな学生支援の一つとして認識すべき「情報支援」の方針について検討したうえで、情報公表の指針を策定する必要がある。
○大学は、授業料に関して人件費依存率等を含めた情報を積極的に発信し、社会の理解と支持を拡大する方策を検討する。

（３）内部質保証と認証評価

○大学は、大学教育を取り巻く環境が急激に変化し、それに応じて運営方針を変更することが大学の社会的責任であることを認識し、自己点検・評価活動の必須要件に、「定期性」と「恒常性」に加えて、「迅速性」をもって対応できる体制を整備する。
○大学は、学長ガバナンスのもとで全学的内部質保証システムを整備のうえ、機関別認証評価を積極的に活用し、個性と多様性を重視する私立大学の質向上の最も信頼できるエビデンスとする。

４．授業料に対する考え方

○国は、国立大学と私立大学に対する公的な財政支援の格差について抜本的な是正をすべきである。
○現在の授業料の制度は、入学から卒業までの標準４年間学ぶための経費であり、年度均等性を図るような授業料設定となっている。今後、大学は、多様な学び方の学生間の公正性を図るために、従量制に基づく１科目当たり授業料の本格的な検討も視野に入れる必要がある。

日本私立大学連盟

令和４年度事業報告の附属明細書

令和４年度事業報告の附属明細書

令和４年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和５年６月
一般社団法人日本私立大学連盟